

令和5年

第4回宮古島市議会(定例会)会議録

= 定 例 会 =

自 令和5年9月6日(水) 開 会

至 令和5年9月27日(水) 閉 会

宮 古 島 市 議 会

目 次

◎ 第4回定例会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	2
○ 応招議員名簿	8
○ 9月6日（議事日程第1号）	9
○ 会期及び日程	12
会議録署名議員の指名について	17
会期を定めることについて	17
議案審議	18
○ 9月7日（議事日程第2号）	21
議案審議	29
○ 9月20日（議事日程第3号）	65
一般質問	100
我如古 三 雄 君	100
西 里 芳 明 君	111
下 地 信 男 君	121
砂 川 和 也 君	132
仲 間 誉 人 君	146
○ 9月21日（議事日程第4号）	159
一般質問	162
下 地 茜 君	162
久 貝 美奈子 君	174
前 里 光 健 君	185
狩 俣 勝 成 君	198
下 地 信 広 君	210
○ 9月22日（議事日程第5号）	223
議案審議	226
一般質問	226
富 浜 靖 雄 君	226
平 良 和 彦 君	238
長 崎 富 夫 君	249
友 利 光 徳 君	259
上 地 堅 司 君	272
○ 9月25日（議事日程第6号）	283

一般質問	285
狩俣政作君	285
山下誠君	296
池城健君	309
新里匠君	319
○9月26日（議事日程第7号）	333
一般質問	335
上里樹君	335
平良敏夫君	346
栗国恒広君	360
山里雅彦君	373
○9月27日（議事日程第8号）	387
議案審議	399

※14名の議員が退席し、定足数を欠いたため、議長が休憩宣言を行った。休憩中、議長は再開し、同意案17件を審議すべく、出席を求めたが応じなかった。会議時間の閉議時刻の午後5時が近づいたため、議長は午後4時57分、議場のブザーを鳴らし、会議時間の延長を諮るべく出席を求めた。しかし、午後5時となっても定足数に達せず、流会となった。なお、同日は、9月定例会最終日であったが、議長の閉会宣言が行えず、同定例会は自然閉会となった。

宮古島市告示第156号

令和5年第4回宮古島市議会（定例会）を次のとおり招集する。

令和5年8月30日

宮古島市長 座喜味 一 幸

1 期 日 令和5年9月6日（水）

2 場 所 宮古島市議会議事堂

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第63号	令和5年度宮古島市一般会計補正予算(第3号)	市 長	令和5年 9月6日	令和5年 9月27日	原案可決
議案 第64号	令和5年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	〃
議案 第65号	令和5年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	〃
議案 第66号	令和5年度宮古島市介護保険特別会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	〃
議案 第67号	令和5年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	〃
議案 第68号	令和5年度宮古島市水道事業会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	〃
議案 第69号	令和5年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算(第2号)	〃	〃	〃	〃
議案 第70号	令和5年度宮古島市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	〃
議案 第71号	令和5年度宮古島市漁業集落排水事業会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	〃
議案 第72号	宮古島市税条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第73号	宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第74号	宮古島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第75号	宮古島市海業センター条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第76号	宮古島市火災予防条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第77号	財産の取得について	〃	〃	〃	〃
議案 第78号	字の区域の変更について	〃	〃	〃	〃

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
議案 第79号	字の区域の変更について	市長	令和5年 9月6日	令和5年 9月27日	原案可決
議案 第80号	市道路線の廃止について	〃	〃	〃	〃
議案 第81号	令和4年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃	〃	〃	〃
議案 第82号	令和4年度宮古島市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃	〃	〃	〃
議案 第83号	令和4年度宮古島市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃	〃	〃	〃
議案 第84号	令和4年度宮古島市漁業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃	〃	〃	〃
議案 第85号	令和5年度宮古島市一般会計補正予算(第4号)	〃	令和5年 9月22日	〃	〃
議案 第86号	損害賠償の額の決定及び和解について	〃	〃	〃	〃
認定 第1号	令和4年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について	〃	令和5年 9月6日	〃	認定
認定 第2号	令和4年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第3号	令和4年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第4号	令和4年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第5号	令和4年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第6号	令和4年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第7号	令和4年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第8号	令和4年度宮古島市水道事業会計決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第9号	令和4年度宮古島市公共下水道事業会計決算認定について	〃	〃	〃	〃

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
認定 第10号	令和4年度宮古島市農業集落排水事業会計決算認定について	市長	令和5年 9月6日	令和5年 9月27日	認定
認定 第11号	令和4年度宮古島市漁業集落排水事業会計決算認定について	〃	〃	〃	〃
報告 第11号	令和4年度宮古島市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	〃	〃		
報告 第12号	令和4年度宮古島市水道事業会計継続費精算報告について	〃	〃		
諮問 第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃	〃	令和5年 9月27日	適任
諮問 第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃	〃	〃	〃
諮問 第5号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃	〃	〃	〃
諮問 第6号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃	〃	〃	〃
諮問 第7号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃	〃	〃	〃
諮問 第8号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃	〃	〃	〃
同意案 第4号	農業委員会委員の任命について	〃	〃		審議未了
同意案 第5号	農業委員会委員の任命について	〃	〃		〃
同意案 第6号	農業委員会委員の任命について	〃	〃		〃
同意案 第7号	農業委員会委員の任命について	〃	〃		〃
同意案 第8号	農業委員会委員の任命について	〃	〃		〃
同意案 第9号	農業委員会委員の任命について	〃	〃		〃
同意案 第10号	農業委員会委員の任命について	〃	〃		〃

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
同意案 第11号	農業委員会委員の任命について	市長	令和5年 9月6日		審議未了
同意案 第12号	農業委員会委員の任命について	〃	〃		〃
同意案 第13号	農業委員会委員の任命について	〃	〃		〃
同意案 第14号	農業委員会委員の任命について	〃	〃		〃
同意案 第15号	農業委員会委員の任命について	〃	〃		〃
同意案 第16号	農業委員会委員の任命について	〃	〃		〃
同意案 第17号	農業委員会委員の任命について	〃	〃		〃
同意案 第18号	農業委員会委員の任命について	〃	〃		〃
同意案 第19号	農業委員会委員の任命について	〃	〃		〃
同意案 第20号	農業委員会委員の任命について	〃	〃		〃
陳情書 第6号	小・中学校児童生徒の発達障害増加に関する実態調査及び原因究明と対策の実施の陳情書	陳情者	令和5年 6月12日	令和5年 9月27日	採択
陳情書 第7号	有事法制に基づき早急に全国に地下シェルター建設を求める意見書	〃	令和5年 9月6日	〃	〃

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
陳情書 第 8 号	健康保険証の存続を求める陳情	陳情者	令和5年 9月6日	令和5年 9月27日	不採択
陳情書 第 9 号	水道水源原水中ネオニコチノイド系農薬成分除去に関する高度浄水処理能力の確認及び同成分除去の為の活性炭処理等高度浄水処理設備の整備を求める陳情書	〃	〃		審議未了
意見書案 第 7 号	有事法制に基づき早急に全国に地下シェルター建設を求める意見書	総務財政 委員会	令和5年 9月27日	令和5年 9月27日	原案可決
意見書案 第 8 号	宮古島市に新たに配備予定の電子戦部隊に関する意見書	議員	〃	〃	〃
意見書案 第 9 号	徳洲会伊良部島診療所を拠点とした伊良部島の医療・診療に係る課題解決、並びに体制強化を求める意見書	〃	〃	〃	〃
決議案 第 1 号	徳洲会伊良部島診療所を拠点とした伊良部島の医療・診療に係る課題解決、並びに体制強化を求める決議	〃	〃	〃	〃
決議案 第 2 号	議会議員として政治倫理遵守の決意を表明する決議	〃	〃	〃	〃
決議案 第 3 号	農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の設置に関する決議	〃	〃	〃	〃
指名 第 1 号	農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員の選任について		〃	〃	指名
派遣 第 1 号	議員の派遣について		〃	〃	派遣

※ 陳情書第5号、国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書（提出年月日：令和5年6月12日、提出者：陳情者）については、審議未了となった。

開会日（令和5年9月6日）に応招した議員

久	貝	美	奈	子	君	平	良	和	彦	君
下	地			茜	〃	下	地	信	広	〃
砂	川	和		也	〃	我	如	古	三	雄
狩	俣	勝		成	〃	前	里	光	健	〃
富	浜	靖		雄	〃	西	里	芳	明	〃
下	地	信		男	〃	長	崎	富	夫	〃
新	里			匠	〃	友	利	光	徳	〃
狩	俣	政		作	〃	上	里		樹	〃
山	下			誠	〃	栗	国	恒	広	〃
池	城			健	〃	上	地	廣	敏	〃
上	地	堅		司	〃	平	良	敏	夫	〃
仲	間	誉		人	〃	山	里	雅	彦	〃

令和 5 年

第 4 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

9 月 6 日 (水) 初 日

(議案上程、説明、聴取)

令和5年第4回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第1号

令和5年9月6日（水）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 〃 第 2 会期を定めることについて
- 〃 第 3 議案第63号 令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）（市長提出）
- 〃 第 4 〃 第64号 令和5年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
（ 〃 ）
- 〃 第 5 〃 第65号 令和5年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第1号）（ 〃 ）
- 〃 第 6 〃 第66号 令和5年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）（ 〃 ）
- 〃 第 7 〃 第67号 令和5年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
（ 〃 ）
- 〃 第 8 〃 第68号 令和5年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）（ 〃 ）
- 〃 第 9 〃 第69号 令和5年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第2号）（ 〃 ）
- 〃 第10 〃 第70号 令和5年度宮古島市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
（ 〃 ）
- 〃 第11 〃 第71号 令和5年度宮古島市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）
（ 〃 ）
- 〃 第12 〃 第72号 宮古島市税条例の一部改正について（ 〃 ）
- 〃 第13 〃 第73号 宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に
ついて（ 〃 ）
- 〃 第14 〃 第74号 宮古島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部改正について（ 〃 ）
- 〃 第15 〃 第75号 宮古島市海業センター条例の一部改正について（ 〃 ）
- 〃 第16 〃 第76号 宮古島市火災予防条例の一部改正について（ 〃 ）
- 〃 第17 〃 第77号 財産の取得について（ 〃 ）
- 〃 第18 〃 第78号 字の区域の変更について（ 〃 ）
- 〃 第19 〃 第79号 字の区域の変更について（ 〃 ）
- 〃 第20 〃 第80号 市道路線の廃止について（ 〃 ）
- 〃 第21 〃 第81号 令和4年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
（ 〃 ）
- 〃 第22 〃 第82号 令和4年度宮古島市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
（ 〃 ）
- 〃 第23 〃 第83号 令和4年度宮古島市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分につい
て（ 〃 ）

日程第24	議案第84号	令和4年度宮古島市漁業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について (市長提出)
〃 第25	認定第1号	令和4年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について (〃)
〃 第26	〃 第2号	令和4年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について (〃)
〃 第27	〃 第3号	令和4年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について (〃)
〃 第28	〃 第4号	令和4年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (〃)
〃 第29	〃 第5号	令和4年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (〃)
〃 第30	〃 第6号	令和4年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定について (〃)
〃 第31	〃 第7号	令和4年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について (〃)
〃 第32	〃 第8号	令和4年度宮古島市水道事業会計決算認定について (〃)
〃 第33	〃 第9号	令和4年度宮古島市公共下水道事業会計決算認定について (〃)
〃 第34	〃 第10号	令和4年度宮古島市農業集落排水事業会計決算認定について (〃)
〃 第35	〃 第11号	令和4年度宮古島市漁業集落排水事業会計決算認定について (〃)
〃 第36	報告第11号	令和4年度宮古島市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について (〃)
〃 第37	〃 第12号	令和4年度宮古島市水道事業会計継続費精算報告について (〃)
〃 第38	諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (〃)
〃 第39	〃 第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (〃)
〃 第40	〃 第5号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (〃)
〃 第41	〃 第6号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (〃)
〃 第42	〃 第7号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (〃)
〃 第43	〃 第8号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (〃)
〃 第44	同意案第4号	農業委員会委員の任命について (〃)
〃 第45	〃 第5号	農業委員会委員の任命について (〃)
〃 第46	〃 第6号	農業委員会委員の任命について (〃)
〃 第47	〃 第7号	農業委員会委員の任命について (〃)
〃 第48	〃 第8号	農業委員会委員の任命について (〃)
〃 第49	〃 第9号	農業委員会委員の任命について (〃)
〃 第50	〃 第10号	農業委員会委員の任命について (〃)
〃 第51	〃 第11号	農業委員会委員の任命について (〃)

日程第 5 2	同意案第 1 2 号	農業委員会委員の任命について	(市長提出)
〃 第 5 3	〃 第 1 3 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 5 4	〃 第 1 4 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 5 5	〃 第 1 5 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 5 6	〃 第 1 6 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 5 7	〃 第 1 7 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 5 8	〃 第 1 8 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 5 9	〃 第 1 9 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 6 0	〃 第 2 0 号	農業委員会委員の任命について	(〃)

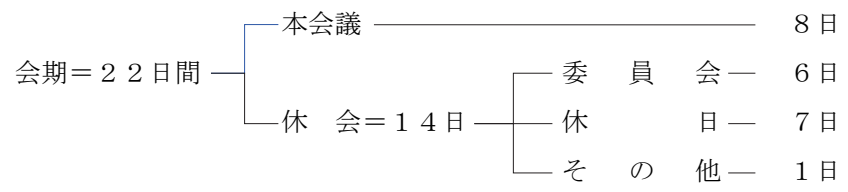
◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和5年第4回宮古島市議会定例会（9月）会期日程計画表

令和5年9月6日（水）午前10時開会

月 日	曜日	種 別	日 程	摘 要
9月 6日	水	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程、説明、聴取	開 会
9月 7日	木	〃	議案に対する質疑（付託）	
9月 8日	金	休 会	予算決算委員会	
9月 9日	土	〃		
9月10日	日	〃		
9月11日	月	〃	予算決算委員会	
9月12日	火	〃	委員会	
9月13日	水	〃	〃	
9月14日	木	〃	〃	通告締切 敬老会 (城辺14:00、 上野15:00、 下地16:00)
9月15日	金	〃	〃	敬老会 (平良14:00)
9月16日	土	〃		
9月17日	日	〃		
9月18日	月	〃		敬老の日 敬老会 (伊良部10:00、 佐良浜14:00)
9月19日	火	〃		報告書作成
9月20日	水	本会議	一般質問	
9月21日	木	〃	〃	
9月22日	金	〃	〃	
9月23日	土	休 会		秋分の日
9月24日	日	〃		
9月25日	月	本会議	一般質問	
9月26日	火	〃	〃	
9月27日	水	〃	委員長報告、質疑、討論、表決	閉 会



令和5年第4回宮古島市議会定例会（9月）会議録

令和5年9月6日（水）

（開会＝午前10時00分）

◎出席議員（24名）

（散会＝午前10時18分）

議長（22番）	上地廣敏君	議員（11番）	上地堅司君
副議長（18〃）	長崎富夫〃	〃（12〃）	仲間誉人〃
議員（1〃）	久貝美奈子〃	〃（13〃）	平良和彦〃
〃（2〃）	下地茜〃	〃（14〃）	下地信広〃
〃（3〃）	砂川和也〃	〃（15〃）	我如古三雄〃
〃（4〃）	狩俣勝成〃	〃（16〃）	前里光健〃
〃（5〃）	富浜靖雄〃	〃（17〃）	西里芳明〃
〃（6〃）	下地信男〃	〃（19〃）	友利光徳〃
〃（7〃）	新里匠〃	〃（20〃）	上里樹〃
〃（8〃）	狩俣政作〃	〃（21〃）	栗国恒広〃
〃（9〃）	山下誠〃	〃（23〃）	平良敏夫〃
〃（10〃）	池城健〃	〃（24〃）	山里雅彦〃

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	座喜味一幸君	子ども家庭局長	仲宗根美佐子君
副市長	嘉数登〃	会計管理者	儀間博〃
企画政策部長	久貝順一〃	水道部長	兼島方昭〃
総務部長	與那覇勝重〃	消防長	宮國和幸〃
福祉部長	松堂英彦〃	企画調整課長	前原敦〃
市民生活部長	友利毅彦〃	総務課長	豊見山徹〃
農林水産部長	石川博幸〃	財政課長	国仲英樹〃
建設部長	川平陽一〃	教育長	大城裕子〃
観光商工スポーツ部長	砂川朗〃	教育部長	砂川勤〃
産業振興局長	下里盛雄〃	生涯学習部長	天久珠江〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長	下地貴之君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人〃	議事係長	国吉たかよ〃

令和5年第4回宮古島市議会定例会（9月）諸般の報告書

令和5年9月6日（水）

	6月定例会の閉会后、陳情書4件を受理し、そのうち3件を陳情文書表のとおり付託したので、所管委員会での審査をお願いする。
	宮古島市監査委員の渡真利健次委員、我如古三雄委員の両名から令和5年5月分及び6月分例月出納検査結果報告があった。
7月6日	群馬県草津町で開催された「全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会総会」に出席した。同総会では、令和4年度事業報告・決算、令和5年度事業計画・予算が可決された。
7月10日	城辺地区の陸上自衛隊宮古島駐屯地保良訓練場で行われた「保良訓練場内覆道式射場地元説明会」に参加した。
7月14日	全国離島振興市町村議会議長会の令和5年第1回総会に、オンラインで出席した。
7月20日	市役所大ホールで行われた熊本県山鹿市との友好都市締結式に出席し、挨拶を述べた。
7月21日	漲水御嶽及び宮古神社で行われた、宮古島夏まつり2023「豊年祈願祭」に出席した。 ----- 庁議室において、県産品奨励月間実行委員会より、県産品優先使用の要請を受けた。
7月29日	J Aおきなわ宮古家畜市場で開催された「令和5年度宮古島市畜産共進会」に出席し、祝辞を述べた。 ----- マティダ市民劇場で開催された「みゃーくふれあいコンサート」に出席した。
7月31日	東京都千代田区の参議院議員会館で開催された「令和5年度防衛省全国情報施設協議会総会」に出席した。 同総会では、令和4年度事業報告・収支決算報告、令和5年度事業計画・収支予算などが可決された。
8月4日	旧城辺中学校校舎で行われた「宝塚医療大学宮古島キャンパス観光学部設置に係る校舎改修工事安全祈願祭」に長崎富夫副議長が出席した。
8月10日	議長室において、友利光徳議員（議員10年以上）に対し、全国市議会議長会から贈呈された表彰状の伝達を行った。
8月11日	伊良部漁業協同組合製氷施設東側広場で開催された「パヤオの日」イベント及び式典に出席した。
8月13日	市スポーツ観光交流拠点施設（J T A ドーム宮古島）で開催された「第28回宮古地区消防操法大会」に出席した。 ----- 市内ホテルで開催された、國仲智江子氏の「東久邇宮平和賞祝賀会」に出席し、乾杯の挨拶を述べた。

8月15日	那覇市の沖縄県市町村自治会館で開催された「令和5年第2回沖縄県市町村自治会館管理組合議会定例会」に出席した。
8月20日	伊良部運動公園（塩田公園）で開催された「第35回伊良部・仲地七夕運動会」に出席し、挨拶を述べた。
8月22日	浦添市で開催された「第180回沖縄県市議会議長会定期総会」に出席した。
8月25日	<p>全員協議会が開催され、当局作成の議案書、施政方針、予算書、決算書及び資料は、令和5年9月定例会からSide Booksへのアップロード（PDFデータ）と併せ、紙配付（各会派へ1部、無会派へ1部）することと決した。</p> <p>また、ハワイ州マウイ島の山火事被害に対して、全議員から義援金を集め、贈ることと決した。</p>
8月26日	市内リゾートホテルで行われた「テープカットセレモニー及び祝賀会」に出席した。
8月30日	座喜味一幸市長から、令和5年第4回宮古島市議会定例会（9月）の招集告示をした旨の通知とともに、今定例会に付議すべき議案の送付があった。
9月 1日	<p>議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日9月6日から9月27日までの22日間とするのが適当であること、「諮問第3号から諮問第8号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」及び「同意案第4号から同意案第20号、農業委員会委員の任命について」の計23件は委員会付託を省略し、最終本会議で処理することと決した。</p> <p>また、10月18日に本市で開催される「令和5年度市議会議員・職員研修会」への「議員の派遣について」も、最終本会議において処理することと決した。</p> <p>-----</p> <p>議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による令和5年第4回宮古島市議会定例会（9月）提出議案事前説明がされたほか、議会運営委員会において決した事項の報告を行った。</p> <p>また、全国市議会議長会基地協議会へ加盟すること、加盟時期については、当局と調整することと決した。</p>
9月 3日	城辺公民館及び周辺広場で開催された「第12回城辺ふれあいまつり」に出席し、オープニングセレモニーでテープカットを行った。
9月 4日	市役所大ホールで行われた「宮古島100kmワイドーマラソン実行委員会総会」に出席した。
9月 5日	<p>座喜味一幸市長から、「議案第77号、財産の取得について」の訂正の申出があり、議長において許可したので、同日付で全議員に通知した。</p> <p>-----</p> <p>座喜味一幸市長から、同意案第4号から同意案第20号までの17件の「農業委員会委員の任命について」に係る資料の提出があり、同日付で全議員に通知した。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

◎議長（上地廣敏君）

ただいまから令和5年第4回宮古島市議会定例会を開会します。

（開会＝午前10時00分）

本日の出席議員は24名で、全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をさせます。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（下地貴之君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

6月定例会の閉会后、陳情書4件を受理し、そのうち3件を陳情文書表のとおり付託したので、所管委員会での審査をお願いいたします。

8月30日、座喜味一幸市長から、令和5年第4回宮古島市議会定例会の招集告示をした旨の通知とともに、今定例会に付議すべき議案の送付がありました。

9月1日、議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日9月6日から9月27日までの22日間とするのが適当であること、諮問第3号から諮問第8号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び同意案第4号から同意案第20号、農業委員会委員の任命についての計23件は、委員会付託を省略し、最終本会議において処理することと決しました。

そのほかにつきましては、報告書によりご了承願います。

諸般の報告は以上です。

◎議長（上地廣敏君）

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において下地信広君及び狩俣勝成君を指名します。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日9月6日から9月27日までの22日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月6日から9月27日までの22日間と決しました。

なお、議事の都合により、9月8日、9月11日から15日、19日の計7日間は休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、会議予定につきましては、会期日程計画表のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、日程第3、議案第63号から日程第60、同意案第20号までの計58件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（座喜味一幸君）

令和5年第4回宮古島市議会定例会に提出しました議案について、ご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案9件、条例議案5件、議決議案8件、認定11件、報告2件、諮問6件、同意案17件の合計58件でございます。

それでは、予算議案からご説明申し上げます。議案第63号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）。今回の補正は4億6,081万8,000円の増で、歳入歳出予算の補正のほか、債務負担行為及び地方債の補正を行い、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ392億2,848万1,000円と定めてあります。

議案第64号、令和5年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。今回の補正は、155万9,000円の減で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億5,919万6,000円と定めてあります。

議案第65号、令和5年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第1号）。今回の補正は、1,357万1,000円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億979万1,000円と定めてあります。

議案第66号、令和5年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）。今回の補正は、8,884万5,000円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億7,757万円と定めてあります。

議案第67号、令和5年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。今回の補正は、273万6,000円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億7,147万7,000円と定めてあります。

議案第68号、令和5年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）。今回の補正は、資本的支出で3,000万円の増のほか、債務負担行為の補正を行っております。

議案第69号、令和5年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第2号）。今回の補正は、収益的収入及び支出でともに1,157万8,000円の増となっております。

議案第70号、令和5年度宮古島市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）。今回の補正は、収益的収入及び支出でともに210万8,000円の増となっております。

議案第71号、令和5年度宮古島市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）。今回の補正は、収益的収入及び支出でともに41万2,000円の増となっております。

次に、条例議案についてご説明申し上げます。議案第72号、宮古島市税条例の一部改正について。地方税法等の一部改正をする法律の公布及び地方税法の施行に関する取扱いについての一部改正についてが地方自治法第245条の4に基づくものとして通知されたことに伴い、条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第73号、宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について。宮古島市の一般職員との均衡を考慮し、会計年度任用職員の期末手当の支給月数を引き上げるには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第74号、宮古島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、安全計画の策

定等に関する規定を加えるとともに、国による放課後児童健全育成事業実施要綱の施行に伴い、放課後児童支援員の要件に関する経過措置を改めるには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第75号、宮古島市海業センター条例の一部改正について。宮古島市海業センター内に研修施設を整備したことに伴い、施設内の培養室を漁業者等への供用に付すとともに、文言の整理を行うには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第76号、宮古島市火災予防条例の一部改正について。消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、急速充電設備等に関する規定を改めるには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

次に、議決議案についてご説明申し上げます。議案第77号、財産の取得について。宮古島市立小中学校無線LANアクセスポイントの取得については、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第78号、字の区域の変更について。県営水利施設等保全高度化事業（特別型（農地集積促進型））ウヅラ嶺地区の工事に伴い、字の区域を変更するには地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第79号、字の区域の変更について。県営水利施設等保全高度化事業（特別型（農地集積促進型））増原地区の工事に伴い、字の区域を変更するには地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第80号、市道路線の廃止について。本路線は、県道高野西里線の供用開始により道路としての機能は代替されており、一般交通の用に供する必要がなくなった。よって、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第81号から議案第84号までの水道事業会計、公共下水道事業会計、農業集落排水事業会計、漁業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について、毎事業年度生じた利益の処分については、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を必要とするため、提案します。

次に、認定についてご説明申し上げます。認定第1号から認定第7号まで、令和4年度宮古島市一般会計、特別会計歳入歳出決算認定について。令和4年度宮古島市一般会計、国民健康保険事業特別会計、港湾事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、再生可能エネルギー運営事業特別会計、土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

認定第8号から認定第11号まで、令和4年度公営企業会計決算認定について。令和4年度宮古島市水道事業会計、公共下水道事業会計、農業集落排水事業会計、漁業集落排水事業会計決算認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付します。

次に、報告についてご説明いたします。報告第11号、令和4年度宮古島市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、議会へ報告します。

報告第12号、令和4年度宮古島市水道事業会計継続費精算報告について。令和3年度宮古島市水道事業

会計予算第5条で定めた継続費について、継続年度が終了したので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

次に、諮問についてご説明申し上げます。諮問第3号から諮問第6号まで、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。人権擁護委員の任期が令和5年12月31日に満了となりますが、引き続き推薦したいので、本案を提出します。

諮問第7号から諮問第8号まで、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。人権擁護委員の任期満了に伴い、新たに委員として推薦したいので、本案を提出します。

最後に、同意案についてご説明いたします。同意案第4号から同意案第20号まで、農業委員会委員の任命について。農業委員会委員の任期が令和5年10月15日に満了となりますが、後任を任命するには農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるため、提案いたします。

以上、ご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（上地廣敏君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これで本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議はこれにて散会します。

（散会＝午前10時18分）

令和 5 年

第 4 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

9 月 7 日 (木) 2 日目

(議案に対する質疑 (付託))

令和5年第4回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第2号

令和5年9月7日（木）午前10時開議

日程第 1	議案第63号	令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）	（市長提出）
〃 第 2	〃 第64号	令和5年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	（ 〃 ）
〃 第 3	〃 第65号	令和5年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第1号）	（ 〃 ）
〃 第 4	〃 第66号	令和5年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）	（ 〃 ）
〃 第 5	〃 第67号	令和5年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	（ 〃 ）
〃 第 6	〃 第68号	令和5年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）	（ 〃 ）
〃 第 7	〃 第69号	令和5年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	（ 〃 ）
〃 第 8	〃 第70号	令和5年度宮古島市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）	（ 〃 ）
〃 第 9	〃 第71号	令和5年度宮古島市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）	（ 〃 ）
〃 第10	〃 第72号	宮古島市税条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第11	〃 第73号	宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第12	〃 第74号	宮古島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第13	〃 第75号	宮古島市海業センター条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第14	〃 第76号	宮古島市火災予防条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第15	〃 第77号	財産の取得について	（ 〃 ）
〃 第16	〃 第78号	字の区域の変更について	（ 〃 ）
〃 第17	〃 第79号	字の区域の変更について	（ 〃 ）
〃 第18	〃 第80号	市道路線の廃止について	（ 〃 ）
〃 第19	〃 第81号	令和4年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	（ 〃 ）
〃 第20	〃 第82号	令和4年度宮古島市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	（ 〃 ）
〃 第21	〃 第83号	令和4年度宮古島市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について	（ 〃 ）
〃 第22	〃 第84号	令和4年度宮古島市漁業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について	（ 〃 ）

日程第 2 3	報告第 1 1 号	令和 4 年度宮古島市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	(市長提出)
〃 第 2 4	〃 第 1 2 号	令和 4 年度宮古島市水道事業会計継続費精算報告について	(〃)
〃 第 2 5	諮問第 3 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	(〃)
〃 第 2 6	〃 第 4 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	(〃)
〃 第 2 7	〃 第 5 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	(〃)
〃 第 2 8	〃 第 6 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	(〃)
〃 第 2 9	〃 第 7 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	(〃)
〃 第 3 0	〃 第 8 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	(〃)
〃 第 3 1	同意案第 4 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 3 2	〃 第 5 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 3 3	〃 第 6 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 3 4	〃 第 7 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 3 5	〃 第 8 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 3 6	〃 第 9 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 3 7	〃 第 1 0 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 3 8	〃 第 1 1 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 3 9	〃 第 1 2 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 4 0	〃 第 1 3 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 4 1	〃 第 1 4 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 4 2	〃 第 1 5 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 4 3	〃 第 1 6 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 4 4	〃 第 1 7 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 4 5	〃 第 1 8 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 4 6	〃 第 1 9 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 4 7	〃 第 2 0 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 4 8	認定第 1 号	令和 4 年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について	(〃)
〃 第 4 9	〃 第 2 号	令和 4 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	(〃)
〃 第 5 0	〃 第 3 号	令和 4 年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について	(〃)
〃 第 5 1	〃 第 4 号	令和 4 年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	(〃)
〃 第 5 2	〃 第 5 号	令和 4 年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	(〃)
〃 第 5 3	〃 第 6 号	令和 4 年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認	

		定について	(市長提出)
日程第 5 4	認定第 7 号	令和 4 年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	(")
” 第 5 5	” 第 8 号	令和 4 年度宮古島市水道事業会計決算認定について	(")
” 第 5 6	” 第 9 号	令和 4 年度宮古島市公共下水道事業会計決算認定について	(")
” 第 5 7	” 第 1 0 号	令和 4 年度宮古島市農業集落排水事業会計決算認定について	(")
” 第 5 8	” 第 1 1 号	令和 4 年度宮古島市漁業集落排水事業会計決算認定について	(")

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

議 案 付 託 表

令和5年9月7日（木）第4回定例会

委員会名	議案番号	件名
予算決算委員会	認定第 1 号	令和4年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について
総務財政委員会	議案第63号	令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）
	議案第72号	宮古島市税条例の一部改正について
	議案第73号	宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
	議案第76号	宮古島市火災予防条例の一部改正について
	認定第6号	令和4年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
文教社会委員会	議案第64号	令和5年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第66号	令和5年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）
	議案第67号	令和5年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
	議案第69号	令和5年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第2号）
	議案第70号	令和5年度宮古島市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
	議案第71号	令和5年度宮古島市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）
	議案第74号	宮古島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	議案第77号	財産の取得について
	議案第82号	令和4年度宮古島市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
	議案第83号	令和4年度宮古島市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について
	議案第84号	令和4年度宮古島市漁業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について
	認定第2号	令和4年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第4号	令和4年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第5号	令和4年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第9号	令和4年度宮古島市公共下水道事業会計決算認定について
認定第10号	令和4年度宮古島市農業集落排水事業会計決算認定について	
認定第11号	令和4年度宮古島市漁業集落排水事業会計決算認定について	

委員会名	議案番号	件名
経済工務委員会	議案第65号	令和5年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第68号	令和5年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）
	議案第75号	宮古島市海業センター条例の一部改正について
	議案第78号	字の区域の変更について
	議案第79号	字の区域の変更について
	議案第80号	市道路線の廃止について
	議案第81号	令和4年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
	認定第3号	令和4年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第7号	令和4年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第8号	令和4年度宮古島市水道事業会計決算認定について

議案第63号 令和5年度宮古島市一般会計補正予算(第3号)

歳出款項別審査委員会表

令和5年9月7日(木)第4回定例会

委員会名	款	項	頁
文教社会委員会	2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	31
	3. 民生費	1. 社会福祉費	34~35
		2. 児童福祉費	36~37
		3. 生活保護費	38
	4. 衛生費	1. 保健衛生費	39~40
		2. 清掃費	41
	10. 教育費	1. 教育総務費	52~53
		2. 小学校費	54
		3. 中学校費	55
		4. 幼稚園費	56
経済工務委員会		5. 社会教育費	57~58
		6. 保健体育費	59
	6. 農林水産業費	1. 農業費	42~43
		2. 林業費	44
		3. 水産業費	45
	8. 土木費	1. 土木管理費	47
		2. 道路橋りょう費	48
		3. 都市計画費	49
		5. 港湾空港費	50

令和5年第4回宮古島市議会定例会（9月）会議録

令和5年9月7日（木）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（24名）

（散会＝午後3時15分）

議長（22番）	上地廣敏君	議員（11番）	上地堅司君
副議長（18〃）	長崎富夫〃	〃（12〃）	仲間誉人〃
議員（1〃）	久貝美奈子〃	〃（13〃）	平良和彦〃
〃（2〃）	下地茜〃	〃（14〃）	下地信広〃
〃（3〃）	砂川和也〃	〃（15〃）	我如古三雄〃
〃（4〃）	狩俣勝成〃	〃（16〃）	前里光健〃
〃（5〃）	富浜靖雄〃	〃（17〃）	西里芳明〃
〃（6〃）	下地信男〃	〃（19〃）	友利光徳〃
〃（7〃）	新里匠〃	〃（20〃）	上里樹〃
〃（8〃）	狩俣政作〃	〃（21〃）	栗国恒広〃
〃（9〃）	山下誠〃	〃（23〃）	平良敏夫〃
〃（10〃）	池城健〃	〃（24〃）	山里雅彦〃

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	座喜味一幸君	環境衛生局長	下地睦子君
副市長	嘉数登〃	会計管理者	儀間博〃
企画政策部長	久貝順一〃	水道部長	兼島方昭〃
総務部長	與那覇勝重〃	消防長	宮國和幸〃
福祉部長	松堂英彦〃	企画調整課長	前原敦〃
市民生活部長	友利毅彦〃	総務課長	豊見山徹〃
農林水産部長	石川博幸〃	財政課長	国仲英樹〃
建設部長	川平陽一〃	教育長	大城裕子〃
観光商工スポーツ部長	砂川朗〃	教育部長	砂川勤〃
産業振興局長	下里盛雄〃	生涯学習部長	天久珠江〃
こども家庭局長	仲宗根美佐子〃	農業委員会事務局長	上地明弘〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長	下地貴之君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人〃	議事係長	国吉たかよ〃

令和5年第4回宮古島市議会定例会（9月）諸般の報告書

令和5年9月7日（木）

9月 6日	<p>会派・保守心和会代表、上地堅司君から「会派の消滅届」が提出された。</p> <p>同日、西里芳明君から、会派消滅に伴う議会運営委員会委員の辞任願が提出されたので、委員会条例第14条の規定により、同日付で議長において辞任を許可し、その旨通知した。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

◎議長（上地廣敏君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、定足数に達しております。

本日の日程は、議事日程第2号のとおりであります。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告をさせます。

◎事務局長（下地貴之君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

9月6日、会派保守心和会代表、上地堅司議員から会派の消滅届が提出されました。同日、西里芳明議員から、会派消滅に伴う議会運営委員会委員の辞任願が提出されたので、委員会条例第14条の規定により、同日付で議長において辞任を許可し、その旨通知いたしました。

諸般の報告は以上です。

◎議長（上地廣敏君）

まず、日程第1、議案第63号から日程第58、認定第11号までの計58件を一括議題とし、質疑に入ります。

最初に、日程第1、議案第63号から日程第47、同意案第20号までの計47件についての質疑の発言を許します。

◎我如古三雄君

2点ばかり質疑をしたいと思います。

議案第63号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）、42ページ、6款の農林水産業費、3目の農業振興費の18節の負担金、補助及び交付金の中の園芸施設設置事業補助金1,045万9,000円計上されております。このほうは市の単独事業なのか、それとパイプハウスなのか、どちらなのか、内訳の説明をお願いします。

それから、あと1点、43ページ、4目畜産業費、これも18節の負担金、補助及び交付金の中の宮古島肉まつり実行委員会の負担金が計上されております。315万3,000円、これは、宮古島肉まつりとは今度新たなイベントを予定をしているのかどうか、内容の説明お願いいたします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

まず、42ページ、6款農林水産業費の中の3目農業振興費、18節負担金、補助及び交付金に園芸施設設置事業補助金として1,045万9,000円を計上しております。本補助金は、施設園芸の振興と農家所得の向上を期することを目的に、5月8日から31日までの間に申請を受け付けておりましたけども、申請の件数等が多くなりまして、補助金決定額の50%の交付を予定していたんですけども、現在の予算額では35%の交付になることから、不足分の予算計上をしております。これは、主にパイプハウスがメインとなっております。市の単独事業です。

続きまして、同じく43ページになります。6款農林水産業費、4目の畜産業費、18節の畜産業事務費の中の宮古島肉まつり実行委員会負担金についてでございます。本事業は、現在、配合飼料や資材の高騰で飼育コストの高止まりが続いておりまして、肥育農家の買い控えにより競り価格も下落しております。畜

産経営に打撃を与えております。こういう中で畜産業の景気が低迷する中で、宮古牛をはじめとする宮古島産の畜産物、牛、豚、ヤギ、鶏卵などを安価で提供して、島内外へのPR活動と消費拡大と地産地消を推進することを目的に、島内の肉用牛生産基盤の安定と安全な安心なおいしい宮古島産の肉の生産をやる宮古島肉まつりを予定しております。

◎我如古三雄君

農業振興費の園芸施設設置事業補助金は、パイプハウスが主だというふうなことでありますが、それと、今さっきの畜産業費の宮古島肉まつりですけれども、これは一つのイベントと捉えておりますが、イベントとして開催するのか、ほかにそれと共催団体があるのか、時期的にいつ頃どこにどのような内容でこの宮古島肉まつりを開催するのか。もしそういったイベントを開催するのであれば、当初から市長の施政方針にもうたって行くべきだったと思いますが、そういったことも含めて再度説明をお願いいたします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

まず、宮古島肉まつりの開催時期と祭りの内容についてご説明いたします。

宮古島肉まつりの開催時期は、11月中旬から12月上旬を予定しております。その時期に開催されますほかのイベントと同時開催または一緒に共同するような形、コラボレーションを含めて開催を検討しております。宮古島肉まつりの内容としましては、消費促進としまして、来場者に2,000円分の購入できるチケットを、今は仮ですけども、500円で販売し、ステーキやハンバーグなどがお得に食べられる試食会、また畜産物販売コーナーとか舞台イベント、ロールラップ回しとかクイズ大会とか、そういったものを予定しております。協賛は県の宮古農林水産振興センターとかJAおきなわ宮古地区本部と宮古食肉センター等を予定しております。今回の宮古島肉まつりに至った経緯といたしましては、やはり競り価格が低迷して、畜産農家が経営に打撃を受けているということで、何とか盛り上げたいということと、宮古食肉センターの経営改善にもつなげたいということを考えておまして、当初施政方針には盛り込んでおりませんが、今回の補正予算で盛り込んだ次第でございます。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎下地 茜君

まず、45ページの6款農林水産業費の2目水産業振興費、18節負担金、補助及び交付金の中に浜の活力再生成長促進交付事業として1,004万円が計上されています。これの説明をいただきたいのと、それから57ページ、10款教育費、4目文化財保護費、この中に文化財保護活動事業費771万5,000円と、市内遺跡発掘調査事業に377万2,000円と、次のページですね、58ページの各種開発等に係る発掘調査事業、この市内遺跡発掘調査事業と関わるのかなと思っっているんですけど、ここが3,465万5,000円と少し大きいので、お聞きしたいなと思っっています。新しい開発工事をする際に事前に調査をしたりすると思うので、それかなとは思っっているんですけども、お聞きできればと思っいます。

それから、同じ項目で宮古馬保存環境整備事業、こちら384万9,000円ついておりますので、内容をお聞かせいただければと思っいます。

◎農林水産部長（石川博幸君）

歳出予算の45ページ、6款農林水産業費、2目水産業振興費の18節負担金、補助及び交付金、浜の活力

再生成長促進交付事業、漁協荷捌施設整備事業負担金1,004万円の内容となります。本負担金は、宮古島漁業協同組合が荷さばき施設を、伊良部漁業協同組合が漁具等の作業保管施設と燃油施設の基本設計費用に係る市からの負担金となっております。内訳ですけれども、宮古島漁業協同組合の荷さばき施設基本設計に526万円、伊良部漁業協同組合の漁具等の作業用保管施設基本設計に145万円、燃油施設設計に333万円、合計1,004万円の負担金を支出するものでございます。負担割合は、市が6分の5、宮古島漁業協同組合が6分の1となっております。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

議案第63号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）、57ページ、10款教育費の4目文化財保護費の文化財保護活動事業費771万5,000円の委託料についてご説明いたします。

これは、保良クバクンダイ鍾乳洞、通称パンプキンホールについては、9月に文化財指定を予定しております。指定後は、文化財保護法に基づき規制をかける予定をしておりますので、保良クバクンダイ鍾乳洞の特性や保全のために必要となる対策を検討するための基礎調査に係る費用となっております。

次に、58ページ、各種開発等に係る発掘調査事業3,465万6,000円についてですが、これは昨年度から行っております民間事業者の開発事業に伴う友利元島遺跡及び新里東元島遺跡の発掘調査に係る費用となっております。これに関しましては、全額事業者負担となっております。

次に、宮古島保存環境整備事業、工事請負費として384万9,000円についてですが、これは今一般公開を昨日から行っております長間の放牧場の飼育環境の改善を図るために、雨日よけ兼餌場を7基設置する工事費用となっております。

◎下地 茜君

農林水産業費の浜の活力再生成長促進交付金事業の宮古島漁業協同組合の荷さばき施設については、どういう施設かというの少しお聞きできればと思います。

それから、文化財保護費の中の文化財保護活動事業費ですけれども、保良クバクンダイ鍾乳洞の文化財指定ということでした。調査をかけた後で規制なりの話合いというようなことになっていくのかなと思うんですけれども、スケジュール等が分かれば教えていただきたいと思います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

荷さばき施設なんですけれども、宮古島漁業協同組合の下にげた履きになっている形のところがあるんですけど、あそこで漁業者が取ってきました魚等、そういうところを競り等にかける、そういう施設となっております。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

スケジュールについてですが、利害関係者との調整を次年度以降予定しております、その後、文化財保存活用計画を策定し、その中で保全対策禁止行為を掲げる予定となっております。

◎下地 茜君

最後に、1つだけお聞きできればと思います。

先ほどの中であつた各種開発等に係る発掘調査事業については、民間の業者がここにまた新しい施設を何かしら造りたいということで、事前の調査という認識でいいんでしょうか。その遺跡を保全するような目的での調査というよりは、開発のための事前調査というような捉え方でいいんでしょうか。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

そういうことではなくて、昨年度から行っております開発地の遺跡調査になっております。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎下地信男君

私も何点かお伺いします。まず、議案第63号の令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）の45ページ、今、下地茜議員からも質疑がありました6款農林水産業費の浜の活力再生成長促進交付金事業、これ漁協荷捌施設整備事業負担金というのに1つにくくられていますけども、今、農林水産部長の答弁は3つほどの事業の説明がありましたね。これは、補正予算の書きぶりというのはそれでよろしいんでしょうかということと、宮古島漁業協同組合の荷さばきの調査設計費に526万円ですか。市の負担が6分の5で、宮古島漁業協同組合負担が6分の1、これでいいですね。その他という財源の内訳があるんですけど、財源は何を活用していくのかということと、市の負担割合というのは、整備事業になった場合も同じような6分の5という考えなのかをお聞かせください。

次に、同意案第4号から第20号まで、農業委員会委員の任命について、これ農業委員会委員の任命についての同意案ですけども、追加で頂いた資料を基に少し質疑をさせていただきます。まず、行政の内部での手続、事務の流れについてですけども、6月に多分公募して、6月30日が公募期限だったと思いますけども、公募した後に最終報告ということで、市のホームページに農業委員会へ応募した人数、38名でしたか、そういう数字が載っておりました。その後この38名をどう審査して、本日の定例会に同意案として提案するまでの内部の事務処理、これ私は農業委員会がてっきり事務処理をしていると思っていたんですけど、どうも所管しているのは総務部らしいので、そこら辺の今回の定例会に提案するに至る事務処理の流れを教えてください。

それで、追加書類の中で候補者一覧表というのがあって、評価点とか順位とか、それから農業委員の候補であるとか、次点候補者というのが示されています。この候補者一覧表というのは、評価委員会の委員が合意の下に作成をして今回提出されたという認識でいいのかどうか、これを確認させていただきます。

それで、別紙5というのがあります。農業委員の構成要件というのがこの資料の中でありますけども、委員定数が17名なので、中立を除く16名で農地面積で割って、1人当たりの農地面積を出して、各地区に平良地区5名、城辺5名、上野、下地、伊良部は2名ずつということが示されていますけども、所属地区を決める根拠は何ですか。住所なのか、本籍なのか、それとも農業活動している地域なのか。というのは、ざっと履歴書を見て拾ったら、住所だけ見ると平良が8名でしたか、城辺5名、上野2人、下地、伊良部1人ずつとなっているので、構成要件というのは何を根拠に区分けしているのかということを確認をさせていただきます。

中立委員がいます。中立委員というのは、そもそも何のために置くのかということ、これ法律の確認ですけども、ただ従来人数がこれまでは1人だったのが今回の提案では2人になっています。この2人に増やした理由を教えてください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

まず、歳出予算の45ページの6款農林水産業費、2目水産業振興費の18節負担金、補助及び交付金、浜

の活力再生成長促進交付金事業なんですけれども、宮古島漁業協同組合の荷さばき施設の設計のほかには伊良部漁業協同組合の作業用保管施設の基本設計、あと同じく伊良部漁業協同組合の燃油施設設計がこれには入っております。名称は1つとなっておりますけれども、代表的なものの名称を記載したということでございます。

財源についてですけれども、財源については合併振興基金を1,000万円充てることになっております。以上でしたでしょうか。

(何事か声あり)

◎農林水産部長（石川博幸君）

農業委員会委員の同意案第4号から第20号の農業委員会委員の任命についての行政内部での手続についてお答えいたします。

農業委員の募集に関して、農業委員の評価ですけれども、農業委員会等に関する法律第9条の規定に基づき実施されました公募計画、募集定数を上回ったことを踏まえまして、宮古島市農業委員会の農業委員の選任に関する規則第8条第5項の規定に基づき、市長から評価委員会委員として任命された6名の委員によりまして、7月26日に選考が行われました。選考に当たりましては、評価項目及び採点基準等について、宮古島市農業委員会の農業委員の選任に関する事務処理要領、第3条の選考基準に基づき、11項目等について評価を行っております。その結果につきまして、8月1日付で評価委員長名で市長へ報告されております。

農業委員の構成要件となりますけれども、農業委員会委員は農業委員会等に関する法律第8条の法律要件に基づき定められた選任規則第8条各項の要件に、選任に関する事務処理要領第3の選考基準を踏まえて、総合的に勘案して評価委員会としての候補者を決定しています。法律的要件といたしまして、認定農業者の要件、認定の委員定数のうち過半数は認定農業者等（　　部分は34頁に発言訂正あり）で占めるようにすること。あと中立委員要件としまして、委員を任命する際は農業委員会の所属に属する事項に関し、利害関係を有しない者が1人以上含まれるようにすること。3番といたしまして、農業委員会の農業委員の年齢、性別等のバランス、委員の年齢、性別等に著しい隔たりが生じないように配慮すること。地域バランスといたしまして、農業委員の構成が一部の地域に隔たることがないように、地域バランスに配慮することとなっております。地域バランスにつきましては、宮古島市内の農地面積から地域別の委員構成の人数を割り出しております。

◎総務部長（與那覇勝重君）

農業委員会委員の任命についての同意案についてお答えをいたします。質疑が多岐にわたりますので、答弁漏れがあった場合はご指摘いただきたいと思います。

先ほど地区をどうやって決めるのかというお話もあったと思います。あと本人の住所、あとは畑の所在地、それを基にしまして、農業委員会のほうで本人に聞き取りをして決定するというところでございます。

あと、中立委員が法的にうたわれているのかということもあったと思います。その件についてお答えいたします。候補者の決定に当たりましては、農業委員会等に関する法律第8条及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条の規定に基づき、認定農業者等が過半数を占めること、中立委員が含まれること、年齢や性別等に著しい偏りがないことに配慮するというを踏まえまして総合的に勘案しまして、候補者

として決定していくということでございます。

あと、中立委員が1人から2人になったということでございますけども、まず宮古島市におきましては、伊良部大橋の開通効果や建設ブームを背景に農地の建設用地への転用が急増しまして、年間10から15ヘクタール程度だった農地転用が2018年度には40ヘクタールを超える農地が転用されております。新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、ここ数年は転用申請は減少傾向でありましたが、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことや農業振興地域の全体見直しが今年度で終了すること等の要因で今後は増加していくものと考えられております。宮古島市の農業を取り巻く環境は農家の高齢化、担い手の不足、農地の集約が進まないことなど厳しい環境にあるため、農地等の利用の最適化の推進に係る活動を担う第7期宮古島市農業委員につきましては、若手農業者や女性農業者の積極的な登用と農業委員会の所掌事務に利害関係を有しない中立的な立場から意見を反映させられる中立委員を複数人選出することで、農地を守るという立場と地域経済の発展という両方の観点から、より公平、公正な組織運営に資することができるものというふうな考えを基にしまして2人の選出となっております。

◎農林水産部長（石川博幸君）

訂正をお願いいたします。

先ほど私、法律要件のところで、認定農業者の要件につきまして、「委員定数のうち過半数は農業委員等」というふうに発言いたしましたが、正しくは「認定の委員定数のうち過半数は認定農業者等」で占めるようにすることというのが正しいことでございます。

◎下地信男君

まず、6款農林水産業費の漁協荷捌施設整備事業負担金ですけども、これ答弁できましたらで、確認ですけど、今の宮古島漁業協同組合の荷さばき施設の調査設計費に526万円でしたか、これ市の負担割合が6分の5という話をしていました。工事に移行する場合も、多分市が補助していただけるのか。その負担割合は今幾らと想定しているのかということを質疑しました。この工事の際の負担割合についてもお答えください。

もう一つ答弁が漏れていますね。候補一覧表の中で評価点、順位、それから農業委員候補者、それから次点、枠内に入らなかった方の得点がいろいろ記載されています。これは、評価委員会の委員が合意の下に作成したというふうに認識していいですか。つまり評価点、順位、農業委員候補というのは、もう評価委員会が合意の下に評価した結果が反映されているということですかということですか。

もう一つですけど、所属を決めるのは何ですかという話をしたら、本人の住所、畑の所在地、最終的には本人に聞き取りという話ですけど、本人に聞き取りして、例えば畑が全地区にあったら、いや自分は住所が平良にあって、畑が下地にある、上野にあるとすると、所属は本人が決めるんですか、どの地区に所属するというのは。農業委員構成にかなり影響しますけど、これ候補者が私はここにお願いしますという話になるんですか。これおかしくないですか。この一覧表にもあるんですけど、ある委員が推進委員は平良地区です。ところが、この委員になると下地地区になっている。これは、どこに根拠があるのかなというのが不明です。だから、矛盾を感じるのでどういうふうにするかということ、本人の意向によりという話をすると、これおかしくないですか。これ全体のバランスを考慮しているといいながら、本人に任せるといふ話は、行政の事務上かなり問題があります。ましてや地区割というのは、農家の皆さん、市民はとて

も関心のあることなのに、本人の意向ですという回答は納得できません。これももう少し詳しく説明をお願いいたします。

今、中立委員を2人に増やしている理由について、総務部長はとうとうと話されておりましたけども、これはいいとして、次の質疑ですけども、一覧表にもかなり矛盾を感じるので、一覧表の中に、先ほど言った農業委員候補者、次点候補者というのがあります。いわゆる次点というのは補欠ですね。これ評価委員会の評価点の高いほうが農業委員としてより適正であると、こういう認識で捉えていいのか、まずこれが1つ。農業委員の選任を伴う候補者の選任方法というのは、この評価委員会の評価して選任する方法以外にも何かありますか。まず、先ほどの再質疑も含めてこの2点で追加でお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

まず、答弁漏れがありました件につきまして、先に答弁させていただきます。

浜の活力再生成長促進交付金事業ですけども、これですけども、令和7年度の建設に向けて、採択時は国が3分の2、県が6分の1、地元が6分の1、これは地元の6分の1は市が12分の1で、宮古島漁業協同組合が12分の1を予定しております。

農業委員の評価の件ですけども、評価委員の合意となっております。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午前10時38分）

再開します。

（再開＝午前10時40分）

◎農林水産部長（石川博幸君）

農地の所在地につきましてですけども、応募が締め切られた段階で農地台帳を調べまして、この方の農地等の所在を確認しております。

◎総務部長（與那覇勝重君）

農業委員会委員の候補者の決定の流れについてご説明をいたします。

まず、市長は被推薦者及び自己応募者の合計が募集定員を上回った場合は、宮古島市農業委員会の農業委員の選任に関する規則第8条第5項の規定に基づき評価委員会を設置しまして、提出された推薦書、応募書を基に被推薦者及び自己推薦者の評価を行うこととされております。今回は、定数17人に対し38名の応募があったことから、宮古島市農業委員会の農業委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者の評価委員会を開催しまして、候補者としての資格要件や活動経歴等について審査を行い、その結果を市長へ報告しまして、市長はその報告を受け、候補者として決定をしております。また、候補者の決定に当たりましては、農業委員会に関する法律第8条及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条の規定に基づき、認定農業者等が過半数を占めること、中立委員が含まれること、年齢や性別等に著しい偏りがないように配慮することを踏まえて総合的に勘案しまして候補者として決定をしている次第でございます。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午前10時42分）

再開します。

(再開＝午前10時48分)

◎農林水産部長（石川博幸君）

まず、私のほうからは、評価点の高い方が優先されるのではないかという質疑だったかと思いますが、法律要件といたしまして、認定農業者が過半数で占めるようにという法律要件と、あと地域等のバランス、農業委員の構成が一部の地域に隔たることがないように地域バランスを考慮する、配慮するようにという要件等がありまして、必ずしも評価点の高い方が選任されるということではないということになります。

農地の選定に関することですが、これは本人が応募して、本人の申出によって、どこに農地があるかという話については、実際にそこに農地があるかというのを農地台帳等で農業委員会事務局のほう調べて、確認を行っております。

◎総務部長（與那覇勝重君）

評価方法についてお答えいたします。

今回につきましては、定数17名に対しまして38名の応募がございました。定数を超える場合は、先ほども説明しましたが、農業委員会の農業委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者の評価委員会を開催しまして、農業委員候補者としての資格要件等を審査をするという流れでございます。その結果を市長に報告をしまして、その報告を受けまして、市長が農業委員候補者として最終的に決定するというふうな流れでございます。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

(休憩＝午前10時51分)

再開します。

(再開＝午前10時54分)

◎農林水産部長（石川博幸君）

私のほうから1件、点数が高いほうが適正であるという認識かということにつきましては、適正であると考えております。

本人の住所、農地の所在地等の所属をどうやって決めるのかということに関しては、農業委員会事務局長のほうから答弁させたいと思います。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

(休憩＝午前10時55分)

再開します。

(再開＝午前10時58分)

◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

今の質疑ですが、本人は平良に住んでいるんですけど、畑は下地にあるということで、本人がどこで活動しているかということ聞き取りして、そこで地区を平良なら平良、城辺なら城辺、そういうことで決めております。

◎下地信男君

最後の質疑になりますけども、農業委員会事務局長が今話されましたけども、これ地域バランスというのを大変重要視しているながら、所属する地区は本人の聞き取りによるという、本当に曖昧模糊としたところでこれが決まっているということです。納得できないし、市が自らつくったこの要件、あるいは地域構成というものを全く重要視していない。地域では地域バランスという、農業委員の数というのが本当に重要視されるというふうに思っていますけども、この根拠となる部分が曖昧なところで決まっているというのが私は曖昧さを感じまして、これでいいのかという疑問を持っています。この制度は、一般質問でも取り上げてやっていきたいと思えますけども、総務部長、評価方法というのは、この評価委員会で評価する以外にはないという捉え方でいいですね。

この一覧表を見て疑問点がありますので、これを少し述べますので、これについての当局の考えを少し聞かせてください。まず、平良地区5名が4名になっていますね。4名というふうに農業委員を定めながら、4名に1名減という提案です。しかも、認定農業者が外れています。農業委員会に関する法律は、見るとやはり認定農業者というのを重要視している。この人たちの役割が重いという捉え方を私はしていますけども、これがあえて認定農業者を外している。この方を含めれば、過半数の9名が確保されたはずなのに、あえて外している。認定農業者を8名にしている。これがまず疑問です。城辺地区、下地地区で、評価点数の低い者が高い者を抑えて候補者となって今回提案されています。矛盾を感じます。中立委員が現行より2名に増えた。総務部長は、いろんな社会的な事情があるので、1名より2名がいいという捉え方で今していますけども、評価点数を見ると、中立委員、今2人ですよ。次点の中立委員は評価委員会の評価で、評価点数74点です。これ評価点数の1位は428点、その差、6分の1しか取れない74点の者が428点の人と比べて両方とも適正という、この判断が私には理解できません。今挙げた私が抱えている疑問点の3つについてお答えください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

まず、農業委員の配分でございます。まず、地区間の委員構成でございますけど、まず各地区の選出人数につきましては、宮古島市管内の農地面積を委員定数17名のうち、今回中立委員を2人提案してございます。その除いた15名で均等割をいたしまして、1人当たりの面積で旧市町村単位の農地面積を計算しまして、算出した人数で配分をしております。そうしますと、平良地区が4名、城辺地区が5名、下地、上野、伊良部地区が2名の合計15名というふうになります。

評価委員会がございまして、それを受けて、先ほども答弁しましたけど、市長のほうで最終的に決定をしていくという流れでございまして。この中で、評価点数が低い者が上がっているとかというものもございまして、その中にはまず若手農業者、あとは女性の農業者の積極的な登用と、あとは農業委員会の所掌事務に利害関係を有しない中立的な立場の者を2名選任するという方向で、そういう観点から、より公正公平な組織運営にするという考えでそういう評価になってございます。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午前11時04分）

再開します。

(再開＝午前11時06分)

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎狩俣勝成君

私からも少し質疑したいと思います。

まず、議案第63号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）、46ページ、7款商工費、2目の商工振興費の中の一番右の宮古島市スポーツ観光交流拠点施設管理運営費523万9,000円が計上されております。恐らくこれ債務負担行為でも補正が上がっていますが、この内容についてお願いします。

あと、今の農業委員会委員の任命についての質疑ですけれども、今下地信男議員の質疑の中に農業委員の構成について、過半数は認定農業者、そして利害関係を有しない中立委員を1人以上、あと委員の年齢、性別等のバランス、そして地域バランスを配慮するものとなっております。先ほども下地信男議員がおっしゃったように、農業委員17人のうちの9人が過半数なんですけれども、認定農業者は9人に達しておりません。その理由をお願いします。

あと、もう一つ、中立委員の資格といいますか、どういう方が中立委員になれるのか、その資格を教えてくださいたいと思います。

以上、答弁聞いて、また再質疑させていただきます。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）、議案第63号でございます。46ページ、7款商工費、2目の商工振興費の中の523万9,000円の使用料及び賃借料についてでございます。この内容は、J T A ドーム宮古島、宮古島市スポーツ観光交流拠点施設の空調機のリース料金を計上させていただいております。この現在設置されている空調が経過年数も7年たっておりまして、かなり頻繁に故障が生じておりまして、使えない期間がある状況で、市民また利用者の利用に不便を来している状況でございますので、適正に使用ができますようにということで、新たな機器の入替えということでリースを計画しているところでございます。

◎総務部長（與那覇勝重君）

認定農業者が過半数を占めていないという質疑でございました。農業委員会等に関する法律第8条第5項におきまして、狩俣勝成議員おっしゃるとおり、認定農業者等が過半数を占めるようにしなければならないというふうでございます。ただ一方、ただし書のほうで、その区域内における認定農業者が少ない場合で、その他の農林水産省令で定める場合はこの限りではないというふうにされております。農業に積極的に取り組んでいる担い手の意見が農業委員会の運営に的確に反映されるよう、原則としまして認定農業者等が農業委員の過半数を占めるようにしなければならないとする一方で、区域内の認定農業者の数が少ない農業委員会には例外が設けられております。農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1項の規定によりますと、当該農業委員会の区域内における認定農業者の数が委員の定数に30を乗じて得た数を下回る場合において、委員の過半数を認定農業者等またはそれに準ずるものとするときとございます。今回の同意案提出に当たりましては、この例外規定を用いて農業委員会候補者を選任をしております。今回提案し

ている同意案のうち認定農業者は8人となっており、定数17人の過半数には達しておりませんが、認定農業者等に準ずる者が6人いるため、同法第8条第5項の規定は満たしているものと考えております。

◎農林水産部長（石川博幸君）

私は、中立委員の要件についてお答えいたします。

中立委員の要件は、農業委員会等に関する法律第8条第6項におきまして、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないという規定がございます。利害関係を有しない者というのはどのようなものかと申しますと、特定の資格等が求められるものではなく、農業に従事しない広範なものが該当いたします。例えば弁護士、司法書士、行政書士とか会社員、商工事業者等が含まれます。

◎狩俣勝成君

観光商工スポーツ部長、今回、空調機をリースにするということで、いろんな利便性もあるし、こういった故障になったときに多分リース会社が全部負担するかなと思うんですけども、今回、故障の原因というのかどういったものが主だったのか、原因を教えてくださいと思います。

あと、先ほど農業委員の認定農業者の過半数が満たない理由について、別令で定めることによって、農業者等に準ずる者を含めて過半数にしたということがありますけども、別途追加資料で頂いた宮古島市農業委員会採点一覧表の中の選考基準の2項の（1）、委員定数のうち過半数は認定農業者等で占めるようにしなければならない。なお、認定農業者等とは、それがあって、あと、ただし認定農業者等の応募者等が過半数に満たない場合はとあるんですけども、今回、応募者は過半数を満たしていましたよね。何でこれを切るのか教えてくださいと思います。

あと、もう一点、中立委員の資格なんですけども、これも追加資料で頂いた中立委員の評価項目の中に、利害関係を有しない応募、中立委員とあるんですけども、今農林水産部長がおっしゃった弁護士、司法書士、行政書士等とあるんですけども、その下に会社員と商工事業者、あと元公務員とありまして、農業関連分野に在籍歴なしの者で農業経営に携わっていない者とあるんです。この中立のお一方は、履歴書で訴えていますように、公務員経験の中で長年農業分野に携わってきた。農業の意欲をかなり示しております。これって中立に本当になるのか。どっちかというとな農業系になっているのではないかというのあるんで、その辺もお願いしたいと思います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

補正予算のほうでございますが、原因が何かということでございます。今ある空調設備の屋外にあります冷却装置、こちらが野ネズミ等にかじられたというような部分がございます。配線等をかなりかじられておりまして、これが何回か続いている状況でございますので、原因はそれだというふうに認識しております。

◎総務部長（與那覇勝重君）

認定農業者の件でお答えをいたします。

評価委員会のほうでは、募集要項にあるとおり、そういうふうに評価をして選任をしてございます。それを受けまして、先ほどの答弁と重なりますけど、市長に報告した際に中立委員を複数人選任することと、あとは公正公平な議論が期待できるということ、あとは年齢や性別等に偏らないこと、あとは女

性や若手を積極的に登用するという事で今回の候補者を決定しているという次第でございます。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午前11時16分）

再開します。

（再開＝午前11時18分）

◎総務部長（與那覇勝重君）

利害関係を有しない者の答弁になりますけど、先ほど元市町村職員ということで、農業に携わっていない者は対象として中立委員としてできるという考えでございます。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午前11時19分）

再開します。

（再開＝午前11時19分）

◎総務部長（與那覇勝重君）

これ今、採点加点の表を見ていると思うんですけど、それに携わっていた場合は、その加点がないという捉え方だと思います。応募ができないということではないです。

◎狩俣勝成君

J T A ドーム宮古島の空調設備の故障の原因が主にネズミであるということであります。リースにした場合に、こういった機械的な故障ではなくて、小動物侵入による外的要因、これに対してもみんなリース会社が持つのか、それとあと小動物侵入に対する、同じ場所で同じ敷地内でありますので、多分ネズミはかなりいると思うんです。その対策等も取られるのかお伺いしたいと思います。

あと、いろいろ今、中立委員の話もありますけども、私はどうしても中立委員を2人にするために平良地区を4人にしたのではないかなというのありまして、今、下地信男議員もおっしゃっていたように評価点、これがかなり低いんですけども、この方はそれ以外に特別に何か有望な方なのかなというのがあるんですけども、募集要項の中に農業委員の業務内容について、主にタブレット、パソコンを利用して活動となります。また、月10日間の活動を目標とする、そういった内容があるんですけども、こういった業務内容に本当に適しているのか、そこは調べたのかというのをお伺いしたいと思います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

今回の空調設備のリースに関しましては、こういった野ネズミ等の対策、外敵から守るための対策も講じた上での契約としますので、対策を講じた上で同じような被害が出た場合は、当然設置したリース事業者の負担になるというふうを考えておりますので、その対策もしっかり講じていきたいと思っています。

◎農林水産部長（石川博幸君）

パソコン、タブレット等の使用について、パソコン、タブレット等が使用できるということを前提に申し込んでいるというふうに認識しておりますので、その件について、本人に聞き取りは行っておりません。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎新里 匠君

お願いします。幾つか質疑いたします。

まず、議案第63号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）についてお伺いをいたします。8ページ、伊良部島小中学校スクールバスリースの債務負担行為補正、これについての説明をお願いします。

次に、36ページ、3款民生費の中の1目児童福祉総務費の中の放課後児童クラブ整備事業、委託料について説明をお願いします。

議案書に行きまして、先ほどの同意案件についてでありますけれども、先ほどいろいろの質疑があったんですけども、まず初めに、先ほど狩俣勝成議員が話していたんですけども、追加資料をいろいろもっている中で、令和5年9月5日、追加資料一覧というのがあって、1、2、3とあります。それが9月5日付で、これ出されているんです。それで、先ほどの人数割の件とか資料も載っているんですけども、この資料と先ほどの総務部長の人数割の答弁内容とが違うんです。これまずはっきりさせていただきたいなと思います。これ中立委員1名で計算してあるんです。なので、今、2名での計算を総務部長はお話しされて、それで説明をいただいているんです。9月5日の時点では、1名での認識をしていたんではないかというふうに思われるので、そこら辺はちゃんと資料の訂正してもらわないと、結構私らの認識と計算とそちらの計算が違うことになっているので、後でいいので、これ訂正してもらってよろしいですか。どこが当たっているかということを一言お願いします。

それで、宮古島市農業委員会の農業委員の選任に関する事務処理要領とあって、選考方法が、委員候補者の選考は資格要件審査及び内容審査によって行われるとあります。資格要件審査については、これ受付の時点で資格審査が通るかということで、通っている人はそれを満たしている人ということで、選考に関しては内容審査によるよというところで、第2、選考方法の中で、委員任命要件審査ということがありまして、この中には応募者等の書類の受付順に第3で定める選考基準に基づき評価するとあるんですけども、この評価するということは、評価表の点数ということだと読めるんですけども、それでよろしいですか。

それで、次のページなんですけれども、選考基準があります。先ほどいろんなことを総合評価して決めているよということで、これ下地信男議員の質疑していた、要は次点の人が上がったりにしている件に関して、いろんな総合評価しているという答弁がありました。この選考基準の中で、満たすべきものとして4点あるんです。（1）が認定農業者等の応募者等が過半数に満たない場合は、認定農業者等に準ずる者を含め過半数を満たすこととするって書いていて、これは先ほど9名が過半数であるけれども、8名。応募者はもっといたんだけど、8名にしましたということで、これ満たしていないと。（2）については、利害関係を有しない者が含まれないようにしないといけないということ。（3）が委員の年齢、性別による著しい隔たりが生じないことを配慮すると。（4）が地域バランスに配慮するものとする。その属性は宮古島市における市町村合併前の市町村単位としということを一応書いてあります。この選考の決定の中で、1の中で、委員候補者としての適任であると認められる者を合議により決定するとありますけれども、質疑を4ついたします。

1、農業委員候補者選考一覧表を作成するのは誰か教えてください。

2、委員候補者の選考を行う合議する委員、つまり決定者は誰か教えてください。

3、選考の決定者は候補者選考一覧表で委員候補者として適任であると認められる者を合議で決定しています。適任であると認められるということは、その表で委員会が出してきたものが適正でないときのみ入れ替えられるというふうに私は読めるのではないかなと思うんですけども、4、これ適任でない場合、適任ではない理由は当然あるべきだと思うので、その理由書はあるかと。3と4が重複しましたけれども、適任でないことが認められないときには決定するという認識でよいかというのが3で、4が不適切である場合の理由書を教えてください。

先ほど選考の表の話がありました。点数配分の表ですね。これに下地が入替えがあります。平良は4人といっていましたので、これは入れ替えないんですかね。城辺が5人目が入替えがあります。それらの理由、要は先ほど質疑した4つの理由の中のどこに一致しているから入替えがあったのか、これ当然それに照らし合わせて、適していないとしていると思うので、その理由を教えてくださいと思います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

まず、平良地区の人数が5名から4名になった理由ということでございます。評価委員会をする段階では、もうそれは5名ということになります。その後市長に報告した後、中立委員を2人にすることで、畑地耕作面積割ですか、をやりますと、平良がもう4名になるということで、4名という提案になっております。

あと候補者一覧表の件ですけど、評価委員会がございまして。評価委員会の中で決定しまして、その評価委員の中で確認をしているということでございます。

あと適任でない場合という捉え方ですが、そういうことではなくて、先ほども申しましたけど、適任でないということではなくて、市長のほうで年齢構成であるとか、あとは女性の登用、中立委員の複数名の登用ということで、そういう候補者というふうになっております。特に理由書等というのはございません。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

補正予算書の3款民生費についてお答えします。

1目児童福祉総務費の中の放課後児童クラブ整備事業についてでございます。これは、下地放課後児童クラブの地盤調査になっています。下地放課後児童クラブは、老朽化している建築物の解体後であります。基本設計が済んだところですが、地盤調査の資料がないということで、補正予算に上げています。

◎教育部長（砂川 勤君）

議案第63号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）、8ページ、債務負担行為補正の伊良部島小中学校スクールバスリース、令和6年度から令和12年度までについてお答えいたします。

現在、伊良部島小中学校スクールバスは、2台ございます。そのうちの1台が老朽化が著しいことから、リース料を補正予算として計上してございます。内訳としましては、令和6年度、支出側では52ページに当たりますけども、10款教育費、1項教育総務費、2目の事務局費、説明欄で学校規模適正化対策費157万円を計上してございます。これは一月掛ける11月から3月までのリース料金となっております。令和7年度から令和10年の8月までのリース料金で、合計2,197万9,000円となっております。今年度11月からということになりますけども、予定としましては入札、納車、あと塗装も考慮しまして11月からという予定となっております。年式としましては、平成31年、走行距離4,000キロのスクールバスを購入の予算計上と

なっております。

◎新里 匠君

教育部長、伊良部島小中学校スクールバスの件ありがとうございます。いつか忘れましてけれども、私が一般質問をしたときは整備すると言っていましたよね。それで、前回の定例会のときに仲間誉人議員も質疑をして、そのときは行って乗ってみるかという話だったのかなと思うんですけど、それに乗って駄目だったんですか。おんぼろバスが好きって言ったんですけど、あれは予算面のことを考慮してのことだと思ったので、ちゃんと整備して使わせてくださいねという話だったんです。では、何でこれ、決まった時点で言ってくれてもいいんじゃないですか。ちゃんと質疑していますから。整備すると答弁して整備していないから、仲間誉人議員も質疑するし、心配はするわけです。おんぼろバスが好きと言って、あいつばかではないかなと思われているかもしれない中で、私は整備してほしいという意味を込めて、ちゃんと適正に整備されているバスだったらおんぼろでも構わないと言ったんです。だけど、導入されるということで、ありがとうございます。

それで、さっきの農業委員会委員の任命についての同意案の話ですけども、下地信男議員の質疑に、評価委員による評価表が優先されるか、評価表以外の決める要素があるかという質疑で、ないという答えだったように思うんですけども、先ほど私が質疑した幾つかの中で、評価委員会の中には中立委員も1名だった、その答弁があったんですけども、ただ市長に報告したら、中立を2名にしろという話があったんですけども、市長、お聞きしたいんですけども、中立委員を2名にしたという、この意味を教えてくださいなと思います。

それと、先ほど評価委員会が別紙3の採点一覧表を用いて、そこで総合的に勘案をして、農業委員候補者として適任であると認められる者を合議により決定するとあります。点数評価というものがあって、その表があって、それが次点のものが繰り上がるという場合においては、やはり何かがあるから入れ替わるわけです。理由なしでは、多分入れ替わらないんじゃないかなと思うんです。理由がないままに入れ替えたら、入れ替えられた者が、例えば認定農業者とかだとしたら、やはり農業の発展とかによくないんじゃないかなと思うんですけども、そこもなぜ、要は適任でないという理由がなければ、それは入れ替えられないんじゃないですかというのを、もう一回答弁もらっていいですか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

先ほど評価委員会では決められないという答弁をしたということですけど、あくまで選考は評価委員会で評価をして、選考、選定し、その後に市長に報告して、それを受けて市長が決定をするという流れでございます。

それと、評価委員会の選定につきまして報告した際に、先ほどと答弁が重複しますが、まず若手農業者を登用したいと、あと女性農業者を積極的に登用したい、あとはより中立的な立場から意見を反映させられる中立委員を複数人選任したいということで、今回の候補者というふうになっております。

◎議長（上地廣敏君）

答弁。

（「中立にしたのは市長からの指示があったというので、理由を教えてくださいという質疑をしたんです」の

声あり)

◎市長（座喜味一幸君）

農地行政は、宮古島にとって今大変重要な課題であります。これまでスピード感を持ってやったらどうかとか、県との交渉をもっとスピーディーにやったらどうか、議会でも大変農振農用地、あるいは農地法の関与等問題になっておりますので、大変今回の農業委員会、私も重要だというふうに思っております。選考委員会、それから評価委員会含めていろいろとまずは基本的にスピード感を持って外部の意見が反映できるような形での中立委員を2名という話、それから地域割についても若干評価委員でも議論をしました。属地主義でいくのか、属人でいくのかというようなルールについては、今後整理をせんといかん、方針をちゃんとせんといかん部分があるなということがありました。それから、前市政における農業委員会の選定等を参考にさせていただきましたけれども、今、事務方で進めてきていることに関して、ある程度政治的な判断がなかなか入らないなという思いはしておりますが、基本的に若手をできるだけ登用しようではないかという方針、それから女性をうんと起用すべきではないかという意見等々を含めて総合的に評価したというふうに思います。

◎新里 匠君

市長、スピード感を持って外部の意見を入れたりするように中立2人にしたという答弁でありましたけれども、農業委員の役割が宮古島の農業にとっては重要なことだという認識を持っていることからそういう2名制にしたという話なんですけれども、何で公募前にやらなかったのかなと思って、要はこれいつでもそうなんですけれども、選考するぞと言って公募をして、集まったら、その内容を変えてしまうということをこれまでも何回かやっていらっしゃるんです。これというのは、評価委員会とか選考過程の決まり事を全部御破算にするというか、なくてもよかったのではないのという話になってしまうんです。これ行政のルールとして選考、事務要領みたいなやつも作っているわけですよ。それに基づいて点数つけて、上げてきました。だけど、その理由は、61歳の方が例えば女性で、5番目の人が66歳の方がいて、61歳と66歳で若さの比較ができるか。60歳と40歳とかだったら若いほうがいいだろうということも理由としては成り立つのかなと思うんですけども、そういったところ、やはり選考過程においては、良い、悪いということの理由づけもちゃんとしないといけない中で、市長がさっきおっしゃった政治的判断が入っていなかったから、政治的判断をしました。政治的判断でこのルール全部曲げて、全部という言い方は失礼ですけども、決められていることを曲げて政治的判断をしたということを市長がおっしゃっているということは大問題だなと思うんです。これ、では政治的判断を入れるためにこういうことをしましたよ。そうではなくて、行政的に仕組みをつくって、こういう理由だから、外部の意見を取り入れたいから、その評価方法をこうします。中立委員は2名にしますということを最初からやっていれば、ここはこう考えることもなかったのではないかと、皆さんが疑問に思うこともなかったのではないかなと思うので、政治的判断をしたということ、今定例会、皆さんがどう考えるかだと思うんで、そこら辺また市長の考えのほうを整理しておいてほしいなと思います。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑は。

◎富浜靖雄君

私からも数点お願いします。

最初に、議案第77号、財産の取得について、宮古島市立小中学校無線LANアクセスポイント整備事業の議案が上がっているんですけど、その無線LANのアクセスポイントの整備をするということなんですけど、120台を整備しますと。この整備の理由、何でこの、無線LANって以前からやってあったと思うんですけど、その整備の理由と、整備内容を教えてください。

それと、先ほどから話がある同意案第4号から20号の農業委員会委員の任命についてなんですけど、これ教えてほしいのが、評価委員が評価をした点数で評価をこうしましたって持ってきてあります。それを市長が見て、政治判断で変えることが可能という、その根拠となるような何か条例か、もしくは要項、そういうのがあるかどうか、この3点お願いします。

◎市長（座喜味一幸君）

農業委員会委員の任命において政治的判断をしたと私は言うておりませんで、政治的な判断はできないような形になっていると申し上げました。基本的に評価委員会において配慮がされていない若手の起用だとか、女性の起用だとかというようなことは十分に配慮されているのかというようなことを問題提起して協議しているというようなことでございます。

◎総務部長（與那覇勝重君）

農業委員会委員の任命についての同意案の件についてお答えをいたします。

まず、市長が決められるのかということだったと思いますけど、宮古島市農業委員会の農業委員の選任に関する規則というものがございます。この中で、第9条に農業委員の任命というのがございます。その中で、市長は評価委員会からの報告を受け、候補者を決定するという表記がございますので、それで決定して、候補者として議会の同意を得る議案を提出させていただいております。

◎総務部長（與那覇勝重君）

宮古島市立小中学校無線LANアクセスポイントの追加業務についてを答弁いたします。

これまで無線LANアクセスポイントの整備につきましては、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業、そして教育ネットワークシステム更新業務で整備を行っております。機器整備につきましては、無線LANアクセスポイント単独ということではなくて、この事業の児童生徒用タブレットパソコン、教職員用のパソコンの整備と併せて一括で整備しております。今回、無線LANアクセスポイントの委託契約につきましては、電波強度が弱いというのが昨年度に引き続きありました。全学校、全教室の電波強度の調査を実施した結果、追加台数を精査し、結果的に120台の購入ということになってございます。

◎富浜靖雄君

宮古島市立小中学校無線LANアクセスポイント整備事業なんですけど、購入だけなんですか。購入して、設置して、工事して、調査して、前から一応学校の無線LAN、Wi-Fi環境というんですか、あれがあまりよろしくないというのは聞いていたので、それをよくしようとしていると思うんですけど、金額が大きいのと、台数はこんなものかなと思うんですけど、1台に係る台数が学校の場所、設置工事とかでまた金額が違うと思うんですけど、ちょっと高いのかなと思ったりして、これがどうなっているのかというのと、あとこの納入期間、どれぐらいでやって、どれぐらいで終わりますよというのが分かれば、今、すみませんけど、教えていただきたいと思います。

あと、農業委員会委員の任命についての件なんですけど、評価委員が評価しました。その評価した表を市長に持ってくる。それで決定するというふうな条例なのかな、があると。文面があって、それを根拠にしているという話なんですけど、それが丸々そのまま通れば確かにいいと思います。私もそう思います。評価したものを市長が見て、このとおりだね、オーケーというんだったら、別にそれは何の問題もないですけど、そこで変えてあるから、皆さん疑義が出ていると思うんですけど、変えるに当たって、変えたときの理由がやはり必要になると思うんです。こうこうだから、こういうふうにしようと。それがまた要綱に当てはまっていれば何の問題もないですけど、要綱からちょっとずれている。農業委員の委員の数も要綱とかの資料にも載っているんですけど、それが中立委員が1人から2人に増えているとか、そういうのがあれば、要綱を先に直してからまたやるべきなのか、これ後で直しますよという、総務部長がさっきそう言ったのはそういう感じに聞こえているんですけど、これが分からなくて、評価委員が評価したものに対して市長がオーケー出すのは、これはもう私も分かります。当たりだと思います。それを変えるに当たっては、理由が必要だと思うんですけど、その理由が分からないので、それを教えてくださいというのと、そういうのが可能なんですか。それだったら、先ほど新里匠議員が言っていますけど、いろいろいじれるという形になってしまうのか、その理由がはっきりしていれば分かると思うんです。そこを教えてくださいなと思います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

農業委員会委員の任命についての同意案についてお答えをいたします。

先ほども規則の話をしていたしました。規則の中で評価委員会から報告を受けて、候補者を市長が決定するというふうになってございます。

なぜ評価委員会のものを変更したかということでございますが、先ほど新里匠議員も選考基準の話をしておられましたけど、年齢、性別等、あとは女性登用、それを積極的にやっていきたいという市長のお考えと、あとは中立委員を複数名にして、課題が山積しているということで、その課題を解決していくのは複数人が適当であろうということで、そういうふうな候補者というふうになっております。

◎教育部長（砂川 勤君）

まず、1点目、金額が高いんじゃないかという質疑ですが、逆算しますと、1台当たり31万円という機器になりますけれども、確かに私のほうでネットでいろいろ調べましたら、若干高いですけども、設置工事あるいはこれまでの調査結果でいろんな構造上難しい位置の教室もございまして、それも含めると適正価格かなと思っております。宮古島市立小中学校無線LANアクセスポイント整備事業は、契約書では令和6年3月31日、保守につきましては5年を予定してございます。

◎富浜靖雄君

最後になりますけど、確かに調査でWi-Fiは電波なので、本当に分からないですね。電波は、本当に受信機、送信機を置くところによっては受けづらかったり、受けにくくなったり、上なのか、下なのか、設置する場所を調査するというのは確かにやっていた。(株)OBCが取られているので、(株)OBCは前からやっていらっしゃるんで、確かに分かるかなと思うので、それをよくしていただければいいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、先ほどの農業委員の件なんですけど、変えた理由を総務部長が今話をさせていただいたんですけど、

それがペーパーに残っていたりとか、議員側にこういう理由ですと市長の意見はこういう意見でしたという何かペーパー的なのがあるのかないのか、そこら辺だけ教えていただいてもよろしいですか。

(「休憩」の声あり)

◎議長(上地廣敏君)

休憩します。

(休憩＝午前11時59分)

再開します。

(再開＝午前11時59分)

◎総務部長(與那覇勝重君)

今の話は市長と調整したときのお話だと思うんですけど、それはもちろん、メモ程度ではありますけど、そういうふうなものは記録はしております。

◎議長(上地廣敏君)

暫時休憩します。

(休憩＝午後零時00分)

再開します。

(再開＝午後零時01分)

午前の会議は……

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長(上地廣敏君)

休憩します。

(休憩＝午後零時01分)

再開します。

(再開＝午後零時01分)

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

(休憩＝午後零時01分)

再開します。

(再開＝午後1時30分)

午前に引き続き、日程第1、議案第63号から日程第47、同意案第20号までの計47件について質疑を行います。

質疑の発言を許します。

◎狩俣政作君

よろしく申し上げます。ちょっと多いんですけども、申し上げます。

議案第63号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算(第3号)の8ページ、債務負担行為補正でのスポーツ観光交流拠点施設空調機器リース事業8,276万2,000円の説明をお願いいたします。

あと、28ページの1目一般管理費、人件費の9,200万円余りの減の説明も申し上げます。

3つ目、28ページ、6目企画費の18節負担金、補助及び交付金の中のエコアイランド宮古島推進プロジェクト支援助成金3,000万円余りの説明をお願いします。

次に、同じく28ページの7目防犯対策費、900万円余りの説明をお願いします。

それと、議案書20ページの議案第77号なんですが、先ほどの富浜靖雄議員の質疑でもあったんですけども、電波強度が弱いということで、追加台数として120台を購入するとありましたが、現状何台あって、またこの調査にはどのぐらい期間がかかったのか教えてください。

最後です。同意案第4号からの農業委員会委員の任命についての件ですけれども、多くの議員が質疑している中で、中立委員が1人から2人に増えた理由についてですけれども、総務部長が再三答弁をしているのが、市長のほうで決定したと。女性と若手候補者の登用を率先して行いたいということで中立委員を増やしたと答弁されておりました。そして、市長も農業委員会はとても重要だと、外部の意見が反映できるような中立委員を配置しないといけないと答弁しておりましたが、まずこの中立委員の次点の方ですけど、年齢も点数も気になります。市長が答弁している女性でもなければ、若手でもありません。農業委員会はとても重要だということになれば、平良地区を5人から1人減にした、その落ちた方、認定農業者で現農業委員です。まして点数も、中立委員の方、次点の方よりもかなり高い。では、お聞きしますけれども、外部の意見が反映される状況とは何でしょうか。そのことは、農業委員会において重要でしょうか。

◎企画政策部長（久貝順一君）

議案第63号の令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）の歳出の28ページ、6目企画費のエコアイランド宮古島推進プロジェクト支援助成金の内容についてご説明をいたします。

この助成事業に関しては、まず前に三菱UFJリサーチ&コンサルティングから受け入れた企業版ふるさと納税において活用したとしまして、市民発意と共感、共有の環境づくり、事業化の伴走支援に対する資金づくりに充ててほしいというものがありません。その中で、このプラットフォーム事業の中で、過去2年に開催しておりますせんねん祭において、これまで4組の市民団体が市民発意のアイデアを発表されたところです。その発表したアイデアの実現に向けて、市民活動への資金支援としまして、本定例会において補正予算を計上しております。

◎総務部長（與那覇勝重君）

まず最初に、議案第63号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）からお答えをいたします。

補正予算書の28ページをお願いいたします。1目一般管理費の人件費の補正減の要因について説明をいたします。人件費の大幅な補正減につきましては、当初予算でまず新規職員採用分、あと再任用職員分を一般管理費のほうに計上しているところがございます。その後4月で各課に割り振られる新規採用職員と再任用職員、これを今定例会で配置されている費目に増して、あとは一般管理費を減しているということでございます。

次に、農業委員会委員の任命についての同意案の件ですけど、先ほどから答弁はしておりますけど、まず中立委員をなぜ2人かということでございます。先ほども答弁しましたが、農業を取り巻く環境は、本当に厳しいものがございます。農家の高齢化、担い手不足等、あとは農地の集約等が進まないという、厳しい環境にございますので、その中でしっかりと中立的な立場で意見を言っていて、よりよい農地を守るという観点から、より公平な、公正な組織にするために中立委員を2人としているところでござい

ます。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

議案第63号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）の28ページです。7目防犯対策費についてのご質疑にお答えしたいと思います。

まず、財源につきましては、株式会社ベストウェイ社からの企業版ふるさと納税となっております。そのうち修繕費280万5,000円についてです。既存の防犯灯50基の電球を蛍光灯からLED灯に取り替える費用となります。LED化により電気代の抑制及び電球の長寿命化が期待できます。なお、1基当たりの取替えに係る費用を5万6,000円程度を見積もっております。

次に、工事請負費713万8,000円についてです。防犯灯の新規設置工事に係る費用でございます。約60基程度の予定をしており、1台当たり11万5,000円ほどを見込んでおります。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

議案第63号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）、8ページ、債務負担行為補正でございます。宮古島市スポーツ観光交流拠点施設空調機器リース事業でございますが、JTAドーム宮古島のほうの空調機器が現在故障が多いということで、故障のたびに修繕で対応しているところでございますが、空調機器の設置から7年経過している中で頻繁に故障が生じているという状況でございます。市民の利用、また利用希望される団体の皆様にご不便をおかけしているところでございますので、利用の機会を逸することのないよう、しっかり整備したいということで、リース事業に切り替えて設置することとなっております。

◎教育部長（砂川 勤君）

議案第77号、財産の取得について、小中学校無線LANアクセスポイント120台の整備について。現在の無線LANアクセスポイント数が389台でございます。残りの調査期間というのは少し資料を持っていないので、後で報告したいと思います。

◎狩俣政作君

では、再質疑を行います。

まず、8ページの債務負担行為補正ですけれども、これ8,200万円余りで令和6年度から令和12年度、7年間リースですけれども、年間にすると約1,100万円程度ですが、46ページの2目の商工振興費で、使用料、現在、今使っているやつは年間500万円ちょっとなんですけど、今使っているのを直してまでも、新しくリースに替えて、ちょっと高くなってしまおうんですが、この電気代は今使っているのよりかは安くなるという認識でいいのか確認します。

続いて、28ページの1目の一般管理費の人件費なんですけど、これは当初は新規職員、再任用職員を募集したところ、そんなに応募がなかったのが、減にしたという認識でよろしいですか。

それと、6目企画費なんですけど、このエコアイランド宮古島推進プロジェクト支援事業、年間総額どれぐらい使用しているのかお聞かせください。

それと、議案第77号、財産の取得について、20ページの小中学校無線LANのアクセスポイントなんですけれども、これは備品という認識なのか、その辺の説明をお願いします。

それで、同意案第4号、農業委員会委員の任命についてですけれども、総務部長の答弁では、よりよい公

平な立場でという話をしておりますけども、私含めて多分質疑した議員は、このやり方自体が公平ではないと思わざるを得ないと思うんです。もらった資料を読んでも、すごく点数の高い人が落ちていたとか、逆に聞くと、この中立委員の次点の方の74点という点数より今まで低い点数があったのかなという、これを持ってきてまでもよりよい環境ができるという認識でよろしいですか。お聞きします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

まず、46ページの使用料及び賃借料が523万9,000円ございますが、これは今使っている空調システムの使用料金ではなくて、債務負担行為を今年度中から始めるということで、今年度中は予算計上した上でありますので、全体の使用料の一部ということになります。今の空調システムでは、使用料は発生しておりません。これは、JTAドーム宮古島を整備した際に設置が一緒になっておりますので、現在は保守、メンテナンス、修繕費等、そういったものがかかっているところでございます。電気料の部分に関しましては、リースを検討する際に試算を行ったところ、現在リースに切り替えても電気料金が抑制されるということで、リースのほうに切替えを判断したところでございます。

◎総務部長（與那覇勝重君）

まず最初に、人件費の件ですけど、まず当初予算をつくる際に、2月頃に最終内示となるんですけど、その時点ではまだ新規採用の配置であるとか、再任用職員の配置というのは確定しておりませんので、一旦一般管理費のほうで予算を計上しておきまして、人事異動が4月にありますので、そういう人事異動をした後、今定例会で、通常9月定例会で配置先に予算を配分しているということになります。

次に、農業委員会委員の任命についての件ですけど、先ほども答弁しましたが、農業振興地域の全体の見直しというのが今年度で終了するというので、今後、転用の件数も増えるということが想定されているところでございます。その中で、農業取り巻く環境は本当に厳しくて、いろんな課題がございます。それを農業委員会の中立委員を複数名にすることで、先ほども答えましたけど、より公平な、公正な組織運営に資することができるんじゃないかというふうな考えでございます。

◎企画政策部長（久貝順一君）

28ページのエコアイランド宮古島推進プロジェクト支援助成金事業の件についてお話をします。

その前に、答弁が不足していた部分があります。先ほど三菱UFJリサーチ&コンサルティングからの受入れという形について答弁したんですけども、併せて株式会社ベストウェイからいただいた一部の企業版ふるさと納税を活用して事業を行うこととなっております。308万円の内訳としましては、三菱UFJリサーチ&コンサルティングから258万円で株式会社ベストウェイから50万円の合計308万円となっております。

このエコアイランド宮古島推進プロジェクト支援助成金について、これまで幾らぐらい使用したのかというご質疑だったかなと思っておりますけども、今回この事業は初めてやる事業となっております、きっかけとなったのは先ほど話しました三菱UFJリサーチ&コンサルティングから昨年の10月に企業版ふるさと納税をいただいて、市民発意と共感と共有の環境づくりをもった資金支援づくりを行ってほしいというのが活用用途の中に入っておりますので、今回この企業版ふるさと納税を活用して、今年度この事業を実施したいと考えております。

◎教育部長（砂川 勤君）

議案第77号、財産の取得について、小中学校無線LANアクセスポイントについてお答えいたします。
調査期間でございます。令和5年1月31日から令和5年3月14日までとなっております。

備品でよろしいでしょうかということで、これまでに整備した教育ネットワークの機器である無線LANアクセスポイントということで、備品購入だと認識しております。

◎狩俣政作君

では、議案第63号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）の宮古島市スポーツ観光交流拠点施設空調機器リース事業の件ですけれども、観光商工スポーツ部長、これって現行のもの、今使っているものと新しくリースするものの違いを簡単に教えてください。電気料が安くなるというのであれば、その理由も教えてください。

それと、6目企画費ですけれども、これはこれまでやっていたものが、単費で行っていたのを企業版ふるさと納税で行っているという認識でよろしいですかということ。それとも、それ自体ではなくて、そのもの自体が新しくやってきた企画なのかということも教えてください。

もう同意案第4号、農業委員会委員の任命についてはよろしいです。

◎企画政策部長（久貝順一君）

このエコアイランド宮古島推進プロジェクト支援助成金事業に関しましては、これまで1回もまだやっていなくて、去年、先ほど説明したとおり、企業版ふるさと納税を活用した中で、このプラットフォームの構築事業という形の中で企業版ふるさと納税を活用しまして、今回初めてこの事業をやっていききたいということです。あくまでもせんねん祭というものの中で発表した……

（何事か声あり）

◎企画政策部長（久貝順一君）

あくまでも企業版ふるさと納税の中でそういった活用用途が決められていた部分もあって、それをどう使うかということで、過去2年、前年度、前々年度にエコアイランド推進課の中でせんねん祭というのをやっておりまして、その中で発表された方のアイデアを、その実現に向けたための資金づくりという形でやっております。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

既存システムと予定しているリース業務の違いですが、現在の空調システムでございます。これは、空調設備の電気代と、さらにチラーと言われる冷却装置、これの設置が必要になってくるシステムでございますので、そのチラーの稼働に対して電気系統、商用電源に切り替えた場合、発電機を使用して稼働している場合は、これを商用電源に替える必要がございますので、そこを変えた場合が結構金額が1,400万円ほどに上がるというふうな試算をしております。今、業務用のエアコンのほうに切り替えた場合は、通常の電気料金の範囲内で収まるという部分で試算をしているところです。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎栗国恒広君

私からも何点か質疑したいと思います。

議案第63号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）について、まず歳入について、22ページ、

4項雑入で農林水産物不利性解消事業指定物流事業者返還金が2,418万円あります。それと合わせて、歳出のほうで、今度42ページに同じ農林水産物流通条件不利性解消事業（県沖縄振興）で2,426万円提示されているんですけど、その説明をお願いいたします。

続きまして、3款民生費、5目児童館費、36ページです。児童館建設事業とあるんですけど、2,668万2,000円、その建設事業は、修繕なのか、建設なのか。建設事業とあるからどこを建設するのか、その辺も説明をお願いします。

そして、41ページ、1目清掃総務費、これ人件費が1,750万6,000円計上されていますが、この人件費についても説明をお願いいたします。

あと、45ページ、2目水産業振興費、浜の活力再生成長促進交付金事業、その中で漁協荷捌施設整備事業負担金とあるんですけど、1,004万円ですか、その説明と、4目漁港建設費、水産物供給基盤機能保全事業、工事請負費、その説明もお願いいたします。

そして、46ページ、3目観光費、観光振興費の中で、委託料403万1,000円、施設の管理委託費も含めて説明をお願いします。

あと最後に、予備費の中で一般財源から2,000万円補正されていますが、今回この2,000万円の補正についての説明もお願いいたします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

議案第63号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）の61ページ、予備費の補正についてお答えをいたします。

今回、2,000万円の補正をお願いしているところでございます。令和5年当初予算におきまして、年間、台風災害等に対応するために、例年3,000万円程度の予算を措置しているところでございます。6月の台風2号、8月の台風6号の被害等により予備費の使用が約2,016万6,000円となりまして、現在の予備費残高が983万4,000円となっております。昨年度におきましては、9月に入りまして台風が2回ほど襲来しておりますので、台風1回分の予備費使用を約1,000万円と想定しまして、2回分の予備費増額補正を今回要求しているところでございます。

◎農林水産部長（石川博幸君）

まず、歳入の22ページ、22款諸収入、1目雑入の6節農林水産業費雑入、農林水産物不利性解消事業指定物流事業者返還金2,418万円の内容についてでございます。これは、令和4年度に農林水産物流通条件不利性解消事業として、OAS航空ほか4社に対して輸送費に係る補助金を交付しましたが、今年6月に令和4年度の実績がまとまり、交付額が確定しましたが、交付額と実績額の差額が生じておりまして、その差額分の返還金となります。

これに関連いたしまして、歳出予算の42ページ、6款農林水産業費、3目農業振興費、22節償還金、利子及び割引料の農林水産物流通条件不利性解消事業（県沖縄振興）2,426万円の償還金の内容です。本償還金は、令和4年度の農林水産物不利性解消事業としてOAS航空ほか4社の指定物流事業者に対する輸送費に係る補助金の交付額の返還分ですけれども、これをコールドチェーンに係る県への出張旅費8万円と合わせまして、補助金を県へ償還いたします。

続きまして、歳出予算45ページ、6款農林水産業費、2目水産業振興費、18節負担金、補助及び交付金、

浜の活力再生成長促進交付金事業、漁協荷捌施設整備事業負担金1,004万円の内容です。本負担金は、宮古島漁業協同組合が荷さばき施設を、伊良部漁業協同組合が漁具等の作業用保管施設と燃油施設の基本設計費用に係る市からの負担金となっております。内訳は、宮古島漁業協同組合の荷さばき基本設計に526万円、伊良部漁業協同組合の漁具等の作業保管施設基本設計に145万円、同じく伊良部漁業協同組合ですけれども、燃油施設設計に333万円の合計1,004万円の負担金を支出するものです。負担割合は、市が6分の5、漁業協同組合が6分の1となっております。

続きまして、同じく45ページの6款農林水産業費の4目漁港建設費、14節工事請負費の水産物供給基盤機能保全事業の工事請負費275万円の内容でございます。本事業は、狩俣漁港の物揚げ場、エプロン部分が経年劣化によりましてひび割れが生じております。そのエプロン部分の延長23メートルの舗装工事を今回実施するものです。狩俣漁港の物揚げ場は、昭和47年頃に整備されておまして、大分老朽化が進んでおりますので、今回、物揚げ場総延長、令和元年度から継続事業として整備しておりますけれども、今回はエプロン部分の23メートルを整備する予定となっております。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

議案第63号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）でございます。

46ページ、7款商工費、3目観光費の中の観光振興費の委託料の内容でございます。こちらは観光振興費403万1,000円の内容でございますが、誘客促進事業といたしまして、イベント用の撮影用のパネル、写真用撮影パネルの作成、また宮古島の物産PRムービーの作成委託料で、閑散期対策イベント、これ6月定例会のほうでも補正を上げさせていただいた部分でございますが、その部分で少し費用のほうがかさみましたので、その部分を今回計上させていただいております。財源につきましては、企業版ふるさと納税ということで、100%使っているところでございます。

あわせまして、同じく施設管理費の中の委託料の内容でございますが、伊良部大橋橋詰広場のサインのほう、これ観光案内板になりますが、こちらのほうが経年劣化で老朽化が著しくなっておりますので、修繕が必要ということで、こちらに新たな観光案内板を設置するということになっております。こちらも企業版ふるさと納税を活用しております。

◎子ども家庭局長（仲宗根美佐子君）

補正予算書の36ページ、3款民生費の中の5目児童館費でございます。児童館建設事業ですが、これは新設の伊良部地区の児童館の基本設計と実施設計の委託料、それからボーリング調査、地質調査、合わせて2,668万2,000円を補正で計上させていただいております。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

議案第63号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）の41ページ、1目清掃総務費の人件費についてでございます。

昨年度に比しまして職員が1名増員となっております。また、再任用職員の配置によるものです。

◎栗国恒広君

再質疑していきたいと思っております。

まず、農林水産物流通条件不利性解消事業ですけど、これは指定物流事業者に対する輸送費に係る補助金を使い切れなかったのか、県に返還するということですか。この2,418万円というのは、要するに予算が

使い切れなかったので、不利性解消事業を行った中で、品目を含めてこれが当初の予算より余ってしまったので、それを返還すると。例えば今歳出の中で2万9,000円ぐらい上がっているんで、これ利息分と考えてよろしいんですか。その辺の説明をもう一回お願いするとともに、やはりこれだけの予算措置をしながら、離島ということで、不利性解消事業というのは本当に大きな事業だと思うんです。なぜそれをきっちり、例えばもっとこういった不利性解消事業の輸送費に係る補助金を活用する方々にしっかり周知できなかったか。せっかくいただいた予算を約2,400万円余りも使い切らなかったというのは少しその辺で行政としてどういった指導をしたのか、その辺について答弁をお願いします。

それから、児童館建設費、伊良部地区の児童館の基本設計、実施設計費となっているということですが、基本的にこれ基本設計が出て、しっかりそこで、これぐらい予算がかかりますよという感じで実施設計を行っていく流れではないんですか。これ基本設計も実施設計もまとめて計画していくということですか。その辺の説明もお願いいたします。

あと、予備費に関してですが、私、8月30日付で本市の予算執行率見ていると、3,000万円まだ残っているんです。今、総務部長が話した2,000万円余りというのはどこにどういう感じで使ったのか、その辺の説明もお願いしたいと思います。

一応答弁聞いて、再質疑したいと思います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

農林水産物不利性解消事業の返還金ですけども、これは作物を輸送する指定物流事業者、OAS航空とか沖縄ヤマト運輸、日本郵政沖縄支社とか沖縄急送、この4社が輸送の指定物流事業者として担っておりますけども、これだけ返還金が生じたのは、去年の11月の長期にわたる長雨とか低温等の気象影響を大きく受けたカボチャをはじめとした重量のある野菜が、農作物が不作だったため、輸送量が伸びなかったことが主な要因となっております。計画では、県外向けに約927トンと沖縄本島向けに167トンを見込んでおりましたが、見込んで5社へ総額5,115万円を当初交付したんですけども、実際には県外向けが516トン、沖縄本島向けが53トンの実績にとどまったため、返還金が生じたということになります。歳出予算で8万円増えているのは利息ではなくて、ワールドチェーンに係る出張旅費8万円は県のほうが、これは補助金対象外ですよということになりましたので、返還金2,418万円と出張旅費の8万円を合わせて返還することになっております。

◎総務部長（與那覇勝重君）

予備費についてお答えをいたします。

先ほど執行率がゼロというお話でしたけど、予備費は基本的に担当課に流用するという形になりますので、執行率に関しては、もう担当課のほうで数字が出るのかなというふうには思っております。先ほど台風災害等に対応するために約2,000万円流用しているということを申し上げました。台風以外に現在宮古島市は裁判を抱えておまして、それに約360万円の費用を支出をしております。残りの1,600万円余りが自然災害、台風災害のための流用というふうになっております。

主なものを申し上げます。台風2号によりまして、久松漁港の部分で災害の応急工事と、あとは災害査定用の調査測量設計、これ合わせまして478万5,000円程度流用をさせていただきます。あとは、台風6号の災害としまして、宮古島海中公園の観察窓の漏水等がありまして、これに170万円余りの流用がございます。

あとは、海業センターの船揚げ場、これが243万8,000円、あとは台風6号の災害になりますけど、教育施設全体で約505万6,000円の流用というふうになっております。主なものは以上となります。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

再質疑にお答えします。

基本設計と実施設計の委託業務は別々ではないかというご質疑でしたけれど、一括して基本設計と実施設計の委託業務を一緒に計上してあります。スムーズに基本設計終了後、すぐ実施設計委託にかかるようにということで、今、一緒に計上しているところです。

◎栗国恒広君

本来なら基本設計をしっかりとした中で実施設計に移っていくのがこれまでの流れかなと思って、改めて質疑しました。できればしっかりと基本設計をまとめて実施設計に移していくのが予算の件でもしっかりとできるのかなと思っています。

質疑ですが、水産業の振興費の中で、先ほど農林水産部長は宮古島市漁業協同組合の設計費だと言うけど、これ建て替えるという感じの基本設計の費用ですか。荷さばき所を建て替えるという感じの基本設計なのか、その辺の答弁をお願いいたします。

また、伊良部漁業協同組合に関しても、基本設計というのは何をどう、どこを建て替えるのか、その辺の説明もお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

宮古島漁業協同組合の荷さばき施設、伊良部漁業協同組合の作業用保管施設、そして同じく伊良部漁業協同組合の燃油施設、ともに令和7年度の建設に向けて調整を進めるための設計となっております。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後2時14分）

再開します。

（再開＝午後2時16分）

ほかに質疑はありませんか。

◎平良和彦君

私のほうからも質疑したいと思っております。

まず最初に、34ページの1目社会福祉総務費の中の価格高騰重点支援給付金事業ですか、この1億800万円の内容をお聞かせください。

もう一つ、栗国恒広議員も言うておりましたが、61ページの予備費のほうで補正予算が2,000万円上げられております。補正予算は予定外の支出があるときとか、そういったものに使われると思いますが、この内容をお聞かせください。

また、同僚議員がかなり質疑しておりますが、私のほうからも少し質疑したいと思っております。かなり質疑が出ているということは、やはりなかなか理解できないところがあるということで質疑していると思っております。せっかく市長のほうで、総務部長も言うておりましたが、宮古島市農業委員会の農業委

員の選任に関する規則のほうで言えば、候補者の選出、その中にやはり任命過程における公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講じなければいけないと、これ市長が行うというふうに書かれております。これがはっきりしていないところが議員の皆さんが疑問に思っているところかなと思っておりまして、いろいろ答弁しておりますが、市長はこれは今の公正性及び透明性を確保できたと思っているのかお聞かせください。

もう一つ、選任するときに、別紙4なんですけども、そこに評価項目及び採点基準があります。先ほどから言っていますように、女性候補者の積極的な登用とありますが、ここにも評価の項目にもあります。これも女性候補者であれば10点というふうな採点がされますが、これと先ほど言っているものとの違いですか、ただ女性候補者だから入ったというわけではないんですよというところの理由をお願いしたいと思います。

◎福祉部長（松堂英彦君）

議案第63号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）、34ページです。3款民生費、1目社会福祉総務費の4節扶助費1億800万円、価格高騰重点支援給付金（推奨事業枠）で1億800万円予算計上をしております。本給付金は、国の物価・賃金・生活総合対策として、電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、支援金を行う事業が推奨事業メニューとして示されておりまして、その国の交付金を活用した支援金の給付事業となっております。事業内容につきましては、物価高騰による負担を軽減するため、1世帯当たり3万円の給付を行います。対象世帯ですけれども、今年度先行して支援を実施しております令和5年度住民税非課税世帯を除く住民税所得割非課税世帯、それからDV避難者世帯、それと家計急変世帯を想定をしております。これ所得割非課税世帯につきましては、世帯員全員が所得割非課税の世帯、それから所得割非課税者と住民税非課税者で構成されている世帯というふうに対象を定めております。対象世帯を3,600世帯を見込んで今回の1億800万円の予算計上となっております。財源につきましては、補正予算書の16ページ、2目民生費国庫補助金、価格高騰重点支援給付金事業（推奨事業枠）1億800万円を予定をしております。

◎総務部長（與那覇勝重君）

まず最初に、議案第63号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）の予備費についてお答えいたします。先ほどの答弁と少し重なるところがありますが、ご了承いただきたいと思います。

議員おっしゃるとおり、予備費の場合は、急な支出に対応するための予備費となっております。先ほど答弁しましたが、今年度におきましては、裁判費用も含めて、あとは台風災害等に対応するための流用として、現在8月まで2,016万6,000円の流用となっております。予備費の残高が約983万円となっております。昨年度、9月に台風が2回襲来しておりますので、台風の1回分の予備費使用分として約1,000万円と見込みまして、2回程度台風が来るというふうな想定をもって、2,000万円の増額の補正予算となっております。

次に、農業委員会委員の任命についての件でございます。これも答弁が先ほどの答弁と重なりますけど、ご了承いただきたいと思います。まず、第7期の今期の宮古島市農業委員につきましては、まず若手農業者、女性農業者の積極的な登用、あとは農業委員会の所掌事務に利害関係を有しない中立的な立場から意見を反映する中立委員を複数人選任することで農地を守るという立場と地域経済の発展という両方の観点

から、より公平公正な組織運営にすることが期待できるものというふうに考えております。

◎平良和彦君

まず、価格高騰重点支援給付金の件なんですけども、1世帯3万円で、世帯にすると3,600世帯というふうになっております。また、これは国庫補助だと思っておりますが、これどのような給付の仕方をするのか、周知とか、そういったものをお聞かせください。

あと予備費のほうは台風災害だけの2,000万円というふうに理解してよろしいでしょうか。裁判費用とか先ほど言った、あれは使われたものという形ですか。それもお聞かせください。

あと農業委員会委員の選任についての件なんですけども、先ほど私は言ったのは、もう一つ答弁漏れかなと、市長としては公正性及び透明性があると思ってこういうふうに、言わば提案したということなのか、どうしてまたこういうふうに意見が出ているのか、そこを市長としてはどう考えているのかをお聞かせください。

◎市長（座喜味一幸君）

先ほどからいろいろと議論、質疑になっておりますけども、極めて基準等に基づいて粛々と進められて、非常に公正公明は確保されていると私は思っています。

◎総務部長（與那覇勝重君）

予備費についてお答えします。

先ほど2回の台風を想定して2,000万円ということで、あくまでもこれぐらいが必要だなということで補正をお願いしているところでございます。今の段階で約900万円余りの予備費も残がございますので、その両方で、ほかの急な出費には対応していきたいというふうに思っております。

裁判費用の件ですけど、5月と7月に流用済みということになっております。

◎福祉部長（松堂英彦君）

34ページ、価格高騰重点支援給付金事業の給付スケジュールにつきましてですけども、補正予算可決後、住民税所得割非課税世帯対象世帯を確定をいたしまして、10月上旬頃に対象世帯へ口座情報確認書を発送する予定となっております。この口座情報確認書には、令和4年度実施しました住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象世帯で、今回の推奨事業メニューに該当する世帯につきましては、前回の支給口座を記載をいたします。対象世帯から変更希望がない場合には、2週間程度の確認期間を設けた後、記載した口座へ振込処理を行います。また、記載されている口座の変更を希望する場合や今回新たに対象となった世帯には、送付した口座情報確認書に振込希望口座等を記載し、返送していただきます。この支援金の期間を令和5年12月末までというふうに予定をしております。本事業の周知につきましては、市のホームページや広報誌、公式LINE等を活用すると同時に、関係機関やマスコミ等を通して周知をする予定です。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

(休憩＝午後2時28分)

再開します。

(再開＝午後2時29分)

◎総務部長（與那覇勝重君）

確かに加点の部分はございますが、それ以外に市長のほうで、さらに女性農業者登用ということで選定しているということでございます。

◎平良和彦君

総務部長の答弁を聞いていくと、もう全て市長が決めているような感じがして気になるところでございますが、やはりこういうせつかく、市長の任命によって評価委員会が立ち上げられるし、委員も市長命令といたしますか、任命で決まる評価委員会なんです。だから、どうしてしっかりと評価して、市長のほうに報告しているのに、そういう最終的なところで変わるのかなというのがやはり皆さんの考えかなと思っております。これも私らも市民の負託を受けておりますので、市民に説明しないといけないので、そういうところをはっきりと示していただかないと市民も納得しないのかなと私は思っておりますので、もう一度やはり公正性、透明性のある委員会を行って、上げてきている報告の中でまた変更したのかをもう一度答弁していただければなと思っております。

◎総務部長（與那覇勝重君）

先ほども答弁しましたが、定数17人に対しまして、38名の応募がございました。そのことから、宮古島市農業委員会の農業委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者の評価委員会を開催しまして、候補者として資格要件や活動経歴等について審査を行い、その結果を市長へ報告し、市長はその報告を受け、最終的に今回上程しました候補者として決定をしているということでございます。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありますか。

◎平良敏夫君

少しばかり。まず、予備費の360万円、裁判費用だったという話ありましたが、その裁判の内容、説明していただけますか。まだ内容を聞いていないような気がするんですけど、5月と7月に、あれ裁判終わったんですか。その裁判の内容をぜひ教えてください。

それと、議案第63号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）、29ページ、16目の地方創生臨時交付金事業費の19節扶助費が700万円程度計上されていますけど、その説明もお願いします。この2点です。よろしくお願いします。

◎議長（上地廣敏君）

暫時休憩します。

（休憩＝午後2時33分）

再開します。

（再開＝午後2時35分）

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

補正予算書29ページの16目地方創生臨時交付金の19節扶助費についてお答えします。

これは、保育所等の食材料費の負担軽減事業でございます。物価高騰等による保護者の負担軽減を図るとともに、保育所等に対する食材料費負担軽減のための補助金となっております。認可保育施設、36施設ございますが、それが単価14円を日数、人数で掛けまして656万円、それから認可外の保育施設8施設に対し

47万4,000円となっているところです。

◎議長（上地廣敏君）

暫時休憩します。

（休憩＝午後 2 時36分）

再開します。

（再開＝午後 2 時40分）

◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

第 1 審の弁護士成功報酬費と現在控訴している着手金となっています。詳しい内容については、まだ裁判中なので、答弁は控えさせていただきます。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後 2 時41分）

再開します。

（再開＝午後 2 時41分）

◎平良敏夫君

今、私だけかどうか分からないけど、説明が分かりづらかった。結局、農業関係の裁判とは分かったような気がするんですけど、もう一回答弁できますでしょうか。

◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

農地転用に係る裁判は今行っています。それで、先ほど答弁した内容となっています。

◎平良敏夫君

分かりました。農地転用に関係する裁判ということですね。分かりづらいというか、予備費はそういう裁判等にも回すことはできるんですか。最後の質疑として、これよろしくお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

運用としましては、災害、こういった急な裁判費用には流用して適用しております。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎山里雅彦君

2点ほど確認したいと思います。お願いします。

まず、議案第63号、令和 5 年度宮古島市一般会計補正予算（第 3 号）として、中身としては歳入歳出予算の補正、それから債務負担行為の補正、地方債の補正がありますが、8 ページをお願いします。先ほどから新里匠議員も伊良部島小中学校スクールバスリース事業、狩俣政作議員もスポーツ観光交流拠点施設空調機器リース事業等の質疑がありました。債務負担行為は、事業の内容、状況によっては、いつでもそうやって補正できるというのは理解しておりますが、その中で、私も西辺中学校校舎改築事業の中に括弧書きで仮設校舎、校舎解体、監理委託というのがあり、この事業は、令和 5 年度から令和 7 年度までの完了、4 月 1 日からの開校だと理解しておりますが、この 1 億6,000 万円余の説明をお願いします。

それと、先ほどから農業委員会委員の任命についての同意案の話もしてございまして、資料の農業委員会

の皆さんの名前がなぜ黒塗りなのか、議会が審議するのに黒塗りしないといかんのかなというのが疑問がありますので、この2点の答弁をお願いしたいと思います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

農業委員会委員の任命についての同意案に関する資料の黒塗りの部分ということでございます。

今回提供しました資料につきましては、議会が農業委員会委員の同意案に係る農業委員会委員候補者に同意するか判断するための評価に係る資料となっております。提供しました資料に関しましては、同意案に記載された候補者以外の氏名につきましては、個人の不利益となるおそれがありますので、伏せて今回は提供させていただいております。

◎教育部長（砂川 勤君）

議案第63号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）、8ページの西辺中学校校舎改築事業の債務負担行為補正の1億6,054万2,000円についてお答えいたします。

当初予算で解体工事費、仮設校舎設置費を計上いたしております。令和5年度の予定執行率が9,640万5,200円、それとこの債務負担行為、令和6年度が9,236万8,200円、令和7年度6,817万3,600円の内訳で、合計1億6,054万2,000円という内訳になってございます。

◎山里雅彦君

教育部長、当初予算でも2億4,000万円余、建築費、西辺中学校校舎改築事業ありましたよね。今見ると、令和6年度から令和7年度までということで仮設校舎、校舎解体ってあるんです。ですが、今年度解体しないと、令和6年度、令和7年度で終わらないと思うんですが、この曖昧な出し方を見ると、令和6年度、令和7年度の校舎解体、仮設校舎建設というのは、議会にこういう出し方、みんな分からないような、分かりにくいような状況なんです。なぜこういう状況になったとかというのを少し説明をもらえればありがたいんですが。

それと、農業委員の黒塗り、選ばれなかった方のマイナス要因の云々の話も、個人情報にかかることと思いますが、でも、総務部長、評価委員の皆さんはオープンにして評価したんですよ、評価委員会では11項目にわたって。それを我々議会は、皆さんが選考した、オープンにしたものを、なぜ評価委員会でちゃんとオープンしてできたものができずに、議会で何をもって我々が議論するのかなという、では皆さんが推薦したものだけお願いしますということになるんです。市政運営というのは、先ほど平良和彦議員も透明性を持ってという話をしましたが、情報の提供とか、市政運営は透明性を持ってやらなければいけないんです、本当は。市長は、ずっと常日頃言っているではないですか。では、例えば公共工事の発注、指定管理者の選定、やってきました。落ちた人、選ばれなかった人、開示しませんでしたか。していますよ。ちゃんとしていますよ。ですから、こういうことも含めて、議会では名前を出して、名前出せないんだっただけですよ、番号で言ってくれたら言ったらいいですよ。だから、農業委員として地域の農業振興をしっかりとやるんとして立候補した皆さんがいるんです。何でこの人が選ばなくて、この人を選ばれたのかというのを、やはり議会のしっかりと審議するためには、名前や番号をオープンにせず、黒塗りでは駄目ですよ、市長。どうですか、皆さん。議会がそういうことも含めてしっかりと精査して、審議するのが議会の在り方だと思うんですよ。今日は副市長は一言もしゃべっていないんですが、先ほどから農業委員会委員の任命についての同意案について、市長、総務部長、農林水産部長の話がありました。いろいろ。

市長、総務部長は公平公正な議論が期待できるとか、スピーディーに進行ができるとか、中立委員の話もありました。中立委員ができなければ、今の選んだ農業委員の中ではスピーディーな議論できないんですか。その辺はいいとして、副市長、冷静に見て、副市長の今の考えでは、この議論は、我々が質疑した答弁にはどう思うか聞きたいんですが、いいです、これはもう副市長も言いにくいところがあると思います。ぜひ副市長、多分ついていけないかどうかの思いで副市長が答弁したいと、これは私の思いですよ。そういう意味では、やはり透明性を持ってやるのが正しいと私は思っておりますので、この黒塗りに関してはこれでいいのか、その点、市長に答えていただきたい、どう考えているのか。それと、教育部長、先ほどの点、よろしくをお願いします。

以上、もう一回お願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

農業委員会委員の任命についての同意案の件でお答えをいたします。

先ほども答弁しましたが、まず同意案に同意するか判断するということですので、当局としましては、同意案に出ている方で、ほかの方は名前を黒塗りにしているんですけど、点数も開示していますし、最低限の個人情報ということですので、今回は配慮したということでございます。ご理解いただきたいと思います。

◎教育部長（砂川 勤君）

西辺中学校校舎改築事業の予算の内訳をお話ししたいと思います。

令和5年度解体工事費を4,000万円余り予定しております。仮設校舎の設置費が5,500万円程度、予算の全体執行の、前払い金でお支払いする予定の約4割ずつを執行予定でございます。解体工事におきましては、スケジュールといたしまして、来年度6月までに西辺中学校校舎を解体する工事の予定でございます。

◎山里雅彦君

教育部長、今年度に契約しているんですよね、校舎解体の。これからですか。なぜ令和7年の4月1日から供用開始となるのに、令和5年度からやっている事業が来年の6月に、約1年近くに校舎解体が終了するんですか。皆さんの話を聞いていると、延ばして、多分もう令和7年度では供用開始できませんよ。そういうのをどういうタイムスケジュールをもってやっているのかどうか、ちゃんとやらんといかんですよ。だから、そういうのは、分かりますよ、債務負担行為の資料の例では議決されるであろうと予測して締結してもいいですよ。これは分かりますよね。決まれば、義務費として今年度の歳出に計上されるんです。それ分かっているやらないというのは、ただ単に遅らせていると一緒なんです。ですから、そこら辺は令和5、6、7年度でできるように、ちゃんと対応しないと全ての事業がそうなります。遅れてもいいというニュアンスの下で、担当の下でやるとよく聞きます、そういう話は。ですから、そういうことも含めて、しっかりこれは強くというか、なぜかということを確認していたんですが、大丈夫ですか。

では、もう一点。総務部長、私が言っているのは、総務部長の言っているのは分かるんです。市長、これ市長への質疑ですが、これからもそういった透明性のない市政運営ではなくて、そういった情報提供もあまり議会にもしないで、市民にも示さずに、これからもそういった黒塗りは良として市政運営をやるんですかって聞いているんです。私は、総務部長に聞いていないですよ。これからも手法として、やはりしっかりと議会にも様々な情報提供して、議会が議論する、審議する、議決するというのは私は大事だと思います。

うんです。だから、市長はしっかりと透明性を持って情報提供していきたいと何回も聞きました。これも一つその中に当てはまると思うんですが、3回目、最後だけど、どうですか、市長。総務部長答弁であれば、要らないです。

◎市長（座喜味一幸君）

おっしゃることはもうごもっともなことをごさいますて、できるだけ情報の公開、これは当然で努めてまいりますし、個人情報の保護ということもまたしっかりと横目で見ながらやっていかなければならない。その中で、やはり行政として両方しっかりと担保しながら進めていく、これは大変重要だと思っております。

◎教育部長（砂川 勤君）

西辺中学校校舎工事の供用開始の件で、以前の答弁と少し食い違うところがございますので、今のうちにお話ししたいと思います。

設計をしている段階で、地盤のほうに空洞が見つかったと。それで、ボーリング調査を入れてあります。さらに、里道が通っていたと。その廃止手続に若干の手続が必要になっておりまして、今、県との今建築確認も不測の日数が生じているものですから、今県との調整の中で、令和7年度4月より若干遅れるというスケジュール感で進めているところでございます。よろしく申し上げます。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後2時59分）

再開します。

（再開＝午後3時02分）

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありますか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はないようでありますので……

（「議長」の声あり）

◎久貝美奈子君

今報道でもいろいろ……

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後3時03分）

再開します。

（再開＝午後3時03分）

これで日程第1、議案第63号から日程第47、同意案第20号までの計47件についての質疑を終了します。

次に、日程第48、認定第1号から日程第58、認定第11号までの計11件について質疑を行います。議会運営に関する申合せ事項により、認定第1、令和4年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定についてに対

する質疑は本会議では行わないことになっておりますので、ご了承願いたいと思います。

それでは、質疑の発言を許します。

◎久貝美奈子君

ごめんなさい、質疑ではないです。失礼しました。すみません。

◎議長（上地廣敏君）

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

質疑ないようでありますので、これで日程第48、認定第1号から日程第58、認定第11号までの計11件についての質疑を終了します。

以上で全議案の質疑を終結します。

ただいま議題となっております58件のうち、日程第1、議案第63号から日程第22、議案第84号までの22件及び日程第48、認定第1号から日程第58、認定第11号までの11件の計33件については、議案付託表のとおり、各所管委員会に付託をします。

なお、議案第63号の歳出については、歳出款項別審査委員会表により所管委員会の審査をお願いします。

お諮りします。日程第25、諮問第3号から日程第47、同意案第20号までの計23件については委員会付託を省略し、最終本会議において処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

（「議長」の声あり）

◎久貝美奈子君

先ほど議長のほうから、全員協議会を今日行うということで内容の説明もありましたが、実は宮古島市長名で宮古島市議会議長宛てに宮古島市議会議員による市公共物への不適切行為についてという文書が議長宛てに届いていると思います。これ分からない議員もいるんですよ。それで、議長、ぜひこの内容について説明をするべきではないかと思います、議会の場で。あと、どのような対応をしたかも少し説明をお願いします。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後3時06分）

再開します。

（再開＝午後3時11分）

◎議長（上地廣敏君）

これで本日の日程は全部終了しました。

(議員の声あり)

◎議長(上地廣敏君)

休憩でいいですか。

(「1点確認」の声あり)

◎議長(上地廣敏君)

いやいや、ですから、休憩でよろしいですか。

(「休憩でもいいです」の声あり)

◎議長(上地廣敏君)

休憩します。

(休憩=午後3時11分)

再開します。

(再開=午後3時15分)

これで本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議はこれにて散会します。

(散会=午後3時15分)

令和5年

第4回宮古島市議会(定例会)会議録

9月20日(水) 3日目

(一般質問)

令和5年第4回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第3号

令和5年9月20日（水）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和5年第4回宮古島市議会定例会（9月）会議録

令和5年9月20日（水）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（24名）

（延会＝午後5時05分）

議長（22番）	上地廣敏君	議員（11番）	上地堅司君
副議長（18〃）	長崎富夫〃	〃（12〃）	仲間誉人〃
議員（1〃）	久貝美奈子〃	〃（13〃）	平良和彦〃
〃（2〃）	下地茜〃	〃（14〃）	下地信広〃
〃（3〃）	砂川和也〃	〃（15〃）	我如古三雄〃
〃（4〃）	狩俣勝成〃	〃（16〃）	前里光健〃
〃（5〃）	富浜靖雄〃	〃（17〃）	西里芳明〃
〃（6〃）	下地信男〃	〃（19〃）	友利光徳〃
〃（7〃）	新里匠〃	〃（20〃）	上里樹〃
〃（8〃）	狩俣政作〃	〃（21〃）	栗国恒広〃
〃（9〃）	山下誠〃	〃（23〃）	平良敏夫〃
〃（10〃）	池城健〃	〃（24〃）	山里雅彦〃

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	座喜味一幸君	会計管理者	儀間博君
副市長	嘉数登〃	水道部長	兼島方昭〃
企画政策部長	久貝順一〃	消防長	宮國和幸〃
総務部長	與那覇勝重〃	企画調整課長	前原敦〃
福祉部長	松堂英彦〃	総務課長	豊見山徹〃
市民生活部長	友利毅彦〃	財政課長	国仲英樹〃
農林水産部長	石川博幸〃	教育長	大城裕子〃
建設部長	川平陽一〃	教育部長	砂川勤〃
観光商工スポーツ部長	砂川朗〃	生涯学習部長	天久珠江〃
産業振興局長	下里盛雄〃	農業委員会会長	芳山辰巳〃
こども家庭局長	仲宗根美佐子〃	農業委員会事務局長	上地明弘〃
環境衛生局長	下地睦子〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	下地貴之君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人〃	議事係長	国吉たかよ〃

一 般 質 問 通 告 書

発言順位	1	議員番号	15	氏 名	我如古 三 雄
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項			要 旨		
1. 市長の政治姿勢について			<p>1. 市長のリーダーシップについて</p> <p>①台風6号及び7号の影響で2週間余にわたり、市内の各スーパーにおいて葉野菜をはじめ冷凍食品、菓子類等、商品の品薄状況が続きました。このような状況を打開するためには、航空輸送による緊急食糧の調達を行政当局が、いち早く航空各社及び自衛隊に対し要請を行うなど、台風による物資不足に対する迅速な対応が必要です。市民の生活を守る市長のリーダーシップの欠如、無策が市民の反感を招いております。市長の見解を伺います。</p> <p>2. 宮古島市新総合体育館建設について</p> <p>①宮古島市新総合体育館の建て替えについては、スポーツアイランド宮古島にふさわしく、シンボリックな存在、なおかつ広域的な機能向上が図られる施設が求められます。建て替えに向けた進捗状況と事業の概要について伺います。</p> <p>②建て替えによる代替施設と整備について伺います。</p> <p>③建設場所の変更について伺います。</p> <p>3. 海水淡水化PFI事業について</p> <p>①宮古島市海水淡水化PFI事業計画について、民間企業による提案があります。海水淡水化計画は、今から四十数年前にも計画されましたが、地元漁民等の反対に遭って、計画が断念された経緯があります。宮古島は地下水が豊富でも降水量によっては取水制限への対策も必要です。今回の民間企業による計画提案は、大変画期的であると考えます。今後、増大する水需要への対策は、上水道の供給能力が喫緊の課題です。行政の果敢な対応と官民連携による計画実現に向けた取組が重要と考えます。市長の見解を伺います。</p> <p>4. 書かない窓口を目指して</p> <p>①市民サービスの向上に向けた改革に取り組む上で、行政の効率化は極めて重要であります。デジタル庁が進める「書かない窓口」について本市の取組状況について伺います。</p> <p>5. 公共施設の維持管理について</p> <p>①公共施設の維持管理が非常に厳しい状況にあります。修繕費等が</p>		

<p>4. 公園整備について</p> <p>5. 教育行政について</p>	<p>不明農地の現状について伺います。</p> <p>②所有者不明農地のうち、現在、将来的に耕作の見込みがない遊休農地の現状について伺います。</p> <p>2. サトウキビ作型別生産実績について</p> <p>①2022—2023年産におけるサトウキビ作型別生産実績、栽培農家数と1農家当たりの収穫面積、生産額について伺います。</p> <p>3. 園芸振興について</p> <p>①本市における野菜生産量について</p> <p>ア. 地区別における野菜生産量、販売額について伺います。</p> <p>イ. 燃料価格高騰を踏まえ、今後の園芸農家への支援制度について伺います。</p> <p>1. 大嶽城址公園の整備と管理について</p> <p>①展望台が長期にわたり活用できない状態となっております。建て替え整備に向けた現在の進捗状況について伺います。</p> <p>②野球場バックネットの補強と外周フェンス及び庭球場の外周フェンスが台風で倒れ長期にわたり、そのままの状態です。修繕整備について伺います。</p> <p>1. 水泳授業の民間委託について</p> <p>①県内において、プール施設の老朽化に伴い、水泳授業を民間のスイミングスクールに委託する事例が出ており、子供の水泳力向上や、教師の負担軽減などを踏まえた結果、民間委託のほうがメリットは大きいとしております。気候や天候に左右されず、計画的に水泳授業を実施することができて、児童が専門のインストラクターから指導を受けることで水泳技能の向上が目に見えて分かるとしております。また、学校のプールの清掃や維持管理にかかる教員の負担も軽減するとしております。民間委託は、今後大きく普及進展するものと期待されます。以上のことから、本市においても水泳授業の民間委託を実施すべきです。教育長の見解を伺います。</p> <p>2. 本市の高等学校卒業後の進路状況について</p> <p>①本市の高等学校卒業後の大学進学率及び就職率について伺います。</p> <p>3. 小中学校校舎及び体育館トイレの洋式化について</p> <p>①小中学校校舎及び体育館トイレの洋式化率の現状をどのように捉えているのか、また全国平均を上回るよう洋式化のスピードアップを図るとともに、ふるさと納税を有効に活用すべきと考えま</p>
---------------------------------------	--

				す。教育長の見解を伺います。	
発言順位	2	議員番号	17	氏名	西里芳明
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発言事項			要 旨		
1. 地域行政について			1. 城辺トレーニングセンターについて ①解体工事はいつ頃になるのか伺いたい。 ②解体後、代替施設は考えているのか伺いたい。		
2. 観光行政について			1. 海岸管理について ①新城海岸の駐車場の拡張工事は考えているのか伺いたい。 ②吉野海岸の駐車スペースも狭いが、拡張工事は予定していないのか伺いたい。		
3. 福祉行政について			1. 敬老祝金について ①贈呈される敬老祝金は、敬老者の何割の方が受給しているのか伺いたい。 ②コロナ禍前のように、各自治会長から手渡しで贈呈することは検討していないのか伺いたい。		
4. 道路行政について			1. カーブミラー設置について ①宮古島管内で、現在何基設置されていて、そのうち破損等しているものは何基あるのかを把握しているか伺いたい。		
5. 農業行政について			1. 交付金について ①農業所得1,000万円以上の農家の方は、サトウキビの交付金が、トン当たり830円下がるというのは本当かどうか伺いたい。 ②畜産農家の方に対して、牛の競り価格が下がっているが、行政としてはどのような対応をしているのか伺いたい。 ③野そ防除で、ドローンの使用について検討状況を伺いたい。		
発言順位	3	議員番号	6	氏名	下地信男
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発言事項			要 旨		
1. 市長の政治姿勢について			1. 農業委員の選任について ①農業委員を選任するに当たって宮古島市農業委員会の所掌事務について伺う。 ②農業委員会がその事務を執行する根拠について伺う。 ③別紙5の委員構成要件の中において地区ごとの農業委員数が示されているが、所属地区を決める根拠について伺う。 ④農業委員会である合議機関の中で、中立委員の役割について伺う。 ⑤農業委員会が地域のバランスを考慮して定めた農業委員候補者委		

<p>4. 全日本トライアスロン宮古島大会について</p> <p>5. 教育行政について</p> <p>6. 子育て支援について</p> <p>7. 平良港総合物流センターについて</p>	<p>②現状を改善するための方策について伺う。</p> <p>1. 全日本トライアスロン宮古島大会について 今年4月に4年ぶりに開催された全日本トライアスロン宮古島大会については、イベント内容やコース設定等が大幅に変更となったことを受け、競技参加者や市民から様々な意見が寄せられている。その中で当局は地元選手との意見交換会を設けて選手目線での改善要望を真摯に受けたことに敬意を表する次第である。そこで以下について伺う。</p> <p>①この意見交換会で、地元選手からどのような改善要望が寄せられたか伺う。</p> <p>②これらの改善要望に対して、次回大会にどのように反映していくのか伺う。</p> <p>1. 旧来間小中学校の跡地利用について ①令和2年3月に閉校となった来間小中学校の跡地利用が進んでいない現状にある。教育委員会の同校跡地利用の方針について伺う。</p> <p>1. 下地地区放課後児童クラブについて ①下地小学校ランチルームの跡地に計画されている下地地区放課後児童クラブ建設の進捗状況について伺う。</p> <p>1. 平良港総合物流センターについて ①設置目的について伺う。 ②期待された台風時等のストック機能が、十分発揮されていないとの指摘があるが、当局の見解を伺う。</p>				
<p>発言順位</p>	<p>4</p>	<p>議員番号</p>	<p>3</p>	<p>氏名</p>	<p>砂川和也</p>
<p>質問方式</p>	<p>一問一答方式</p>			<p>発言場所</p>	<p>質問席のみ</p>
<p>発言事項</p>		<p>要旨</p>			
<p>1. 農村整備行政について</p> <p>2. 防災行政について</p>	<p>1. 下地の竹アラ地区圃場整備工事について ①進捗状況について ア. 8月に地権者説明会を行っていますが、理解は得られましたか。 イ. 補償の話が出ていますが、対応はどうしますか。</p> <p>1. 避難所と避難場所の違いを教えてください。 2. 市に避難所は何か所ありますか。 3. 避難人数の試算はどのように行っていますか。 4. 新しく建設予定の総合体育館の地下も避難所になると思います。4,500人収容可能とのことですが、有事の際の避難誘導はどのように行いますか。</p>				

3. 学校行政について	1. 公共施設の公衆電話の設置状況について ①各学校の設置件数を教えてください。 ②設置箇所を教えてください。 ③公衆電話マップのようなものはありますか。
4. 地域行政について	1. 防犯灯・防犯カメラの設置予定について ①企業版ふるさと納税において、株式会社ベストウェイより防犯予算に寄附がありました。設置スケジュールを教えてください。 ②防犯灯を設置する条件等がありますか。
5. 若者支援について	1. 若者向け居住補助金について ①若者定住支援対策は行っていますか。 ②市営住宅の新設やアパート借り上げで定住支援の計画はありますか。
6. ふるさと納税について	1. 企業版ふるさと納税専門部署をつくる計画はありますか。
7. 広報行政について	1. 公式LINEについて ①公式LINEの目的を教えてください。 ②掲載の基準・ルールを説明願います。 ③登録者数の推移を教えてください。 ④現在有効活用はできていますか。
8. 宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金について	1. 条件変更について ①事業開始後の条件追加は問題はありませんか。 ②制度設計に見誤りがあったのではありませんか。 ③予算は確保できていますか。
9. 海浜行政について	1. 台風後の対応について ①前浜ビーチは台風翌日には対応し、トゥリバー地区やパイナガマビーチは約1か月後に対応しています。各部署で対応が違うが、統一性がないのはなぜですか。 ②クラゲネット撤去の対応がパイナガマビーチとトゥリバー地区で違う理由はなぜですか。 ③ビーチサンドクリーナーを導入する予定はありますか。 2. 新城海岸の路上駐車問題について ①ビーチへ下りていく道路の片側に路上駐車がたまり、1車線のみ通行の現状となっており、緊急車両の妨げになるおそれがあるが対策は取っていますか。 3. 8月17日に行われた海上海浜安全の意見交換会について ①開催した経緯を教えてください。 ②意見交換会の目的を教えてください。

10. 人事行政について	<p>③今後も引き続き意見交換会を行う予定はありますか。</p> <p>1. 全庁業務量調査及び業務改革について</p> <p>①具体的にどのような調査か説明をお願いします。</p> <p>②目的の説明をお願いします。</p> <p>2. 部署人員配置について</p> <p>①人員配置の基準を教えてください。</p> <p>3. 繁忙期・閑散期の人員異動について</p> <p>①繁忙期・閑散期で業務量に大きく差がある部署が散見されます。繁忙期対策で人員の流動的異動はできないか説明をお願いします。</p>				
11. 福祉行政について	<p>1. 予算決算委員会にての民生費の不用額について</p> <p>①住居確保給付金・こども医療費・出産祝金・低所得者子育て支援特別給付金等に不用額が目立ちました。原因は分析されましたか。</p>				
発言順位	5	議員番号	12	氏名	仲間 誉人
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発言事項		要旨			
1. 下地島について	<p>1. 下地島空港等利活用計画書について</p> <p>①土地利用計画について</p> <p>ア. 沖縄県が明渡し期限を令和7年3月末まで延長としています。これまでの説明会等の経緯を踏まえ当局の見解を伺います。</p> <p>イ. 航空博物館の設置とあります。設置、建設予定はあるか伺います。</p> <p>②別添資料として策定ワークショップが開催されておりますが、その中の意見で実施された項目、また現在進行中、実施予定の項目があるか伺います。</p>				
2. 地域医療について	<p>1. 下地島空港等利活用計画書の中で、旧伊良部村議会において議決された下地島訓練飛行場建設受入れ条件23項目の中に総合病院の設置とあります。現在徳洲会伊良部島診療所が規模縮小での診療を行っている現状を宮古島市当局はどのように捉えているのか伺います。</p>				
3. 福祉行政について	<p>1. 認定こども園について</p> <p>①7月31日に佐良浜保育所保護者会、池間添自治会、前里添自治会から佐良浜幼保連携型認定こども園早期新設の要請がありました。当局の対応について伺います。</p> <p>②今定例会において児童館建設事業が計上されておりますが、概要を伺います。</p>				

4. 教育行政について	<p>1. 市内各小中学校の学校車について</p> <p>①各学校のワゴン車、軽トラックは記念事業における寄附、または地域の事業者の寄附等で購入されています。宮古島市の予算で購入できないか伺います。</p> <p>②結の橋学園前歩道と車道の境界部分に横断防止柵の設置はできないか伺います。</p> <p>③結の橋学園正門前に横断歩道の設置を求める声があります。設置できないか伺います。</p>
5. 農業行政について	<p>1. 伊良部東火山地区の土地改良について</p> <p>①土地改良工事後に同地区で牛農家の牛舎へ雨水が流入するようになっております。当局の対応を伺います。</p>
6. 道路行政について	<p>1. 市道伊良部103号線について</p> <p>①海の駅前に横断歩道を設置できないか伺います。</p> <p>②ヤマトブー大岩下の海中道路部分に記念碑がある場所の、除草作業を道路除草作業と併せて行えないか伺います。</p> <p>③狭間浜前、農業用ため池前の駐車禁止箇所への駐車、路上駐車により大変危険な状況にあります。どのような対策を行うのか伺います。</p> <p>2. 市道伊良部115号線について</p> <p>①舗装が波打っている箇所があります。修繕工事の予定はあるか伺います。</p> <p>②植え込み樹木の剪定及び除草作業はいつ行うのか伺います。</p>
7. 観光行政について	<p>1. サバ沖公園のトイレについて</p> <p>①トイレが解体撤去されておりますが、整備計画はあるか伺います。</p> <p>2. 水上オートバイ規制について</p> <p>①今後、前浜、渡口の浜、トゥリバー以外のビーチも規制範囲の対象とする予定はあるか伺います。</p> <p>②水上オートバイ利用者に対して規制の周知をどのような方法で行っているのか伺います。</p> <p>③渡口の浜の水上オートバイ規制のブイが7月から8月にかけて宮古島地方へ接近した台風の影響で2基しか残っておりません。対策を伺います。</p> <p>④渡口の浜で救命用具が1か所設置されておりますが、増設の計画はないか伺います。</p> <p>3. 17ENDハーフマラソンと合わせたイベントについて</p> <p>①概要について伺います。</p>

発言順位	6	議員番号	2	氏名	下地 茜
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発言事項			要 旨		
1. 保育行政について			<p>1. 佐和田児童館の今後について伺う。</p> <p>2. 佐良浜保育所の今後について伺う。</p> <p>3. 国が令和5年3月に発表した「異次元の少子化対策」において「75年ぶりの配置基準改善」がうたわれている。配置基準が変更になると全施設で基準に合う人員を確保しなければならず、現場に混乱が及ぶ懸念も出ており、国は加算で対応することも検討しているとされる。本市においても、保育士不足の現状があり、保育士の働く環境における処遇改善は喫緊の課題と思われるが、本市における対応を伺う。</p> <p>4. 「宮古島市立保育所・幼稚園の認定こども園移行等に向けた基本計画」について伺う。</p> <p>①平良北区域の今後について伺う。</p> <p>②城辺・福嶺幼稚園の今後について伺う。</p>		
2. 福祉行政について			<p>1. 令和5年3月定例会で質問した「若年がん患者在宅療養支援」について、検討の進捗を伺う。</p> <p>2. 沖縄県離島患者等通院費支援事業補助金について</p> <p>①「がん・難病等」及び「重度障がい者（児）等」に係る渡航費助成について、令和4年度に2回利用者及び3回以上の利用者数を伺う。</p> <p>②令和4年度の3回以上利用者全員が、年度内さらに3回渡航された場合、3回の渡航に伴う必要な支援額を伺う。なお、渡航1回当たりの支援額は、令和元年度以降4年間の歳出額から延べ人数を割った数の平均である「1万6,307円」で計算するものとする。</p> <p>③沖縄県離島患者等通院費支援事業補助金は、県の助成率が上がったことにより、市の負担が軽減されてきた。この背景には、離島における渡航が必要な医療の支援拡充ができるようにこの県の方針があるものと考えている。本市における次年度以降の支援について見解を伺う。</p> <p>3. 子供の入院において、病院より求められ、付添い及び、緊急時に駆けつけられるよう渡航し、入院する子供とは別に親が一人でホテル宿泊を余儀なくされるケースがある。渡航費助成における付添人単独の宿泊について伺う。</p>		
3. 教育行政について			<p>1. 旧来間小中学校体育館について、老朽化が進み、地域から安全性</p>		

<p>4. 畜産行政について</p>	<p>を指摘する声がある。対応を伺う。</p> <p>2. 各学校から廃棄される蛍光灯について、市で一括して処分する対応をすすとしている。</p> <p>①現状を伺う。</p> <p>②来年度以降の対応を伺う。</p> <p>③LED化に向けた取組について伺う。</p> <p>1. 令和4年9月定例会において、死亡牛の取組について「冷凍コンテナによる海上輸送以外にも島内処理も含め、再度処理方法について各関係機関と協議を行い、農家負担軽減につなげられるよう考えていきたい」との回答があった。検討の進捗を伺う。</p> <p>2. 本市における牛の防疫対策として3種混合予防接種を行っているが、近年、八重山及び宮古で発生が確認されているピートンウイルスに関しては、3種混合では対応していない。ピートンウイルスに関する予防についても対策が必要と思われるが、本市の対応を伺う。</p>
<p>5. 環境行政について</p>	<p>1. 令和4年開催された地下水審議会学術部会において「農薬使用量の調査」の必要性の言及があったことを受け、農政課より環境保全課へ過去データの提供を行うとの回答があった。</p> <p>①進捗を伺う。</p> <p>②対応について今後のスケジュールを伺う。</p>
<p>6. 基地配備について</p>	<p>1. 石垣市では今年3月に、陸上自衛隊ミサイル部隊が配備されて以来、9月7日、在日米海軍の掃海艦が石垣港に入港、10月には自衛隊と米海兵隊が合同で行う「日米合同訓練」が行われ、新石垣空港においてオスプレイ飛行訓練を検討していることが明らかになっている。10月開催予定の日米合同訓練において本市への通知があったか伺う。</p>
<p>7. 国民保護計画について</p>	<p>1. 8月23日、松野博一内閣官房長官の訪問に際し、座喜味一幸市長は宮古空港拡充の要請を伝えたとされる。松野氏は記者団に対し、「南西地域における国民保護の実効性を向上させていきたい」と述べている。一連のことを受け次のとおり伺う。</p> <p>①本市における国民保護法措置のための施設にはどのようなものがあるか。</p> <p>②以上の施設は、国より事態認定がされた場合に国民保護法における「特殊標章」を掲示するか。</p> <p>③「特殊標章」は、国際人道法であるジュネーヴ諸条約追加議定書（I）で規定される。ジュネーヴ諸条約における「軍事目標主義」及び「軍民分離の原則」とは何か。</p>

		<p>④「軍事目標主義」及び「軍民分離の原則」を踏まえて質問する。 宮古空港における機能拡充について、本市の見解を伺う。</p> <p>⑤自衛隊による民間空港・港湾使用の求めがあった際に、本市は国及び防衛省に「武力攻撃の排除措置」が主たる任務である自衛隊が民間港湾・空港を使用することにおける「軍事目標主義」及び「軍民分離の原則」との整合性の説明を求めるか伺う。</p>			
発言順位	7	議員番号	1	氏名	久貝美奈子
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発言事項		要旨			
1. 姉妹都市交流について		<p>1. 台湾基隆市との交流について</p> <p>①本市と基隆市は、平成19年6月28日に姉妹都市締結をいたしました。基隆市との交流は、基隆港—平良港間のクルーズ船の就航、平成17年の国際ヨットレース開催等を通して民間交流が広がりました。交流をさらに深めていくためにも、宮古島から台湾への直行便就航が必要だと考えますが、今後予定はあるか伺います。</p>			
2. 商工観光行政について		<p>1. 観光振興について</p> <p>①施政方針の中に、「量から質へ」の転換を図るため、観光協会等との官民連携により、自然環境に配慮した持続可能な観光地の形成を目指すとあります。「量から質へ」持続可能な観光地形成に向けて、どのような取組をしているのか伺います。</p> <p>②観光が地域活性化につながっている一方で、開発等による自然環境への影響、野生生物の生態系への影響など、懸念されることもあります。自然環境や地域住民への負担にならないような一定のルールも必要だと思いますが、市としての考えを伺います。</p> <p>2. 宮古島市公設市場の今後について</p> <p>①公設市場に隣接している下里通り、市場通りには、土産店や飲食店も増え、観光客の往来も増えております。地元の方はもちろん、観光客にも親しまれる施設に変えていく検討も必要だと思います。今後について当局の考えを伺います。</p>			
3. 女性活躍推進について		<p>1. うい・ざうプラン（第4次宮古島市男女共同参画計画）について</p> <p>①本計画では、「共に認め合い、共に活躍できる社会を目指して」と基本理念を掲げ、4項目の基本目標を設定しております。その中に課題として、自立に向けた人材育成と就業支援とありますが、具体的な取組について伺います。</p> <p>②宮古島市女性団体連絡協議会の位置づけ、市との協力体制の強化について伺います。</p>			

<p>4. 福祉行政について</p>	<p>③宮古島市男女共同参画推進事業補助金について、交付状況を伺います。</p> <p>1. 障がい者への配食サービス事業について</p> <p>①高齢者支援課が実施している「食」の自立支援事業、在宅の高齢者への配食サービスがあります。障がい者への同様な配食サービスの検討も必要だと考えますが、当局の考えを伺います。</p> <p>2. 離島における患者等支援について</p> <p>①難病患者等に係る渡航費等の一部助成事業、重度障害者（児）等の渡航費等助成事業について、去る8月22日、会派で当事者の皆さんと健康増進課長、障がい福祉課長、担当者との意見交換を行い、当事者の皆さんからたくさんの要望・質問を受けました。離島である宮古島の医療について課題は山積みです。次年度、渡航費回数増など支援拡充を検討しているか伺います。</p>
<p>5. 子供行政について</p>	<p>1. 子供の権利について</p> <p>①本市において、令和5年度からこども家庭局が設置されました。子供の権利を守るための施策はあるか伺います。</p>
<p>6. 教育行政について</p>	<p>1. 学校給食共同調理場環境について</p> <p>①平良学校給食共同調理場の機械設備について、かなり老朽化が進んでおり故障による修繕が多く、最近では食洗器が故障したと聞いています。そのたび、調理員が手動で食缶などを洗う作業が増え、かなりの負担がかかっています。平良学校給食共同調理場の調理員については民間委託を行っていますが、機械設備については市の管理になっています。このような状況について、市の考えを伺います。</p> <p>②6月定例会において、老朽化に伴う調理場統合や建て替えのことが取り上げられました。教育部長より、建て替えに係る予算には国庫補助がなく、財源の課題があり一旦見送りになっているとの答弁がありました。財源確保だけでなく、それぞれの地域の声も聞きながら進めていくことが重要になり、他にも様々な課題が出てくると考えられます。各調理場の現状を見ますと、至急検討を始めるべきだと思いますが、市の考えを伺います。</p>
<p>7. 畜産振興について</p>	<p>1. 畜産農家支援について</p> <p>①配合飼料価格の高止まり、子牛競り平均価格の減少により畜産農家から経営が厳しいとの声が多くあります。宮古島市畜産飼料高騰対策補助金交付事業について、本定例会で4,757万8,000円の補正が上がっております。事業内容について伺います。</p>

8. 都市計画行政について	②畜産経営についての助言など、農家が相談できる体制があるか伺います。				
9. 宮古島SDGs推進プラットフォーム構築・運営事業について	1. 都市公園における防犯対策について ①6月定例会において、パイナガマ海空すこやか公園、盛加越公園において、利用する子供たちが安心して遊べるように、防犯対策として防犯カメラの設置ができないか伺いました。状況を見ながら検討してまいりますとの答弁でしたが、その後どのような検討がされたのか伺います。				
10. 離島振興について	1. エコアイランド宮古島推進プロジェクト支援助成金について ①本定例会において、308万円の補正が計上されています。せんねん祭を通した市民主導のプロジェクトへの支援ということですが、具体的な内容について伺います。				
11. 動物愛護行政について	1. 沖縄離島活性化推進事業について ①本市において、本事業の活用実績を伺います。 1. 動物愛護週間の取組について ①9月20日から26日は、動物愛護週間です。市民の皆さんに、動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めていただくため、動物愛護週間が定められています。市の取組について伺います。				
発言順位	8	議員番号	16	氏名	前里光健
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項			要 旨		
1. 市長の政治姿勢について			1. 松野博一内閣官房長官への要請について 8月23日に松野博一内閣官房長官が宮古島市を訪問した際、座喜味一幸市長と面会した。以上を踏まえて伺う。 ①松野博一内閣官房長官が来島した理由を伺う。 ②市長は面会の際、松野博一内閣官房長官へ「総合体育館への一時避難施設の設置」と「宮古空港の待機場拡張」を要請した。この要請を選んだ理由を伺う。 ③シェルターの定義と日本におけるシェルターの設置状況を伺う。 2. 「市民所得10%向上実現」に向けた取組について 市長公約「市民所得10%向上」の実現については、6月定例会において「行政のみでの達成を諦め、市全体の共通目標であり社会全体で取組を加速させる」旨の答弁を行った。これまでの発言から一変した内容であったことから、政策転換と捉えられるものであった。以上を踏まえて伺う。		

4. 観光行政について		<p>②同事業が新制度になり1年ほど経過した今の時期に要請を出した理由について伺う。</p> <p>2. 同意案農業委員（中立委員）候補者選考について 今定例会で「農業委員（中立委員）候補者選考についての同意案」が提出されている。以上を踏まえて伺う。</p> <p>①農業委員候補者選考に係る農業委員の所掌事務範囲について伺う。</p> <p>②農業委員会は中立委員の人数の枠を1名と示していたが、市長部局で同委員の人数を2名に決定した過程を伺う。</p> <p>3. 農業用廃プラスチックの処理について 前定例会で農業用廃プラスチックの処理方法について質問した際、当局から「農業用廃プラスチック処理の負担軽減と適正処理を推進するため、行政、JA、農業関係機関を中心に、農業用廃プラスチックの適正処理協議会を7月に設置する予定をしている。廃プラスチックの回収方法、回収時期、処理方法を含めたもろもろの課題について協議することとしている」旨の答弁があった。以上を踏まえて伺う。</p> <p>①「農業用廃プラスチックの適正処理協議会」の進捗状況について伺う。</p>			
		<p>1. 海難事故防止に向けた取組について 8月17日に観光商工課主催の「水難事故防止対策に関する意見交換会」が開催された。以上を踏まえて伺う。</p> <p>①意見交換会の概要（参加者・主な議題）について伺う。</p> <p>②参加者から示された課題や意見について伺う。</p> <p>③今回の意見交換会の意義についてどのように考えるか。あわせて今後の展開についても伺う。</p>			
発言順位	9	議員番号	4	氏名	狩俣勝成
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発言事項		要旨			
1. 市長の政治姿勢について		<p>1. 農業委員会委員の任命について</p> <p>①農業委員と農地利用最適化推進委員の業務内容について</p> <p>ア. 業務内容の違いについて伺う。</p> <p>イ. 農業委員（中立委員）の役割について伺う。</p> <p>ウ. 農業委員の活動が、多岐にわたり、重要性も増していると思うが、委員定数を増やすことは可能か伺う。</p>			
2. 農林水産行政について		1. 地域計画策定について			

<p>3. 道路建設行政について</p> <p>4. 教育行政について</p>	<p>①地域計画の策定・実行までの流れについて</p> <p>ア. 人・農地プランの進捗状況について伺う。</p> <p>イ. 地域計画の策定に向けての工程表はできているのか伺う。</p> <p>ウ. 地域計画の実現に向けた、国・県からの支援はないのか伺う。</p> <p>2. 台風6号による農林水産業被害について</p> <p>①宮古地区の畜産関係で家畜の被害が発生しているとのことだが、被害状況について伺う。</p> <p>3. 県内などで、肉用牛の子牛の販売価格が下落していることについて</p> <p>①和子牛生産者臨時経営支援事業が、九州・沖縄同時適用となっているが、県内は、九州他県と比べて下落幅が大きい、沖縄県単独で算定できる仕組みが必要だと思うが、市の見解を伺う。</p> <p>4. 宮古島漁業協同組合が、地域コールドチェーン実証的検証支援事業で導入したCAS凍結装置について</p> <p>①現在、どのような利活用で評価・検証を行っているか伺う。</p> <p>②今後、加工業者や飲食店等を招いて、解凍・試食会が行えないか伺う。</p> <p>③台風時の、野菜や生鮮食品の備蓄にも利用できないか伺う。</p> <p>1. 宮古島市新総合体育館建設について</p> <p>①アリーナへの空調設備の設置は考えているのか伺う。</p> <p>2. 市営住宅入居者募集について</p> <p>①空き家待ち入居者の募集について</p> <p>ア. 空き家待ち順位の決定方法について伺う。</p> <p>イ. 子育て優遇世帯枠、その他優遇世帯枠の内容について伺う。</p> <p>3. 市道の除草作業について</p> <p>①現在、どのような管理体制になっているか伺う。</p> <p>②各自治会等に、除草作業を委託するのは可能か伺う。</p> <p>1. 地域と共にある学校づくりの推進について</p> <p>①地域の行事等へ参加することにより、地域の歴史、伝統、文化を知り、自分が生まれ育った地域を誇りに思い、発信できる子供を育成することが重要だと思うが、教育委員会の見解を伺う。</p> <p>②地域の伝統、文化の継承が課題となっているが、学校行事に地域の伝統芸能を取り入れる考えはないか伺う。</p> <p>2. 各小中学校で、運動会が行われているが、午前中で終了する学校が多く見られる。経緯について伺う。</p>				
<p>発言順位</p>	<p>10</p>	<p>議員番号</p>	<p>14</p>	<p>氏名</p>	<p>下地信広</p>

3. 農林水産行政について	機能障害まで15区分にわたっていますが、特定疾患、指定難病が減免できるよう条例の改正をお伺いします。				
4. 道路行政について	1. 伊良部地区の農業用水ため池は何か所あるのかお伺いします。				
5. 外灯について	2. 現在、揚水（使用）できる箇所は何か所かお伺いします。				
	3. 宮古島市におけるC A S 冷凍庫の導入状況についてお伺いします。				
	1. 伊良部の仲地駐在所隣のカテラ荘東側十字路のカーブミラーの必要性を痛感しております。設置できないかお伺いします。				
	1. 伊良部の七夕運動会会場（塩田公園）の外灯が台風で壊れておりこれから夏祭り（盆踊り、花火大会）が開催されるので、早急な対応ができないかお伺いします。				
	2. 宮古病院前の病院前薬局とオリーブ薬局間の外灯が壊れており、早めの対応ができないかお伺いします。				
発言順位	11	議員番号	5	氏名	富浜靖雄
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発言事項		要旨			
1. 市長の政治姿勢について		1. 宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金交付事業について ①申請受付を先着順にした理由について伺う。 ②事業開始後に条件を追加したことについて伺う。			
		2. ごみ収集事業について ①事業者との意見交換について伺う。 ②収集車両後方のステップ乗車、条件付許可を検討できないか伺う。			
		3. 宮古島市し尿等処理施設整備基本設計について ①し尿・浄化槽汚泥の希釈倍率25倍について伺う。 ②脱水設備について伺う。			
2. 港湾行政について		1. 平良港総合物流センターについて ①リーファーコンテナ使用時の電気代について伺う。			
3. 観光行政について		1. 観光地の施設について ①ビーチ付近の駐車場について ア. 駐車場不足の検討について伺う。 ②トイレ管理について ア. 東平安名崎のトイレの管理について伺う。			
		2. クルーズ船の乗客のマナーについて ①市内店舗トイレ使用について ア. 苦情の対応について伺う。			
		3. D F S 免税商品受取所について			

4. 教育行政について	①開設の経緯について伺う。				
5. 農業行政について	1. 第1回未来創造センターまつりについて ①開催の成果について伺う。				
6. 福祉行政について	2. 声優による読み聞かせイベント開催について ①再検討について伺う。				
	1. 台風の影響による出荷困難などきの対応について ①マンゴー加工施設整備について伺う。				
	2. 農業委員会委員の任命について ①市長判断による委員任命の理由について伺う。				
	1. 台風時の停電対策について ①住宅型有料老人ホーム（ナーシングホーム）の発電機設置補助について伺う。				
発言順位	12	議員番号	13	氏名	平良和彦
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発言事項			要旨		
1. 市長の政治姿勢について	1. 農業委員候補者の選定について ①候補者の選出の過程についてお伺いします。 ②選出に向けての公正性及び透明性が確保されていないように思えるが当局の見解をお伺いします。				
2. 農業行政について	1. 畜産農業について ①和牛子牛価格安定に向けての取組についてお伺いします。 ②新規購買者誘致に向けてのプロモーションや競り日の変更などの取組についてお伺いします。 ③長期天候不良時の飼料の保存対策についてお伺いします。				
3. 観光行政について	2. 農業用肥料袋及び農薬容器の処理について ①使用済農業用肥料袋及び農薬容器の処理状況についてお伺いします。 ②適正に回収処分する体制の確立に向けての取組についてお伺いします。				
	1. 新城海岸について ①新城海岸の現状についてお伺いします。 ②沖縄県との話合いについてお伺いします。 ③今後の取組についてお伺いします。				
	2. 前浜ビーチについて ①浸食の進行に対する対策についてお伺いします。 ②元の砂浜に戻すことはできないのかお伺いします。				

4. 環境行政について	1. 廃タイヤについて ①島内の廃タイヤの数量についてお伺いします。 ②島内での廃タイヤ処理状況についてお伺いします。 ③今後の廃タイヤ処理対策についてお伺いします。				
5. 企画行政について	1. 宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金交付事業について ①申請受付状況等についてお伺いします。 ②今後の補助金交付要領についてお伺いします。				
6. 公園行政について	1. 比嘉ロードパークのトイレ整備について ①観光客がトイレに閉じ込められた件についてお伺いします。 ②今後の安全対策についてお伺いします。				
7. 教育行政について	1. 宮古島市の小中学校の学力向上について ①現状についてお伺いします。 ②今後の取組についてお伺いします。 2. 学校部活動及び地域クラブ活動について ①現状についてお伺いします。 ②市としての方向性についてお伺いします。				
発言順位	13	議員番号	18	氏名	長崎 富夫
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発言事項			要 旨		
1. 市長の政治姿勢について	1. 宮古島市新総合体育館建設及び地下避難施設整備について ①新総合体育館建設の進捗状況についてお答えください。 ②地下避難施設整備についてどのような機能を有するのかお伺いします。				
2. 市営住宅建設について	1. 上原市営住宅及び松原市営住宅の建て替えについて ①上原市営住宅建て替えの進捗状況をご説明ください。 ②松原市営住宅の建て替え計画はあるかお伺いします。				
3. 都市計画行政について	1. 宮古島市中心市街地活性化基本計画における西里大通りについて ①整備計画はあるかお伺いします。 ②整備方法は、これまで本市が示してきた方針と変わらないかお伺いします。				
4. 台風被害について	1. 台風2号による被害の対策について ①本市の許可を受けず無許可で農道を修繕した市内業者への対応についてお伺いします。 2. 台風6号により、与那覇前浜海岸及び西浜崎海岸の砂が浸食されています。県の管轄であり早急な被害対策が求められますが、本市ではどのような対策を取っているのかお伺いします。				

5. 農林水産物条件不利性解消事業について		1. 農林水産物条件不利性解消には、船舶輸送を基本とするコールドチェーン体制の構築が不可欠である。どのような取組をされているか、お伺いします。			
6. 農地法について		2. コールドチェーン体制が構築されるまでの取組についてお伺いします。			
7. 石油製品価格及び揮発油税の軽減措置について		1. 宮古島市農業振興地域整備計画について			
8. 航空運賃離島割還付について		①昨年10月26日、宮古島市議会議員団は県に宮古島市農業振興地域整備計画の変更に伴う同意について、宮古島市の意見を尊重するよう求め、要望しました。そのことについて、県から市の農政課に何らかの対応はあったのかお伺いします。			
		②宮古島市農業振興地域整備計画について、本市の方針をお伺いします。			
		1. ガソリン価格高騰対策について			
		①本市はガソリン価格高騰対策を行っているかお伺いします。			
		2. 揮発油税軽減措置について			
		①復帰特別措置法に基づく揮発油税の軽減措置の期限が令和6年5月までとされています。離島住民の安定した生活の確保及び離島産業の継続的な発展のため、揮発油税の減税措置の継続を県と連携し国に強く働きかけていただきたい。お答えください。			
		1. 沖縄県離島住民等交通コスト負担軽減事業について			
		①この事業では、12歳までの航空運賃について、軽減措置を小児運賃からさらなる負担軽減を図り、差額に対して還付を行っています。小学校6年生の児童のうち12歳の誕生日を迎えた児童とそうでない児童との間に、同じ学年でありながら移動負担軽減を図る行政サービスに差が出る状況が生じています。本市の現状をお伺いします。			
		②本市から島外に選手派遣等で家庭の負担に差が出ることを解消するため、小学校6年生が平等に還付を受けられる仕組みを県に働きかけていただきたい。お答えください。			
		③仮に、県が還付措置できなければ、市のほうで対応することはできないかお答えください。			
発言順位	14	議員番号	19	氏名	友利光徳
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発言事項		要旨			
1. 市政運営について		1. 各支所の機能拡充の見直しについて			
		2. 市長、副市長への面会における秘書広報課の対応について			

<p>2. 定例会（議会）答弁のその後について</p>	<p>3. 職員の勤務に対する意識改革について</p> <p>4. 県民体育大会（陸上競技）の取組状況について</p> <p>5. 旧城辺中学校プールの後利用について</p> <p>6. 城辺陸上競技場の現状と課題について</p> <p>7. 旧来間小中学校の後利用について</p> <p>8. クイチャーの世界遺産登録について</p> <p>9. 市民農園開設について</p> <p>10. 城辺世代間交流複合施設について</p> <p>①指定管理者募集要項について</p>
<p>3. 農業振興について</p>	<p>1. 城辺中学校校歌遊戯について</p> <p>2. キャリア教室について</p> <p>3. 野球教室について</p> <p>4. 旧福嶺中学校後利用について</p> <p>5. ひめゆり学徒隊による平和学習について</p> <p>6. 島袋文子氏による平和学習について</p> <p>7. 福里クイチャー市指定について</p> <p>8. 保良のヨンシー市指定について</p> <p>9. 大神海運について（スマヌかりゆす）</p> <p>①売買価格について</p> <p>②受領者について</p>
	<p>1. 農業委員任命の在り方について</p> <p>①中立委員任命について</p> <p>②現農業委員の任命について</p> <p>③応募項目における抱負について</p> <p>2. 松原地区における違反農地について</p> <p>①農業委員の役割と責務について</p> <p>②窓口対応について</p> <p>③市議と市農業委員会の対立について（報道による）</p> <p>④水稻栽培の実績について</p> <p>⑤答弁を聞いて市長の見解について</p> <p>3. 土地改良事業未整備率（未採択率）について</p> <p>4. 10アール当たりの取引価格について</p> <p>5. 未整備地区に与える影響について</p> <p>6. 優良農地確保の観点から市の対応の在り方について</p> <p>7. 後前竹地区土地改良事業（令和4年）について</p> <p>①特記仕様書（図面）と施工方法について</p>

4. 平和行政について		②竣工検査について（現場検査について）			
5. 水道行政について		8. 仲原西地区土地改良事業について			
6. 道路行政について		①工期厳守について			
		②工期が遅れた理由について			
		③工期再延長の理由について			
		9. 竹アラ地区土地改良事業の課題と解決策について			
		①事の発端について			
		②一括下請禁止について			
		③全庁体制での取組について			
		10. 池原土地改良事業について			
		①採択時期について			
		②浦底海岸との関連性について			
		11. 農振地域除外について			
		12. 赤浜船だまり周辺道路について			
		①嘆願書の实在について			
		②公共物に無許可での工事可能者について			
		③応急処置が査定業務に与える影響について			
		④国の実例はあるか。（宮古島市で）			
		⑤松原違反農地関係者と同一者について			
		⑥栗国恒広議員と施工業者の関係について			
		⑦公私混同について			
		⑧同一会社の重機（バックホー）について			
		⑨処分について（指名）			
		⑩宮古島市の今後の対応について			
		1. 未収集遺骨事業について			
		①宮古島市の適用化について			
		②公道での徒歩行進訓練について			
		1. 水道事業における外部機関との意見交換について			
		1. 下地農村環境改善センター前事故原因について			
		①責任の所在について			
		2. 道路の凸凹について			
		①平良港通りについて			
		②大和電工西側について			
発言順位	15	議員番号	11	氏名	上地堅司
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発言事項			要旨		

<p>1. 教育行政について</p> <p>2. 道路行政について</p> <p>3. 農業行政について</p> <p>4. 政治姿勢について</p>	<p>1. 選手派遣費の改善について</p> <p>①監督・マネジャーの派遣費の補助はできないか伺います。</p> <p>②教育委員会の職員の人数は足りているか伺います。</p> <p>2. 体育館について</p> <p>①上野小学校体育館の修繕は早めにできないか伺います。</p> <p>②結の橋学園の体育館に電子得点板、バレーボールの審判台の購入はできないか伺います。</p> <p>③修繕が必要な小中学校の体育館は何か所あるか伺います。</p> <p>④平良第一小学校の校舎から体育館に行く通路の雨漏り修繕はいつ頃できるか伺います。</p> <p>3. 上野体育館と上野陸上競技場周辺のトイレについて</p> <p>①観客席のベンチの修繕はできないか伺います。</p> <p>②トイレの修繕はできないか伺います。</p> <p>1. 県道202号線の千代田地区から宮国地区の道路の路盤の修繕について伺います。</p> <p>2. 県道246号線の城辺下地線の街路樹について</p> <p>①松の木が道路にはみ出していて通行の妨げになっているので、早急な対応について伺います。</p> <p>1. スプリンクラーの設置について</p> <p>①伊良部地域の畑にスプリンクラーの設置はいつ頃できるか伺います。</p> <p>②伊良部地域に地下水の供給量は足りているか伺います。</p> <p>1. うえのドイツ文化村の指定管理について伺います。</p> <p>2. 学校の統合により廃校になった施設運用はどのように考えているか伺います。</p> <p>3. 市営住宅の在り方について</p> <p>①空き部屋について伺います。</p> <p>②若い夫婦が市営住宅を申し込んでも抽選でなかなか当たらないとの声が聞こえてきます。行政はどのような対策を考えているか伺います。</p> <p>4. 窓口業務の対応が非常に悪いとの声が聞こえています。行政としてはどのような対策を考えているか伺います。</p>				
<p>発言順位</p>	<p>16</p>	<p>議員番号</p>	<p>8</p>	<p>氏名</p>	<p>狩俣政作</p>
<p>質問方式</p>	<p>一問一答方式</p>			<p>発言場所</p>	<p>質問席のみ</p>
<p>発言事項</p>			<p>要旨</p>		
<p>1. 教育行政について</p>			<p>1. 児童生徒の派遣費について</p>		

2. 福祉行政について	①宿泊費を補助できないか伺う。 ②兄弟で部活動を行う世帯へ派遣費が拡充できないか伺う。				
3. 環境行政について	1. 児童発達支援事業所給食費等助成事業について ①事業概要を伺う。 ②今後のスケジュールについて伺う。 2. 渡航費助成について ①島外専門医療機関を受診する際の渡航費を助成できないか伺う。 3. 難病患者等渡航費助成金（事業）について ①さらなる拡充ができないか伺う。				
4. エコアイランド構想について	1. 本市のごみ収集について ①ごみ収集業務の内容の見直しについて伺う。 2. し尿処理施設整備事業について ①今後のスケジュールについて伺う。				
5. 市長の施政方針について	1. 省エネ家電製品買換促進補助金交付事業について ①制度設計について伺う。 ②今後のスケジュールについて伺う。 2. 来間島での実証実験（MG）について ①今後のスケジュールについて伺う。 1. 体育館建設について ①基本設計の概要を伺う。 ②今後のスケジュールについて伺う。 ③地下駐車場について伺う。 2. 条例・要綱の事後追加について				
発言順位	17	議員番号	9	氏名	山下 誠
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発言事項			要 旨		
1. 座喜味一幸市長の政治姿勢について			1. 令和5年度施政方針について ①法定外目的税について ア. 「宿泊税」導入に向けた進捗状況を伺う。 イ. 県内他市町村との連携について伺う。 ②堆肥化事業について ア. 堆肥製造施設全域展開についての進捗状況を伺う。		
2. 公共施設について			1. 公共施設の運用について ①公共施設等総合管理計画について ア. 公共施設の現状について、施設件数と総面積の明示を求める。		

<p>3. 行政サービスについて</p> <p>4. スポーツ振興について</p> <p>5. 農林水産業について</p> <p>6. 交流都市行政について</p> <p>7. 住環境の整備について</p>	<p>イ. 令和4年度における維持管理費用について伺う。</p> <p>ウ. 同年度に投じた修繕費を求める。</p> <p>エ. 現状の更新検討施設の件数と老朽化比率を求める。</p> <p>オ. 施設更新に係る投資について伺う。</p> <p>カ. 運用計画に示すマネジメントについて見解を伺う。</p> <p>②市総合体育館建設について</p> <p>ア. 進捗状況を伺う。</p> <p>イ. 基本設計について当局の見解を求める。</p> <p>③平良庁舎の利活用について</p> <p>ア. 利活用事業の進捗状況を示すよう求める。</p> <p>④市公共物の無許可工事について</p> <p>ア. 市公共物へのいわゆる「不適切行為」の影響について伺う。</p> <p>イ. 市当局の今後の対応について見解を求める。</p> <p>1. 庁舎窓口の拡充について</p> <p>①外国人が住みやすい住環境の整備について</p> <p>ア. 各種手続等、日本語に不慣れな外国人に対応できる部署について伺う。</p> <p>イ. 独立した外国人窓口の設置について伺う。</p> <p>2. 更生保護施策について</p> <p>①経済的に困窮する若年者支援について</p> <p>ア. 若者就業支援プログラム補助金の創設について伺う。</p> <p>3. 省エネ家電製品買換促進補助金交付事業について</p> <p>①事業内容について</p> <p>ア. 事業の周知について当局の対応を伺う。</p> <p>1. 環境整備について</p> <p>①プロアスリート誘致に向けた環境整備について</p> <p>ア. クロスカントリー場の整備について伺う。</p> <p>1. 基幹作物の振興について</p> <p>①サトウキビ生産について</p> <p>ア. インボイス制度導入に伴う国の交付金について伺う。</p> <p>1. 友好都市交流について</p> <p>①交流予算について</p> <p>ア. 令和5年度予算額を伺う。</p> <p>イ. 令和6年度予算編成及び運用方針について伺う。</p> <p>1. 住環境の拡充について</p> <p>①空き家対策について</p>
---	--

8. 環境行政について		<p>ア. 具体的な対策について当局の見解を伺う。</p> <p>1. 家庭ごみの収集業務について</p> <p>①家庭ごみの出し方・分別について</p> <p>ア. 全ての年齢層に配慮した分別方法の周知について</p>			
発言順位	18	議員番号	10	氏名	池城 健
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発言事項		要 旨			
1. 教育行政について		<p>1. 市内小中学校へのクーラー設置について</p> <p>①宮古島市立幼稚園・小学校・中学校でクーラーの設置されていない教室やランチルームは幾つあるか伺います。</p> <p>②今後の設置予定について伺います。</p> <p>2. 市内小中学校の廃棄物の処理について</p> <p>①現状はどうなっているか伺います。</p> <p>②今後の取組について伺います。</p>			
2. 市内の公園の管理について		<p>1. 市内の公園の管理について伺います。</p> <p>①トイレなどの建築物や遊具などの点検の頻度について伺います。</p> <p>②改修予算の執行状況について伺います。</p>			
3. 介護リフォームについて		<p>1. 令和3年度と4年度の介護保険により住宅をリフォームした件数を伺います。</p> <p>2. トイレのリフォームの件数を伺います。</p> <p>3. 屋外トイレを屋内に移動した際の介護保険の活用は可能か伺います。</p>			
4. 若年者への就業支援について		<p>1. 宮古島市において若年者への就業支援プログラムがあるのか伺います。</p> <p>2. これからの支援策について伺います。</p>			
5. 農道の無許可工事について		<p>1. 久松地区の農道の無許可工事について違法性はないのか、市当局の見解を伺います。</p> <p>2. 今後の対応について伺います。</p>			
6. 宮古島市の水道水の処理について		<p>1. 現在、宮古島市浄水場において、水質管理のためにどのような処理が行われているのか伺います。</p> <p>2. 水道水に混入した汚染物質を除去するために、高機能活性炭浄化と同等の高度浄水処理設備を設置することができないか伺います。</p>			
7. 宮古島市未来創造センターの外灯について		<p>1. 宮古島市未来創造センターの夜間の活用実績について伺います。</p> <p>2. 宮古島市未来創造センター建物周辺の外灯設置について伺います。</p>			
発言順位	19	議員番号	7	氏名	新里 匠
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発 言 事 項			要 旨		
1. 農林水産行政について			1. 農業委員の選任について ①農業委員候補者の決定について ②農業委員の決定について		
2. 子育て行政について			2. 宮古島市農業振興地域整備計画の変更進捗について ①現在の進捗状況について ②異議申立て案件と同意可能な案件の今後について		
3. 水道行政について			3. 池間漁協加工施設設置事業について ①現状の進捗状況について		
4. 市長の政治姿勢について			1. 伊良部の子育て環境の整備について ①伊良部・佐良浜の認定こども園の今後の計画について ②伊良部・佐良浜の児童館の今後の計画について ③放課後児童クラブ・子育て支援センターの計画について		
1. 水道の需要と対策について ①今後更新が必要な水道施設の把握と経費について ②水需要に対する取組について ③組織体制について			1. 水道の需要と対策について ①今後更新が必要な水道施設の把握と経費について ②水需要に対する取組について ③組織体制について		
1. 宮古島の未来の見通しについて ①市長が考える宮古島市の課題について			1. 宮古島の未来の見通しについて ①市長が考える宮古島市の課題について		
2. 宮古島市総合体育館整備について ①予算獲得の取組と方針について			2. 宮古島市総合体育館整備について ①予算獲得の取組と方針について		
3. 指定管理の方向性について			3. 指定管理の方向性について		
発言順位	20	議員番号	20	氏 名	上 里 樹
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項			要 旨		
1. 農地整備事業について			1. 竹アラ地区圃場整備事業について ①工事は、工期のとおり終了しましたか。 ②次期工事の入札の予定はいつですか。		
2. 教育行政について			1. 就学援助について ①就学援助の準要保護認定基準を生活保護基準の1.5倍に引き上げるべきだと考えます。見解を伺います。		
3. 福祉行政について			1. マイナンバーカードについて ①政府が求めるマイナンバーカード総点検の本市の取組について、作業と財政負担はどのようになっていますか。 2. 国民健康保険証の廃止について ①保険証のマイナンバーカードとのひもづけで保険証が廃止されま		

<p>4. 個人情報保護について</p>	<p>す。そのことにより、本市においてどのような影響がありますか。</p> <p>②ひもづけされない被保険者の人数について伺います。</p> <p>③本市独自に国民健康保険証を被保険者全員に交付すべきだと考えます。見解を伺います。</p> <p>1. 自衛隊への名簿提出について</p> <p>①市民福祉の充実を図るためには、平和でなければなりません。安保法制の具体化である安保3文書は専守防衛を逸脱して、敵基地攻撃能力を有し、日本の国が攻撃もされていないのにアメリカの指揮下で自衛隊がアメリカ軍と共に戦うこととなります。そのような中で、自衛隊への名簿提出は行うべきではありません。宮古島市は除外申請要綱を作成するということですが、憲法で地方自治体の権限は国と対等とされていること、そして地方自治法に照らして市民の生命を守る立場から、きっぱり拒否すべきだと考えます。見解を伺います。</p>
<p>5. 安保3文書について</p>	<p>1. 安保3文書による空港・港湾の軍事利用について</p> <p>①住民生活や経済活動の拠点、そして住民避難の大事な拠点になる空港・港湾の軍事利用は認めるべきではありません。見解を伺います。</p> <p>②宮古島市の国民保護計画と地下シェルター建設について住民説明会を開催すべきです。見解を伺います。</p>
<p>6. 自衛隊基地について</p>	<p>1. 自衛隊基地建設について</p> <p>①防衛省が宮古島駐屯地に新たに用地を取得して、基地を拡張し、電子戦部隊を配備することが報道で明らかになりました。防衛省から本市へその説明はありましたか。</p> <p>②自衛隊基地建設と自衛隊配備について、住民説明会を開催すべきです。見解を伺います。</p>
<p>7. 地下水について</p>	<p>1. 地下水の保全について</p> <p>①地下水、水道水のモニタリング調査で、ネオニコチノイド系農薬等複数の農薬成分が検出されています。6月定例会で環境衛生局長は、「地下水水質汚染の認識はなく、複合汚染の認識もない」との答弁でした。そこで市長に伺います。現状のまま静観することなく対策が必要だと考えます。見解を伺います。</p> <p>②検出された農薬成分に関して、1回きりの測定で、ネオニコチノイド系農薬成分の定期的モニタリングは必要ないと結論づけた根拠は何ですか。環境衛生局長に伺います。</p> <p>③水道部長は、水道法の水道水質管理目標値の設定の考え方でなく、</p>

		食品衛生法の食品残留基準から「大人、子供で人体への影響は考えられない。全ての人に適用できるものだ」と答弁しています。水道法の水道水質管理目標値が、胎児や小児を含む全ての人に適用できるという判断の根拠は何ですか。			
発言順位	21	議員番号	23	氏名	平良敏夫
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発言事項		要旨			
1. 市長の政治姿勢並びに市政運営について		<p>1. 台風及び災害時の宮古島の対応について</p> <p>①台風災害時宮古島市はどのような対策を取ってきたか。</p> <p>②地震、津波等災害時はどのような対策を取ることになるか。</p> <p>③宮古島市に戦争等の有事が及んだ場合、市はどのような対策を考えているか。</p> <p>2. 台風及び災害後の宮古島の対応について</p> <p>①先月の台風6号で宮古島市は8月2日に暴風警報が発令され8月4日に解除されるまで丸2日間吹き荒れた。農作物の被害は甚大となったが、海浜の被害も多くあった。そこで5点ほど伺う。</p> <p>ア. 前浜の砂浜の被害状況、復旧作業について</p> <p>イ. 与那覇湾南側農道崩落について</p> <p>ウ. 久松赤浜漁港北側農道の崩落について</p> <p>エ. パイナガマビーチの大量漂着ごみについて</p> <p>オ. 伊良部佐和田のなかよね橋の歩道陥没について</p> <p>3. 宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金について</p> <p>①事業内容について</p> <p>②第1回申請受付時の混乱について</p> <p>③事業成果の見解について</p> <p>4. 新総合体育館建設について</p> <p>5. 地下シェルターについて</p> <p>6. プール整備について</p> <p>①結の橋学園のプール整備について</p> <p>②小中学校プールの維持管理経費について</p> <p>③市民プール建設構想について</p> <p>7. 宮古空港駐車場について</p> <p>①駐車場拡張について</p> <p>ア. 駐車場が足りていない。拡張の予定について。</p> <p>②駐車場料金について</p> <p>ア. 現在の駐車場料金体系はどうなっているか。</p>			

2. 道路行政について		イ. 空港の乗降場付近の混雑がひどい。混雑緩和のために駐車料金の30分間無料について 8. 宮古島地下水研究会の陳情書について ①6月定例会答弁後の調査について 9. 宮古島市公共工事指名選定について ①選定基準について ②指名除外について 1. 市道荷川取線道路工事について ①進捗状況について ②用地買収について ③用地買収を先に進めることについて 2. 市道B—59線拡幅工事の進捗について 3. 市道盛加越2号線の進捗状況について			
発言順位	22	議員番号	21	氏名	栗国恒広
質問方式	一問一答方式			発言場所	演壇及び質問席
発言事項		要旨			
1. 政治姿勢について		1. 本市の令和5年度8月末までの予算執行率について 2. し尿処理施設の全工程について 3. 本市発注の小中学校建設予定について ①西辺中学校へのシェルター設置について ②平良第一小学校へのシェルター設置について 4. 法定外目的税の本市独自の取組について ①宿泊税について 5. 揮発油税軽減措置について 6. サシバリックス伊良部売却に向けての進捗状況について 7. ていだの郷売却に向けての進捗状況について 8. 伊良部野球場及び屋内練習場等の外構部の整備計画と今後の運営について 9. 防災危機管理部署への退職自衛官採用について 10. 災害時における応急対策の協力に関する協定について ①赤浜地区の応急処置工事について ②全員協議会での説明内容について ③海岸漂流物の撤去等について			
2. 福祉行政について		1. 令和4年度の民生費の不用額について			
3. 農林水産業について		1. 本市が管理する海航路標識の点検状況について 2. 農業生産力向上及び農家所得アップ支援事業について			

4. 農地法許可事務について		①畜産飼料高騰の対策について 3. ハーベスター燃料の免税措置について 1. 農業委員会における令和4年度の抗告訴訟の内容について 2. 農地区分の許可基準について ①集落の周辺の農地の利用状況等について			
発言順位	23	議員番号	24	氏名	山里雅彦
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発言事項		要旨			
1. 市政運営について		1. 全国市議会議長会基地協議会への加盟について ①全員協議会で、国への要請活動など、連携して進めていくためにも加盟は重要などの意見があり、全会一致で全国市議会議長会基地協議会への加盟が決定した。加盟に対する市長の見解を伺う。 2. 基地関係施策・基地関係予算の確保のための対応・取組について、市長の見解を伺う。 3. 農業委員会委員の同意案について ①農業委員の選任について 4. 上野庁舎活用計画について ①管理運営について ②庁舎の耐震性能・建築基準評価等について 5. 来年4月1日からスタートする法務省の相続登記義務化事業について ①事業内容について ②本市の所有者不明の土地・農地の状況について 6. 宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金について ①消費電力・電気料金負担軽減・CO ₂ 排出削減のため、街灯・防犯灯・家庭用照明等のLED対応事業について			
2. 道路行政について		1. 県道狩俣線整備について ①大浦湾入り口から大浦集落入り口の整備について ア. 未整備区間について			
3. 水産行政について		1. 池間漁協加工施設設置事業について ①進捗状況について 2. 市海業センター事業について ①栽培漁業の取組状況・事業計画について			

◎議長（上地廣敏君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は24名で、全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第3号のとおりであります。

ただいまから日程第1、一般質問に入りますが、通告外の質問にわたらないよう、議事進行にご協力を願います。

また、質問方式及び質問場所については、一般質問通告書により事前に通告した方式及び場所を遵守するようお願いいたします。

なお、議会運営に関する申合せ事項により、質問の1人持ち時間は、いずれの質問方式も質問時間、答弁時間、移動時間を含めて60分以内、質問回数は一括質問方式については3回以内、一括質問・再質問から一問一答方式及び一問一答方式については回数の制限は設けないこととなっております。

それでは、通告順に従いまして順次質問の発言を許します。

◎我如古三雄君

自由民主党、我如古三雄君です。一般質問に入る前に、少しばかり所見を申し述べたいと思います。

去る4月に宮古島周辺で発生した陸上自衛隊ヘリコプター事故で搭乗した10人のうち4人の遺体がいまだに見つかっておりません。誠に断腸の思いであります。早く見つけてご家族のもとに戻してほしいと願うものであります。

次に、令和5年度も早いものでもうすぐ後半に入りますが、行政当局の皆様におかれましては、今年度計画されたそれぞれの業務の執行率アップも含めてい一度しっかりとスピード感のある業務遂行に万全を期していただきたいと期待を申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。当局におかれましては市民に分かりやすい説明、答弁を求めたいと思います。

それでは、1番目の市長の政治姿勢について伺います。最初に、市長のリーダーシップについてであります。ご承知のとおり、8月に接近した台風6号及び7号等の影響で、2週間余りにわたって市内の各スーパーにおいては葉野菜をはじめとする冷凍食品、菓子類等、商品の品薄状況が続きました。このような状況を打開するためには、いち早く航空輸送による緊急食料の調達を行政当局が航空各社及び自衛隊に要請するなど、台風による物資不足に対する迅速な対応が必要と考えます。市民の生活を守る市長のリーダーシップの欠如と無策が市民の反感を招いております。この件について市長、答弁を求めたいと思います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

台風6号及び7号における市の対策等についてお答えをいたします。

台風が本市に影響を及ぼすことが予想された場合には、宮古島市地方気象台の職員を市役所へ招聘し、副市長を議長とした各部局長で構成される事前対策会議を開催し、各部局において対策を確認するとともに、常に最新情報を収集しながら、市民に対しては早めの対策を取るよう呼びかけているところでございます。台風第6号及び7号の影響による食料品の品薄状態につきましては、市民の皆様の取組や、昨年10月に開催された平良港総合物流センターの利活用に関する意見交換会に参加された船舶、港湾、小売、流通

などの食料品の流通に関わる事業者様の様々な努力によって回復が図られ、深刻な事態に陥る前にふだんおりの生活に戻ることができたものと認識しているところでございます。去る13日に開催されました同意見交換会におきましても、参加者の皆様より、今後も台風後の品薄状態解消のための取組を関係機関と連携しながら継続していくことを確認したところでございます。市としましても、少しでも市民の不便が解消されるよう、職員一丸となって様々な視点から対応してまいりたいというふうに考えております。

◎我如古三雄君

この件については、民間企業のイオングループがいち早く食料品を空輸で、航空便による緊急食料調達を実施しております。船便がストップしている状況下において、市民に少しでも早く必要な食料を提供し、あげるということは行政の大きな役割だと考えます。

次に移ります。宮古島市新総合体育館建設についてであります。宮古島市新総合体育館の建て替えについては、スポーツアイランド宮古島にふさわしく、シンボリックな存在、なおかつ広域的な機能向上が図られる施設が求められますが、建て替えに向けた現在の進捗状況、事業の概要について伺いたいと思います。

◎建設部長（川平陽一君）

現在、沖縄防衛局において事業計画書を提出して、事業採択に向けて調整を行っております。新総合体育館は、総事業費が約81億円で、構造は鉄筋コンクリート造、地上2階、地下1階建て、地下は100台程度の駐車場となっております。主要構造としましては、メインコート、サブコート、多目的室、トレーニング室、屋内ランニングコース、会議室の整備を行います。地下駐車場においては、防災倉庫、非常用発電などを備え、災害時の一時避難としても活用できます。事業期間は、令和6年度から令和9年度を予定しております。

◎我如古三雄君

次に、建て替えによる代替施設と整備についてであります。代替施設としてどこの施設を予定しているのか、また予定している施設の整備についてどのように考えているのか伺います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

建て替えによる代替施設の整備についてでございます。新総合体育館の整備に伴って、解体から供用開始までの期間、市民の利用に制限が生じることが考えられます。新たな体育館の供用開始までには、代替施設として上野体育館及び下地体育館を想定し、対応してまいりたいというふうに考えております。施設の整備や利用方法につきましては、上野体育館の指定管理者である宮古島市スポーツ協会と協議し、代替施設として有効活用できるよう進めてまいりたいと考えております。また、上野体育館、下地体育館での対応が厳しいことが見込まれる場合におきましては、夜間の学校施設の活用も学校活動に支障がない範囲で使用できないか、教育委員会と調整してまいりたいと考えております。

◎我如古三雄君

今の総合体育館が建て替えに伴って解体されると、完成までには約3年ぐらいあるかと見ておりますが、その間のやはり代替施設、これが重要な役割を担うわけでございます。この3年間において、大きなイベント、県大会だとか、そういったもろもろのイベントもやってくるかと思っております。それに合わせて代替施設の整備もよろしくお願ひしたいというふうなことで、この問題を取り上げております。

次に、建設場所の変更について伺います。私は、過去にも何度か建設場所の変更を求めておりますが、

市民アンケートも必要ではないかと考えます。現在地での建設はどうしても、駐車場の面などを考えると将来に禍根を残す結果になるかと考えます。また、現在地は総合体育館周辺の路上駐車が目に余ります。大変危険な状況です。建設場所については、大方の市民も現在地から変更すべきとの声が強くあります。変更の考えはないか伺いたいと思います。

◎建設部長（川平陽一君）

新総合体育館の建設場所につきましては、令和4年度に用地選定委員会を開催し、現総合体育館、前福多目的運動場、カママ嶺公園の3候補地を選定し、敷地の概要、利便性、安全性・防災性、事業の経済性、中心市街地の関係性、事業の効率性の6項目を検討した結果、現総合体育館の場所に最終候補地として決定しております。

駐車場が少ないではないかという質問ですが、新総合体育館の建設については地下駐車場、100台程度の規模の駐車場を予定しておりますので、現在よりも大幅に増えると考えております。また、近隣の陸上競技場や前福多目的運動場の駐車場を利用することも可能となりますので、この辺を利用するようにお願いしたいと思います。

◎我如古三雄君

次に移ります。海水淡水化PFI事業についてであります。宮古島市海水淡水化PFI事業計画について、民間企業による提案があります。海水淡水化計画は、今から四十数年前にも計画されましたけれども、地元漁民等の反対に遭って計画が断念された経緯があります。宮古島は、地下水が豊富でも、降水量によっては取水制限への対策も必要と考えます。今回の民間企業による計画提案は大変画期的であり、今後増大する水需要への対策は上水道の供給能力が喫緊の課題であります。行政の果敢な対応と官民連携による計画実現に向けた取組が重要と考えますが、市長の見解を伺います。

◎水道部長（兼島方昭君）

海水淡水化PFI事業についてお答えします。

今回、提案されている海水淡水化施設導入の概要としては、施設建設費用は民間資金を活用するPFI方式で、建設後は施設を本市に譲渡し、引き続き維持管理、運営は向こう20年間にわたり同民間事業者が行うBTO方式で、その維持管理費用は市が負担し、企業側に委託として支払うこととなっております。具体的には、1日当たり3,000トンの水道水を海水淡水化装置により精製し、特定施設に供給、販売するという内容となっており、概算では施設建設費は27億円、電気代などの維持管理費の20年間分を43億円として見込んでおり、販売価格は1立方当たり400円としておりますが、概算であり、今後詳細な精査は必要であるとのことです。本市の水道事業の運営の考え方は、市の直営にて安心、安全で低価格、かつ安定供給を行う責務があると考えており、今後における水需要の増加についても福里北地下水流域内の新水源の開発計画や、今年度においては将来における供給量の増加や渇水時などにも対応できるよう、新たな水源開発のための調査を東添道地下水流域内に行っているところです。市としましては、今回提案のある民間資金を活用したPFI事業については、今後の詳細な計画を注視しつつ、県が推進する水道広域化計画が進行していることや事業認可等を踏まえながら、状況を見据えてまいりたいと考えております。

◎我如古三雄君

今の件について副市長、今後、県とのやり取りもあろうかと思うんですが、コメントがあれば。

◎副市長（嘉数 登君）

宮古島市が抱える課題解決、それから振興発展に向けて今回のように官民連携の提案があることは、市にとっても非常に有益だというふうに考えております。今般提案のあった件については、先ほど水道部長のほうから答弁させていただきましたけども、宮古島市としては当該PFI方式による提案について詳細な計画策定を注視してまいりたいというふうに考えております。

なお、沖縄県では新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づきまして、本地域の生活環境基盤等の整備といたしまして、水道水の安定供給を図るため地域の実情に応じた水道広域化を推進し、水道事業の運営基盤を強化するとしております。市としましては、現在、県が推進する水道事業広域化計画の進捗等も確認しながら、市としての対応を検討する必要があるものと考えております。

◎我如古三雄君

いろいろと関係機関網羅して前向きに取り組んでもらいたいと思っております。

次に行きます。書かない窓口を目指して、市民サービスの向上に向けた改革に取り組む上で、行政の効率化は極めて重要であります。デジタル庁が進める書かない窓口について、本市の取組状況はどのようになっているのか伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

書かない窓口についての本市の取組状況についてお答えをいたします。

デジタル庁の推進する書かない（ワンストップ）窓口につきましては、市民サービスの向上に資するだけでなく、職員の業務効率化につながる取組として行政改革を進める上で重要だと認識しているところでございます。本市においては、令和3年1月より運用を開始した市民課総合窓口にて受け付ける届出書や申請書等について、職員がシステムを使用し住所や生年月日などの項目があらかじめ印字された申請書等を作成することで、なるべく市民が書かない窓口に取り組んでいるところでございます。また、市民課総合窓口では、住民票や印鑑証明書等の市民課所管となる証明書等交付に加え、税証明を含む他課所管の各種証明書等につきましてもまとめて受付、交付を行い、市民が回らない窓口にも取り組んでいるところでございます。さらに窓口の混雑緩和を図り、市民が待たない窓口を実現するため、マイナンバーカードを持っている市民の皆様につきましては、各種証明書等のコンビニ交付やマイナポータルを活用したオンライン申請等、市役所に行かなくても行える手続を積極的にご利用いただくよう普及啓発を行ってまいりたいと思っております。今後もこれらの取組を継続しつつ、市民サービスのさらなる向上を目指し、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

◎我如古三雄君

いわゆる書かない、待たない、回らないワンストップ窓口を実現することで、行政窓口の誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化の実現につながると考えます。当局のさらなる取組を要望したいと思います。

次に移ります。公共施設の維持管理についてであります。公共施設の維持管理が非常に厳しい状況にあると思っております。修繕費等が膨らみ市財政を圧迫し、施設が傷み使用できない状況で事故につながるものが危惧されます。将来を見据えた公共施設の在り方について市長はどのように考えているのか伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

公共施設の維持管理費についてお答えをいたします。

公共施設の統廃合及び廃止、解体等につきましては、公共施設等総合管理計画に基づき実施しており、令和3年度において城辺図書館を民間事業者へ無償譲渡を行い、令和4年度においては伊良部庁舎及び平良第二庁舎の解体、ヤーバルやすらぎの森の木製遊具の撤去等を行っております。また、令和5年度では細竹学習等供用施設を同地区の自治会へ譲渡を行っております。公共施設の維持管理費につきましては、我如古三雄議員ご指摘のとおり多くの経費がかかっておりますので、今後とも公共施設等総合管理計画に基づき類似施設の統廃合、老朽化施設の解体等に取り組むとともに、利活用についても併せて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎我如古三雄君

老朽化している公共施設の解体は、本市の公共施設等総合管理計画に基づいて大胆に、スピード感を持って対応すべきと考えます。

次に移ります。旧町村部の振興発展に向けた対策及び取組についてであります。若者等定住促進の取組として、住宅分譲用地の整備が急務と考えます。最近、多くの若い方々が住宅を建てたい状況下においても、制約が多くて時間がかかり過ぎるといった不満の声をよく聞きます。そのことから、行政において地域の振興対策の一環として定住促進住宅分譲用地の確保と整備が必要と痛感しております。市長の見解を伺います。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

若者定住促進の一環として住宅地を整備することは、旧町村部でも取り組んできた経緯があり、若者の住宅確保に向けて期待できるものと考えてございます。本市では、現在、宮古島市空き家等対策協議会設置規則に基づき、空き家対策への取組を進めているところです。その結果を基に、定住促進事業における空き家等の対策についても検討していくこととしており、住宅の確保という観点において健全な空き家も多くあることから、これらの活用は時間的にも経済的にもメリットが見込まれるものと考えております。振興発展に向けた定住促進については、まずその点から取り組んでいきたいと考えてございます。

◎我如古三雄君

今の答弁で、空き家対策ということで、空き家を十分活用させたいというふうなこともありますけれども、それもいいこととございます。市町村合併前に旧下地町、旧城辺町あるいは旧上野村において、旧上野村でいうならば千代田ハイツというところがありますが、旧上野村が土地を購入してこの土地を分譲して、30区画ですか、地域住民に販売をして、ここはもう既に満杯で、30戸ですから、この30戸に1家庭、1戸当たり4名中としても120名の住民が住んでいるというふうなことであります。そういった分譲用地を市が確保をして、そこに住まわせるというふうなことがかなり重要ではないかというふうに思いますので、市長、この辺についても今後取組を強化してもらいたいと要望したいと思っております。

次に、高山貯水池及び周辺一帯の環境整備について伺います。高山貯水池を生かした水辺公園としての整備と周辺一帯の環境整備について伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

高山貯水池は、昭和54年に農業基盤整備かんがい排水事業で整備されました。周囲延長は約800メートル、貯水量7万8,000立方メートル、満水時の水深は4メートルを超える貯水池ですけれども、市町村合併以前よ

り使用されていない状況となっております。本貯水池を活用した水辺公園の整備とのことですが、現在、市としましては国営かんがい排水事業受益地の事業化を重点的、優先的に新規採択していく方針を進めております。そのため、水辺公園としての整備については、国営受益地整備の進捗状況や公園としての安全性確保、隣接する高山農村公園の活用状況なども踏まえ、総合的に勘案する必要があると考えております。また、貯水池及び周辺一帯の環境整備につきましては、現在、貯水池内の剪定作業を予定してはおりませんが、貯水池沿道周辺の草木等の環境整備につきましては、年内での作業に取り組んでいきたいと考えております。

◎我如古三雄君

この貯水池は、7万8,000立方メートルということでかなり大きいほうでございます。旧上野村時代に水辺公園として計画が立ち上がったけれども、合併を控えていたというふうなこと等で今日に至っております。この貯水池を生かして環境整備をして、地域及び周辺住民の憩いのできるよう環境整備に向けた今後の取組を要望したいと思います。

次に、上野野原のトロピカルフルーツパークの再整備についてであります。再整備に向けた現在の進捗状況はどのようになっているのか伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

上野トロピカルフルーツパークの再整備に向けた現在の進捗状況についてお答えいたします。

上野トロピカルフルーツパークの利活用につきましては、令和3年度からトライアルサウンディングの公募を行っておりますが、令和3年度、令和4年度とも応募はありませんでした。今年度は、10月より公募を行う準備を進めております。

◎我如古三雄君

上野野原のトロピカルフルーツパークも、旧上野村時代にかなりの整備をして、これ航空自衛隊基地の前方のほうですが、面積的にもかなり広大であります。ここには上野村時代に全ての熱帯果樹を植樹しておりますけれども、もう現在、なかなかそういった管理もしていない状況で、かなり厳しい状況であります。もう少し当局の大胆な再整備に向けて利活用をお願いしたいと思っております。今の答弁に向けて、では今後の利活用はどのように考えているのか伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

今後の利活用につきましては、10月より公募を開始するトライアルサウンディングにより、提案されました内容を踏まえ、民間事業者と協議を行うこととなります。ただ、今回で3回目の公募となります。これまで応募がありません。応募期間の令和6年2月末までに応募がない場合、これまでの再整備計画の見直しを含めて本フルーツパークの有効活用について再検討する必要があると考えております。

◎我如古三雄君

市長に伺いますが、市長はこの道のベテランですから、トロピカルフルーツパーク、この地はやはりもう少し行政が本腰を入れると立派なトロピカルフルーツパークになります。今観光客が増大している。コロナ禍から脱して落ち着いた状況。今後の宮古島の活性化を考えると、このトロピカルフルーツパークを生かした計画はかなり大きいものがあると思います。市長、この件について大胆な計画を持って進めてもらいたいと思いますが、ぜひコメントをお願いします。

◎市長（座喜味一幸君）

私もつい最近も行きましたが、かつての旧上野村時代にやっていたトロピカルフルーツパークのイメージが壊れて、惨たんたる状態かなという思いはしました。当初の計画も立派だったとは思いますが、今まさに観光客も含めて受入れ態勢の整備等から考えますと、トロピカルフルーツパークの持つ資源力というのか、大変魅力のあるものかなと思っておりまして、その辺は地元のいろんな提案も含めて取り組んで生かしていくことが大変重要かなとは思っておりますので、しっかりと対応します。

◎我如古三雄君

民間事業を導入して計画したけれども、なかなか事業者が集まらないというふうな状況であります。この地は昔、旧上野村時代に蝶々園もありましたし、エフエムみやこもありましたし、かなりやっておりました。春の遠足シーズン、行楽シーズン、秋もしかり、そういった学校、幼稚園の子供たちが訪れて観光地としてにぎわっておりました。将来ともそういったことができるように、市長にはよろしくお願ひしたいと思っております。それと付け加えて、この地はもう20年も前に県の植樹祭もやったところでもあります。

次に移ります。宮古空港ターミナルビルの拡張及び機能向上についてであります。宮古島への観光客等の急激な増加に伴い、空港1階ロビーが手狭となっております。拡張及び機能向上に向けた早急な対応が必要と考えます。整備に向けた取組について伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

宮古空港ターミナルビルは、平成9年7月に現在の場所に移転し、26年が経過しております。これまでも空港利用客の増加に伴い、2階の搭乗待合室の増設、搭乗橋の設置等を行っております。我如古三雄議員のご質問の空港1階ロビーの手狭については、出発カウンター前の荷物検査などを行うエックス線検査機器を後づけで設置したことから手狭な状況が見受けられることから、今後、航空会社等と協議を行い、宮古空港活性化協議会と連携を図り検討してまいります。

◎我如古三雄君

ご承知のとおり、空港1階ロビーのみではなくて、もうこの施設全体が、これ新しい空港施設ができてから大体もうかれこれ20年ほどたっているかと思えます。やはり県との調整もこれ必要でありますから、早急なこれは施設の、空港1階ロビーのみではなくて、機能向上を含めて建物自体、これは必要かというふうに考えております。整備に向けての取組を期待したいと思えます。

10番目の職員の育成についてであります。永続的に発展させたい企業は人材育成に力を注ぎます。市当局も能力を開発し、市民の幸せのために力を尽くす職員の育成にもっと力を注ぐべきだと考えます。市長の見解を伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

職員の育成についてお答えをいたします。

地方自治体を取り巻く環境は大きく変化してきており、地方分権や権限移譲などで自治体の担うべき役割が増える一方で、厳しい財政事情等により、職員定数の削減は避けては通れない状況でございます。市の発展のために、職員一人一人の能力開発と組織的な人材育成が重要な鍵であると考えているところでございます。これまでの取組としまして、県や国の機関での実務研修及び派遣により地方自治を取り巻く環

境の幅広い知識を有する職員の育成を目的に継続して職員を派遣したり、ほかにも職員自らが伸ばしたい能力や視野を広げたい分野の業務能力向上のため、沖縄県市町村職員研修センターでの様々な研修へ職員を派遣しております。新採用職員に対しましては、市独自に初年度の1年間、新採用研修プログラムを策定しまして、職員としての必要な知識の習得に努めているところでございます。また、令和4年度から、所属する上司とは別の先輩職員が新採用職員に対して助言、指導、相談等のサポートを行うメンター制度を取り入れまして、新採用職員がより働きやすい環境整備や成長を助ける取組を進めているところでございます。今後もこのような取組を継続しつつ、新たな研修内容等についても職員の意見を聞きながら、我如古三雄議員ご指摘の市民の幸せのために力を尽くす職員の育成に努めてまいりたいというふうに考えております。

◎我如古三雄君

質問の順番を入れ替えたいと思います。福祉行政については後で、後ほど質問したいと思います。

農業振興について伺います。所有者不明農地についてであります。土地所有者の死亡に伴う親族への相続がなされていないことや、相続人が登記をせずに土地を放置しているなど、また地権者が島外に転居し土地を放置するなどの事例が頻発し、所有者不明農地が増加し、深刻な状況にあるとの報道があります。本市における所有者不明農地の現状はどのようになっているのか伺います。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

本市における所有者不明農地については、筆数が3万6,701筆で、面積にして4,663.6ヘクタールとなっており、沖縄県全体の7.7%となっております。

◎我如古三雄君

次、所有者不明農地のうち現在、それから将来的に耕作の見込みがない遊休農地の現状はどのようになっているのか。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

本市における遊休農地については、筆数が462筆で、面積にして54.4ヘクタールとなっており、所有者不明農地の0.47%となっております。また、現在及び将来的にも耕作の見込みはないものと考えておりますが、所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しによる民法等の一部が改正され、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されることから、所有者不明農地問題の解決に効果的につながることが期待されております。相続未登記の一つの要因として、法務局への相続登記後、農業委員会への届出等がないことが挙げられます。当局といたしましては、届出の必要性を市民の皆様へ周知を図るとともに、農地パトロールの強化など、関係各機関と連携し、所有者不明農地の解消に向け取り組んでまいりたいと考えております。

◎我如古三雄君

国は、2024年4月から農地を含む全ての土地の相続登記を義務づける方針であります。事務局におかれましては、所有者不明農地の問題解決に今後とも頑張ってくださいと思っています。

次に、サトウキビ作型別生産実績についてであります。2022—2023年産におけるサトウキビ作型別生産実績、栽培農家数と1農家当たりの収穫面積、生産額はどのようになっているのか伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

本市の2022—2023年産におけるサトウキビの作型生産実績は、夏植えが11万9,251トン、春植えが1万2,572トン、株出しが17万8,623トンとなり、合計で31万447トンとなっております。栽培農家数ですが、4,701戸、生産額は78億5,724万5,000円となっております。なお、1農家当たりの収穫面積は119アールで、生産額は167万1,000円となっております。

◎我如古三雄君

31万トン余というふうなことであります。最盛期、これは多分私の記憶では、1987—1988年産において44万トンという記録があります。当時、生産額にして90億円を上回っていたというふうに思っております。それからしてかなり落ち込んではいるとは思いますが、サトウキビの持つ宮古島への経済効果というものが大きなものがありますので、市長をはじめ、第1次産業のサトウキビ生産振興に向けては今後ともしっかりと取組を要望したいと思います。

それでは、8月の第1回生産見込みがあると思いますが、来期の生産見込みはどのようになっているのか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

来期の生産見込みについてお答えいたします。

来期の生産見込みとして、夏植えが11万4,383トン、春植えが1万3,225トン、株出しが16万4,785トンとなり、合計で29万2,393トンの見込みとなっております。

◎我如古三雄君

それでも29万トン余というふうなことでありますが、かなり厳しいですね。

次に行きます。園芸振興についてであります。本市における野菜生産量について伺いますが、地区別における野菜の生産量、販売額について伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

本市の令和3年度の地区別野菜生産量は、これはJAの数字になりますけれども、平良地区392.2トン、販売額が1億7,688万円、城辺地区が417.4トン、販売額が1億8,487万4,000円、上野地区が821.8トン、販売額が2億4,921万4,000円、下地地区が410トン、販売額が1億7,406万6,000円、伊良部地区が260.7トン、販売額が1億4,379万1,000円、生産量合計で2,302.1トン、販売額が9億2,882万5,000円となっております。

◎我如古三雄君

次に、燃料価格高騰を踏まえて今後の園芸農家への支援制度について伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

園芸農家への価格高騰対策支援といたしまして、国や県の支援がないマルチ、ビニールを対象に10月より申請受付を開始できるように進めております。支援額としまして、令和4年4月1日の価格を基準とし、令和5年4月1日の価格の高騰分について支援しまして、生産意欲の向上につなげていきたいと考えております。

◎我如古三雄君

この価格高騰対策支援の時期は、いつ頃を予定しているのかどうか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

10月より申請の受付を開始できるように今進めておりますので、支給については11月以降になろうかと

考えております。

◎我如古三雄君

次に移ります。公園整備についてであります。大嶽城址公園の整備と管理についてであります。展望台が長期にわたり活用できない状態となっております。建て替え整備に向けた現在の進捗状況を伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

展望台の建て替えについては、公園施設長寿命化策定計画により、令和4年度で実施設計を行い、令和5年度で解体撤去工事、令和6年度に建て替え工事を実施することで計画を行っております。

◎我如古三雄君

次に、野球場バックネットの補強と外周フェンス及び庭球場の外周フェンスが、何年前ですか、台風で倒れて、もうあれ以降長期にわたってそのままの状況です。これはいつかの一般質問でもやったんですが、いまだにまだそのままの倒れかかった状況。この修繕整備について伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

野球場のバックネット、外周フェンス及び庭球場の外周フェンスについては、公園施設長寿命化策定計画によりまして令和7年度以降に予定されておりますが、今後、安全性、緊急性を勘案し、状況に応じて対応してまいります。

◎我如古三雄君

ここは、多くの皆様方が活用している大事な野球場、庭球場でございます。緊急性はかなりありますので、これ優先をして修繕整備に努めてもらいたいと要望します。

次に、教育行政について伺います。水泳授業の民間委託についてであります。県内において、プール施設の老朽化に伴い、水泳授業を民間のスイミングスクールに委託する事例が出ており、子供の水泳力向上や教師の負担軽減などを踏まえた結果、民間委託のほうがメリットは大きいとしております。気候や天候にも左右されない、計画的に水泳授業を実施することができて、児童生徒が専門のインストラクターから指導を受けることで水泳技能の向上が目に見えて分かるとしております。また、学校のプールの清掃や維持管理に係る教員の負担も軽減するとしており、民間委託は今後大きく普及、進展するものと期待されます。

以上のことから、本市においても水泳授業の民間委託を実施すべきと考えますが、教育長、見解を伺います。

◎教育長（大城裕子君）

県内において、水泳授業を民間のスイミングスクールに委託している事例は把握しております。教育委員会において、昨年度、令和4年度に水泳授業の民間委託に関して検討した際に実施した学校プールに関するアンケートから、移動にかかる時間が授業時数の圧迫につながりかねないことや移動手段の確保、時間調整、日程変更の調整など、学校業務が増加するなどの意見が学校から上がっておりました。水泳技能の専門性を持つ人材による指導につきましても、現在、希望する学校が県の学校体育実技指導協力者派遣事業を活用して取り組んでいるところです。また、プールの維持管理に係る教員の負担軽減については、スクールサポートスタッフの拡充により負担軽減を図るべく準備を進めているところです。

以上のことを踏まえ、現段階では水泳授業の民間委託に関しての計画はございませんが、議員がお話し

やるとおり、児童生徒の泳力向上、教員のさらなる負担軽減は課題でございます。引き続き状況を見ながら、将来的には一部民間委託も視野に入れて考えてまいりたいと思います。

◎我如古三雄君

本市の各学校のプールが大体もう同じ時期ぐらいに整備をして現在に至っておりますが、近々様々な面で修繕、改築等が出てまいります。そのかなりの修繕に与える予算的な面考えると莫大に至ります。私は専門の民間業者と聞き取りをしました。それによりますと、時間は少々かかりますが、受入れは十分可能だというふうなことであります。教育長がただいま答弁したとおり、学校の外、つまり校外施設、スイミングスクールへの移動が課題となるというふうに考えますけれども、そういった現状を踏まえて前向きに検討してもらいたく、強く要望したいと思います。

次に移ります。本市の高等学校卒業後の進路状況について。本市の高等学校卒業後の大学進学率及び就職率はどのようになっているのか伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

本市の県立高等学校卒業後の進路状況についてお答えいたします。

学校基本調査に基づく令和5年5月1日現在の進学、就職率を市内3校に問い合わせたところ、大学進学率37.9%、就職率22.6%となっております。ちなみに、卒業生は443名ございました。

◎我如古三雄君

次に移ります。小中学校校舎及び体育館トイレの洋式化についてであります。小中学校校舎及び体育館トイレの洋式化率の現状をどのように捉えているのか。また、全国平均を上回るようトイレの洋式化のスピードアップを図るとともに、ふるさと納税を有効に活用すべきと考えます。教育長の見解を伺います。

◎教育長（大城裕子君）

本市の小中学校における洋式トイレの設置率は、文部科学省による令和2年度公立学校施設のトイレ状況調査において69.6%となっており、県平均68.4%、全国平均の57%を上回っております。今年度、文部科学省による公立学校施設のトイレ状況調査が実施されており、沖縄県や全国の設置率はまだ公表されておりませんが、令和5年8月末日の宮古島市内小中学校の洋式便器設置率は、小学校で75.7%、中学校で74.7%となっております。現在、学校側からの要望なども多く寄せられていることから、今後も校舎及び体育館トイレへの洋式便器設置の取組については、我如古三雄議員ご提案のふるさと納税の活用も含めた財源確保へ向け関係部署と調整を行いながら、児童生徒が安心して快適に過ごせる教育環境の整備に努めてまいります。

◎我如古三雄君

よろしくお願いをしたいと思います。ただ、時間が大変厳しくなっております。福祉行政については、次回に優先をして質問をしたいと思っております。

以上申し上げてまいりましたが、当局におかれましては今取り上げた問題、早急に解決が図られますようによろしくお願いをし、我如古三雄の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（上地廣敏君）

これで我如古三雄君の質問は終了いたしました。

◎西里芳明君

17番、西里芳明、無所属であります。この間、会派も解散しました。議員としては失格ではないですの前向きに捉えて、また一生懸命残り2年間議会活動をしていきたいなと思っておりますので、皆さんよろしく。9月定例会につき一般質問を行いますけど、当局におかれましては誠意のある答弁をいただきたい、また大きな声でゆっくり、はっきりと答弁してもらいたいなと思っておりますので、よろしく願いします。

まず初めに、地域行政について。城辺トレーニングセンターについてでございますが、解体工事はいつ頃になるのかということをお聞かせ願いたいと思っております。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

解体に先立ち財産処分の手続が必要となりますが、関係書類が確認できていないため、手続が開始できない状態となっております。関係書類の探索は現在も継続しておりますが、県には関係書類なしでも手続できる方法がないか国と調整してもらおうよう依頼しているところでもありますので、解体工事の時期については現段階では決まっておりません。

◎西里芳明君

生涯学習部長、何の手続と言いましたか。この手続は誰がやるんですか。これ聞かせてください。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

財産処分の手続です。それは市のほうで行います。

◎西里芳明君

市の財政課のほうでやるんですか、これ。生涯学習部でやると。これでは2番目の質問に行けないので、話を変えてやらせてもらいたい。この城辺トレーニングセンターは築何年で、使用されなくなってから何年になるかということをお聞かせいただきたい。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

築40年余りで、令和2年8月に老朽化が著しいということで閉鎖しております。

◎西里芳明君

この城辺トレーニングセンター、築40年余も過ぎています。いろんな老朽化が進んでできないというんですけど、城辺地域の体力増進というか、3年も使われていない。その代替施設とかはあるんですか。市は、いつも各地域が均等に発展するようにとおっしゃっています。しかしながら、3年間も体育館もなしに、上野、下地、伊良部島、平良地区は体育館がございます。城辺地区だけ何で3年間も使用できる施設がなくそれが建て替えもできない、解体もできないというふうになってきたら城辺の皆さん、これ話が違うんですけど。城辺陸上競技場を見てください。何であれだけの公認コースが使われなくなって、では体育館もやりません、それでは城辺取り残されて、何の均衡ある発展なんてないと思うんですけども、いま一度答弁お願いします。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

財産処分のめどが立っていないこともあり、具体的な計画等が全然行われておりません。まずは財産処分の手続を完了させたいと考えております。

◎西里芳明君

生涯学習部が言っている財産処分は、これ生涯学習部がやるんですよね。これは期間はどれぐらいかかるんですか。この財産処分を行うための期間。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

正確な時期についてはお答えできませんが、期間については、早急に対応してもらえよう県と調整していきたいと思います。

◎西里芳明君

正確な時期は言えないと。早急に対応していきたい。これが当局がいつも逃げるタイミングの言葉ですよ。優先順位とか、そういう話。市長、これは地域の均衡ある発展という言葉を出してはいつも使っていますよね。これでは駄目なんです。市長、どうですか、これ。いつ頃やりますよということを言ってもらえませんか。

◎市長（座喜味一幸君）

城辺トレーニングセンター、令和2年から閉まっていたということが大変これ申し訳ないなと思っております。うちのほうでも、この話について早急に対応しなければならないなということで議論入っております。これはまず解体するのが目的ではなくして、城辺トレーニングセンターを活用してきたスポーツ系、あるいはその他の団体等のなくなった機能をどう代替していくかというのが大変重要な案件かなというふうに思っております。砂川学区、西城学区、福嶺学区、城辺学区を含めて地元の体育協会とか、老人クラブとか、その他施設を活用している面々、そういう人ともう一回整理をして、砂川学区の場合はあれば砂川学区体育協会と中学校の施設の活用等は進んでいるけれども、大変今ご指摘の城辺トレーニングセンター、潰すんだけど、その機能をどう代替するかという部分について一つの方向性が見えない。そういう面では、旧城辺中学校体育館、ああいうものとの活用と、宝塚医療大学等との連携もあるし、あの城辺陸上競技場の話もあったんだけど、そういうものをもう一回丁寧に議論して、方向性を示さないといけないという思いを持っておりますので、しっかり対応します。

◎西里芳明君

2問目の解体後の代替施設は考えているかということを知りたいと思ったんだけど、やはりこれって、平良にある総合体育館建て替えますよね。その地下に避難所みたいなのを造ると。城辺地域におかれてもこれ、各地域におかれても、伊良部島、下地地域、上野地域、城辺地域におかれても、やはり避難所は大切だと思います。ですから、建て替え工事をやるならばそういう施設も複合してやられたらどうですかという質問をしたんですけど、解体のめども立っていないと、各団体と相談しながらやっていきたいということですので、この質問はこれぐらいにさせていただきます。

次に、観光行政についてでございます。海岸管理について。新城海岸の駐車場の拡張工事は考えているのか。今、民間で駐車場を確保してやっているんだけど、どうしてもスペースが手狭だということ。市の駐車場もあるんだけど、10台ぐらいしか止められないと。観光シーズンになると、もう下り坂の路肩全部車が駐車されて、これもう一周道路まではみ出している状況にもなっているんです。そういうことを踏まえて、やはり周辺住民との兼ね合いもありますから、やはり駐車場を拡張してほしいなと思っておりますけど、どう考えているのかお伺いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

新城海岸の駐車場の拡張工事ということでございます。近年、新城海岸では市民及び観光客等の海岸利用者が増加しており、また観光客の路上駐車により、通行に支障が生じている状況でございます。このような状況を踏まえまして、駐車場増設につきましては路上駐車解消策の一つとして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

なお、増設につきましては、用地の確保や予算面について検討しているところでございますが、周辺の土地が民有地の畑であったり、私有地が保安林となっていることから、地目の変更や保安林の解除が可能ななどの課題もあることから、今後、最適な利用環境の整備に向けて関係機関と協議してまいりたいと考えております。

◎西里芳明君

観光商工スポーツ部長おっしゃるとおり、保安林とか民間の土地がいっぱいあります。それで、地元の方がもうこんな状況で畑に入れない、要するには入っていったら対向車が来まして、路肩に車止められています、こういう状況だともう自分の畑にも行けないんだと、そういうふうな話。地元の方の遊泳したり、海に行ったりして遊びたいんだけど、やはり観光客の皆さんがもう相当入り込んで自由に入れないという苦情もあります。だから、検討してまいりますと言うけど、ちゃんと土地の確保も含めて、やはりこれから観光立市として頑張っていく宮古島市でありますから、こういったことをきちんとやっつけていかねばやはり観光に対する思いというのが市民にも観光客にも伝わっていかないのではないかという思いがするわけです。ですから、どうしても駐車場の確保、これはやらなければいけないと思うんです。その辺についてもう一度お答えをお願いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

先ほども答弁しましたが、駐車場の不足がございまして路上駐車が見られるということでございますので、この解決策の一つとして取り組んでまいりたいというふうに考えておりますという答弁でした。これには課題もございますので、その課題解決に向けては、しっかり関係機関と協議しながらその解決策に向けて取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、そこら辺につきましては、この駐車場問題につきまして、増設はやはりする必要があるというふうに必要性は感じております。

◎西里芳明君

今、観光商工スポーツ部長おっしゃったとおり、造る必要があるんです。ぜひとも努力をしていただいで拡張して行っていただきたいと思います。

同じような質問になりますけど、今、吉野海岸の駐車場もやはり車40台ぐらいが限度で、もう一周道路までみんなはみ出して車を止めています。前回、写真も撮ってあったんですけども、何かカメラの不具合があって取り出せなくなってしまって、今日は持ってきていないんですけど、やはり吉野海岸、40台でもうシーズンになると入れない。次に新城海岸に行っても入れない。遊泳地ですから、熱帯魚見たり、大人、子供みんなが来て遊ぶんだけど、やはりこういった吉野海岸の駐車場もスペースを拡張して、もう市の土地がなければこれ民間の土地を活用してでも拡張をしてほしいなと思うんですけど、どうでしょうか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

吉野海岸についてでございます。吉野海岸につきましては、今、指定管理による管理が行われている状況でございます。駐車場の台数は45台、駐車できるスペースが確保されておるところでございますが、繁

忙期の際に満車になるということも管理者のほうから伺っているところでございます。ただ、時期的なものもございますが、市の職員のほうで確認したところ路上駐車を確認できなかったということがありましたので、現在、利用している状況で路上駐車が見られるなど多くの苦情等も出てきた際には、利用状況を見ながら駐車場の増設について検討していく必要があるというふうに考えております。こちら土地に関しましても、増設に当たりましては周辺の市有地が保安林であったり傾斜地であるということから、用地の確保、先ほど新城と同様に保安林の解除、傾斜地であることからの安全管理などの課題もございますので、今後、整備するに当たりましては関係機関と協議を行って、最適な利用環境の整備に向けて取り組んでまいります。

◎西里芳明君

観光商工スポーツ部長おっしゃるとおり、保安林だったとか市有地があるという話なんです。私は、吉野海岸の取付け道路を下りていってすぐ右側にすばらしい開けた土地があります。あれは市有地だと思っ
ていますが、あそこで駐車場を確保したら利便性も兼ね備えた駐車場ができると思うんですが、そういうことを考えたことございませんか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

西里芳明議員ご指摘の土地につきましては把握しておりませんでしたので、その土地の確認も含めて周辺土地の状況等を調査しながら、そこは検討してまいりたいと考えております。

◎西里芳明君

土地の所有等を調べてからということですけど、やはり行政の皆さんは市民の利便性、いろんな市民のための努力をしていくのが行政だと思っていますので、ぜひとも努力をして、拡張工事なりなんなりして
いって取り組んでいっていただきたいと思います。

次に、福祉行政なんですけど、敬老祝金について。敬老祝金を敬老者の何割の方、70歳以上の方が何万人いて、どれだけの方が受給しているかということをお聞かせいただきたいと思
います。

◎福祉部長（松堂英彦君）

敬老祝金の支給につきましてです。令和4年度の実績でお答えをさせていただきます。

令和4年度の給付対象者は1万1,134人、支給人数が1万953人、支給率が98.37%となっております。

◎西里芳明君

1万1,134人のうちの98%が受給していると。うちの近くの敬老者の皆さんからよく聞く言葉があるんです。コロナ前みたいに自治会長からじかに受け取りたい、そういったことのほうがやはり温かみがあって、あ
あ、もらっているんですねという感触があると。そういった中で、現在は振込による支給をしているんですが、これってやはり振り込みました、支給しました、何もございません。しかし、手渡しでやると相手方が見えてくるわけ
です。相手を見てもらって、ありがたいなど。孫の3人ぐらいいたら1人1,000円ずつあげてもいいんじゃないかというおじい、おばあもいて、自分がもらったからこそ孫にあげられる、そういうことをよく聞
くんです。そういったことを考えているのかどうか。よろしくお願
いします。

◎福祉部長（松堂英彦君）

敬老祝金の支給につきましては、令和3年度より口座振込による支給としております。現金の手渡しによるコロナ感染拡大の懸念や、配布の多い地域の行政連絡員の方々から配布が終わるまでは祝金の置き場

所に困る等の声が多くあり、行政連絡員の負担を軽減するという観点からも口座振込を行っているところ
です。新敬老で初めて祝金を受け取る方は振込口座等申請が必要になってきますが、これまで支給を受け
ている方につきましては申請の必要はなく、自動的に受給できる等のメリットもあります。口座振込を開
始して3年目ですが、口座振込による受け取りが浸透してきており、受給率も開始時の令和3年度97.72%
に比べ令和4年度は98.37%と伸びておりますので、今後も口座振込を続けていきたいと考えております。

◎西里芳明君

行政連絡員が困っているんだと、敬老祝金の置場に。行政連絡員は市から敬老祝金をいただいて、直接
回って配るのではなくて、それを保管していてから配るんですか。あれ地域の敬老会があるではないです
か、そのときに来場してくる皆さんに手渡しで私はいいと思う。そのときは敬老会があって、皆さんおめ
でとうございますと手渡しであげて。そのほうがやはりいいと思う。今どきの若い皆さんみんな振込、振
込と言うけど、やはり人間対人間ですから、それをやっていけばやはり敬老者の皆さんもうれしがるの
ではないかなと。子や孫たちがみんな手続して、振込もうまくスムーズにしているようですけど、それは
人間らしさを求めているので、そういうふうなことをやっていただきたいと思います。でも、もう決まっ
ているんですよね。地域の敬老会の日に手渡しということはいいんですかということ最後に聞いて。

◎福祉部長（松堂英彦君）

敬老祝金の支給の方法につきましてですけども、西里芳明議員からお話がありましたとおり、現金で支
給をしていたときにはやはり直接敬老者の自宅を訪問してお祝いの言葉をかけながら、また元気な姿を確
認しながらといういい面もあったんですが、行政連絡員の現金を保管、管理するという負担軽減をする
ということから口座振込というふうにしていくところは理解をしていただきたいと思います。敬老会
の際に現給で支給できないかということにつきましても、やはり敬老者もたくさんおりますので、敬老会
に来られる方、来られない方もいると思いますので、一律で口座振込ということでやっていきたいとい
うふうに考えております。

◎西里芳明君

当局の苦勞も分かりますけど、やはりぜひ祝金ということですから、入学お祝いも銀行振込であげまし
たよといったらつまらんでしょう。そんなところもやはり考えながらやっていっていただきたいと、もう
少し努力をしてくださいということです。

次に、道路行政について。毎回、毎定例会、カーブミラーについての質問がございます。宮古島市管内
において現在何基設置されて、そのうち破損などしているカーブミラーは何基あるのか把握しているの
かお聞かせください。

◎建設部長（川平陽一君）

現在、市道に設置されているカーブミラーは、全体の詳細までは把握されておりませんが、破損してい
る箇所も多数あることは承知しております。修繕や新規設置については、市民からの問合せや要望等有
る箇所を個別に対応しておりますが、今年度から全体的に設置数及び破損場所を調査して計画的に修繕
してまいります。

◎西里芳明君

建設部長、何基設置してあるかも把握できない、今年度から調査をしてやっていく、これおかしいんで

はない。皆さん方が取り付けたカーブミラーですよ。これ破損しているのも分からない。今年度から調査をしていきたいと。それでは仕事をやっているのかと市民に言われますよ。必要だからつけました、壊れています、見通しが悪いですね。十分注意して渡ろうとするんだけど、急に車が飛び出してくると。そういうことではこれは、何基設置しているかも把握していない、破損しているのも分からない、今年度からやります、本当に今年度からやるんですか。これできますか。これも皆さんが調査するのではなくて外注ですよ、ほとんど。外注してやるんですよ、皆さんがやるのではなくて。行政がこういうことをしているから市民が怒るんです。何やってんだと。それはもう一回きちんとした答えをもらえませんか。

◎建設部長（川平陽一君）

現在、道路台帳作成業務を委託して業務を進めております。この中で、宮古島全体のカーブミラー、ガードレールまたは照明灯の位置をデータ化して、それで場所の位置またはどの位置にカーブミラーがあるか、また修繕の履歴等をデータ化しまして、今年度から道路台帳の中で調査して今後実施していきたいと考えております。

◎西里芳明君

建設部長、まさにそのとおりなんです。これやはりデータ化して、どこにどういうふうなカーブミラーがあるのか、どこが破損しているのか。でも、それって外注するよりも、道路パトロールカーがあるのではないですか、建設部には。非常勤の方でもいいですけど、回ってみるのも2日で全部回れると思う。そうやって調べて、破損している部分があったり腐食しているやつがあったらやはり早急に対応していただいと、それを願っているのが市民なんです。もうしょっちゅう家に来て、あっちのカーブミラー、こっちのカーブミラー。もう言われたらこっちもうんざりですけど、市民の代表ですから言わざるを得ない。別にあなたを憎んで言っているわけではないですよ。ありがとうございます。

次に、農業行政について。農業所得1,000万円以上の農家の方は、サトウキビの交付金がトン当たり830円下がる。これも本当の話なのかお聞かせください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

結果から申し上げますと、令和5年度のトン当たりの甘味資源作物交付金の交付単価、1,000万円以下の消費税事業者と1,000万円以上の課税事業者を比較しますと、課税事業者は免税事業者と比較して830円低く設定されるということになります。サトウキビ生産に係る収入は、製糖工場から支払われる取引価格による収入と農畜産振興機構から支払われる甘味資源作物交付金による収入の合計となります。令和5年度のトン当たりの甘味資源作物交付金の交付単価は、基準糖度帯で交付金を除いた売上高が1,000万円以下の消費税免税事業者で1万6,860円、1,000万円以上の消費税課税事業者が1万30円となっております。課税事業者は、免税事業者と比較して830円低く設定されております。それぞれの交付単価が設定された経緯ですけれども、今年10月からインボイス制度が開始されるのに伴いまして、交付単価の算定上、交付金には消費税負担額が含まれておりますので、課税事業者が消費税の還付を受けた場合に交付金に含まれる消費税負担分が重複して支給されることから、これを調整するために課税事業者、免税事業者それぞれについて交付単価が設定されました。ちなみにですけども、サトウキビだけを栽培している農家の方なんですけども、サトウキビの販売価格がトン当たり2万3,505円。これで交付金を差し引くと、原料代が6,645円。1,000万円割る6,645円となりますと1,505トンとなります。これ以上の生産量がないと課税事業者にはなら

ないというような試算があります。

◎西里芳明君

インボイス制度によってこの交付金がカットされるということですね。課税農家と非課税農家と、法人農家と個人農家の違いですか、これ。だから、1,000万円を超えると全体に対する課税になるのか、1,000万円以上に対する課税なのかということをお聞かせしてほしいと思います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

収入は合算になりますので、兼業農家の場合、例えばマンゴー、葉たばこ等も栽培する兼業農家につきましては、全ての農業所得を合計した課税売上額が1,000万円以上となりましたら課税事業者となります。これは個人、法人問わずそういうことになります。

◎西里芳明君

農林水産部長、葉たばこ農家ってほとんど2,000万円以上の農業所得がありますよ。これに対してインボイス制度を引用して、それだけの税金も取ると。これも農家にとって打撃であり、生産意欲が失われて、ではもう葉たばこだけしますよと。サトウキビやりませんよと。マンゴー農家もそうです。畜産農家の方々も、大型化している皆さんはやはり一月に3頭から4頭競りに出しますよね。年間にしたら1,000万円以上はいきますよ。そういった方々が、サトウキビもやっていますよと。もう農家所得アップ事業に今年度も1億6,000万円以上補助金出していますよね。それをやりながら、皆さんが決めることではなくてこれ国が決めることなんだけど、それをどうやったらいかに抑えていけるかということは考えていないのか。まずはそのことから聞かせていただきたい。

◎議長（上地廣敏君）

暫時休憩します。

（休憩＝午前11時38分）

再開します。

（再開＝午前11時40分）

◎農林水産部長（石川博幸君）

本交付金の算定上、消費税が負担額に、交付金の中に含まれているんですけども、課税事業者が消費税の還付を受けた場合に、交付金に含まれる消費税が重複して支給されることとなりますので、そういったことを防ぐためにこの交付単価が設定されたということでございます。二重の還付を受けないように、そういうことをするために本制度が設定されたということになっております。

◎西里芳明君

このインボイス制度というのは、1,000万円以上売上げの方の、例えば土建業とか小売業とか、その方々が領収書に番号を打って、ちゃんと発行しましたよと、その証明があれば皆さん方がこれに対する消費税払うことございませんよということだと理解しているんですけど、こういったことを交付金からカットするからおかしくなると私思う。例えば、ではハーベスター事業所は農家なんですか、農家ではないんですか。あれ農業従事者と一緒ですよ。彼らの場合もやはり自分でハーベスター持っているから、サトウキビ生産も一生懸命やっています。その辺の部分もう一度答えてもらえませんか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

市としてこの制度を行っているわけではございませんが、サトウキビ農家の生産意欲向上のために市としてどういうことができるか、今後研究してまいりたいと考えております。

(「ちょっと休憩。休憩」の声あり)

◎議長(上地廣敏君)

休憩します。

(休憩＝午前11時43分)

再開します。

(再開＝午前11時43分)

◎農林水産部長(石川博幸君)

サトウキビ農家だけでなく、ハーベスターの収入、ほかの作物の収入、例えばさらに兼業であればほかからの収入、そういったものも全て合算されますので、そういう収入が1,000万円を超えた場合にこの制度が適用をされるということになります。

◎西里芳明君

ハーベスター事業所もそうなるということで、年間、会社員でも1,000万円取る方はこのインボイス制度の適用になるということになるんですよね。これ国が推し進めている制度ですから、私たち宮古島市から発信するということはないとは言えないけど、市長、こういった農業に関連することはやはり市長自らが汗をかいて、農林水産省なり県選出の衆議院議員も一緒にどうですかと言って政府に話しかけてみることも必要だと思うんですけど、いかがでしょうか。

◎市長(座喜味一幸君)

インボイス制度の適用に伴う零細企業、農業等々に及ぼす影響、これは大変に大きなものが出るのかなと。インボイス登録等をしておくと取引等もできないというようなこと等がちまたではもう出始めております。そういう意味では、暫定期間等もあったけれども、法人会とかとも話ししながら、ぜひこの件については徹底しながら、協力しながらやっていきたいと思いますというような話をしておりますので、ご指摘の件、特に今言っている農家等の交付金事業等々についても周知徹底と、問題点の整理をしながら対応していくべきかなというふうには思っておりますので、しっかり対応します。

◎西里芳明君

やはり農家のためになるような、市民が喜ぶような行政運営をしていただきたい。やはり市民は納税者ですから、納税者は市に向かって面と向かって物を言っていかなければ、そういうことを考えてやはり前進すべき課題ではないかなと思っておりますので、市長、頑張ってやってください。

次に参ります。畜産農家の方に対して牛の競り価格が下がっているがと。今月もまた3万4,659円、平均価格で下がっております。雌牛に関してはもう三十何万円下回っているような状況にあります。畜産農家について当局はどのような支援が必要かと考えているかと。このままでは畜産農家もう宮古島からいなくなりますよ。聞かせてください。

◎農林水産部長(石川博幸君)

子牛の購買者である肥育農家の経営状況が飼料価格の高騰や枝肉価格の低迷により悪化しております。そのため、生産費の過半数を占める子牛の購入費を削らざるを得ない状況にあり、全国的な子牛価格の下

落が続いております。子牛の競り価格への補助として、全国的には肉用子牛生産者補給金があり、その拡充として和子牛生産者臨時経営支援事業が開始されております。また、沖縄県の補助としましては、沖縄県和子牛価格安定特別対策事業があります。宮古島市においては、畜産農家の飼養コストの負担軽減に向けて、今定例会において畜産飼料高騰対策補助金交付事業4,893万円を補正に計上しております。本事業は、配合飼料の高止まりが続き、国や県の支援等で対応できない配合飼料の高騰分に対して、畜産農家の経営の安定化を目的として実施していきたいと考えております。

◎西里芳明君

畜産農家の皆さんが、今日の朝の新聞ですよ、子牛を20か月肥育をしました。これでもう赤字なんだと。もう売る時点で。コロナ禍の影響で売れないとか言うんだけど、やはりこれが20か月で販売するわけ。結局、種つけから10か月後に出産して、10か月肥育してから売るわけ。宮古島市に畜産農家を営んでいる皆さんに、この4,830万円の補助金で畜産農家1戸当たりどれぐらいの補助金が行くとお考えですか。これお聞かせください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

畜産農家1戸当たりの支援についてでございます。家畜ごとに令和5年4月1日を基準日として令和5年4月から令和6年3月まで1年分の飼養料、飼養に対する1頭当たりの高騰分を試算しております。繁殖牛は、値上がり分1頭当たり1,400円、そして子牛は値上がり分1頭当たりとして6,900円、肥育牛は値上がり分1頭当たりとしまして1万6,300円を1頭当たり計上しております。

◎西里芳明君

こういった子牛1頭当たりの補助金、繁殖牛が1,400円とか、子牛が6,900円、肥育牛が1万6,000、こういった補助金制度もいいです。しかし、将来を見通して、宮古島市でも肥育牛を増やして宮古牛ブランドというのをつくって行って、これ年月はかかるんです。やはり金がかかるんです。種つけから販売まで40か月、約3年半。種つけして産ませて、並行して、そうやって売るわけです。だから、それ金がかかるんだけど、そういった肥育農家を育てていくためにも、これ行政はもうちょっと力を入れて肥育農家を育てていく。そうやったことで宮古島の畜産農家の安定生産ができるんではないかと考えるんです。やはり皆さんが言っている地力アップ増進計画、あれもサトウキビ農家とか施設園芸農家の皆さんのためにも、地力をアップしていくからこそ持続していくんだという考えでやっていると思われるんですけど、やはりこれからの農業というのは長い年月をかけて後継者を育てていく。そうしないことにはやはり、目先のことばかり考えていたら駄目だと思うんです。ぜひとも努力をして、畜産農家、生産農家、サトウキビ農家、葉たばこ農家、マンゴー農家、いろんな農家ございますので、そういったことに力を入れてやって頑張っていただきたいと思えます。

次に、野そ防除ですけれども、6月定例会で平良敏夫議員がドローン使用はどうなっているかと質問したら、製薬会社と農林水産省の問題で何かできないんだと。薬事法にかかるとか、裸でまけないとか、そういったことを。私はそうは思いません。皆さんが足を運んで政府と薬剤会社と折衝を重ねて、どうやったらドローンとかヘリとか、そんなのでまけるか。これ人間でやっているとならば減りませんよ。この間の新聞報道見てびっくりして、JTAドーム宮古島の空調設備もネズミにやられる。いろんなところでネズミが。うちの田舎でも家電製品がネズミにやられて洗濯機、テレビが壊れたとか、ストッカーが壊れて

いるとか、いろんな話がございます。だから、まず最初に入り口を探すことが大事だと。やらない、できない、製薬会社が、政府がそれを認めない、そういうことではなくて、突破口を見つけてやっていかないと、皆さん努力していますかと市民に言われますよ。どうですか、農林水産部長。答弁お願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

野そ防除についてですけれども、現在、殺鼠剤が農薬取締法に基づく薬剤散布登録として未登録になっております。現時点で薬剤散布は難しい状況となっているんですけれども、薬剤が登録された際には実証実験としてドローンを活用していきたいというふうには思っております。国や製薬会社への働きかけということもご指摘ありましたけれども、より効率的な野そ防除の実施に向けて、製薬会社等も今後動向とか注視しながら、情報収集を進めてまいりたいと考えております。

◎西里芳明君

当局にはぜひ努力をしていただいて、やはり私たちが考えている以上に野そは増えていると。牛の飼料をかんだり、やはりサトウキビをかんだり、散らかして。補助金とかいろんなものを通してやるんだけど、全部ネズミに持っていかれる。ネズミ様ですよ。私たちの手に入るべきお金を何億円も吸い取って。だから、3,000万円ぐらいで済むのであれば、やはり人間でやるには限りがある。原野があったり、いろんなところがあったり、そういうところにまけない分、やはり農業被害、家屋の被害、いろんな問題が出てくるんです。やはりこの野そ問題は放っておけない。そういうふうな実感、皆さん湧いていますか。私は、あなたの前々任の農林水産部長だったときに質問して、どう考えているかと言ったら、誘殺剤だからちゃんと効きますよという答弁をしている。下地地区に誘殺剤をまいたら下地地区のネズミは平良地区に逃げますよとか、そんなばかな話言っているから前に進んではないのかとかという話もやったんですけど、ぜひとも取り組んでいっていただきたいと思います。

これで私の一般質問はみんな終わりましたが、運動会について、教育長。運動会がコロナが5類に移行されてから開催されております。しかしながら、運動会がもう小さくなっている、各学校の。午前中で終わったり、お弁当の持参ごさいませんよと。和気あいあいとして運動会をやるための運動会だとか、学校の先生方も考慮して、やはりこのメニューがいいかな、あれがいいかどうかとかやって考えているんですけど、やはり時間的に厳しいよね。プログラムは5つぐらいしかありません。私の孫が通っている城東中学校も午前11時には終わりました。午前9時から。2時間です。2時間のために皆さん、父母もみんな家族全員で行きました。しかし、先生方もやはり苦慮していると思う。だけど、やはり学校というあるべきものは、子供たちや親が安心して学校生活を送れるようなものだと思う。そういうことを来年度あたりからでも取り組んで、これは質問ではないから答える必要ごさいませんから、やはりやっていっていただきたいと。ぜひとも宮古島の児童生徒の皆さんが活発な児童生徒になって、これからの宮古島をしょって立っていきと思いますので、よろしくをお願いします。

これで私の9月定例会の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（上地廣敏君）

これで西里芳明君の質問は終了いたしました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

(休憩＝午後零時00分)

再開します。

(再開＝午後 1 時30分)

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎下地信男君

議員番号6番の下地信男でございます。今定例会もたくさんの一般質問を出していますので、早速質問に入らせていただきたいと思います。

順番を変えて農林水産業についてから少し質問をさせていただきますけれども、まず下地竹アラ地区の土地改良事業につきまして、7月16日、それから8月10日に受益農家からの要望によって説明会が開催されております。その中で、当局が工事が長引いたことによって作物の作付ができない状況の中で、農家は損害を被っていると、市がこのような認識を示しました。参加した皆さん方からはもう、ではそれであるならば被害救済については市は考えているのかと質問がありました。担当部局は、持ち帰り市長と相談したいという、そこで説明会は終了しておりますけれども、その被害救済に関する市長の考えをお伺いしたいと思えます。

◎農林水産部長（石川博幸君）

下地信男議員のご指摘のとおり、工事が長引いたことで作付を行えていない状況があり、農家への負担となっていることから金銭的な補償の要望があることも認識しております。農業基盤整備促進事業は、地域からの要望を受けて採択された申請事業であります。工事を進めていく中で、設計と現場の相違や悪天候といった予期せぬ事態、農家や地域住民の要望等への対応等により工程に変更が生じることも想定の上、事業を実施しております。また、県に意見を求めた結果、金銭的な補償は難しいと考えております。しかしながら、長引く工事により農家の経済的負担は増していることも事実であり、今後は金銭的な補償ではなく営農に関する支援を検討しており、市として対応できる中で農家の皆様へ理解を得られるよう努めてまいります。

◎下地信男君

金銭的な補償はもうできないということで、営農に関する支援という話がありましたけど、答弁ですけど、具体的に営農に関する支援とはどういうことですか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

営農に関する支援というのは、有機質肥料や化成肥料、農薬等の支援を検討しております。一例になりますけれども、1反当たり有機質肥料ならば10袋、化成肥料ならば3袋などを3期にわたり支援するように検討しております。

◎下地信男君

有機質肥料の支援をしていきたいということですが、この有機質肥料を配布する財源はどちらの負担になりますか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

営農に関することは、市の同じく農林水産部の農政課の有機質肥料の購入補助等がございますので、そ

ういうものの財源を活用しまして取り組んでいければと考えております。

◎下地信男君

市の財源を用いて支援していききたいということです。

次の質問ですが、当局は工事が3年近く遅れているといいますが、6月定例会でも農林水産部長はたしか8月には地域の農家の皆さん方に土地を開放していききたいと、明け渡して作付ができるようにしていきたいという話でしたけども、これまだできていません。説明会では、もう整備が済んだ場所から順次作付要望のある農家には引き渡していききたいという話がありましたけども、現場は到底そういう状況にはございません。圃場は雑草が広範囲で繁茂して、もう工事前よりもひどい状況だと私は認識しています。こういって農家が作付をできるはずありませんし、むしろもう一度工事してもらわないといけないような状況ではないかと思っていますけども、今後この1工区どのように対応するのかをお聞かせください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

圃場がもう雑草が繁茂しているという状況が確かでございます。現在、作付を要望している農家のほうから乗り入れが困難であるという意見がございまして、安全に乗り入れできるように水兼農道の整備を9月11日に発注しております。あわせて、雑草除去につきましても、農家と調整しながら9月中の除去完了を目指して早急に取り組んでまいりたいと考えております。

◎下地信男君

雑草の除去というのは、どういう方法でやるんですか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

機械によって耕うんしてまいります。

◎下地信男君

この雑草の除去というのは大きな課題だと思います。担当課に聞くと、大型重機で表土を剥ぎ取る作業が必要ではないかという話をしていました。そうすると、そういう工事をするということはもう一度土地改良をするという形になっていくと思います。この費用もかなり莫大な費用がかかっていくのではないかと。こういった工事の進捗を見ながら、農家はもちろん、地域住民もこれ何という工事かと、市は何をしているんだという声が多く寄せられています。生産農家は、計画的にサトウキビ栽培、株出しは3年間で更新しようという計画もしながらやっていて、こういった圃場が失われたことによって株出しを継続しなくては行けないと、4年も5年も6年もしないといけないという状況になって、株出し継続すると収益が落ちますよね、当然。これは統計出ています。この辺を農家は大変困惑しています。こういう責任を問う声が広がっている中で、市長の見解をお聞きしたいんですけども、市長はどういった思いを持ちなのかお聞かせください。

◎市長（座喜味一幸君）

非常にこの事業の進め方に関して私も担当の者と意見交換させまして、幾つか課題があったように思いますが、1つは工事によって休耕期間をできるだけ短縮するというようなことは当然でありまして、生産意欲をそぐような工事であってはならない。というのは、もうこれは土地改良関連の長年の各県、市町村含めての課題だったというふうに思っておりますから、今回もこのような課題が出ているのは非常に残念に思っております。1つは、あの事業計画、地域推進、土地改良区といいますが、推進協議会等々との

話合いをもっと密にしながら事業をしなければならない。それは、例えばクチャ、いわゆる第三紀の島尻層が出たことによって排水等の問題があることはもう明らかでありまして、そういうものによる工法変更等、どのような工法でいつまでやるんだというようなこと、それから今回も工程の段階で、この乗り入れをする段階で路盤をしっかりと早急にやるべきではないかというようなことで、先ほど農林水産部長が答弁しました9月いっぱいでの水兼農道の路面整備、それを9月中にやろうというようなことでちょっと工程等を変更といいますか、急いだ部分もありますが、この工程上のいろんな議論というものも地元の人としっかり行うというようなことと、それから今回作付が遅れて大変迷惑をかけていることに関しては、営農資材等を含めての支援ということをやっつけていかなければならないというようなこと等がありますので、今後やはり我々の執行体制、これももう少し縦、横の連携をしながらしっかりしなければならないという部分等も含めて、技術力のアップも含めてしっかりと対応していかなければならない。今後、あちこちで団体営農、市営の土地改良、圃場整備等をやっておりますから、できるだけ地元との意見交換、条件の変更等については地元の意見も聞きながら、早急な意見交換をしていくというようなことが最も大事かというふうに思っておりますので、今後、いま一度組織としての事業執行体制も見直しながら対応していきたいというふうに思っております。

◎下地信男君

今後の話を聞いているのではなくて、今竹アラ地区の起きている問題について市長の見解をお伺いしましたけれども、市の執行体制に問題があったというご認識だと思います。そのことによってさらに有機質肥料の購入の支援であるとか、あるいは雑草が繁茂した圃場の再工事というところに市の財源が割かれているということは、これは市民に損害を与えているという認識で私はいますけれども、ぜひそういうことがないように、まず何よりここの農家の皆さん方の今後の生産意欲が停滞しないような、そういうことをしっかり取り組んでいただきたい。市長が今話をされました地元の方々と膝を交えて今後どうするんだということを進める作業をぜひしていただきたいと思います。

次に、戻りまして市長の政治姿勢について。農業委員の選任について。これ今定例会に提案されている同意案第4号から第20号までの農業委員会委員の任命についてであります。これは本定例会の質疑でも質疑させていただきましたけど、まだ疑問点が残っていますので、この一般質問で質問させていただきます。まず、農業委員の選任につきましては農業委員会が所管をしてやっているということで、農業委員会のこの農業委員の選任に当たっての所掌事務についてぜひ少し教えていただきたいと思います。

◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

事務の流れといたしましては、市長から事務処理の委任を受け、候補者募集要項に基づき6月1日から30日までの期間で募集を行い、締切り後に義務履行等の資格要件や法に基づく任命要件の調査を行っております。募集の結果、定員17名に対し38名の応募があったことから、任命過程における公正性、透明性を確保するために、宮古島市農業委員会の農業委員の選任に関する規則第8条第5項の規定に基づき評価委員会を7月26日に開催し、市長から任命された評価委員6名で事務局が調査した資格要件等の調査結果の確認、応募者から提出された応募書類の内容等について、宮古島市農業委員会の農業委員の選任に関する事務処理要領の選考方法、選考基準に基づき選考を行い、評価委員会を委員候補者として適任であると認める者を合議により決定し、その結果を令和5年8月1日付で市長に報告しております。

◎下地信男君

この一連の農業委員会委員の選任に関する事務を実施している、また農業委員会の規則であるとか事務処理要領であるとか、評価委員会の設置要綱という、こういう事務を行っている根拠というのは何ですか。

◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

農業委員会が事務を執行する根拠といたしましては、市長の権限に属する事務の一部を農業委員会の会長に委任する規則第1条において「市長権限に属する事務の一部を宮古島市農業委員会の会長に委任することについて必要な事項を定める」と規定されており、第2条第5項において「農業委員会等に関する法律第8条任命及び第9条募集に規定する農業委員会の委員の任命に関する事務」と定められておりますので、この規定に基づく選任に関する一連の事務を執行しております。

◎下地信男君

つまり農業委員の選任に関する事務というのは、権限に属する事務の一部を農業委員会の会長に委任する規則で運用しているということなので、この選任に関する事務というのは農業委員会が責任を持って実施していくということで認識いたしました。

次の質問3は、所属地区を決める根拠というのは割愛いたします。

4の農業委員会である合議機関の中での中立委員というのは後で質問をさせていただきますが、今、市長から権限を受けた事務の中に農業委員会が設置した要領がございます。宮古島市農業委員会の農業委員の選任に関する事務処理要領、これは今回の農業委員を選任する重要なポイントとなります。その中に農業委員の候補者委員構成要件というのがきちんと定められております。この要領は、繰り返しになりますけども、市長から委任を受けた形で農業委員会が策定しておりますが、その中には構成要件、これ認定農業者は9名以上であること、宮古島市は17名なので過半数ということで、それで利害関係を有しない者、中立委員が1名以上、それから年齢、性別に著しい偏りが生じないように配慮すること、そして地域のバランスの必要性ということです。結論として、農業委員の構成は平良地区が5名、城辺地区5名、下地地区2名、上野地区2名、伊良部地区2名、中立委員が1名ということが定められています。農業委員会が作成した事務処理要領。ところが、今回は、市長は平良地区の委員を5名から4名にしました。中立委員を要領に定められている1名から2名にしますと市長が改めていますけども、この改めた根拠というのは市長、何ですか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

農業委員会委員の選任について、平良地区の委員5名から4名、あと中立委員を1名から2名に改めた根拠についてお答えをいたします。

今回の農業委員の募集に対しましては、定数17名に対しまして38名の応募がございました。宮古島市農業委員会の農業委員の選任に関する規則第8条第5項の規定に基づき、宮古島市農業委員会の農業委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者の評価委員会を開催しまして、候補者としての資格要件や活動経歴等について審査を行い、その結果を市長へ報告しております。市長は、その報告を受け交付者を決定しますが、決定に当たり農業委員会等に関する法律第8条及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条の規定に基づき、認定農業者等及びそれに準ずる者が過半数を占めるように配慮しながら、農業委員会の所掌事務に利害関係を有しない中立的な立場から意見を反映させられる中立委員を複数人選任したほうが公

正、公平な議論が期待できること、年齢や性別が著しく偏らないように女性や若手を積極的に登用することなどを念頭に候補者を決定しております。中立委員を1名から2名にしたことにより、1人当たりの均等割面積が増え、その結果、平良地区の地域別委員構成数が5人から4人に変更になっております。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長(上地廣敏君)

休憩します。

(休憩＝午後1時51分)

再開します。

(再開＝午後1時53分)

◎総務部長(與那覇勝重君)

事務処理要領にはそういう記載がございますが、市長の農業委員の選任につきましては市長が選任することになってございますので、その選任した際に、中立委員を2人にした際に、均等割の面積が減少したので、平良地区の委員が5名から4名に変更になったということでございます。

(「すみません、休憩お願いします」の声あり)

◎議長(上地廣敏君)

休憩します。

(休憩＝午後1時54分)

再開します。

(再開＝午後1時55分)

◎総務部長(與那覇勝重君)

あくまでも法律の中では中立委員は1名以上となっておりますので、その法律を適用したということでございます。

◎下地信男君

質問に答えてください。農業委員会に市長は委任しました。権限は農業委員会に移っています。農業委員会は事務処理要領を定めました。平良地区5名、城辺地区5名、上野地区、下地地区、伊良部地区は2名ずつです。中立委員は1名です。これ定めでもう農業委員会やっているんです。なぜこれを市長が、変える権限はありません。この要領を変えるのであれば、農業委員会がこの要領を改正する手続が必要です。市長がやっているのは越権行為ですよ。権限のないことをやっています。ということは、今回提案している同意案第4号から第20号に、これは全て変わってきますよ。そういう認識はおありですか。もう一度、何の権限に基づいてこの人数を変更したかお答えください。これは、何回も言っていますが、答えになっていませんよ。お願いします。

(何事か声あり)

◎下地信男君

市長の考えでやったんだから、市長が答弁したほうがいいんじゃないですか。

(「休憩して。休憩して……」の声あり)

◎議長(上地廣敏君)

休憩します。

(休憩＝午後 1 時57分)

再開します。

(再開＝午後 1 時58分)

◎副市長（嘉数 登君）

まず、農業委員会委員の選任につきましては、農業委員会等に関する法律第8条の規定に基づきまして市町村長が議会の同意を得て任命することになっております。一方、地方自治法第180条の2の規定において、普通地方公共団体の長はその権限に属する事務の一部を当該普通地方公共団体の委員会、それから委員会の委員長……

(議員の声あり)

◎副市長（嘉数 登君）

ええ、ですから答弁いたします。委員会の委員長、委員もしくはこれらの執行機関の事務を補助する職員もしくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任することができることになっておりまして、これを受けて市長の権限に属する事務の一部を農業委員会の会長に委任する規則第2条第5項の規定により、業委員会会長に事務の委任を行っております。今回の選任につきましても、前回、これ令和2年度に行っておりますけども、この選任に倣いまして、評価委員会からの評価順位、結果報告を受けまして、市長が総合的に勘案して候補者を選任することとしております。したがって、市長の権限に属する事務の一部を農業委員会の会長に委任する規則第2条第5項はあくまでも募集から選任に係る一部の事務を委任しているものであり、任命自体の権限は市長に属しているものというふうに考えております。

◎下地信男君

市長の権限に属する事務の一部を農業委員会の会長に委任する規則には、農業委員会等に関する法律第8条、第9条に規定する農業委員会の委員の任命についてに関することとあります。評価委員会の評価というのは、これ第8条にあるのではないですか。委任された事務は評価委員会の事務まで入っていると私は認識していますけども。これ評価委員会を最終的に評価をして、より適正なる委員として選ぶまでが農業委員会の事務です。これ何か都合のいいところを切り取ってそこは違うという話をされていますけど、農業委員会がやっているのではないですか、評価委員会まで。現実的に。これを……いやいや、だからそれを含めて、市長の権限というのはそれを受けて最終的に議会に提案するだけですよ。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

(休憩＝午後 2 時02分)

再開します。

(再開＝午後 2 時02分)

◎副市長（嘉数 登君）

ご指摘の点、宮古島市農業委員会の農業委員の選任に関する規則におきましては、これは第9条ですけども、市長は評価委員会からの報告を受け候補者の決定をするというふうになっておりまして、評価委員会で評価した候補者を受けまして市長が最終的には総合的に判断するということになっているというふう

に認識しております。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長(上地廣敏君)

休憩します。

(休憩＝午後2時03分)

再開します。

(再開＝午後2時08分)

◎下地信男君

私の質問している趣旨がよく伝わっていないようで、もう一度質問いたしますけれども、市長から権限委任を受けた農業委員会が今回の農業委員の選任に当たって、この指針となる事務処理要領をつくっています。この要領の中には、地域別構成含めて、中立委員も含めて平良地区5名、城辺地区5名、下地地区、上野地区、伊良部島地区おのおの2名、中立委員1名の17名と、第7期の宮古島市農業委員の構成数はこのようにすると定めています。これを市長は平良地区を1名減の4、中立委員を1名増の2にしていますけれども、この変更する根拠は何ですか、お伺いします。

◎総務部長(與那覇勝重君)

先ほども答弁しましたが、まず中立委員1名から2名にしております。それに伴いまして1人当たりの均等割面積が増えまして、その結果、平良地区の地域別委員構成割合が5名から4名に変更となったということでございます。

◎下地信男君

これ堂々巡りですね。私は、今の質問、それから休憩中の副市長のいろんな話を聞いてとても疑問が残ります。私は、農業委員会が選任をした農業委員会告示第10号、令和5年7月12日、これは農業委員会の権限で作成された要領です。これは尊重されるべきです。市長がその中身を独断で変更することはできません。私はそういう認識です。したがって、これは今挙げている農業委員会の地区別の人数、それから中立委員の人数、大きく関わってきます。これは、しっかり私の質問に対する答弁ができていません。理解に苦しみますけれども。

時間がないので次の質問に行きますが、評価委員会の評価に関する市長の見解というのを少し飛ばし、これもとても疑問が残ります。評価一覧表というのがありまして、評価委員会が38名ですか、これ評価をして、評価項目、これ要領の中で決まっています。配点、点数も決まっています。ある意味機械的に評価委員会は評価項目とこの点数を当てはめて、より適正な委員を選任しているというのがこの選考一覧表になりますけれども、この中で、その前に農林水産部長は私の本定例会の質問の中で、この点数が、評価点が高いほうがより適正であるということなので、基本的には点数の高い者が評価が高くなると私は認識しておりますけれども、市長から上げて今回に提案されている委員をざっと見ると、評価点の低い者が評価点の高い者を抑えて今定例会に提案されています。例えば城辺地区、城辺地区は5名ですので、評価委員会では上位5名を適正と認めています。次点候補者というのがあります。これいわゆる補欠です。ところが、城辺地区は5名の評価に入っていた、枠内に入っていた者、222点取りました。ところが、次点になっている者、これ196点です。点数が、これ評価委員会の判断が適正だと思いますけれども、低い196点の

者が222点を抑えて今回候補者に挙がっていますよね。市長はこういうふうに挙げています。下地地区、こは2名ですけども、2名枠に入った方266点を次点候補236点がどういうわけか、266点取った者よりは236点のほうが適正だと認めています。中立委員1名の枠に対して次点候補となった2番目の成績の者、これは成績74点ですよ。トップは248点です、今回の評価で。それに比べて最下位の74点の者が、次点と判断された者が今回の候補に入っている。これどうふうに理解していいのかわからないですけども、こういうふうになんか逆転して入れたというのは何か理由がありますか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

候補者の決定に当たりましては、まず委員の構成が一部の地域に偏在することがないように地域バランスを配慮し、年齢や性別について著しく偏らないように女性、若手を積極的に登用することを念頭に置きまして候補者を最終的に市長が決定しているところでございます。中立委員に関しましても何度か答弁させていただいているんですが、まず中立的な意見を反映させるよう中立委員を複数人選任することで、農地を守るという立場と地域経済の発展という両方の観点から、より公平、公正な組織運営に資することができるものと考え、中立委員を1人から2人しております。

◎下地信男君

これも先ほどの構成枠の中に戻っていますよね。何か総務部長だけが答弁し、当の市長は何ら動きがありませんけれども、市長に伺います。

戻って、評価委員会の評価に対する市長の見解。評価委員会は評価をして、評価委員会の評価というのは公平性、あるいは透明性を担保するために評価委員会を設置していると私は思います。これは法が求めている部分ですよ。これを評価委員会で上がってきたものと違う委員を充てている。まして点数の低い、評価の低い者を充てている。この評価委員会の評価に対して市長はどういうふうに考えていますか。これをお答えください。

◎市長（座喜味一幸君）

評価委員会の報告を受けまして総合的に判断をいたしました。基本的に女性の積極的な登用、それから若者のできるだけの参加ということ。今、指摘されている地域枠等々もありますけれども、この評価委員会で点数をつけて決定したものが最終的に全て決定というような、極めて事務的な私は判断ではない。市長として、それらを受けて総合的に農地行政を効率的に、積極的に、スピード感を持って進めるという意味では、やはり私は女性の登用、若者への登用等々の判断をする。それに関しても、私も気になりまして、これまでの経緯等を見させてもらいましたけれども、やはり前回の農業委員会での選任等においても最終的にはそういう様々なトータル的な判断がなされたものというふうに思っております、極めて農業委員会の評価、前例等を参考にして私は総合的に評価しました。

◎下地信男君

総合的な判断というのは、政治判断でやっとなんと捉えていいですか。それと、今、前回の市長がやった判断を参考にするという話をしていますよね。前回というのは、前市長の判断をそれではまねてやったということですか。これ何かおかしくありませんか。市長は、選挙に当たって市政刷新というのを旗頭にして、公約にして当選されましたよね、市民に約束して。そういう市政刷新を掲げて当選された市長が前任者のやり方をまねたという話を今されていますけれども、市民に対する公約違反ではないんですか、これは。私は、

この選任に当たっては法令による、もう法令遵守しかないと思うんです。政治的判断が入ってしまうと、これもう公平性とか透明性というのがなくなっていきますよ。

(「判断が入っているとは言っていないよ」の声あり)

◎下地信男君

法令は、任命過程においては公平性、透明性を確保して選任されるべきだと言っています。いやいや、市長持ってくださいよ。これ誰がやろうが公平性とか透明性が損なわれるような形で任命するべきではないと私は思っています。やってはいけないんです。これやってはいけないことを市長はやっているんですよ。再度、前任者のを参考にやったという話はもう一度答弁してください。

◎市長（座喜味一幸君）

おっしゃるとおりで、市民は私には公明、公正を求めていると思っております。ちょっと誤解がありますけれども、評価委員会の点数等々、公正、公平に、評価委員会の報告をしっかり受けまして、この評価点数等も議会にも積極的に出させてもらっております。前回は政治的に判断をしたかどうかというのは私はあえて言いませんが、政治的な判断ではなくして、総合的に農地行政の効率化、迅速化等を進めていくという極めて行政の本筋で判断をしていったということでもあります。

◎下地信男君

法の求めるところは、任命の過程の公平性、透明性というのを確保しなければならないというのがあって、それで評価委員会を設けて、そこで機械的に点数をつけて、その点数に沿って、評価に沿って、より適正な者を委員にするということだと私は思います。先ほど中立委員の方の点数もこれ議会の皆様に、議員の皆様に行っているの、私は本当により適正という話をしていますけど、農業委員は市民のために働く特別職の公務員なんです。市民のために働く方々です。時には個人財産に及ぶこともあるだろうし、宮古島の経済に影響を与えるようなことを判断しなければならない重要な役目を担っている農業委員だと私は思います。これは市長もおっしゃっていますけど、大変重要な役割を担っています。ならばより適正な、点数でいえば能力のある、それに即した資質を持っている方を選ぶべきではないですか。私は、評価委員の74点というこの評価、こういう人たちが市民と向き合うんですよ。市長、責任持てますか。市民のため、市民につながっていきます、こういうことを踏まえると、評価委員会がより適切だと、客観的にそれを機械的に点をつけて、こういうことの評価を尊重しなければならないと思います。市民のために本当に仕事をしてもらおう方々を選ぶんです。私はそういうことがどうも、この公平性にやった結果が市長のところまでねじ曲げられるといろんなところで行政の中はそういうやり方をしているのかと、もううがった見方になっていきます。行政の信頼性を損ねるような形にならないかという思いがしますけども、時間がないので、ただこれ以上話しても前に進まないと思うので、本当によくよくよく考えてやっていただきたいと思えますし、はっきりした根拠に対する返事がなかったのは、答弁がなかったのはとても残念に思います。

次の質問に行きますけども、来間島にバツタが大量発生しているという声が地域住民からありました。これは今回、定期的に、何年か越しに、何年かのスパンでバツタの大量発生があるという来間島ですけども、この件について自治会を中心に製糖工場、あるいは農家の代表の皆さん方と協議をしています。今後、このバツタの駆除活動についてどう取り組むのかお答えください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

来間島でのバッタの駆除についてお答えいたします。

来間島でのバッタの大量発生による対策について、7月下旬に話し合いを持ちました。今後の防除活動については、バッタの幼虫が出現する4月から5月内に来間自治会、地元農家、製糖会社等で日程及び散布場所、方法等を協議し、防除体制の対応を確認することにしております。また、宮古地区病害虫対策協議会で防除方法について検討するとともに、バッタが大量発生した際に速やかに行動できるよう、駆除に向けた具体的な役割分担を決定し、駆除に取り組んでまいります。

◎下地信男君

この関係者の協議の中で、以前ドローンを使った駆除活動を一定区画やったというお話が出ました。そのときはかなり効果があって、バッタの死骸が大量に出て臭いがするぐらい効果があったという話があって、これは県内のドローンでそういう活動をされている方々はもうこのことを共有していて、来間地区では過去にやったという話を聞いています。その際の効果、あるいは課題について何か話があるのかどうか。というのは、もう地元の方々も高齢化して、動噴も長いホースを引っ張って入っていくのも大変だし、そういう引っ張って入っていくとバッタがもう逃げてしまうと、なかなか効果が上がらないという、毎回やっている者の反省としてそういうのが挙げられていました。できれば効果のあるドローンを活用することができないかどうかという話もありましたので、そういう話があるのかどうか、あるいは市として検討されているのかどうかをお答えください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

ドローンによる来間島での防除なんですけども、以前、これは数年前と聞いておりますけども、来間島でドローンを使用したバッタ駆除の実証が行われたということを知っております。そして、その中で効果が非常に出ていたという報告もあります。現在の来間島、観光客も多く来島して、大分交通量とか激しくなっております。以前のように車を通行止めにして防除作業等は非常にやはり厳しくなっておりますので、ドローンを活用してそういうふうな駆除に対してもやっていけたらなと考えております。

◎下地信男君

私は、実証する場として来間島は最適だと思っていて、例えばこういうドローンの専門家の皆さん方は、効果があるのはもう暗くなってからだ、日が落ちてからか、あるいは朝早くかということなので、いろんな規制をしなくてもできるのではないかとということと、今後はやはりそういったドローンなどを使った、農業の先端というのはそういうところに向かっていますので、そういうことを実証していくという意味でも来間地区のこのバッタ駆除というのはやってみる必要があるのかなと思っています。どうぞ検討はしてください。

次の質問ですけど、ちょっと飛んで、平良港総合物流センターについて質問いたします。この間、私どもの会派、公明会派も含めてこの平良港総合物流センター、台風などで食材が店頭から消えたよということを受けて、ストック機能があると言われていた平良港総合物流センターで勉強会をしました。物流システムの効率化を目指すというこの平良港総合物流センターの設置目的が掲げられていまして、17億5,000万円という大変大きな金額を投入して建設されて、令和4年4月1日に供用開始ということではありますが、この設置目的、何のためにこの施設はできたかというところで結構意見が分かれています。改めてお聞きしますけども、この平良港総合物流センターというのは何を目的に、どういう使われ方を今後されてい

くべきなのか、何の目的でできたのかということを確認させていただきたいと思います。

◎建設部長（川平陽一君）

平良港総合物流センターの建設につきましては、第3埠頭の老朽化していた上屋の撤去に伴い、代替施設として整備されております。建設においては、今後予想される観光客等の増加に伴い、物流需要への対応、船舶からの荷物の搬入、搬出及び荷さばきの円滑化を行い、いち早く店舗へ配送できる施設として床面積を増やし、整備を行っております。併せて事務所や多目的室を備えており、床面積が増えることで台風襲来時において一時的な食料品のストック場所として活用できる機能を有しております。

◎下地信男君

これもそのときの勉強会でもらったリーフレットですけども、施設の概要とか施設の目的が書かれています。その中で、私も意外でしたけども、今、建設部長はいわゆる荷さばき場として、その古くなった建て替えだと、いわゆる荷さばき施設として造りましたよという話だったと思いますけども、このリーフレットの中には違うことが書いてあるんです。この施設の広大なスペースによるストック機能が強化され、冷凍冷蔵設備設置スペースも整備されていますので、台風時の悪天候時にも対応できる十分な貯蔵が確保されますと。ということは、これ台風などで、あるいは台風が来たときにいろんな市民が不便を被っているときに貯蔵、ストック施設として機能がありますよということなんですよ。これが一般的にそういう思われがちで、マスコミでも台風後にお店から、店頭から品物がなくなったときに、この平良港総合物流センターのストック機能はどうなっているんだという度々指摘を受けていますよね。リーフレットに書かれた認識で市民は捉えています、この建物の意義というのは。これどういうふうに理解すればいいんですか。いやいや、荷さばき施設ですよと、一方ではストック機能を有して、貯蔵して、台風時には市民に提供しますよという施設なのか。これがよく分からない。本来の目的というのはどういうことなんですか。お願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

先ほども申したとおり、この目的としましては、第3埠頭の老朽化していた上屋の撤去に伴い、代替施設として整備されております。下地信男議員ご指摘のパンフレットの件ですけども、これは確認したいと思います。

◎下地信男君

建設部長、確認しなくてもここにありますので。先ほど読み上げたとおりに書かれています。ただ、この勉強会で、市でもやはりストック機能というのを持たせなければならないと、スペース的にも十分あるので、そういう話を民間の皆さん方と話し合っているのではないですか。現場から聞くと、やはりこういうのは行政ではなくて、ストック機能というようなものをやはりやっていくためには民間の力が必要だと、民間が取り組まなければならないというところがあるので、今民間と一生懸命協議していますよという話がありました。荷さばき施設というよりも、今必要なのはストック機能ですよ、台風時に。そう感じています。行政がやるかやらないかは別として、民間がやるかは別として、そういう部分をやはり検討していくということが市民のサービスにつながっていくのではないかと思いますので、そういう可能性があるのであれば、この施設が、これはぜひやっていただきたいし、荷さばき施設とうまい具合にすみ分けをしてやっていくようにぜひ検討していただきたいと思います。また、やっているという話ですので、

これをぜひ前に進めていただきたいと思います。

少し質問を残してしまい、時間がなくなってきましたので、最後に私見を申し述べたいと思いますけども、市長、また最後に苦言です。申し訳ありませんが、9月14日から18日にかけて、4年ぶりに敬老会が開催されました。市の主催での開催となりましたけども、下地地区でも14日の午後4時から開催をして、4年ぶりの開催ということで本当にお年寄りの皆さん方が楽しみに、あるいは明るい雰囲気で見えおりました。ところが、挨拶が8名もあったんですね。一通り7名ほど挨拶して、いよいよ祝宴だといったときに、市長、教育長、それから来賓の3名の皆さん方が突然、次の日程があるからという司会の発言の下に、もうプログラムの途中で退席しました。そのことが会場の空気を変えましたね、何があったかということで。主催者は、あれ、市役所に戻ったのかという空気が流れました。そういう発言もありました。下地地区だけかと思ったら、昨日、伊良部島の方からも電話がありまして、何かおかしいよと、退席したよ、途中でと。私は、来賓の皆さん方はそれでいいかもしれませんが、市長、やはり1年に1度のこのお年寄りが楽しみにしてくれている敬老会に、ごそっと、市長も退席していくと寂しいという思いがあったんでしょうね、敬老者の皆さん方は。忙しいと思いますけども、ぜひ来年は、市民に寄り添うということをおっしゃっておいりましたね、市長も挨拶の中で。やはり心配りというものが欲しいなと感じました。忙しい中でも、敬老者の皆さん方は市長の顔が見れる、教育長の顔が見れるということで楽しみにしている部分がありますので、ぜひ来年からはしっかりと時間をつくって、敬老者の皆さん方と楽しいひとときを過ごしていただくとともに、やはり頑張っていこうねという激励の言葉がお年寄りにはうれしいですよ。共に頑張っていこうという、そういうお言葉をかけ、そして楽しく過ごせるように最後まで、ぜひその辺をお願いします。

以上をもちまして、下地信男の一般質問終わります。ありがとうございました。

◎議長（上地廣敏君）

これで下地信男君の質問は終了いたしました。

◎砂川和也君

議員番号3番、市民創会、砂川和也でございます。よろしく申し上げます。

1、農村整備行政について。先ほど下地信男議員が私の言っていたきたいことは結構述べられたので、本当にありがとうございますという感じなんですが、これ私、実はもう4回目の一般質問になります。ということは、もう去年の12月からやって4回目ということは、1年たっているのではないかなと思います。私がもう当初指摘したとおりに動いていけばこんな長引かなかったのではないかなと思います。これを市民は行政の怠慢ではないかという声が聞こえてきております。

まず、この進捗状況、先ほど農林水産部長のほうから説明があったんですが、再度お願いします。8月に地権者説明会を行っていますが、理解は得られましたか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

8月10日に開催した竹アラ地区説明会において、施工を開始した令和3年度から現在までの工事の流れと今後の対応について説明を行いました。農家からは、作付できる範囲で作付を行いたいとの意見や土を戻せていない圃場、圃場と農道の段差により乗り入れが困難な圃場もあるため納得できないとの意見もありました。今後の対応として、早急に圃場との段差を解消していく旨の説明も行いましたが、出席した農

家の方々から理解を得るまでには至りませんでした。現在、圃場と農道との段差を解消するため農道路盤工事を発注済みで、今月末までに終える予定となっており、引き続き農家の皆様へ丁寧に説明を行い、理解を得られるよう努めてまいります。

◎砂川和也君

農林水産部長、理解は得られておりませんということでしょう。

次、補償の話が出ていますが、先ほど下地信男議員の一般質問でもあったんですが、対応はどうしますか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

先ほど下地信男議員にも答弁させていただきましたけども、砂川和也議員がご指摘のとおり、金銭的な補償の要望があることも認識しております。しかしながら、農業基盤整備促進事業で、地域からの要望を受けて採択された申請事業であること、工事を進めていく中で設計と現場の相違や悪天候といった予期せぬ事態、農家や地域住民の要望への対応等により工程に変更が生じることも想定の上、事業を実施しております。また、県に意見を求めた結果、金銭的な補修は厳しいと、難しいと考えております。今後は、金銭的な補償ではなく営農に関する支援を検討しており、市として対応できる中で農家の理解を求めていきたいと考えております。

◎砂川和也君

しっかり対応していただきたいと思います。私は、この竹アラ地区圃場整備工事で思うのは、もう農村整備課の体制というのがしっかり取られているのかなということが疑問です。私もうこれ4回目なので、担当も何か替わっておりますね。今もう正直異動とかで異動内示で農村整備課って見たらみんなショック受けるんじゃないですか。そういうような課になっているような気がします。農村整備課へ行きたくないなみたいな。これって当局の皆さん、組織で動いていますよね。組織の体制がしっかり取られているんですかということが問題なんではないでしょうか。農林水産部長、しっかり農村整備課は外部のコンサルタントとかも入れていますよね。そこの方と担当の方がもうしっかりコミュニケーション取れていないんじゃないですか。先ほど市長は地元の方ともとおっしゃっていたけど、何かもう担当が孤立している感じがします。担当がもう自分の仕事の相談ができない。何かすごいかわいそう。担当課、この業務をクリアすればスキルアップして成長していくってなるかもしれないけど、その業務の重さとか、相談できないというこの環境、もしかしたら職員潰しかねないですか。今の人員の配置とか、そういうのは。農林水産部長、農村整備課は大事だと思われていますか。総務部長に聞こうかな。

◎総務部長（與那覇勝重君）

砂川和也議員ご指摘のことは重々承知しておりますが、これマンパワーがまず足りないのか、例えば専門技術職が足りないのかということも今後検討して、しっかりと対処できるように次年度に向けて、人事配置に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

◎砂川和也君

それしっかり取り組んでください。次年度と言わず、もし職員が苦しんでいるのであればすぐにでも手を差し伸べるべきだと思います。やはり地域住民だけではなく役所内でのコミュニケーション不足というものもあると思いますし、さっき言ったみたいに農村整備課に内示が出たら一回閉じて、また見てショッ

クだみたいな、そういう部署をどんどん減らしていくという。むしろ農村整備課に行って圃場整備とかをやって行政職員としてしっかり知識をつけて活躍したいなというような部署にしていくというのが、まずそこをやらないとこの問題は、ここだけではないんじゃないかなと思いますので、これからもうしっかりと。後で業務量調査の話もしますので、そこをつなげたいと思いますけど、この竹アラ地区圃場整備工事はしっかりと地権者の皆さんとも向き合い、しっかり補償、何か補助でも、しっかり納得できるような形で対応してください。もう私の質問は最後にさせてください。もう一般質問を4回やっているということは1年間やっているということで、私の質問が届いていないということで、もうどんどん、どんどん私も厳しく言わなくなっていくと思います。総務部長もしっかり人員の配置もして、これがもう誰の問題ですかということを、しっかり組織としてやっていますので。個人の問題ではなく。しっかりした体制を整えてください。お願いいたします。

次、防災行政について。避難所と避難場所の違いを教えてください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

避難所と避難場所の違いについてお答えをいたします。

避難所は、災害の危険性があるために避難した住民等が一定期間の避難生活を行う施設のことで、災害の種類によっても異なり、台風などの風水害時の場合には役所や公民館、地震、津波の場合には学校の体育館などが避難所となります。避難場所は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるために一時的に避難する場所のことで、学校のグラウンドや公園、公民館などが避難場所となります。

◎砂川和也君

次、市に避難所は何か所ありますか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

避難所数は、小中学校、高校など39か所となっております。避難場所につきましても、小中学校、あと公民館等、公園等、合計しますと106か所となっております。

◎砂川和也君

39か所避難所があるということで、この39か所の避難人数の試算とかはどのように行っていますか。例えば市役所にはどういう災害のときは何人来るとか、体育館にはどういう人方が来るとか、そういう試算はどのように行っておりますか。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

(休憩＝午後2時50分)

再開します。

(再開＝午後2時51分)

◎総務部長（與那覇勝重君）

避難所の床面積といいますか、1人当たり3平方メートルということで計算をしております。それぞれの体育館等の広さでそれぞれの収容人員は変わってきます。ちなみに避難所の想定収容人員の合計ですが、約1万359人となっております。

◎砂川和也君

1万359人。いわゆる全島民は避難ができないという計算にもなると思いますが。では、例えば市役所に来て、市役所も3平方メートル以上で、それが人数が多くなったらその方々はどこかに移動、誘導されるんですか。JTAドーム宮古島に行ったりとか。そういう試算とかはされていますか。結局、今、大きさを考えているけど、大きさではなくて、何人来るかというのは別なんではないかなと思うんですが。なんで、いわゆる避難人数というのは避難所のキャパを聞いているのではなくて。どのぐらいの人が避難してくるかなという予測とかはありますか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

避難人数の試算ということでございますが、まず台風についてはございませんが、地震、津波につきましては、沖縄県が平成25年度に発表した地震被害想定調査におきまして本市に多くの避難者が発生するとされている災害は、八重山諸島南方沖地震3連動が発生した場合に避難所への避難者数は4,812人というふうに試算をしております。

◎砂川和也君

では、1万359人で来て、収容数4,000人ぐらいだから一応大丈夫だなという算定ということですね。台風のほうの算定がなかったということなんですけど、台風が一番来るんで台風もやってください。そのほうがいいと思います。今回8月に来た台風、結構交通機関が乱れて、観光客等も来たというふうに聞いております。やはり観光客の多分試算もその頃の統計と含まれているのかなということも疑問には思いますし。あと、観光客の方聞いたら、ホテルのように使うような人もいてちょっとクレームが来たということもあったんですけど、やはりホテルとは違うよということもしっかり利用する際に、玄関のほう等に貼っていて、こういうふうなサービスありませんとか、しっかりその規約みたいなものももしかすると利用する方に周知しないと、もうホテルのように使うという感覚で来られるという方もいたので、そこはまた違うのかなと思ったりするので、やはりこの防災意識はどんどん高まってきていると思います。

次の質問です。新しく建設予定の総合体育館の地下も避難所になると思います。4,500人収容可能とのことですが、有事の際の避難誘導はどのようにこの4,500人を選定を行って誘導するのかということをお教えください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

まず、有事に際して様々なパターンがあるとは思いますが。それを踏まえまして、国民保護事態が発生した場合にですが、まず武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35号第1項に基づき作成されました宮古島市国民保護計画により対応していくこととなります。まず、国の対策本部長より県を通して避難措置の指示があり、市はそれに基づきまして避難実施要領を作成します。様々なパターンがございますので、そのパターンごとにその避難実施要領を作成するということとなります。宮古島市国民保護計画では、市長は避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防団員を指揮し、住民避難を誘導するとされているところでございます。

◎砂川和也君

理屈はそうだと思うんですが、市長も職員も被災者になったときです、問題は。それは、しっかりと人数が確保されている被災だったらいいですけど、職員も被災をされて、担当だからといって家族を捨てて

市役所に出てこれるのか、そういう問題もあると思います。前回、防災の件でいろいろ一般質問したときに、何かあまり宮古島の防災の観点から弱いなというのを感じたことがあります。なので、この4,500人というのも、では5,000人来たらどうするんだとか、ではこの誘導する人たちは、誰が、職員がやるんですか。職員も消防団員も被災しておりますと。基本的に大きな被災というのはそういうふうになると思います。なので、正直私ここでもし何か災害あったら市役所が避難所にはなると思うんですけど、ただ宮古島の人ってどこが一番近い避難所なのかとか、あんまりそういうのを意識していない人が結構多くて、私が昔いた東京では必ず職場には我々の職場はどこに避難しますという、紙に書いていて、住んでいるところはここに避難しますというのをちゃんと会社に提出したりして、避難場所を意識していたことがありました。この有事の4,500人をどうやって選ぶのかとかいうのもすごい大変だとは思いますが、こういうふうに地下にシェルター造るという話もありますし、もうそろそろそういうのをしっかりとつくっていく、防災の準備というのは早いというか、遅いことはない、もう早ければ早いほどいいと思います。結局、今、何を心配しているかという、宮古島にリゾートバイトの方っていっぱい来ているんです。もし防災なくて地震とか大きい災害が起きたときに、私らはまだ隣近所の顔が見える方だといひんですけど、全く知らない方がまちにいっぱいいるんです。彼らが、やはり知らないということは、知っている歯止めがかかるんです、知り合いだから。自分が何か犯罪起こしてもばれないとか、ばれちゃうとか。結構そういう人が暴徒化するのではないかなということを思ったりしていることもあって、そんなときに誰が止めるの、自警団つくるのとか、やはり一回全部の商店街とかいろんな組合を集めて、どれだけ災害起きたときに何が必要で何が足りないかという洗い出しを業務調査みたいな形で、それもやられたほうがいいと思いますので、そのときに私もぜひ持っている知識は出して一緒に参加したいと思いますので、防災についてアップデートして行ってほしいと思います。よろしくをお願いします。

続きまして、学校行政についてです。公共施設の公衆電話の設置状況について教えてください。各学校の設置件数を教えてください。

◎教育部長（砂川 勤君）

各学校における公衆電話の設置台数です。小学校20台、中学校10台、合計30台となっており、いずれの学校も1台ないし2台の設置となっております。なお、幼稚園の設置はございません。

◎砂川和也君

この30台の設置箇所について、大体で、具体的なところを教えてください。

◎教育部長（砂川 勤君）

公衆電話の設置場所は学校によって異なります。主な設置場所としましては、屋内の事務室前、屋外の児童玄関前の設置が多くなっております。そのほかでは、屋外では体育館玄関付近、ピロティ、職員玄関前、あと屋内では職員室の横などとなっております。職員室内に設置されている学校は1校のみとなっております。

◎砂川和也君

これなぜ質問しているかといいますと、ある親御さんから、子供が学校にスマートフォンとか携帯電話が禁止のときに少し学校を離れたりしたときに、迎えを呼ぶときに公衆電話がなかなか探せなくて、結構市内だったらいいんですけど、郊外に行くとないと。なかなか連絡が取りにくいと。これで、さっきの防

災の話にもあるんですけど、多分電波飛ばなくなるんです、災害が起きますと。災害伝言ダイヤルとか、そういうのを使ってくださいと。あと、公衆電話は生きていますよね。公衆電話、結構市民の方が殺到する可能性があります、連絡を取るときには。携帯電話が制限がかかるので。なので、このように公衆電話マップのようなものがあると、子供にも見せて、近くの公衆電話で迎えに来てって言えるということで、この公衆電話マップのようなものって今ありますでしょうか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

公衆電話のマップについてお答えをいたします。

まず、公共施設等の公衆電話設置のマップはございませんが、まず宮古島市全体の設置箇所マップにつきましてはNTTのホームページで確認することができます。ちなみに、公共施設にも公衆電話ございまして、平良庁舎含めて6か所に設置をしております。

◎砂川和也君

ちなみに、この平良庁舎って何台あるんですか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

1台でございます。

◎砂川和也君

場所が何かちょっと。だから、平良庁舎は4階建てだけど、どこかのフロアにしかないということですよ。先ほどの防災の件等もありますけど、もし災害が起きたら携帯電話が使えなくなってしまうので、もう携帯電話が我々の今、命ですけど、公衆電話って逆に今見直すチャンスで、結構大事なんではないかなと思っていますので。先ほど言ったNTTのホームページ見ればいいよって言うけど、子供は携帯電話を持っていないから見れないんです。なんで、そういうマップをお父さん、お母さんがコピーして渡すとか、そういうことをすればいいとも思うんですけど。そろそろもう少し増やしていくという考えもあってもいいかなと思うので、その辺はNTTなりと話すなり、各フロアに1個あってもいいのかなと考えます。ぜひ公衆電話についてもご検討をお願いいたします。

続きまして、地域行政について。防犯灯・防犯カメラの設置予定について。これ予算決算委員会でもお聞きしたのですが、今回60基つけると。企業版ふるさと納税において株式会社ベストウェイ様より防犯予算で寄附がありました。60基ほどつけるよということと、あと古い蛍光灯をLEDに替えていくということだったんですが、その設置スケジュール、具体的なことが決まっていれば教えてください。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

防犯灯の設置、修繕のスケジュールとしましては、今定例会において補正予算を可決いただければ早急に取り組み、中央通りの川田荘前交差点から北小学校前交差点までの繁華街を中心に、LED形防犯灯新規設置工事と蛍光灯型からLED防犯灯への切替え修繕を順次実施し、年度内に完成する予定としてございます。ただ、中央通りには、大通りだけではなくて路地も対象としてございます。

◎砂川和也君

では、今定例会が終われば順次スタートしていくということですね。この防犯灯を設置する条件というのはありますでしょうか。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

防犯灯の設置条件としましては、宮古島市防犯灯設置規定第3条第1項により、防犯灯の設置に関し当該地域住民または自治会等から申請書が提出された場合において、市長は当該申請に基づき調査及び検討を行い、防犯灯の設置が必要と認めたときは電力柱または電信柱に防犯灯を設置するとされています。また、同条第2項では、市長が防犯上の観点から設置が必要であると認めたときは防犯灯を設置するとなっております。

◎砂川和也君

最後のほうで、市長が防犯上認められた場合というのはどういうことでしょうか。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

防犯上の観点とは、犯罪が起りにくく、交通事故などが発生しにくい環境を整えるということになります。例えば電力柱または電信柱に防犯灯を設置するよりも防犯灯の機能が十分に発揮できると判断した場合は、近隣住民の協力をいただき、個人所有の建物壁面を利用して設置することもあります。昨年度も通称イーザトの個人宅に設置してございます。

◎砂川和也君

その個人宅ですが、昔私も実家に何か防犯灯を立てたような記憶もあって、またランニングコスト、電気代はその個人宅負担という形だったと思うんですが、もしこれを希望する場合は地域振興課に問合せをすれば、例えば自分の家の周りが暗いので、子供たちもよく通るから防犯灯をつけてほしいなど言えば、地域振興課に相談すればその設置の費用を出してくれるということですよ。その費用は、電気代はそのつけた家が持ちますよということで。これ結構いろいろ活用してほしいんで、窓口は地域振興課ということよろしいですか。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

地域振興課のほうになります。地域振興課のほうに申請書を提出いただいて、現場を調査しまして、それから認定、不認定という形になります。

◎砂川和也君

これ株式会社ベストウェイ様からいただいた寄附で、まちを明るくしてくださいということだったので、ぜひこの寄附を最大限活用できるようにしたいと思いますので、積極的に使っていきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、若者支援についてです。若者向け居住補助金について。前定例会、6月定例会で私も同じような質問をしたところ、市長は「この若者の定住というのは大変重要な課題で、いろいろと頭の中にシミュレーションをいたしております。土地バブル、建築バブル含めてコロナで一旦家賃の高騰が収まったかと思ったんですが、やはりまだまだ高いという状況。本当に若者が住みやすい、子育てしやすい宮古島をつくるということが私の公約でもありまして」と、「我々の公共施設を含めて今まで市営住宅というのは今後計画はないと、更新が中止になっているんだけど、もう少しコストの安い、家賃の安い住居環境の整備はできないかということに関してはしっかりと議論をしていかないと、砂川和也議員のご指摘の本当に子育てしやすい、定住しやすい宮古島にならないというふうに思っております」とありますが、それから3か月ほどたちましたが、この議論というのは行われていますか。なんで、もう一度聞きます。若者定住支援対策は行っていますか。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

聞き取りの際にどのような支援があるかということでしたので、現在行っている支援についてお答えさせていただきます。

若者支援対策といたしまして、年齢が39歳以下で本市に婚姻届を提出し受理された世帯へ経済的支援を行う結婚新生活支援事業を市民生活部地域振興課において実施してございます。結婚に伴う住宅取得費用や新居の家賃、リフォーム費用、引っ越し費用等への支援を行い、若年層の移住、定住の促進を図ることを目的としております。

◎砂川和也君

そうなんですよね。それしかないんですよね。今、結構、大学を卒業して、奨学金の借金を背負ってスタートみたいな社会人が増えているという話もありますので、もし宮古島に長く定住、ある程度、一定条件すればその奨学金の半額を宮古島市が負担しますとか、何かそういうような支援策があったら、帰ってきて仕事に就こうかなと思う若者も増えたりするのではないかなと思います。私が前から言っているのは、正直申し上げてこの若者支援というのは宮古島で育って、親御さんがしっかり宮古島で納税されて、しっかり子供を育ててやった方々が対象だと思っております。少し冷たい言い方すると、正直移住者の若者の方々は対象ということではなく、宮古島で学校を卒業して宮古島で成人式を挙げる、そのような若者たちが対象になるような宮古島市独自の支援対策とかあっていいのではないかなと。この奨学金の返済を助けるという制度とかがあったり、また若者にはもう3万円の家賃補助を出すとか、大胆な今投資をしていかないと、これはもう補助というか投資だと思います。この方々が、この若者がいずれ宮古島市の優良納税者になっていくと。今、そういう投資を積極的に行政が、市が行っていかないと本当にもう身近で、私も若者とされていますけど、43歳なんです。大学卒業したってもう23歳と。20歳離れています。20年って取り返せないというか、きつい、多分すごいので、本当に市長、今、積極的に若者に投資していただきたいんですが、今申し上げたこの奨学金の支援制度とか、もう大胆に家賃補助を出すとか、考えてはいいんですか。

◎副市長（嘉数 登君）

地域の振興、発展の一環としての若者の定住促進に向けてという趣旨のご質問だと思っております。若者定住に向けた市の取組ですけれども、これまで実施してきました先ほど答弁にもありました結婚祝金に加えて、住居問題の解決のため、例えば公営住宅の空き部屋の活用、それから空き家の活用、さらには宅地開発による新築の支援、それに加えて、今、砂川和也議員からもご指摘のあった奨学金返還支援制度等の検討等しまして、島の若者が安心して住み続けることができるような環境づくりは非常に重要だと思っております、市としても重点課題ということで取り組んでまいりたい、検討してまいりたいというふうに考えております。

◎砂川和也君

ぜひ期待していますので、やっちゃってください。

市営住宅の新設やアパートを借り上げて定住支援の計画はありますか。

◎建設部長（川平陽一君）

本来、市営住宅は生活困窮者への提供を目的としており、その要件に合致しない場合は入居はできません

んが、要件を満たさない若者の利用に対しましては、国土交通省よりの公営住宅地域対応活用により一定の範囲の目的利用が認められることから、この制度を活用して市営住宅の空き部屋を提供するように関係機関と調整を進めてまいります。

◎砂川和也君

建設部長、分かりやすく言うと、若い人たちが入れるように条件をある程度緩和して募集しますよという認識でいいですか。

◎建設部長（川平陽一君）

今年度は9名を募集しておりますので、契約後の空き部屋の状況によりますが、10戸程度確保したいと考えております。

◎砂川和也君

これから若者向けに10戸程度を確保して募集かけるよということですよ。今までの市営住宅の基準ではなく別の基準を設けてやるということですね。そういうのをどんどん、どんどん積極的に増やしていただきます。よろしくお願ひします。ありがとうございます。

次飛ばしまして、7番、広報行政について伺います。公式LINEについて。公式LINEの目的を教えてください。時間ないので、スピードアップしていきます。

◎企画政策部長（久貝順一君）

公式LINEの目的についてお答えいたします。

本市の広報活動につきましては、月1回発刊の「広報みやこじま」、市の公式ホームページ、あと報道機関等を介した情報発信、SNSなどの複数の媒体を活用しております。砂川和也議員ご質問の自治体公式LINEにつきましては、行政情報の発信を目的として導入をしております。LINEの活用につきましては、スマートフォンユーザーの多くが活用しているアプリケーションであることと、その多くがほぼ毎日使用していることから、行政情報発信の有効なツールであると考えております。

◎砂川和也君

2番飛ばして3番、登録者数の推移を教えてください。いわゆる登録して今現在ブロックされている件数とかあると思うんで、どれぐらいあるのか、登録者の推移を教えてください。

◎企画政策部長（久貝順一君）

登録者の推移の件であります。本市がLINEを開設した令和3年2月8日当初のLINE登録者数が1,170名でありました。令和3年8月25日には友だち登録者数が1万人に達しておりまして、直近で申し上げますと令和5年9月1日現在、登録者数は1万9,867人となっております。あわせて、ブロック数に関しましては、令和5年9月1日現在におきまして、登録者数1万9,867人に対してブロック数が4,745人と、登録者数の24%の方が受信拒否をしている状況となっております。

◎砂川和也君

現在有効活用できていますかという質問ですが、今、企画政策部長がおっしゃったとおり4分の1がブロック来ているということは、正直、公式LINEがうざいと思われることだと思います。今日も6件ほど午前中だけで来ております。時間がないんで、ばばぱつと言いたいですけど、与那原町の公式LINEがあります。公式LINEは受信設定ができます。12項目あります。全て、子育て支援、ごみ情報、

観光情報、補助金、助成金、介護予防事業、公共コロナ情報、その他、受信しない、緊急情報を除くとか、いわゆる受信設定ができます。見てみると、自治会加入とかのところもあったり、あと子育て支援のお子さんがどこに学校通っていますとか、受信設定ができるようになっていきます。結局、今、宮古島市がやっているのって垂れ流しなんですよね。本当に届けたい人に届けるという気持ちを感じられない。こんなに今いいツールがあってやっている、この四千何百人がブロックしたらブロック解除しませんよ。なので、もう少し双方向の、片方向だけで今送っているんですよね。拾う人だけ拾えよという感じなんです。そうではなくて、しっかり欲しい情報をピンポイントで欲しい人に届けるという情報伝達の仕方、これからこれがいわゆるデジタル化の一つになっていくのではないですか。ただ公式LINEやっていますで終わっています。だから、そろそろもう次のフェーズに移ってください。なので、与那原町のLINEを参考に運用してください。

次、8番、宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金について。条件変更について。事業開始後の条件追加というのは問題がありませんか。

◎企画政策部長（久貝順一君）

事業開始後の条件追加に問題はないのかということです。省エネ家電製品買換促進補助金交付事業につきましては、補助要綱を改正し、8月14日から施行を開始したことに対するご質問と思っております。改正の理由につきましては、本事業の目的を明確にするために行っており、補助条件を追加しているわけではございません。経緯といたしましては、7月14日に本補助の申請書及び要綱を告示し、補助金の問合せ等に対応していたところ、その後、電気料金の負担軽減につながらない購入の仕方をするケースが見られると家電事業者より報告が寄せられました。そのことから、補助要綱の目的に記載されている市民による省エネ促進と電気料金の負担軽減を図ることをより明確に市民に伝える必要があったことから要綱の改正に至ったということでございます。

◎砂川和也君

それが問題がありませんかという質問なんですけど。いわゆる後出しじゃんけんみたいな形で追加していくと最初の方の受付と後からの方の受付に公平感がなくなるのではないかなとか思います。

次、制度設計に見誤りがあったのではありませんか。私これなぜ言うかということ、今回の補助制度は消費電力というものに何かこだわっていらっしゃって、いわゆる消費電力が今使っているものより高いものは買えませんという話ですよね。でも、普通買い換えるってグレードアップするんです。消費電力だけが家電のエコなんですか。例えばいろんな機能がついていることで冷蔵庫なり、いわゆる省エネ家電製品の消費電力が下がってもその人がクーラー一日中つけたりとか、省エネ家電製品買換えをやった人が1日1時間しかつかない人で、これエコになるのかなという。私、消費電力だけに限ってやっている制度設計があまり理解ができなくて。結局メーカーとかいろんな企業は、消費電力だけではなくて魅力をいっぱい出しますよね。その機械に対していろんなオプションとか、それがついて、それで消費者が買いたい、購入意欲というの湧くんですけど、それを何か今回消費電力だけに絞ってしまうと、何かもう消費者が買うものがある程度指定されて、限定されてしまっていて、何かあまり消費行動にとっても、同じものばかり売られてしまってあまり幅広い何かこう、もしかすると例えば電器屋にとってもあまり、同じメーカーばかり売られているのではないのみたいな感じがしたりするんですけど。消費電力に絞ったもの、これってカタログ

グしか分かんないですよ。何かそこの辺が私にはあんまり、省エネ家電の、これはエコを推進したい制度なのにそこにちゃんと合ったものかなというのが分からないので、もう一度小学生でも分かるような形で説明をお願いします。

(「事業の内容……」の声あり)

◎議長(上地廣敏君)

休憩します。

(休憩＝午後3時24分)

再開します。

(再開＝午後3時25分)

◎企画政策部長(久貝順一君)

今回の省エネ家電製品買換促進事業の目的であります。本補助事業の目的としましては、宮古島市全体のエネルギー自給率を高めるため、省エネの促進と電気料金の負担軽減を目的とした家電買換えに取り組んでいただいた市民に購入金額の4割以内での補助金を交付する事業となっております。上限が12万円です。対象家電は、エアコン、冷蔵庫、テレビ、LED照明で、いずれも省エネ基準達成率が100%以上のものとなっております。

◎砂川和也君

分かりませんでしたけど、分かりました。小学生でも分かるように答弁してくださいって言ったんですけど。

次、予算は確保できていますか。いまだに申請を受け付けておりますが、当初の予算額をオーバーしているように感じております。予算は確保のほうはどういうふうにしていきますか。

◎企画政策部長(久貝順一君)

予算の確保はできているか、現在、第2回の受付をしておりますが現予算で足りるのかという質問かと理解しております。第2回の省エネ家電製品買換促進補助申請の受付を現在、9月11日から29日の期間で実施をしているところであります。今月末頃には申請の見込額が明らかになりますので、現予算と照らし合わせながら対応していきたいと考えております。

◎砂川和也君

いろいろ正直もっと突っ込みたいところがあって、この事業でどれだけ宮古島のエネルギー自給率が上がったとか、その効果はどうやって出すのか、いわゆる電気代が下がったねということだけなのか疑問でありますが、時間がないので、次の質問に移らせてください。

10番、人事行政について。全庁業務量調査及び業務改革について。具体的にどのような調査をしているのか説明をお願いします。

◎企画政策部長(久貝順一君)

全庁業務量調査の具体的な調査の説明でよろしいでしょうか。全庁業務量調査とは、本市の自治体DXの推進及び事務事業のための基礎調査として実施する業務であります。具体的な調査内容としましては、宮古島市の全業務について、担当する職員自らが業務量や処理手順を可視化し、職員でなければできない業務と職員以外でも可能な業務に分別し、さらに職員以外でも可能な業務の中でも専門性の可否や定型業

務か非定型業務かを洗い出す調査となります。

◎砂川和也君

この調査をやっている目的の説明をお願いします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

全庁業務量調査の目的としまして、自治体DX推進に向けてデジタル技術を活用した住民サービスの向上や職員の業務効率化に取り組む必要があります。全庁業務量調査の実施により、専門的な見地から業務効率化のための課題の洗い出し、分析等を行い、課題解決のために職員が主体的にBPR、業務改革という意味なんですけども、BPRの手法による業務改善の取組を実践しつつ、自走する仕組みの構築につなげていくことを目的としております。

◎砂川和也君

部署人員配置について。人員配置の基準を教えてください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

人事配置の基準についてお答えをいたします。

人事配置を行う際、各部、各課へ何名配置するというような基準は現在のところ特に定めておりません。原則としまして、現時点で各課に在籍している職員の人数を基本として、そこから市が掲げる重要施策や国の方針、各課における課題や要望及び職員個人の所有する資格や得意分野等を踏まえ、総合的に判断した上で部局ごとの配置の調整を行っているということでございます。

◎砂川和也君

では、いわゆる人事配置の基準が今ありませんという回答でした。私この中で何か、いわゆる人工というんですか、例えば窓口業務で住民票を出すというときに大体どれぐらい時間がかかるのか。1人市民が来られて、これを1人の職員が何件できるのかという話があると思います。それが1日マックス何件来るとか、時間帯で何件来るといので人員をしていくのかなと思います。そこで、速い人、遅い人、普通の人というのがいると思うんです。それが誰が基準になっているのかというのが見えません。速い人を基準にしているのか、遅い人を基準にしているのか。では、この住民票を受け付けるまでのオペレーションというのは誰が基準なんです。その基準がないと人員配置は普通できないと思うんです。この基準になる職員というのは基本的にやはりあるはずだと思います。今聞いていると、それがなくて全庁業務量調査やっていますよという話ですか。というふうに私は考えているんですけど。やはり机の数があるから、その数だけ職員が来ているみたいな感じも見受けられますし。ただ、やはりどの部署もぎりぎりでは駄目ですよね。やはり余剰人員というのが必要だと思います。やはりぎりぎりで回していると、誰かが病気になって休んだりとか、業務量が一気に増えたりとか、そういうときは対応できないので、もう少し1人につき人工、やはりこの部署の誰か基準になる職員がいないと、この部署の全体の必要な人工というのは何人でそろえるんですかと。例えば新人は0.8人工なんです、ベテランは1.2人工なんですとか、1人工って誰ですかみたいな形が求められるのが普通の人員配置だと思います。そこら辺が今ないっておっしゃったので、ぜひつくってください、早めに。先ほどもこれは申し上げましたが、農村整備課の話に戻りますが、そういうのがないと人が苦しんでいる可能性があります、職員が。職員が働いてもらわないと我々の仕事も遂行ができません。なんで、さっきから言っていますけど、投資をばんばんしてください、

市長。投資をしてください。人件費は投資です。コストではないです。投資をしていきましょう。

次、3番、繁忙期・閑散期の人員異動です。やはり宮古島、夏がすごい忙しい部署、それで4月が忙しい部署、サトウキビの製糖時期が忙しい部署、閑散期、繁忙期というのがすごく大きく流れていると思います。やはり人員が、今、適正な人員をしたんだけど、この繁忙期、閑散期によってもっと流動的にヘルプとかに行けるような体制ってないのかなと思ひまして、それをつくらないと、例えば海に関しても今、観光商工課が見ている海の4つに関しても見に行く職員が2人しかいないですよ。中の島行って、吉野海岸行って、前浜ビーチ行って、砂山ビーチ行って、多分これいろいろあったときに対応できないと思います。なんで、やはりもし、人が限られているというのは分かります。ただ、その中でやはり流動的にもっとできるような人事異動とか人員配置をしないとやはり偏って、結構大変な方々がいるのではないかなと思うので、ぜひこれは検討してください。時間がなくて、答弁は結構です。

海浜行政について伺います。台風後の対応について。前浜ビーチは台風翌日に対応し、トゥリバー地区やパイナガマビーチは約1か月後に対応しています。各部署で対応が違うのはなぜですか。やはり一番ピークの8月、観光客が一番ピークの時期にきれいな海を見せてあげたいというのが普通の感覚だと思います。そこを1か月も放置してやっているというのは、しかも各部署によって対応が違うというので統一性がないのはなぜですか。

◎建設部長（川平陽一君）

それでは、建設部が管轄しておりますトゥリバー地区の対応ですが、台風後にビーチの監視業務に委託している事業者で流木を集める作業を実施しましたが、全て人力で作業となったことから相当数の時間を要したことから、業者に委託して8月25日に撤去を完了しております。パイナガマビーチにつきましては、当初業者委託を予定しておりましたが、撤去方法等に調整がつかなかったことから対応を沖縄県建設業協会宮古支部に依頼したところ撤去作業の協力をいただけることで、9月6日に撤去作業を実施しております。今後の対応としましては、住民生活に影響がないよう、スピード感を持って対応してまいりたいと考えております。

◎砂川和也君

予算決算委員会でも予備費の話が出まして、予備費で台風対策していますよと言っているの、やはり沖縄県建設業協会宮古支部にお願いしてやっていただいたのはすごくありがたいお話ですけども、逆に沖縄県建設業協会宮古支部を待っていたら遅くなったって思われてもまたこれ困りますんで、その辺を語弊がないようにしていきましょうね。やはり結局どこを見て仕事しているかだと思うんです。やはり8月って一番観光客来るではないですか。その中で、パイナガマビーチなんて本当に市民がよく行くし、観光客もいっぱいいるビーチが汚れているんです。これをいち早くやるということが、だからどこを、誰見ているんですかという話だと思うので、やはり私だったら、だから逆に前浜ビーチすばらしいですよ、台風翌日にすぐ対応しているんで。そこはもう市民、観光客を見て仕事されているなと思います。やはり部署間で温度差があります。そこをしっかり統一していきましょう。お願いします。

次、2番、新城海岸の路上駐車問題について。午前中、西里芳明議員も質問していましたが、ビーチへ下りていく道路の片側に路上駐車がたまり、1車線のみ通行となっているんです。なので、さっきから言っている、農家が畑に行けないとか。逆にこれ緊急車両が来たときにもう今通れない状態になってい

ます。その対策は取っていますか。

◎建設部長（川平陽一君）

砂川和也議員ご指摘の道路は、市道城辺339号線になります。路上駐車につきましては市でも把握しておりますが、路上駐車の対応としましては、宮古島警察署と相談し、新城海岸から距離にして50メートルの区間にメートル間隔でポストコーンの設置を行いまして、駐車禁止等の看板等も設置を予定しております。現在、材料のポストコーンを発注しており、10月上旬に設置を予定しております。

◎砂川和也君

これで路上駐車問題が解決するとは思いませんが、少なくとも事故は減るのかなというふうな対策になると思いますので、やってみて効果があるかどうかということも、真ん中に置くということですね。これはぜひ、10月中旬というので早めをお願いします。あと、本当にレンタカーが多いんで、もうループバスばんばん走らせて、どこかでっかい駐車場にみんな止めてもらって、そこからループバスで新城海岸とか吉野海岸まで行くようなループバスの実証実験やっているのではないですか。それで逆にもうループバスばんばん通したほうが路上駐車問題は解消するのではないですか。別のところを有料駐車場にして。ループバスはただでやるというのも一つの手だと思います。

次、8月17日に行われました海上海浜安全の意見交換について。これ17日に市役所のほうで観光商工課、沖縄県議会議員の2人も参加していただいて、市議会議員も6名ほど参加して行いました。沖縄県警察の水上安全対策室と宮古土木事務所の方も来ていろいろお話ししたんですが、時間が足りなかった感じもするんですけど、時間がないので簡潔に。これ結構話したんですけど、結局意見がまとまらなかったんですけど、沖縄県警察の水上安全対策室の室長、次長という方が来られたので、問題がいろいろ共有できたんです。ただ、1回ではもったいないので、今後も引き続き行ってほしいので、意見交換を行っていく予定はあるかということ、答弁願います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

今回行った意見交換会は臨時的に開催いたしました。急な呼びかけにも多くの方が参加していただきました。皆様の水難事故防止に対する要望や意見が多くあることが分かりましたので、今後、正式な協議会として発足させ、定期的に年に数回開催することを目指し、水難事故以外にも海浜海域等の課題解決が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

◎砂川和也君

副市長もぜひこの会議に参加していただいて、副市長は就任の際に海の安全とかそういうのをしっかりやるとおっしゃっていましたので、副市長も参加していただいて、県の土木事務所の方とかいらっしやったので、何か少しきつく言っていただいて。元県にいたんで。

私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（上地廣敏君）

これで砂川和也君の質問は終了いたしました。

しばらく休憩し、16時ちょうどから再開をしたいと思います。

休憩します。

（休憩＝午後3時42分）

再開します。

(再開＝午後4時00分)

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎**仲間誉人君**

本日最後の質問になります。議員番号12番、仲間誉人です。早速、通告に従いまして、私見を交えながら一般質問を始めさせていただきます。

初めに、下地島について。1、下地島空港等利活用計画書についてです。この計画書は、宮古島市のホームページのほうからダウンロードして持っておりますが、平成19年度の計画書となっております。2007年です。それから16年を経過した今、今年2023年です。計画がどのような状況にあるのか、進捗があるのかという点も踏まえながら質問をさせていただきます。

まず①、土地利用計画について。ア、県有地の黙認耕作地において、沖縄県が明渡し期限を2025年3月末までと延長としていますが、これまでの説明会等の経緯を踏まえ、当局の見解を伺います。

◎**企画政策部長（久貝順一君）**

下地島空港の利活用計画書についての①のア、沖縄県が進めている下地島空港及び周辺用地の利活用につきましては、令和5年8月24日に県主催により、下地島で農業を営む耕作者等に対して利活用に関する説明会が行われました。説明会におきましては、耕作者から県に対し、耕作に関する実態調査の必要性や県としてこれまでどのような振興策をしてきたのかなどの意見が上がるのと同時に、県からは令和6年3月末としていた土地の明渡し期限を1年間延長しまして、令和7年3月末までとすることが示されたこともあり、今後も説明会や開催等により意見交換を継続することとしております。令和5年7月において、下地島での耕作者の方々に構成する下地島残地での耕作の継続等を要求する農家の会が発足されました。多くの耕作者が会員として属する対話の窓口ができたことから、今後は同会を中心としながら検討、利活用に向けた対応が進んでいくものと考えております。市としましても、可能な限り県と耕作者との話し合いに同席をするなど連携を図りながら、下地島空港及び周辺用地の利活用がよりよい形で実現できるよう協力していきたいと考えております。

◎**仲間誉人君**

県と耕作者との話し合いに同席をして連携を図りながらという答弁ではありますけれども、この計画書の中にもこのような記載があります。下地島の土地利用調整に向けた留意事項として、都市計画区域への編入、そして土地の権利関係の調整促進、農用振興地編入の必要性の検討ほか、合わせて7つの項目があります。そして、その2つ目の土地の権利関係の調整促進について、下地島の土地の権利調整の課題として以下が考えられるが、本計画及び事業計画と並行し、これらの調整を促進することが事業の早期実現につながる。1つ目に、空港用地、公用地の処分の方法、2つ目に私有地の取扱い、3つ目に耕作者の取扱い（元地主、無断耕作者）、そして使用貸借終了についてなどございます。耕作者の意見も聞きながら調整する必要があるという趣旨であると理解をいたします。その理解でよろしいでしょうか。先ほどの答弁と重なるかもしれないですが、答弁をお願いします。

(「休憩をお願いします」の声あり)

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後 4 時05分）

再開します。

（再開＝午後 4 時07分）

◎企画政策部長（久貝順一君）

これまでも県と耕作者の方との意見交換会がされてきたところでもあります。また、先ほども申し上げたんですけども、7月には耕作の継続等を要求する農家の会が発足されておりますので、引き続き市としても県と耕作者の方の意見を聞きながら、その中でまた考えていきたいなと思っています。よろしくをお願いします。

◎仲間誉人君

県と耕作者の意見を聞きながらとのことではありますが、この計画書は先ほど読み上げたとおりにんですが、しっかりと宮古島市のホームページのほうにも掲載をされております。耕作者の意見を聞いて沖縄県への調整を働きかけていくと。やはり困っている市民がいるという立場でもってしっかりと市民の声、耕作者の声等を聞いた上で、調整をしっかりと図っていただきたいというふうに思います。

次に移ります。次は、イ、航空博物館の設置とあります。設置予定はあるか伺います。

◎企画政策部長（久貝順一君）

航空博物館の設置、建設予定はあるかということです。平成20年3月に市が策定しました宮古島市下地島空港等利活用計画におきまして、昭和46年に旧伊良部村議会において議決された下地島訓練飛行場建設受入れ条件23項目が掲載をされております。その一つとして、航空博物館の設置が記されております。しかしながら、この議決された23項目につきましては、旧伊良部村議会から当時の琉球政府へ議決書として提出された形跡がないことから、県として航空博物館の設置について検討は行っていないとのことでもあります。

◎仲間誉人君

下地島訓練飛行場建設受入れ条件の23項目の中に入っていると理解をしていますけれども、旧伊良部村議会から当時の琉球政府へ議決書として提出された形跡がないんですが、しっかりとここに明記されていますよね。この辺は県のほうに訴えていくべき必要があると思うんですが。県が土地利用計画等について西銘確認書とか屋良覚書等を示しているのであれば、ここにもしっかりと明記されているので、今後検討、県への働きかけは必要と思うんですが、その点についてはどうお考えですか。お願いします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

旧伊良部村議会で議決された下地島訓練飛行場建設受入れ条件23の項目につきまして、その後、当時の琉球政府に議決書として提出された形式がないと先ほどお答えしましたが、県のほうにも一応確認をいたしました。県の公文書館にも確認をしたところ、この23項目に関連する文書は保管されていないとの回答を受けております。

◎仲間誉人君

そうすると、ここに示されている23の項目は何ですか。どこから引っ張ってきたんですか。答弁お願い

します。

◎企画政策部長（久貝順一君）

当時の旧伊良部村議会が議決した23項目につきましては、資料として市のほうにあるとは思っているんですけども、ただその後、当時の琉球政府時代の議会のほうにその議決書が行っていないというのを県のほうから確認を取っているということでもあります。

◎仲間誉人君

今の答弁だと、下地島訓練飛行場建設を受け入れた条件はありませんということでもよろしいですか。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後4時09分）

再開します。

（再開＝午後4時09分）

◎企画政策部長（久貝順一君）

どういった経緯でその議決書が琉球政府のほうに届いていなかったかというのは分からないところではあるんですけども、下地島空港周辺用地につきましては、沖縄県が利活用基本方針やまた利活用実施計画に基づきまして民間事業者等の活力による利活用を目指していることから、市としましては空港及びその土地の権利者である県の方針を主軸とした取組に連携、協力をしていきたいと考えております。

また、民間事業者等から県へ同様の提案がありましたら、本市の振興に寄与する内容であるかを踏まえながら連携、協力をしていきたいと思っております。

◎仲間誉人君

こういう方向に質問をするつもりではなかったんですけども、こういった存在しないというような答弁でございますので、これをホームページに掲載して、下地島空港周辺はこういうふうにご利用をしますと、そして県も県の事業計画と照らし合わせながら作成したかとは思いますが、この計画書自体が根本からひっくり返ってしまわないですか。どうですか、その点については。お伺いします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

市がこの利活用計画書を平成20年3月に策定をしたところです。その後、また県のほうが同様の利活用計画書をつくっております。多分その中で市のほうで策定をしました利活用計画書も含めて、それも参考といいますか、しながら県のほうで策定をしているとは思っております。

◎仲間誉人君

この質問について私が言いたかったのは、航空博物館を造ってほしいということだったんです。しかし、答弁がこの条件は含まれておりませんか、そういった答弁になってきたので、私も聞かないわけにいかないからお伺いをさせていただきました。この件については、条件等についてはまた次回も質問をさせていただきますが、航空博物館について少しだけ述べさせていただきます。

今、宮古島を訪れる方の多くは砂浜で遊ぶことや、ダイビングやシュノーケルで海を楽しむ方がほとんどだと思います。しかし、一方では雨が降ると行くところがないとかいう声も多く聞こえており、インタ

一ネット上では宮古島はつまらないとか、そういうコメントがあったりします。そういった点において、悪天候でも楽しめる場所、施設になると思います。空や星に関すること、また民間の企業が宇宙港の整備に向けて動いていることから、宇宙に関することについて興味を持つとか、将来への視野を広げるとか、さらには修学旅行等で宮古島を訪れる学生等の旅行のコースになったり、地元の子供たちと県外からの子供たちとの交流の場や学びの場として、あらゆる面において大人から子供まで楽しめる、また観光や経済の一翼を担う航空博物館になるのではないかと考えます。そういう意見が言いたかったのですが、方向が少しずれてしまいました。またこの件については次も質問させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、②、別添資料として策定ワークショップが開催されておりますが、その中の意見で実施された項目、また現在進行中、実施予定の項目があるか伺います。

◎企画政策部長（久貝順一君）

宮古島市空港等利活用計画の別添資料といたしまして添付されているワークショップの内容は、計画策定時に地元の方からどのような方向性で利活用してほしいかという参考意見をいただくためのものであり、その一つ一つの項目の実現を計画中の達成指標とはしないこと、またこのような姿を残してほしいなど理念や思いのような項目も多くあることから、内容について実現、達成されたかを検証するものではないと認識しております。

なお、内容の達成等について検証はしてはおりませんが、市、県、民間企業等も含めてこれまで取り組まれた事業等とワークショップでの意見を照らし合わせますと、那覇下地島線の空港の再開、国際空港への格上げ、観光地としての空港の活用、島の特産品を直接運ぶ入江のしゅんせつなど、当時挙げた意見の一部は実現が図られていると考えております。

◎仲間誉人君

検証するものではないという答弁ですね。では、何のためにつくったんでしょうか。ただ形だけつくればよかったという理解にいきますけれども、どうなんですか。本当にこの計画をもって何か実現しようという、またそれに関連して地域の声を聞いて、そこに取り入れた意見を吸い上げて何か実現に向けていくということではなかったという答弁でよろしいですか。

◎企画政策部長（久貝順一君）

実現されたか検証するものではないという話はしたんですけども、その中でもやはりワークショップに上がった意見等も、これまで実現されている項目も幾つかあると思っております。参考までなんですけども、計画中のワークショップの意見は54項目あったとは思っております。その中で、38項目につきましては実現または何らかの取組が実施されているものと考えております。

◎仲間誉人君

何らかの取組が実施されているものと。ということは、どれがされていないかも知りませんという解釈になるんですね、そういう答弁されると。この質問をしたのは、やはりこの計画書は平成19年度につくられたもので、そしてそれから16年が経過して、この計画書の中には、先ほど答弁にありましたが、那覇下地島線が再開したであるとか、この計画書の中に小型航空機による定期輸送の再開を施策案とした概要について、伊良部島住民の利便性の向上を図るため那覇下地島路線の定期的な運行を再開するというふう

に記載があるんですが、実現の可能性の評価として、平成6年度の定期便の運休、そしてエアトランセという会社が不定期便を運行していましたが、その不定期便の運休等によって現状では困難な見通しと、そして備考欄に、伊良部大橋の完成で必要性は弱まると記されております。伊良部大橋開通前の計画書であるというふうに考えられます。しかしながら、伊良部島大橋が開通して8年、ジェットスターでの成田便、スカイマークの羽田便、神戸便、それと那覇へは2往復しています。また、今年の7月からは福岡便も、期間限定ではございますが、飛んでおります。このことから、この計画書というのは伊良部大橋開通後の下地島、宮古全域の現状と照らし合わせて改定していく必要があると思いますが、当局の見解を伺います。

(「休憩」の声あり)

◎議長(上地廣敏君)

休憩します。

(休憩＝午後4時23分)

再開します。

(再開＝午後4時24分)

◎企画政策部長(久貝順一君)

先ほどの述べた部分と重複しますが、下地島空港及び周辺用地につきましては、沖縄県利活用基本方針や利活用実施計画に基づき、民間事業所等の活力による利活用を目指していることから、市としては空港及び土地利用権利者の県の方針を主軸とした取組に連携、協力をしていきたいと考えておりまして、この平成20年3月に策定した計画の改定は考えておりません。

◎仲間誉人君

考えておりませんという答弁でございますけれども、下地島も宮古島市ですよ。しっかりとした行政区域ですよ、宮古島市の。その点についてはどうお考えですか。先ほどのように、答弁が一緒であれば答弁は結構です。どうですか。

(「議長」の声あり)

◎議長(上地廣敏君)

休憩します。

(休憩＝午後4時25分)

再開します。

(再開＝午後4時25分)

◎企画政策部長(久貝順一君)

改定する予定はないとお答えをしました。この改定をした後に、先ほども言ったんですけども、沖縄県が利活用基本方針とか利活用実施計画を策定しております。その中で、市は県の方針を主軸とした取組に関して連携、協力していくということで、改定の考えはないという話をしたんですけども、その中でまた上位計画の宮古島市総合計画の中に下地島空港に関する施策等を入れてありますので、それで対応していきたいと思っております。

◎仲間誉人君

次の質問に移ります。次に、地域医療についてです。こちらもうあまり質問したくないんですが、下地島空港等利活用計画書にも関連しますが、下地島空港等利活用計画書の中に旧伊良部村議会において議決された下地島訓練飛行場建設受入れ条件23項目の中に、もう通告をつくってきたんで聞いてくださいね。総合病院の設置とございます。現在、徳洲会伊良部島診療所が規模縮小での診療を行っている現状を宮古島市当局はどのように捉えているのか伺います。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

旧伊良部村議会において下地島訓練飛行場建設受入れ条件23項目が議決され、その中に総合病院の設置もあるとのことでございます。私も下地島空港等利活用計画書の中で拝見させていただきました。議会での議決の重さは私も十分に理解しております。この議決された年が昭和46年ということもありましてかなり以前のため、当時の資料とか議決後の動きをなかなか把握できない状況でございます。伊良部島の医療の現状については、徳洲会伊良部島診療所は今年度の診療時間が週1.5日に縮小されていることは承知しておりますが、今後については現在のところ確認できておりません。ただ、市としましても医療体制の動向を注視しながら、関係機関と連携して実情の把握に努めてまいりたいと考えてございます。

◎仲間誉人君

またこの計画書になるんですが、医療サービスの向上という項目がございます。何をもちて医療サービスの向上となるのか。何を指しているのか。この病院の問題と関連すると思うんですが、宮古島市から県に対して病院の存続の照会、意見、市民の声等を訴える必要があると思うんですが、その件についてはどうですか。答弁をお願いします。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

沖縄県地域医療構想の中でも宮古圏域の課題に挙がっていることから、県へ実情を訴えながら医師確保へ取り組んでまいりたいと考えてございます。沖縄県保健医療部医療政策課と連携しながら取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

◎仲間誉人君

この件については、6月定例会、3月定例会でも取り上げて質問をさせていただいているんですが、やはり交通弱者である高齢者の方々が本当に困っている状態です。週に1.5日の診療時間となってからは、病院が診療している時間帯に殺到するんです。開いている時間にしか来ることができないので。そして、開いていない別の日には薬をもらいたくてももらえない、病院が開いていないから。また、病院までタクシーを利用して行ったんだけど、閉まっていて、またタクシー呼んで帰ってきたとか、こういった高齢者、地域の方々が困っている状態にあります。そして、伊良部大橋が開通して離島ではないという意見がたくさんありますけれども、橋がかかっても離島は離島なんです。困っている市民がいるんです。この件については、宮古島市当局はしっかりと市民の声を受け止めていただいて、先ほどの均衡ある発展等にも関わってくると思うんですが、この辺についてはどういうふうな考えをお持ちでしょうか、見解を伺います。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

まず、高齢者の移動手段が厳しい状況にあるという話でございます。各医療機関におきましても利用者の送迎を実施するなどの取組もございますが、全てというわけではございません。そこら辺も私どものほうでも調査をさせていただきまして、別の部署になるんですが、タクシーの支援事業を行っているところ

もありますので、連携しながら、交通弱者が生まれのような体制に取り組んでいきたいと思ひます。

◎仲間菅人君

この件については下地島訓練飛行場建設受入れ条件の23項目を盾に質問をしようと思ひたんですが、存在自体しないということなので、別のほうからもしっかりと調べて取り組んでいきたいと思ひます。今後とも質問をさせていただきます。

次に移ります。次に、福祉行政について。認定こども園についてです。①、7月31日に佐良浜保育所保護者会、池間添自治会、前里添自治会から佐良浜幼保連携型認定こども園早期新設に向けての要請がありました。当局の対応について伺ひます。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

本市では、令和5年3月に宮古島市立保育所・幼稚園の認定こども園移行等に向けた基本計画を策定しております。本計画の中で伊良部区域については、令和7年度に佐良浜保育所と佐良浜幼稚園を既存伊良部島こども園と統合する計画となっております。この説明のため、7月に保護者との意見交換会を実施したところです。意見交換会後、佐良浜地域の保護者や自治会代表者等より連名で佐良浜認定こども園の早期設置に向けての要請がありました。佐良浜地域から要請のあった認定こども園については、公立の施設は区域ごとに1か所を基にこども園化へ進めてきていることから、既存伊良部島こども園の今後についても影響があるため、慎重な検討が必要になってきています。伊良部区域の公立認定こども園の場所については、伊良部地区、佐良浜地区の同意が必要で、重要であると考えております。今後も説明会や意見交換会を重ねながら、建設場所や時期の決定に向け慎重に進めてまいりたいと考えております。

◎仲間菅人君

説明会や意見交換会ということなんですけれども、自治会の要請というのは住民の総意なんですよ。総意を受けても説明会や意見交換会をしてからしか取り組めないということですか。そういう理解ですか。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

伊良部地区においては、公立の認定こども園は1か所の運用しかできない大変困難な状況であると考えております。佐良浜地区に認定こども園を新設するということは伊良部地区の皆様にも影響がありますので、佐良浜地区の皆様の要請とは認識しておりますが、伊良部地区の皆様の同意も得ながら、どういう形で残していくのかというのを検討してまいりたいと思っております。

◎仲間菅人君

1か所しかできない困難な状況という理由は何でしょうか。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

現在、少子化が進んでいる中、本市においてもゼロ歳から5歳までの児童数は平成30年度に比べて令和4年度末2,960人と、490人の5年間で減少となっております。伊良部地域においても、ゼロ歳から5歳までの児童数は現在156人となっております。児童数が減少しているということでございます。一方で、令和5年4月現在の公立保育所、認定こども園では、必要保育士数は今現在確保されているものの、より支援が必要な児童への保育やゆとりのある保育サービスの提供ができないなど、一部定員割れが生じている状況です。今後も就学前児童数が減少する見込みとなっており、限られた保育士で質の高い保育サービスを提供するためには、保育、教育施設を統合し保育士を集約していく必要があります。ということでござい

まして、公立の認定こども園については各区域で1か所を運営していくというふうな状況になっていくと思います。

◎**仲間菅人君**

伊良部地区の皆さんの同意も得ながらという答弁もありました。そして、保育士確保が困難である。保育士確保が困難であるから地域が負担してくださいと、そういうことになりませんか。どうですか、伺います。

◎**議長（上地廣敏君）**

休憩します。

（休憩＝午後4時39分）

再開します。

（再開＝午後4時39分）

本日の会議時間は、議事の都合により、これを延長いたします。

◎**こども家庭局長（仲宗根美佐子君）**

今回の要請については、佐良浜地区の認定こども園の新設ということだと受け止めております。今後については、伊良部地区の皆さんとも意見を重ねながら、公立では1か所しかできないということがありますがすけれども、ではどういう方向で2か所運営していけるのかということをお皆さんと協議をしながら進めていければと考えております。

◎**仲間菅人君**

今回、質問しているのは、佐良浜地区の要請の件です。伊良部地区からも要請があったと思うんですが、決して伊良部と佐良浜がどうのこうのではないんです。伊良部地区は伊良部地区であってほしい、佐良浜地区は佐良浜地区であってほしい、これまでどおりやってほしいと、ただそれだけなんです。建物の老朽化が著しいですが、まだ3年、4年ぐらいいは利用可能な現在の伊良部こども園に機能を移して、その後に認定こども園の建設を持っていきましょと、そういう話だと思うんですが、地域の自治会として伊良部地区、佐良浜町区、両地区から出ていると思います。伊良部地区、佐良浜地区が仲が悪いとか、そういう話もたくさん報道等でも出ていますけれども、それは別問題なんです。統合しますという話が出てくるから、伊良部地区は伊良部地区、佐良浜地区は佐良浜地区で、両方から要請出してということになってくるんです。なので、伊良部地区は伊良部地区で残してほしい。佐良浜地区は佐良浜地区で残してほしい。そして、自治会で要請を行っておりますので、それは地域住民の総意としてしっかりと当局の皆さんは重く受け止めていただきたい。そして、地域の意向に沿った対応がされることに期待をしたいと思います。

次に移ります。今定例会において児童館建設事業が計上されておりますが、概要を伺います。

◎**こども家庭局長（仲宗根美佐子君）**

今定例会で補正予算を計上しております児童館建設事業費の委託料につきましては、新設する伊良部地区児童館の基本設計、実施設計委託業務及び地質調査費用となっております。施設概要につきましては、佐和田児童館と池間添児童館を統合した児童館の形で、放課後児童クラブと子育て支援センターを併設した施設を佐良浜小学校跡地を活用し、令和7年度の開所に向け整備する予定です。伊良部地区には、放課後児童クラブが民間も併せ一か所もないことや子育て支援センターもないことから、併せて整備をする計

画となっております。池間添児童館については、土砂災害危険区域内にあり早急な対応が必要となっていることから、今回の補正予算を計上させていただいております。

◎**仲間誉人君**

基本設計、実施設計を行うということなのですが、これについてどこかの施設、地域を参考にして行うとか、そういったことはありますか。

◎**こども家庭局長（仲宗根美佐子君）**

今現在、参考になっているのは、3施設を併用している上野児童館、それから平良児童館等を参考にしております。

◎**仲間誉人君**

その施設の規模、面積等はどれぐらいですか。そして、その計画している放課後児童クラブと児童館を併設した建物の施設面積等はどれぐらいを検討しているのか伺います。

◎**議長（上地廣敏君）**

休憩します。

（休憩＝午後4時45分）

再開します。

（再開＝午後4時45分）

◎**こども家庭局長（仲宗根美佐子君）**

今現在、平良児童館は、建築面積は494平方メートルあたりになっております。伊良部児童館につきましては、放課後児童クラブのほうは児童1人当たりの面積というのが決まっておりますので、1支援40人規模の児童クラブを想定しております。放課後児童クラブと児童館ですが、今、担当者の概算だけの面積、合計になっておりまして、少し上野児童館よりも大きな900平方メートルとかというのを大きく見積もっているところです。1人当たりの平方メートルと併せて、これまでの既存施設のいいところ取りといいますか、担当者にいろいろ不具合とか、もっとあったほうがいいのかというような希望とかを聞いて回って、今のところはまだ実施設計入っておりませんが、希望に沿った、大きな面積の予定にはなっておりますが、これから実施設計をしていく中で規模は調整されていくかなと思っております。

◎**仲間誉人君**

今、答弁された900平方メートル、それから実施設計等に入っていく中で規模は調整される可能性があるということではありますけど、完成後に利用人数等が増えて手狭になったとか、そうならないためにも、今900平方メートル、270坪ぐらいですか、300坪ぐらいのをどんと建ててください。大きく造っていただきたいというふうに思いますので、ぜひよろしく願いいたします。当局の対応に期待をしたいと思います。よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。次に、教育行政について。1、市内各小中学校の学校車について。①、各学校のワゴン車、軽トラックは学校行事や地域行事、記念事業における寄附または地域の事業所の寄附等で購入をされております。宮古島市の予算で購入できないか伺います。

◎**教育部長（砂川 勤君）**

各学校の公用車は、PTAや記念事業期成会、事業者等の寄附による車両も多く、これまで寄附いただ

いた皆様に対しましては大変感謝いたしております。ありがとうございます。市の財政状況は依然として厳しいことから、記念事業など何かしらの機会にご寄附いただければ大変ありがたいので、今後とも学校行政へのご協力をお願いできればと思うところですが、今回のご指摘を真摯に受け止め、予算あるいは財源の確保を含めて市での導入も検討させていただきたいと、そのように考えております。

◎仲間誉人君

財政が厳しいのでという答弁がありました、寄附がなければ学校車もないということになってきます。市での導入を検討していく。寄附を募って購入してきている現状、寄附をお願いすることがどれだけ大変なことか分かりますか。PTAの行事もそうですが、やはり参加する親、保護者の参加も少なくなってくる中で、記念事業等も式典と併せて実施するのは本当に簡単なことではないと思います。やはり教職員もこの件については大変だとは思いますが、やはり財政が厳しいので学校車買えませんということになると教育環境がうまく機能しなくなってくる、そういった可能性が本当に出てきます。ぜひとも検討をしていただいて、実施をしていただきたい。そして、公用車と同じ位置づけで各学校に配置していただけるようお願いをしたいと思います。

次の質問に移ります。結の橋学園前の歩道と車道の境界の部分に横断防止柵の設置はできないか伺います。この場所については、児童生徒が下校の際に帰りの迎いの車を待っている、そしてそういったときに縁石に座っているという姿をよく見かけるとい声に寄せられております。危険なので何とかならないかという地域の声でございます。早急な対応をお願いしたいんですが、当局の答弁をお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

仲間誉人議員のご指摘のとおり、当路線は通学路ということもあり、車両や児童生徒の通行が多い地域であることは認識しております。交通安全施設の横断防護柵、反射鏡の設置につきましては、各地域からの要望、要請が多く、全てに対応することは予算的に厳しい状況にありますが、交通安全対策事業は学校周辺を優先的に対応しておりますので、今後調査を行い、設置に向けて検討してまいります。

◎仲間誉人君

次の質問に移りたいと思います。次に、③、結の橋学園の正門前に横断歩道の設置を求める声があります。設置できないか伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

横断歩道の設置については、沖縄県公安委員会が設置することから、宮古島警察署交通課に確認したところ、関係する部署との調整が必要なことから、すぐには回答できないとのことでした。本路線は、仲間誉人議員ご指摘のとおり、通学路ということもあり車両や児童生徒の通行が多いことから、設置に向けて協議を継続してまいります。

◎仲間誉人君

こちらの横断歩道も、横断防止柵と同様に、子供たちの危険除去のためにも早急な対応をお願いいたします。

次の質問に移ります。次に、農業行政について。伊良部東火山地区の土地改良について。①。土地改良後に同地区で牛農家の牛舎へ雨水が流入するようになっております。大雨の際には牛の胴体付近まで水位が上がっており、深い場所で80センチくらいはたまる状況にあります。当局の対応を伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

ご指摘のあった東火山地区の牛舎への雨水流入について現場を確認しましたところ、地形的な要因もありまして、応急処置的な対応では大雨の際、雨水の流入を防ぐことは困難な状況と見受けられるとのこと。そのため、新規事業として要望しております県営東火山地区水利施設等保全高度化事業において、牛舎への雨水の流入を防ぐよう対応していきたいと考えているところです。

◎仲間誉人君

この場所について畜産農家の方は大雨のたびに心配で牛舎に行くという話をしておられました。そして、雨水がたまるようになってから1年近くなるかと思えます。いずれにしても、事業が始まる前に応急処置でもいいですので、牛舎の土地に穴を掘って浸透させるとか、そういった対策でもよろしいので、しっかりと話をさせていただいて対応をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、道路行政について。①、市道伊良部103号線。海の駅前に横断歩道がありません。横断歩道を設置できないか伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

海の駅前の横断歩道設置につきましては、沖縄県公安委員会が設置することになっておりますので、宮古島警察署交通課に確認したところ、関係する部署との調整が必要なことから、すぐには回答できないとのことでした。

◎仲間誉人君

歩行者が横断歩道がなくて困っている状況とか見かけたりしております。今後、検討させていただいて、しっかりと設置できるようにお願いをしたいと思います。

次に移ります。次の②、ヤマトブー大岩下の海中道路部分に記念碑がある場所の除草作業のほうをされておりましたので、割愛をさせていただきます。今後も継続して作業のほうをよろしく願いいたします。

次に、③、狭間浜前、農業用のため池前、駐車禁止の箇所への駐車、畑の水まきのために水を積みに来る農家が駐車できずに困っている状況が多く見られます。路上駐車については、車道部にはみ出して縦列駐車して止めている状況が多く見られます。あるときは車道にはみ出して駐車しているにもかかわらず、ドアを開けたまま会話をしていたり、着替えをしていたりする状況も見られます。その当該箇所において、道路の勾配もあり先が見えづらい箇所にもなっており、大変危険な状況にあります。今日の朝通ったところ、トンブロックがロープでつながれておりました。今後どのような対策を行うのか伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

仲間誉人議員ご指摘の場所は、狭間浜に続くあぜ道があり、その浜を利用される方々が駐車されていると思われ。現在、歩道にロードコーン、カラーコーンを据え置いています。いまだに路上駐車が確認されております。仲間誉人議員もおっしゃったように、昨日19日、駐車禁止の注意喚起の対策を行っております。今後、注意看板を設置して対応したいと考えております。

◎仲間誉人君

この箇所については、何か事故があつてからでは遅いので、一日も早い対応をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。市道伊良部115号線。舗装が波打っている箇所があります。場所は、伊良部島のま

るきスーパー、ホテル、レストランの前の箇所です。修繕工事の予定はあるか伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

仲間誉人議員ご指摘の道路は市道115号線です。現地を確認したところ、部分的に路面がうねりを生じている場所がございます。現在、路線については補修の計画はありませんが、歩行者、通行車両の安全、安心の観点から、今後部分的に対応できないか検討していきたいと考えております。

◎仲間誉人君

次の質問に移ります。次、②、植え込み樹木の剪定、除草作業なんですが、車道の真ん中付近まで枝が伸びている箇所があります。作業はいつ頃行うのか伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

仲間誉人議員ご指摘の道路は市道115号線です。現在、道路作業員で剪定の作業を行っておりますが、対応が厳しい高木の枝の剪定に関しましては業者に委託して対応を行っております。仲間誉人議員ご指摘の箇所については順次対応してまいります。

◎仲間誉人君

早急な対応をよろしく願いいたします。

次に、観光行政について。サバ沖公園のトイレについて。トイレが解体撤去されておりますが、整備計画はあるか伺います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

サバ沖公園トイレにつきましては、ドアの破損やコンクリートの剥離など老朽化が著しかったことから、今年の7月に解体撤去を実施したところでございます。撤去に伴った新たなトイレ整備につきましては、ほかの観光施設のトイレ整備計画と併せて整備していく方向で現在調整しているところでございます。

◎仲間誉人君

時間がありませんので、質問を飛ばしたいと思えます。次に、水上オートバイ規制についての④、渡口の浜で救命用具が1か所設置されておりますが、増設の計画はないか伺います。こちらについて昨日、担当職員のほうから連絡があり、設置完了との連絡がありました。そして、今日早朝確認をさせていただきました。担当する地域振興課の迅速な対応に感謝をいたします。ありがとうございました。

時間もありませんので、最後に所見を述べたいと思えます。月曜日、敬老会が開催されました。たくさんの方の敬老の皆さんがうれしく楽しそうに会場に集まっておりました。そして、私も来賓として挨拶の機会をいただきましたが、会が始まって途中ぐらいですか、あと3つぐらいでプログラムが終わるという際に来賓の皆さん、私を除く以外、市長、教育長、副市長、議長、沖縄県議会議員のお二人、皆さん退席されました。そして、残された私は来賓席に一人座って、会場の皆さんからどうしたのという話もいただいたので、忙しいと思えますよというふうな答えをしました。ぜひ来年は最後まで参加していただくようお願いして、9月定例会の私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

◎議長（上地廣敏君）

これで仲間誉人君の質問は終了いたしました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後 5 時05分）

令和5年

第4回宮古島市議会(定例会)会議録

9月21日(木) 4日目

(一般質問)

令和5年第4回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第4号

令和5年9月21日（木）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和5年第4回宮古島市議会定例会（9月）会議録

令和5年9月21日（木）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（23名）

（延会＝午後4時52分）

議長（22番）	上地廣敏君	議員（11番）	上地堅司君
副議長（18〃）	長崎富夫〃	〃（12〃）	仲間誉人〃
議員（1〃）	久貝美奈子〃	〃（13〃）	平良和彦〃
〃（2〃）	下地茜〃	〃（14〃）	下地信広〃
〃（3〃）	砂川和也〃	〃（15〃）	我如古三雄〃
〃（4〃）	狩俣勝成〃	〃（16〃）	前里光健〃
〃（5〃）	富浜靖雄〃	〃（17〃）	西里芳明〃
〃（6〃）	下地信男〃	〃（19〃）	友利光徳〃
〃（7〃）	新里匠〃	〃（20〃）	上里樹〃
〃（8〃）	狩俣政作〃	〃（23〃）	平良敏夫〃
〃（9〃）	山下誠〃	〃（24〃）	山里雅彦〃
〃（10〃）	池城健〃		

◎欠席議員（1名）

議員（21番） 栗国恒広君

◎説明員

市長	座喜味一幸君	会計管理者	儀間博君
副市長	嘉数登〃	水道部長	兼島方昭〃
企画政策部長	久貝順一〃	消防長	宮國和幸〃
総務部長	與那覇勝重〃	企画調整課長	前原敦〃
福祉部長	松堂英彦〃	総務課長	豊見山徹〃
市民生活部長	友利毅彦〃	財政課長	国仲英樹〃
農林水産部長	石川博幸〃	教育長	大城裕子〃
建設部長	川平陽一〃	教育部長	砂川勤〃
観光商工スポーツ部長	砂川朗〃	生涯学習部長	天久珠江〃
産業振興局長	下里盛雄〃	農業委員会会長	芳山辰巳〃
こども家庭局長	仲宗根美佐子〃	農業委員会事務局長	上地明弘〃
環境衛生局長	下地睦子〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局 長 下地貴之君 次長 補佐 与那嶺彰成君
次 長 仲間清人〃 議事係 長 国吉たかよ〃

令和5年第4回宮古島市議会定例会（9月）諸般の報告書

令和5年9月21日（木）

	<p>宮古島市監査委員の渡真利健次委員、我如古三雄委員の兩名から令和5年7月分例月出納検査結果報告があった。</p>
<p>9月 8日</p>	<p>座喜味一幸市長から「議案第75号、宮古島市海業センター条例の一部改正について」の訂正の申出があった。</p>
<p>9月11日</p>	<p>議会運営委員会が開催され、市長から申出のあった議案第75号の訂正の処理方法について諮問したところ、本訂正は正誤表により処理することと決した。 この決定を受け、同日、正誤表を添付の上、全議員へ議案第75号の訂正については、正誤表により処理する旨の通知をした。</p>
<p>9月14日</p>	<p>城辺公民館で開催された「令和5年度宮古島市城辺地区敬老会」に出席し、祝辞を述べた。 ----- 上野公民館で開催された「令和5年度宮古島市上野地区敬老会」に出席し、祝辞を述べた。 ----- 下地農村環境改善センターで開催された「令和5年度宮古島市下地地区敬老会」に出席し、祝辞を述べた。</p>
<p>9月15日</p>	<p>マティダ市民劇場で開催された「令和5年度宮古島市平良地区敬老会」に出席し、祝辞を述べた。 ----- 「全国市議会議長会基地協議会」への加盟届が受理され、同協議会への加盟が正式に決定した。</p>
<p>9月18日</p>	<p>伊良部公民館で開催された「令和5年度宮古島市伊良部地区敬老会」に出席し、祝辞を述べた。 ----- 伊良部公民館で開催された「令和5年度宮古島市佐良浜地区敬老会」に出席し、祝辞を述べた。</p>
<p>9月20日</p>	<p>座喜味一幸市長から、今定例会に付議すべき追加議案「議案第85号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）」及び「議案第86号、損害賠償の額の決定及び和解について」の送付があった。</p>
<p>9月21日</p>	<p>本日、開議前に議会運営委員会が開催され、追加議案の取扱いについて諮問したところ、追加議案、議案第85号及び議案第86号は、9月22日提出であるため、同日の一般質問の前に、議案上程、説明、聴取、議案に対する質疑、委員会付託を行うこと、委員会審査後、最終本会議において処理することと決した。 また、議案第85号及び議案第86号に係る委員会の日は新たに設けず、一般質問のいずれかの日において委員会を開催することと決した。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

◎議長（上地廣敏君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は22名で、定足数に達しております。

本日の日程は、議事日程第4号のとおりであります。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告をさせます。

◎事務局長（下地貴之君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

9月20日、座喜味一幸市長から今定例会に付議すべき追加議案、議案第85号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）及び議案第86号、損害賠償の額の決定及び和解についての送付がありました。

本日、会議前に議会運営委員会が開催され、追加議案の取扱いについて諮問したところ、追加議案、議案第85号及び議案第86号は明日22日提出であるため、同日の一般質問の前に議案上程、説明、聴取、議案に対する質疑、委員会付託を行うこと、委員会審査後、最終本会議において処理することと決しました。

また、追加議案に係る委員会の日は新たに設けず、一般質問のいずれかの日において委員会を開催することと決しました。

そのほかにつきましては、報告書によりご了承願います。

諸般の報告は以上です。

◎議長（上地廣敏君）

これより日程第1、一般質問について、昨日に引き続き質問を行います。

本日は、下地茜君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎下地 茜君

議員番号2番、市民ネット結、下地茜です。2日目、朝一ということでたくさん質問も準備してありますが、最後までしっかりご答弁がもらえるように頑張りたいと思います。当局におかれましては、簡潔かつ真摯にご答弁いただければと思います。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。まず、保育行政についてお聞きしたいと思います。7月に宮古島市、それから伊良部南区、佐良浜地区とそれぞれ児童館、それから保育施設の統合についての意見交換をされていると思います。児童館については、伊良部地区から佐和田児童館を残してほしいとの要請、それから保育施設では佐良浜地区から佐良浜小学校跡地へ新たに建物を造ってという設置の要請があったと思います。宮古島市は今後どのようにされるのか、まず佐和田児童館についてお伺いいたします。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

保育行政についてお答えします。

佐和田児童館と池間添児童館は、公共施設等総合管理計画、それから施設の状態などにより、施設の方角性として統合の方針となっております。両施設とも築34年を経過し、劣化や老朽化も進んでおり、特に

池間添児童館については土砂災害危険区域内にあることから、早急な対応が必要となっております。市では、現在佐良浜小学校跡地に放課後児童クラブ、地域子育て支援センターを併設した児童館施設で、令和7年度の開所に向け整備する予定となっております。児童館の統合については、6月に保護者のアンケート、それから7月に、おっしゃったように伊良部地区、佐良浜地区の保護者へ向け説明をし、意見交換を実施してきたところです。説明会后、佐和田児童館については佐和田児童館の存続を求める要請が署名と併せて届いているところです。市としましては、要請の内容を重く受け止めており、新規の児童館開所後も子供の居場所を確保するために、児童の利用状況等を見ながら、しばらくの間佐和田児童館は継続活用することを検討しているところです。子供の居場所としての方向性と併せて、どのような形での運営がよいのか、引き続き意見を重ねながら慎重に協議を重ねてまいりたいと考えています。

◎下地 茜君

来年度は、差し当たっては維持というようなところを今のところ考えているのかなというふうに受け止めました。地域に施設を残して行って、それを活用していく、維持していく、あるいは民間を入れて考えていくというようなことも、先々は広く幅を取って検討されていかれると思うんですが、その際にぜひ地域との話合いの機会も積極的に今回のように持っていただきたいなと思います。

次に、佐良浜保育所です。昨日も同様の質問ありましたが、重なると思いますけれども、お答えをいただければと思います。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

佐良浜保育所の今後についてということでお答えします。

昨日の仲間誉人議員にも答弁したところでございますが、今年3月に宮古島市立保育所・幼稚園の認定こども園移行等に向けた基本計画を策定し、伊良部区域については令和7年度に佐良浜保育所と佐良浜幼稚園を既存伊良部こども園と統合する計画となっております。先ほどおっしゃいましたように、4月に両地域の保護者と計画について意見交換会を実施したところです。意見交換会后、佐良浜地域の保護者や自治会代表者等より連名で佐良浜認定こども園の早期設置に向けての要請がございました。要請については、公立の施設は区域ごとの1か所を基にこども園化へ向け進めてきていることから、既存伊良部こども園の今後についても影響があるため、慎重に検討が必要となると考えております。伊良部区域の公立認定こども園の場所については、伊良部地域、佐良浜地域の同意が必要で重要であると考えております。統合の時期につきましては、市としては今後改定される国が示す保育士配置基準や保育士の確保状況、児童の応募状況等により、総合的に時期を考慮していきたいと考えているところです。今後は、本議会終了後も予定はしておりますが、地域の方との意見交換会を予定しております。建設場所、それから統合の時期等の決定に向け、慎重に意見を重ねながら進めてまいりたいと考えております。

◎下地 茜君

今答弁でもありました意見交換会の中で、保育士不足から来年度にでも前倒しして伊良部こども園へ統合したいという説明もありました。ただ、こういう要請が上がっていく中で、もう一度この両地域の同意も必要というところで話合いが必要になってきているのかなと思っていて、これで来年度に統合するとなると個人的には時間が少な過ぎるのかなと、もっと話合いに余裕を持つべきなのかなと思うんですけども、計画では令和7年度でしたか、ということで、もう少し本来であれば先を考えていたところを前

倒しているというのが、保育士が足りないという現状があるということだと思います。質問のほうにも少し細かく書かせていただいたんですが、国のほうが保育士の配置基準を変えるというような方針を出してまして、今まで例えば4、5歳児30人いれば保育士が1人でよかったところが、25人以上、今後は2人配置しなければいけないと。これは、働く現場では負担が軽減されるんですけども、雇用する側はもう一人確保しなければいけないということで、宮古島市もただでさえ足りていないという状況に、さらに現場を考えるとしっかり増やしていかないといけない、確保していかなければならないという状況があると思うんです。担当課のほうにも、これまでいろいろ保育士不足の話聞くと本当にいろんな対応をされているんですけども、もっと抜本的な、根本的なところからの改善が必要なのではないかなというふうに思っていて、例えば全国的にも特に公立の保育施設は正職員より会計年度任用職員のほうが割合が多いとか、この比率を是正していかなければいけないのではないかとか、あるいは地域加算など、その地域で独自の手当制度を設けて、処遇改善、待遇の改善を図っている自治体もかなりあるようですので、それに当たって宮古島市で、ではどういう処遇改善できるか、検討していることはあるかというところをお聞かせいただきたいと思います。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

保育士不足の解消や処遇改善につきましては、保育士確保対策事業や保育対策総合支援事業などの様々な事業を実施し、保育士不足の解消に努めております。また、処遇改善につきましても従来の処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱに加え、令和4年2月から収入を3%程度、月額9,000円程度引き上げるための措置として幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業を実施し、10月から処遇改善として通常の運営費の加算項目として適用しているところです。公立保育所、こども園の保育士の処遇改善としましては、昨年度、会計年度任用保育士に対しても特例基準を適用し、給料のアップをしたところです。また、今後一般の会計年度任用職員との関係もありますが、会計年度任用保育士の勤務時間を7.5時間からフルタイムの7.75時間へ引き上げることによる年間所得の向上について検討できないかということで、総務課と協議を重ねているところです。手当等の加算につきましても、手当としての支給が可能かどうかということを含め、県内他市町村の状況も今確認をしているところでございますので、調査し、検討していきたいと考えているところです。

◎下地 茜君

総務課と話をされているということ、相談されているということなので、ぜひ市全体でしっかり支えていただきたいなと思います。意見交換会では、保育士の方から現状では十分な保育を提供できないということで、つらさを涙ながらに話す場面もありました。処遇改善に対する取組、本当に可能なものをきちんとやってほしいと思うんです。今国も配置基準を変更するというのは、75年間もうずっと言われてきたものをやっとなにか動かしやすんですけども、保育環境を改善しようという機運が出ていると思いますので、このタイミングにしっかり宮古島市が働く人に投資をするということで、今負のサイクルになっているところをプラスのサイクルに変えていくというのにはしっかりと手をかけてあげることが必要だと思いますので、市全体でしっかり取り組んでいただきたいと思います。

続いて、同じく保育行政ですが、宮古島市立保育所・幼稚園の認定こども園移行等に向けた基本計画についてお伺いしたいと思います。ホームページにこの移行計画が載っているということで見させていただいたんですが、少し表記が曖昧で分かりにくいなというところもありましたので、質問に入れさせていた

いただきました。まず、平良北区域の今後についてお聞かせください。

◎**こども家庭局長（仲宗根美佐子君）**

平良北区の計画についてお答えします。

本市においては、今後も児童数の減少傾向が続く予測となっており、平良北区については池間幼稚園、狩俣幼稚園、西辺幼稚園を統合し、令和9年度をめどに平良北区認定こども園設置に向けて準備を進めていく予定となっております。こども園化については、地域の保護者の皆さんの意見を聞きながら、また意見交換会を重ねて進めてまいりたいと考えております。

◎**下地 茜君**

今回伊良部と佐良浜に話し合い、意見交換会をして、その後すぐに要請が各地域から出ました。これすごく必要なことだったなと思っていて、地域から要請が出るというのはそこに住む人たちが自分たちはこういう地域にしていきたいという思いもまた再確認することにもなりますので、でも説明がないとそれをする機会もない、市も地域の人が何を感しているかというところを知る機会もなくなってしまうので、しっかりこの北区域について、少しスケジュールを見ると猶予もあるようですので、話し合いをしていただきたいなと思います。

続いて、福嶺、それから城辺地域について、同様にお聞かせいただければと思います。

◎**教育部長（砂川 勤君）**

宮古島市保育所・幼稚園の認定こども園移行等に向けた基本計画において、城辺幼稚園、福嶺幼稚園は令和6年度より近隣保育所、こども園、幼稚園と統合する計画となっております。先般、保護者説明を行ったところです。現状においては、城辺幼稚園が今年度は休園、福嶺幼稚園は5年以上休園が続いております。近隣の保育所及びこども園に通園している状況でございます。今後地域への説明会も行い、こども園の移行を進めてまいりたいと考えております。

◎**下地 茜君**

先日行われたこの説明会のほうに参加させていただきました。その際に少し今お答えと違うような印象を持ったんですけども、計画では統合となっております。ただし、説明会での話では、閉園をするということ、福嶺幼稚園を閉園した後、ではどこに統合するんですかということ、それはおのおので選んでくださいというようなお話があって、その上で、では福里保育園のこども園化はいつですかというようなところが計画の中でスムーズに移行されていくような説明ではなかったのかなと思うんです。ここは、もう少し説明いただけますか。例えば来年度に関しては、これは閉園になるのでしょうか。それとも、閉園というのは計画書の中には入っていないので、私ははっきりこれは福里保育園をこども園化して、それまでの間はそれぞれ休園という形、こども園化ができれば閉園という形になるのかなと思っていたんですけども、そこはいかがですか。少し認識の確認をできればと思います。

◎**議長（上地廣敏君）**

休憩します。

（休憩＝午前10時19分）

再開します。

（再開＝午前10時22分）

◎教育部長（砂川 勤君）

大変失礼しました。ご質問の城辺、福嶺幼稚園につきましては、閉園ということで説明会を設けさせていただいたところです。

◎子ども家庭局長（仲宗根美佐子君）

こども園化についてでございますが、幼稚園を閉園した後に今現在子供たちを預かっている福里保育園を認定こども園化するかということについては、福里保育園と今話合いをしているところですが、福里保育園としては今のところ認定こども園へ移行するという考えはないということでございました。今後福里保育園とか地域住民の方たちと、認定こども園化が必要かどうかということも併せて考えていきたいと思っております。

◎下地 茜君

こども園移行計画として整理されていく話だったかなと思うんです。それで、こども園化に連携しないままで、先に閉園という話では、これはもう移行計画でも何でもなく、閉園するのにちょうどいいタイミングが来たという話でしかないかなと思っています。福里保育園のこども園化の見通しが立っていないところで、では先に閉園するということだと、やはりなかなか地域としてはこれは、例えば福嶺幼稚園は5年間休園していますけれども、城辺幼稚園は過去2回休園して閉園なのかとか、地域の方がそれで納得するとは思えないんです。一応地域の説明会はしたというけれども、保護者の方が4名か5名か来られたというような程度では、これは地域への説明とはならないと思いますので、この計画の中にも統合としか書いていないわけです。誰がこのことを知っているかという、もう数えるほどしかいない中で説明したといっても、なかなか地域としてそうですかとはならないので、丁寧にやっていただきたいと思うんです。福里保育園はもうこども園化というのは、今後は話し合っていく予定はあるんですか、それとももう考えていないというような状況ですか。もう一度お聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

◎子ども家庭局長（仲宗根美佐子君）

城辺区域の認定こども園については、今現在西城保育所を認定こども園にする計画となっております。その中で、城辺区域の中で西城保育所が認定こども園になるのなら、福里保育園としては今現在保育所のままで預かっている状況でいいのではないかというふうなご意見をいただいていると聞いております。今後西城保育所を認定こども園にするについても、福里保育園の意見も必要と思っておりますので、今後両方の意見を聞きながら進めていきたいと思っております。

◎下地 茜君

私も地域にいろいろお話を聞きながら、これこのままでいいのかというのはやっていきたいと思っています。城辺地域、特に学校統廃合ですごく傷ついてきたと思っています。5年前に私は宮古に帰ってきたばかりでしたけれども、学校統廃合の説明会に参加をしました。地域間、本当に統廃合しないでくれという声上がる中、その声に対して当時の教育長の言葉でこの統廃合しないでくれという声を同調圧力だと言ったという、その場において、その言葉を聞いて旧郡部の皆さんが本当に合併して、私たちの地域が見捨てられているという言葉に言葉にして言うというのに立ち会って、もうこの地域の方が今のこの宮古島の市政に対して一体何を期待しているのかというところをぜひ気づいていただきたいなと思います。今の進み方では、これはそうですかといって受け入れられるような流れにはなっていないので、しっかり

地域に対して説明するというのは本当に小さく、小さくやって、気がついたらそのように進んでしまっているという状況があるかなと思っていますので、学校の廃校の活用に対しても少しその傾向あるかなと思っていますので、機会をつくってしっかり話すということ、地域の声を酌むということをぜひやっていただきたいというふうに思います。これに関しては、引き続き状況を私も調べて、また次の議会でもやっていきたいと思っています。

続いて、福祉行政についてお聞きします。3月定例会でもお聞きしました若年がん患者在宅療養支援について進捗をお聞かせください。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

若年がん患者の在宅療養支援について、今年の3月定例会後になります、市内の訪問看護事業所に対しアンケート調査を実施しております。調査内容は、令和3年度と令和4年度における若年がん患者を対象とした訪問介護や福祉用具の貸与及び購入等についての相談と利用者数についてでございます。調査の結果としましては、令和3年度に訪問介護の相談が1件、令和4年度に訪問看護の相談が1件、利用者数が1件となっております。また、渡航費助成の申請に来られる方へ窓口において現在アンケート調査を行っており、引き続き調査を実施するとともに実情の把握に努めてまいりたいと考えてございます。

◎下地 茜君

3月定例会で上げさせていただいた際に、私もほかの自治体にお電話をしたりして、どういう制度なのか聞かせていただいたりもしました。そんなに年間でたくさんの方が使う制度ではないけれども、一人でも使う人がいれば必要だということで設置しているというようなお話もありましたので、ぜひほかの自治体などのどういう制度として認識しているかなど、そういうところもアンケートと併せて調べていただけたらなと思います。これに関しては、またどうでしたかというところをお聞きできればなと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、沖縄県離島患者等通院費支援事業補助金についてお聞きしたいと思います。これに関しては、以前より支援の拡充を求めてきたという経緯がありまして、令和4年度に県の補助率が5割から9割に変わったという中で、宮古島市も渡航回数を1回増やしてきていただいています。ただ、当事者の皆さんに話を聞くと、やはり渡航回数、例えば必要な人は本当に時期的に集中して、毎月のように通うというような方もいて、そこに対応してほしい、もっと渡航回数を増やしてほしいという声などもありました。私も実は6月に血液細胞の提供ということで提供者として入院をしたんですけれども、その際に2回ほど渡航しているんです。関西のほうに渡航したんですけれども、そのときに治療方法を何個か選ぶことができ、渡航する回数が少ないほうを選んだんですけれども、2か月くらいの間に6回病院に行かなければいけないというような提供の方法もあって、なので恐らく患者が年にたくさん集中して行くよというのはそういうことなのかなと。手術をする前後に3回、3回というような形で行く。そうすると、年間で本当に毎月行っているような状況というところが出てくるのかなと思います。ただ、それが何年も続くのではなく、そういう年もあるということです。なので、その中のうち1回でも渡航が困難なら治療を諦めてしまうと、過去にそういう方がいたということで渡航回数を増やしてほしいという声が根強いということです。ただ、回数無制限となると、やはり市としては一っ飛びには懸念があるかなとも思うんですけれども、個人的には年12回くらいあると、制度が準備できていると、大まかなニーズには対応していけるのかなとは思ってい

まして、そのためにも、ではどのくらい予算が必要なのか出す必要もあると思うんです。それで、今回の質問はその検証の一例として試していただきたいなと思って質問をつくってきたんですが、まず①、令和4年度に回数を3回に引き上げました。放射線治療は4回ですけれども、含めて3回以上渡航して、この助成を受けた方の人数を教えてくださいと思います。

◎福祉部長（松堂英彦君）

福祉部のほうでは、渡航費助成のうち重度障害者児への渡航費に係る部分についてお答えをいたします。令和4年度重度障害者児等の渡航費等助成事業につきましては、2回の助成を上限として実施しております。まして、令和4年度2回利用者は12名となっております。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

市民生活部所管の難病患者等に係る渡航費助成事業についてご説明いたします。

令和4年度の助成利用者は、2回利用者が77人、その付添人が21人、3回以上利用者が96人、その付添人が22人となっております。

（「休憩していいですか」の声あり）

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午前10時36分）

再開します。

（再開＝午前10時36分）

◎下地 茜君

2回のみ利用された方が77名と12名いらした。3回以上の方が96人ということでしたので、4回、5回と使っていく方というのはこの96人の中から恐らく使っていられるかと思っていて、仮にこの96人がそのままあと3回渡航した場合幾ら必要かというところの数字が出るといいかなと思っています。1回の渡航費用は、令和元年度から4年間この事業の歳出額が出ていると思いますので、この事業を使った方の回数を割ると1回当たりの平均額1万6,307円が出ます。これを1回当たりの額として計算していただけたらと思います。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

令和4年度において、渡航費助成を3回以上利用した方がさらに3回渡航した場合の支援額は577万2,678円となります。これは、先ほど申し上げましたご本人96人、付添人が22名、118名となります。これを3回掛けますと354回渡航するということとなりますので、下地茜議員が算出しました1万6,307円に354回を掛けますと577万2,678円となります。

◎下地 茜君

577万円ということでした。ただ、先ほどの人数の118人がそのまま6回行くとは思わないので、恐らくこの577万円を超えない範囲というか、ある程度の額として見ることはできるのではないかなと思っています。そのうちで宮古島市の割合は1割ということなので、57万円くらいを市の出費として見ていくこともできるのかなというふうに思っています。ただ、いろいろ東京のほうに、関西のほうにと治療に行った場合は市の単費になるとか、状況によってまた違ってくる場所もあると思いますので、もちろんこの数字

が完全というわけではないんですけれども、大まかな見積りとしては見る事ができるのかなと思うんです。沖縄県この制度をつくって、財源を一括交付金に変えて9割助成としてきました。質問のほうにも書いたんですけれども、それは宮古島市の負担を下げたいというよりは、もっと支援内容を充実させて、この離島に住む患者の方によりよい行政サービスを提供できるようにというところの助成率の変更だというふうに思っていますので、それを踏まえて来年度宮古島市としてどのような拡充を検討するのか、そして検討できるのかお聞かせいただけたらと思います。

◎副市長（嘉数 登君）

令和5年度重度障害者児等の渡航費等助成事業は、沖縄県離島患者等通院費支援事業補助金に重度障害者児への支援項目が追加されたことを受けて、これは2回から3回に助成を増やしております。また、沖縄県の助成とならない対象者についても現状把握を行い、助成拡充の検討を実施しております。今後とも必要な医療が受けられる支援体制の構築に向け、前向きに検討してまいります。（170頁に発言訂正あり）

◎下地 茜君

昨年1,100万円ほどの予算を令和4年度は後からつけて増やしてきたと思いますが、今年は500万円ほど増やして、1,600万円の予算になっていたかなと思います。そうすると、この予算の範囲でも拡充というところは恐らく可能ではないかなというふうに思っていますので、まず年6回というところまでは今年の数字を見ながら来年取り組んでいける範囲ではないかなと思っていますので、ぜひこの6回というところを、個人的にはそこに向けて制度のほうも考えていっていただきたいし、またその6回を見て、では12回というようなどころもぜひ計算をしながら可能かどうか、付添人の数を増やしてほしいという声もありますので、そういった辺りも含めながら拡充を検討していただきたいなと思うんですが、先ほどアンケートの話が前の質問であったんですけれども、この制度を使っている方、200名を少し超える実績、令和4年度は実績があると思うので、この方々にアンケートをお願いして、よく使う時期でどのくらい年間に渡航したのかとか、本当に12回必要なのかというようなところもあるので、アンケートを取ってみる、あるいは付添人2人以上必要だという方がどのくらいいるかなど、アンケートなどを取ると本当に必要だと思われるものが何かというところも分かってくるのではないかなと思いますので、その辺りもしっかり取り組んでいただいて、よい内容で拡充できるように取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それで、また同じ制度についてなんですけれども、子供の治療に親が付き添って渡航する場合についてもお聞きしたいと思います。子供が入院して、病院で親と一緒に泊まれればいいんですけれども、集中治療室などにお子さんが入られると、親はホテルで一人で宿泊するケースがあるということです。患者と付添人が一緒でないと助成対象ではないとされたケース、あるいは助成対象とされたというケースとあるということでしたので、当然付添人が必要であることは医師の意見書も提出して、そこはクリアされているものと思いますが、付添人が一人で宿泊するというケースについて、宮古島市としてはどう判断することになっているのか確認できればと思います。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

難病患者等の渡航費助成は、患者が未成年の場合は付添人の渡航費及び宿泊費は助成の対象となっております。なお、患者の入院治療の状況により、緊急時の対応など様々なケースがあります。その際は、申請者より聞き取り等を行い、沖縄県とも調整を図りながら、申請者に寄り添った対応をしてまいりたい

と考えております。

(何事か声あり)

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

(休憩＝午前10時45分)

再開します。

(再開＝午前10時46分)

◎副市長（嘉数 登君）

先ほど下地菫議員の質問に対して、錯誤による答弁がございましたので、再答弁をさせていただきます。本市における次年度以降の支援について伺うという趣旨の質問だったかと思っております。渡航費については、令和4年度より県の補助率が5割から9割に拡充したことに伴い、昨年度より渡航回数の上限を引き上げております。しかしながら、上限の回数を上回る通院や入院のため、渡航を余儀なくされている皆様の経済的負担の解消に至っていない状況となっております。そのため、対象者のさらなる負担軽減に向け、渡航回数増などを県と現在行って調整を行っております。それから、7月には各航空会社へ負担軽減に向けた支援について要請を行っております。

◎下地 菫君

渡航回数を増やす方向で検討されているということでした。多いほうがいいんですけども、アンケート等も取りながらというふうに思っているので、ぜひ幅広い拡充をしていただけたらと思います。ありがとうございます。

お答えをいただいて、今ホテルの付添いについては付添人が一人で宿泊するケースでも対象というふうにお答えいただいたかなと思いますが、よろしいですか。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

一応状況によります。

◎下地 菫君

8月に当事者の皆さんと市当局との意見交換会があったと思います。同席もさせていただいて、その折に担当課から前向きな、出せるものは出さないというようなやり方ではなくて、出るというようなやり方で前向きにやっていきますというようなお話もあったんですけども、気になったのは先々職員が入れ替わっていくとまたそこで判断がばらついていくと、よく聞き取りをする職員だと、出るけれども、難しいなど判断したら出ないとか、そういうようなことになってしまいはしないかということでこの質問を入れさせていただいたんです。できれば、こういう判断が曖昧な事項についてはガイドラインをつくるのですとか、例えば県のほうに問い合わせ、こういうケースなら出るというようなことがあれば、その事例を取得したり、県のほうから通告を出してもらおうとか、通知を出してもらおうとか、この判断にあまりばらつきがないような工夫をしていただきたいなというふうに思っています。要望としてお伝えしたいと思いません。

少し時間がなくなってきたので、次に移りたいと思いますが、教育行政について、旧来間小中学校の体育館が老朽化して、特に屋根が強い台風が来たら周辺住宅に影響を与えかねないという声がありました。

対応をお伺いいたします。

◎教育部長（砂川 勤君）

旧来間小中学校の体育館につきましては、宮古島市閉校学校跡地利活用検討委員会において策定された個別計画において、解体する方針がなされております。そのことから、予算確保に向けて、早期解体へ向け取り組んでまいりたいと思います。

◎下地 茜君

何か起こってからでは問題が大きくなりますので、早急な対応をお願いしたいと思います。

続いて、各学校の蛍光灯について、これも毎議会で上がってはいますが、直接今後どうなるのと心配の声も上がっているの、担当課の皆さん苦労されていると思いますが、現在の進捗をお聞かせいただければと思います。

◎教育部長（砂川 勤君）

市内の小中学校において、廃棄処分となっています蛍光灯については、現状も各学校において一時保管している状況でございます。

◎下地 茜君

保管をして回収をしていくのかなと思います。来年度以降の対応を伺うと書いたんですけども、今後どうされるのかというところをお聞かせいただければと思います。

◎教育部長（砂川 勤君）

先ほど述べた学校において一時保管している蛍光灯については、早急な処理が行えるよう予算の確保に努めてまいりたいと思います。

◎下地 茜君

来年度以降も続けますかね。

では続いて、LED化に向けた取組です。過去の答弁にもありますけれども、これも一応お答えをいただけたらと思います。お願いいたします。

◎教育部長（砂川 勤君）

現在LED化へ向けては、照明の修繕を行う際、LED電球に取替えを行っております。また、機器の使用不可による取替えが必要な場合には、この場合においてもLED照明への取替えを順次行っている状況でございます。

◎下地 茜君

LEDの電球に取り替える際に、基本的にはLEDにしていくとか、あるいは学校でもう残り僅かとなったら一度にやるとかして、消極的に取り替えていくのではなく、もっと積極的に取り替えていかないといけないのではないかなと思っていて、というのも回収業務が発生するわけですね。来年度以降もこの回収業務をやっていくということなので、ここもまた予算確保が必要な部分になってくると思います。回収するにしても、職員が回収するのか分からないですが、仮に委託して回収するとなると費用とか手間とかもかかってくるので、どちらが効率がよいかぜひ議論して、現場に負担のない対応をしていただきたいと思います。

続いて、畜産行政についてお伺いいたします。1年前に死亡牛の島内での処理費用が高額になるとして

対応を求めました。以後、検討の進捗がどのようになっているかお聞きいたします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

現在死亡牛処理の方法といたしましては、産業廃棄物業者の松島開発による焼却処理のみとなっております。県内の事例を調べましたが、県内では石垣市と伊江村が冷凍コンテナによる海上輸送を行っておりますが、施設整備の経過年数に伴い、冷凍コンテナ、冷凍施設の故障や光熱水費、輸送費に係る燃料高騰など、維持費を含め施設運営が厳しくなっており、処理費に係る畜産農家の負担額の増額を検討することをございました。本市島内での処理の方法の一つとして、リサイクルセンターでの死亡牛の堆肥化について検討しておりますが、新たな発酵槽を設置する必要があることや、頭部などの特定危険部位を切り離さなければ堆肥化できないなどの課題も見えてきました。島内処理、島外処理のいずれにしても、畜産農家が長期的に安心して死亡牛の処理を行うことができるとともに負担軽減につながるよう、今後もJA、宮古食肉センター等の関係機関と協議を行ってまいります。

◎下地 茜君

牛農家の方のお話をお聞きすると、皆さん死亡共済も任意ながら加入はしているんですが、損失補填であると。例えば牛を貸付制度で導入する農家もいらっしゃるということなんです。今子牛の価格が下がってたりしますので、幾らというのは言えないかなと思うんですけども、例えば仮に1頭60万円を見込んで育ててきたところ、病気があって、事故があって損失になっていくといった場合に共済から20万円、30万円降りても、そのうちの6万円や9万円はこの処理費用で引かれていくと、人によっては1年、今年からとか、もう返済が始まっているというような中でのこの処理の費用というものの大きさは大変な痛手かなと思っています。石垣では4,000円でしたかね、一番下の金額が。ほかの地域では1万円以内で済んでいるようなところがあり、これでは地域格差になってしまっていないかということもありますので、しっかり仕組みをつくっていただきたいなと思います。関係者の話合いであったり、仕組みをつくるまで時間がかかるとしたら、適正処理が定着するように何割か補助を出すなど、その間にできることはないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。もしお答えできることがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

死亡牛処理について、管理者の飼養管理環境とか管理体制の改善により死亡牛の頭数減少につながることや、家畜共済で補償されていることもあり、焼却費用に対する補助については現在のところ考えてはおりませんが、地域格差がないようにできるだけ死亡牛の処理が農家負担の軽減につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

◎下地 茜君

何ができるかというところをぜひ検討して、早急な取組をお願いしたいと思います。

続いて、牛の予防接種についてお聞かせいただきたいと思います。ピートンウイルスの発症例が、近年は八重山、宮古島では令和4年に確認されています。現在の3種混合ではこのピートンウイルスに対応できないとして、4種混合ワクチンを推奨すべきではないかということで、勉強会の中でもそのような話があったと聞いています。宮古島市でどのような対応ができるかお聞かせください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

まず、ピートンウイルスについてですが、ピートンウイルスは吸血昆虫を媒介して、牛や毛の刈取り用の羊、綿羊などの反すう動物に流産、死産及び先天異常を発症させるウイルスとなっております。牛の流産や死産、体形に異常がある子牛の分娩等の異常産は、子牛出荷で収入を得ております肉用牛繁殖農家にとって経済的影響が大きい疾病です。異常産は細菌やウイルス、栄養障害などが原因ですが、吸血昆虫が媒介するウイルス感染症の異常産は時に大規模な範囲で発生するおそれがあります。そのため、家畜伝染病予防法により沖縄県宮古家畜保健衛生所において、異常産ワクチンのうちアカバネ病を予防するアカバネ病生ワクチンと、アカバネ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病の3種を予防する3種混合不活性ワクチンの2つの異常産の予防接種を実施しております。近年沖縄県内でピートンウイルスによる異常産の発生があり、また宮古地域でのウイルス調査でピートンウイルスの抗体を保有する牛が確認されました。ピートンウイルス感染症の予防には、3種混合不活性ワクチンにピートンウイルスを加えた4種混合不活性ワクチンがあります。4種混合不活性ワクチンは、獣医師からの指示書による接種が可能であることから、畜産農家がふだん受診している獣医師への相談を案内する予定をしております。

◎下地 茜君

宮古島市からこの周知というところもしていただきたいなというふうに思っています。少し時間がないので先に行きましょう。

環境行政について移りたいと思います。地下水から微量ながら農薬成分が検出されている件について、地下水審議会学術部会ではモニタリング調査の前に過去から現在の農薬使用量のデータを出して、把握しておくことが大事ではないかという意見がありました。6月定例会では、進めていくというお話でしたので、進捗をお伺いできればと思います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

農林水産部より旧市町村ごとの過去5年間の農薬供給量について、実績一覧の資料提供を受けております。

◎下地 茜君

データ提供を受けて、今後の対応をお伺いいたします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

今後のスケジュールといたしましては、実績資料の詳細などに関して農政課への聞き取りを行いまして、作物ごとの使用量や使用時期などを整理した資料を作成し、地下水審議会学術部会を開催いたしまして、今後の方針等についての提言を取りまとめていきたいと考えております。

◎下地 茜君

ぜひ今後も質問していきたいと思っておりますので、お願いいたします。

あと1分ぐらいしかないんですけども、最後の質問をしたいと思っております。日米合同訓練に関して、少し質問を飛ばしながらですけども、10月の日米合同訓練、宮古島市への通知があったかというところをお答えいただきたいと思っております。

◎企画政策部長（久貝順一君）

下地茜議員ご質問の10月開催予定の日米合同訓練につきましては、報道等により承知をしているところです。訓練の実施につきまして、防衛省から本市への通知は届いてはおりません。

◎下地 茜君

まだまだ質問、最後までいけなかったんですけども、7の国民保護計画、また12月に大体似たような内容で、これ6月にも入れたんですけど、言えずに9月に移したんですが、また12月にしっかり聞きたいと思います。日米合同訓練、説明会、防衛省も、議会では当時の宮古島市長も合同訓練予定はありませんと言ってきました。そこを踏まえて、宮古島市今後これ受け入れるかどうかというような話も出てきかねない状況だと思っていますので、しっかり過去の説明に基づいて今後判断していただきたいと思います。

時間になりましたので、これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（上地廣敏君）

これで下地茜君の質問は終了いたしました。

◎久貝美奈子君

市民ネット結、久貝美奈子です。よろしくお願いいいたします。それでは、通告に従いまして質問いたします。

質問の内容を、少し順番を変えます。まず初めに、畜産振興について伺いたいと思います。1、畜産農家支援について伺います。配合飼料の価格の高止まり、子牛競り平均価格の減少により、畜産農家から経営が厳しいとの声が多くあります。宮古島市畜産飼料高騰対策補助金交付事業について、本定例会で4,893万円の補正が上がっております。そこで、事業内容について質問を準備していたんですが、昨日西里芳明議員の質問に対し、当局から説明がありましたので、この質問は割愛させていただきます。この本定例会で可決後、4月に遡りこの補助事業が実施されるとのことですので、少しでも農家の負担軽減になればと思います。よろしくお願ひします。

次の②、畜産経営についての助言など、畜産農家が相談できる体制はあるか伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

畜産経営についての助言、相談の体制ですけども、本市では家畜管理業務支援システムを導入し、農家情報、農家ごとの牛の頭数、畜舎の位置などの基本情報や牛の個体に関する情報を管理できるようになっております。この情報を基に、牛の個体別のお産歴や分娩間隔、競り価格などをまとめ、今後の畜産経営に役立ててもらえるよう希望する農家に提供しております。また、競り開催時においては、市場内に畜産課の出張窓口を配置しており、農家が相談しやすい体制づくりに努めております。畜産経営の専門的な助言としましては、公益財団法人沖縄県畜産振興公社が実施している畜産経営技術改善指導事業があります。畜産農家に対して、個別に売上げや購買、借入れといった経営状況、または労働力や家畜繁殖データ等を調査分析して、生産率や分娩間隔等の各指標を比較して指導を行う事業になっております。

◎久貝美奈子君

いろいろ事業があると今伺いました、この相談体制。畜産課のほうでもデータをまとめているということで、9月の競りで子牛1頭平均価格が11年ぶりの42万円台の安値となり、3か月連続50万円を割り込みました。子牛価格の下落、飼料価格の高止まり、10月から始まるインボイス制度など、畜産農家の不安は増えるばかりです。農家の不安が解消されるような窓口、経営の相談ができる窓口、事業はあるのは分かったんですけど、もうちょっと本当に気軽に相談できるような窓口、またJAや関係機関との早急な対策

会議を持つなど、この現状打破に全力を傾けるべきではないでしょうか。宮古島の畜産業を守るためにも、国、県へも訴えていただきたいと思います。よろしくお願いします。このことについて何かありますか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

今畜産農家は、大変厳しい状況に置かれていることと認識しております。先ほどの答弁でもありましたが、希望する農家には個別でデータの提供を行っております。また、競り開催時に競り市場に臨時窓口を設置するなど、農家に相談しやすい体制づくりには努めておりますけれども、今後は畜産農家の皆様に安心して畜産経営していただけるよう、対象を全畜産農家に広げた個別相談体制の事業化を検討していきたいというふうに考えております。競り価格の下落と飼料高騰で、畜産農家の皆さんにとってはもう非常に苦しい状況であることは十分承知しておりますので、今後も引き続き国、県、JAなど関係機関と連携して、現状を打破できるよう働きかけていきたいと思っております。

◎久貝美奈子君

個別の支援、相談の体制も事業化を考えているということを伺いました。ありがとうございます。かなり深刻な状況です。畜産農家の支援を引き続きよろしくお願いいたします。

次に、姉妹都市交流について伺います。1、台湾基隆市との交流について。本市と基隆市は、平成19年6月28日に姉妹都市締結をいたしました。基隆市との交流は、基隆港―平良港間のクルーズ船の就航、平成17年の国際ヨットレースの開催などを通して民間交流が広がりました。この交流をさらに深めていくためにも、宮古から台湾への直行便就航が必要だと考えます。今後予定はあるか伺います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

姉妹都市交流についてでございます。本市と台湾の基隆市は、本年6月に行われました第19回台琉友好親善国際ヨットレースに伴いまして、基隆市副市長をはじめ20名余の政府関係者が基隆市より本市を訪れ、両市の交流を深めたところでございます。また、8月には基隆市側の要請を受け、宮古島市、宮古島市議会、宮古島観光協会、宮古島商工会議所で基隆市を訪問し、謝国樑基隆市長を表敬し、今後も両市の物産や人的交流を進めていく旨の意見交換を行っております。台湾と下地島空港を結ぶ定期便就航につきましては、本年2月に下地島空港活性化協議会の会長の市長が市民から集めました直行便開設を請願する署名1万2,456筆分をタイガーエア及びマンダリン航空、交通部民用航空局に手交し、要請してまいりました。また、今後の取組としまして、本年11月には台湾の最大都市であります台北市の百貨店におきまして宮古島フェアを開催する予定でございます。本市の観光PR及び物産を展示販売することにより、台湾側からも直行便の就航に向けた機運を高めていただくことを目的としております。宮古島フェアを契機に、台湾の方々の本市に対する認知度や訪問したい場所等の情報収集も行い、直行便就航への足がかりとしたいと考えております。

◎久貝美奈子君

直近便の就航目標ですが、いつ頃までに、何年までに目指すというような具体的な計画はあるか伺います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

直行便就航の時期についてでございますが、今のところ具体的な時期については決まっておりませんが、こういった交流の機運が高められれば、早急に就航が図られるものと期待しております。

◎久貝美奈子君

関連しまして、下地中学校が台湾とのホームステイなどの交流を行っているというマスコミ報道でも見ました。直行便が就航すれば、例えば修学旅行の候補地として基隆市を選ぶことで子供たちの交流にもつながります。また、子供たちが海外の異文化に触れることで異なる価値観や視点を理解し、寛容な思考を養うこともできると思います。宮古の子供たちが将来世界で活躍できる人材になるよう、たくさんの体験をさせたいと考えております。教育長、どうでしょうか。この基隆市への修学旅行をどのように思いますか。

◎教育長（大城裕子君）

久貝美奈子議員がおっしゃるように、子供たちに異文化体験を通して国際理解を深めてもらいたいと思っております。中学校の台湾への修学旅行につきましては、今後検討してまいります。まずは、下地中学校と意見交換をしてみたいと思います。

◎久貝美奈子君

引き続き、直行便就航に向け、官民連携して進めていけたらいいなと思っております。よろしくお願ひします。

続きまして、商工観光行政について伺います。1、観光振興について。施政方針の中に、量から質への転換を図るため、宮古島観光協会等との官民連携により、自然環境に配慮した持続可能な観光地の形成を目指すとあります。この量から質へ、持続可能な観光地形成に向けてどのような取組をしているか伺います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

量から質への転換ということでございます。持続可能な観光地形成に向けて、まず観光繁忙期と閑散期の平準化を図り、安定産業につながるような施策が重要であるというふうに考えております。これまでの入域観光者数の増加を目的とした施策から、観光消費額の増加や観光客や市民の満足度向上も重要だと考えておまして、伝統文化や地元食材を活用した観光コンテンツ造成を官民連携して検討しております。また、観光振興が市民メリットにつながっているのかを把握するために住民アンケートを実施しており、今後の観光施策の参考にしてまいりたいというふうに考えております。

◎久貝美奈子君

住民アンケートを実施したということをご伺ったんですが、これいつ頃行ったのか、あと内容についてもお聞かせできればと思います。お願いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

住民向けアンケートでございます。これまでに平成30年度と令和3年度に住民満足度調査を行っているところでございます。観光振興に対する重要度につきましては、重要であるとの回答が7割程度、観光振興政策に期待するとの回答が6割程度となっており、観光振興に対する住民の期待は非常に大きいという結果を得ることができたというふうに感じております。その一方で、自然環境への配慮などを望む声も増加していることが分かり、量から質への転換を図るきっかけともなっているところでございます。この結果を踏まえ、令和4年度におきまして地産地消の推進に向けた検討や観光施策に資する新たな財源確保の検討、海岸利用に関する条例整備等を行ってまいりました。今年度におきましても再度住民アンケート調査を実施予定でございますので、その結果を踏まえ、今後の取組方針の検討に生かしてまいりたいと考え

ております。

◎久貝美奈子君

今後もこの住民アンケートを行うということですが、予定はいつ頃か教えてください。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

明確な時期というのはあれですが、現在繁忙期の終盤に差しかかっている時期でございますので、繁忙期終了後の閑散期に入る時期を考えております。

◎久貝美奈子君

次の質問に行きます。観光が地域活性化につながっている一方で、開発等による自然環境への影響、野生生物の生態系への影響など懸念されることもあります。自然環境や地域住民への負担にならないような一定のルールも必要だと思いますが、市としての考えを伺います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

本市におきましては、宮古島観光協会、戦略委員会を事務局として宮古島サステイナブルツーリズム連絡会を立ち上げて、サステイナブルツーリズムガイドライン策定に向けて協議を進めてまいりました。令和5年3月には宮古島サステイナブルツーリズムガイドラインを策定しており、ホームページへの掲載、ポスター、リーフレットなどの配布などの周知活動を行っているところです。ガイドライン策定の目的としましては3つの項目を掲げており、1つ目に島の観光の安全・安心の向上、2つ目に自然環境の保全と観光の両立実現、3つ目に島と観光の持続性向上の3つの目標となります。今後は、申請のありましたマリン事業者に対し、ガイドラインを遵守しているかどうかを審査し、認証事業者として認定するなど、官民で連携して持続可能な観光を目指してまいります。

◎久貝美奈子君

この質問をしたのは、市民の皆様からやはり観光客が増えることはとても喜ばしいことなのですが、海岸線の開発が進んでいくことにより宮古島らしい自然が失われていくのではないかと、水はいつまで大丈夫かなど不安の声が多く寄せられています。来間島では、ヤシガニツアーや星空ツアーなど、夜にも観光客が来島し、ウミガメの産卵場所となるビーチにも多くの人々が来るようになり、ウミガメの生態系に影響するのではと住民の皆さんからの不安の声もあります。また、池間島においても昔ながらの静かな砂浜が観光客に目立つようと切り開かれ、インスタ映え、写真撮影スポットとしての工作物が造られ、それが台風によって壊れたまま放置されている状態でした。また、この防風林の役目をしていた木々がなくなったために、砂浜の砂が道路周辺の畑にまで入り込んでいるという状況です。池間の自治会長も、目の前のこの砂浜の前の状況の写真を見せてくださいました。海の青と砂浜の白、砂浜を囲む木々の緑、美しい景色がそこにありました。もうこの壊れた砂浜は元に戻らない、壊れた自然は元に戻りません。それぞれの自治会から、自治会では止められない、どうしようもない、行政で何とかしてほしいという訴えがあります。土地の所有者との問題、管理している県との問題、いろいろあると思います。しかし、あつという間にいつの間にか開発が進み、宮古の自然が壊されているように感じます。すみません。ちょっとうるうるしてきました。この自然豊かな宮古島を子供たちに残していくことが私たちの責任だと思います。この現状を踏まえ、宮古島市の未来について市長の考えを伺います。

◎市長（座喜味一幸君）

今ご指摘のサステナブルツーリズムという、観光がそういう方向に動いていることは確かでございます。行く行く我々の10年、20年、将来にわたっての宮古の財産とは何なのかというようなこと等を今改めて私たちは肝に銘じなければならないと思っております。池間島のコーヒー屋から下りていったところの浜、台風で大変ここまでかというような、2年ほど前にも言ったんですが、どんどんと植林が、樹木が伐採されて、浜へ下りていくような道路になっていまして、しっかりとその辺は対応しなければならない喫緊の課題かなというように思っておりますけれども、私たち宮古島のやはり観光の満足度、これは自然環境というものは大変大事だと思っております。海もさることながら、海と連携した島の環境について、循環というもの、生態系の確保というのは大変重要でありますから、今まさに宮古島は観光を含めて、マリンスポーツを含めて、ホテル等の投資を含めて大変大きな動きがありますが、その土地利用の在り方、そして先ほど観光商工スポーツ部長から答弁がありましたサステナブルツーリズムにおけるガイドライン等々、これ早急に関係機関、行政、民間の皆さんが連携しながら、しっかりと対応していかなければ、宮古の観光の持続というのにはあり得ない。そういうある意味では、今まさに立ち止まって危機感を持って対応すべき時期に入ったのかなというふうに思っておりますので、しっかりと観光と環境の保全、これは相反するものではない、そのためのルールづくりというものはしっかりとこしらえていかなければならない大変重要な時期と思っておりますので、熱い思いしっかりと受けて対応していきたいと思っております。

◎久貝美奈子君

8月に会派で恩納村へ行ってまいりました。恩納村では、環境保全条例により、土地利用について無秩序な開発の防止や環境保全のために土地利用について区分けをし、一定の制限を設けているとのことでした。また、日本初となるダイビング業者への認定制、グリーン・フィンズを取り入れ、サンゴを守り、観光客へ安心して楽しんでもらうための事業者の質の向上にも取り組んでいるとのことでした。本市において、このような取組、認定制度、先ほど観光商工スポーツ部長はおっしゃったんですが、これはどのぐらい進んでいるのでしょうか。お願いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

認定制度でございます。事業者のほうと意見交換をしながら、そういったガイドラインの遵守の徹底を進めていくという形で意見交換しながら今後進めていきたいというふうに考えておりますので、まず意見交換を実施してまいりたいというふうに考えております。

◎久貝美奈子君

昨日の沖縄タイムスにもありました、宮古は今県内の市町村別の基準地価上昇率が住宅地、商業地ともに、ホテルの建設ラッシュが続くということで、宮古島が1位となっております。この記事の中にもあります。今後取引が過熱して、土地の利用ではなく、売買による利益を目的とする投機的売買が増えるようになれば、土地が適正に利用できなくなるおそれが出てくるなど、住民の生活環境を損なうような乱開発なども防ぐ仕組みも必要だと思います。宮古島市もそろそろ思い切ったルールづくりが必要かと思っております。宮古の自然を守り、市民の負担にならないような観光地への取組を引き続きよろしくお願いします。

次の質問に行きます。宮古島市公設市場の今後について伺います。公設市場に隣接している下里通り、市場通りには土産店や飲食店も増え、観光客の往来も増えております。地元の方はもちろん、観光客にも親しまれる施設に変えていく検討も必要だと考えますが、今後について当局の考えを伺います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

今後の公設市場の在り方についてのご質問でございます。宮古島市公設市場は、地産地消の推進と市民の消費生活の利便性の向上及び地域の活性化を図るため、農産物、水産物及びその他の食料品等を販売する店舗に供する施設として設置されております。しかしながら、郊外への大型スーパーの進出などにより、市場としての存在感が薄れていることは認識しているところでございます。一方では、国内外の観光客の増加に伴い、市街地の中心施設として新たな役割が求められているとも考えております。今年度の市場活性化の取組としまして、宮古総合実業高校に依頼して、木製のテーブルと椅子を製作していただきました。そのテーブルと椅子を利用しまして、青空市場のスペースを活用した、観光客や市民が飲食をしながら憩える環境を徐々に整えてまいりたいというふうを考えております。また、今後施設の活性化を進める施策としまして、市場機能の廃止や指定管理者制度の導入も検討していく必要があるというふうを考えております。市民や観光客の憩いの場として親しまれるような施設にするよう取り組んでまいりたいと考えております。

◎久貝美奈子君

公設市場は、市が進めている中心市街地活性化事業の範囲の中にも含まれています。この事業とともに、この施設の在り方についてもぜひ検討をお願いしたいと思っております。観光もそうですが、まちづくりにもやはり質は必要だと思っております。質のいいまちづくりを目指していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

次に、女性活躍推進について伺います。「うい・ずうプラン」、男女共同参画計画について、本計画では共に認め合い、共に活躍できる社会を目指す基本理念を掲げ、4項目の基本目標を設定しております。その中に課題として、自立に向けた人材の育成と就業支援とありますが、具体的な取組について伺います。

◎企画政策部長（久貝順一君）

自立に向けた人材育成と就業支援、具体的な取組についてお答えをいたします。

宮古島市におきましては、第4次宮古島市男女共同参画計画「うい・ずうプラン」を策定し、「共に認め合い、共に活躍できる社会を目指して」を基本理念に掲げて各種施策に取り組んでいるところです。ご質問の自立に向けた人材育成と就業支援は、基本目標3にあります。施策としましては、1つ目、自立に向けた啓発と意識の醸成、2つ目、女性の就業能力開発支援、3つ目、起業を目指す女性への支援が挙げられております。主な事業内容は、女性の資格、技術習得等の就業支援、再就職支援などでありまして、具体的な取組といたしましては、県内外の関係機関から依頼があった際に研修会や講習会等のポスターの掲示、またパンフレットの設置、また配布を行っているところです。創業支援といたしましては、宮古島商工会議所、宮古島市伊良部商工会、地元の銀行と連携をして創業希望者への相談に対応するとともに、国や県の各種融資制度も紹介しているところです。また、ハローワーク宮古から提供される毎月の求人情報を市のホームページへの掲載や、宮古島市公式LINEにおいても求職情報や就業スキルアップセミナー等の周知を行っております。また、沖縄県女性就業・労働相談センターと連携をしまして、市内事業者向け及び就業されている方向けのセミナーも毎年度開催しておりますので、ぜひご活用いただければと考えております。

◎久貝美奈子君

今回気になっているのが、企画政策部長がおっしゃいました女性の就業能力開発と起業を目指す女性の支援というところです。この計画の中を見ますと、講座や研修などの実施状況、目標などが示されていますが、令和4年度から令和8年までの計画になっています。この目標指数ですが、例えば令和4年度この就業資格取得に向けた講座の開催というところなんですけど、「うい・ずうプラン」の31ページなんですけれども、令和4年度この講座の開催1回、令和5年度も1回、令和6年度も1回、令和7年度も1回、令和8年度も1回と目標回数が記されておりますが、3年後、令和8年度においても、達成年度においても1回、目標、今のままの現状維持でいいのでしょうか。この計画が私毎年1回やればいいというふうにか見えるんですけども、その辺についてお伺いします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

事業内容としまして、先ほど久貝美奈子議員がおっしゃってございました回数に関して、1回のみという形の計画となっているということでもありますけども、事業名に関しましては各関係部署の絡みがあります。その中で、今年度実施をしていく中でまたいろんな必要性とか高まってきた場合には1回ないし2回、3回と、そういった形での開催ができるものだと思っております。また、今年度の事業状況、また次年度進捗状況を見ながらやっていく中で、またこの中での計画の変更等も多分出てくるのかなと思っておりますので、ご了解を願いたいと思っております。

◎久貝美奈子君

講座の開催とか研修会、本当に開いていただいているのはありがたいと思うんですけども、この市民の意識の啓発、改革はもちろん重要だと思います。ですが、年々世の中の流れを見ましても、男女共同参画への市民の意識は、少しずつですが、変わってきています。計画達成の令和8年度、3年後、今よりも変わっているということが想像できるかと思えます。市の取組について、講座とか研修も大事なんですけど、次のステップ、もう一步踏み出す時期ではないかと私は思います。講座などを受けてやる気が出ます。このやる気がある人を生かし切れていないのではないかというふうに感じます。起業したい、何かを始めたいというやる気になった方を後押しできるような、そういった事業も必要だと考えます。また、この6月5日に国が発表した女性版骨太の方針2023の中で、地域のニーズに応じた取組の推進のため、地域女性活躍推進交付金により地方公共団体の効果的な取組を支援するとしております。本市においても、この地域女性活躍推進交付金を積極的に活用し、人材育成、就業支援、または企業支援など、こういった事業を今後検討していただけないでしょうか。答弁お願いします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

久貝美奈子議員ご質問のとおり、今年6月に男女共同参画計画会議を受けまして、女性版骨太の方針2023が示されております。その中で、地域女性活躍推進交付金という事業がありまして、この事業につきましては地域の実情に応じて女性の活躍推進に資する取組を支援する事業となっております。県内では、沖縄県がつながりサポート支援事業として、支援を必要とする女性を適切な支援機関につなぐことができるよう相談会を兼ねた居場所づくりの実施を行っております。また、糸満市では女性デジタル人材の育成及び所得向上に向けた就労支援を行うための女性デジタル教育就労支援事業や、県と似てはいるんですけども、経済的困難や不安を解消することを目的につながりサポート事業を実施しております。本市としましても、現在沖縄県が実施しております事業、また糸満市が実施しています事業について、時期を見なが

ら意見交換など情報共有に努めながら、事業の実施については今後関係機関とも交えながら、調整をしながら検討していきたいと考えております。

◎久貝美奈子君

この質問をした理由は、市民の方から事業を始めたいという女性の方から相談が私のところに結構あります。経験格差をなくすために、このひとり親の家庭の子供たちにピアノや書道、絵画などを教える場所をつくりたい、孤食を防ぐための地域の方が気軽に利用できる食堂を始めたい、親子で遊べるカフェを運営したいなど、30代、40代の女性の方から何かを始めたいという相談が結構あります。女性が多様な職業選択をする中で、生きがいを感じ、生き生きと活躍し、その感性や活力が地域づくりにつながる社会になれば、ひいては貧困問題の解決にもつながるのではないかと考えています。そういう方々を後押しする事業も考えていただいて、そういったところにも力を入れていただきたいと考えています。よろしく願います。

あと、この女性活躍について幾つか質問があるんですけども、時間がなくなってきましたので、少し要望でお伝えしたいと思います。宮古島市女性団体連絡協議会、これ見ましたら3月に女性議員とこの団体との意見交換会がありました。それで、いろいろ団体の皆様から話を伺うと、この連絡協議会の構成は宮古島市商工会議所の女性会、みやこ女性の翼の会、宮古地区婦人連合会、JAおきなわ女性部、沖縄県中小企業家同友会宮古支部女性部など、宮古を代表する11の女性団体で成り立っています。宮古島市女性団体連絡協議会会規を見ますと、事務所を働く女性の家ゆいみなあに置くとなっています。せっかくこういう宮古の女性の団体が結集した女性団体連絡協議会というものがあるので、今後企業支援、就労支援などを行う際にこういった協議会とぜひ密に協力をし合って、どのようなことが今求められているのかとか意見交換などを行っていただきたいなというふうに思っています。ぜひよろしく願います。

次に、福祉行政について伺います。市高齢者支援課が実施している食の自立支援事業、在宅の高齢者への配食サービスがあります。障害者への同様な配食サービスの検討も必要だと考えますが、当局の考えを伺います。

◎福祉部長（松堂英彦君）

現在障害福祉サービス事業所のヘルパー不足により、家事援助サービスが十分に行き届いていない状況があるという報告を受けております。在宅の単身障害者等に対して配食サービスを行うことは、不足するヘルパーによる家事援助サービスの代替として非常に有効な施策であるというふうに考えております。今後対象利用者の実態や予算規模、必要な支援策となるのかという部分などを含め、検討してまいりたいと考えております。

◎久貝美奈子君

現在この在宅の単身障害者の方というのは、宮古に何名いらっしゃるのか教えてください。

◎福祉部長（松堂英彦君）

在宅の単身者についてです。65歳未満が34名、65歳以上が136名となっております。

◎久貝美奈子君

今人数を聞きまして、結構多いのかなというふうに感じました。障害者の単身世帯の方への同様な配食サービスをぜひ前向きに検討していただきたいと思います。よろしく願います。また、他市でも実施

しているところもありますので、参考に進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

続きまして、教育行政について伺います。学校給食共同調理場環境について伺います。平良学校給食共同調理場の機械設備について、かなり老朽化が進んでおり、故障による修繕が多く、最近では食洗機が故障したと聞いています。そのたびに調理員が手動で食缶などを洗う作業が増え、かなりの負担になったそうです。学校給食共同調理場の機械設備は、市の管理になっております。このような状況について、市の考えを伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

学校給食共同調理場では、調理、配送、洗浄、保管等の業務を衛生的かつ効率的に行うため、様々な厨房機器を使用しております。厨房機器の管理については、目視点検、業者聞き取りによって機器の状態を把握し、メンテナンスを図っておりますが、故障や不具合が発生した場合には直ちに修理、修繕等を業者へ依頼し、対応を行っております。調理員の負担とならないよう、引き続き努めてまいります。

◎久貝美奈子君

機械の故障が多いというふうには調理員の方からも聞いております。そのたびに調理員の負担になり、調理作業に影響することも考えられます。そこで、次の質問に移ります。6月定例会において、平良和彦議員より老朽化に伴う学校給食共同調理場統合や建て替えについての質問がありました。教育部長より、建て替えに係る予算には国庫補助がなく、財源の課題があり、一旦見送りになっているとの答弁がありました。財源の確保だけでなく、それぞれの地域の声も聞きながら進めていくことが重要になってくると思います。ほかにも様々な課題が出てくると考えられます。各学校給食共同調理場の現状を見ますと、至急今後について検討を始めるべきだと思いますが、市の考えを伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

6月定例会におきまして、学校給食共同調理場統廃合につきましては、ほかの学校給食共同調理場との統合も含め、適時検討したいとの考えを述べてございます。各学校給食共同調理場とも現状では、築年数の進行とともに、設備の老朽化など、様々な課題が出てきていると認識しております。令和2年度に学校給食共同調理場の統廃合に関する基本計画内部検討委員会の報告から今年度で3年が経過します。各学校給食共同調理場の現状と課題を整理し、改めて再編等に向けて内部で検討を行っていきたいと考えております。

◎久貝美奈子君

ぜひ地域の皆様の声も聞きながら、検討を始めていただきたいと思います。またこれは要望なんですけれども、調理員の方は平良学校給食共同調理場のほうは民間委託されているので、もちろん民間の社員、パート職員となります。しかし、日々学校給食共同調理場内部で起こっていること、機械の故障もそうですが、労働環境、市としても現場で働く方の声を聞いていただきたいと思います。必要があれば委託先との調整、または確認をするなど、今後も調理員の方々がスムーズに調理作業ができるような環境整備をよろしく願いいたします。

続きまして、都市計画行政について伺います。1、都市計画公園における防犯対策について伺います。6月定例会において、パイナガマ海空すこやか公園、盛加越公園において利用する子供たちが安心して遊べるように、防犯対策として防犯カメラの設置ができないか伺いました。状況を見ながら検討してまいり

ますとの答弁でしたが、その後どのような検討がなされたのか伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

パイナガマ海空すこやか公園、盛加越公園につきましては、園内の安全巡視の強化を行い、遊歩道、駐車場の照明をLED照明に変更して照度の向上を図るなど防犯対策を行っております。現在のところ犯罪につながるような報告はありませんが、防犯対策の観点から令和6年度の設置に向けて予算措置を講じてまいります。

◎久貝美奈子君

来年度予算要求していくということを伺いまして、ありがとうございます。公園は、誰もが安心して利用できるように、やはり防犯カメラの設置は必要だと思います。担当課のほうには、何かそういった事件とかの報告はないと思うんですけども、私のほうには届いております。こういったことは、なかなか声を上げることができない事例が多いです。なので、ぜひ防犯カメラのほうをスムーズに設置していただきますようよろしくお願いいたします。

次に、宮古島SDGs推進プラットフォーム構築・運営事業について伺います。エコアイランド宮古島推進プロジェクト支援助成金について、本定例会において308万円の補正が計上されています。せんねん祭を通した市民主導のプロジェクトへの支援ということですが、具体的な内容について伺います。

◎企画政策部長（久貝順一君）

エコアイランド宮古島推進プロジェクト支援助成事業の具体的な内容ということでもあります。宮古島SDGs推進プラットフォーム構築・運営事業では、これまでエコアイランド宮古島に寄与する市民発意、市民主体の取組に対して、事業実現に向けた相談や伴走支援を行うなどの支援を行ってきました。今回の補正をした理由としましては、これまで市民主体で取り組んできた方の取組の実現性を高める目的で、支援環境を強化するため助成金を設置するということとなりました。

◎久貝美奈子君

せんねん祭のほう、私もすごくいい事業だなと思って毎回見ているんですけども、市民の方のアイデア、市民の皆さんからこういうことをやりたいというアイデアを募って、それを発表して、これを事業化していくということだと思っているんですけども、これまで例えばクジャクジビエを使った何か加工品を作るとか、陸ごみを拾う取組とか、いろんな取組が発表されたんですが、この308万円の助成金はこれまでアイデアを発表してきた方々にどのようにこの補助金が使われるのでしょうか。少しその辺も教えてください。

◎企画政策部長（久貝順一君）

このプラットフォーム構築・運營業務の中で、持続可能な宮古島市に向けた市民アイデアの発表の場であるせんねん祭を2回開催しております。これまで4組の個人、団体が伴走支援を受けながらアイデアを固めて、市民に向けた発表を行っております。計4組の活動を踏まえて、実現に向けた後押しとなるよう、今定例会において補正を計上したところです。また、この財源につきましては、本事業の趣旨に賛同いただいた三菱UFJリサーチ&コンサルティング様、ベストウェイ様からの企業版ふるさと納税を活用して行うものとなっております。4組の個人の団体ということでお話ししましたが、先ほど久貝美奈子議員がおっしゃってましたクジャクを中心としたジビエを通しての食育の機会づくりであるとか、あとご

みゼロの島を達成するためのごみゼロネットワークを創設したいとか、あと地域の子供が、これは特に高校生、その前の年代の子供たちなんですけども、地域の大人との交流を通じて地域にある多様な仕事とか魅力的な大人を知ることで、自分らしい生き方や仕事について知って島の就業につなげることを目的とした取組をやっていききたいという内容となっております。もう一つが、マイボトルに給水できる場所を登録できるアプリを仕組んでやっていききたいということで、そういった給水パートナーということで現在6店舗あるんですけども、これを100店舗に増やして、登録を依頼して、市民一人一人がマイボトルを持つような環境づくりを目指してペットボトルのごみを減らすというのが目的ということで、この4組の市民、団体の方がこういった形を実現させたいということもありましたので、今回、先ほどの繰り返しになりますけども、財源として企業版ふるさと納税を活用して実施をしたいということとなっております。

◎久貝美奈子君

とてもいい取組だと思います。市民の方々からのアイデア、本当にマイボトルもそうですけど、とてもいいアイデアが多いなというふうに思います。これをぜひ実現させていただいて、また今後もこの事業は進めていく予定なのでしょうか。また、さらにせんねん祭、これからも市民のアイデアを募集するということですか。その辺も教えてください。

◎企画政策部長（久貝順一君）

この市民のアイデアというのは、本当に重要な意見もありますので、そういったものを酌み取りながらやっていくんですけども、せんねん祭につきましても今年度も年明けにはやる方向で進めておりますので、またこのせんねん祭のイベント等がありましたら、ぜひ皆さんも会場に足を運んで、環境についての勉強といえますか、そういったものをしていただけたらうれしいなと思っています。

◎久貝美奈子君

何か最近市民の皆様意識も大分変わってきているというか、行政にあれやれ、これやれということではなくて、みんなで一緒にやろうというような雰囲気が出ているような気がします。そういったように、市民の皆様も、行政もそれぞれができる立場で宮古島を今よりももっとよくしていくということで、この事業はとてもすばらしい事業だなと思います。ぜひ今後もよろしくお願いします。

次に、動物愛護行政について伺います。1、動物愛護週間の取組について。9月20日から26日は、動物愛護週間です。市民の皆様動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めていただくため、動物愛護週間が定められています。市の取組について伺います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

環境保全課としましては、動物愛護週間に合わせて、保健所と合同で動物愛護啓発のためのビラ配りを実施いたします。本日午後からサンエー前で実施いたします。それから、市のホームページや公式LINEで動物愛護週間の周知を行うとともに、市内小中学校を含めた関係各所へ動物愛護週間に関するポスター掲示等、協力依頼を行っております。また、昨年に引き続きですけれども、現在市役所1階ロビーにおいて、宮古保健所が動物愛護と適正な飼育についての展示も行っておりますので、ぜひ御覧いただきたいと思っております。

◎久貝美奈子君

学校のほうでは、何か取組とかされているのでしょうか。その辺もしあればお聞かせください。

◎教育部長（砂川 勤君）

各学校におかれましては、毎年年度当初、1学期、環境省等が主催する動物愛護週間ポスターのデザイン、絵画コンクール作品募集の周知を行い、動物愛護に関する意識の高場及び動物愛護週間の普及啓発に取り組んでいるところでございます。

◎久貝美奈子君

市役所の1階ロビーのほうでも、先ほど下地睦子環境衛生局長がおっしゃったんですが、今動物愛護のいろんなポスターとか、子供たちが書いた動物との絵を展示しております。その中で、私も動物愛護のための周知をしたいと思うんですけども、こういった迷子札というのがあります。犬用、猫用あります。適正な飼養管理、これが一番大事だと思います。こういったのが環境衛生課で無料でもらえますので、ぜひ市民の皆様も自分の飼っているペットにはつけていただいて、迷子になってもすぐおうちに帰ってこれるような、そういった小さなことからまずは始めていただいて、保健所に引き取られて動物が殺処分になるようなことをできるだけ減らしていけたらと思います。ありがとうございます。

あと2分残りました。昨日から敬老会のときの話がありました。私も平良のマティダ市民劇場の敬老会に参加しました。その際、やはり同じように舞台のほうに市長、教育長、議長いらっしゃったんですけども、マティダ市民劇場の真ん中のほうに議員の席とか来賓席が設けられていたんですけども、そこがもうがらんとしていたんです。議員の方も5名ぐらいしかいらっしゃらなくて、市民の方が議員はどうして来ないんだということを、真ん中の席は主役である私たちが座るべきではないかというふうにおっしゃっていました。本当にそうだと思います。議員の席は、福祉部長、後ろのほうに来年からつくっていただいて、できるだけ敬老のお祝いされる主人公の皆さんを真ん中のほうにぜひ座っていただけたらと思います。

あと、要望なんですけど、お土産がないという声もありましたので、まんじゅうでもいいので、ぜひ何か帰りに手土産があれば喜ぶと思いますので、その辺の検討もよろしくお願いします。

ちょっと質問を残しましたが、9月定例会の私の一般質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（上地廣敏君）

これで久貝美奈子君の質問を終了いたしました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後零時06分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

前里光健君。

◎前里光健君

16番、前里光健です。早速一般質問を始めます。よろしくお願いいたします。

市長の政治姿勢について伺います。松野博一内閣官房長官への要請について。8月23日、松野博一内閣

官房長官が宮古島市を訪問した際、座喜味市長と面会をしました。

以上を踏まえてお尋ねします。松野博一内閣官房長官が来島した理由を伺います。

◎企画政策部長（久貝順一君）

松野官房長官の来島の理由についての答弁をいたします。

令和5年8月23日に松野博一内閣官房長官が来島され、宮古島市総合体育館や平良港クルーズ岸壁等の視察をされました。今回の来島につきましては、国と地方自治体等が連携して行う国民保護の取組について、地方自治体と意見交換を行い、政府の国民保護政策に生かすとともに、地方との信頼関係を築くことが主な目的であったと伺っております。

◎前里光健君

続いて、市長は面会の際、松野博一内閣官房長官へ総合体育館への一時避難施設の設置と宮古空港の待機場場幅を要請しました。この要請を選んだ理由をお聞かせください。

◎企画政策部長（久貝順一君）

松野官房長官が来島したときの要請を選んだ理由についてです。答えといたしまして、松野官房長官へは新総合体育館及び地下避難施設整備への支援及び宮古空港の機能拡張へ向けた支援を要望いたしました。総合体育館につきましては、建設から約40年が経過し、再整備とさらなる施設機能の充実を市民等から強く要望されていることから、スポーツアイランドの拠点となる施設として新たな総合体育館の整備に取り組んでいるところです。新総合体育館は従来の体育施設機能に加え、自然災害発生時の防災拠点としての活用や緊急的な避難場所となる機能を持った地下施設の整備も併せて行いたいと考えておりますが、その整備には多額の費用が必要となることから、国からの財政的な支援を要望いたしました。また、本市の空の玄関口である宮古空港では、空港開設当初の想定旅客需要を大幅に上回り、航空機の大型化や就航便数が増加している状況に加え、旅客数の増加に伴い、輸送貨物量も大幅に増加している現状にあることから、市民や観光客の移動利便性の向上へ向けて平行誘導路の設置、駐機スポットの増設、貨物取扱施設の拡張など、同空港の機能強化に対する国からの支援について要望いたしました。これらの施設整備は、住民の安全確保に係る体制構築等に資するものであり、松野官房長官の来島目的であった国民保護に関する自治体との連携に関連するものであることから要望項目としたところです。

◎前里光健君

では、市長にお尋ねしたいんですけど、この要請を選ぶに当たって何か課内で調整とかありましたか。教えてください。

◎企画政策部長（久貝順一君）

課内での調整という質問でした。松野官房長官が来島するということがありまして、その中で要望事項等も受けるという話がありましたので、その中で各部局のほうに要請事項についての募集とございますか、そういったことをやりました。その中で、まず最初に挙げたのがこの2つの部分で要望が挙げられたということです。

◎前里光健君

市長、私もこの要望書を確認させていただきました。もう正直言って貧弱な要望ですね。私は、市長はよく政治家とか、そういう表現しますが、国の総理大臣の代理ですよ、松野官房長官。実質ナンバーツ

一ですよ。総理大臣に何かあったときには、松野官房長官が総理代行を務めるんですよ。こういう人が来られたときに、体育館、空港の待機場の拡幅、もう本当に考えられないですね。しかも、目的は国民保護なんです。そのために必要な要望をするべきだと私は思います。それで、課内から挙がったといいますけど、行政の皆さんは政治的な判断はできないんです。ということは、政治家として、では今何が必要か、私大胆でいいと思うんです。こんな要請いつでもできるんです。市長という立場でいえば、例えば今広い視野で確認をしていただきたいのが、今ロシアがウクライナに侵攻しました。そして、これは武力攻撃というのは本来ないだろうと予測されていました。そして、それが実際に起こった。今台湾有事も騒がれております。その中で、中国がいつ台湾というものを統一に向かっていくのか、そういう状況で今尖閣においても危機感が増しているということで自衛隊の配備も進んできました。そして、お隣、北朝鮮です。いつミサイルが飛んでくるか分からない。そういう状況で、ミサイルがいつ落ちてきても、そういうJアラート、日頃からそういう危機感があるわけです。市長も南西諸島における緊張状態、常に緊迫しているという認識があると思います。そのために国防費増額もしたんです。それで、この危機的状況の中で急遽松野官房長官が来島しました。市民の生命、財産を扱う市長に何かできることありませんかというふうに要望のタイミングを設けるといったときに、体育館、そして地下一時避難施設4,500名ですか。観光客入れたら6万人いますよ、宮古島の島内に。そういったときに、副市長も沖縄県議会でそういうマクロの視点で世界とは何か、沖縄とは何か、日本の中の沖縄とは何か、離島とは何か、そういったことを考えて議論してきた2人が、今必要なのが体育館の一時避難施設と待機場、あり得ないと思います、私は。求めるのであれば、もっと大胆に求めるべきだと私は思いますけど、市長、見解を下さい。

◎副市長（嘉数 登君）

要望内容についてどうだったかということですが、まず国民保護については国の役割、県の役割、市町村の役割のおのおのあるかというふうに思っております。例えば県の役割であれば島外避難、市町村の大きな役割として島内避難というところがありまして、島内には地下施設を含めた避難施設がないということで、これは新総合体育館を建設するに当たって地下駐車場をそういった機能で使えないかということで、かねてより国のほうに要望してきているところでありまして、ただこの地下施設という場合には相当な建設費がかかります。そういったところを国から特段の支援をいただきたいということで、今回要望内容として上げたものであって、私は国民保護における住民避難という中で市町村の役割を踏まえた場合には、時宜にかなった要望であったというふうに認識しております。

◎前里光健君

副市長、今答弁の中にありましたけど、島内で避難するのは市の役割ですよというのと、かねてから要望してましたと、それは分かります。では、もしそういうふうにおっしゃるのであれば、伊良部島の島民はどうしますか。来間の島民はどうしますか。池間の島民はどうしますか。この体育館一つで守れますか。守れませんよ。各地域の公民館の建て替えをすとか、今公共施設の後利用計画とかやっていますよね。それと一緒に老朽化施設を建て替える、その際に地下のシェルターというか避難施設、そういうのを造りますと、そのための予算下さいと。莫大な予算かもしれません。だけど、言ったらいいんですよ、官房長官に。これぐらいないと守れませんよと。市民の命守れませんよ。だから、例えば81億円ですか、いや、国のナンバーツーが来て、市民を守るためにどうしたらいいですかって市長に聞いているんですよ。

体育館で守れないですよ。何十億円でも、何百億円でも、例えば1,000億円でもかかっても、そういう予算つけるための計画を私はつくりますから、つけてくださいというのが市長の役割であり、政治的な責任を果たすためのこういう要請だったと私は思います。何でそういう千載一遇のチャンスを逃して、私にはあり得ないと思います。例えば港湾、飛行機の避難だけでは無理なんです。ということは、港湾、視察されたと言っていますが、今の施設ではキャパが狭いということで、何かあったときの住民がそこにある一定の期間この港湾のほうに待機できるような埋立て、拡張を行って、そこから何かあったときにはそこに一時避難をして、避難施設も造ります。そこから船で輸送で避難をするとか、そういう大胆な発想になるべきでなかったのではないですか。私はそう思いますよ。そういう発想がないので、私は本当に市民守れるのかなと疑問に思うんですが、市長の見解を伺います。

◎市長（座喜味一幸君）

大変聞いていて、何をどう答えていいかわからないような質問になっておりますけれども、ここ今政府としての動きの中で、南西諸島における抑止力の強化、それから有事の事態等々における生命、財産をどのように守るかという国民保護計画、そういうものが今我々沖縄県においては確実に進み始めております。そういう中における各現地の確認もしていただきながら、我々抱える課題というものの意見交換も含めて、政府としての取組をまた持ち帰って検討するというようなことでありまして、おっしゃるように国民保護計画、伊良部、大神等々も含めてのいろんな計画というのは国民保護計画の中で織り込んでおりますけれども、よりこれらを具体的にどのように進めていくか、実地訓練、図上訓練等も含めて今進んでおりますから、そういうことも含めて国、県、市町村連携して進めていくというような確認と、これもまた大変なことでありますから、ここにおいては私もいろんな構想もありますし、それは折々において要請等も含めてやっていくことであって、おっしゃる意見は大胆に、この宮古島の生命、財産を守るために多くのインフラの整備等を陳情すべきではないか、その気持ちは大いにいただきながら、より具体的に我々の考える、より市が具体的に生命、財産を守るためにどうあるべきかということもしっかりと練り上げながら国と連携していく必要があると思っておりますから、しっかりとその辺は自分たちの考え、構想、そういうものを持ちながら進めていきたいと思えます。

◎前里光健君

市長、計画がないみたいな話ではないですか。市民の声を聞いたほうがいいですよと今久貝美奈子議員言いましたけど、市民を守るために今ここで市民の声を聞いて届けているんです。守ってくださいという声を届けているんです。それであれば、この要望、別に官房長官ではなくてもよかったんです。大胆にこれぐらい下さいと、自分は責任感のある方であれば計画つくるから、それぐらいの予算下さいというのが市長の役割だったと私は思います。

次に、その質問に関わりますけれども、これ少し認識と周知を兼ねて質問したいんですが、シェルターの定義と日本におけるシェルターの設置状況をお聞かせください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

シェルターの定義と日本におけるシェルターの設置状況についてお答えいたします。

ご質問の内容につきまして内閣官房事態室に確認したところ、国民保護上の避難施設としてはミサイル攻撃などを受けた際に住民などが避難するための施設が想定されますが、必要な壁の厚さや扉の強度、換

気機能の有無などについての明確な定義はなく、どのような形が望ましいのか、現在具体的な基準設定に向け調査を行っている段階とのことでございます。したがって、シェルターの設置状況としてはお答えできませんが、国民保護法に基づいて指定されている避難施設としましては内閣官房国民保護ポータルサイトで確認しましたところ、令和4年4月1日現在で全国で9万4,424か所となります。また、ミサイル攻撃による爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難施設として、コンクリート造りの堅牢な建物や地下施設を緊急一時避難施設と定めておりますが、同施設は全国で5万2,490か所が指定されております。そのうち爆風等からの被害軽減効果がより高いと考えられる地下施設は1,591か所となります。

◎前里光健君

今話ありましたけども、シェルターというものは日本にはまだ存在しないということですよ。なので、報道等でシェルターという話になりますけども、まだ宮古島市というのも、では今一体何を造っているんだということになるんです。なので、今造っているものは一体何なのか、今説明ありましたけども、体育館の地下に造ろうとしているもの、これは一体何に当たるのか、もう一度説明をお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

先ほど答弁しましたが、あくまでもシェルターという定義が今ございません。有事の際の避難場所、避難拠点として、避難施設というふうな位置づけになろうかというふうに思っております。

◎前里光健君

今後国がシェルターという定義をつくって、仕様を確認しながら設置していくということでもありますので、市長、この1か所とかそういう話ではなくて、いつでも地域の住民の皆さんが避難できるシェルターなるものを全てに設置できるように強く要望していただきたいと思います。

次に移ります。ちょっと順番を変えます。教育行政について伺います。教員の働き方改革についてなんですが、この教員の働き方改革に向けての課題はもう多岐にわたります。なので、今回は多岐にわたるうちの特に重要と言われる中の一部について質問をさせていただきます。教員の働き方改革について、8月28日の文部科学省に設置されている機関である中央教育審議会から、教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策提言が出されました。以上を踏まえて伺います。中央教育審議会から出された緊急提言について、教育委員会の見解をお尋ねします。

◎教育長（大城裕子君）

教職員が専門性を生かし、教員にしかできない本来の業務に専念できる環境を整えることは、児童生徒に質の高い教育を持続的に行うためにも最も大切なことと考えています。そこで、教育委員会におきましては、令和4年度に策定した宮古島市教職員働き方改革推進プランに基づき、教員の負担軽減に向けた支援スタッフの配置など、勤務環境整備などに取り組んでまいりました。今回の緊急提言において具体的に示された学校、教師が担う業務の適正化の一層の推進や、各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直しなどについてもできることを直ちに行うという考え方の下、保護者や地域の皆様と連携、協働しながら、学校における働き方改革の充実に向けて引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

◎前里光健君

教育長、私がお尋ねしたいのは、緊急提言を受けて、やはり危機感を持っているのか、教育委員会はこの宮古島市の先生方の働き方改革においてももう本当に危機感を持って、同じようにこの問題に対して向き

合っていくという考えなのかということをお尋ねします。

◎教育長（大城裕子君）

危機感を持って取り組んでいるところです。昨年度も、令和4年度になりますが、教職員の働き方改革の一環として、出退勤システムから得たデータにより、教職員が3月、4月の時間外勤務がかなり多くなっているという実態がございましたので、今年度から宮古島市学校管理規則を一部改定しまして、春休みを延長し、夏休みを短縮して、先生方の働き方改革に取り組んでまいりました。今回の提言を受けまして、まず学校、そして教育委員会と共に先生方の働き方改革を進めていけるためにまた話し合いを重ねていきたいと思ひますし、また教職員の働き方改革については宮古島市も、先ほども申し上げましたように、宮古島市教職員働き方改革推進プランを昨年度に策定して周知を図っているところです。着実な実施に向けて取り組んでいきたいと考えております。また、実効性のある教職員働き方改革については迅速に対応していきたいと思ひますし、すぐに取り組むことができる課題に対してはまた緊急に取り組んでまいりたいと考えているところです。

◎前里光健君

それでは、2022年度の公立学校の授業計画に関する文部科学省の調査によると、標準授業時数を大きく上回って教育課程を編成、実施している学校が一定数存在するという状況があり、中央教育審議会はこの状況を問題視しております。指導体制に見合った計画にすると削減を求めています。今現在の本市の小中学校の状況についてお聞かせください。

◎教育長（大城裕子君）

令和4年度に実施された公立小中学校における教育課程実施状況調査の結果では、本市の各小中学校の小学校4年から6年、中学校の1年から3年の年間の授業時数の平均が文部科学省が提言で示した標準時数を大幅に上回っている年間1,086単位時間以上の学校は、小学校2校、中学校3校となっております。なお、小学校4年生からの平均値となっているのは、年間の標準授業時数は小学校4年生から中学校3年生までは1,015時間ですが、小学校1年生は850時間、2年生は910時間、3年生は980時間と異なるためです。今後は、提言にもあるとおり、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態に備えることのみを過剰に意識して、標準時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はないことを各学校に周知するとともに、来年度の教育課程編成においては適切な授業時数の確保及び実施ができるよう、見直すことを前提に取組を進めてまいりたいと考えています。また、今年度途中からであっても、各学校の実情を踏まえつつ、改善が適切に実施できるように努めてまいります。

◎前里光健君

小学校が2校、中学校が3校1,086時間を超えるというデータがあるということではありますが、その中でどのような取組をする中で適正な時数につなげていくかということになるんですけども、今教育長から答弁がありましたけども、これまでは沖縄においては台風とか、またコロナもありましたので、もう早めに、こう言ったらあれですけども、授業を消化するという流れの中で取り組んできたものもあったかと思ひます。それで、今1,086こまといいますか、時間を超えてしまったということもありますけども、今後どのように具体的に指示を出して、そして通知といいますか、改善を促すのか、その点に関してお答えください。

◎教育長（大城裕子君）

この件につきましては、先ほども述べましたように、各学校に周知を徹底するとともに、実際に取り組んでいるかどうかというところも含めて確認を取りながら、確実に進められるようにしてまいりたいと考えています。

◎前里光健君

文部科学省が東京の目黒区の事例をネットで紹介しているんですけども、ある小学校は20年前から40分授業、午前5時間制というものを実施していると。要は5分間短くこまを進めていると。集中力のある午前中に学習を行うことで学力向上を図ることが目的で、20年前に行っています。1こま、1単位45分から40分へ5分短縮。そして、1こま、授業時間を午前中5こま行うことで、午後生まれる時間を有効に活用するというごさいます。児童のほうでのメリット、授業時間数の確保ができること、学校行事や研修などで午後の授業カットが生じる場合、次に午後の6校時のみをカットするので、結果として授業時数の確保ができる。午後の時間にゆとりが生まれるので、その時間を個別学習に充てることができる。教員のほうは、研修や学年会、教材の研究、こういったものに充てるということで、働き方改革に最終的にはつながっているということらしいので、こういうふうによりもデメリットもあるかもしれませんが、ぜひこういうものを参考に大胆にまた進めていただきたいというふうに思います。

次の3番に移ります。文部科学省は、時間外勤務の上限の目安を月45時間としています。今年4月に文部科学省が発表した教員の勤務実態調査結果において、残業の上限を超えている教員が中学校で77.1%、小学校で64.5%に上ることが示されております。本市の勤務実態について伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

本市における令和4年度の月45時間を超える時間外勤務を行っている教職員の割合でございます。中学校で23.9%、小学校で17.9%となっております。

◎前里光健君

その中で勤務時間、時間外が月80時間を超える教員はいるのか、それであればお答えください。

◎教育部長（砂川 勤君）

これも令和4年度の数値でお答えいたします。

月80時間を超える時間外勤務を行っている教職員の割合、中学校が2.5%、小学校で1.0%となっております。

◎前里光健君

実際に80時間以上超えるということであれば、いろんな病気につながるという可能性も指摘されているので、そういった先生方には医師との面談とか、そういったものも義務づけられているというふうには聞いていますが、こういったことが起きないように具体的に今後どういう改善を求めていくのかお聞かせください。

◎教育部長（砂川 勤君）

先ほど教育長のほうからも答弁ございましたけれども、教育委員会におきましては宮古島市教職員働き方改革推進プランにおいて、教職員の時間外業務時間の縮減を重点目標の一つとして取り組んでいるところでございます。今後も本推進プランに掲げる4つの柱、学校運営体制の改善、学校業務の改善、教育委員会による支援、部活動の在り方の見直しについての取組の充実を図って、教員の働き方改革の推進に取

り組んでまいります。

◎前里光健君

今様々支援を行っていくということなんですけど、次に国は教員の負担を軽減するために全小中学校へのスクールサポートスタッフの配置や、また学習支援員の増員を施策に掲げております。現状本市はどのような状況なのかお聞かせください。

◎教育部長（砂川 勤君）

教員の業務支援としまして、授業で使用する教材等の印刷、準備や学校行事の準備補助などを行うためのスクールサポートスタッフ、教員業務支援員は現在中学校2校に各1名ずつ配置されてございます。また、補習などの学習活動のサポートを行う学習支援につきましては、市内小中学校に各1名ずつの配置となっております。

◎前里光健君

すみません。今のスクールサポートスタッフの件なんですけど、中学校2校に1名ということなんですけど、これは何か増やせない原因がありますか。あれば教えてください。

◎教育部長（砂川 勤君）

沖縄県の教員業務支援員配置事業におきまして、スクールサポートスタッフの配置対象校が原則として12学級以上の学校とされてございます。該当する学校が限られているため、現在中学校では2校となっております。

◎前里光健君

教育長、県にこの12学級ですか、これの制限を外すように求めてください。そうでないと、全学校に配置ができないという状況だと思います。これ予算の部分も出てくると思うんですけど、人材配置に向けては国も積極的に概算要求で125億円の教員業務支援員の予算を増やしております。ぜひ市長当局のほうにも、3分の2は市が出さなければいけない、3分の1は県という予算だと聞いていますので、県と連携をして、このスクールサポートスタッフを増員する、倍増というか、全部配置するための予算を取りにいけばいいと思いますが、副市長、ぜひお答えください。

◎副市長（嘉数 登君）

教育委員会、それから県のほうとも十分に調整をして、市として対応が可能か検討してまいりたいというふうに考えております。

◎前里光健君

ぜひこの働き方改革、いろいろ課題があるので、これからも引き続き質問していきたいと思いますので、しっかり教育長中心となって、この働き方改革というのは、自分もいろいろと勉強しましたがけれども、これまでの課題、中央教育審議会がこういうことを述べております。我が国の学校教育が世界に誇るべき成果を上げることができたのは、高い専門性と使命感を有する教師の献身的な取組によるものであることは言うまでもない。他方で、子供たちが抱える困難が多様化、複雑化するとともに、保護者や地域の学校や教師に対する期待が高まっていることなどから、結果として業務が積み上がり、教師を取り巻く環境は我が国の未来を左右しかねない危機的状況にあっても過言ではないというふうに今回の提言で書かれています。そのとおりだと思います。これまでいろいろ地域の課題、家庭の課題、そういったものを学校の

先生たちに依存してきて、そして積み重ねてきた。それが今日働き方改革というものを考えなければいけない状態を生んだのかなと思います。これからは、先生一人一人の意識改革もそうなんですけど、学校の意識改革もそうです。しかしながら、それだけではなくて、地域、そしてまた家庭、こういったところにもっともっと働き方改革という視点の中から意識を持っていただいて、一つ一つ先生の負担を減らしていくための努力を教育委員会が発信していかなければいけないと考えますが、最後に教育長、この意見に関して答弁をいただきたいと思います。

◎教育長（大城裕子君）

前里光健議員がおっしゃるとおり、教職員の働き方改革は学校だけでは行えないものです。また、市教育委員会として全面的にサポートするという意識で取り組んでおりますが、また教育委員会と学校だけでもかなうものではありません。そこで、ご家庭や地域の皆さんにもぜひ教職員の働き方改革についてはご理解をいただきたいと思っています。今後も教育委員会として、また家庭や地域の皆さんに教職員働き方改革についてご理解を得られるような発信をしてみたいと思います。

◎前里光健君

すみません。次、順番をまた少し変えます。同意案です。農業委員会の中立委員の候補者選定について、これ相当昨日から議論がありますけれども、今定例会で農業委員会、農業委員、中立委員の候補者選考について同意案が提出されております。その中で、①、農業委員会、農業委員候補者選考に係る農業委員の所掌事務範囲についてお聞かせください。

◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

農業委員会の所掌事務範囲についてであります。下地信男議員の質問に対する答弁でもお答えしましたが、簡潔に申し上げますと、事務委任の規則に基づき市長から委任を受け、募集の段階から委員の任命に関する一連の事務処理の執行を行うまでが所管事務の範囲となっております。

◎前里光健君

それでは、農業委員会のほうにお尋ねするんですけれども、昨日市長が前市長のように行ったという発言がありました。その上で私伺いたいんですけれども、農業委員会が定めた候補者、そしてこれを評価委員会につなぎます。そして、最終的には市長に報告をして、市長が受け取ります。その後で、農業委員会が決めた候補者要件を変えたという事例がこれまでありますか。

◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

平成28年4月1日から改正法が施行され、平成29年、農業委員の任命から、中立委員1名については変わっておりません。

◎前里光健君

だから、市長が言うように前市長が変えたとか、そういうことはないという認識だと思うんですけども、ですから今回初めてそういうことが起きたという認識でよろしいですか。

◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

そのような認識でいいと思います。

◎前里光健君

市民の皆様にも分かりやすく伝わったのではないかなと思います。今までこういうことが起こったこと

ないんです。市長が初めてこういうふうには、農業委員会が所掌事務として市長まで報告した。市長は、本来だったら受けるだけなんです。受けてそれを認める、そういうふうになるべきはずだったんですが、公平性、透明性を確保することはできなかつたと思います。そういった中でお尋ねするんですけども、例えば構成要件変更するに当たって、本来市長がこういうふうには構成要件を変えたいということができるのかどうか、もしそれができるとすればどういう手続があるのかお答えできますか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

農業委員の選任につきましては、農業委員会等に関する法律第8条の規定に基づき、市町村長が議会の同意を得て任命することとなっております。一方、地方自治法第180条の2の規定におきまして、普通地方公共団体の長はその権限に属する事務の一部を当該普通地方公共団体の委員会等に委任することができるようになっており、これを受け、市長の権限に属する事務の一部を農業委員会の会長に委任する規則第2条第5項の規定に基づき、農業委員会会長に事務委任を行っております。市長の権限に属する事務の一部を農業委員会の会長に委任する規則第2条第5項は、あくまでも募集から選任に係る一部の事務を委任しているものであり、任命の権限は市長に属しておりますので、議会に提出しました同意案につきましては評価委員会からの報告を受け、市長が総合的に勘案して候補者として決定しているということでございます。

◎前里光健君

ということは、では市長が解釈としては全て決定することができる、変更ができるという認識でいいんですかということです。確認をお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

前里光健議員ご質問の全てが変更できるかということですが、当然評価委員会の選定についてはもちろん尊重します。それを受けて、様々な要件で、例えば若者を引き上げるとか、女性を登用するとか、あとは今回上程しております、より公平性、中立性を保つために中立委員を1人から2人というふうな流れの部分では、そこは全て変えるのではなくて、よりよい農業委員にするための市長のお考えだというふうには認識をしております。

◎前里光健君

ですから、市長の判断でできるということで答弁されているように聞こえますけども、では一般論として農業委員会にお尋ねします。農業委員会として、まず決まったもの、農業委員会が定めたルール、基準ありますよね。これを一般論として変えることはできますか、できませんか。お聞かせください。

（「休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後2時16分）

再開します。

（再開＝午後2時17分）

◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

農業委員会事務局としましては、選任に関する規則及び選任規則の事務の手続、選考方法、選考基準を示した事務処理要領における評価項目に基づいて評価委員会が選考を行い、委員候補者として適任である

と認められるものを合議により決定し、選考しておりますので、評価委員会が選考された候補者は適任であると考えております。

◎前里光健君

ですから、合議されて適任ですというふうに言っているわけですね。ですから、変えることはできないって言っているんです。市長、越権行為だと私は思います。いかがですか。市長、越権行為を行っていると私は思います。

◎市長（座喜味一幸君）

評価委員会で決められたことが適任ということで当然報告はあるというふうに思っておりますが、それを受けて、私は農地行政の迅速化、女性の登用、若者の登用等々については、これは十分に配慮されるべきもんだよなというようなことの意見交換をしながら、評価委員会の結果は大事にしながらも判断したものでございますので、評価委員会の答申、報告が必ずしも決定事項だと私は判断しておりません。

◎前里光健君

もう少し分かりやすく質問します。越権行為と考えていますか、考えていませんか。

◎市長（座喜味一幸君）

評価委員会の報告を受けて、市長の裁量で判断できるものだというふうに思っておりますので、越権行為ではありません。

◎前里光健君

では、総務部長、もう一度確認しますが、その越権行為ではないという根拠の条例があるのであればお聞かせください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

宮古島市農業委員会の農業委員の選任に関する規則の第9条の中で、農業委員の任命及び任期がございます。この中で、読み上げたいと思います。「市長は、評価委員会からの報告を受け候補者を決定するとともに、当該候補者について市議会の同意を得たうえで農業委員を選任し、農業委員候補者に連絡するとともに辞令を交付するものとする。農業委員の任期については、法律第10条第1項に基づき3年とする」という記載がございます。

（「休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後2時21分）

再開します。

（再開＝午後2時22分）

◎副市長（嘉数 登君）

できるのか、できないのかというところに議論が集中しているかと思っております。根拠は先ほど総務部長が答弁しておりますけども、まず流れを説明したいと思います。

農業委員の選任につきましては、農業委員会等に関する法律第8条の規定に基づき、市町村長が議会の同意を得て任命することとなっております。これが法律です。一方、地方自治法第180条の2の規定におい

て、普通地方公共団体の長はその権限に属する事務の一部を当該普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長、委員もしくはこれらの執行機関の事務を補助する職員、もしくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任することができるということになっておりまして、これを受け、市長の権限に属する事務の一部を農業委員会の会長に委任するということになっておりまして、規則第2条第5項の規定により農業委員会に一部の委任を行っております。これは、あくまでも事務の一部委任でございます。今回の選任に関しましても、評価委員会からの評価の順位、経過報告を受け、市長が総合的に勘案して候補者を選任しております。市長の権限に属する事務の一部を農業委員会の会長に委任する規則第2条第5項は、あくまでも募集から選任に係る一部の事務を委任しているものであり、任命の権限は、これは市長に属しているというふうに考えております。先ほど来、我々は「受け」という言葉を説明しておりますけれども、これを文理解釈をしますと、条文をそのとおり受けて解釈するという考えに立っておりまして、せんだつても私休憩中に説明をさせてもらいましたけれども、仮にこれが「基づき」と、あるいは「沿って」という表現になっておりますと、評価委員会からの選定結果、それに沿って選考しなければいけない、あるいは任命しなければいけないということだと思っておりますけれども、文言は「受け」ということになっておりますので、これは100%の評価結果に拘束されるものではなくて、市長の総合的な勘案というものもそこには加味される余地はあるものというふうに認識しております。

◎前里光健君

副市長が今おっしゃいました「受ける」という表現です。今副市長は、地方自治法の第180条の2の話をされました。普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を当該普通地方公共団体の委員会または委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長、委員もしくはこれらの執行機関の事務を補助するため、職員もしくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、委任って言っているんです。委任というものは、民法の第643条においてこう書いてあります。こう定められています。「委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる」と。ということは、委任というのはある意味任せるということです。それを法律行為に基づいて任せているわけです。そこで決まったものを覆すことができるという解釈は当たらないと思いません。

◎副市長（嘉数 登君）

先ほど来答弁させていただいておりますように、市長の権限に属する事務を全て委任したということではなくて、一部の委任だというふうに理解しております。それは、候補者の募集であったり、候補者の選任という部分が委任されているものであるというふうに理解します。

◎前里光健君

ですから、もうこれ解釈違ってくるんですけど、ここで判断することはできませんが、私はこれは越権行為に当たるというものだと思います。実際農業委員会も答えていましたけど、これをやったこともないですし、初めての事象だということを言っているわけです。そのことを考えれば、私はおのずと答えが出るのではないかと思います。これは、ほかの議員の皆さんも質問されると思うので、次に移りたいと思います。すみません。時間がないので……。

観光行政について伺います。海難事故防止に向けた取組について。令和5年8月17日の観光商工課主催

の水難事故防止対策に関する意見交換会が開催されております。私も実は参加しておりますが、その上でお尋ねしますが、意見交換会の概要、参加者、主な議題についてお尋ねします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

海難事故防止に向けた取組ということで、水難事故防止対策に関する意見交換会を行いました。その概要についてお答えいたします。

コロナ禍を経て、昨年度から本市を訪れる観光客も急増している中、本市における水難事故も増加傾向でございます。関係機関等へ参加を呼びかけ、水難事故防止対策に関する意見交換会を開催したところでございます。参加者は、宮古選出の県議会議員お二人と市議会各会派から出席を希望された市議会議員6名、沖縄県警察本部水上安全対策室から2名、宮古島警察署、宮古島観光協会、サスティナブルツーリズム連絡会、美ら海連絡協議会、宮古土木事務所、宮古農林水産振興センター、それから市観光商工課、地域振興課から各2名から3名程度の出席となっております。意見交換会では、水難事故を防止するための安全対策、海洋レジャー事業者の管理等を議題として意見が交換されました。参加者の皆様からは、多くの質問や意見、要望をいただきましたので、今後も海浜、海域の安全体制の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

◎前里光健君

私この件に関して申し上げたいことがあるので、私も参加したんですが、これメディアでも伝わっていませんよね。これオープンなものだったんですか。何が言いたいかといいますと、とても重要な議論がされたと思います。なのに、これ誰も知らないんですよ。もったいないなと思って、しかも県議会からも2人来られて、沖縄県のほうからも、警察署のほうも来られて、もうすごい団体の中で協議が進んだわけですが、誰一人知らない。では、これどこで生かされるのか。今宮古島市、観光客戻ってきています。そして、水難事故起きています。そういったものを防ぐために集まったのに、何が行われたかが分からない、こういう集まりがあっていいのかと思います。この件に関して、今後どういうふうに展開していくのかお答えください。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

今回の意見交換会につきましては、臨時的な開催ということで急遽お集まりいただいて、各方面からの意見をいただいたところでございます。今回の意見交換会を踏まえまして、前里光健議員ご指摘のとおり、様々な意見がございました。こういった意見を今後どういった形で宮古島の安全な海浜レジャー等に生かしていけるかという部分につきまして、継続的な話し合いも必要だというふうに考えておりますので、今後、昨日も答弁したところなんですが、正式な協議会として発足させて、またしっかりとこういった取組が議論できる場を構築して、年に数回程度の開催をして、課題解決に向けて取り組んだ動きができればというふうに考えております。

◎前里光健君

実際部長来られていませんでしたよね。市長も来ていません。副市長も来られていません。そうそうたるメンバーが来ているにもかかわらず、今観光商工スポーツ部長は臨時的とか、我々参加して、勉強して、いろいろ質疑もしました。意見も申し上げました。もう失礼ではないですか。ここで行われたことを今後ぜひ生かしていただきたいと思いますので、定期的に観光商工課が中心となって、宮古島市が中心となっ

て海難事故防止に向けて取り組んでいただきたいと思います。

一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（上地廣敏君）

これで前里光健君の質問は終了いたしました。

◎狩俣勝成君

本日4番目になります。議員番号も4番、市民創会、狩俣勝成です。一般質問を始めたいと思います。当局におかれましても、分かりやすい答弁をよろしくお願いいたします。

少し順番を変えて質問したいと思います。まず、2番目の農林水産行政についてでございます。1、地域計画策定について。これは、地域計画の策定、実行までの流れについてなんですけども、国は人・農地プランがもう実質化されているという前提で、人・農地プランから地域計画へと移行しようとしておりますが、現在この宮古島市の人・農地プランはどこまで進んでいるのか、進捗状況をお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

人・農地プランは、地域や集落の話合いに基づき、地域内の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者、中心経営体と申しますが、当該地域における農業の在り方を明確にするプランとなっております。平成24年度より全国で取組が進められております。本市においても、地域での話合いを通して人・農地プランを作成しており、毎年度中心経営体の掘り起こしや中心経営体への農地の集約化を進めております。国としては、今後高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されるとして、農地の集約化等に向けた取組を加速させるため、令和4年5月に農業経営基盤強化促進法を改正しております。本改正法の成立により、令和7年3月までに10年後に目指す地域の農地利用を示す目標地図を含めた地域計画を策定することとなっております。本市においては、関係機関と連携しながら作成に取り組んでいるところです。

◎狩俣勝成君

では、各地域を回って、恐らく人・農地プラン、話合いを持たれていると思いますけども、具体的にどの地域が終わっているとか、そういうのは分かりますか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

令和4年度の地域での話合いについてですけども、令和4年度は10集落において、自治会の推薦として新たに21名の中心経営体を位置づけ、プランの見直しを行っております。プランの見直しを行った平良地区の久貝自治会においては、自治会長をはじめ地域の農業者を含めた話合いの場を設けました。その他の自治会においては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しまして、自治会として推薦をいただいた上で人・農地プランの見直しを行っております。

◎狩俣勝成君

農林水産部長、各自治会からの要望があったら行くという感じかなと聞こえていますが、実は私のところにも私の地域の近所の方が本当に畑を手放したいとか、もう80、やがて90近いんで、子供たちも皆さんみんな那覇のほうにいますので、土地や農地を整理してからもう那覇に行こうかなという方もいます。これ本当に10年、20年先ではなくて、あと5年、10年先の話かなと思っていますので、もしデータがあればなんですけども、各地域の高齢者、要するに農家の年齢が高い地域、そこを優先して回っていただけな

いかなと思いますけど、これについて答弁できますか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

ご質問の農家の年齢が高い地域を順に早急に意向調査を行う必要があるのではないかとということですが、人・農地プランですけれども、目標地図を含めた地域計画の策定にシフトしております。地域計画策定の中で、農家の意向調査、アンケート調査を行うことになっております。調査の中で5年後、10年後の意向を確認することにしてしておりますので、本調査を通して農家の今後の意向を把握して、離農するとか、そういうところを予定している農家がありましたら、随時優先的に話し合いを進めていきたいというふうに考えております。

◎狩俣勝成君

今アンケート調査等も行っていくという話でありますけれども、それでは次のイなんですけれども、地域計画の策定に向けての工程表、これはもう既に出て上がっているのか。先ほど令和7年3月をめどにしているという話でしたけれども、これに向けての工程表みたいなものは作成できていますか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

地域計画策定に向けての工程表についてでございます。地域計画の策定に当たっては、農業委員会やJA、土地改良区等の関係機関をはじめ、地域の代表者や認定農業者、新規就農者や農業法人等、農業に関わる多くの関係者との意見交換を行いながら作成していくこととなります。計画策定までの工程は、5つの取組項目が設定されております。1つ目に協議の場の設置に係る調整、2つ目に農地の出し手、受け手の意向把握、3つ目に協議の場の実施、取りまとめ、4つ目に目標地図の素案作成、5つ目に地域計画の案の取りまとめ作成となっております。これらの項目を踏まえて、令和7年3月までの策定に向けた工程表を策定しております。現在は、農地の出し手、受け手の意向を把握するため、農業委員会と連携し、取組を進めているところです。大まかな工程としまして、農家へのアンケート調査を実施しておりますけれども、令和6年6月までには意向調査を取りまとめたいと考えております。そして、地域での協議の実施につきましましては、令和6年1月より順次実施したいと考えております。目標値の作成についても、意向を把握しながらつくり上げていくことにしております。これらの工程を踏まえて、令和7年3月までには地域計画を策定したいと考えております。

◎狩俣勝成君

工程表はできているんですけども、あといろんな関係機関と連携してやっていかななくちゃいけないという話ですけども、先ほど皆さん農業委員の話をしてはいますけれども、この目標地図の素案づくりとか今意向調査していると思うんですけども、これは農業委員会のほうに依頼しているんですか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

地域計画の策定だけでなく、農業委員会、各機関が一体となって取り組むということを申し上げましたけれども、農業委員会においては農地の出し手、受け手の意向把握、目標地図の素案作成等、重要な役割を有しておりますので、関係機関がそれぞれの役割の下連携しながら、地域計画の策定を進めることにしております。

◎狩俣勝成君

では、農業委員の役目は非常に重大であると、本当に今年度農業委員に選ばれる皆さんは大変な思いを

するかもしれません。頑張ってください。

次に、ウなんですけども、国はこの人・農地プランを法定化して、地域計画の策定を各自治体等に依頼していますけども、これに向けて国や県からの何か支援はないのかどうかお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

国、県の支援についてお答えいたします。

国の支援といたしまして、地域計画策定推進緊急対策事業があります。本市においても活用していますが、計画策定における消耗品等の事務費となっております。本補助金は、協議の場におけるコーディネーターの活用に係る費用や、農業委員会においては目標地区の素案作成の支援費用が対象となっております。現在の取組状況といたしまして、目標地区の作成に向けた意向調査を進めているところでございますが、次年度の補助金確保については沖縄県や農業委員会と協議しながら検討してまいります。

◎狩俣勝成君

では、今のところはそんなに大幅な支援はないということなんですけども、本当にこれ非常に重大なことです。本当に農地は集約されて、圃場整備も見事に終わっています。この一帯でさっき言った中心経営体誰になるのか、それを早く見つけて、その人に農地バンクを利用したり、そうやって移行していく、これが本当に喫緊の課題だと思います。農家の高齢化は本当に目に見えて、もう引退が近い方もいますので、ぜひ早めの取組をお願いします。

次に、台風6号による農林水産業被害についてでございます。台風6号による、県の発表によりますと、宮古地区におきますと農林水産業の被害額は2億5,000万円余りと試算しています。その中で気になったのが、①なんですけども、宮古地区の畜産関係で家畜の被害が発生しているとのことですが、被害状況についてお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

台風6号による宮古地区の畜産関係の被害状況としまして、施設と家畜、牛ですけども、合計425万円の被害が発生しております。内訳は、施設で畜舎の屋根の損壊など7件、被害額にして111万円、家畜のほうですけども、肉用牛が3戸の農家で8頭、金額にして314万円の被害となっております。

◎狩俣勝成君

今2通りですね、トタンが飛んだとか、そういった屋根の被害と、家畜の8頭というのは、これは死亡したんですかね。

◎農林水産部長（石川博幸君）

はい、死亡しております。

◎狩俣勝成君

恐らく衰弱死とか溺死とか、そういうのかなと、やはり水害による被害かなと思います。昨日の仲間議員の話では、雨水が牛舎に浸入して、牛が水につかったりとか、そういう被害があると聞いています。台風対策として、施設園芸の場合はビールハウスを巻き上げたり、そういったのがあるんですけども、この家畜に対しての台風対策ってなかなか見えてこないんですけども、先ほど久貝美奈子議員が言っていた相談窓口、せっかく競りの場でもやっていますので、そこに台風シーズンのときはやはり家畜の、多分生まれて間もない子牛かなと思います。本当に牛の死亡って、本当にもうあと10か月後には高く売れる、60万

円、70万円売れるはずの牛がこうやって亡くなっていく。牛の大好きな私にとっては本当に悲しいことでもありますので、そういった台風対策、チラシか何か作って配ることはできないですか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

午前中、久貝美奈子議員にも答弁したんですけども、畜産課において総合的な窓口を事業化しようというふうなことを考えておりますので、その中において台風災害等に向けてもチラシ等できること、どのような対策をしていくかというようなものを配布したり、いろんな相談に乗ることができればと考えております。

◎狩俣勝成君

今回は、本当に災害で死亡したということなんですけども、これに対しての何か保険とかあると思うんですけども、そうした支援等は何かありますか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

被害に対しての支援についてお答えいたします。

まず、畜産に関しまして、家畜に関しましては、家畜共済の死亡廃用共済、疾病障害共済での補償があります。そして、施設に関しましては沖縄県農業協同組合金融共済部に確認したところ、建物更生共済保険での補償がございます。ほとんどの農家が両共済に加入しているということなので、市独自の支援というのは現在のところ考えてはおりません。

◎狩俣勝成君

次も牛の話なんですけども、3番、県内などで肉用牛の子牛の販売価格が下落していることについてでございます。皆さんが言っていますように、9月の競りでも子牛の1頭当たりの平均価格が42万8,006円、前月比3万4,659円安、前年同月比より7万5,000円余りを3か月連続で40万円台、今年度最安値となりました。これについて、①、和子牛生産者臨時経営支援事業が九州、沖縄同時適用となっているが、県内は九州他県と比べて下落幅が大きいが、沖縄県単独で算定できる仕組みが必要だと思っております、市の見解をお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

子牛の購買者である肥育農家の経営状況が飼料価格等の高騰や枝肉価格の低迷により悪化しておりまして、子牛の購入費を削らないといけない状況がありまして、全国的な子牛価格が下落しております。子牛の競り価格への全国的な補助といたしまして、肉用子牛生産者補給金があります。その拡充としては、子牛生産者臨時経営支援事業が開始されております。子牛生産者臨時経営支援事業の地域別ブロックは、北海道ブロック、東北ブロック、本州関東以西四国ブロック、九州沖縄ブロックの4つのブロックとなっております。沖縄県は海上輸送等の経費がかかることから、販売平均価格は安くなる傾向があります。九州沖縄ブロックの平均価格と沖縄県の平均価格は、4万円ほどの差があります。市としましても、JAおきなわ等と協力しながら、農家負担軽減につなげられるよう努めていきたいと考えております。

◎狩俣勝成君

農林水産部長おっしゃっているとおり、本当に九州本土と沖縄の平均価格は大分違います。この事業というのは、大体60万円を下回った場合にその差額分を補填するという事業なんですけども、やはり購買者が離島まで来るためには本人の航空運賃、そして購入した牛のまた運搬費にも関わってきますので、恐ら

くその辺の経費を引いた分の購買金額も変わってくるかなと思います。そこで、本当に市長、市の先頭となってこの畜産農家助けてあげてください。サトウキビ生産組合は毎年沖縄本島で集合して、国に原料価格の要請をするときは総決起大会を開いて、頑張ろう三唱をやっていくんです。そのぐらいこの牛に対してもやってもいいかなと思いますけども、市長、どうですか。先頭を切ってお願いしたいと思うんですけど。

◎市長（座喜味一幸君）

狩俣勝成議員の今までの質問の件、非常に私も5年、10年、この間にどう宮古の農業の構造を変えていくかという非常に危機感といろんな知恵を出し合っていないといけないというような取組をしているわけですが、今言っているこの繁殖牛の低価格、これ今もう高齢化もしているし、飼料の高騰等、大変厳しい状況の中で今本格的に行政が、政治が支援をしなければならぬ大変重要な時期だというふうに思っております。JAの幹部の皆さんとも、思い切ってこの際は行政も頑張るんで、JAも赤字経営覚悟でお互いに連携しようではないかというような話等もしておりますが、今回のこの支援等々についてはJAとも連携しながら、沖縄県連携しながら、しっかりと国にも働きかけて、抜本的な対策を講じていかなければならないと思いますので、しっかり取り組みます。

◎狩俣勝成君

ぜひ沖縄県全体で取り組んで、国に要請してほしいと思います。

次に行きます。4番目、宮古島漁業協同組合が地域コールドチェーン実証的検証支援事業で導入したCAS凍結装置についてですが、現在どのような利活用で評価、検証を行っているかお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

漁業協同組合が導入していますCAS凍結装置の利活用についてです。宮古島漁業協同組合では、6月に食材の細胞組織を壊さずに凍結するCAS冷凍庫の設置を行い、7月よりマグロ凍結による鮮度保持の検証を行っております。検証内容といたしまして、CASで凍結したマグロとスーパーで販売されている生マグロと解凍マグロとの試食による比較を漁業協同組合関係者と宮古島市において行いました。その結果、生マグロと比べても遜色なく、解凍マグロよりは明らかに上回るとの意見が多数ありました。現在検証の初期段階であり、他の魚種等も検証を予定しておりますので、評価等にはまだ至っておりませんが、今後検証を重ね、試食事業者数や冷凍鮮魚の販売額等のコスト面を数値化し、評価算定を行ってまいりたいと考えております。

◎狩俣勝成君

評価、検証の時期ですので、マグロだけではなくて、いろんな水産物もやってみたらいかがかなと思います。

②に行きます。今後加工業者や飲食店等もどういふものなのか見てみたい、実際に使ってみてみたいという声もあります。そこで、そういった加工業者や飲食店を招いて、解凍して試食会みたいなものに行えないかお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

試食会の開催についてです。9月、今月の27日、市内のホテルや飲食店の調理担当者等を招きまして、半解凍マグロの試し切りや試食を行う予定をしております。実際に包丁を入れていただいて、解凍後の鮮

度、食感、うまみとか品質などについて調理担当者の専門的な意見を伺うとともに、各店舗での取扱いの可能性とか今後の販売戦略についても意見を吸い上げて、販売額と利益率の向上、流通コストの低減につなげていきたいと考えております。

◎狩俣勝成君

実際に包丁を入れてさばいてみてもらって、ドリップ等が出ないかどうか確認していただきたいと思っています。

次の③、台風時の野菜や生鮮食品の備蓄にも利用できないかとありますけども、今回台風6号、7号の影響でスーパーの葉野菜とか生鮮食品の品薄状態が続きました。このC A Sのよいところというのは回転できるんです。例えば2時間ぐらいで凍らせたら、保存は別の冷凍庫、普通の冷凍庫でいいんです。だから、これを回転して行って、どんどん備蓄品というか、それを蓄えていくのも一つの方法かなと。保管する冷凍庫だけは発電機でやっていただいたら、通常のときにこれでどんどん回転させて、冷凍して保存していく、そういった手法もありかなと思いますけども、今実証実験なのであれなんですけども、こういった考えはないのかお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

台風時の備蓄に利用できないかということなんですけども、野菜や生鮮食品の災害用備蓄として活用することについてですが、現在鮮魚での検証の初期段階でございます。他の魚種等の検証も今後予定しております。また、どの野菜がC A Sに適しているかなどの検証も必要となります。また、備蓄となりますと、大量に凍結させることも必要になると思います。今後の実証を踏まえて、備蓄用としての活用も展開できるのかということも考えていきたいと思っております。

◎狩俣勝成君

他県の使用例として、島根県の津和野町では1キロ当たり300円の使用料を設定したりとかして、近隣の自治体の生産者、加工者にも広く使われているというものもあります。また、島根県の隠岐諸島の西ノ島というところでは、凍結を請け負ってやったりとか、冷凍機は町の施設として1時間当たり6,000円の料金で作業室ごと貸しているところもあるそうです。今上野庁舎でそういった加工施設を造っていますけども、そこに設置して加工場であったり、冷凍庫を一体として貸してもいいのかなという考えがありますので、参考にさせていただければ結構だと思います。

次に戻りまして、市長の政治姿勢についてでございます。ほかの議員も数多く質問していますが、私は別の角度から質問したいと思っております。私も3年間農地利用最適化推進委員を行っております、今現在。そういった経験も踏まえて質問したいと思っております。今回農業委員と農地利用最適化推進委員の公募がありました。農業委員は、議会の議決を得て、市長の任命でもってできる、最適化推進委員は農業委員会の会長から任命を受けることになっておりますが、アとしてこの業務内容の違いについてお伺いします。

◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

農地利用最適化推進委員は、農業委員と同様に農業委員会の最も重要な業務に位置づけられている農地利用の最適化の推進の成果を上げるため、農業委員と農地利用最適化推進委員が密接に連携し、活動することが重要となります。具体的な業務の活動としては、農業委員会が定めた農地等の利用の最適化の推進に関する指針を基に活動するものとなっております、1つ目に集落、地域での話合いに積極的に参加し、農業

に関する相談や課題の掘り起こし、2つ目に農地の出し手、受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積、集約化を推進、3つ目に遊休農地の発生防止、解消のための活動、4つ目に新規就農者等の新しい担い手の参入のためのフォローアップといった現場活動を農地中間管理機構と共に連携を図りながら行うこととされています。また、毎月開催される総会にも出席し、農業委員との連携を図るため、担当地区の状況について意見を述べることになっています。農業委員の業務については、農地利用最適化推進委員が行う現場活動と併せて、総会における農地等の権利移動、農地の転用等の審議、決定、具申する意見等の決定などとなります。

◎狩俣勝成君

農業委員と農地利用最適推進委員の業務内容についてはほぼ活動的には一緒なんですけども、一番違うのは毎月開催される総会において、推進委員は担当地区の状況の意見を述べる、そして農業委員の皆さんがそれを参考にしながら、農地等の権利移動や農地の転用等を審議、決定をしなくてはならない。皆さん、毎月開催される総会について、私から簡単に説明したいと思います。当月の締切日、今月でいうと9月25日が多分締切りだと思います。それに申込みされた案件を、来月の総会において1件1件審議します。その中で、4種類ぐらいありまして、まず最初に農地法第3条の規定による許可申請、そして農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、そして農地法第4条の規定による許可申請、農地法第5条に規定する許可申請を、大体毎月30件から50件ぐらいを1件ずつ審査していくわけです。これは、何回も言いますが農地法に基づいて行います。そこで、今私簡単にと言ったんだけど、皆さん難しいですよ。これは、私が分かりやすく言いますと、今我々が行っている議会みたいなものです。議決権は農業委員が持っていますので、そこにおいて申請の上がってきた現場を確認するのが農地利用最適化推進委員。私は現場に向かって、今の現場の畑の状況であったり聞き取りして、次は何を栽培するのとか、それをこの委員会の前で私たちが報告します。それを農業委員の皆さんが判断するんです。これは重要です。本当に人の土地、財産を駄目なのか、よいのか決断をしなければならない、農業委員の皆さんは。ですから、何が言いたいかという、私も農地利用最適化推進委員3年間やってきましたので、まず農地法第3条、第4条、第5条って何ですかって言われても、皆さんほとんど分からないと思います。簡単に説明しますと、農地法第3条は農地を農地として人に貸したり、売ったり、貸し借り、売買、それに向けての審査、農業経営基盤強化促進法のものはある程度条件をつけて、例えば5年間借りますよとか、1年当たり反当たり幾らで借りますかって、利用権、そうやって設定条件をつけての貸し借り、売買になります。第4条というのは、自分の農地を農地以外の目的に使うために農地の転用をやります。農地法5条は、農地を転用して別の人が貸したり買ったりする。それを一日かけて、1か月分を審査していくわけです。何回も言いますが、農地法に基づいてしかできません。ということは、今回この提案された17名、今議決されて、10月に恐らく市長から任命されると思います。そして、もう10月の総会、多分任命後の1週間、2週間後ぐらいの総会において、この新しい皆さんで人の土地の財産、これを審議するわけです。ということは、今上がった17名の皆さんは、ではほぼ農地法を熟知していて、本当にもう農地法は詳しいのか、そういう理解でよろしいんですか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

まず、同意案の提出に当たりまして選出されました候補者は、農地法や他法令を熟知しているかという

ことでございます。まず、宮古島市農業委員会の農業委員候補者募集要項におきまして、農業委員の主な業務内容について示した上で募集を行っており、農業委員候補者の資格要件を満たしていることから、農業委員として適任であるというふうに考えております。

◎狩俣勝成君

どういった形でその本人が農地法を熟知しているかというのは、多分聞き取りもやっていないだろうし、応募してきた人は多分それなりの知識を持って応募してきたという判断かなと思います。実は、私も3年前に自治会からの推薦を受けて、農業委員と農地利用最適化推進委員、両方応募しました。残念ながら農業委員になれなかったんですけども、実際今言っている農地利用最適化推進委員の任命を受けて、その総会の場に立ったときに私はぞくっとしました。本当に言われたのが、ただ総会に月1回参加したらいいよとか、月1回パトロールしたらいいよって、月2回ぐらい活動すればいいんだよと言われて、行って見たところ、人の土地、財産を審査しているのを見て、私はもうよかったと。本当に逆にもうだまされたかなと思ったぐらいでしたけども、私は私なりに考えて、だったら、では農地法が分かるまで徹底的に勉強した、やろうということ3年間私は勉強してきました。だから、今見なくても皆さんの前で第3条、第4条、第5条の話ができましたけども、何が言いたいかという、やはり初めそういった方も何名か応募してきた人はいるかもしれません。だから、初めて農業に携わる人は、自分が言いたいのは、農地利用最適化推進委員を3年間務めて、そこで勉強して、自信を持って農業委員になってほしいと思います。私も議員でなければ、今だったら農業委員になる自信もありました。ただ、政治的な問題、なかなか介入したらいけないのかなと思って遠慮しましたけども、市長に聞きたいんですけども、市長が質疑の中で農地行政は宮古島にとって大変重要な課題、事務方で進めてきている作業に政治的な判断がかからないという思いがある。これ私はいいい方に考えて、やはり政治的な介入は駄目なんだよと言っていると思っていたんですけど、皆さんの答弁を聞くと、委員の選定に当たっては市長の権限でやっているという話を今聞いていますので、この言葉の真意がどっちなのか、本当に政治的介入はしないほうがいいのか、それとも今までしていないからしたほうがいいのか、その2点、どっちなのかお答え願えますか。

◎市長（座喜味一幸君）

大変重みのある発言でありありがとうございます。政治的に介入すべきか、すべきではないか、これは基本的には農業委員は特別職の地方公務員になりますんで、公正、公平で法に基づいて判断をしていくというようなことがいいことだと思っておりまして、今回私が判断したのは加工とかいろんな流動化の話がある若手がいるなど、あるいは女性の感性でどうこの農地行政を見ているかなというようなことを網羅的に考えて、私は客観的に判断しました。これまでは、農業委員というのは選挙で行われていまして、その延長の中でこれまでの市長任命制になってからも、政治的な推薦等々を含めていろんなしがらみがあったのかなというふうに思っておりますが、少なくともそういう意味においては私は大分政治的な判断をしていないというようなことで、客観的な農地行政という面から判断をしたというふうに大分前進というか、それなりの農業委員の選任に結果としてなっていると私は自負しております。

◎狩俣勝成君

本当に私も思うんですけども、今回の農業委員の推薦に当たって、何名かの議員もいろんな候補者を連れてきて応募させたという話も聞いております。本来私も自治会の推薦を受けてやったんです。逆にもし

ですよ、あっちゃいけないんですけども、これが選挙功労だとか、自分の支持者だからといって連れてきた場合に、今の農業委員の役目というのは責任重大であって、なおかつ少ない報酬で責任感持たされて、月10日以上活動しなければならない。そして、さっき言った地域計画、これの目標地図の素案をつくらないといけない。本当にもう大変な仕事なんです。だから、もう軽々しく入ってこれたら、逆に行って頑張ってこいと自分の支持者に言ったとしたら、逆に私だったら恨みます。本当に言っているように、総会に座っているだけでいいよとか、そういう話をよく聞いて行くんですけども、やはり私の同僚にもいましたよ、本当に。だまされたなという人もいました。そういう感じで、政治的な判断を人選にするのではなくて、農業委員の皆さんも若い世代に、例えば農地に家を造らせたいという思いはあるんです。しかし、農地法に基づいてしか判断できない。だから、幾ら何でも本当に逆に政治が関わらなければならない。国や県にこういった過疎地域における農地法の緩和、特例もあるんですけども、特例もなかなか当てはまらない。だから、逆にそういった農業委員を後ろからバックアップする、そこに政治が入っていかないと国や県は動かないと思います。そういったのをバックアップするのが政治家の役目だと思いますので、市長、ぜひ今やった方々は本当に不安な日々を過ごすかもしれませんですけど、そういったバックアップをしてほしいと思います。そして、皆さん、もう農業委員の人選に関しては政治が関わらないでおきましょう。皆さん、よろしくお願いします。

では、次に行きます。今の農業委員の中立委員の役割についてお伺いします。

◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

農業委員会は、農地の権利移動の許可や農地転用等に関する審議、決定、意見具申等を行うことから、その公平、公正な判断による組織運営を行うことが強く求められております。そのため、利害関係を有しない中立委員に求められる役割は大変重要なものとなり、農地法以外の他法令の知見、農業分野以外の視点からの意見を反映することは、農業委員会の組織運営にとって大変重要なものとなります。

◎狩俣勝成君

私も中立委員の役割がぱっとしないないつも思って総会では聞いておりましたが、皆さんおっしゃったように利害関係のないということで、地域経済を考慮しながら意見を述べていく。しかし、例えば農地を宅地に転用したいとか上がってきた場合でも、そこがどうしても農地法に引っかかって1種農地であったりとか、そういったのはなかなかできない。中立委員が2人いようが、3名いようができません。やはり農地法に基づいてしかできない。ですから、中立委員を増やすのではなく、逆に平良地区を減らすのではなく、本当に農業見識のある農地法も熟知した人だったらどんどん増やしてもいいかなと私は思います。

次に行きます。今の農業委員の活動が多岐にわたり、重要性を増していると思うが、委員定数を増やすことは可能なのかお伺いします。

◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

狩俣勝成議員ご指摘のとおり、農地利用最適化推進委員も含め、農業委員の業務内容は多岐にわたり、農地行政に取り組む上で大変重要なものとなっております。令和5年4月1日に施行の改正農業経営基盤強化促進法において、令和7年3月末までに地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、それを実現するため、農地バンクを活用した農地の集積等を推進することが重要

となっております。特に農業委員会では、地域計画の策定において、1つ目に農地の出し手、受け手の意見把握調査、2つ目に話合いの場への参加、3つ目に目標地図の素案作成の役割を担っております。農業委員の定数は、区域内の農業者の数、農地面積、その他の事情を考慮して、政令で定める基準に従って市町村の条例で定めることとなっております。委員定数を増やすことは可能かとの質問についてですが、宮古島市の農業委員数、農地面積を農業委員会等に関する法律施行令第5条に定める基準に基づきますと、最大19名の農業委員が登用可能となっております。

◎狩俣勝成君

今2人ほどですか、増員可能だということなんですけど、これは今改選された後にも、途中なんですか、追加することは可能なんですか。

◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

委員定数の変更は、農業委員会等に関する法律第8条第3項の規定によりますと、農業委員の任期満了の場合でなければ行うことはできないとされています。具体的には、新たな農業委員に関する募集手続の際には定数が定まっていなければならないため、募集開始により前の市町村議会において定数条例の改正について上程し、議決をしておくことが必要とされております。したがって、現時点では追加での任命はできないため、農業委員の増員をするためには次回改選の手続が始まる前の令和8年5月頃までに議会において定数条例の改正が必要となります。

◎狩俣勝成君

では、次回までには農業委員の仕事の量を見ながら増員してほしいと思います。

もう時間がなくなってきましたので、4番の教育行政についてお伺いします。第3次宮古島市教育ビジョンで、地域と共にある学校づくりの推進についてとあります。①、地域の行事等へ参加することにより、地域の歴史、伝統、文化を知り、自分が生まれ育った地域を誇りに思い、発信できる子供を育成することが重要だと思いますが、教育委員会の見解をお伺いします。

◎教育長（大城裕子君）

地域の歴史、伝統、文化の継承については私も深い関心を持っており、地域の歴史、伝統、文化は郷土愛を裏打ちするもので、宮古島市の人材育成に重要な意味を持つものと考えています。昨今の少子高齢化や核家族化、そしてライフスタイルの変化などにより地域の伝統行事への参加が少なくなっているとの声を聞くことも多くなりました。一方で、地域の歴史や文化などへの関心は依然として維持されているとも感じており、教育委員会や文化協会などが行う方言大会や地域文化に関する行事では多くの子供たちが参加し、大変すばらしい発表をしています。教育委員会といたしましては、伝統行事や地域文化に触れ、参加できる機会を増やせるよう多角的に取り組んでいるところです。現在導入を進めているコミュニティ・スクールによる学校と地域の連携、協働においても、伝統行事などを取り上げていながら、子供たちの郷土愛を育み、地域の歴史、伝統、文化への理解を深めてまいりたいと考えています。

◎狩俣勝成君

そのとおりですね。郷土愛を育むためにも、やはり地域の伝統行事へ参加してほしいと思います。そこで、お伺いしますけども、総合学習の一環として地域の行事への参加や見学、直近でいいますと今月の29日に砂川小学校区では上区と砂川自治会で豊年祭が執り行われます。両方ともクイチャーや獅子舞を神社に

奉納したり、そしてまた舞台ではいろんな伝統芸能が発表されます。そこにおいて、砂川小学校の生徒たちを総合学習の一環として地域に派遣して学習、見学等ができないかお伺いします。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後 3 時26分）

再開します。

（再開＝午後 3 時27分）

◎教育長（大城裕子君）

地域の子供たちが地域行事に参加することは大変望ましいことですし、またそれを進めていければ思っております。狩俣勝成議員がおっしゃるのは、学校が主体となって派遣ということでしょうか。

（議員の声あり）

◎教育長（大城裕子君）

地域が要請したら来てくれるのか、学校の子供たちが学校単位で来てくれるのかということでしょうか。大変失礼いたしました。学校と地域の連携、協働というところを進めているところですので、学校のほうにどんどん相談していただきたいと思います。学校は、教職員の働き方改革を進めている中でいろいろ課題もございますが、コミュニティ・スクールの導入を目指していることもありまして、子供たちを地域総ぐるみで育てていきたいという方針を教育委員会も示しているところです。遠慮なく学校のほうには相談されるとよろしいかと思えます。

◎狩俣勝成君

では、これに関しては教育委員会ではなくて、学校と直接地域が話し合いをして決めていくという感じでいいですか。分かりました。

では、②です。地域の伝統、文化の継承が課題となっておりますが、学校行事に地域の伝統芸能を取り入れる考えはないかお伺いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

先ほど教育長の答弁と少し重なる部分はあるんですが、第3次宮古島市教育ビジョンにおいて、地域と共にある学校づくりの推進を施策として掲げております。教育委員会では、今年度より順次各中学校区に学校運営協議会制度、コミュニティ・スクールを導入し、学校と地域の連携、協働による学校行事や教育課程を実践していく体制を整えていきます。今後もそれぞれの地域の伝統、文化の継承も含め、地域と共にある学校づくりの推進に努めてまいります。

◎狩俣勝成君

実は、今週の23日の土曜日に砂川小学校の運動会がございます。私その前に砂川小学校の校長先生と少し立ち話をして、そういった地域の伝統芸能を取り入れできないかと話をしたところ、やはり運動会がいいのではないかと話がありました。ただ、校長先生は異動していくので、その辺がどうなのかなという話がありましたですけども、今の校長先生が言うには砂川学区には大体3自治会ぐらいの伝統芸能がありますので、今年はプログラムを見ると友利のクイチャーが入っておりました。これをローテーションで、来年は上区だったり砂川であったりと。それを決めて、ローテーションをしていく考えはできますよと話

をしていましたので、そうすれば校長先生が替わっても今年度はどこの伝統芸能を取り入れる、そういった感じでローテーションで組んでいけるかなと思いましたが、先ほどの教育長の話では地域と学校と話し合いをして決めてほしいという話でありましたので、これに関してはどンドン地域のほうからも提案して、学校と一体になって地域で頑張っ、子供たちをみんなで育っていくように頑張っしていきますので、ご支援よろしく願います。

次に、昨日も西里芳明議員が言っていましたように、今各地の小中学校で運動会が行われていますが、いつの間にかもう午前中で終了する学校が多く見られますが、この経緯について願います。

◎教育部長（砂川 勤君）

学校行事は、学校や地域及び児童生徒の実態等に応じまして学校側が判断し、計画を実施いたしております。各小中学校の運動会が午前中で終了することに関しましては、新型コロナやインフルエンザの状況、運動会練習時や本番の熱中症のリスクを鑑みて、総合的に学校が判断しているものだと認識しております。これから学校や地域の現状を踏まえ、地域、保護者、学校が連携した行事の在り方について検討していくことが大切だと考えておまして、教育委員会としましても地域と共にある学校づくりの実現を目指し、学校行事においても学校と地域の連携、協働に向けて支援してまいりたいと、そのように考えております。

◎狩俣勝成君

私は、働き方改革の一環かなと思っていました。今聞いたら感染症の影響があるということですが、この感染症がもうコロナも5類になったし、だんだん落ち着いてきた場合は次年度からでも普通に戻れば、今までどおり一連のプログラムのとおり、今何か各学年で1つずつぐらいダンスであったり、そういったのをやっていますけども、競技とか、そういったのも一日かけてできるのかどうかをお伺いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

先ほど申し上げました、午前中、午後というのは学校長判断でございます。全国的に見ますと、午前中に運動会を開催している理由としまして、今狩俣勝成議員おっしゃる保護者負担、あるいは授業数の確保のため、そのほかに教職員の負担の軽減、あとは生徒のけがや安全面を考慮するというのが全国的に午前中に掲げられている要因の一つとなります。次年度以降、校長先生と意見交換しながら進めていきたいと思います。

◎狩俣勝成君

時間となりましたけども、今の件ですけども、おじい、おばあは本当に家族で昼食時間を団らんしながら、孫の顔を見て、いい演舞だったよとか、いい演技だったよ、頑張っってねという声をかけてやってあげたいという気持ちがあるんですけども、なかなかその団らんの場が設けられていませんので、今後は最低でもお昼時間ぐらいはつくってあげてほしいなと思います。

これもちまして、私の今定例会の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

◎議長（上地廣敏君）

これで狩俣勝成君の質問は終了いたしました。

しばらく休憩し、3時50分から再開します。

15分程度休憩します。

（休憩＝午後3時35分）

再開します。

(再開＝午後 3 時50分)

休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎下地信広君

今日の最後の登壇となりました。自民党の下地信広でございます。いましばらくお付き合いをお願いしたいと思えます。

まず最初に、所見から述べたいと思えます。市長、そして副市長、議長、教育長、18日の敬老会は大変お疲れさまでございました。皆様おっしゃっておりますけど、敬老会のプログラムがあと7項目残ってましたよね。その7項目残って、皆さん、来賓の方々もみんな退席したんですけど、市長が退席後に児童の意見発表がありました。それが非常に感動を呼んだんです。1年生、私も人前ではなかなか話せないんですけど、作文を読むときにもう泣き出してしまって、それをお母さんとお姉ちゃんが来て助けてあげたんですけど、非常に家族愛、そして兄弟姉妹の絆の深さは本当感慨深いものがありました。そういった部分を市長、教育長にはぜひとも見てほしかったなど。その後に私の挨拶もございましたが、私の挨拶はもうでもいいんです。ただ、これからはこの平均寿命より健康寿命のほうが良いとだけ申し上げました。自分の挨拶を聞かなかったから、こういうふうに文句言っているわけではありませんが、主催者側としてはぜひとも1人ぐらいいはいてほしかったなど。市長も、副市長もいるわけですから、せめて副市長が残ったり、あとはまた教育長が残ったりと、そういう方法もあったのではないかなと。これは、もう用事があれば仕方ないんだけど、県議も全部一緒に帰るとするのは本当に雰囲気壊れるんです。やる気をなくすというか、せっかくこんなたくさん4か年ぶりに集まったという部分で非常に喜んでいました。ですが、こういうふうに途中で帰るということは座を壊すということで、本当に敬老精神がなかったのではないかな、そういうふうに思っていますので、ぜひとも来年は検討をお願いしたいと思えます。あまりしゃべると血圧が上がるので、これぐらいにしておきますが、それでは早速質問に入らせていただきたいと思っております。

まず、1番の指定ごみ袋給付についてお伺いたします。令和3年6月定例会において、在宅で介護している家庭は紙おむつだけでも週6袋使い、一般ごみを加えると週に8袋ほど出る、その負担抑制の面からもごみ袋の給付をお願いしたいと、こういったところ、紙おむつの支給対象者に対してごみ袋が支給できるよう調整を行いますと答弁しております。そこで、お伺いしますが、その後どうなっているのか、実績があればお伺いしたいと思います。

◎福祉部長（松堂英彦君）

ごみ袋給付についてのご質問にお答えをいたします。

令和3年6月定例会におきまして下地信広議員よりご提案を受け、関係課との調整を行い、令和3年9月よりねたきり老人等日常生活用品給付事業により紙おむつの給付を行っている対象者に対しまして、市指定のごみ袋、大きいサイズ20枚を毎月1回紙おむつと一緒に給付をしております。これまでの支給実績についてですが、令和3年度より事業を開始しておりますので、令和3年度延べ人数で495人、配布枚数が9,900枚、令和4年度延べ人数で765人、1万5,300枚の配布です。令和5年度につきましては、これまで延

べ人数で329人、6,580枚の支給をしております。

◎下地信広君

今延べ人数等報告しておりますけど、実際紙おむつを利用している方は何名ですか。

◎福祉部長（松堂英彦君）

令和5年9月現在で55名となっております。

◎下地信広君

この55名の方には、全てこれ届いていますか。

◎福祉部長（松堂英彦君）

紙おむつの支給に合わせてごみ袋を支給しておりますので、届いております。

◎下地信広君

自信持って言っているんですが、実際届いていないという家庭がいるんです。私のところに来ておまして、それではこの紙おむつと一緒に指定袋、これを供給していると今言っておりますけど、どういった方法で各自、市民に周知したのか、この55名に周知したのか、周知徹底をどういうふうにしたのかお伺いしたいと思います。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後3時57分）

再開します。

（再開＝午後3時58分）

◎福祉部長（松堂英彦君）

このねたきり老人等日常生活用品給付事業につきましては申請方式になっておりますので、申請がありまして、対象となる条件などありますので、それを精査して、市のほうから決定通知書を出しております。その中で、給付品目、紙おむつ、市指定のごみ袋について支給をしますというように決定通知を出しておりますので、この決定通知をもって対象者には周知はされているものと考えております。

◎下地信広君

今老人のことを言っているんだけど、私が言っているのは重度障害者の寝たきりのことです。老人も含めたらありがたいんだけど、重度障害者の寝たきりが一番紙おむつを使っているんで、私が3月に質問したのは重度障害者の家庭のそういう負担を軽減してほしいということで私は質問したのに、重度障害者の家庭が届いていないと言っているから、私は質問しているわけです。

◎福祉部長（松堂英彦君）

現在紙おむつと市指定ごみ袋を支給しております事業なんですけども、ねたきり老人等日常生活用品給付要綱に基づきまして給付対象者が決められております。宮古島市に住所を有し、現に居住する65歳以上の者、それから要介護3以上で寝たきり等の理由により、おむつの使用が6か月以上継続している方などを対象にしておりますので、この要件に該当する方に支給をしているという状況です。

◎下地信広君

この相談した家庭は、もう19年寝たきりなんですよ。一番重い。こういう方がいるのに、何でこういう

ふうに見落としているかということです。それは、もういろいろ行政のミスはあると思うんですけど、これしっかり把握して、相談してから解決していただきたいと思っています。よろしいですか。

では、次に移ります。2番目のほうです。下地島空港で起きた無人機墜落事故について、現在計画されております下地島宇宙港事業計画への影響はあるのかどうかお伺いしたいと思います。

◎企画政策部長（久貝順一君）

無人機の墜落事故の計画への影響についてお答えいたします。

令和5年6月28日に行われましたPDエアロスペース株式会社による無人機飛行試験につきましては、機体と操縦機器との通信が途絶したことにより、自動プログラムによって海上へ着水することとなりました。PDエアロスペース株式会社は、飛行試験を進めながら宇宙機用のハンガールの建設、ハンガーというのは格納庫なんですけども、ハンガールの建設等を令和5年度内に着工する予定をしていましたけども、今回の事故によって全体的な事業計画の見直しが必要な状況になっていると伺っております。事業計画への具体的な影響につきましては、PDエアロスペース株式会社へ聞き取りをしたところ、様々な関係機関と協議を行っている最中であることから、現時点では公表を控えさせていただいたことでした。一方で、PDエアロスペース株式会社としましては、下地島などの宇宙港の計画は継続を予定しているとのことであり、見直し後の事業計画等については検討、整理した上で、しかるべき時期に説明を行いたいということでありました。

◎下地信広君

宇宙というのは、地上からそのまま真っすぐ100キロ以上を宇宙と定義しているらしいんですけど、何か思ったより近いなと感じております。実際2025年から下地島からの宇宙旅行を実施する予定だということだったんですけど、この今の事故で心配しておりました。継続してやりたいという方向性が聞けたので、よかったなと思っております。宇宙では5分間しか滞在はしないそうで、無重力体験をして帰ってくると、大体1時間半ぐらいと言っておりました。ぜひ成功していただきたいなと思っております。

次の質問ですけど、まず順番を変えて、3番を後にしまして、8番の農業と9番、長期財政ビジョンから質問したいと思います。先ほどから同僚議員が指摘している農業委員の選任の仕方について、最終的には市長が判断する権限があるかもしれませんが、昨日も投げやりの発言がありましたので、少し整理したいと思っております。まず、市長が任命した候補者の評価点数、点数を無視して269点以上取った人を落としています。あと、74点取った方を上げてくると。このことは、これは市長のイメージダウンに私はつながると思います。裏で何かあったとしか思えない。しかも、女性委員を令和7年度までに5人起用との計画がありますけど、であれば女性の起用をやればいいのではないですか。点数の低いこの70点台の方は男性です。誰が見てもおかしいなと思います。このことは、受験で見れば裏口入学をしたのではないかと疑われてきますよ。しかも、農業振興をスピーディーに進めるためには若い人の起用がよいと言いながら、市長が市長権限で上げた人は70歳。70歳は若い人と言えるのでしょうか。そこで、農業委員会に質問しますが、農業委員の選任に対する告示、これをしたのはいつですか。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後4時06分）

再開します。

(再開＝午後 4 時07分)

◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

令和 5 年 7 月 12 日に、農業委員会告示第 10 号で告示しております。

◎下地信広君

その要領の中で中立委員は何名でしたか。

◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

1 名となっております。

◎下地信広君

市民に告示した選任に対する中立の委員は 1 名と告示してある。それが、いつの間にか 2 人になっている。そこで、お伺いしますが、市長は要領をいつ 1 人から 2 人に変えたのかどうかお伺いしたいと思います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

市長が要領を変えたわけではなくて、中立委員を 1 名から 2 名にするという話合いをしたのが 8 月の下旬だというふうに記憶しております。

◎下地信広君

私は、最初の選任の告示をしたときに、中立委員は 1 人だよと市民には言っているわけです。ですが、後になって 2 人になったということは要領を無視したことになりますよね。農業委員会のほうにお尋ねしますが、要領の変更とかその相談、中立委員が 2 人という、そういった内容の告示はないですか、ありますか。新しく告示したことはありますか。

◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

ないです。

◎下地信広君

ないということは、中立委員を 2 人にするのであれば、農業委員会と相談し、要領を変更した後で市民に告示すべきだと私は思いますけど、いかがでしょうか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

先ほどの答弁とも重なりますが、まず市長の権限に属する事務の一部を農業委員会の会長に委任する規則第 2 条第 5 項についての説明ですけど、あくまでも募集から選任に係る一部の事務を委任しているということでございます。任命の権限は市長に属しておりますので、評価委員会からの報告を受けまして、市長が総合的に勘案して候補者を決定しているということでございます。

◎下地信広君

先ほど狩俣勝成議員のほうからも、農業委員の増に対しては、どうしても条例を変えないといけないという、そういう話もありました。最初の告示で、中立の委員は 1 人だよと市民に知らせているわけです。市民は、ああ、そうか中立は 1 人なんだなとしか思わないんです。内部で皆さんが幾らやっても分からない。これは、透明性の問題でもありますし、市長が透明性、透明性と言っていますが、これは透明性と言えるのでしょうか、お伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

まず、今第7期農業委員会の委員につきましては、何度も答弁しておりますが、中立的な立場から意見を反映する中立委員を複数選任することで、農地を守るという立場と地域経済の発展という両方の観点から、より公平、公正な組織運営に資することができるというふうな考えの下、中立委員を1人から2人とさせていただきます。

◎下地信広君

何回質問しても大体堂々巡りでなかなか進まないのので、これで終わりますけど、やはり法を遵守していただきたいなと思っておりますし、市民が納得するような選任の仕方をしていただきたいと思っております。

それでは、次に移ります。9番目の宮古島の長期財政ビジョンと決算書の整合性についてお伺いいたします。収支の状況や健全化判断比率から見て、長期財政ビジョンの整合性をお伺いします。健全化判断比率は今のところ問題ないかどうかだけ。

◎総務部長（與那覇勝重君）

宮古島市長期財政ビジョンと決算書の整合性についてお答えをいたします。

宮古島市の長期財政ビジョンと令和4年度決算書の整合についてですが、宮古島市長期財政ビジョンは令和12年度までの本市の普通会計における年度別収支や実質公債費比率など、健全化判断比率、財政調整基金残高の推移を示したものでございます。令和4年度の収支におきまして、長期財政ビジョンの数値と年度末決算額において、歳入は長期財政ビジョンの433億2,000万円に対して、決算額は429億5,000万円と約3億7,000万円の差となっております。歳出は433億2,000万円に対して418億2,000万円と15億円の差がありますが、これは翌年度繰越額や不用額によるものであり、事業の進捗または結果が反映されることから予測が難しい面もありますが、おおむね整合性が取れているものと考えております。令和4年度決算における実質公債比率は9.2%となっており、長期財政ビジョンで試算した9.6%と比較して下回っていることから良好であると考えております。また、令和4年度決算における将来負担比率は20.6%となっており、長期財政ビジョンで試算した34.1%と比較して下回っていることから、こちらも良好であると考えております。財政調整積立基金の令和4年度残高については、長期財政ビジョンでは81億8,862万円と試算しておりますが、決算額は91億1,031万円となっております。9月補正後の残高は約76億円となりますが、令和4年度の実質収支額の2分の1を下回らない額の約3億7,000万円を積み立てると約80億円となり、長期財政ビジョンの令和5年度末の財政調整基金残高の約79億円との整合性はおおむね取れているものと考えております。

◎下地信広君

財政調整基金からは20億円余り繰入れしているので、健全化判断比率は私が見ても良好でございます。それでは、お伺いしますが、この宮古島市の財政力指数、財源の力を示す指数はどれくらいなのか。新しい、分かっている年度でよろしいので、お伺いしたいと思います。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後4時17分）

再開します。

(再開＝午後 4 時18分)

◎総務部長（與那覇勝重君）

失礼いたしました。令和 4 年度で0.37となっております。

◎下地信広君

0.37ということは、2021年においては0.36だったので、上がっているなど思っております。県内では、宮古島市は23位なんです。隣の石垣市が0.46で17位、これは21年のデータしか持っていないので。ちなみに、1位が0.83で、財政力というのは1に近いほど財源があるということなんです。こういった部分をこの長期ビジョンにも入れて、12年をめどにやっつけばなと思っております。これは要望でございます。

では次に、長期財政ビジョンの中で財政調整基金の残高計画がありますよね。ホームページで見たんですけど、12年までのがあります。その決算書との整合性はありますか、お伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

先ほど財政調整基金の令和 4 年度の残高を申し上げました。長期財政ビジョンでは81億8,862万円、あとですが、実際の決算額は91億1,031万円となっております。約 9 億3,000万円の差がございます。このことについて説明をしたいと思えます。まず、財政調整積立基金残高は長期財政ビジョンでは減少し続けるとしておりました。令和 4 年度末の財政調整基金積立残高につきましては、試算と比較して決算額は約 9 億2,169万円の増となっておりますが、これは令和 4 年度での基金取崩しを予算現額19億2,169万円に対して、予算の全額を取り崩さず、10億円の取崩しとしたことによるものでございます。昨年度までは、基金取崩し予算措置額の全額繰入れを重視しておりましたが、令和 5 年度にて補正予算対応予定の実績報告に伴う国、県補助金返還分等を参考に必要最小限の基金予算取崩しをしたためこの開きが出ております。ただ、先ほども答弁しましたが、令和 5 年度におきましては長期財政ビジョンとおおむね整合性が取れているという見込みでございます。

◎下地信広君

私が申し上げたいのは、基金の残高というのが、このホームページにあるのは、前政権が積み立てて、財政調整基金を12年までこれだけしか残らないよというか、これだけ使うよという部分でマイナスになっているんです。合計したら、12年間で113億円余りになるよね。それがおかしいのではないのかなと。今年みたいに繰越残が残る。そうした場合は、2分の1以内で積み立てていかないと思うんだけど、そういった部分が反映されていないのではないのかなと。だったら合うわけないのではないかと思うんだけど、いかがですか、これ。

◎総務部長（與那覇勝重君）

下地信広議員ご指摘の財政調整基金の取崩しは、たしか令和元年度あたりからやっていると思えます。今2分の1の積立てを行うということがやられていないのではないかということにつきましては、これは確実に法的にやらないといけない部分でありますので、毎年剰余金の2分の1は積み立てているということでございます。長期財政ビジョンで毎年減っていく財政調整基金につきましては、目安ではありますけど、市としましても様々な物件費の抑制であるとか、いろんなところを無駄なものを省くとかありますけ

ど、また施設の統廃合もごさいます。いろんな措置を講じて、財政調整積立基金をできれば取り崩さないような運営ができれば理想的ですけど、そこら辺を縮減しながら健全な財政運営に取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎下地信広君

非常に分かりにくいから、市民が見ても、これを見たら、ああ、本当にマイナスになって大変だなと思うんだけど、合わないというのはやはりそれだけ必ず私はプラスになっていくと思うわけ、この計画よりは。積み立てていくから、幾らかでも。そういった部分も反映して、なるべく基金を今崩さないようにというんだけど、私の場合は逆に崩してもいいんです。投資するという部分で崩していい。これが10年先、20年先にプラスになっていったらいいんで、それが私は投資だと思っていますので、ぜひともそういった部分を計画を立てながらやっていただきたい。それで、この積立金まだ示されていないんだけど、いつ頃、どれぐらい積み立てるの、今年。この残。繰越金が7億3,000万円余りあるけど。

◎総務部長（與那覇勝重君）

毎年12月の補正のほうで積み立ててごさいます。

◎下地信広君

次に移りたいと思います。

次、3番目の宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金についてお伺いいたします。事業途中で変更されていますが、この事業計画変更となったその理由とその相違点をお伺いしたいと思います。

◎企画政策部長（久貝順一君）

省エネ家電製品買換促進補助事業の事業途中で計画変更されたその理由と相違点ということです。事業計画が変更になったということではなくて、要綱の改正をしたんですけども、その中で答弁しますけども、省エネ家電製品買換促進補助事業につきましては補助要綱を改正し、8月14日から施行したことに対する質問かと思っております。経緯といたしまして、7月14日に本補助の要綱を告示し、補助金の問合せ等に対応していたところ、その後電気料金の負担軽減につながらない購入の仕方をするケースが見られると家電事業者等から報告が寄せられました。そのことによって、補助要綱の目的である省エネの促進と電気料金の負担軽減を図るための買替えへの補助交付との目的が市民に分かりづらい部分があったので、明確に伝える必要があったことから要綱の改正をしたところであります。

◎下地信広君

私は、この事業は大変すばらしいと思います。だから、殺到してやっている。皆さんの要綱をちょっと読み上げますけど、途中から、「省エネ家電製品へ買換えをする市民に対し予算の範囲内で宮古島市省エネ家電製品」とかあるんです。この予算の範囲内というのが何か不平等さを感じているような気がして、そうであれば何か条件とかがついてもいいのかなと。みんな殺到して、最初に行った人が申請したら勝ちという部分で何か混乱を最初招いたのではないかなと思っておりますけど、これは宮古島市民が全部本当はやりたいわけよ。そうした場合に予算がない。だから、予算の確保をどういうふうにして、どれぐらいの範囲内でやると、どういう方法でやるとやれば混乱は招かなかつたのではないかなと思うんだけど、そういう事務手続の部分でもっとしっかり練って、事務手続が甘かつたのではないかなと思っておりますので、いい事業だと思うんで、ぜひとも推し進めていただきたい。ただ、中には臨時職員を含めてだよ、役所職

員はなるべく申請しないでちょうだいという、そういったのが聞こえるんだけど、これ本当ですか。

◎企画政策部長（久貝順一君）

第1回目の受付のとき、7月29、30日だったと思うんですけども、7月29、30日で第1回目の交付申請をお願いしたところですよ。そのときには、両方100名、100名の200名で先着順でやったところがあります。その中で、市役所の職員が並んでいたということもありまして、市民より厳しい指摘を受けたところがあります。そういうところもありましたので、8月1日に当該事業に対して、会計年度任用職員も含めて、正職員に関しても申請の自粛の要請を庁内の掲示板にて通知をしたところでもあります。

◎下地信広君

臨時職員は、ただでさえお金がなくて困っていると思うんだ。減のときだけ一緒にお金をもらうのは削って、出すのをこういうふうにした場合には非常に不公平感があるなと思っておりまして、ぜひともそういうことがないようにお願いしたいと思っています。

次です。4番目の台風時の離島医療についてお伺いいたします。伊良部地区における診療体制が週1.5の中で、台風により伊良部大橋が何日も閉鎖された間の急患搬送について対応をお伺いしたいと思います。

◎消防長（宮國和幸君）

台風により伊良部大橋が閉鎖された間の救急搬送についてお答えいたします。

伊良部管内で救急要請があれば、直ちに伊良部出張所から救急隊とポンプ隊が出動します。救急隊は、要請のあった救急現場へ出動し、傷病者の状態を確認します。同時にポンプ隊は伊良部大橋伊良部側のゲートへ出向き、風速、風向及び視界等の気象状況を確認後、伊良部大橋の走行が可能かどうかを判断します。ポンプ隊は、走行可能と判断した場合、その旨を救急隊へ連絡し、ゲートを開放し、救急隊を待ちます。その際、傷病者をいち早く医療機関へ搬送するため、伊良部大橋の平良側ゲートは消防署からポンプ隊が出動し、ゲートを開放します。気象状況等により走行が不可能と判断した場合は、ポンプ隊から同じく救急隊へ状況を伝え、傷病者及びその関係者へ伊良部大橋が走行できない旨の説明と同意を得て、暴風が収まるのを待って搬送するという状況となります。また、搬送車両は救急車のみではなく、風の影響を受けにくい積載車や車両重量のあるポンプ車へ変更し、搬送する場合があります。

◎下地信広君

非常に難しいことだと思いますけど、台風時には病院も閉まっているだろうし、ただやはり離島ゆえにこういう応急処置ができるような医者が一人でもいたら心強いなと思いますので、行政の力で市長はぜひ早めの、週1.5ではなくて、週3日ぐらいでもいいからお願いしたいなと思っております。

次、5番目の佐良浜漁港内の無許可での工作物について、その経緯をお伺いしたいと思います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

佐良浜漁港内の無許可工作物について、経緯をお答えいたします。

佐良浜漁港を管理する沖縄県に未許可建築物の経緯について確認いたしました。7月18日に未許可建築物を確認し、7月26日に注意文書を送付しているとのこと。現在事業者の対応を待っているとのこと。詳細については、回答できないということでございました。

◎下地信広君

私は、工作物は個人的にはいい施設だなと、シャワー室だなと、必要な施設だとは思いますが、や

はり法律はちゃんと守らないといけないので、その後のことも必要な施設ですので、沖縄県の対応を見ながら、協議しながらまたやっていければなと思っております。

次です。3漁業協同組合の合併について、事務の効率化や組織体制の強化等、スケールメリットを引き出すためには合併が望ましいと思いますが、合併に向けての進捗状況をお伺いいたします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

3漁業協同組合の合併についてお答えいたします。

3漁業協同組合統合についての議論は、令和2年6月の組合長会を最後に行われておりません。令和3年度、令和4年度の組合長会では、1つの漁業協同組合が退席して議論が進んでおりません。各漁業協同組合とも財政面、業務執行体制に問題を抱えておりまして、運営基盤が脆弱であるとの認識は一致しております。市は、平成28年に池間漁業協同組合が統合案を否決した以降も、漁業協同組合の統合により、個別に行っていた事務や事業を一本化することができ、様々な事業執行も可能となるなど、漁業協同組合の組織強化は必要であるため、漁業協同組合統合を推進する方針は維持しております。3漁業協同組合に統合の意思があれば、財政面も含めて沖縄県漁業協同組合連合会等の系統団体、県、市は可能な限りの支援を行うことを令和2年6月の組合長会で確認しております。

◎下地信広君

漁業権があると思いますけど、その計画、これは何年後ですか。

（「休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後4時37分）

再開します。

（再開＝午後4時37分）

◎農林水産部長（石川博幸君）

漁業権の改正は今年9月になっておりますので、これから10年間、令和15年（_____部分は219頁に発言訂正あり）9月までとなっております。

◎下地信広君

であれば、今年9月までにできたらよかったんだけど、あと10年待たないといけないと。その間にやはり合併していただきたいなど。各漁業協同組合、債務を持っているのを嫌がるのは分かっているんだけど、その債務も含めて、やはり合併することによりスケールメリットにつながると考えておりますので、ぜひとも行政の指導力を発揮していただきたいなどと考えております。

次に移ります。7番目のバガスの利用方法についてお伺いいたします。宮古島市においても、糖蜜と混ぜるなど肥料として使われていますが、バガスは紙や衣料品、食品、食品容器の原料として利用価値が注目されています。そこで、お伺いしますが、宮古島市においても今後どのような方向性で利活用されるのか、計画等があればお伺いしたいと思います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

バガスの利活用についてでございます。現在宮古島市におけるバガスの利用については、製糖工場のポ

イラーの燃料、堆肥への利用のみとなっており、その他衣料品とか食品とかに対する利用の計画ありません。なお、民間会社がバガスを原料としたウージパウダーを活用し、お菓子を製造した事例がありますので、今後利用が広がる可能性はあると考えております。

◎下地信広君

いろいろな利用価値がありますし、また座喜味一幸市長が六次産業をいつも訴えているので、ぜひとも企業を誘致して、雇用の推進とか、いろいろな経済効果を発揮していただきたいなと思っております。

次に移ります。福祉行政についてであります。身体障害者に対する種別割の減免であります。宮古島市税条例第90条に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持った方は軽自動車税の減免が受けられるとうたわれております。具体的には、施行規則第12条で、視覚障害者から免疫機能障害者まで15区分にわたっていますが、特定疾患、指定難病が減免できるよう条例の改正ができないかどうかお伺いしたいと思います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

身体障害者等に対する種別割の減免についてお答えいたします。

身体障害者等に対する軽自動車税種別割の減免につきましては、総務省や厚生労働省からの各種通知等によって、その目的や減免の対象となる障害の区分等が明確に示されてきたところでございます。ほぼ全国的に同様の対象設定や運用がなされている制度となっております。本市におきましても、現行の税条例及び施行規則にて規定する種別割減免対象者の障害者区分等はそれらの各種通知等にて示される取扱いに準じたものとなっており、税の公平性に鑑みて、現在の条例並びに規則の規定が適正であるというふうにご認識をされているところでございます。

◎下地信広君

今のところではできないような答弁でございますけど、何かの方法で少しでもこの軽自動車の減免お願いしたいなと思っております。

次、農林水産行政についてお伺いいたします。伊良部地区の農業用水ため池であります。今何か所あるのかお伺いしたいと思います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

まず、伊良部地区のため池は何か所あるかについてお答えいたします。

伊良部地区における農業用水のため池については、昭和47年の構造改善事業の整備から始まりまして、県営かんがい排水事業、団体営かんがい排水事業等により整備が行われてきました。ため池は全部で25か所ありますが、うち17か所が漏水等によりため池としての機能を果たしていない状況があります。25か所のため池のうち、Ⅲ型給水施設が整備された箇所は18か所になります。

先ほど私漁業権のところ、漁業権5年というふうに申し上げましたけども、漁業権、これは5年は特定漁業権が5年で、共同漁業権は10年となっております。共同漁業権は令和15年9月までとなっております。

◎下地信広君

今このため池の使用できる用水も故障して、ほとんど使えない状態となっておりますけど、これ直してもまた同じような故障をするのではないかなと思うんで、なるべくだったら畑地かんがい、スプリンクラ

一を設置できればなと思っていますけど、ただ今急にはできないので、一応早めに揚水できるように、使用できるようにお願いしたいと思いますし、またもう一つ、この用水は何リットル出るの。特に仲地のため池、ボタン押すと500リットルのタンクを持ってきたらあふれて、200リットルぐらい余るので、無駄遣いかなと思うんだけど、いかがでしょうか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

Ⅲ型給水施設、1回にどれぐらいの水の量が出るかということでございますけども、今おっしゃっていただきました仲地副給水施設、今年5月に供用が開始されております。これはコイン式となっております、コイン1枚で500リットルの水が給水可能となっております。

◎下地信広君

相談をした方の話と違うんだけど、500リットルの容量を持っていったら余ったという話なんで、これ後で確認してもらえますか、では。調査ができれば。多分700リットルぐらい出ているのではないかなという話をしていたので、すみませんが、確認をお願いします。

次に行きます。宮古島市におけるCAS冷凍庫の導入状況についてお伺いいたします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

CAS冷凍庫の導入状況についてお答えいたします。

CAS冷凍庫の導入につきましては、地域コールドチェーン実証事業を活用し、宮古島漁業協同組合と委託契約を行い、6月に設置し、7月よりマグロ凍結による鮮度保持の検証を行っております。検証内容といたしましては、CASで凍結したマグロとスーパーで販売されているマグロ等を比較し、試食等を行っております。今後は、9月27日に試食会を予定しております、市内のホテル関係者や飲食店等の調理担当者を招いてマグロの試し切り等、試食を予定しております。

◎下地信広君

今新しい冷凍テクノロジーとして注目を集めておりますけど、私もテレビで見るとすごいなと、いろんな種類があるんだけど、電磁波を利用したマイナス何十度でも凍らないような、そういったのがあって、非常にいいなと思っています。これは、伊良部漁業協同組合には予定はないでしょうか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

伊良部漁業協同組合の予定はございません。

◎下地信広君

非常に残念ですけど、この検証の結果で後でまた効果があれば、伊良部漁業協同組合も台風が来たらいつも休んでいるから、1週間ぐらい、これがあればもっともったいいのかなと思っていますので、ぜひとも協力をお願いしたいと思っています。

次、道路行政についてお伺いいたします。伊良部の仲地駐在所隣のカテラ荘という民宿がありますが、その東側の十字路のカーブミラーの必要性を痛感しております。設置できないかどうかお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

下地信広議員ご指摘の場所は、県道長山港佐良浜港線と市道伊良部7号線の交差点でございます。現場を確認したところ、カーブミラーの必要性が高いと感じておりますので、今後県とカーブミラー設置に向けて協議を行い、占用の申請を行い、設置に向けて取り組んでまいります。

◎下地信広君

いつも川平陽一建設部長の答弁はすかっとします。ありがとうございます。

次、伊良部の七夕運動会会場、塩田公園といいますが、この外灯が台風で壊れており、これから夏祭り、盆踊り、花火大会が開催されるので、早急に対応できないかお伺いいたします。

◎建設部長（川平陽一君）

伊良部の七夕運動会会場、通称塩田公園の外灯については、現地を確認しましたところ外灯が点灯していない箇所が1か所確認できましたので、現在業者に依頼して原因の調査を行っております。原因が分かり次第、修繕を行ってまいります。

◎下地信広君

次、宮古病院前の病院前薬局とオリーブ薬局間の外灯が壊れており、早めの対応ができないかお伺いいたします。

◎建設部長（川平陽一君）

宮古病院前の外灯については、これも現場を確認したところ、点灯しない外灯が2か所確認できました。塩田公園同様に、現在業者に依頼して原因を調査中でございます。原因が分かり次第、修繕を行ってまいります。

◎下地信広君

これで私の一般質問を終わりますが、行政の皆さん、たくさんの聞き取り大変お疲れさまでした。皆様に感謝して、私の9月定例会の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（上地廣敏君）

これで下地信広君の質問は終了いたしました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後4時52分）

令和5年

第4回宮古島市議会(定例会)会議録

9月22日(金) 5日目

(一般質問)

令和5年第4回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第5号

令和5年9月22日（金）午前10時開議

- | | | | |
|-------|--------|------------------------|--------|
| 日程第 1 | 議案第85号 | 令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第4号） | （市長提出） |
| ” 第 2 | ” 第86号 | 損害賠償の額の決定及び和解について | （ ” ） |
| ” 第 3 | | 一般質問 | |

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

議 案 付 託 表

令和5年9月22日（金）第4回定例会

委員会名	議案番号	件 名
総務財政委員会	議案第85号	令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）
	議案第86号	損害賠償の額の決定及び和解について

令和5年第4回宮古島市議会定例会（9月）会議録

令和5年9月22日（金）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（24名）

（延会＝午後4時49分）

議長（22番）	上地廣敏君	議員（11番）	上地堅司君
副議長（18〃）	長崎富夫〃	〃（12〃）	仲間誉人〃
議員（1〃）	久貝美奈子〃	〃（13〃）	平良和彦〃
〃（2〃）	下地茜〃	〃（14〃）	下地信広〃
〃（3〃）	砂川和也〃	〃（15〃）	我如古三雄〃
〃（4〃）	狩俣勝成〃	〃（16〃）	前里光健〃
〃（5〃）	富浜靖雄〃	〃（17〃）	西里芳明〃
〃（6〃）	下地信男〃	〃（19〃）	友利光徳〃
〃（7〃）	新里匠〃	〃（20〃）	上里樹〃
〃（8〃）	狩俣政作〃	〃（21〃）	栗国恒広〃
〃（9〃）	山下誠〃	〃（23〃）	平良敏夫〃
〃（10〃）	池城健〃	〃（24〃）	山里雅彦〃

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	座喜味一幸君	会計管理者	儀間博君
副市長	嘉数登〃	水道部長	兼島方昭〃
企画政策部長	久貝順一〃	消防長	宮國和幸〃
総務部長	與那覇勝重〃	企画調整課長	前原敦〃
福祉部長	松堂英彦〃	総務課長	豊見山徹〃
市民生活部長	友利毅彦〃	財政課長	国仲英樹〃
農林水産部長	石川博幸〃	教育長	大城裕子〃
建設部長	川平陽一〃	教育部長	砂川勤〃
観光商工スポーツ部長	砂川朗〃	生涯学習部長	天久珠江〃
産業振興局長	下里盛雄〃	農業委員会会長	芳山辰巳〃
こども家庭局長	仲宗根美佐子〃	農業委員会事務局長	上地明弘〃
環境衛生局長	下地睦子〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局 局長	下地貴之君	次長 補 佐	与那嶺彰成君
次 長	仲間清人〃	議事 係 長	国吉たかよ〃

◎議長（上地廣敏君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、定足数に達しております。

本日の日程は、議事日程第5号のとおりであります。

この際、日程第1、議案第85号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）及び日程第2、議案第86号、損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（座喜味一幸君）

令和5年第4回宮古島市議会定例会に追加提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案1件、議決議案1件の合計2件でございます。

それでは、予算議案からご説明申し上げます。議案第85号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）。今回の補正は1,280万円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ392億4,128万1,000円と定めております。

次に、議決議案についてご説明申し上げます。議案第86号、損害賠償の額の決定及び和解について。損害賠償請求事件については、那覇地方裁判所からの和解勧告に基づき、損害賠償の額を決定し、和解したので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

以上、ご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

◎議長（上地廣敏君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第1、議案第85号及び日程第2、議案第86号については、議案付託表のとおり、総務財政委員会に付託をします。

次に、日程第3、一般質問について、昨日に引き続き質問を行います。

本日は富浜靖雄君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎富浜靖雄君

議員番号5番、公明党の富浜靖雄です。通告に従い、一般質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、市長の政治姿勢について。宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金交付事業についてお伺いいたします。7月末に行われた第1回の申請受付で多くの市民が朝早くから並んでいたもので、その日の

受付100人分の整理券が先着順で配布されたが、受付ができずに帰った市民もいると報道されております。申請の受付、先着順にした理由についてお伺いいたします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

省エネ家電製品の中での先着にした理由についてお答えいたします。本補助金は、申請書に添付する書類が多岐にわたるため、申請受付時に書類不備が出ることも想定されたこと、また申請者1人当たりの審査時間が20分程度時間を要することが想定されていたこともありまして、初回の受付人数を限定200名と、土曜日100名、日曜日100名の合計200名とし、先着順で実施をしたところであります。

◎富浜靖雄君

続いて、事業開始後に申請の条件として8月14日までの支払いが必須とか、テレビや冷蔵庫など大型のものに買い換えた場合は補助対象外等の条件を追加したと報道されておりますが、理由についてお伺いいたします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

事業開始後に条件を追加したということだと思っております。省エネ家電買換補助事業につきましては、補助要綱を改正し、8月14日から施行を開始したことに対する質問だと思っております。補助要綱の目的に記載されている省エネの促進と電気料金の負担軽減を図るための買換えへの補助交付との目的が市民に分かりづらい部分がありました。その経緯といたしましては、7月14日に補助金の要綱を告示してございましたけれども、その後電気料金の負担軽減につながらない購入の仕方をするケースが見られると家電事業者から報告が寄せられたことによります。そのため、より明確に市民に伝える必要があったことから、要綱の改正に至りました。家電に関して、大型のものに換えたりとか、そういった部分の中でも消費電力の部分の中で下回っていればそれは補助対象という形にはしていますけれども、その中身の細かい部分が市民に伝わりづらいところがあったということもありまして、今回の中で要綱の改正をしたということでありませう。

◎富浜靖雄君

伝わりにくかったので、要綱を改正して、逆に言うと分かりやすくしたということだと思います。

それでは、再質問なんですけど、8月14日までの支払いが必須としたのはなぜかお伺いいたします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

8月14日までの購入者を対象としたのはということです。本補助金交付事業は、予算の範囲内で補助金を交付するというのがありました。ですが、初回受付時の反響の大きさ、また現予算での対応の可能性を見込むためのものの中で、家電事業者の協力を得まして、家電の出荷状況のヒアリングを行いました。また、エコアイランド推進課のほうで把握している申請書配布枚数が、結構配布したということもありまして、総合的に判断して予算に達する可能性があるかと推測されたため、8月14日までに購入した方を補助対象とすると公表を行ったところであります。これは、購入期限猶予を持たせると、この補助金を目当てに家電を買う方がまた増えて、逆に予算を超過した場合に補助金を受けられない方も出てくるということもありましたので、急遽その日にもう打ち切ったという形でやっております。

◎富浜靖雄君

今、総合的に判断して補助金がオーバーにならないようにという答弁だったと思うんですけど、それで

は申請は抽せんというのを考えなかったのかということをお聞きしたいと思います。

◎企画政策部長（久貝順一君）

先着順以外で抽せんとか考えなかったのかということでもあります。先着順以外にも抽せん方式も検討したんですけども、先ほども述べましたとおり、今回初めての事業ということもありまして、申請時の書類の不備とか、また申請者1人当たりの審査時間が20分程度時間を要することもありまして、初回の受付を限定して先着順で先行的に実施したところなんです。また、第1回の受付の事前の告知の際に、初回が人数限定であるということもあるんですけども、次回の受付の機会があることも伝えまして、申請会場に集中することを避けるための対策も講じておりました。ですが、想定以上の反響でしたので、第2回目の受付は混乱を避けるため、優先地域や期間を9月17日から9月29日の約3週間設けまして実施をしているところでもあります。

◎富浜靖雄君

私は、基本的には省エネ家電に買い換える補助金を交付するというのはいいことだと思っております。しかしながら、購入金額の4割、上限12万円の補助金は、買換えを検討していた市民からしたらすごく魅力的で、先着順と市民が思ったら、判断したら、もう殺到したのではないかなと思っております。申請を逆に購入前の受付で行ったほうが結果的に事務手続上分散されるので、職員の手間はかかると思いますが、申請を受け付ければ別に最初の20分の申請の書類の点検とか、そういうのもかからないので、まず受付をすると。受付した後で購入して書類をそろえて、そこでそろったら抽せんというような形も取れたのではないかなと思っております。この点についてどうお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

◎企画政策部長（久貝順一君）

購入前という話であります。この事業を始める前に、購入前に市民の方からも購入計画書という形で製品に関して事業者からの見積りを取るなどしながら、そういった事前の申請もしたほうがいいのではないかなというのも検討したんですけども、それはせずに、今回そういった形での申請となっております。購入前の申請方法も一応検討していたんですけども、これは省いて当日の中でも購入後の補助の申請という形になりました。

◎富浜靖雄君

混乱を来した以上は、それを変えていくというのは私は当然かなと思っておりますので、もしやるのであればこういうやり方もあったんではというのでお聞きしました。

最後に、次年度の補助事業というのはあるのかお聞きします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

次年度この補助事業をやるのかどうかということでもあります。今回の事業の総括をする必要があると考えておりまして、それはやはり補助条件でありますとかそういった部分を総括しながら、今後やるのかやらないのかは決定していきたいと思っております。

◎富浜靖雄君

ぜひ検討していただいて、リベンジとは言いませんけど、次年度あれば今回漏れた方も救われるのではないかなと思っておりますので、ぜひともご検討よろしく申し上げます。

次に行きます。ごみ収集業についてお伺いいたします。コロナ禍以前にごみ収集業者を集めて意見交換

を行っていたとお聞きしておりますが、現在その意見交換は行われているのかお伺いいたします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

令和4年2月に収集委託業者との意見交換会を行った以降は、現在は開催をしておりません。

◎富浜靖雄君

令和4年以降やっていないということなんですけど、今後意見交換会を行っていく予定はあるかお聞きします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

今後、次年度の業務に向けて、今年度内というか、来年の1月あたりまでには次年度の業務に向けて収集業者の皆さんからの意見をいただくよう、機会を持ちたいと考えております。

◎富浜靖雄君

ぜひよろしく申し上げます。

続いての質問に行きます。道路交通法上違反になるのは承知しておりますが、市内の細かい裏道とか一方通行など、人通りも少なく車両の往来が少ない道路であれば、収集車両の後方ステップの乗車を条件付で許可が検討できると思いますが、当局の見解をお伺いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

ごみ収集車両後方ステップの乗車についてですけれども、ごみ収集車の後部に人が乗ることは原則禁止されております。これは、道路交通法第55条の第1項で規定されているところです。条件付での許可を検討できないかということですが、こちらは市で許可を行うものではなく、管轄する警察署長、本市においては宮古島警察署長が許可を行うものです。条件付の許可についてですけれども、ごみ収集車両の後部に人が乗って転落する事故などが多発しているという情報等を受けております。また、2021年2月に那覇市の市道交差点でごみ収集車両が右折した際にステップに立っていた男性が転落し、頭を強く打って亡くなられたという事例もございます。これらのことから、市としましてはごみ収集の作業をされる方々の安全を第一に考えまして、ステップ乗車を容認する考えは持っておりません。ご理解いただきたいと思っております。

◎富浜靖雄君

私もネットでいろいろ情報を入れたら、やはり事故が全国的に多いと。ただ、事故が起こる場所というのがある程度スピードが出せる場所、交差点で落ちたというときはスピードがあるので、大きな道路なので、すぐ急いで曲がろうとして振り落とされたというような形があるのかなと思っております。この質問をしたのは、ごみ収集業を行っている事業者の方からいろいろ話をお伺いしたんですけど、様々な問題があります、これ以外にも。行政と事業者との意見交換の場があれば、問題を一つ一つ解決することや対策を検討することができないかと思って質問させてもらっておりますので、今後ぜひとも定期的に意見交換の場は設けていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

次に行きます。宮古島市し尿等処理施設整備基本設計についてお伺いいたします。昨年の11月に行われた基本設計の説明会の資料において、し尿、浄化槽汚泥の希釈倍率が25倍となっております。現在の希釈は20倍と聞いております。なぜ希釈倍率が上がったのかお伺いいたします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

現在整備を進めておりますし尿等処理施設は、観光客の増加や陸上自衛隊の配備などによるし尿等の増加に対応するため、計画処理量の推計を基に、施設の受入れ量を1日当たり70キロリットルとしております。また、その希釈倍率を最大25倍としているところです。希釈倍率25倍につきましては、倍率の変更が可能で、夏場にOD槽の水質が悪くなった際等の最大値を示しているものです。これは、し尿等処理施設で前処理後、下水道投入施設に投入する際、水質が公共下水道の流入水質以下になるよう設定したものです。通常は、希釈倍率はこの数字ではなく、もっと低くなるものと考えております。

◎富浜靖雄君

再質問いたします。20倍から25倍に上がるということなんですけど、新しい処理施設、この施設の逆に言ったら能力が高いから、25倍まで上げれますよということなのか、汚泥をもっと薄めたいというふうにしたから、倍率が上がっているのかということをお伺いいたします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

下水道投入施設の状況であったり、し尿等の状況にもよりますけれども、現状の汚泥の状況、正常なんですけれども、日によって変動がございます。これは、BOD、水の汚れを示す指数で、水の汚れを微生物が分解するときを使う酸素量のことですけれども、そのBODとSS、これ水中に浮遊している物質の量、水を濁らせている細かい物質の量です。その数値が高く、よくない場合がございますので、そのよくない場合、これを最大25倍希釈する、平常はもっと希釈倍率としては低い倍率で希釈するということで、最大値を今回は設定したということになります。

◎富浜靖雄君

汚泥の水が取りあえず汚い、汚れているときに25倍ぐらい薄めないといけないんじゃないかというので上げた。逆に言うと影響があまりないよというふうな感じで今捉えました。

次に、基本設計に脱水設備とありますが、何をする設備なのかお伺いいたします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

新設備の脱水設備に関しましてです。脱水機を含めた処理の流れについて説明いたします。まず、バキューム車両により収集しましたし尿等をトラックスケールにて車両ごと計量いたします。その計量後に受入れ口にし尿等を投入することになります。投入されたし尿等は、受入れ槽で受け入れ後、破砕ポンプで細かくいたしまして、前処理施設にあるドラムスクリーンという機械でし渣、これは汚泥に交じっているプラスチックなどを取り除く、除去をする作業を行います。その後、中継槽に行きます。その後、脱水機により脱水処理を行いまして、汚水と脱水汚泥に分離いたします。分離した汚水は、分離液槽で貯留した後希釈し、下水道処理施設、これは浄化センターの施設に投入するという流れです。

◎富浜靖雄君

何か脱水して悪いのを除いて水分だけを取るというふうにお聞きしたんですけど、そうすれば逆に希釈倍率は高くなって済むと思うんですけど、それはどういうことでしょうか。教えていただきたいと思いません。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

先ほどから申し上げております25倍は、夏場のOD槽の処理状況が、暑い日は微生物が活発に動かずに処理能力が停滞してしまいますので、その際は25倍まで希釈して投入できるというために25倍を設定して

いるところでした、通常はもっと低い希釈倍率になる見込みです。

◎富浜靖雄君

夏場、微生物が動きづらくなって汚れてくると、それを薄めるという形でお伺いしたんですけど、なので20倍でもよかったのではないかなと思います。それは、もともと汚泥自体が、今持ち込まれる汚泥自体が前よりもすごく汚くなっているとか、そういうふうな理由があれば希釈の倍率上げるというのは分かるんですけど、新しい施設で前処理場も造り、脱水もし、それでなおかつ希釈するんですけど、そのときに脱水したらある程度分離されて、そんなに汚いものではない。汚いものではないというか、分離される前よりは汚いものではないものが来てやるのであれば、何か希釈も25倍でなくてもよさげな感じがしたので、質問させていただいております。そうすると、これ新しい施設ということなので、逆に言うとこれを足してというか、設計に盛り込んだので、設計とかが上がってきているのではないかなと思ったりするんですけど、ここは自分も細かいところまでは聞いていないので、後でそこら辺も聞いていきたいなと思います。

次に行きます。次に、港湾行政について、平良港総合物流センターについてお伺いいたします。リーファーコンテナを利用した場合、電気代の取扱いはどうなっているのかお伺いいたします。

◎建設部長（川平陽一君）

平良港総合物流センター内のリーファーコンテナ用の電源設備は、19基設置してございます。各港会社に電源の場所を割り当て、使用していただいております。電気の使用料の徴収につきましては、市でメーターの検針を行い、各港運会社へ請求を行っております。その際、使用料のみ請求しておりますので、仮に19基一気に使用して基本料金が増額する契約となった場合でも、使用者の負担が増加することはありません。

◎富浜靖雄君

自分も心配したのはそこで、リーファーコンテナ1台どれぐらいの容量か分からないんですけど、19基も設置して使うことができると。リーファーコンテナを使って、もう台風の災害の後の物資不足のときにやりたいというときに、19基一遍に使ったら、高圧の施設だと思うので、電気の基本料金、1キロワット当たりの単価の設定があるので、これが最大需要になったときにその最大需要で料金を支払っていくというルールがあるんです。それなので、そうすると一気に使った場合は基本料金が上がって、逆に言うと物流センターが払う電気代、ということは徴収して払う電気代は上がっちゃうと思うんです。その上がったときに、もともと設定した料金はそのままなのか、それとも逆に言うと上がった分を足して、その分徴収しますという形になるのかというのをお伺いいたします。

◎建設部長（川平陽一君）

基本料金の増加分については、市が負担を行います。

◎富浜靖雄君

では、基本料金が上がって、料金が高くなったとしてもその分は市が支払っていくよということだと思います。先ほども台風に触れたんですけど、台風時、もし本当に19基設置して全部使うということになれば、電気代、逆に言うとコスト自体は業者が払う範囲もあるので、そこら辺を市が面倒見ていただくというか、台風の災害時の対応なので、そういうふうにしていただければ、また業者の方々も検討していただけるのではないかなと思うので、そこらは頭の片隅にでも残しておいていただいて、協議とかを進めていた

だいて、台風災害時には使えるようにぜひよろしく願いいたします。

次に行きます。観光行政について。観光地の施設についてお伺いいたします。今年のゴールデンウィークの報道で、ビーチの駐車場が混雑しているという報道がありました。私も前浜ビーチに行ってみたら確かに満車状態でした。下地島の中の島のビーチには駐車場はないんですけど、路上の脇にもう多くの車が駐車しておりました。同僚議員からも今回の定例会で新城や吉野の海岸、ビーチの駐車場の話も出ておりますが、当局としてビーチの駐車場不足に対して何か検討しているのかお伺いいたします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

駐車場不足の検討についてということでございます。ご指摘の駐車場不足につきましては、近年、市民及び観光客等の海岸利用者が急増していることから、ビーチ付近の路上駐車が見られております。路上駐車車の解決及び周辺道路の交通面での安全対策の一つとしまして、駐車場整備についても検討しているところでございます。なお、駐車場整備や増設に当たりましては、用地の確保、予算の面、周辺の土地の形状や保安林解除などの課題が多くあることから、路上駐車対策や駐車場整備の検討に当たっては、今後も沖縄県、宮古島警察署、関係部署等と協議して課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

◎富浜靖雄君

これ昨日の砂川和也議員も聞いていて、何かシャトルバスとか検討したらどうかというふうに言っていたんですけど、それもすごくいいなと思っております。自分は、駐車場に止まっているのはレンタカーだと思うので、島民の方も利用されると思いますけど、レンタカーを利用する方が多くて、そのまま来ているというのであれば、自分は公共交通機関、バスのループ、ビーチを回るループとかでもいいのかと思っております。それがあれば、市内に入ってきてぐるぐる回れば市内の観光客の方、車の免許持っていない、レンタカー借りれない、逆に言うとまた高齢者の方とかも公共交通機関が充実していればできるんじゃないかなと思うので、そこら辺の検討もぜひよろしく願いいたします。

次に行きます。クルーズ船の乗客マナーについてお伺いいたします。市内のある店舗の方から、以前クルーズ船が寄港したときに、トイレをクルーズ船の乗客に貸したところ、次から次へと乗客の方が来店して、トイレだけを借り、店舗も混雑し、商品を購入することもなく、ただトイレを借りに來ただけだったと。その対応に追われて、一般のお客さんの対応もままならなかったということでした。今後、クルーズ船の寄港が復活、コロナ禍以前の状況に戻ったときには同じような状況になるのではないかと懸念しているとのことでありました。そこで、当局としてどのような対応を考えているのかお伺いいたします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

クルーズ船乗客のマナー等の苦情の対応についてでございます。本市では、平成29年度以降、クルーズ船による入域観光客数が増加し、島内の観光産業や運送業におきまして経済効果が見られた一方で、富浜靖雄議員ご指摘のような商業施設でのこういった問題、二次交通の問題が起きるなど、市民生活に負荷が生じている状況でございます。商業施設での問題解決の一つとしまして、市内観光時のマナーについて記載したうちわを現在配布し、啓蒙しているところでございます。また、観光案内所でのトイレについても数が足りていない状況があることから、今後はトイレの増設等に向けての課題解決に向けて関係者と協議していく必要があるというふうに考えておりますので、しっかり協議してまいりたいと考えております。二次交通につきましては、バス、タクシー会社など、関係機関と受入れ施設内での動線調整や、団体貸切

りと個人利用の利用方法の見直しなどの調整を行っているところでございます。車両や人手不足の課題解決に向けて協議しているところでございますので、観光地での混雑解消、こういった部分についての対策をしっかりと対応してまいりたいと考えております。

◎富浜靖雄君

関係機関と協議して検討していくということなので、うちわを作ったり、乗客の方にアピール、マナーを啓発したりというのはぜひ続けていただきたいなと思います。

すみません、トイレつながりで1個飛ばしてしまっていたので、戻りたいと思います。トイレの管理についてお伺いいたします。東平安名崎のトイレの管理について、修学旅行などの団体が来島した折、東平安名崎のトイレが汚いとの声をお聞きしました。これは、市民の方からの情報なんですけど、団体が立て続けに来ればトイレは汚れるかと思えます。東平安名崎のトイレの管理はどのようになっているのかお伺いいたします。

◎建設部長（川平陽一君）

東平安名崎のトイレの管理については、都市公園環境衛生維持管理業務において、週3回、トイレの清掃を実施しております。

◎富浜靖雄君

週3回実施しているということなんですけど、東平安名崎、ちょっと遠いですよね、市内から行くのは。週3回であったとしても、その日掃除して、次の日か、もしくは掃除終わったとき、団体の客が2つも入ってきたら汚れると思えます。汚れて、その日掃除してすぐ汚れた場合は丸々1日、立て続けに3回だとは思っていないんですけど、そうすると汚れたままの状態を1日、2日放置するという可能性も出てくるんじゃないかと思うので、できるのであれば、団体が来る情報は取れるかなと思っているんですけど、バス会社なり、修学旅行であれば宮古島観光協会なり、何かいろいろ情報あると思えます。それを逆に言うと把握しているのであれば、そのとき、その団体の方が帰った後、見に行けるように、でも市内から行くのは大変だと思うので、できるのであれば近くの保良の自治会とか、そういうところをお願いして、この時間に団体が来るんだけど、トイレ見てきてくれないかというふうな形の依頼というか、委託みたいな形もあっていいんじゃないかなと思います。そうすれば、掃除を毎日ずっとやれということではなくて、結局団体が来なければ1週間きれいな場合もあると思うんです。1週間きれいな場合、それをまた掃除してもしょうがないと思うので、結局汚いのが目につかないような取組できないかなと思っているんですけど、その点についてどう考えられますか。お伺いいたします。

◎建設部長（川平陽一君）

富浜靖雄議員のご指摘のとおり、今週3回清掃を行っておりますが、修学旅行シーズンや夏休み、あとは観光客が増加するシーズンについては、トイレの清掃の回数を増やして臨機応変に対応していきたいと考えております。

◎富浜靖雄君

まさしくそういう定期的ではない事柄なので、もうそのシーズン、シーズンで全然違うと思うんで、本当に臨機応変に対応していただければなと思います。そのためには、一回情報収集みたいのも必要だと思うんで、最初はやはり見回るといふか、課が管理しているのは東平安名崎のトイレだけではないと

思っているのですが、ほかのところも、一回見ていれば大体の汚れ具合というか、そういうのはつかめると思うので、委託してもいいと思います。調査して、本当に観光客はどんどん増えてきますので、その観光客がトイレに入ったときに嫌な思いをしないように、うまくというか、本当に臨機応変にやっていていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に行きます。D F Sの免税商品受取所について、開設の経緯についてお伺いいたします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

D F S免税商品受取所についての開設の経緯についてでございます。宮古空港、下地島空港にD F S免税商品受取所を開設する件につきましては、本市には事前にD F S側からの説明はございませんでした。宮古空港を管理する宮古空港ターミナル株式会社に確認したところ、本年3月にD F S側から開設の打診があったことを確認しております。また、同空港の営業許可を所管する沖縄県空港課におきましては、同年7月に空港ターミナル内での営業を許可したとを確認したところでございます。下地島空港におきましては、同空港を管理する下地島エアポートマネジメント株式会社に確認いたしました。数年前からD F S免税店の開設についての打診がございまして、本年に入り本格的な調整が始まり、宮古空港と同時期に開設したことを確認しております。

◎富浜靖雄君

宮古空港においては、3月ぐらいに打診があったと。下地島空港においては、もう数年前からあったと。私も昨年の6月定例会で、沖縄型の特定免税店について一般質問させていただいております。島外からお客さんが来るときには、もう本当に免税店というサービスは本当に有効、観光のお客さんにとっては有効なサービスだと思っておりますが、宮古島市民へのメリットはあるのかというところをお伺いいたします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

市民へのメリットということでございます。免税店の開設をすることで市民へのメリットはとのご質問でございますが、市民が県外への航空チケットを購入した場合、事前にD F Sオンラインショップで購入した商品を両空港で受け取ることが可能ということで、購入が可能になるということです。

◎富浜靖雄君

宮古島市民が県外、沖縄県内ではなくて、宮古島から県外に出る場合に利用可能だと。D F Sは、沖縄にも受取所があるので、経由、宮古島から那覇に行って、那覇から東京なのか、そういう場合、そういうときでも利用できるのでしょうか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

基本的に市民が県外へ渡航されることが確認されるチケットをお持ちであれば、宮古島乗り継ぎ、経由した場合、宮古島の県外へ出られる空港で受け取りをすることが可能になりますので、これまで直行便に乗る市民の場合ですとこれができなかったわけです、空港での受け取りが。ただ、今回の場合は両空港で受け取るということで、直行便を利用される場合であってもこういった購入が可能になるというふうに思っております。

◎富浜靖雄君

市民も利用できますよと、受取所ができたことによって利用できるということだと思うんですけど、できたら宮古島の物産とかも絡めてこの事業がどんどん発展していけばいいかなと私は思っておりますの

で、引き続きよろしく申し上げます。

次に行きます。教育行政について、第1回未来創造センターまつりについて、開催の成果についてお伺いいたします。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

生涯学習施設として施設全体を市民に親しんでもらい、図書館、公民館活動を広く周知し、市民の生涯学習活動の促進と図書に関する知的好奇心を刺激することを目的として、今年8月に第1回未来創造センターまつりを開催いたしました。午前中のトークショーにおよそ250名、午後からのクイズ大会や紙芝居、ダンスパフォーマンス、納涼おはなし会にはおよそ400名の市民の皆様の参加があり、大いに盛り上がったと感じております。トークショー終了後のアンケートでは、9割以上の方にとっても満足や、やや満足との回答をいただき、中には初めて未来創造センターに来ましたとの声も複数あり、生涯学習の拠点としての未来創造センターの認知向上につながったと考えております。

◎富浜靖雄君

大変好評だったと。アンケートでもそういうふうな結果が出ているということなので、ぜひ続けていていただきたいなと思います。

次に、声優による読み聞かせイベントの開催についてお伺いいたします。これは、以前、高吉幸光前議員が進めていたイベントなんですけど、令和2年3月に未来創造センターの開館1周年記念事業で予算化され、行う予定だったんですけど、新型コロナウイルス感染症の影響で中止されたと聞いております。その後、高吉幸光前議員の質問に対して、当時の生涯学習部長が子供の読書活動推進事業として新型コロナウイルス感染症収束後に再検討してまいりますと答弁があったようです。新型コロナウイルス感染症が一応5類になっておりますので、このイベントの再検討はできないかお伺いいたします。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

富浜靖雄議員おっしゃるとおり、未来創造センターでは令和元年度と令和3年度に開館記念事業の一環として声優の読み聞かせイベントを計画しておりましたが、いずれも新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となった経緯がございます。今後実施するイベント等につきましては、先月の未来創造センターまつりでのアンケートで寄せられた要望や図書館利用者の方々の意見を参考に検討していきたいと考えております。

◎富浜靖雄君

再検討いただけるということなので、ぜひよろしくお伺いいたします。高吉幸光前議員も見ているかもしれないので、よろしく申し上げます。

次に、農業行政について、台風の影響による出荷困難などの対応について、マンゴーの加工施設が整備できないかお伺いいたします。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

台風の影響による出荷困難などの対応としてマンゴーの加工施設の整備ができないかとの内容でございます。台風の影響により出荷困難となる課題につきましては、マンゴーのみならず、本市の抱える物流全般に関わる課題であると認識しているところです。そのことを踏まえ、まず産業振興局に関わる農水産物の台風時のみの受皿用として加工施設の整備を行うことにつきましては、費用対効果を考慮した上で大

変厳しいと考えているところです。しかしながら、台風時における何らかの対応の必要性につきましては認識しているところでございますので、平時から加工事業者をはじめ、各種事業者や市民などの幅広い範囲において、台風などで出荷の影響を受けた青果物の受入れ、または購入ができるような仕組みづくりが必要になってくるのではないかと考えております。その際、大きく3つの課題があると考えられます。1つは事業所等における受入れ可能な量、2つ目が購入価格の調整、3つ目がこれらをつなぐコーディネートでございます。いずれの課題についても、直ちに解決し実行するにはクリアすべき課題がいろいろあるかと思っておりますので、加工の検討と並行して、いかに鮮度を維持し、出荷、流通に乗せられるかとの検討も併せて行うことが必要になるのではないかと考えております。

◎富浜靖雄君

まさに検討が本当に必要だと思います。これこそが市の行政の仕事だと思っております。市長も六次産業、六次産業と、農家の所得向上だと言っておりますけど、市長、この件に関して一言何かあればよろしくをお願いします。

◎市長（座喜味一幸君）

私どもの農水産業等々を推進していく上では、議会でもいろいろ問題になっております、入ってくる品物の日常生鮮食料品をどうするという台風等でストックできるかという話。もう一つ今議論になっているのは、我々の生産物の流通が止まったときにどのようにして商品にしていくかという話。そういうものをトータルで考えていきますと、今やはり大事なのは、できた品物を何らかの形で付加価値の高い、いい市場に出していくということ。それから、私どもの農林水産物、どちらかという台風前、6月までが市場と競争できるというような中で、選別残だとかいろんなものがある。そういうものをいかにストックして、乾燥野菜や冷凍野菜やその他の加工品としてストックできるかというような今課題に取り組んでいるところありますから、マンゴーの商品については一部自主流通を持っている農家がたくさんございまして、そういうときは自分たちでカットして、カットマンゴーとして冷凍して、それをピュアにしたり、いろんなもので自分たちの自主流通に乗せているというような状況等がありますから、現実的に農家との意見交換の中で我々行政としてできることは何なのかということは、整理する必要があると思っておりますから、大きな流通の、あるいは六次産業の推進の中でこの案件もしっかりと取り組む必要があると思っております。

◎富浜靖雄君

しっかりと検討していただきたいと思えます。

次に、農業委員会委員の任命について。市長判断による委員任命の理由について、同僚議員からもいろいろ質問がありますが、再度答弁をお願いいたします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

農業委員会委員の任命について、委員任命の理由についてお答えをいたします。

宮古島市農業委員会の農業委員の選任に関する規則第9条の規定によりますと、市長は評価委員会からの報告を受け、農業委員候補者を決定することとなっております。決定に当たりましては、委員の構成が一部の地域に偏在することがないように地域バランスに配慮し、年齢や性別についても著しく偏らないように、女性や若手を積極的に登用することなどを念頭に候補者を決定しております。そのため、評価委員会

から報告のあった候補者選考一覧表と同意案の候補者では一部異なっております。

◎富浜靖雄君

一部異なっておりますと、農業委員会の決定で。それで、議案に対する質問のときに、理由書みたいなものありますかと聞いたところ、ペーパー的なものはないかとお聞きしたところ、市長調整をしたときにメモ程度のものを記録しておりますと総務部長が答弁しております。そのメモの内容を教えてくださいませんか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

議事録ではないので、細かいのではなくて、今お答えしたとおり、例えば中立委員を1人から2人にする、あとは若手と女性を優先して選考したいというメモということでございます。

◎富浜靖雄君

まさしくこの採点なんですけど、宮古島市農業委員会農業委員の選任に関する事務処理要領なんですけど、その要領の中に採点される評価表というのがあるんですけど、その評価表の項目の中に総務部長が言っている若者、青年であること、若ければ点数が高いと、女性であったら10点、また経験とかいろんのがあったら10点、これ農業委員の候補者の評価です、選定の。中立委員も同じようなものがあります。ということは、農業委員会の評価において点数が付かれて、その点数が乗った上で農業委員会が判断しているということになります。この要領には、宮古島市農業委員会の選任に関する規則第8条第5項の規定に基づいて宮古島市農業委員会農業委員候補者の選考に関し、必要な事項を定めるとあります。その規則の第8条第5項には、市長は被推薦者及び自己応募者の合計が募集定数を上回った場合、募集人員がいっぱいいった場合、省令規則第5条第2項の規定に基づき、評価委員会を設置し、提出された推薦書、応募書を基に被推薦者及び自己応募者の評価を行い、評価を行います。任命過程における公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講じなければならないとあります。評価をしてください。任命過程において公正、それも透明性を確保するためにこれをやっているとは私は理解します。まさに公平性を確保しているのが事務処理要領にある別紙、先ほどの点数が入っている表です。その採点表の一覧で、それを基に整理された別紙6、これは私たちに資料として提供された候補者選考一覧表、これは点数が入って、評価されているものです。これがまさしく公平性があるというふうに思っております。市長も公平、公正性を持って総合的な判断をして変えたと答弁しておりますが、評価委員の方々も総合的に判断して考えの上、みんなでもた相談をして、委員候補として合意、みんながオーケー、分かりましたと、評価委員の中でもう結論を出して、それを出しているんですよ。それを市長の事務調整で、総務部長との先ほどのメモのやり取り、あのような形で公正、透明性に欠けているような状態で決めたというのが私は納得できないんです。そこを聞きたいんです。そこで納得する理由があれば私も賛成できるんですけど、これが納得できないので、聞いております。市長の答弁をお願いします。

◎市長（座喜味一幸君）

今までの議会の議論の中で整理しておかんといかんがあるかなと思っておりますけど、1つは農業委員は昔の選挙区で定数を決めるということはあまり好ましくないというのが言われておりますから、農業委員に関しては全農業委員の管轄区で決めてくださいというようなことにはなっております。ただ、市長は地域バランス等も含めて、今おっしゃったような公平公正というような地域配慮もなさいたいというのが

全国農業委員会協議会等でのやり取りの中で示されております。もう一つは、今さっきおっしゃっていた農業委員会の候補者が委員会の推薦募集の定数を超えた場合に、市町村長は関係者からの意見聴取、その他任命過程の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講じなさいというものの中で、今富浜靖雄議員おっしゃる選考評価、選定委員会と言っておきましょう。そのようなものを設けるという中で我々の規定ができていうふうにしておりまして、市町村長が自ら考案した方法を取ればよいのですが、一般的な方法として推薦を受けた者及び募集に応募した者や推薦者の意見を聞くこと、前任の農業委員または推進委員の意見を聞くこと、パブリックコメントを行うこと、それから選定委員会を設けるというようなこと等が書いてありまして、それも1つは評価委員会で評価されたもの、その報告を受けて、今総務部長が言ったような若者の起用、女性の起用等々含めて総合的に判断すべきというようなことにおいて何ら越権行為ではないという、この辺はご理解いただきたいと思っております。

◎富浜靖雄君

平成24年4月の農林水産省の農業委員会法の改正についてという中に書いてあります。これは、こういうふうにして下さいということで、関係者の意見聴取、その他の任命、委嘱の過程の公平性及び透明性を確保するために必要な措置を講じるよう努めなければならない、これ市長がやるべきことなんです。市長がやるべきこと、逆に言うと市長の委任によってやっているの、それが市長の意を持ってやっているんですよ。市長が意を持ってやっているものに対して否定しているという形になっているので、ここが納得できないんですよ。そこをぜひ考えていただきたいなと思っております。

時間も来ましたので、9月定例会、富浜靖雄の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（上地廣敏君）

これで富浜靖雄君の質問は終わりました。

◎平良和彦君

3日目の2番、議員番号13番の平良和彦でございます。通告に従いまして一般質問を行いますので、答弁のほうは市民に分かりやすい説明と誠意ある答弁をお願いしたいと思っております。

質問に入る前に少し述べたいと思っております。宮古島市の姉妹都市でもありますハワイのマウイ島のほうで、アメリカで過去100年で最悪の被害と言われております8月8日に発生したマウイ島の山火事、大規模な火事でございます。お亡くなりになられた方、また行方不明の方、また2,000棟以上の建物の損害を受けた方々に対し、お悔やみを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復旧、復興を願っております。これからも協力してまいりたいと思っておりますので、市民の皆さんも協力のほうよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、質問に移らせていただきます。質問の順番を変えて、ちょっとばらばらになるんですけど、見づらいたと思いますが、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思っております。

1つ目に、畜産農業についてでございます。和牛子牛価格安定に向けての取組についてでございますが、これは同僚議員の久貝美奈子議員も質問しておりました。先日、9月期の肉用牛競りが行われました。子牛1頭平均価格は、前月から3万4,659円の下げで、平均が42万8,006円となっております。これは、3か月連続で50万円を割り込んでおります。今年は、5月に9年ぶりの40万円、また6月はやや値を戻しましたが、7月から3か月連続で40万円台となっております。そして、今回は40万円台前半ということで下落

しております。このような厳しい状況で、生産農家の皆さんは廃業を考える方も出てくるのかなと私は危惧しております。今日、宮古毎日新聞のほうにも2面のほうに載っておりますが、県内産子牛、直近10年の最低価格更新と、また沖縄県肉用牛経営危機突破生産者大会を行いますよというふうに載っております。やはり県のほうも、県といいますか、JAおきなわのほうもこういう状況であると危機感を募らせているのかなと思っております。その中で、わざわざ19日に行われました宮古家畜市場での子牛1頭平均価格が42万8,006円ですよというのもまた載せてありますので、それを見ますとやはり宮古島は厳しいのかなというのを感じております。そういうのを含めまして、1頭当たりの価格低下しておりますが、市としてどういった取組を行っているのかお聞かせください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

子牛の競り価格の下落に対する市の対策ですけれども、宮古島市の対策といたしましては、宮古島市家畜飼料高騰対策補助金交付事業を予定しております。交付予定額といたしまして、令和5年4月1日での飼料価格分を基準に、令和5年4月から令和6年3月の12月分を交付するものとなります。牛1頭当たり、繁殖牛で1,400円、子牛6,900円、肥育牛1万6,300円、採卵鶏は100羽当たり3万3,000円となります。

◎平良和彦君

それでは、今金額述べておりましたが、再質問としまして、牛1頭当たりの補助金の補填はどうなっているのかお聞かせください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

子牛の競り価格の補助といたしまして、全国的に肉用子牛生産者補給金がありまして、その拡充といたしまして和子牛生産者臨時経営支援事業が開始されております。また、沖縄県の補助といたしまして沖縄県和子牛価格安定特別対策事業があります。4月から6月分の子牛の競り価格から補助が交付されております。実績といたしまして、4月ですけれども、雄牛が1万5,000円、雌牛が1万7,100円。5月になります。5月は雄牛が1万5,000円、雌牛が6万3,500円。6月は、雄牛が1万5,000円、雌牛が8万6,200円という交付になっております。これは、沖縄県畜産公社からそれぞれ交付されております。この補助は、1頭ごとに販売価格に関係なく交付されております。

◎平良和彦君

このように差額を補填していただいて、本当に助かると、畜産農家のほうも喜んでおります。ですけれど、先ほど言っていますように7月、8月はかなりまた下がってきております。先ほど新聞等にも載ってございましたように、今月19日は一月当たり3万4,659円の下落というふうになっております。先ほどは実績と言っておりましたが、確定ではないと思いますが、7月、8月の試算等はやっておりますか。やっければ教えてください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

国、県の7月、8月分の子牛競り価格への補助額の試算についてお答えいたします。

実際には四半期ごとなんですけれども、7月、8月分を試算いたしますと、7月分が雄子牛が6万9,100円、雌子牛が15万8,000円。8月です。8月は、雄子牛が6万9,100円、雌子牛が18万1,500円が交付される試算となっております。

◎平良和彦君

7月はもう雌のほうが相当差が出るということですよ、15万8,000円余り。8月だと雌は18万1,500円。相当差が出るということ、雌のほうがやはり安いということが考えられます。答弁のほうで、農林水産部長のほうで沖縄県の和牛子牛価格安定特別対策事業というのがありましたけれども、これは、簡単でいいので、説明してもらえますか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

沖縄県和牛子牛価格安定特別対策事業についてお答えいたします。

本事業は、雌子牛は雄子牛に比べて安くなる傾向があることから、雌子牛を対象としております。肉用牛子牛生産者補給金に登録されている農家で、県内の家畜市場で販売された雌子牛及び自家保留された雌子牛が対象となります。令和4年度までは四半期ごとでしたけども、今年度は月ごとの沖縄県雌子牛平均取引価格が基準額の52万7,000円を下回った場合にその差額の9割を交付するものとなっております。

◎平良和彦君

月ごとになるということで、スピーディーさを感じられますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、子牛の価格が下落している要因の一つとして、購買者を増やすべきではないかというふうにお考えしております。また、競り日、要するに毎月19日と、12月は変わりますけれども、大体19日というふうになっております。ですけど、石垣のほうはその前に競りをやっております。購買者の皆さんも石垣で多く買ってしまうと、次の宮古島、多良間島のほうにはもう買う予算とかも、腹いっぱいのところにおいしいもの出してもそんなに食べようという気にはならないのかなと思ひますが、そういう意味で購買者、要するに新規購買者の誘致に向けてのプロモーションとか、また競り日の変更、これ変更するには船便の関係等もあるかと思ひますが、今本当に一番最悪の事態かなと思ひております。これ以上になると本当に宮古島の畜産農家は耐えられないのかなと思ひますので、ぜひとも今動かないといけないと思ひますので、無理を承知で言っていますが、やはりやるものはやるということで、競り日を前に持ってくるような感じで話合ひを持っていくことはできないのか、もう一つ言えばプロモーションをできないのかをお聞かせください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

まず、新規購買者誘致の件からお答えいたします。

宮古家畜市場における購買者誘致については、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度から行われておりませんでした。JAおきなわ宮古地区本部に確認いたしましたところ、来年1月頃に県外において購買者誘致を行う予定とのことでした。市といたしましても、新規購買者の開拓を含め、JAおきなわ、関係機関と一体となった購買者誘致に取り組んでいきたいと考えております。

競り日程につきましてですけども、毎年11月頃に県内のJA各市場で協議を行いまして、次年度の競り日程が決定されるということでした。その際に船便の航路も踏まえた上で決定されるということで、各競りの開催日程について細かい調整を行うことが難しいということで、現行の競り日程の変更は困難ということでございました。早いほうがいいのではないかという意見もございしますが、競り日程が取引価格に影響しているということですけども、県内で最も遅い日程で開催されている宮古島においても県平均を上回る価格で取引されている年もありますので、そういうこともありまして一概に競り日程が影響していると

も言えない状況もあります。

◎平良和彦君

ぜひとも新規購買者の誘致は、関係者一緒になって力を合わせて頑張ってもらいたいなと思っております。今月も310頭ですか、318ぐらいだったと思うんですけども、これもやはり子牛を増やしていかないと購買者も魅力がないというふうな声も聞こえますので、ぜひともこういった面も含めて出荷量を増やす、また子牛を増やすと。競り用に出す子牛もしっかりと育てて出すというふうにすれば、購買者のほうもおのずと増えてくるかなと思いますので、日頃の子牛の育て方ですか、それをやってもらいたいなと思っております。

競り日の変更はちょっと厳しいと言っておりますので、ですけどこれ諦めないでやってもらいたいなと思っております。

続きまして、長期天候不良時の飼料の保存対策についてですけども、生産農家を視察した際に農家の方が、長雨、台風とかになると、1週間ぐらいずっと続くと、そうなると飼料にカビが生えてくると。このカビを子牛が食べてしまうと下痢になってしまうと。子牛の下痢は死活問題でもありますので、確かにこういった餌の管理というのは、農家は当たり前のことではありますけども、見て回りますと雑に置いているとか、枯れ草のビニールが破れているのにそのままほったらかして中に菌が入ったりとか、そういったのも見受けられますので、何か指導とかそういうのもできないのかなと思います。そういうこともありまして、市として保存対策、指導も含めて行えないのか、よろしくをお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

粗飼料につきましては、一般的なロールバールサイレージで3か月程度は保存が可能となっておりますけども、穴が空くなど保管状況が悪いと雨水がしみてカビの原因になります。また、牧草は冬場に生産性が低下するため、夏の繁忙期に適宜刈り入れを行うなど、計画的な飼料の確保、保管に努めるよう畜産農家へ指導、助言を行っているところです。

◎平良和彦君

行政としては行っていると思いますけども、なお一層目を光らせながら、いい子牛を育ててもらうように行政も頑張っていたきたいなと思っております。よろしくをお願いします。

続きまして、また変わりますが、環境行政についてお伺いいたします。宮古島市に自動車整備会社等がたくさんありますが、これまで蓄積された廃タイヤについてお伺いしますけれども、ある整備会社のほうから呼ばれまして、工場の裏のほうに連れていかれました。これを見てごらんという感じで指を指されて、見ると本当にもう使い古した廃タイヤが山積みになっております。これもう潰れたらどうしようかというぐらいの高さになっておりました。その方が言うておりましたけども、今廃タイヤを取るところ、また処分するところがないんだよという苦言、苦情を言うておりましたので、また廃タイヤを置いておくと雨水がたまって蚊の、ボウフラとかが湧いてくると。衛生的にも悪いよという話もしておりました。そこで、宮古島市島内の廃タイヤの数量、これ多分工場だけを調査してあると思うんですけども、実際は民間の空き地とかそういったところにも置いたりしているんです。ですから、調査した量よりはもっとあると、1.5倍ぐらいあるかなと思いますので、調査した量の数字を教えてくださいなと思います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

島内の廃タイヤ、これは不法投棄の量です。数量にいたしまして369トンということになっております。これは、県の環境整備課のほうで作成した資料を基にお答えしているところです。数字は、令和3年度末時点のもので、これが最新の数量ということになっております。また、宮古島市内の排出事業者、これはタイヤ販売店や自動車解体業者についてですけれども、については島内での処理が不安定、離島環境によるコスト高などの影響により、廃タイヤを数百本保管している事業者も存在しているということで、その全ての数字というのは市のほうでは把握できておりません。

◎平良和彦君

ですけれども、それをほったらかしておくのも、宮古島は観光をリーディング産業としておりますので、どうしてもきれいな島にしたいと私は思っております。行くところ行くところ廃タイヤが見えたりとか、本当に畑の横にあたりとか、そういうのが見受けられますので、そういうのも何かの機会に掃除できればなと思っております。

2つ目に、島内の廃タイヤの処理状況をお伺いいたします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

令和5年1月現在の宮古島市内において、廃タイヤを受け入れることができる産業廃棄物処理業者は1社のみとなっております。その業者ですけれども、破砕機の故障や破砕機を用いて廃タイヤ以外の産業廃棄物を処理する必要があることから、安定的に廃タイヤを受入れできていないという状況でして、県の調査によりますと島内の廃タイヤ処理が約7割、島外で処理をしているのが約3割という状況になっております。

◎平良和彦君

宮古島市には1社しかない。破砕機が壊れたりとか、聞きますと廃タイヤによっては回収できない、処理できないというのも聞いております。また、業者に聞きますと、新しく交換するときに処理料としてちょっともらっているのもあるよというのを聞いておりますが、これあくまでも最近のものであって、見渡しますと何十年前からの廃タイヤが本当に山のように、例えば子供が乗って遊んで崩れたらどうしようかなと心配するぐらいの廃タイヤがかなりあります。これは、多分業者の皆さんでも処理するとなるとかなりの高額、金額が発生するというので、多分やらないのはそういう原因もあるのかなと思いますので、3つ目に、この廃タイヤを今後どのように処理していくのか、対策、また中にはリサイクル、ネット等で見ればリサイクルしている県もありますので、そういったものも含めてどういった対策があるのかお聞かせください。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

廃タイヤの処分についてですけれども、沖縄県に確認したところ、産業廃棄物の輸送費に関する補助は現状行っていないということですのでけれども、市といたしましては沖縄県と連携し、引き続き適正処理を行うよう指導及び監視を行ってまいりたいと考えております。また、宮古保健所管内廃棄物不法処理防止ネットワーク会議などを通じて、沖縄県の産業資源循環協会等と連携し、課題解決に向けた対応を検討してまいりたいと考えております。

◎平良和彦君

環境衛生局長、今の現状は変わらないということになりますか。厳しいですね、本当に。市長、何かい

いアイデア、またどこかからこの資金を調達できるような方法はないですか。観光を目玉にしている宮古島、廃タイヤに埋もれたらどうしようかなと心配しておりますが、市長の考えはどうか。

◎市長（座喜味一幸君）

おっしゃるとおり産業廃棄物、県の所管と言いながら、やはり積極的に地元が関わらんといかんというふうに思っております、世界的にもプラスチックごみの問題等が大きくなっておりますけれども、やはり我々の離島というのは極めて採算性の合わないような、リサイクル、リユースを含めると厳しい環境にありますけれども、この廃タイヤについては一時期思い切って対策を取って、民間業者も協力をいただいて、大処理をしたこともありますんで、こういうところも含めて産業廃棄物の処理に関しては本当にもう一度しっかりとした対応をしていかんといけな。できるだけやはりその島で処分していくというのが大変重要で、輸送することも大事なだけけれども、その島での最終的な処分というものを考えていかないといけない。そのための技術を含めて、民間のノウハウも入れながら、どう対応するかというのは本気で考えていかないといけないというふうには思います。

◎平良和彦君

市長、ぜひともよろしく願いいたします。

続きまして、農業用肥料袋及び農薬容器の処理についてでございますが、似たような質問になりますが、使用済み農業用肥料袋なんですけども、それと農薬容器の処理状況なんですけど、肥培管理等の時期になると、肥料をあげたり、また除草剤とか、いろいろ農薬をやったりとかします。そのときにかなりの量の、農家1軒当たり、本当に廃タイヤではないんですけども、山のように、肥料袋もかさばってきております。これもやはり産業廃棄物ということで、農家の皆さんもこれどうして処理していいのか、持っていきなさいという指導を受けているというのも聞きますが、年寄り、また高齢化が進んでいる宮古島市でございますので、農家の皆さんが処分場まで持っていくというのはなかなかやっていないというのが現状かなと思っております。そういうことで、使用済み農業用肥料袋と農薬容器の処理状況、宮古島の状況をお聞かせください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

使用済みの農業用肥料袋及び農薬容器の処理状況についてお答えいたします。

使用済みの農業用肥料袋、農薬の空き容器については、産業廃棄物扱いになりますので、事業者、農家において適正に処理することが義務づけられております。不法投棄は、法律で禁止されておりますが、本市の山林原野、土地改良で整備された浸透池等において、多くの使用済み農業用肥料袋、農薬の空き容器が不法投棄されているのが現状です。農業用マルチ、ビニールは、多くの農家が適正に処理しておりますので、使用済み農業用肥料袋と農薬の空き容器についても適正に処理していただきたいと考えております。なお、本市では処理料金の一部を補助しておりますので、適正処理に向けてぜひ活用していただければと考えております。

◎平良和彦君

一部補助しているというのは聞いておりましたけども、これをもらってごみ処理場まで持っていかないと、なかなか足は運ばないのかなと思っております。

2番目に、適正に回収処分する体制の確立に向けての取組について質問しておりますが、これは例えば

J Aおきなわとか農家の一部の方が共同体になって、回収して回ると。肥料に金額をちょっと足して、賃金ぐらいのお金をつくれれば、できないのかな。そうすれば、例えば地区を決めて回収して回るという方法はどうかと思っておりますが、市の見解をお聞かせください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

平良和彦議員のおっしゃるように、農家が高齢化している中で産廃業者まで運んでというのは非常に大変なことでございますので、J Aおきなわや回収業者が回収する方法ができないかということで、沖縄本島南部の南城市とか八重瀬町はそういうふうな取組が行われておりますので、そういった取組を市のほうとしても視察して参考にしております。また、今年の7月21日に宮古島市農業用廃プラスチック適正処理対策協議会の設立会議を開催いたしました。構成メンバーといたしまして、沖縄県の農業改良普及課とJ Aおきなわ経済部、営農センター、畜産部、さとうきび対策室、あと民間処分場、松島開発と宮古環境保全センター、市のほうからは農政課と畜産課のメンバーで会議を行っております。この会議において、他市町村の実施状況、今後のスケジュールについて話し合いを行っております。今後、組織の役割分担等、こういったふうに適正処理に向けて取り組んでいくかということをお話し合っていきたいと考えております。

◎平良和彦君

農林水産部長、ぜひとも民間も交えながら、言わば体制、共同体をつくって、宮古島の産業廃棄物が市内からなくなるような行動を取ってもらいたいと思っております。

続きまして、また変わりますけども、市長の政治姿勢についてでございます。多くの同僚議員も角度を変えながらいろいろ質問しておりますが、私のほうも少し角度を変えて質問したいと思っております。同じような話になるかと思っておりますけども、市長のご答弁をお願いしたいと思っております。農業委員候補者の選定についてでございますけども、候補者の選出の過程はというのは、何回か聞いておりますので、割愛させていただきたいと思っております。

選出に向けての、先ほどから申しておりますように、富浜靖雄議員も言っていますように、公正性また透明性が確保されていないのではないかというのが私の疑問でございます。思いでもございます。なぜかといいますと、これ下地信男議員の質問にも市長は答えておりますが、下地信男議員は評価委員会の評価は公正また透明性を担保していますよというのに対して、何で次点を上げたのかとか、点数が低いのを上げてきたのかという質問に、市長は評価委員会の点数が最終的な決定というような事務的な判断ではないと。また、前回の農業委員会の選任でも、これはもう新聞にも書いてありましたけども、前市長が様々な判断をしている経緯があり、前例を参考にしていると。また、前市長が政治的判断をしたかどうかはあえて言わないが、政治的判断ではなく、総合的に農地行政の効率化、迅速化を進めていくというようなことで判断したというふうに答弁をしております。市長、間違いないですね。これは、みんなの前で答弁しておりますので、間違いないと思っております。あるいは、角度を変えていけば、市長が当然公平性、透明性を、リーダーとして行うべきであるんですが、それに代わって農業委員会の職員が評価委員設置要綱とか選任に係る規則、また選任に係る事務処理要綱などをつくって、市民にはこのほうが透明性があるんじゃないかと、公平性があるんじゃないかということで改正したり、また新たにつくったりして、告示をしながら行っております。それで、その要綱等、要領等にのっとって評価委員会のほうでも委員が平等を欠けない

ようにということで一生懸命、これも市長の言わば指示に従って行っているというふうなことになるんです。最終的に評価委員会で決まった一覧表を市長に持っていったところ、ここまでは多分公平性、透明性があるかと思うんですが、その一方、市長のほうに行くと、これが闇のほうに行っているような、全く透明性がないと。何でこういうふうに次点が上がったり、点数が低い方が上がってくるのか、これが全く見えないんです。これは、先ほど副市長も答弁しておりますけども、これ市長1人で決めたことなんですか。それとも副市長とか総務部長と相談して決めたことなんですか。答弁をお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

農業委員会候補者の選定についてお答えをいたします。

市長が1人で決定したかということをお聞きしていると思うんですけど、流れを説明したいと思います。よろしくをお願いします。評価委員会の任務につきましては、宮古島市農業委員会の農業委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者の評価委員会設置要綱第2条にありますとおり、評価委員会は推薦書、応募書を基に被推薦者及び自己応募者について評価を行い、農業委員候補者として評価順位、経過を市長へ報告することとなっております。市長は、その報告を受け候補者を決定しますが、その際、農業委員会等に関する法律第8条の規定に基づき総合的に勘案し、候補者として決定をしております。選出に向けての公正性及び透明性が確保されていないとのご指摘でございますが、評価委員会からの報告がありました候補者選考一覧表も同意案に係る資料として提出しているところでございます。その上で、女性候補者や若手候補者を優先して登用したほうがよいという市長の考えの下、候補者を決定しておりますので、一定程度の公正性、透明性は確保できているものというふうに考えております。

◎平良和彦君

総務部長、これは総務部長では答えられないと思うんです。総務部長は、この一覧表を市長に渡すだけであって、その後が変わっているの、そこは市長しか分からないか、もしくは副市長とお二人で相談したのかしかならないと思うんです。そこどうですか、市長。

◎市長（座喜味一幸君）

評価委員会の点数、それはもう当然にして大事にすべきことでございます。ちょっと内部の話になりますと、そういう農業委員会の選考に当たっての進め方については、必ずしも前例のとおりではないというように思いを持っておりましたけれども、その辺については十分に連携取れなかったかなという思いはありますが、評価委員会の結果を受けまして、全体として見たときに、先ほどから申し上げているように、市町村長自ら考案した方法を取ればよいというものもありますけれども、一番無難な方法として、全国的には推薦を受けた者及び募集者に応募した者や推薦者の意見を聞いたり、前任の農業委員、農地利用最適化推進委員の声を聞いたり、場合によってはパブリックコメントを取ったりというようなこと等もありますし、選定委員会を設けるといふこと等も一つの方法でございますが、評価委員会の考え方を大事にしながらも、若手、女性、それから生産から加工、販売までというような人等も含めて、ぜひそれぞれの立場での意見が農地行政に反映されたほうがよいというような判断で意見も聞かせてもらいました。農業委員会の事務局長も含めて意見を聞かせてもらって、最終的には私が判断したということになります。

◎平良和彦君

市長、今の答弁で納得ができませんけども、最終的にはいろいろ話を聞いた後で市長が決めたというこ

とで理解してよろしいですか。市長が決めたということですね。

(何事か声あり)

◎平良和彦君

はい、分かりました。では、市長が決めたということで。先ほど言ったように、女性とか、また若手とかあるんですけど、言わば評価項目があるんです。それで、この中には女性であれば10点、もう決まっているんです。男性はゼロなんです。ですから、これがいいとか悪いとかではないんですけど、こういう表があるから透明性があるんです、透明性が。いきなりこれを関係なく、女性ですから、それとも若いですからとか、そういうの持ってくるのがどうなのかなと。だから、下地信男議員にも答弁していたことがあるんですけど、政治的判断はしていないよというふうなことを言っていますけども、やはり外から見るとそういうふうに見えてしまうんです。市長は、選挙のときは刷新だというふうに、手を挙げて頑張っておられました。私らも、市長、戦った中で見ておりましたので分かりますが、ただ選挙が終わった後は、最初の言葉ですか、ノーサイドだということを行ったかと思いますが、市長はそういうふうに行っていないか。ノーサイド、行ってましたよね。ノーサイドというのは、ラグビーの言葉で、試合が終了した後は勝者と敗者が区別なくお互いの健闘をたたえ合うということだと私は思っております。ですけど、この新聞等の中を見ますと何か少し政治的なものがあるのかなというのが私からの視点で感じられます。ですから、職員が一生懸命透明性、公平性をやって上げてきたものに泥を塗るではないですけど、透明性を全く消すようなこのやり方、これちょっといかがなものかなと私は思っておりますが、市長、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

◎市長（座喜味一幸君）

農業委員会委員の選任において、私もかつて県議として、宮古島のやり方、あるいは合併する前もちょっとしておりますけれども、農業委員会等々の問題においては、これは宮古島の特色でもあります、非常に政治力の影響があるというようなこと等は、お互い分かっていると思うんですが、少なくとも私はそういう農地行政を進める上では、本当に専門性が要るし、狩俣勝成議員が言っていたんだけど、本気で農地行政進めようとするとは相当勉強せんといかんし、いろんな利権調整もあるというようなこと等で、その辺に関しては私は極めて政治色をなくそうと。刷新と言った以上、政治色をなくそうというようなことでやっておりますから、事務局の皆さんもいろんな声があったと思います。その中で、しっかりと評価をしたと思っております。そういう意味では、評価委員会の結果というのが大変評価されるんですけども、やはり大きな目で見ると、女性の登用だとか、先ほど申し上げた生産から加工までやるスタッフだとかというような人等の新たな目線というのは、またある意味で今までの農業委員会が進め切れなかった部分を、いろんな意見が出て、いろんな立場からかんかんがくがくして、いいところで結果を出していくということにおいては大変重要な目線等も含めて判断しておりますので、本当に政治色がない方向で大分私は改善したと思っております。

◎平良和彦君

市長、言わば法律でも、法律というんですか、この農業委員会制度始まりますよと、これ農林水産省のほうから出している資料ですけども、そのほうでも候補者にヒアリングしながら、話を聞きながら、また先ほど市長が言っておりましたパブリックコメントとか選定委員会を設ける。今回は、評価委員会を設

けたんです。これで、何度も言いますが、公平性と透明性を保ったんです。この法律でもそれを尊重すべきだというふうに言っているんです。これが透明性ですよというふうにもう言っているんです。国のほうもこういうふうにしたほうがいいですよ。ですけど、市長は、いやいや、自分は政治色はないよと言っているんですけど、今までの流れ、また議員の質問の内容を鑑みますと、やはりちょっと違うのではないかなというのが見受けられます。市長が決めたことと先ほど言っていましたので、もう一つ質問したいと思います。時間がありませんけども、これ狩俣勝成議員が申し立てましたけれども、農業委員の半数は原則として認定農業者でなければならないというふうにあります。先ほどから言っているように一覧表のほうでは、変更前ですか、表を見ますと、認定農業者は平良が5名でした。城辺が2人、下地島が2人、合計すると9名、これでちょうど過半数に達していたんです。ですけど、その後で市長は、もう市長が決めたと言ったので、市長はその後でこの認定農業者を削って、法律では原則ですよとたっているにもかかわらずこれを減らして、それで点数が低い方を中立委員として上げてきております。そこまでして中立委員をつくりたかったのかというのが見受けられますけども、まず認定農業者を減らした、これ減らすにも理由があるんです。農業委員会等に関する法律施行規則第2条、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合とあります。ですけど、そのときは法第8条第5項の各号、言わば認定農業者である個人、また一族とか、そのほかにまた法律のほうでイからヌでの該当者に当たりますかというのがありますが、それだけ厳しい縛りがあるんです。これどうして市長は、簡単ではないんですけども、悩んだと言っていますけども、変えたのか。認定農業者を減らした理由、狩俣勝成議員も言っていたように難しい局面もあるし、状況を把握するのも、また指揮権もないといけないというふうな話も聞かれますので、どうして認定農業者を1人削ったのか、この理由を教えてください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

平良和彦議員ご指摘の認定農業者は過半数を占めなければいけないというのは、農業委員会等に関する法律第8条第5項に確かにございます。ただ一方、ただし書がございます。ただし書で、その区域内における認定農業者が少ない場合は、その他の農林水産省令で定める場合はこの限りではないというふうな規定もございます。それを含めて、特にこの部分は問題ないということでもありますけど、市長の思いは先ほども市長が述べたように、若手農業者、女性の登用というふうな考えで総合的に判断してこの人数で候補者を選定しているということもございます。

◎平良和彦君

総務部長、分かります、これは。その件について、全国農業会議所のほうに問い合わせしております。これの回答は、応募の結果、認定農業者の応募者が委員定数の過半数を上回っているのであれば、法律要件である過半数要件を満たすため、まずは認定農業者等を選考すべきではないかというふうに見解をいただいております。これはどうですか。全国の農業会議所のほうからこういう見解いただいておりますが、それでもやはりそのまま通すということでもいいですか。

時間がなくていいですけど、もう一つ、中立委員の方が増えております。先ほどから各議員も申し立てましたけども、ほかの議員も、74点と。最高点数が約510点なんです。その中の74点。評価委員が6名なので、1人の平均でいけば最高が85点に対して、この方は12.3点しかないんです。第8条の委員任命に当たるということで、市長がこれを任命、議会を通過してから話ですけど、任命するというふうになりま

すが、先ほどから言っているように、この方は女性ではなくて、また若い方でもないんです。どういう方が私も分かりませんが、この方が農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者に該当するというふうに市長は認めているんです。これでいいですか。何かありますか、この方を認めた理由的なもの。最低限の点数というのがないで、いいんですけど。

◎副市長（嘉数 登君）

法律で求められる要件は、原則として規定されているわけですし、先ほど疑義照会をして、その中にはまずは過半数を認定農業者とするように努めなければいけないといったような解釈がありましたということがございますけども、あくまで法律に照らしていきますと、法律読みますと、これは原則としてということで書いてありますので、市長に特別な思い、考え方があるのであればこれは法に適合していると、法律の範囲内であるというふうに考えております。

◎平良和彦君

議案上がってきていますので、スムーズに私らも認定したいなと思っておりますが、やはりなかなか納得しないところがあるので、質問しております。

時間がないので、またほかの議員もあると思っておりますので、次に移りますが……

（何事か声あり）

◎平良和彦君

では、ではというのなんですけど、市長、これは点数は低くないですか。74点は妥当な点数ですか、市長からすれば。お答えください。

（「休憩」の声あり）

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後零時02分）

再開します。

（再開＝午後零時03分）

◎総務部長（與那覇勝重君）

中立委員のお話だと思いますけど、お答えいたします。

平良和彦議員ご指摘の件については、中立委員の話だと思っておりますが、何度も答弁しておりますように、まず中立的な立場から意見をいただいて、中立委員を複数人選任することが農地を守るという立場と地域経済の発展という両方の観点から、より公平公正な組織運営に資することができるというふうな考えの下、1人から2人というふうになっているということでございます。

◎平良和彦君

時間がないので、この件についてはまたほかの同僚議員が行うかと思えます。もう1分しかないので、できないかな。それでは、もうほかの質問等、皆さんにいろいろ答弁書を作っていたと思いますけども、教育長、申し訳ございません。また次の機会に行いたいと思えます。また、本当に企画政策部長も答える気満々だったと思えますけど、すみません、また今度行いますので、そのときまたよろしくお願

したいなと思っております。

これもちまして議員番号13番、平良和彦の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（上地廣敏君）

これで平良和彦君の質問は終了いたしました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後零時05分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎長崎富夫君

通告に従い、一般質問を行います。市民に対し、当局の分かりやすいご答弁をよろしくお願いいたします。

申し訳ないが、質問の順番を変えさせてください。通告書最後の8、航空運賃離島割還付についてからお伺いいたします。沖縄県離島住民等交通コスト負担軽減事業についてお伺いします。いわゆる小学校6年生における離島割還付についてですが、この事業では12歳までの航空運賃について、小児運賃からさらなる負担軽減を図り、差額に対して還付を行っている事業と伺っております。小学校6年生の児童のうち12歳の誕生日を迎えた児童とそうでない児童との間で、同じ学年でありながら移動負担軽減を図る行政サービスに差が出ている状況が生じております。要するに満12歳に達すると還付が打ち切られているということをお聞きしております。そのことについて、副市長に本市の現状をお伺いいたします。

◎副市長（嘉数 登君）

沖縄県離島住民等交通コスト負担軽減事業のうち、小学校6年生の児童のうち12歳の誕生日を迎えた児童の移動負担軽減をとらうご趣旨の質問にお答えいたします。

沖縄県離島住民等交通コスト負担軽減事業につきましては、沖縄県と締結した協定書に基づき、市が交付に関する事務を実施しております。本事業の還付は、障害者手帳の保持者及び12歳未満の小児が対象となっており、小児の取扱いについては12歳となった時点で対象外として対応しているところでございます。

◎長崎富夫君

本市から島外に選手派遣などで家庭の負担に差が出ているということは、それは平等な対応ではないと私思っております。そのことを解消するために、満12歳に達した小学校6年生として平等に還付が受けられる仕組みを強く県に申し出ていただきたい。また、美ぎ島美しゃ市町村会の中でも県に、これ申入れしていると思うんですが、そのことについて要請したことに対する県の回答はないかお伺いいたします。

◎副市長（嘉数 登君）

小学校6年生が平等に還付を受けられる仕組みを県に働きかけてというご趣旨のご質問にお答えいたします。

12歳の誕生日を迎える小学校6年生については、本年7月28日の美ぎ島美しゃ市町村会における要請書

におきまして、島しょ地域が一体となって県に要望したところであります。本事案につきましては、県からも担当者レベルで現状確認や今後の意向調査等が来ておりますので、対象枠の拡大の要望を県のほうにもお伝えしております。なお、7月28日に行った美ぎ島美しゃ市町村会における要請書につきましては、まだ回答は来ておりません。

◎長崎富夫君

仮に県の対応ができなければ、この差額分、本市で対応することは可能ですか。お伺いいたします。

◎副市長（嘉数 登君）

県が還付措置できなければ市のほうで対応することは可能かというご質問ですが、本事業の対象外となっている小学校6年生に係る本市の対応については、引き続き対象枠の拡充を県に要請していくとともに、市としても速やかな実施に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎長崎富夫君

ぜひ対応をよろしくお願いいたします。

質問事項戻って、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。宮古島市新総合体育館建設及び地下避難施設整備についてお伺いいたします。新総合体育館の進捗状況につきましては、さきに質問した議員へのご説明でおおむね理解できましたので、これにつきましてはご答弁要りませんが、1点だけお伺いします。整備予算を81億円と見込んでいるとしております。現時点での予算確保のめどはできているのかどうかお伺いいたします。

◎建設部長（川平陽一君）

現在、防衛省に提出しております要望書では、現総合体育館の老朽化に伴う早急な建て替えの必要性、災害時や安全保障環境における緊急避難機能を備えた新総合体育館の整備について、高率補助による支援を要望しております。予算確保のめどとしましては、防衛省に提出しております事業計画において、民生安定助成事業を活用し、高率補助の施設整備を要望しており、それにより防衛省が8月末に概算要求を行っていると聞いております。

◎長崎富夫君

早期の対応をお願いいたしまして、ぜひ予算確保、頑張ってくださいと思っています。

地下避難施設整備について伺います。政府は、東シナ海で中国軍の活動が活発化し、台湾海峡をめぐる緊張が高まる中、有事の際に最前線となる南西諸島の住民について、シェルターなどの避難施設の整備や輸送手段の確保といった国民保護の体制づくりを進める方針を示していると報じられております。その新聞報道を見た市民からは、いよいよ台湾有事が近い、新総合体育館の地下に何人の市民が避難できるのかとても不安がっております。市長は、新総合体育館の整備に合わせて緊急的な避難場所という整備を求めたとしていますが、これどのような機能を有するのかお伺いいたします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

新総合体育館の地下避難施設はどのような機能を有するのかということでございます。広く一般的に避難施設のことをシェルターと言いますが、政府の言う国民保護上の避難施設につきましては、現在具体的な基準設定に向け調査を行っている段階で、明確な定義はないということでございます。総合体育館の地下施設に関しましては、ミサイル攻撃による爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難施設

として考えており、防災拠点（……部分は251頁に発言訂正あり）として水や食料などの備蓄や有事の際には避難の指揮監督を行う場所になると考えております。

◎長崎富夫君

政府の言うシェルターとこの地下施設、一口で言ってどう違うのか、市民に分かりやすくご説明できますか。よろしくをお願いします。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後1時40分）

再開します。

（再開＝午後1時42分）

◎総務部長（與那覇勝重君）

お答えする前に、すみません、先ほど私答弁の中で「防災拠点」と申し上げるところ、「防衛拠点」と申し上げたということで、「防災拠点」ということで訂正をお願いいたします。

国の定める避難施設、またはシェルターにつきましては、これから明確に基準が定められるものと考えております。その中におきまして、総合体育館の地下避難施設については、ミサイル等の攻撃による爆風被害を軽減する一時的な避難施設というふうを考えております。

◎長崎富夫君

分かりました。

次に、市営住宅建設についてお伺いします。上原市営住宅建て替えについてお伺いします。令和3年9月定例会で当時の建設部長は、上原市営住宅建て替えについては、令和4年度で基本設計、令和5年度で実施設計、令和6年度から工事着工のスケジュールとお答えしております。ご答弁からすると今年度実施設計の段階だと思いますが、予定どおり順調に進んでいるのか、進捗状況をお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

令和3年度時点では、令和4年度、基本設計、令和5年度で実施設計、令和6年度で工事着工のスケジュールとしておりましたが、令和4年度の基本設計が完了しなかったことから、今年度で基本設計と実施設計を行い、令和6年度は予定どおり工事に着手する予定で進めております。

◎長崎富夫君

そこで、松原市営住宅の建て替えについてお伺いします。9月定例会の答弁を受けまして、令和3年12月定例会で私質問させていただきました。当時、松原市営住宅は、平成30年に策定した宮古島市公営住宅長寿命化計画において優先的な建て替え住宅として位置づけられている。その計画に基づいて優先的な建て替え住宅と判断された市営住宅は7市営住宅21棟あり、建築年数の古い住宅を優先することを基本として今後整備していくということをお答えしております。その事業、上原市営住宅の事業の推移を見ながら取り組むということをお答えしておりますが、別にまた昭和58年以前に建築された躯体内部に塩分混入のある住宅は建て替えの対象としますということをお答えしております。昭和58年以前といいますと、松原市営住宅は昭和58年に竣工しております。ちなみに、私も最初の入居者でありました。もう築40年になります。建て替えの計画、これ順調に進めることができますか。

◎建設部長（川平陽一君）

松原市営住宅については、先ほど長崎富夫議員もおっしゃっていましたが宮古島市公営住宅超寿命化計画において優先的な建て替え住宅として位置づけております。優先的な建て替え住宅としては、松原市営住宅を含む6か所の市営住宅がございます。上原市営住宅の建て替え後にこの6か所の市営住宅の建設について着工してまいります。

◎長崎富夫君

松原市営住宅も大分老朽化しております。早期の整備をお願いしたいと思っております。

次に、都市計画行政について伺います。宮古島市中心市街地活性化基本計画における西里通りについてであります。この件についても何回か質問しておりますが、当局は宮古島市中心市街地活性化基本計画を策定し、市役所の移転や定住人口の減少など社会環境の変化により、中心市街地の空洞化、まちのにぎわい減少が懸念されている。中心市街地の活性化を図ることから、その施策及び事業の検討を行うということで、事業計画では西里大通り、下里大通り、市場通り、マクラム通り周辺を重点的に事業を実施していきたいというふうにお答えしております。その重点地区の中でも西里通りは宮古島で一番にぎわいのある地域であり、整備については最も優先順位は高いと思っております。これは、平成19年頃だったと覚えています。沖縄県宮古支庁土木建築課が西里通り整備の道路整備可能性調査結果として商店街振興組合に4つの整備方針を示しました。現道幅員の歩行者専用道路案、街路事業による現道拡幅整備案、車の対面通行による整備案などが示されましたが、結果として1車線歩車共存道路、いわゆるコミュニティ道路での整備方法が補助採択基準であるBバイC、いわゆる費用対効果の基準を最も満たしているとの調査結果を報告しております。説明を受け、市や商店街組合もコミュニティ道路での整備でおおむね了解したものと思っております。あれからもう十五、六年になります。整備計画、順調に進んでおりますか。お伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

管理者である県に確認したところ、整備計画については現在のところありませんという回答がありました。しかしながら、現在作成中の宮古島市中心市街地活性化基本計画の中で、西里通りを含む3通りを中心として、にぎわいのある商業環境を形成することを地域づくりの将来像の一つとしておりますので、これらの実現に向けて西里通りは重要な役割を担っているものと考えております。このことから、当路線の移管については引き続き県と協議を行い、検討を進めてまいります。

◎長崎富夫君

整備方針につきましては、これまで一貫して宮古島市はコミュニティ道路での整備とずっと申しておりますが、現在もその整備方針、コミュニティ道路での整備を進めていくのかどうか、よろしくお願ひします。

◎建設部長（川平陽一君）

整備方針につきましては、平成24年3月にコミュニティ道路での整備が有力ということで回答を行っておりますが、このことは10年前の回答であり、当時と現在では状況や要望に変化があると考えております。宮古島市中心市街地活性化基本計画の策定においては、今般組織した中心市街地活性化協議会の意見を聞く必要があり、当該協議会には3通り会の代表も含まれておりますので、引き続き意見交換を行いな

がら、整備方針も含め検討を進めてまいります。

◎長崎富夫君

今の答弁では、10年前の回答であるので、コミュニティー道路での整備というのは確定していないというふうに理解してよろしいですか。分かりました。先ほど申しましたように、コミュニティー道路での整備方針、これが採択要件からすると最も適当であると、県のこれは方針でもあるんですが、その辺を含めて今後検討するということと理解していいですか。分かりました。

次に、台風被害についてお伺いします。本市の管理する公共施設、農道を無許可で工事した市内業者への対応についてお伺いします。5月31日から6月1日にかけて襲来した台風2号で、久松久貝の赤浜船だまり西側護岸が波の浸食で空洞になっております。6月8日、沖縄県与党県議団、宮古島与党市議団、県及び市職員で現場を確認しました。このままでは護岸が陥没し、道路まで浸食することが懸念されたことから、私は6月定例会一般質問で対策をお願いいたしました。当局は、石積み擁壁の一部が崩壊し、擁壁裏側の土砂が流出している。石積み擁壁背後には農道があり、沖縄県に災害復旧工事を申請している。災害復旧工事が認められれば、9月に工事を発注できる見込み。現在、現場に立ち入らないように注意喚起の貼り紙やロープを設置し、対策を行っているとお答えいたしました。私、確認に行きました。現場は、現在復旧工事に向け災害査定を受ける手続を行っており、災害査定実施までは現在の状況を保持する必要があります。つきましては、市管理公共施設を許可なく現状変更することを禁じます。また、この農道は沈下のおそれがあり、通行止めとさせていただきますので、農道利用者の方は迂回していただきますようお願いいたしますと貼り紙し、農道利用者に周知をしております。この対応は、宮古島市が災害による道路の危険性を利用者に周知し、速やかに対処していることは極めて私は妥当な対策であると考えます。市の対策を無視し、一議員が指示したからといって市の管理する公共施設を無許可で工事を強行することはあってはならないこととあります。市の対応を無視し、無許可で工事を行った市内の建設業者に正当性などありません。市は、どのような対応をしているのかお伺いいたします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

市の許可を得ずに無許可で農道を修繕した市内業者への対応についてお答えいたします。

無許可による工事に関しては、現在、弁護士に相談をしており、施工業者及び個人に対し、法的な対応も含め検討中とあります。また、当該箇所につきましては、従来の農道工事とは違う施工方法により施工されており、工事箇所の検証を予定しております。

◎長崎富夫君

私も地元ですので、何回か現場周辺には行っております。市がお願いしている迂回路を通っても、周辺の畑には車だと二、三分ほどで行けます。災害査定調査が実施されるまでの間、農家の死活問題になるような事案ではないと思っております。そのようなことから、市に確認することもなく無許可工事を行った業者については、再びこのような事案が発生しないよう、当局は毅然とした対応をしていただきたい。そのことについてお答えください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

法的な対応も含めて、適正に対処してまいります。

◎長崎富夫君

今の農道の現状は、重機で掘り起こされ、埋め戻し工事が行われていると認識しております。どのような工法がされたのか、またどのような材料が使われたのか、農道の耐震性、これ十分に確保されているのか、再度掘り起こして検証することも考えているのか、当局にお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

農道の工事箇所の検証についてでございますが、路盤の密度試験が実施されておられません。上層路盤まで施工されております。路床及び下層路盤の締め固めが確認できていないため、平板載荷試験による耐圧度調査を検討しております。当該箇所につきまして、路盤工の使用材料や路盤圧が確認できないことや路体盛土の厚さの管理など施工方法が確認できないなど、従来の工法とは違う施工方法により施工されている可能性があり、本来必要な路盤の密度を実施したのかも確認できません。既に上層路盤まで施工されております。施工業者からの施工管理資料により問題ない施工方法であっても、路床及び下層路盤の締め固めなど品質管理ができていないため、平板載荷試験による耐圧調査を検討しております。

◎長崎富夫君

分かりました。いずれにしても早期の災害復旧は必要です。ぜひ速やかに復旧工事をしていただきたいことを要望しておきます。

今後のためにも確認させていただきたい。様々な災害があります。今度の事例も含めて、災害が発生した場合、現場を写真保存し、災害査定調査が行われるまでに応急措置することは可能なのか、そのことについてお答えください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

災害査定が入るまでに応急措置をする場合というのは、一般的に机上査定の場合を指すと思いますが、その場合は日常生活に支障を来すような、あるいは二次災害を引き起こすような災害の場合に応急措置を施工することができるというふうに解されております。

◎長崎富夫君

ぜひ早めの復旧工事をお願いいたします。

次に、台風6号により東洋一と言われる白い砂浜の与那覇前浜海岸で波や風の浸食が進んでおります。現場を確認いたしました。宮古島東急ホテル&リゾート前から西海岸にかけて約100メートル、砂の浸食被害が大きい。一部は、砂地が大きく削り取られております。以前は、ホテル側からビーチにすぐ下りられました。今は砂浜と護岸との高さが2メートル以上あります。利用者は、遠回りしてビーチに下りているという状況を聞いております。また、与那覇西浜崎海岸も台風被害で浸食されております。専門家によると、温暖化の影響で台風の進路が数年前から変化していることが原因ではないかとも言われております。県の管轄ですが、東洋一の前浜ビーチは宮古島の財産であることから、早急な対策が求められます。本市は県に対しどのような対策を要請するのかお伺いいたします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

台風6号による与那覇前浜、西浜崎海岸の砂の浸食でございます。前浜ビーチの浸食につきましては、去る8月1日に襲来した台風6号の高波、高潮の影響により前浜海岸の砂が大量に流され、大規模な海岸浸食が発生しております。背後地の遊歩道等にも被害が及んでいる状況でございます。今後同様の台風が襲来する状況が続きますと、市民への安全対策及び海岸保全に支障が出るだけでなく、東洋一と称される

美しい砂浜の消失により重要な観光資源が失われる危機に直面していると考えております。市としましては、台風通過後、速やかに現場確認と関係部局との協議を行い、市長、副市長との調整後、8月14日には嘉数登副市長及び関係所管部職員で沖縄県庁に出向き、県知事に対して前浜海岸等の浸食に対する調査及び対策の実施についての要望書を照屋義実副知事に手交し、早急な対策実現について要請をいたしました。本市からの要請を受け、翌週8月23日には沖縄県の海岸を所管する関係課の職員が来島し、現場確認を行い、市との協議を行っております。県のほうからは、前浜海岸についての台風被害に関する調査費を計上している旨の報告を受けております。また、9月定例会で台風の被害の拡大を防止する応急措置に係る予算を計上するとの報告を受けているところでございます。

◎農林水産部長（石川博幸君）

私のほうからは、西浜崎海岸の浸食についてお答えいたします。

西浜崎海岸も同じく台風6号の影響を受けまして、大規模な海岸浸食により遊歩道が3か所崩落するなど、甚大な被害が発生しております。同じく8月14日に沖縄県知事に要望書を提出しているところです。現在、遊歩道は通行止めを行い、2次被害の防止策を取っております。遊歩道の復旧には、護岸の整備等、県の対応策の実施が前提となることから、引き続き県に対して実施を強く要望しているところでございます。先ほど観光商工スポーツ部長からもありまして、8月23日に県の関係者と本市にて意見交換を行いまして、西浜崎海岸の復旧に向けて沖縄県としては、背後地の森林保全対象としての復旧事業や他の事業メニューについて検討を行っているということでございました。

◎長崎富夫君

先ほど申しましたように、やはり東洋一の前浜ビーチでありますので、宮古島に来られる観光客も半分以上は前浜を訪れると思っておりますので、早期の復旧を県に強く働きかけていただきたいと思います。

ちょっと余談ですが、砂は生き物であり、季節によって移動していると先輩の漁師たちがよく言うのを聞きます。ちなみに、久松の南西沖ですか、伊良部島に向かって、伊良部大橋から左側に砂地が見えます。この砂地は、干潮時には二、三時間は浮き上がっております。きれいに浮き上がります。久松の漁師は、その砂地を通称タカユニと呼んでおりますが、私もその周辺でよく漁をしました。以前は、2つのユニがありまして、その間は水路みたいな感じになって、サバニなどは通れました。それが現在は1つの大きな砂地になっているんです。これは、トゥリバー海浜公園からカヤックなどで今観光客がそこに上陸している状況が見られます。なぜこれだけ向こうの砂が増えたのか。専門家の言う温暖化の影響で台風の進路が変化していることが影響しているのか。確かに最近の台風は、北風から西風が多く、南から南東の強い返し風がないように私も感じます。台風6号によるパイナガマビーチの異常なごみもその影響なのかなと私、所見的に思っております。専門家の調査を待つことになると思うんですが、いずれにしても本市としても早めの対策、あるいは調査を県に、あるいは国に要望していくことが重要かなと思っております。

次に、農林水産物条件不利性解消事業についてお伺いします。農林水産物条件不利性解消事業の円滑な実施につきましては、輸送コストからして船舶輸送を基本とするコールドチェーンの構築が不可欠だと。このことから、宮古島市では現在、コールドチェーン体制の構築に向けて実証事業に取り組んでいるとしておりますが、体制の構築実現は最短で令和7年度になるという見込みというふうに言っております。この実証事業の取組内容につきましては、昨日の狩俣勝成議員ですか、にいろいろご説明ありまして、マグ

口の解体とか、そういうことで実施をしますよというお答えがありましたので、このことについてはご説明は要りませんが、一方でコールドチェーン体制の構築がないまま船舶輸送へと転換した場合、ゴーヤ等の品目については輸送日数が増加してしまう関係から品質の低下、劣化が懸念され、ひいては拠点産地として信頼低下につながりかねない。コールドチェーン体制が構築されるまでの間、市は航空輸送単価を令和3年度までの航空輸送単価と同額の115円へと見直しをしていただくことを県に要請していると聞いております。要請後の県の対応についてお伺いいたします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

美ぎ島美しや市町村会において、宮古島市からの要請事項といたしまして、輸送補助単価について前制度と同額の単価115円への見直しを要請しております。美ぎ島美しや市町村会で要請した県の回答については、例年年明けになると伺っております。宮古島市といたしましては、県の担当者と事務調整会議等の場で補助単価等について農家から要望があることを伝えております。

◎長崎富夫君

これは、農家の輸送コストの軽減のためにもぜひ115円への見直し、強く今後も要請していただくことを要望しておきます。

次、農地法についてお伺いいたします。これにつきましては、②からお伺いいたします。宮古島市農業振興地域整備計画について、本市の方針をお伺いいたします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

宮古島市農業振興地域整備計画の市の方針についてお答えいたします。

農地法による農用地区域からの除外については、農振法第13条第2項の要件を全て満たすことが必要となり、農振法のみならず、農地法による転用見込みに加え、今後の土地改良の見込みなど、関係機関との意見調整を踏まえながら、関係法令に則して最終的には沖縄県の同意により除外が可能となります。市としましては、現在進めております総合見直しにおいて、農地の勾配等から生産性が低い農地や非農地証明を取得している土地、農用地区域内に指定されている山林原野等については、関係法令や国が示す農業振興地域制度に関するガイドライン等を踏まえ、沖縄県に対し除外の必要性を強く要望してまいりました。なお、要請行動といたしましては、令和4年12月2日に農業振興地域整備計画の中の変更における地域の実情を踏まえた沖縄県の同意基準等の運用の確立についてとして、沖縄県知事に要望書を提出しております。

◎長崎富夫君

農林水産部長、今ご答弁された内容につきましては、これは何月定例会ですか、3月定例会でしたかな、当時の農林水産部長も同じようなご答弁をされております。そのご答弁された内容について、現時点で県の回答というのはあったんでしょうか。よろしく申し上げます。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後2時14分）

再開します。

（再開＝午後2時15分）

◎農林水産部長（石川博幸君）

市の要望に対して沖縄県からの特段回答はありません。

◎長崎富夫君

分かりました。

①に戻ります。昨年10月26日、私ども宮古島市議会議員団は、県に対し、宮古島市農業振興地域整備計画の変更に伴う同意について、宮古島市の意見を尊重するよう求める要望書を農林水産部長に要請いたしました。内容は、宮古島市農業振興地域整備計画を市が主体的に行えるようにするほか、市に移譲された農地の権限について、市が実質的に行使できるよう求めることを要請しております。そのことについて、県から本市に何らかの対応はあったのかどうかお聞きします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

宮古島市農業振興地域整備計画の変更に当たり、令和4年10月26日付、宮古島市議会から沖縄県知事に提出した要望書について、沖縄県の対応について改めて確認したところ、市議会の要望をしっかりと受け止め、宮古島市と意見交換を行うなど連携して取り組んでおり、要望書等を踏まえつつ、宮古島市の考え方を確認した上で、農地法や農地法で定める基準の範囲内でどのような対応ができるか検討を行い、現在は事前協議を終えたところですのでの回答を得ております。

◎長崎富夫君

この農振除外についての農業振興計画の見直しにつきましては、3月定例会でも農林水産部長は、市と県の意見が食い違う部分もございますので、この件についてはやはり現状や地元の実情をよく知っている市の意見を尊重していただきたいと、これ農林水産部に要望しているということですが、県の回答を待ちたいというふうにお答えしております。その後、市の方針については県からどのような回答があったかお伺いいたします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

市としても令和4年12月2日に沖縄県知事に対し、地域の実情を踏まえた県の同意基準の運用の確立について要望書を提出しております。あわせて、農業委員会においても農地法における転用許可基準の見直しについて要望しております。先ほども申し上げましたとおり、特段市の要望に対し沖縄県からの回答はありませんが、現在は沖縄県との事前協議を踏まえ、県との意見の合意の下、変更の整備計画案の公告縦覧を終えているところです。その後、異議申立ての提出がなされ、引き続き計画変更作業を行っているところですが、市議会並び市からの要請行動の成果として、市と県との意見合意がなされ、整備計画案の公告縦覧が行われたことは成果の一つとして捉えております。

◎長崎富夫君

市の意見を尊重するということにつきましては、市議会含めて、強く今後も農林水産部には要望していきたいと思っております。

次に、ガソリン価格高騰対策についてお伺いします。ガソリン価格の高騰が市民生活を直撃しております。宮古島市では、ガソリン価格が200円を超えております。沖縄本島と10円ほどの開きがあると伺っております。市民らは、もう節約しかない、可能な限り車での外出を控えていると話しておりますが、しかし宮古島市はご存じのように車社会でありまして、仕事等の出勤は車での移動しかありません。高騰するガ

ソリン価格について、本市としては何らかの対策はしているのかどうかお伺いします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

高騰するガソリン価格について市として何か対策がありますかということです。ウクライナ情勢や円安の進行等によって、我が国ではガソリン価格の上昇が続いております。そのため、国においてガソリン価格高騰への対策としまして、石油元売事業者へ補助を行う燃油価格激変緩和対策事業が実施されております。価格上昇に対して一定の抑制が図られているものの、いまだ高値で推移している状況にあると感じております。市としましては、直接的なガソリン価格への支援は行っておりませんが、ガソリン価格の高騰の影響を受け、多くのものの価格が上がっている状況にあることから、国が交付する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、物価高騰に対する支援を実施しております。例としまして、低所得者世帯へ1世帯当たり3万円を給付する低所得者世帯支援事業、高齢者施設、障害者施設への光熱水費高騰対策事業、保育所の給食費の高騰対策事業、農畜産業の肥料飼料、燃油の高騰対策事業など、様々な分野で物価高騰への支援事業を行っております。今後とも各関係機関との意見交換、情報収集を行いつつ、必要な支援がありましたら活用可能な財源を調査しながら検討していきたいと考えております。

◎長崎富夫君

引き続き支援をお願いしたいと思っております。

次に、揮発油税軽減措置についてお伺いします。復帰特別措置法に基づく揮発油の軽減措置の期限が令和6年5月までとされております。離島住民の安定した生活の確保及び離島産業の継続的な発展のためには、揮発油税の軽減措置の継続を県と連携し国に強く働きかけていただきたい、そのことについてお答えください。

◎企画政策部長（久貝順一君）

揮発油税の軽減措置について、引き続き県と連携して国に働きかけていただきたいということです。沖縄県内においては、沖縄復帰特別措置法により揮発油税が1リットル当たり7円軽減されております。本措置は、県が離島のガソリン価格低減のために実施している石油輸送費補助の財源担保となっており、離島における住民生活及び経済活動の負担軽減に寄与するものとなっておりますが、この軽減措置の期限が令和6年5月までとされており、現時点では延長が不透明な状況にあります。仮に本措置が延長されない場合、軽減されていた1リットル当たり7円の税額が価格転嫁され、現在高騰が続いているガソリン価格のさらなる上昇につながるおそれがあります。そのことから、市としましては美ぎ島美しゃ市町村会で他の先島圏域市町村と連携し、去る7月に県知事及び県議会議長へ本措置が継続されるよう国へ強く働きかけていただきたいとの要望を行ったところです。今後も先島圏域市町村等と連携しまして、市民生活の安定や離島の不利性解消に向けて揮発油税の軽減措置が継続されるよう、必要に応じて国や県へ要望していきたいと考えております。

◎長崎富夫君

ちなみに、これ経済産業省が13日に発表した沖縄県内の9月11日時点でのレギュラーガソリン1リットル価格は191円、過去最高を記録したとしております。12週連続の値上がり。一方、全国平均は最高値だった前の週、9月4日に比べて1円70銭安い184円80銭となり、小幅に下落したとしております。5月8日以来4か月ぶりの値下げとなったようではありますが、政府が目指す170円台に下がるまではまだまだ、数週間

かかる見通しだと言われております。都道府県別で見ると、41都道府県で値下がり、沖縄、高知、長崎、大分、宮崎の5県が値上がり、1県が横ばいという統計が出ております。揮発油税軽減措置が延長されなかった場合に、車社会の沖縄県、特に離島住民の生活は直撃されると思っております。そのことにつきまして、仮に揮発油税軽減措置が延長されなかった場合、ガソリン価格がどうなるか心配です。市民にどのような影響が想定されるか、お答えできればお願いしたいと思っております。

◎企画政策部長（久貝順一君）

長崎富夫議員がご指摘されている揮発油税がもし継続されなかった場合、先ほども申し上げたんですけれども、延長されない場合、軽減されていた1リットル当たり7円の税額が価格転嫁され、さらなる上昇につながるおそれがある、市民生活の中にも大きな影響を与えられるものと考えております。そのことから、引き続き県に対しても揮発油税の軽減措置の延長について粘り強く要請をしていきたいと思っております。

◎長崎富夫君

準備した質問は以上ですが、本当にガソリンの価格は市民生活に直結する問題でありますので、揮発油税軽減措置の継続を今後とも強く県、国に働きかけていただきたい、そのことを再度申し上げて、時間は余りましたが、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（上地廣敏君）

これで長崎富夫君の質問は終了いたしました。

◎友利光徳君

まず、質問に入る前に所見を述べさせていただきます。2022年1月12日に旧城辺町議会議員の平良恵雄氏が旭日単光章の受章に輝きました。平良恵雄氏とは、平成10年9月から平成14年9月まで4年間、旧城辺町革新議員団の一人として、町政を追及した仲間であります。議場における思い出として、福嶺小学校の複式学級についての質問に対し、答弁した学区出身者は、保護者が動揺するので、複式学級についての質問は控えるようにという答弁でありました。それを受けて、関連質問としまして、臭いものには蓋をするのかという意味で質問をした経緯があります。先輩は、正義感の強い、また男気を備えた政治家であったと、このように理解しております。おめでとうございました。

さらに、2月1日付で旧伊良部町議会議員の武富光一氏も旭日単光章を受章されました。武富光一氏とは、合併前の新市市長候補者選考委員会のメンバーとして同じ行動をした経緯があります。頼れる先輩であります。特に30代の若さで旧伊良部村の収入役を全うし、今の伊良部地域の基礎づくりに貢献したことと思います。おめでとうございました。

宮古島市は、議長職を2年で交代しております。これは、県内11市では那覇と宮古島市だけですけれども、宮古島市の初代議長が一身上の都合で2年間で辞めたということで、これで2年ということになっております。議長職を4年間務めますと在職年数に4年間加算されます。副議長は、4年間務めますと2年間加算されます。議長職、副議長職の4年間制を強く要望し、質問に入ります。

まず、市政運営についてでありますけれども、各支所の機能拡充についてでありますけれども、先に質問を出す経緯についての文書は流してありますので、私は途中から読み上げます。私は、旧城辺町の定例会では必要以上の市町村合併反対、庁舎移転を反対し続けました。当時の仲間克町長は、あなたは私に反対だから

何でも反対していると、これは議事録に残されています。そうではありませんでした。やはり合併すると郡部というのは平良に吸収されるのではないかなという事で反対をしたということでもあります。私と同期の城辺町議会の議員が市町村合併について絶賛していた議事録があります。議事録を紹介すると、合併すると今の平良市よりも発展すると思うと、そういうことを議事録に残しています。市町村合併に反対を表明した議員の一人として責任を強く感じていますので、その議員の思いに1%でも応える意味から、各支所に心と目を向け、機能を拡充し、市民の福祉向上に努めることはできないのか、答弁を簡潔にお願いします。参考までに、今省エネ家電製品買換促進補助金の事業がありますよね。これを各郡部の枠、いわゆる何人、何人というふうには郡部で設置できないか。農政課で今補助事業の申込みをしておりますけども、それを各支所でできないかも含めて答弁をお願いします。

今朝、名護の羽地支所に電話を入れました。確認をしました。課長が1人、それから係長が1人、主査1人、会計年度任用職員3人、市民からの要望というのはないかと尋ねると、市民からは遠くの庁舎まで行く必要がないので、特に要望はないということでもあります。

以上申し上げまして、答弁を求めます。簡単をお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

各支所の機能拡充ということで、見直しということで答弁させていただきます。

出張所につきましては、住民票、戸籍、税関係の証明書交付のみの取扱いとしておりましたが、地域の団体からの要請や出張所職員を通し、業務縮小による不便を感じている、困っているとの声が届いていましたので、令和3年6月に宮古島市出張所設置条例施行規則を改正し、市税納付書の再発行、生活保護証明書等の発行業務、重度心身障害者医療費助成申請書の受け取り、農薬購入費補助申請書の受け取りなどの本庁担当課へ書類をつなぐ回送業務を追加し、利便性の向上に努めてきたところでございます。今後もニーズの高い業務につきましては、追加を検討していきたいと考えております。

◎友利光徳君

次は、市長、副市長表敬における秘書広報課の対応についてでありますけども、これは1番の質問に関連がありまして、要望だけしておきます。前政権のときにカラーコーンを立てていましたね、現場ではないのに。そういうことがないようにこれは強く要望して、職員はそういうことはないですという返事をしていますので、入りやすい、行きやすい、行きたい市長室でありますように、実際に上野の同じ年代の女性の方から、市長に会いに来たけども怖いと、そういう話も聞きましたので、スーツ姿で営利を目的に来る県外の方も大事だと思いますけども、農家でくわ担いでいる農民もまた大事です。大切です。よろしくをお願いします。

次は、職員の意識改革についてでありますけども、まず城辺町議会で職員管理について、当時の新城武男助役に答弁を求めました。平成12年6月定例会で、職員の休憩ですけど、休憩時間、10時に15分、3時に15分休憩の時間を取っているということでありました。前政権下で、補助事業の担当職員が自ら書類を作成し、関係者にハーベスター導入をさせたり、中間苗布を関係者に植付けさせたり、ハーベスター導入事業の順番を入れ替えたりして、不祥事が続きました。週刊誌でも報道されたと思います。市政刷新の下に勤務態度はよくなりつつあると私思っております。しかしながら、席を離れる職員が多くいます。例えば12時15分前に弁当を買いに行ったり、また喫煙しに行ったり、二、三人でたばこを吸ったり、そういうの

をよく見かけます。席を外している間に、隣の職員にどこに行ったかと言ったら、庁舎内にいるんだけど、席を外していると、そういう言葉をもう大体聞きます。朝だというのに4階から下りてくる職員もよく見かけます。昨日も3階のエレベーターで擦れ違ったんだけど、4階のほうに上がっていきました。一番申し上げたいことは、松原地区で違反農地の転用の解決ができないんです、農業委員の皆さん。農業委員会事務局も非常に私は責任があると思うんです。サンエーターミナル前のバス停の上屋の工事で1,000万円超えているのに随意契約で工事をつけていると。これ全て市民の血税です。副市長にお願いしますが、職員管理をどのように今後するのか、今申し上げたことについて答弁を求めます。

◎副市長（嘉数 登君）

職員管理をどうするかというご趣旨の質問にお答えいたします。

職員は、地方公務員法による職務に専念する義務に基づき、業務を行うこととなっており、迅速かつ丁寧な市民サービスの提供を図るため、業務の改善や課題解決に向けて取り組んでいるものと考えております。しかしながら、友利光徳議員ご指摘のような対応を行う職員がいた場合は、管理職等からの指導の徹底はもちろんのこと、職員向けの研修を充実させていくなど、今後とも職員のさらなる資質向上に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。友利光徳議員からいろいろ事例としてお示ししていただきましたので、我々もやはり襟を正して、お互いに注意、声かけをしながら、市民サービスの向上に向けてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎友利光徳君

この案件は、合併前にはあまり見えなかったです。しかし、合併するとそういうのがよく見えますので、お互いに気をつけねばなと思っております。

次は、県民体育大会についてでありますけれども、令和元年9月に沖縄県中学校夏季陸上競技大会を宮古島で開催をしてほしいという質問をしました。そのときの教育部長は、私にこのように答えております。競技役員、補助員、用具類や測定機器等の物的環境、ゆとりのある応援席、駐車場、トイレ、ウォーミングアップ場など施設環境の必須の条件が整っていない。物的環境というのは、恐らくこれ沖縄陸上競技協会から提供されるのではないかなと思っております。今日答弁を求めるのは、長々と言わないでください。環境施設には大きな変化がないと私は思います。ということは、環境施設というのは、ゆとりのある応援席、それから駐車場、9月16日に第61回全宮古中学校陸上競技大会がありましたので、ちょっとのぞきました。昨日、宮古高校の体育祭がありましたので、駐車場の車の状況を見ました。変わっているか変わっていないか。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

県民体育大会は、第3種公認競技場でも開催できますが、沖縄県中学校夏季陸上競技大会につきましては第1種公認競技場であることと規定されており、その公認を受けるためには補助競技場として第3種公認競技場が必要であること、観客収容数は1万5,000人以上で、うち7,000人分は屋根つきのメインスタンドであることなど、全体としてかなり大規模な競技場であることが定められているため、沖縄県中学校夏季陸上競技大会については誘致ができませんでした。

◎友利光徳君

次は、旧城辺中学校プールの後利用についてであります。

令和3年9月定例会で、宝塚医療大学の完成とプールを残す整合性の関係について、これまでの答弁で各学校のプールを改装した後にとの答弁があります。城辺地区の中学校の学校用地選定は、第三者による用地選定委員会を設置して評価したいきさつがあると、平成30年12月定例会で当時の教育部長が答弁をしています。教育部長は、記憶にあると思います。その第三者に問題があります。第三者は、下地敏彦前市長が長間の出身であるということ、下地明元議員も長間の出身であるということ、城辺地区地域づくり協議会会長も長間の出身であるということ、副会長は砂川の出身。間違っても城辺のグとつく者はいません。福嶺のフというのもしません。教育長は、学校統廃合の推進派で、推薦されています。1%でも逆らう可能性は全くありません。頼みのはずのプールが評価項目から外され、プールが何か悪いもの扱いされ、城東中学校の水泳授業には旧城辺中学校のプールを市民に内緒で使い、私が議場で質問したら西城小学校へ変更している。深さを指摘すると、問題はないと今の教育長は答弁しましたよね。情報によると、旧城辺中学校のプールは解体の予算が計上されているということでもあります。旧城辺中学校プールが残ることは、教育委員会においては不名誉で不都合な結果になるんですよ。そうですね。ですから、解体ではなくて、残して学校統廃合の補助事業の利用はできないか、これ水産振興の立場でクルマエビの養殖ができないか、答弁をお願いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

本議会において、旧城辺中学校のプールについては、解体に向けて設計委託業務を9月補正として計上しております。この計画どおりに進めていきたいと考えております。

◎友利光徳君

旧城辺中学校のプールは、教育部に対して何か悪いことしましたか。教えてください。

◎教育部長（砂川 勤君）

一切そういうことはございません。維持管理とか、あと衛生面、それも含めて総合的に勘案したということでございます。

◎友利光徳君

学校跡利用の補助事業というのがあります。水産振興の面で必ず再考するようにお願いします。

次は、城辺陸上競技場の現状と課題についてお尋ねしますが、合併前の宮古島市には、日本陸上競技連盟から第3種公認を受けた競技場は、城辺町陸上競技場と平良市陸上競技場の2つでした。その関係で、旧城辺町では多くの陸上の選手が輩出されています。しかし、合併により陸上競技場、体育館、図書館まで自由に使えません。城辺陸上競技場は、牧場のようにコースが判断不可能になるほど草が生い茂り、8月になり除草剤をかけていました。これは8月20日に城辺学区陸上競技大会があるもんだから、恐らく除草剤かけたんではないかなと思っております。城辺福里には、加治道の水源と関係がある福里地下水というのがあって、水脈が。これを考えると非常に問題です。ですから、城辺学区体育協会に指定管理をさせる気持ちはないですか、競技場。そういう話が出ていましたけど。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

城辺陸上競技場の指定管理については、現在予定しておりません。

◎友利光徳君

情報が入ったんです。城辺学区体育協会が希望したけども、別に決まると、そういう例はないですか。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

現在私のほうまではその情報は入ってきておりません。

◎友利光徳君

次は、宮古のクイチャーの世界遺産登録についてでありますけども、1902年の人頭税廃止とクイチャーとは一体化しているのではないかなと思います。ちょっと読み上げて答弁を求めます。平成16年11月7日の第3回クイチャーフェスティバル開催に当たり、沖縄県宮古支庁長の挨拶で、平成14年の第1回クイチャーフェスティバルは、人頭税廃止運動100周年という記念すべき年に開催されたと。このクイチャーは、宮古の固有の伝統文化であり、歌や躍動する踊りには人種や国境を越えて人々を引きつけて離さない魅力があると、世界に発信し続ける文化であるということを挨拶しております。第5回クイチャーフェスティバルで、沖縄県宮古支庁長の兼城克夫氏の挨拶で、苛酷な歴史の上に成り立つ宮古のクイチャーは、平成14年2月には国の記録作成等措置を講ずべき無形の民俗文化財に選定され、日本を代表する大変貴重な民俗芸能として認められておりますと挨拶しております。今年3月には、各地域に伝わるクイチャーの実態調査を行い、保存・継承に役立てるために、沖縄県教育委員会において、宮古のクイチャー調査報告書が取りまとめられておりますと。これを機に、宮古の各地域に伝わる伝統クイチャーのさらなる伝承・発展につなげられることを期待してやみませんと結んでいます。日本万国博覧会が1970年3月15日から9月13日まで開催されました。私もあちらで勤務していたもんだから、ちょっと見たんだけど、日本万国博覧会で8月の民俗芸能博覧会、沖縄県の日うるかのクイチャーが披露されています。宮里久雄先生が引率で来ていましたけども、これは順序があると思うんですけども、登録できないですか。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

友利光徳議員おっしゃるように、宮古のクイチャーは宮古島を代表する伝統文化の一つであり、現在宮古諸島各地に伝承されているクイチャーは、一括して国の記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財に選定されております。国の文化財保護制度としては、選定の上で登録、その上で指定となっており、世界文化遺産への登録については国指定の文化財であることが条件の一つとなっております。一般に国の指定などに区分が格上げされるためには、調査研究等によりそれまで知られていなかった学術的に際立つ特徴が見いだされ、それが評価される必要があります。宮古のクイチャーについては、既に相応の調査研究がなされておりますが、今後も研究や情報収集に努め、その文化的重要性について発信していきたいと思えます。

◎友利光徳君

役所の職員が使う言葉で、地元方からの要請があればという言葉を使います、よく。これ地元からの要請であります。あなた方が要請すべきです。そうですね。

次に、移ります。旧来間小中学校の後利用についてでありますけども、8月17日に来間離島振興総合センターで少し話を聞きました。これは、小さな島でありながら賛成、反対がありますので、両方の意見を聞いてやったほうがいいのではないかなというふうに考えております。誤解がないようにです。

次は、市民農園開設についてでありますけども、これは市民からの相談というか、お願いをされて、台風被害による野菜の不足、自給自足率が38%台、Iターン、Uターン組、外国からの移住者など、小さな農園が欲しいという声がよくあります。参考までに、南風原町大名地区で、50年ほど前に宮古島から離れ、

浦添に住んでいる8人グループが、季節に応じてゴーヤやトウガン、ジャガイモ、キャベツ、島ラッキョウ、ニンジンなどを栽培しております。これは、年間坪1万4,000円で貸しているらしいんですけども、沖縄県立宮古青少年の家の安慶田昌宏所長が家族農園というのを実施した経緯があります。この家族農園を開設する計画はないのか答弁を求めます。

◎農林水産部長（石川博幸君）

農家の高齢化とか担い手不足が進行する中、市民が農業に関心を持っていただけることは大変有意義なことだと考えております。家族農園の開設の計画ということでございましたけど、現在のところ家族農園の計画はございません。

◎友利光徳君

次は、城辺世代間交流複合施設についてでありますけども、長々と読まないで、指定された業者と指定されなかった業者の違いだけを。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

城辺世代間交流複合施設の指定管理については、指定管理者の候補者選定については、宮古島市公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会規則に基づいて、募集要項の要件を満たした応募団体、2団体でございます。それに対し、指定管理者候補者選定委員会においてプレゼンテーション審査を実施し、基準要項にある選定基準18項目において審査し、候補者の選定を行っています。

◎友利光徳君

では、こども家庭局長、児童福祉司の資格を持った方を沖縄県で同様な施設が採用している経緯はありますか。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

職員配置の要件につきましては、沖縄県の条例の第54条にございますが、児童福祉司という文言はございません。ただ、高校卒業以上の方、もしくはそれ以上の資格を有する方で、2年以上児童福祉事業に従事した者という要件がありますので、児童福祉司はそれに該当しているものと思っております。ですので、児童福祉司という資格が要件ということではありませんので、県内でどこの施設で児童福祉司がいるのかということは調査をしておりません。

◎友利光徳君

次は、議会答弁のその後についてでありますけども、1から6までは二者択一方式で、やったかやらなかっただけで、時間がもったいないので、答えてください。それでは、城辺中学校校歌遊戯についてでありますけども、これは令和3年3月定例会で質問しました。そのときに上地昭人教育部長が、福嶺中学校、城辺中学校、大神小中学校、宮島小学校の校歌遊戯は見つかっていないと、なるべく全校保存しておきたいと、これから情報収集をしたいと、そういう答弁があります。やりました、やらなかったで結構です。

◎教育部長（砂川 勤君）

関係者に問合せはしてございます。

◎友利光徳君

次は、キャリア教室についてでありますけども、部長、話はしたから分かるよね。進捗状況、答えてください。

◎教育部長（砂川 勤君）

学校独自で地域の人材資源を活用したキャリア教室や職業講話の実施に取り組んでいるところでございます。

◎友利光徳君

次は、野球教室開催についてであります。部長と会話をし、8月19日に石垣島のほうで伊礼忠彦元プロ野球選手と話をしました。部長は、投手も必要だよと言っているよと言ったら、それはもちろんと。沖縄水産高校のエースとして甲子園に出ました平良幸一、元西武ライオンズとか、これは増原出身ですけども、それから友利出身の友利結選手とか、常に交流はしていると、そういう会話をもらいました。なぜこの質問をするかということ、宮古島市から市長を先頭にして甲子園に行きたいですね、応援に。それでこういう質問をしています。どうですか。

◎教育部長（砂川 勤君）

野球教室については、伊礼忠彦氏含め、開催に必要な人材確保ができれば、運営方法、関係部署や関係団体の意見も参考にしながら、開催可能か検討してまいります。

◎友利光徳君

旧福嶺中学校の後利用についてでありますけども、これは前政権の失敗だと私思います。ということは、学校統廃合と並行して作業を進めるべきではなかったのかなと。統廃合だけに比重をかけて、現政権に大きな宿題を与えていると私思います。その後どうなっていますか。

◎教育部長（砂川 勤君）

旧福嶺中学校は、学校敷地内に個人名義の土地が存在してございます。土地の課題解決が必要であることから、現在顧問弁護士へ指導助言の依頼をしているところでございます。

◎友利光徳君

部長、そうではないですよ。前に進んでいるかということ聞いているんです。何も進んでいないではないか。進んでいるか進んでいないかだけ答えなさい。

次は、ひめゆり学徒隊による平和学習についてでありますけども、6月定例会で質問要旨と合わない答弁をしたので、ですよね。NHKの放送の一部を紹介すると、9月5日の7時半ぐらい、ひめゆり学徒隊の240人中136人が死亡したと、ハワイでのひめゆり学徒隊の展示会を97%賛同したと放送していました。外国でも関心があると思われるのに、何で宮古島でそういうのに関心がないのかなと。変わったか変わらなかったかだけで。時間取らないようにしてください。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

戦争体験者による講話は、令和6年度事業での実施を検討しております。

◎友利光徳君

こういう答弁だったら1時間ぐらいやってもいいんですけども。

次は、島袋文子氏についてのことですが、どうですか。時間は待ってられませんよ。90歳過ぎていきます。やりますか、やらないですか。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

オンラインによる戦争体験者の講話については、次年度での実施を検討しております。

◎友利光徳君

福里クイチャーは次に回しまして、保良のヨンシーについて質問します。

平成17年6月定例会で、西東の棒振り、仲原の棒振り等未指定の文化財については、文化財指定の申請があれば調査を実施したいと答弁しています。保良のヨンシーは、9月3日の城辺ふれあいまつりで披露されております。指定する気はあるのかないのか、保良のヨンシー。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

保良のヨンシーについては、これまで宮古島市文化財保護審議会で審議されたことはなく、現在の保良のヨンシーについての詳細な調査が行われておりません。文化財指定に先立って、保良のヨンシーに関する地域の聞き取りや現在の実施状況などを確認する必要がありますので、これらの点について教育委員会で確認を行っていきたいと思います。

◎友利光徳君

次は、大神海運のスマヌかりゆすについてでありますけども、前の令和4年6月定例会の答弁の内容はいいですね。分かりますよね、市民生活部長、あなたが答弁したから。いつ幾らで売られましたか。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

令和4年3月まで運航しておりましたスマヌかりゆすの売買等に関する情報については、株式会社大神海運の内部情報になりますので、お答えすることができません。

◎友利光徳君

あなたは、前の定例会ではウカンかりゆすの代用船として整備をしていると答弁していますよね。これは、会社による聞き取りだったと。では、6月の答弁というのは正しかったんですか、うそだったんですか。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

6月の友利光徳議員の一般質問の際は、スマヌかりゆすは現在どういう状況かという質問だったというふうに思っております。それで、昨年6月に現在就航しているウカンかりゆすが検査や故障などで出航できない場合はスマヌかりゆすを代用して運航するという答弁をさせていただいております。

◎友利光徳君

今は荷川取漁港にあります。あなたは、この前は大神漁港にあると答弁していました。

農業振興についてお尋ねします。改正農業委員会法施行により平成29年10月6日から農業委員を17名任命しています。中立委員の資料を提供したと思うんだけども、千葉、農業委員会が弁護士を中立委員として就任させて、弁護士の知見を生かして、毎月農地、農業の法律無料相談をしていると、そういう記事があります。今回中立委員で提案されている役所OBというのは、少し荷が重いのではないかなと私思います。ということは、農業委員会の次長で勤務していたときに内容がいまいちではないかなという感じがしていますけども、これを法律に詳しい方に切り替える考えはないですか、再考する考えは。

◎総務部長（與那覇勝重君）

今回の同意案につきましては、中立委員に行政書士が1名含まれておりますので、同意いただけましたら行政書士として知見を生かしていただけるものというふうに考えております。

◎友利光徳君

総務部長、前の前から市長任命になっていますよね。今も、前もだったよね。では、なぜ松原にある違法農地の転用のことが解決できないのですか。それが問題ですよ、それが。それが問題ですよ。まあ、いいでしょう。現農業委員の任命について、10人応募して、7人の選任の同意案が出ています。私は、10名上げるなら上げる、下げるなら下げる、それがバランスがいいんじゃないかなと思うんだけども、これ再考する考えはないですか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

宮古島市農業委員会の農業委員候補者募集要項の農業委員候補者としての資格要件は満たしており、現職の農業委員を選考から除外するという事は適当でないというふうに考えております。

◎友利光徳君

次は、応募項目における抱負というのがありますね、皆さんがつくったので。この37名の応募した方で、農地法第5条、いわゆる松原の問題について、解決したいという方がいたか、いなかったかだけで結構です。長々と言うと時間ももったいないので。

◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

応募項目における抱負については、応募者本人が委員に任命された場合において特に取り組みたい事項を記載しているものと考えております。友利光徳議員ご指摘の違反転用における事項については、農地法に関する事項であり、農業委員会としては当然のこととして違反に対して毅然とした態度で取り組むべきことであります。新委員が任命された後も引き続き違反解消へ向けて原状回復を求めていきます。

◎友利光徳君

農業委員会事務局長、当然のことながらと言いながら7年たっても解決できていないというのは、これ職務放棄ですか。答えてちょうだい。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後3時12分）

再開します。

（再開＝午後3時12分）

◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

現在も原状回復に向けて取り組んでおります。

◎友利光徳君

私は、恐らくこの問題は皆さんでは解決できないと思います。ですから、中立委員に弁護士か法律に詳しい方を入れればこれ即解決できるんじゃないかなと私は思います。

では次に、松原地区における違反農地について、何で今まで解決できないんですか。7年になりますよ、7年。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後3時13分）

再開します。

(再開＝午後 3 時17分)

◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

違反当初から現在に至るまで、違反解消に向けて指導等を行っており、また沖縄県と連携を図っておりますので、引き続き違反解消に向けて取り組んでまいります。

◎友利光徳君

7か年かかってできないのがいつできるんですか。農地転用で意見対立、平良字松原、市議と農業委員が対立している。これ沖縄タイムスです、両方。農地に建設資材放置、宮古島市指揮、改善指導に応じず。いつまでに改善されますか。はっきりしてください、明確に。必ず時期をいつと言ってください、いつと。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

(休憩＝午後 3 時18分)

再開します。

(再開＝午後 3 時19分)

◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

引き続き解消に向けて取り組んでまいりたいと思います。

(「議長、休憩」の声あり)

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

(休憩＝午後 3 時19分)

再開します。

(再開＝午後 3 時21分)

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

いつまでという明言は今のところできませんけれども、早期解決に向けてこれからも取り組んでまいります。

◎友利光徳君

会長、早期解決とはどれぐらいの年数を言うんですか、早期とは。教えてください。

◎議長（上地廣敏君）

暫時休憩します。

(休憩＝午後 3 時22分)

再開します。

(再開＝午後 3 時22分)

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

今後、沖縄県、そして農政課と調整を図りながら対応してまいりたいと思っております。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

(休憩＝午後 3 時23分)

再開します。

(再開＝午後 3 時24分)

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

これは、沖縄県、関係機関とも調整しながら早めに解決したいと思います。

◎友利光徳君

会長は、農業委員でも一緒だったし、旧上野村の議員をしているときも一緒だったので、これぐらいにしますけども。

次に、水稻ではなくて水耕栽培について、実績をお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

宮古島市での水耕栽培については、社会福祉法人が行っております。

（「議長、休憩」の声あり）

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

(休憩＝午後 3 時25分)

再開します。

(再開＝午後 3 時26分)

◎友利光徳君

では、赤浜船だまり周辺の道路についてですけども、嘆願書は実在しますか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

嘆願書についてお答えいたします。

台風 2 号通過後の 6 月 2 日から現在まで、久貝自治会から市に対する嘆願書は提出されておられません。

◎友利光徳君

嘆願書を受け取って工事したというふうな、栗国恒広議員が言っていましたよね、マスコミで。もう一度確認しますけども、嘆願書はないですか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

市に対して嘆願書の提出はありませんでした。

（「議長、休憩」の声あり）

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

(休憩＝午後 3 時27分)

再開します。

(再開＝午後 3 時28分)

◎友利光徳君

公共物を無許可で工事のできる、可能な人ってどんな人ですか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

過去に市に許可を得ずに施工した事例は確認できませんでした。そもそも公共物を無許可で工事可能者

となる者は存在しないと考えております。

◎友利光徳君

応急措置が必要だから応急措置をしたとマスコミで見ました。これ応急措置というのはいずれも、災害の査定の場合には、災害が増える場合には追加されるんですよね、災害の範囲が。これどうですか。そういうのありますか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

災害査定に入りまして現場を確認した上でその災害範囲というのが決められますので、現場確認で災害の箇所が決まって、範囲が決まるものと考えております。

◎友利光徳君

工事を無許可でしたということは、災害査定に邪魔したことになるよね、農林水産部長。違いますか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

市議会議員が査定現場に訪れたことにより査定時間の変更を余儀なくされたということは事実でございます。

◎友利光徳君

応急措置が、応急措置がですよ、査定義務に与える影響というのがありますよね。そうですね。二次災害が発生した場合、この分もみんな追加されますよね。ですよね。これ業務妨害にならないですか、皆さんの。

◎農林水産部長（石川博幸君）

今業務妨害と言っているのは、威力業務妨害に該当するかどうかということだと思いますけども、この件につきましては、弁護士に確認したいと考えております。少なくとも午前中に予定された査定が夕方に大幅に遅れたというのは事実でございます。

◎友利光徳君

この件は、私は公私混同しているのではないかなと思います。ということは、職員を会派室に呼んだり、全員協議会で長崎富夫議員に対して何もできなくせにと言っていて、そういう言葉遣いがあるんですか、同じ同僚議員に。どう思いますか。

◎副市長（嘉数 登君）

公私混同についてお答えいたします。

まず、公私混同とは公のことで私ごとをきちんと区別して扱うこととされております。公務員や議会議員は公人であり、その立場のある方が私的な事情により公務に影響を及ぼすことはあってはならないことだと考えております。仮に地域からの嘆願があったことをもってしても、公共物に無許可かつ公然と工事施工したことを正当化するものではなく、加えて市からの事前中止要請があったことも考え合わせますと、公人たる議会議員として求められる行為からは逸脱しているのではないかと、またこの件については報道を見た市民からの反響もあり、今後の行政運営に与える影響が小さいとは考えられず、非常に残念であるというふうに考えております。

◎友利光徳君

恐ろしいですね。栗国恒広議員と施工業者の関係ってどういう関係ですか。

(「休憩、休憩して」の声あり)

◎議長(上地廣敏君)

休憩します。

(休憩＝午後3時33分)

再開します。

(再開＝午後3時33分)

◎友利光徳君

赤浜船だまりの現場にある重機が、要するに松原の違反農地移転用地とその現場と、私は現場に行きました、翌日。同じバックホーがありました。これ同一会社ですか。

◎農林水産部長(石川博幸君)

趣旨としましては、マスコミ等で報道されているように、市議の指示の下、工事を施工した同一会社だと認識しております。

◎友利光徳君

処分について何か考えていないですかね。

◎総務部長(與那覇勝重君)

処分についてお答えします。

業者指名という観点からお答えをいたします。宮古島市が発注する建設工事等を行う業者の指名停止につきましては、宮古島市工事請負契約に係る指名停止等の措置及び指名停止委員会に関する要領に基づき行うこととなります。指名停止の基準には、大きく分けて事故に基づく措置及び贈賄及び不正行為に基づく措置の2項目があり、措置要件に基づきそれぞれ指名停止期間が定められております。通常、工事担当部署から要件該当等の報告を受け、審査会を開催し、審議することとなりますが、現時点では審査会の開催の有無については未定となっているということでございます。

◎友利光徳君

前政権でそういう指名のことについて松原のことで聞いたときに、前の総務部長が、先ほど農業委員会の会長が答弁していますけども、建設業者、会社、何があるのかと思って疑問に思ったところでございます。指名は、平成27年、平成28年、平成29年、1回ずつあると。受注は、平成27年に1回、平成29年に1回というふうにあります。長濱政治前副市長に答弁を求めました。こういう農地法に違反している企業が指名の対象になるというのは指名委員長としてどう思いますかと言ったら、この地権者と会社代表とは全く別物でございます。それとこれと、先ほど冒頭で私のほうが言った部分は全く別物でございます。指名委員会でそれにのっかって指名しているところでございますというふうに答弁しているんです。ですから、どういうふうにして理解したらいいのかな、本当に。時間がないので、これぐらいにしますけども、仲原西地区の土地改良の工期が延びていますね。その理由をお願いします。

◎農林水産部長(石川博幸君)

仲原西地区の工期が遅れた理由についてでございます。本工事では、第1回契約変更において令和5年6月30日までの工期としておりましたが、4月末に農家から畑を囲む石積み及び乗り入れを行う耕作道の変更の要望がありました。設計を見直し、変更案を農家へ提示しましたところ、内容に関して了承を得ら

れませんでしたので、再度設計を見直すこととなりました。そのため、工期内に完了することが難しいことから、第2回契約変更として令和5年6月30日の工期を令和5年8月31日へと延長しております。

◎友利光徳君

時間がないので、道路行政について少し意見を述べさせてください。合併特例債が充当可能でなかったかなと思います、私は。210億円余りあって、それが全く道路行政に反映されなかった。最近、下地小学校生が交通事故に遭いましたよね。ですから、宮古島の道路行政というのは、マーキングもない、実線、破線もない、一周道路を制限速度50キロで走っていたら80キロで追い越していく。なぜこういう道路行政だったかなと思って、これ非常に問題ではないかなと思っております。

残した分あるんだけど、これは次の議会でやりますので、ひとつまたよろしくお願いします。

◎議長（上地廣敏君）

これで友利光徳君の質問は終わりました。

しばらく休憩し、3時55分から再開をします。

15分間休憩いたします。

（休憩＝午後3時39分）

再開します。

（再開＝午後3時55分）

休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎上地堅司君

3日目、最後の一般質問、議員番号11番、上地堅司、通告に従って質問したいと思います。

早速ですが、教育行政についてお伺いします。その前に、今年度は、子供たちのすばらしい活躍が見られます。新聞等にもありましたとおり、小学生のバレー、特に8月の九州大会、砂川イエローユナイト、東ボーイズが参加し、砂川イエローユナイトチームは2位グループの優勝もしてきています。1位グループの優勝は、県の西原クラブが優勝しています。そして、新しいので今月の16日、17日、18日、沖縄県スポーツ少年団バレーボール交流大会で、女子の部で下地クラブ、東アタッカーズが両方とも決勝戦に進み、下地クラブが優勝、東アタッカーズが準優勝。下地クラブ女子は、来年の3月に全国スポーツ少年団バレーボール交流大会に参加が決定しています。また、東アタッカーズは来月の九州の交流大会に派遣も決まっています。そして、8月にはミニバスケットで平一小学校女子クラブが県3位というすばらしい成績も収めています。このように小学生のクラブは、年々活躍が目立ってきています。その中でお伺いしたいと思います。今年までの選手派遣費は、選手、コーチまでの派遣費となっております。来年度、令和6年の選手派遣費は、監督、コーチ、マネージャー3名までの派遣費をお願いしたいと思いますけれども、どうですか。お伺いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

現在の宮古島市児童生徒選手派遣費補助金交付要綱においては、指導者への補助金は1大会につき1チーム1名と規定してございます。児童生徒がマネージャーとして参加する場合は、人数の制限なく補助対象としております。バスケットやサッカー、吹奏楽といった児童生徒数の多い大会等の場合の指導者を複数

名とすることについては、今後要綱の見直しと併せて検討してまいりたいと思います。

◎上地堅司君

ぜひ令和6年度は見直してほしいと思います。なぜかという、子供たちの活躍はやはり、子供の活躍は当たり前ですけど、それに関わる監督、コーチ、マネージャー、そして保護者の皆さんの努力でこういうふうにご活躍になっております。そして、今年度からクラブチームが中学校にも参加しております。今まで中学校は部活で、監督は先生がやり、外部コーチを入れてやっている学校もあります。今年度からいろんなこういった部活動が変わってきていますので、部活とクラブとの違いをもう少し考え、やはり子供たちのためにはそういった大きな支援が必要かなと思っていますので、並びに親の負担も減って、ますます子供たちも一生懸命頑張ると思っていますので、どうかよろしくをお願いします。

続いて、教育委員会の職員の人数は足りているかを伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

現在、県立学校の児童生徒を補助対象に加えたことにより、申請件数が大幅に増加してございます。本務職員1名と会計年度任用職員1名でほかの業務を兼務しながら対応しております。その状況の中、今年度は申請手続を簡略化するなど、職員の負担軽減を図っているところでございます。現在、大会派遣が1年で最も多い夏休みが明け、提出締切日を迎えた直後となっております。速やかに補助金支給ができるよう、最大限努力しているところでございます。今後業務量の把握に努め、職員の負担が増していれば、次年度以降、職員の増員を要望してまいりたいと、そのように考えております。

◎上地堅司君

ぜひとも増員をお願いしたいと思います。なぜそれを質問するかというと、やはり働きやすい環境をつくることで職員がこの行政でも仕事もやりやすく、またスピーディーに市民のこともやると思っていますので、ぜひ足りないところには人数を派遣し、またみんなで協力する体制をつくってほしいなと思っていますので、よろしくお願いします。

その点、市長に聞きたいと思います。職員の働きやすい環境づくりをどう考えているのか、市長、お願いします。

◎市長（座喜味一幸君）

これは、学校、教育委員会ですか。

（「全体」の声あり）

◎市長（座喜味一幸君）

全体としてね。基本的には、今全庁体制で業務量の全量把握、そういうものを分析していきながら、どのような形で業務量というものを均等化していくか、あるいはDXというような時代に我々行政は先んじなければならない。そういう意味で、DXを使いこなすスキルのアップ等々を含めて、外部のノウハウも入れながら進めていかなければならない。ましてやその業務に追われる中で、研究あるいは勉強をすべき課題等々についていそしむ時間がない等々の問題があってはならないというようなことから考えると、トータルとして今私たちは新しい行政のニーズに対応する準備をしなければならない。それを速やかに今全庁体制で取り組んでいるところでありますので、より一層の市民サービスの向上に向けて頑張っていく今努力をしているところです。

◎上地堅司君

ぜひ職員が働きやすい、多様なニーズに合う職場づくりをよろしくをお願いします。

続いて、体育館についてお伺いします。上野小学校体育館の修繕を早めにはできないかお伺いしたいと思います。9月4日の豪雨で体育館の雨漏りがひどく、大変な状態になっていました。職員も来て確認したと思いますけれども、毎年毎年雨が降るたびに雨漏りがひどく、本当に授業にならない状態で、もうこの状態が続いたら修繕箇所も、体育館の床も剥がれ、後々修繕費も重なっていくと思います。その辺早めの修繕はできないかお伺いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

先日の台風6号の接近に伴う大雨による体育館2階天井からの雨漏りが発生していることは認識してございます。状況を確認したところ、現在修繕工事を進めているところでございます。

◎上地堅司君

前も早めに修繕すると言いながら、なかなか修繕ができていません。前の答弁でも各学校の修繕は順番があるということで、上野小学校は令和7年に行うという話も聞いています。ですけど、この状態でしたら今年中にはもっとひどくなると思います。前倒しの検討もぜひお願いしたいと思いますので、同じところが漏れて、何回も直してもまた漏れる。その状態を続けていけば教育に支障も出ますので、本当にこの問題は全体的なものを考え、ぜひ早めの対応をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

続いて、結の橋学園の体育館に電子得点板、バレーボールの審判台の購入はできないかお伺いします。7月の沖縄県中学校バレーボール大会が宮古島開催でした。そのときに、普通でしたら総合体育館がメイン会場になるんですけど、雨の降ったときのことを考え、結の橋学園の体育館にメイン会場を持ってきたということを聞いています。その際、結の橋学園の体育館には審判台もないし、得点板も1か所でしたかできなかつたんです。ですから、電子得点板、審判台の購入をお願いをしているんですけど、新しい学校には体育館にそれなりの必要なものは準備するのが当たり前だと私は思っています。新しい学校で備品も足りないし、体育館の備品も足りない。なぜそういった状況になっているか。前の答弁では、学校長から要望があればそれに応えると、そういった答弁でありました。学校長は、審判台を買うより教室にある備品を買いたいということで、なかなかそこまでは手が回らない。だけど、私が言いたいのは、新しい学校には新しい備品、机、いろんなものが必要だと思っています。この市役所もこういうふうに新しい市役所で、マイク、机、椅子、みんな新しいです。学校現場は、移動するときに昔使った机を持ってきて使う。何か不平等かなと思っています。大人は、新しい机、新しい椅子、新しいマイク、新しい放送施設。学校現場は古いのを使って、大人は新しいのを。今から教育現場で習う子供のために、新しいものを使いながら子供の教育をやっていくのが一番最善、これからのためになると思っていますけれども、こういった考えをなぜ持っていないかお伺いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

教育委員会では、毎年小中学校の備品購入事業を行っておりますが、同事業は学校の授業や学校行事等で使用する児童生徒の学習に必要な備品を整備する目的で行っており、特定の大会のための備品はその大会の予算で整備、調達していただきたいと考えております。また、授業や学校行事等で必要な機能や重量を超える備品は、学校の管理の負担増や児童生徒の安全性にも関わることから、大会での使用に重きを置

いた備品を学校の備品として整備することについては、現段階では考えてございません。しかし、結の橋学園体育館ではこれまでも様々な大会が開催され、伊良部地域のみならず本市全体のスポーツ振興に寄与していることに鑑みまして、先ほど申し上げました管理や安全性に関する課題等について関係機関と意見交換を行いながら、ご指摘いただいた備品の整備を含め、スポーツ振興に資する学校体育館の環境整備について今後検討してまいりたいと思います。

◎上地堅司君

ぜひとも足りないのはそろえてほしいと思います。教育長、現場へ行って見たと思いますけれども、大会の際、ふだんは跳び箱を審判台にしており、あの段差で審判するのは大人でも危険な状態です。学校側が要望しなくても、危険な状態でやるより、子供のためにも、そういったのを早急に準備できたらありがたいと思いますので、ぜひとも早急な対応をお願いしたいと思います。

続いて、修繕が必要な小中学校体育館は何か所あるかお伺いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

現在、教育委員会に寄せられております体育館の修繕につきましては、小学校11校、中学校4校でございます。件数にいたしまして、小学校29件、中学校は10件となっております。内訳といたしましては、小学校が雨漏り6件、カーテン修繕2件、トイレの修繕が3件、その他修繕等となっております。中学校では、雨漏り3件、カーテン修繕が1件、換気扇の修繕2件、トイレの修繕1件、その他修繕となっております。その他修繕の内訳としましては、体育館のコンセント修繕等でございます。

◎上地堅司君

全体として小学校11、中学校4、数々の雨漏り、トイレ等の修繕、このようにいろんな修繕箇所があります。本当に子供たちが安全で教育できる現場を、そういった修繕が早く行われ、けがしてからでは遅いです。何事もけがしない前にぜひとも各学校の体育館等修繕を早めに、来年、再来年ではなくて、できることはあしたでもあさってでも、ぜひとも修繕をしてほしいなと思いますので、よろしくをお願いします。

続いて、平良第一小学校の校舎から体育館に行く通路の雨漏りの修繕はいつ頃できるかお伺いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

校舎から体育館への通路の雨漏りにつきましては、渡り廊下天井の継ぎ目から発生していることが確認されております。修繕の時期につきましては、ほかの修繕工事との兼ね合いも考慮しながら早急に対応していきたいと考えております。

◎上地堅司君

よろしくをお願いします。子供たちが雨降りのたびにぬれているということで、先生たちも困っているということですので、早めの修繕をお願いします。

続いて、上野体育館と上野陸上競技場周辺のトイレについてお伺いします。観客席のベンチの修繕はできないか。今年から大会は観客を入れての応援もできています。その応援のとき座っていたベンチが、帰る途中でズボンと洋服の後ろが汚れているのを指摘されました。見たら本当にズボンも、白い洋服、Tシャツ着ている子供も汚れているのが目立っていました。この3年間、なかなかそういったコロナで応援もできなかったのが、今年、大会で上の観客席から応援することによって、今まで気づかないことに気づいてきたかなと。そこで、その修繕も本当に早急にやらないと、今年まだ大会があります。応援した人も嫌

な気持ちで最後は帰ったという話も聞いています。応援しながら楽しんで、そういった嫌なことがぜひ起こらないように早めの修繕をお願いしたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

上野体育館の2階観客席ベンチの修繕についてでございます。上野体育館につきましては、初日の我如古三雄議員のご質問にもお答えしたところでございますが、新総合体育館建て替え期間中の代替施設として想定しているところでございます。その間は、本市の主要な体育館となることから、各種競技大会での使用、市民の利用に支障がないよう、早めに施設の修繕整備を行ってまいりたいというふうに考えております。

◎上地堅司君

早めの対応をお願いします。

続いて、トイレの修繕はできないかです。陸上競技場の東側と西側、西側にはゲートボール場の隣にトイレがあります。3年ぶりに、4年ぶりですか、上野も陸上競技大会を開催しまして、そのときにトイレに入りたいけど、トイレが汚れている。また、ゲートボール場のトイレも結構老人会が使って、ゲートボール場のトイレは前々から老人会に修繕できないかと言われていました。トイレというのは、きれいだったら入りたくなります。もし汚くてもペンキとかきれいに塗ってもらえれば見た目も、掃除もしやすいし、それなりに改善できる場所があると思いますので、その点どういうふうに考えているか伺います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

トイレの修繕でございます。上野体育館裏側、ゲートボール場側の上地堅司議員ご指摘のトイレでございますが、6月定例会のほうでもご質問されていた部分がございます。8月に故障箇所を修繕して利用可能となっております。ただ、上地堅司議員ご指摘のように古くて利用がしづらいというようなご指摘もございますが、施設も老朽化している中でこういった指摘が出てくるかと思っております。今後、利用状況等も踏まえた上で、市民が気持ちよく利用できるような施設として整備していきたいというふうに考えております。

◎上地堅司君

ぜひとも、誰でも入れるようなトイレにしてほしいなど。新しいトイレは難しいかもしれませんが、きれいにすることはできると思いますので、どうかよろしくお願いします。

続いて、学校統合により廃校になった施設運用はどのような考えを持っているか伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

昨年11月、統廃合により閉校となった旧宮原小学校など6校について、宮古島市閉校学校施設個別計画を策定しました。本計画は、利活用に係る基本的な方向性を定めたものでありますが、それを基に今後利活用を推進していくところでございます。しかし、学校施設ごとに建物の新旧や老朽化の程度、その他土地の課題などがございまして、学校施設によって利活用の開始時期については異なっております。課題等がない旧来間小中学校施設につきましては、現在自治会と調整をしているところでございます。また、旧佐良浜小学校施設については、公用公共的施設への転用について調整を進めているところでございます。

◎上地堅司君

特に伊良部地区小中一貫校、あと来間島とか福嶺、先ほども福嶺も言っていたんですけど、そして宮原、

城辺、砂川もあります。学校をどうするか決まっているんでしたらお伺いしたいと思いますけど、よろしいですか。

◎教育部長（砂川 勤君）

課題がある学校を申し上げますと、旧福嶺中学校、旧伊良部中学校、旧宮原小学校、3校になってございます。そのほかに旧来間小中学校が現在調整中、旧来間小中学校及び旧佐良浜小学校が現在調整を進めているところでございます……失礼しました。土地の課題は、伊良部小学校も含めてございます。

◎上地堅司君

この後、廃校になったのをどのように、ここの建物、土地を利用するか、それはまだ考えてはいないということですか。分かりました。合併してそういった学校が今取り残されています。やはり統合とともにそこも考えていかなければ、負の財産です。そして、学校が廃校になったところもいい敷地もあります。特に今伊良部島が過疎化になっているので、そういった面ももう少し前向きに考えて、その跡地をもっともっと利用できるような考えを持って来年度は進めてほしいなと思っていますけれども、市長、市長の考えをお聞きしたいんですけど、いいですか。お願いします。

◎市長（座喜味一幸君）

予算の面からいっても、議会でもいろいろ問題になります。物件費の増嵩、それから維持管理等々の問題、結局これは合併におけるいろんな公共施設の改廃、それから学校統合等での施設の統合等々から、ある施設等が有効に活用されていない。これは、その都度、その都度、用途が終わったらば今後の利用というのはどうあるべきかというようなことを、本気でこれまで議論されてきていなかったんじゃないかというようなことを非常に実感として感じておりますので、今学校教育施設を中心の話になるかもしれませんが、やはり統廃合した施設をその地域にどう活用してもらうか、あるいは経済効果を出していくか、維持管理をどう低減化していくかという視点、こういうものは今後課題になるので、個々に具体的にしっかりと対応していかなければならないというふうに思っております。

◎上地堅司君

ここには議員24名もいます。地域の人もそろって、これはぜひとも今年中にみんな集めて話をしないといけない問題かと思っておりますので、ぜひとも今年中には、議員、また市長、副市長はじめ、みんなでまた話し合う機会をぜひ設けてもらいたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

続いて、道路行政について。県道202号線、千代田から宮国地区の道路の路盤の修繕はできないかお伺いします。前にも自分がアスファルトの修繕はできないかという、一旦検討しますということで、検討するはするんですけど、なかなか進んでいません。その間に路盤が結構進んでいるところがあります。全体的にやるのではなくて、50メートルでも100メートルでも、一番損傷が激しいところからやっていってほしいなと思っておりますけれども、どういう考え持っているかお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

ご質問の道路は、沖縄県が管理する県道202号線です。宮古土木事務所維持管理班に確認したところ、当該箇所については今年度の修繕予定はありませんが、現地を調査の上、今後対応して検討したいとの回答を受けております。

◎上地堅司君

来年度の予算は、多分9月、10月に決まると思いますので、県と相談して、50メートルでも100メートルでもいいですので、一番ひどい箇所を修繕できたらと思いますので、よろしくお祈いします。

続いて、県道246号線、城辺下地線の街路樹についてお伺いします。松の木が道路にはみ出し、通行の妨げになっています。早急に対応できないかお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

ご質問の道路は、沖縄県が管理している県道246号線、城辺下地線です。宮古土木事務所に確認したところ、当該箇所については現地の調査を行い、樹木の剪定の対応をするように検討してまいりますとの回答を受けております。

◎上地堅司君

結構ここダンプとか通って、製糖時期には結構通るそうで、ダンプの運転手からの声がありましたので、ぜひ今年中に改善して、来年の製糖時期にはスムーズな通行ができるようにお願いしたいと思います。

続いて、農業行政についてお伺いします。スプリンクラー設置について、伊良部地域の畑にスプリンクラー設置はいつ頃できるかお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

伊良部地域の畑にスプリンクラーの設置はいつ頃かということですが、伊良部地区の畑地かんがい施設事業は、令和5年度から令和9年度までに、深底地区、長山地区など新規採択予定地が全部で7件予定しております。この事業工期が令和7年から令和11年、令和14年とかありますので、最短で残り10年近くかかるものと思われます。

◎上地堅司君

全体的に令和14年までかかるということによろしいですか。分かりました。

続いて、伊良部地域の畑は地下水の供給量は足りるかお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

伊良部地域の地下水の供給量についてです。宮古伊良部農業水利事業所に確認しましたところ、国営土地改良事業、宮古伊良部地区においては、伊良部島内における既設ため池等による集水利用と併せて、仲原地下ダムからの農業用水を伊良部島の受益地1,351ヘクタールに供給する計画となっております。伊良部島における関連畑地かんがい排水事業の進捗によるスプリンクラーの設置状況を鑑みながら、仲原地下ダム取水の建設を進めているところということで、伊良部島への地下水の供給量は問題ないという回答を得ております。

◎上地堅司君

仲原地下ダムからの供給は、橋を通過してパイプ等はまだ来ているんですか。お伺いします。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後4時32分）

再開します。

（再開＝午後4時33分）

◎農林水産部長（石川博幸君）

伊良部島のほうに来ております。

◎上地堅司君

なぜこれを一般質問で取り上げたかというのは、伊良部島の残地の問題があります。来年の3月までに明渡しとなっています。県も市も伊良部農家のためには何も方向性を示していません。ただ明渡しだけでは、農家は納得しないと思います。やはり畑へのこういったスプリンクラー基盤整備などをしっかりやってこそ農業所得も向上すると思います。ですから、市長、県としっかりと相談し、令和10年までに伊良部島の畑かんスプリンクラーも行うということで県と相談し、それに伴い伊良部島の農家も納得すると思います。ですけど、現状ではサトウキビを一生懸命作っても、宮古製糖伊良部工場に、今年度は2,000トンぐらいですか、買い取っても砂糖にできないでそのまま置いている状態です。その状態を見たら、市長が言っている農家所得10%アップも難しいかなと。逆にマイナス10%になるかなと思っています。ですけど、スプリンクラー、そして畑かん設備整備事業、伊良部島のほうしっかりやれば、今下地島残地のところで行っている農家も、伊良部島のところで畑がある人も、スプリンクラーがあればサトウキビの反収も3トンあったのが5トン、4トンあったのが6トン、2トン以上は増えます。その中でサトウキビ農家も取得アップするんですけど、製糖工場の圧搾が今の状態でしたら、幾ら農家が努力しても所得アップになりません。ですから、県と相談し、そして農家の助けになるためには、サトウキビ農家のためにも、県も残地問題を掲げている中で、伊良部農家のために何ができるか、何をやるべきか、必要なものを農家に提示していけば伊良部農家も納得すると思います。製糖工場も大きくし、またサトウキビ農家の生産意欲も増すと思いますので、伊良部農家の畑かんスプリンクラーの設置は、ぜひとも早急に県と相談し、令和10年ぐらいまでに、来年度から進めていければ、本当にサトウキビ農家のためにもなるし、伊良部農家のためになるし、これからスプリンクラーがあればハウス農業もできる、マンゴーもできる、いろんなので役に立つと思います。そして、干ばつときにもスプリンクラーがあれば対処できます。気持ちをもう少し考えて、人ごとではなくて、伊良部島の農家の気持ちになって考えてほしいなと思いますので、ぜひ市長、県と、あしたでもいいですから、この議会が終わってからでも、話し合いをしてくれればありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、うへのドイツ文化村の指定管理についてお伺いします。うへのドイツ文化村は、売却するという事で前自分が質問したときには言っていました。住民との話し合いも今からやるということで、住民との話し合いはというふうに行っているかお伺いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

うへのドイツ文化村の売却についてでございます。うへのドイツ文化村の売却について、現在までの進捗状況についてお答えいたします。うへのドイツ文化村につきましては、令和3年6月に行いました宮古島市観光施設等処分検討委員会において売却する方針で処分することが決定しているところでございます。その後、売却に向け、売却用地を確定する分筆業務や関係機関との調整を行い、本年2月に宮国自治会役員と売却についての意見交換を行ったところ、売却について反対の意見がございました。これを受けまして、自治会に対し、売却について地元自治会住民の意見を取りまとめた要望書を提出していただくようお願いしたところですが、現在に至るまで提出がされておられません。そこで、今月上旬に宮国自治会役員と再度意見交換を行い、上野地区全体を対象としたうへのドイツ文化村売却についての説明会を10月上

旬に行うことで調整いたしました。市といたしましては、うへのドイツ文化村の売却につきましては、地元住民との合意形成が必要であると考えことから、地元の意見を聞き、拝所、御嶽、またそこに通じる通路や道路を残すこと、博愛記念碑、文化財等への対応についても協議を継続し、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

◎上地堅司君

いろんな意見があると思いますけれども、早めに住民を集め、また今言っているように上野地区の住民を集めているような意見を聞いてほしいなと思います。その件でちょっとお伺いしたいんですけど、自分がいつも言っているロベルトソン号救助から150周年の事業、その事業も前の発言ではやらないということでしたので、何かやってくれないかなと思っているんですけど、いまだに何も返事ありません。そういうわけで、来月、上野地域で上野まつりを行います。そのときに一応考えているのが、このロベルトソン号150周年の式典も少しやるということで今動いています。その点、宮古島市も何らかの協力はできないかと思っていますので、お伺いしたいと思います。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長(上地廣敏君)

休憩します。

(休憩＝午後4時41分)

再開します。

(再開＝午後4時42分)

◎副市長(嘉数 登君)

上地堅司議員ご案内の件については、内容を確認いたしまして、市として対応可能かどうかについては検討してまいりたいというふうに考えております。

◎上地堅司君

協力をお願いします。

続いて、市営住宅の在り方についてお伺いします。市営住宅の空き部屋は、今のところ幾つありますか。お伺いします。

◎建設部長(川平陽一君)

市営住宅の空き部屋は、7月時点で111戸となっております。今年度は、7月に公募、8月に抽せんを行い、入居順位を決定しております。現在、抽せん順位により順次入居の手続を進めているところでございます。

◎上地堅司君

若い夫婦が市営住宅に申し込んでもなかなか当たらないということで、今物価高騰で、自分たちは7万円、8万円のところに住んでいると。市営住宅を回ってみたら、何で空いているのに入れないかと、そういった声がよく聞こえています。今若い人を増やすためには、そういった空き部屋を早めに修繕して提供するの一番若者の定住にはいいかなと思っていますけれども、そのことで行政はどのような対策を考えているかお伺いしたいと思います。

◎副市長(嘉数 登君)

観光リゾート産業に起因される本地域の経済振興と申しますか、発展と併せて、最近特に若者の定住促進をいかに図るかということが私の耳のほうにも届きますし、この地域においては大変重要だというふうに思っております。若者定住に向けた市の取組ですけれども、これまで実施してきました結婚祝金、それに加えて、今上地堅司議員ご指摘の住居問題の解決のために、例えば公営住宅の空き部屋の利活用、それから空き家の活用、さらには宅地開発による新築支援といったようなものの検討、さらには奨学金返還支援制度の検討というようなことを行いまして、島の若者が安心して住み続けることができるような環境づくりを行っていくことが非常に重要であるというふうに考えております。この若者の定住促進が地域の振興、発展にも資すると考えられることから、様々な面からのアプローチが必要であるというふうに考えておまして、関係部局で連携して取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎上地堅司君

今若者が宮古島にはなかなか住みにくいと言っていますので、早めの対応をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

最後に、窓口業務の対応が非常に悪いとの市民の声が聞こえています。行政としては、どのような対応を考えているかお伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

窓口業務の対応についてお答えをいたします。

上地堅司議員ご指摘のような職員の対応に関しましては、市民の皆様にご不快な思いをさせてしまい、あつてはならないことだと反省しているところでございます。一方、窓口に来る市民に対しまして、丁寧かつ迅速な対応を行うために日々頑張っている職員も数多くいることをご理解いただきたいと思います。まず、ご指摘の課題を真摯に受け止めて、今後管理職による指導の徹底はもちろんのこと、マナーや接遇に関する講師を招いて、若手職員から管理職まで幅広く職員向けに研修を行っていくなど、職員のさらなる資質向上に向け取り組み、これまで以上に丁寧かつ迅速な対応が提供できるよう努めてまいりたいと思っております。先日、上地堅司議員からご提案も受けました。ホテルなどに研修に行かせてはどうかというご提案をいただきました。貴重な提案として受け止めまして、今後どのような研修が有効か精査しまして、常に市民目線を意識しながら、職員の育成に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎上地堅司君

ぜひ改善をお願いしたいと思います。それとまた、今コロナ禍が終わり、みんなマスクを取って顔も見えています。窓口に来て怒った顔を見るよりか、笑った顔が一番印象もいいと思っておりますので、ぜひお客さんファーストで、お客さんが何を考えているか、市民が何を考えているか、市民目線で考えることによって対応も変わってくるかなと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

私の一般質問はこれで終わりたいと思っております。ありがとうございます。

◎議長（上地廣敏君）

これで上地堅司君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

(延会=午後 4 時49分)

令和5年

第4回宮古島市議会(定例会)会議録

9月25日(月) 6日目

(一般質問)

令和5年第4回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第6号

令和5年9月25日（月）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和5年第4回宮古島市議会定例会（9月）会議録

令和5年9月25日（月）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（24名）

（延会＝午後3時40分）

議長（22番）	上地廣敏君	議員（11番）	上地堅司君
副議長（18〃）	長崎富夫〃	〃（12〃）	仲間誉人〃
議員（1〃）	久貝美奈子〃	〃（13〃）	平良和彦〃
〃（2〃）	下地茜〃	〃（14〃）	下地信広〃
〃（3〃）	砂川和也〃	〃（15〃）	我如古三雄〃
〃（4〃）	狩俣勝成〃	〃（16〃）	前里光健〃
〃（5〃）	富浜靖雄〃	〃（17〃）	西里芳明〃
〃（6〃）	下地信男〃	〃（19〃）	友利光徳〃
〃（7〃）	新里匠〃	〃（20〃）	上里樹〃
〃（8〃）	狩俣政作〃	〃（21〃）	栗国恒広〃
〃（9〃）	山下誠〃	〃（23〃）	平良敏夫〃
〃（10〃）	池城健〃	〃（24〃）	山里雅彦〃

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	座喜味一幸君	環境衛生局長	下地睦子君
副市長	嘉数登〃	会計管理者	儀間博〃
企画政策部長	久貝順一〃	水道部長	兼島方昭〃
総務部長	與那覇勝重〃	消防長	宮國和幸〃
福祉部長	松堂英彦〃	企画調整課長	前原敦〃
市民生活部長	友利毅彦〃	総務課長	豊見山徹〃
農林水産部長	石川博幸〃	財政課長	国仲英樹〃
建設部長	川平陽一〃	教育長	大城裕子〃
観光商工スポーツ部長	砂川朗〃	教育部長	砂川勤〃
産業振興局長	下里盛雄〃	生涯学習部長	天久珠江〃
こども家庭局長	仲宗根美佐子〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	下地貴之君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人〃	議事係長	国吉たかよ〃

◎議長（上地廣敏君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は24名で、全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第6号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について、先日に引き続き質問を行います。

本日は狩俣政作君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎狩俣政作君

早速質問してまいります。

まず、教育行政です。1番、選手派遣費ですけども、今回は宿泊費について質問します。選手派遣費、宮古島は県内であれば5割補助で県外が7割ですよ。大体県内だと8,000円程度だと思います。しかし、この宿泊費というのが結構課題というか、今回、北中学校吹奏楽部が南九州大会へ行ったときに、8月11日の大会だったんですが、台風の影響で、出発が当初9日の予定が7日になりました。5泊6日の日程で行ってきたんです。結局親御さんが負担するのはこの宿泊費と、あと食事代、九州へ行ったときの移動のバスとか電車になるんです。結構これがかさむということがあったので、ぜひこの宿泊、ホテル代ができないかなと思っております。というのは、離島甲子園がありますよね。あれは、毎年200万円ぐらいの予算を計上して、監督、コーチ、選手、全ての参加する皆さんの航空券、ホテル代、食事代が出ます。今回、物価高騰のあおりを受けて50万円ほど足りなかったということで、別の予算から流用してその分を補正予算で50万円計上してあります。250万円かかっているんですが、このシステムが私はとてもいいと思います。ほかの言わば派遣費に対してもこのようにホテル代とか食事代ができればとてもいいのではないかなと思うんですけど、宿泊に関して当局の見解をお伺いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

宿泊費補助を追加した場合、宿泊費領収書の提出が必要になるほか、団体宿泊料となるため、宿泊した児童生徒の名簿、1人当たりの宿泊額の算出が必須となり、補助金額の計算が容易でなく、申請者の書類作成の負担増が見込まれます。現在、県内派遣の航空運賃補助は約5割です。これについて、宿泊費の増額という部分で申請書類の手続も容易ではありませんので、補助金の増額に当たっては航空運賃の補助率の引上げも含めて補助の拡充について、今後財源確保に努めながら検討していきたいと、そのように考えております。

◎狩俣政作君

教育部長、手続が困難だから負担になるとおっしゃいますけども、別にそのホテル代を全部払えというわけではなくて、例えば1泊3,000円分を出すとかでいいと思います。やはり遠征が長期になってしまうと、これがかなり負担になるんです。航空運賃を5割から7割に上げたとしても、その辺の負担が増えるので、その辺をぜひ検討してください。

次の質問に参ります。次は兄弟で部活動を行う世帯ですけども、今回も私、ある中学校の引率に行ったんですが、3年生と1年生にお子さんがいて、沖縄大会で突破して九州大会に行くという、かなりの負担

増なんです。1年生の子は、メンバーではなかったんですけども、いろんな意味で親御さんが頑張って、経験させたいということで出してもらいました。先ほどの北中学校でも姉と妹がいて、1年生、3年生で行ったんです。ちょっと1年生の子が心配だからということでお母さんも一緒に行って、3人で行っているんです、5泊6日。かなり負担が大きいので、例えば兄弟がいる、同じ部活動で遠征に行くのであれば、航空運賃5割を6割、7割に増額するとかいう考えはありませんか、お伺いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

選手派遣費補助金については、選手に対しての補助となっております。派遣される児童生徒へ平等に支給しておりますので、現状世帯への派遣費補助は想定されておられません。選手派遣費補助金は、昨年度の予算で見ますと7割程度が沖縄振興一括交付金、3割がふるさと納税、残りが一般財源で賄われております。世帯への補助については、申請業務などの事務作業の増、財源の確保など課題が出てきております。世帯の経済的負担の軽減を図るためにも、先ほど答弁いたしました補助率の見直し、拡充も含めて関係機関と協議、検討させていただきたいと思っております。

◎狩俣政作君

教育部長、例えば航空運賃を6割に上げたとしても、兄弟で行く方は2倍なんです、結局は。そこで、同じ派遣費の予算ではなくて、別枠でつくって計上するという形を私は望んでいるんですけども、これ私とても大切だと思うんです。ある程度子供がそういう大会に出て経験するというのは、これ私はある意味大人の役目だと思うんです。それを手続が面倒だとか、そういうのではなくして、しっかりと対応していったほうが良いと思うんですけども、もう一度見解をお聞きします。

◎教育部長（砂川 勤君）

選手派遣費補助金、やはり目的としては選手の活躍がありまして、世帯の経済的負担を軽減しているのが目的でございます。今おっしゃるように、財源が今一括交付金、一般財源あるいはふるさと納税ですけども、ほかの財源が確保できるかいろいろ財政課、関係部署とも相談しながら、いろいろ模索させていただきたいと思っております。

◎狩俣政作君

1年生の子も3年生の子も選手です。予算の確保が厳しいのであれば、教育部長、例えば子供のために寄附をしたいという企業も個人もいるんです、少なからず。そういった方たちを意見交換しながらどのように使うかというような取組はできませんか。私の周りにはもう何社か来ています。そういうのを実際見ているので、そのたびに親御さんたちがいろんな資金造成したり、そういうのも見ているので、寄附したいんですけど、窓口がないということで話ししています。ぜひ窓口をつくっていただいて、その活用、それが選手派遣費でもいいし、例えば奨学金でもいいですし、そういった取組はできませんか、お伺いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

ありがたい寄附のお話でございます。そういった寄附をいただいた場合、基金の積立て、それも検討しながら有効に活用できればと思います。狩俣政作議員おっしゃるとおり、本当にそれだけではなくて、いろんな人材育成ということで子供たちのために役に立つように活用させていただきたいと思っております。

◎狩俣政作君

福祉行政です。1番、児童発達支援事業所給食費等助成事業についてですけども、事業概要を伺います。

◎福祉部長（松堂英彦君）

児童発達支援事業所給食費助成事業についてお答えをいたします。

児童発達支援事業所に通う未就学児童の給食費等を市が助成することで保護者の負担軽減を図りたいと考えており、必要経費について本議会に補正予算案を提案しております。この事業において助成の対象となる児童は、市内の児童発達支援事業所に通う3歳児から6歳児の障害児等になります。現物給付での対応を考えておりますので、保護者への事業所への支払いはなく、市は事業所から給食など提供の実績報告を受け、保護者に代わって事業所に支払いをするという事業となっております。

◎狩俣政作君

福祉部長、助成の対象となる3歳児から6歳児、今回予算が90万円入っています。何人ほどを対象にして、またいつ頃開始できるか伺います。

◎福祉部長（松堂英彦君）

今後のスケジュールと対象人数についてお答えをいたします。

今定例会におきまして、本事業に係る利用が想定される30名分の補正予算を計上しております。予算が成立しましたら、10月1日より事業を開始いたします。

◎狩俣政作君

これは、去年の9月定例会に私の一般質問で上げて、当初、事業所のいろんな要綱があつてなかなか厳しいという中で、本当に福祉部の職員の皆さんが一生懸命事業所に帰っていただき、アンケートを取って、また副市長や市長の強い後押しがあつて、今回もう本当1年足らずで実現できました。本当に感謝申し上げます。今、3歳児から6歳児というくくりがあるんですが、今後また年齢の引上げ、拡充はあるか伺います。

◎福祉部長（松堂英彦君）

6歳以上の就学児が通う放課後デイサービス事業所につきましては、通常給食の提供は行われておりませんが、夏休み等の長期休業日や不登校児童生徒への対応など、給食等の提供を行う状況があることは把握しております。今後、他市町村の助成実施状況を調査してまいりたいと考えております。

◎狩俣政作君

福祉部長、よろしく願います。福祉部長、ところで頑張っている職員にはお昼御飯はおごってあげましたか。

（何事か声あり）

◎狩俣政作君

次に行きます。渡航費助成です。島外専門医療機関を受診する際の渡航費助成ですけれども、この質問ですけれども、範囲が多岐にわたっていて、現在、私の中では2つの症例しか持ち合わせておりません。もう少し調査する必要があるので、今回この質問割愛します。申し訳ありません。

その次に行きます。2番、難病患者等渡航費助成金ですけれども、これは先日、下地茜議員が質問して、副市長が今後渡航回数が増の検討も含めて各航空会社へ負担軽減の取組を検討していると答弁がありました。具体的に現行の年3回から何回まで増やすのか検討していますか、お伺いします。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

沖縄県と次年度予算について調整をしている段階ですが、現在実績に基づいての要請にはなりますが、年6回で算出をお願いしているところでございます。

◎狩俣政作君

年6回ぐらいあれば、とても通っている親御さんたちは楽になると思いますので、よろしく願います。

もう一つ、各航空会社にこの負担軽減の要請をしたとお話をしておりましたが、この要請内容が分かれば教えてください。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

航空会社の要請の内容は2点ございます。1点目は、難病患者等の治療による通院や入院のため渡航に係る航空運賃の割引制度の創設。2点目でございます。難病等で通院や治療の際、支援を必要とする者の付添人の渡航に係る航空運賃の割引制度の創設。患者ご本人とその付添人の渡航に係る航空運賃の割引制度の創設を求める要請となっております。

◎狩俣政作君

市民生活部長、この割引制度の割引の割合というのは分かりますか。検討されていますか、何割とか。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

この件に関しましては、具体的な話は出てございません。

◎狩俣政作君

よろしく願います。

次に行きます。環境行政についてです。本市のごみ収集についてですけども、①、ごみ収集業務の内容の見直しについて何うんですけども、最近マンションがかなり建てられてきているというのと、あと大型ホテルの社員寮などの家庭ごみの回収をしているので、もうごみが増えて、回収が増えて、ごみ収集に時間がかかっているという相談がありました。そこで危惧するのはそこに住んでいる住民、新しいマンションとか社員寮とか、その住人が宮古島市民なのかという問題です。もし宮古島市民でなければ、これ委託の収集業者で取るのではなくて許可になると思うんですが、その辺の見解をお聞きます。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

ごみの分別には2通りございます。一般家庭の日常生活に伴うものを家庭系のごみ、事業活動に伴うものを事業系のごみとしております。市がごみ収集委託しているのは家庭系のごみでございまして、ホテルの社員寮などのごみは住んでいる社員の日常生活に伴うものですので、家庭ごみとして収集しております。

◎狩俣政作君

要はごみが増えるということなんですよ。イコール、このごみ収集時間が増えて、私の家でもいつも朝出すと、大体10時半とか11時には回収しておりました。最近、遅いときは2時までごみがある場合があります。その影響があるのかなとも思うんですが、忙しくなっているのに休みがないということで、今宮古島に可燃ごみは8社が、月、火、水、木、金、土、週6回収集、資源ごみが12社は、これも月、火、水、木、金、土の週6回収集。家庭系ごみが週6回を占めている中で、生ごみは4社ですけども、週6回です。その他粗大ごみが週4回、剪定枝葉は平良地区は週5回、旧郡部は週4回です。マンションも増えてきている、社員寮も増えてきている、それもごみ回収しないといけないのであれば、時代背景も考えて、

今後このごみ収集エリアの地区を小さくして、家庭ごみの収集を3回から2回に減らすという取組、要はごみの分別ができていないので、ごみが増えているということがあるんです。そういったことができないかなと。私、3年ぐらい前に沖縄全土の市町村を回ったんですけど、ごみ収集について。浦添市は宮古島の人口の倍ですけども、ごみは半分です。可燃ごみは週2回しか収集していません。そういった取組をやるのも大事かなと思っています。例えば、私は素人ですけども、特に影響の大きい平良地区、現在5地区を7地区にする。2地区分の可燃ごみ、資源ごみは、新たに4社必要なんです、委託会社が。その会社を、例えば生ごみ業者が4社います。これを廃止するんです。廃止して、生ごみ業者をこの4地区に持つてくるという考えです。というのは、可燃ごみは月に1,300トン出ます。生ごみは10トンです。0.07%、1%に満たないんです。先日の予算決算委員会的时候に段ボールコンポストは何ですかって言ったときに、課長答弁で、自分の家で段ボールに生ごみを入れて、堆肥化する事業ですよという話をしていました。こういった取組をどんどん進めていけば、生ごみは自分たちで減らせるのではないかなと思って、その業者をまたエリアに充てれば、とてもスムーズに小さなエリアを回れるようになるのかなって思っているんです。そういった取組ができるか、意見交換できるかお聞きします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

現状、本市では32社の収集事業者がおります。収集事業者の皆さんからも意見を聞く必要があると思います。また、収集エリアや収集回数の変更につきましては、事業者の皆さんとの意見交換会を行うとともに、収集回数の変更にあたっては多くの市民の意見を聞く必要があるかと思っておりますので、今後の検討課題とさせていただきます。

◎狩俣政作君

環境衛生局長、ぜひお願いします。糸満市とかは、とても私感動したのは9社が組合をつくっていて、その9社が二、三か月ごとにエリア変えるんです、ローテーションを組んで。だから、何かあったときにもどの業者でも対応できるんです。どこからも対応できると。今の状態だと、例えば平良地区の1社が何か、コロナでも何でも病気で休んだ場合にどの業者でも対応できないんです。これが怖い。従業員は少ない。なので、将来的にエリアを小さくして、みんなが本当はできればローテーションを組んで回っていけばとてもいい環境になるのかなと思っていますので、ぜひよろしくお願いします。

次に行きます。これ先日の富浜靖雄議員が話していたごみ収集車の後方ステップの話ですけども、2021年の秋頃にこの後方ステップに乗って警察官に違反切符を切られたという業者が多くありました。そこで、その業者たちが沖縄県警のホームページから、荷台乗車申請書という申請書があります。これを申請すればある程度緩和できるという話だったんですが、それを持っていったところ、宮古島警察署の担当者からこれは受け取れないと。理由は、宮古島市と業者が何かいざごぎではないけども、そういう話が聞こえているという中では、今は受け取れないという話をしていたそうです。でも、ちゃんと宮古島市と業者間で協議をしてルールを決めるんだったら、その場に参加をして助言はできますよという前向きな話があったそうです。例えば市営住宅敷地内とか一方通行の徐行道路とか、時速10キロのスピードでそこを本当に毎回助手席から降りてごみ収集して乗っていたらそれこそ収集時間もないですし、多分今回それが適用されてから収集時間が遅いと思うんです。なので、その部分は宮古島警察署と協議をしていただいてしっかりと対応してください。答弁もお願いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

宮古島警察署の交通課に市のほうでも確認いたしましたところ、この件に関しての許可は厳しいとの回答をいただいております。確かに狩俣政作議員が今おっしゃるとおり、作業の利便性の向上というのは非常に大切であるということの認識はしているところです。利便性が安全性かということになりますと、現在の状況では、やはり市といたしましては作業に従事する皆さんの安全性というものを何よりも重んずるべきであろうと考えております。

◎狩俣政作君

環境衛生局長、私もそう思います。であるならば、やはり収集エリアを小さくして作業するのが、回収するのが一番いいと思います。私も乗りました、パッカー車、1日。楽しいのは30分だけです。あと苦痛でした。この後方ステップに乗り降りするだけでも私でもきついです。大体やっている方は高齢者ですよ。それが後方ステップではなくても前まで行って助手席に乗って、これが10メートル区間でも50メートルでも助手席に乗る。もう乗らないんです。みんな歩いています。走っているか。本当に激務だになって、その割にはお給料はそんなによくないなと私は思うので、収集エリアを小さくしていただいて、業者を増やして、週6日労働して1日しかない、休みが。いつ病院に行くんでしょねって思うぐらいです。そういった制度の設計や要綱の切替えをぜひともお願いします。

次に行きます。2番、し尿処理施設整備事業についてです。今後のスケジュールについてですけども、現在の進捗状況、総事業費を含む進捗状況をお伺いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

し尿等処理施設整備事業の進捗状況といたしましては、令和7年4月の供用開始に向けて現在実施設計の作業が完了しております。10月の工事発注に向け、設計書の作成、精査及び関係機関との協議など、調整等を進めている状況です。現在のところは工事費といたしましては27億円余ということになります。

◎狩俣政作君

このし尿処理施設整備事業の話なんですけど、令和3年4月に突然変更計画が出てから約2年半がたとうとしています。その間、調査特別委員会が10回も開催されました。いろいろ協議された結果、何も出なかったんです、根拠となるものは。そのときに言っていたのが、既存の施設に前処理施設を増設することによって工事費が軽微になると、かなり工事費を減らすことができる。なので、当初佐和田案の35億円よりかは軽微な工事で10億円から15億円ですみますと、し尿、汚泥の希釈も現行の20倍から、4倍から8倍ですみますよと、ランニングコストが減るので、それが市民負担の軽減につながると何度も何度も言っていました。今私が言った話、これは実は新聞の記事です。昨年5月の新聞に載っていました。だから、市民負担が減るんですよという形が出ていました。先週環境衛生局に公明会派と保守宮古未来会派でこの事業説明の勉強会をやったんです。もうびっくりしました。これまでの今ある既存施設に前処理施設を造るという話ではなかったんです。図面を見たら、新しいし尿処理等施設ですよ。これ何ですか。新しいし尿処理施設、工事費も28億円余。当初4倍から8倍と言った希釈が25倍、供用開始が令和6年4月だったのが令和7年4月見込み、これどこが市民負担の軽減ですか。市長、この変更計画、当初の改造案、これ令和3年6月定例会で平百合香議員の質問に答弁しているんです。市長はこの基本計画、4年かかって8,000万円かかっています、これに。これのここが一番いいんだと言ったのは市長ですよ、改造案。これ

は除外されているんです、コンサルからはなぜか。なのに、いつの間にか既存の施設を廃止、新しく造っている。これいつ変更されたんですか。分かる方にお聞きます。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

令和3年9月のし尿等処理施設整備基本計画、これは改訂版ということで作成したその段階では、これは基本計画ということです。施設の詳細について、通常基本計画、基本設計、現在実施設計を終えたところですけども、これは段階を上げて詳細な部分まで、これには建設地のボーリング調査も行いました。施設の整備、工法、今後の管理費などに関しても基本計画のときよりもさらに精度を上げて調整を行ったところですよ。その上で本市の現状に照らし合わせ、今の市にとってよりよい条件を検討を付加して設計を行っているところですよ。施設に関しての機能等の設計について大きく変わったということはないかと思っておりますが、ただ狩俣政作議員がおっしゃるとおり、こちらの説明が足らずに誤解を招くようなことがあったのかもしれないので、そこはおわびしたいと思います。

◎狩俣政作君

いや、環境衛生局長が謝ることはないんです、職員も。市長ですよ。多分職員は、勉強会でもそうだったけど、誰も、えって顔をしていました。そうだったんですかって、私たちは最初からこの図面をもらってましたという感じで。これいつ説明会したのか。こんなことやっていいのかなって、いいんでしょうね。そもそも当初から、当時の担当課長は今の施設には160キロリットルの貯留槽が2基あると、そこにし尿も汚泥もためられるので、別に今後は搬入制限もしないし、緊急性もないって言っていたんです。では、なぜ造るんですか、新しい施設を。まだできて10年ちょっとでしょう。緊急性があるから佐和田に急ぎ造らないといけないという理由があったんです。これ3基目のOD槽ができて大変なことになりますよ、市長。お分かりですか。OD槽が1日に入る処理水は2,800立米、今5,600立米あります。これは、令和6年には下水だけで5,700立米いくんです。下水だけですよ。これにし尿が入るんです、1,800立米ぐらい。もうオーバーするんです、OD槽の機能。なので、急ぎ別でし尿処理場を造るという話だったんです。それでも貯留槽があるからためれますよという話だったんです。私ら百歩譲って許しました。今回の新しい新設の図面見ました。どこにもそういうためる場所がないんです。1日70キロリットルを搬入する、25倍希釈する、1,750立米ですよ。これを随時流す工程なら分かる。唯一たまるところで受入れ槽が2基、これが200立米、沈砂槽も31立米、トータルでどんなにやっても600、700立米ぐらいです。あとの1,000立米はどうするんですか。仮にこの工程で何かトラブルがあった場合にはどうなりますか、お伺いします。搬入制限しますか。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

新施設には貯留槽と、そういう表記ではなくて、受入れ槽、中継槽などその用途に供するものが整備されることになっております。運転中、万が一トラブルがあった場合ということですけども、既存の施設も使用可能な状況にしておくよう併せて管理してまいります。その上で、受入れ制限など行わないように努めたいと思います。

◎狩俣政作君

環境衛生局長に話を聞くのがつらいんですけど、何も環境衛生局長は悪くないです。私、市長に答弁してほしいです。受入れ槽もあります。これは、100立米しか入らないんです。既存の施設には160立米ある

んです、2台。ここを廃止するという、新しく造る。搬入制限はしないと書いていますけど、70キロリットル処理するんですね。これ実施計画、令和10年度には最大受入れが69キロリットル言われています。あと5年後ですよ。5年後に新しく造った、多分供用開始が令和7年なので、3年後にはもう満杯になるというデータが出ているんです。だったら、もっと大きい処理能力のものを造ればいいではないですか。できませんよね、環境アセスメントの問題で、時間がかかるから。もう既にOD槽ができたとしても、OD槽は下水の処理だけでいっぱいなんです。4基目のOD槽を造りますか。何年かかりますか、いいです。新施設を造ります。このOD槽に配管とかつなげる工事がありませんか。このときに多分運用を停止します。この運用停止は何日間を見込んでいますか。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

現在、下水道処理施設、OD槽の工事に着手しているところです。3基目に関しましては令和7年1月に供用開始を行う予定となっております、運用に支障を来すことのないようにしていきたいと考えております。

◎狩俣政作君

この配管を接続する際の工事を行うので、ある程度運用停止をしようと思うんですけど、この運用停止する期間は何日ですか。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

今のところなんですけれども、その浄化センターへの配管、下水道処理施設への配管は施設建設と並行して行うという予定であります。現在のところは運用停止することがないと考えております。

◎狩俣政作君

今年の10月頃から工事を発注するという話を聞きました。今、防衛省に4億円ぐらいの内示が出ていると。これ仮に入札不調になった場合に、入札不調になる可能性はあるかないか、お願いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

昨今の原料、燃料等の高騰に伴う資材高騰や人件費高騰などの影響も鑑みまして、実勢単価などを採用して設計は行っているところです。入札不調、不落になる可能性についてはあるかもしれませんが、そこは入札執行してみないと分からないと考えています。

◎狩俣政作君

そうですね。OD槽でも2回入札不調になりましたよね。これ仮に入札が不調になったら、多分令和7年4月には供用開始無理ですよ。どんどん遅れます。それでもできました。私が一番思うのはこの場所、OD槽がある場所、し尿処理等施設がある場所が海拔ゼロか1ぐらいなんです。私再三言っていますよね、災害対策どうなっていますかって、防潮堤造りますかって。その質問に市長は、沖縄県はそんなことやっていないという答弁を前にしていましたけども、沖縄県は陸続きで、例えば浦添市が災害を受けても隣の市に行けば、貸してねって言ったら、どうぞと言うでしょう。この共同化というのも広域化も、そういった意味で周りにいろんなことができる自治体があるからできるんです。宮古島は離島です。OD槽が仮に津波の被害に遭ったら、もう下水どころかし尿もアウトです。なので、この場所は真っ先に、一番に除外されたんです、コンサルから。仮に新施設を10メートル上げてても全く意味ないんです。なぜか。OD槽に全部行くから。だから、防潮堤は造らないんですかっていつも言うんです。最近、先週の地震が

ありましたよね、変な揺れの地震。私の知り合いに東北地方の方がいて、あれは断層がゆがむような地震だったと言っています。何かもう怖いですよ。地震が来て津波が来た場合に、仮にOD槽が何か影響を受けて使えませんかというときにどこに捨てるんですか、下水とし尿。お答えください。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

新施設の用地の津波想定浸水深は2メートルから5メートル未満と想定されております。新施設は、計画地盤を海拔7.5メートルとしているところです。新施設に関しましては、作業員の避難施設にもなると思っておりますし、周辺の施設もございます。港湾の区域に関しましては、建設部と調整して今後検討してまいりたいと考えております。

◎狩俣政作君

新施設はたしか地下1階、地上2階ですけども、地下1階を1階として盛土で埋めて、上に1階、2階を造るので、7メートルはあります。ですけども、OD槽はその下なんです。結局はここが破壊されたら何も意味がないんです。なので、急ぎ防潮堤という話はしています。ただ、コンサルが言うには防潮堤を造るには20億円から30億円かかると当初から言っているんです。なので、ここでは不向きですとずっと言っていたんです。この20億円、30億円の防潮堤造りますか、市長。お伺いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

防潮堤についてですけども、建設部のほうと調整を進めて検討してまいります。狩俣政作議員のご指摘も受け、早急に対話をしたいと思います。

◎狩俣政作君

先週から新聞報道で、市長が港湾課の処理は済んで、もうこの事業は前に進んでいるって言っていましたよね。後退していますよ、思いつ切り。事業費が28億円、もっとかかると思います、私は。今後、この状態でいくと、何よりも入札不調に終わった場合にこの供用開始が遅れる、これはあってはならないことです。

次に行きます。エコアイランド構想についてです。1番、省エネ家電製品買換促進補助金交付事業ですけども、制度設計について何うと通告しましたけども、同僚議員が多くの質問をしております。角度を変えて質問します。富浜靖雄議員の事業途中で制度設計の変更をしたのという質問に、制度設計の変更ではなくて要綱の変更で、消費電力が下がらない、市民に分かりづらいなどのいろんな問題があったので、8月14日に急遽要綱を変更したと答弁しておりました。要は最初の制度設計の段階でそういったいろんな見落としがあったから様々な問題が起きて、それに対応するために要綱を変更したと私は思うんですけども、突然の8月14日の打ち切りになったと思いますけども、そうではないですか。

◎企画政策部長（久貝順一君）

この制度設計についてということと、急な打ち切りになったという件です。今回の事業の根底としましては、エネルギー自給率の向上のための省エネアクションの実施と啓発があります。市民による省エネアクションは、大きく分けて2種類あると考えておりますが、1つ目が家電には耐用年数があるので、適切な時期に家電を交換すること。2つ目は、不必要な電気を消したり、家電を適切に取り扱うなど人の節電行為によるものであります。今回の家電の買換えによる省エネアクションの実践の動機づけとしまして、併せて昨今のエネルギー高騰の対応としまして、コロナ交付金を活用して本市が取り組んでいるゼロカーボ

ンシティを目指すため、補助金交付事業を行ったところです。狩俣政作議員ご指摘の部分で伝わりづらい要綱の解釈があったということで、より分かりやすく要綱の改正をしたところです。8月14日の打ち切りに関しては、昨日の富浜靖雄議員のほうにもお答えしたんですけども、初回の受付時の反響が大きかったこともありまして現予算で対応できるのかという部分があって、大手の家電事業者の協力を得て出荷状況のヒアリングをしたところ、8月14日、13日の時点なんですけども、達している可能性があるかと推測されたことから、急遽8月14日に一旦打ち切りという形をしました。これは、ある程度購入期間の猶予を設けてしまいますと、また購入に殺到する方がいたりもするので、そうなった場合にさらにまた予算が超過する可能性もあるということもありましたので、急遽8月14日に打ち切りという形にしたところです。

◎狩俣政作君

その部分が多分私の中では制度設計がおかしいと思うんです。

では、今後のスケジュールですけども、現在何人ほどが申請しているか伺います。

◎企画政策部長（久貝順一君）

現在、第2回の省エネ家電製品買換促進補助金申請の受付を9月11日から今週の金曜日、9月29日までの期間で行っております。1回目が196件、現在進めておりますもので9月22日、先週の金曜日現在なんですけども、710件のトータルで906件となっております。

◎狩俣政作君

では、まだ受理件数は分からないですよ、途中なんです。実際900件ぐらいいくと、今の段階で。もっとこれ増えますよね、今後まだまだ申請を受け付けますから。私が心配するのは受理されて、800人を想定してつくったこの予算5,600万円。でも、800人を超えても受理された件数というのがあるのであれば、多分当初の予算を大きく超えるのではないかなという心配はしております。この当初の予算額を超えた場合はどう対応しますか、お伺いします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

当初の予算を超えた場合の対応ということです。現在、第2回の省エネ家電製品買換促進補助金申請を受け付けているところです。今月末頃には申請の見込額が明らかになりますので、現予算と照らし合わせながら今後対応していきたいと考えております。

◎狩俣政作君

企画政策部長、私のところに多くの相談があります。この方たちは、申請できなかった方なんです。今後第2弾はあるかと、またその次の機会にこういった省エネ家電製品買換促進補助金みたいなものがあるかという話があります。仮にあるとすれば、様々な自治体のこの取組を見てほしいと思います。那覇市がとて私はいいなと思うんです。那覇市は、同じ省エネ家電でもクーラーに限定しています。65歳以上の方がいる家庭、非課税関係ないんです、課税でもいいんです、に対して3万円支給する。500人抽せんという。いいですよ、殺到もしないし、抽せんなので。そういった感じで単純にやったほうがより平等かなって、早い時間に来て並んだ者が申請できて、おじい、おばあは行けなくて、買換えなので、クーラー持っていない人が申請できない。那覇市は違います。買換えでありませぬ。クーラー購入費としてやっています。そういった感じでやってほしいなと要望して、質問終わります。

次に行きます。2番の来間島での実証事業です。今後のスケジュールについて伺いますけども、この事

業は令和4年から始まって、来間島マイクログリッドとって停電しても蓄電池で電力を供給するという実験を行っています。昨年の実証実験で強制的に停電させて2時間ほど蓄電池から電力を供給したと思います。最大で何世帯に電力を供給できますか。

◎企画政策部長（久貝順一君）

来間島北部にあるリゾートホテルを除く全世帯と、また一部事業所ありますので、その全世帯の約90世帯ぐらいですか、となっております。

◎狩俣政作君

今年の8月に台風が来て停電したと聞きました。その際に蓄電池からの電力供給はありませんでした。そのことを担当職員に聞くと、このスイッチを入れる専門職員が宮古島にはいないと。実証実験なので、台風の停電時に電力を供給するということではありませんよと言われましたけども、これは沖縄電力とネクシステムズと宮古島未来エネルギーと宮古島市の4者のコンソーシアムですよ。こういう事業なんです。なので、ちゃんと実証実験するのであれば、台風のとときに実際に専門職員がいて、本当に停電しました。はい、今スイッチを入れますというのが実証実験だと思うんです。ではないと、来間島の人にとって何の恩恵もないではないですか、台風以外の天気の日にも停電して、電気ついたら。なので、そういったことを今後できるかお伺いします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

マイクログリッドの発動には来間島島内の送電経路に事故がないことが条件となるため、電線等に飛来物がかかったり、故障があると活動できない可能性があります。また、災害時にも一部の人的作業を要することから、発動までに時間がかかることとなっております。台風時は沖縄電力の体制上、沖縄本島からの職員派遣となります。来間大橋の閉鎖前から台風通過後の電力の安定供給が確認できるまで常駐し、対応しているところです。ですが、8月の台風に関しましては、当初は沖縄本島に直撃して、宮古島はかすめる程度の予報ということでしたが、直前に進路予想が大きく変わり、宮古島も長期間暴風雨にさらされる予報となったため、急遽宮古島への事前渡航を検討しましたが、既に航空機が欠航となっており、要員が事前に渡航することができず、派遣を断念していると伺っております。今回の件も含めて、本実証を通じて見えてくる離島における電力の安定供給の課題を制度的、または技術的に解決する取組を行ってまいりたいと考えております。

◎狩俣政作君

ぜひよろしく申し上げます。実は十数年前にも同じような実証実験が行われて、そのときの蓄電池が2台残っています。話を聞くと、これはもう使われていない、壊れていると。壊れていて、直すのに何百万円かかると。しかし、その1台の蓄電量は100キロワット、普通のEV車と同じぐらいです。直すのももったいない。でも、これずっと置きっ放しではまずいと思うんですけども、これ今後どのような使用というか、どうするんですか、お伺いします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

実際、県が宮古島市に委託をした事業が平成23年から平成27年の期間で行われていたものと思っております。現在、蓄電池が2機あって故障しているというふう聞いております。今後の活用について、まず県と調整しながら、もしこれを修繕等して使うのか、また撤去するのかという部分に関しては県と協議を

して、もし撤去するのであれば早急な撤去を申し入れたいと考えております。

◎狩俣政作君

よろしく申し上げます。

次に行きます。市長の施政方針についてですけども、体育館建設です。ちょっと時間がないので、はしょって言いますけども、基本設計の概要はもう同僚議員の質問で大体分かりました。地下駐車場は地下避難施設を兼ねるという認識なんですけど、これ地下駐車場に避難に来る人は歩いてこないですよ。車で来ますよね。車で来て、その車どこに置いて避難するのかなって思ったときに、駐車場ではないほうがいいなって私は思うんです。できればもっと体育館の躯体より地下施設を大きく造っていただいて、卓球専門コートとか畳部屋の武道場とか休憩所、ふだん市民が来れるように何かお子さんの遊戯施設とか、売店があってもいいのかなって。だって、ライブとかもするし、大会もあるときに、周りに何もありません、お店が。そういった部分では地下施設をそういうふうを利用して、何かあったら避難所にできるという認識のほうが良いと思いますけども、見解をお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

地下の一時避難施設を駐車場以外に使用できないかということですが、駐車場としての利用するメリットとしましては、同一建物内であることから雨天時に利用しやすいこと、また高齢者、障害等がある多様な方々にも利用しやすい施設となっていることがありますので、本施設をご利用しやすい環境を整えてまいります。

また、避難時の地下駐車場を別の施設にできないかということですが、緊急時に避難施設へ車で移動される場合は陸上競技場などの近隣の駐車場を利用していただければと考えております。

◎狩俣政作君

質問をちょっと残してしまったんですけど、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（上地廣敏君）

これで狩俣政作君の質問は終了しました。

◎山下 誠君

早速、では始めさせていただきます。

まず、法定外目的税についてお伺いします。観光商工スポーツ部長、宿泊税の導入に向けた進捗状況をお聞かせください。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

法定外目的税の導入に向けた進捗状況でございます。宿泊税導入に向けての進捗状況でございますが、まず本年7月に宮古島市法定外目的税庁内検討委員会を開催し、作業部会の設置を決定しております。8月には本市の宿泊税の進捗状況の報告等に対して県との意見交換会を実施しております。また、今月の26日、明日でございますが、県と法定外目的税の導入を検討している市町村との意見交換会を予定しているところでございます。今後はより具体的な議論を行うため、10月に作業部会を開催するべく準備を進めているところでございます。

◎山下 誠君

観光商工スポーツ部長、6月定例会のときに県内で同じように法定外目的税を導入しようとしている自

治体との連携をしていきたいということだったんですけれども、その連携について、今、他の自治体との話し合い、どんな話し合いが進んでいるかお答えください。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

他の市町村との連携でございます。まず、宿泊税の導入に際しましては、総務省の同意を得るために県と市町村の合意形成が必要となることから、県とも併せて導入に向けて意見交換会をしているところでございます。現在、他の市町村とお互いの進捗状況の共有、また用途について、県との配分等について意見を交わしているところでございます。

◎山下 誠君

観光商工スポーツ部長、一応おさらいでお伺いしますけれども、今の宿泊税を導入した場合の宮古島市における税収をどの程度を見込んでいるか、お願いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

税収の見込額、試算額でございますが、宿泊税の税収試算額は令和4年度の数値で試算しているところでございます。その場合、約2.1億円程度となっております。試算方法についてですが、空路観光客数に平均宿泊日数の数値に原案の税率ポトム額であります200円を掛けて算出してございまして、その金額の半分は県税となる想定で最後に2分の1を乗じているところでございます。

◎山下 誠君

観光商工スポーツ部長、その税額の半分以上を県税となると想定をしているという答弁がありましたけれども、税額については福岡県と福岡市が大分対立されて、税額をめぐる裁判まで起こしたのかな、あったと思うんですけど、5対5がいいのか、それとも宮古島市のほうが取るべきではないかと、私なんかそっちのほうがいいと思うんですけど、この辺県との調整の中で税額について5対5ではなくて、7対3なり6対4なり、やはり税の徴収事務を行うのは宮古島市ですので、そこら辺はしっかりしたほうがいいと思うんですけども、観光商工スポーツ部長のお考えはいかがですか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

税率の県との案分についてでございます。県に対しましては、現在の案であります5対5では市のほうとしても納得いたしかねるところは伝えているところでございますので、県内、他の5市町村と協議しているところでございますので、そこら辺と意見交換をしながら先行している自治体、他県の状況等も参考にしながら県との話し合いは随時進めてまいりたいと考えております。

◎山下 誠君

副市長、お伺いしたいんですけども、この税額については福岡市の場合、多分、福岡県税が50円、福岡市が150円だったと思うんですけど、やはり徴収事務をやるということはそれぐらいのこちらに実入りがあってもいいだろうと考えますけども、長く県行政におられた副市長の立場から県との今後の交渉について、副市長の考えも含めてご答弁ください。

◎副市長（嘉数 登君）

配分についてどう考えるかということだと思いますけども、まず県の場合、広域行政を担当しておりますので、仮にその宿泊税を財源として事業をする場合にも、やはり共通課題というようなところがメインになるのかなというふうに思っております。一方、市の場合、市独自の課題といたしますか、そういったと

ころに財源として活用していくことが一つ考えられますので、そういったところから考えていきますと、単にその徴収事務が市のほうにあるからということではなくて、その財源を活用してどういう目的の事業をやっていくかという観点から考えていきますと、やはりこれは市として主張していくべきだというふうに考えておりますし、私としてもそういった他県の事例等も踏まえて県のほうにはしっかりと求めていきたいというふうに考えております。いずれにしましても、今その財源論だけが先行しているような印象を受けますけれども、その財源を活用して宮古島市の持続可能な観光振興のためにどういった分野の事業に充てていくのか。それから、コロナ禍においてはこの宿泊税の導入に関しましては、特にホテル、宿泊業の方々からは早急な、拙速な判断は避けてほしいというような慎重な意見もあったというふうに思っております。行政間の調整というのも必要になるかと思っておりますけれども、宮古島市におけるそういった宿泊業を営まれている団体の方々ともしっかりと意見交換しまして、導入されたらどういった事業に充てていきたい、どういうアイデアがあるかということについてもしっかりと調整していく必要があるというふうに考えております。

◎山下 誠君

導入時期についてなんですけれども、6月定例会においては観光商工スポーツ部長のほうから令和6年度、2024年度に導入していきたい、その方向性には変わりはないというご答弁だったんですけれども、現状を踏まえると令和6年度、来年ですよね。来年の4月からスタートするというのは極めて難しいスケジュール感になってくるとお思いますけれども、もうその方向は見直すということによろしいですか。少しずれ込むという考え方でよろしいでしょうか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

今後のスケジュールという部分でございますが、6月定例会では令和6年度中の導入を目指したいというような答弁をさせていただいたところでございます。これまでも令和6年度導入に向けて進めてまいりましたが、6月定例会終了後、7月以降から沖縄県や他市町村にも宿泊税導入に向けて活発化した動きが見られるようになりました。また、導入に際しまして総務省の同意を得るためには県と市町村の合意形成が必要となるため、十分に意見交換会を実施して他市町村と連携しながら丁寧に進めていく必要があると認識しております。令和6年度への導入につきましては、県や他市町村の意見交換の回数が増えていく中でスケジュール的には厳しいのかなという認識でございます。今後、令和6年度中での議会への条例案の提案を目指して進めてまいりたいというふうに考えております。

◎山下 誠君

この宿泊税については沖縄県も検討しておられるので、二重課税という状況が起きると思います。その際やはり県と連携しながらも、宮古島市が取る部分はしっかりと取っていただいて導入を進めていただきたいので、じっくりやっていただきたいなと思います。よろしく申し上げます。

続いて、公共施設についてお伺いします。公共施設等総合管理計画についてですけれども、現状について、今の公共施設の件数と総面積、床面積の明示をお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

公共施設の現状について、施設件数と総面積についてお答えをいたします。

平成28年度策定の公共施設等総合管理計画に掲載してあります施設件数は307件、総面積は約47万

2,000平方メートルとなっております。平成29年度から令和4年度までの6年間で解体や譲渡で削減した施設が12件、現在把握しております建て替えや新設で増えた施設が10件となっております。したがって、令和4年度末の施設件数は305件、総面積は約49万7,000平方メートルとなっております。

◎山下 誠君

施設件数自体は減ってはいるんだけど、床面積自体は伸びているということです。平成28年当初ですか、この計画ができたときなんだけど、市民1人あたりに換算した床面積が8.7平方メートルだったかな、これ全国市町村に比べて大分高いというふうな指摘だったんですけども、現状の1人あたりの床面積ってどうなっていますか。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午前11時13分）

再開します。

（再開＝午前11時13分）

◎総務部長（與那覇勝重君）

今、1人あたりの現在の平方メートルというのは算定してございませんので、確認して後でお知らせしたいというふうに思います。

◎山下 誠君

総務部長、令和4年度における公共施設の維持管理費用、ここは多分イの部分、維持管理に係る光熱水費に当たると思うんですけども、お答えください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

令和4年度における維持管理費についてお答えいたします。

令和4年度における維持管理費のうち基幹水利施設、クリーンセンター等の施設運転にかかる分も含めた宮古島市全体の光熱水費は約8億3,300万円となっております。

◎山下 誠君

同様に、修繕費にどれぐらい投じられたかお答えください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

修繕費についてお答えをいたします。

修繕費につきましては複数の費目にまたがるため、維持補修費でお答えをしたいと思います。令和4年度における施設の維持補修費は約3億5,407万円となっております。

◎山下 誠君

総務部長、そうすると老朽化比率についてなんですけれども、計画ができた平成28年当時は全体の26%に当たる78件の施設が60%以上の老朽化比率で更新検討施設とされていますが、現在の老朽化率どのようになっていますか、お答えください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

現在の老朽化比率についてお答えいたします。

平成28年度策定の公共施設等総合管理計画においての施設老朽化率は60%以上の更新検討施設が全体の

25.7%を占め、それ以外は維持管理施設となっております。更新検討施設につきましては、60%以上の更新検討施設が78件となっております。令和4年度までに解体、譲渡した更新検討施設を差し引きますと合計69件が対象となります。しかしながら、老朽化比率40%から60%の施設が90件あることから、計画策定時の平成28年度より若干件数は増加しているものと思われます。同計画につきましては、今年度で見直しを行う予定ですので、その際に再度算出をしてお示ししていきたいというふうに考えております。

◎山下 誠君

総務部長、施設更新投資額についてなんですけど、当時の計画では年間平均37億円投資が必要になると書かれていて、財務シミュレーション上は2022年、これはもう去年だけでも、去年の段階で不足に陥ることが書かれていますけれども、現状の財政上の投資額、これは問題ないのかどうか、お答えください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

投資額についてお答えをいたします。

同計画につきましては、平成28年度の策定以降見直しがされておらず、必要更新投資額についても算出がされておられません。同計画は、今年度見直しを行う予定でございますので、その際に再度算出をしていきたいと思っております。今後、余剰施設の廃止や適時適正な維持管理により維持すべき施設の長寿命化を図るなど、市の財政規模に合った施設運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

◎山下 誠君

総務部長、るる聞いてきましたけれども、この計画を読むと、とてもいい計画書だなと思って読みました。このマネジメントのどこなんですけど、今皆さんがおつくりになったこのマネジメントに沿ったいわゆる公共施設の管理ができていますのかどうかというところを聞きたかったんです、最終的に。現状を見る限り、ちょっと難しい状況が起きているのではないかなと考えていますけれども、当局の考え方としてこの計画に沿った運営ができていますのかどうか、今のご見解をお示ください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

運用計画に示すマネジメントについての見解ということでお答えしたいと思います。

公共施設マネジメントの取組としましては、次の世代に大きな負担を残さないために、長期的な視点から計画的、効率的に公共施設マネジメントを推進していく必要があることから、公共建築物とインフラ資産それぞれに対し、基本原則を設定して公共施設等総合管理計画と個別施設計画が策定されております。両計画に基づき施設の長寿命化、統合、整理を進めているところであり、今後も施設保有量の縮減を図りながら、維持管理費の抑制に努めてまいりたいと思っております。計画の進捗状況につきましては、計画どおりに進んでいない施設、当初計画から変更になっている施設もございますので、その辺も含めて今年度同計画の見直しを行って、しっかりと計画を進めてまいりたいというふうに考えております。

◎山下 誠君

総務部長、数値目標というのもあって、これも極めて分かりやすい数値目標が設定されていて、2017年からの20年間で床面積16%縮減って明確にうたわれていますよね。ところが、今この計画ができて7年、8年ですか、逆に増えているという現状があって、そのマネジメントの計画の中には新規の投資は原則としては行わないというふうに書かれているんだけど、現実に照らすとどんどん新しい建物が建っていま

す。もちろんその必要性は加味しながら運営しなきゃいけないとは思うんだけど、どうもこの基本原則に従っていない現状がもう浮かび上がっていますので、ぜひともその見直しの際にはもっと現実に沿った計画にさせていただきたいなと、読めば読むほど今の宮古島市の運営はこれに合っていないなと思いますので、そこら辺しっかりと進めていただきたいなと思います。

インフラ資産等は別にして、やはりこれどんどん、どんどん更新設備が後の世代に引き継ぐ、ツケを回すだけなので、これ今しっかりやらないと本当に次の世代に迷惑ばかりかけるので、ぜひともここは、一般質問の初日に西里芳明議員が城辺トレーニングセンターのことを言っていましたけども、あれを建て替えるとなるとまた床面積も増えてきます。これ言ったら怒られるかもしれないけど、やはりもう廃止すべきものは廃止しながらやっていかないと、地域の住民の理解を得ながらです、もちろん。やっていかないと、これ本当に後の世代にツケを回すだけなので、そこら辺は毅然とした対応で進めていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

次に移ります。市総合体育館建設についてはもう多くの議員が聞いていますので、これは割愛します。

平良庁舎の利活用について進捗状況、お願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

平良庁舎の利活用の進捗状況についてお答えいたします。

平良庁舎利活用事業につきましては、6月定例会で関係条例を議決いただいた後、7月に実施方針の公表、8月15日に事業者募集要項を公表しているところでございます。現在、事業者の公募中ということでございます。本事業の参加申込期限を今年9月29日としまして、参加申込み後の最終的な企画提案書類の提出期限を10月13日として今進めているところでございます。

◎山下 誠君

では、平良庁舎の利活用、じっくりとしっかりと進めてください。よろしくをお願いします。

次が市公共物の無許可工事についてです。これ宮古島市議会議員が少なからず関わっているということで、あんまりしたくない質問なんだけど、さすがにやはり行政の運営に影響が出ているようなので、お伺いします。まず、この市公共物へのいわゆる不適切行為の影響についてどんな影響が出ているのか、出る可能性があるのかも含めてお答えください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

市公共物への無許可工事の影響についてお答えいたします。

農道の復旧工事により現場の状況が変更されたことは事実であり、災害査定にどのような影響が生じたかは確認できませんが、護岸の復旧工事のみに関しては現段階では大きな影響がないのではないかと考えております。今後、護岸工事を施工する際に影響の有無を確認するとともに、農道の埋め戻した部分については耐圧度試験の調査を検討しております。その調査を行った上で、どのような影響が及んでいるかというのを確認したいと考えております。

◎山下 誠君

農林水産部長、耐圧度調査について、私、工事のことはよく分からないけど、要はちゃんと耐震性があるかどうかを調べるという調査ですよ。それは当然費用がかかると思うんで、その費用はどうするんですか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

調査費用についてお答えいたします。

耐圧度調査とか工事の検証に要する費用と、あと剥ぎ取られたアスファルトを新たに舗装する費用につきましては、施工した業者に対し、請求を検討しております。また、調査を行った上で不適切な施工であるという結果が出た場合には施工された箇所を撤去し、原状回復する必要があるため、これらに要した費用なども併せて請求を行うことも想定しております。

◎山下 誠君

農林水産部長、影響についてなんですけども、あそこは宮古島市が、その農道ですか、そこは今、通行止めになっていますよね。もう解除したのかな。それをまずお答えください、解除したのかどうか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

現在も通行止めになっております。

◎山下 誠君

まだ通行止めをしているということですね。それで、この関わった議員が市の対応が遅かったから応急処置をしたんだというふうな主張をされているんだけど、この災害復旧事業は台風2号だったかな、6号だったかな。2号だったね。県内いろんなところで災害出たと思うんだけど、ほかの自治体と比べて遅かったかどうか、その査定の実施の時期とかも含めてどうだったかお答えください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

台風2号におきましては、県管理漁港の佐良浜漁港の浮桟橋も同じく被災しております。災害査定は県も9月7日、8日に受けておりますので、市の対応が極端に遅かったということはないと考えております。

（「5月に来たんだよ、台風は」の声あり）

◎山下 誠君

その影響なんですけど、やはりどのみち、その議員がおっしゃっているような応急処置をしたのはもう遅いからだということを言っているでしょう。でも、結果として通行止めも解除されていなくて、またあそこにお金がかさらにかかるといふことを考えると、今回の行為についてはいただけないなと個人的には思っています。一応、嘆願書の話が誰かの質問のときにあったと思うんですけども、そのときに嘆願書は宮古島市には出ていないとおっしゃっていましたよね。それをおっしゃっていて、だけどその議員には嘆願書が出ているということは聞いている以上、嘆願書を受けてやったんだったらこれは個人の行動ではなく、議員としての活動も加わるのではないかなとは思っています、私自身は。ただ、これは今後じっくり検証しながらやっていく必要もあるし、本人の名誉もありますので、そこは守りながらもやっていくけれども、公共施設に対してああいうふうは無許可で手をつけるというのはやはりやってはいけない行為かなと、ここの所見は述べておきます。

それで、当局の今後の対応ですけど、これも他の議員の質問に答えていたと思うけど、法的な措置も含めて検討していくということだったんだけど、どんな法的なあれで訴えていくのか答弁ください。

◎副市長（嘉数 登君）

どういった観点から法的な対応を取るかというご質問かと思っておりますけども、現在、弁護士とも調整しておりますので、この場においてその調整の中身については控えさせていただきたいというふうに考えてお

ります。

◎山下 誠君

そうですね。そこについてはしっかりと毅然と対応してください、当局は当局なりに対応があると思いますので、やってほしいなと思います。今回は、もう議員としての活動なのか、個人としての活動なのか分からない部分が結構あって、少し我々議会としてもどう対処していいのかというのが難しい側面が多々あると思います。一応この議員のことに關しては、正直どちらかというところと尊敬できる先輩かなとは思っていて、決断力であったり、スピード感であったり、物事の進め方に関しては、大分本当に評価している部分は高く見習いたい部分だなと思っているんですけど、今回は駄目だと。今回はスピード違反であって、やはりこういうことをやってしまうと、市民に対して議会何しているのというふうになってしまいますので、これについてはやはり、先輩、それはスピード違反ですよというところは言いきながら我々議員もやっていきたいと思いますので、皆さん、当局としては毅然と対応してください。よろしくお願ひします。

次に、ちょっと飛ばして、家庭ごみの収集業務についてお伺ひします。これは環境衛生局長、6月の段階で厳しいと言われて、絶望感に打ちひしがれて議会を終えましたけれども、やはりこれは先ほど狩俣政作議員が環境行政を思う気持ちに賛同します。それで、宮古島市の広報誌に家庭から出た燃えるごみの約60%以上が古紙になりますというふうな書かれ方をされていて、その多くは新聞とか雑誌とか段ボールというふうに書かれているんですけども、その多くがリサイクル資源になるというような書かれ方もしていて、やはりこのごみはリサイクル資源になりますよとか、古紙はごみとは違いますよということをもっと分かりやすくおじいちゃん、おばあちゃんにも伝えていただけると、とてもごみの減量化にもつながっていくし、資源化にもつながっていくかなと思うんです。そういう意味でもう一度、私が一度示したごみパンフレット、似たようなものでも構わないので、できないかどうか、再度ご答弁お願ひします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

ごみ収集を担当いたします衛生施設課ではごみ分別の早見表、五十音順にごみの品目を調べられる早見表を作成しているところです。少し見にくいと思うんですが、このように今作っておりますので、これが作成次第、各家庭にも届くように作業を進めていますが、その前にこれができる時点で宮古島市のホームページに掲載する予定で作業を進めております。

◎山下 誠君

ごみ早見表ということでしたけれども、それは私が言った、このごみはこのごみですよという、この日に捨てますよということが分かる資料になっているんですね。では、それはぜひ進めていただいて、市ホームページに上げてから紙も配るという理解でよろしいですか。ありがとうございます。そのようにお進めください。よろしくお願ひします。

では戻って、行政サービスについて、庁舎窓口の拡充についてですが、これは1つ相談がありまして盛り込ませていただきましたけれども、外国人が住みやすい住環境の整備についてということでございます。外国人も多く住まわれていると思うんですけれども、各種手続等、日本語に不慣れな外国人の皆様が市役所に来たときに対応できる部署は今現在どちらなのかお伺ひします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

まず、本市におきましては、ご質問のような対応を一元的に行う部署は今のところはございません。

◎山下 誠君

となると、各部署で対応しているということによろしいですか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

原則では部署ごとに対応しております。外国人も多数窓口に見えているというのも承知しているところではございますので、他市の事例を参考にしながら、宮古島市も翻訳機等々使えればそれも活用しながら内部で検討してみたいというふうに考えております。

◎山下 誠君

総務部長、聞くところによるとやはりここだよ、あそこだよって言って、言葉は悪いけど、たらい回しにされてしまったというようなご意見もありまして、詳しくは分からないけれども、やはりぱっと行ってすぐ相談できる、外国語がいつでも通じてという、そういう窓口が欲しいという相談でした。それで、那覇市にそういう外国人の方が来たときに対応できる窓口があるというふうにお伺いしていますので、ぜひとも那覇市のことも調べながら、丁寧な対応を心がけていただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、更生保護施策についてでありますけれども、経済的に困窮する若年者支援について、これは今年の3月だったと思うんですけども、宮古保護区保護司会、これ下地達男氏が会長しているところですけども、そこが宮古島市に同様の要請をしていると思うんですけども、若年者の方々が就業に必要な資格であったり、免許等であったりを取得する際に必要な渡航費であったり、そういうものの助成を考えられないかということなんですけども、当局の見解をよろしくお願ひします。

◎福祉部長（松堂英彦君）

山下誠議員ご質問の件につきましては、令和5年2月に宮古保護区保護司会からの要請がありました。要請の内容につきましては、犯罪を犯した者の再犯防止だけでなく、一般市民による犯罪の未然防止も必要であることから、特に生活困窮の若年者等に対し、就業に役立つ資格、免許等の取得費用の助成の検討が必要ではないかという内容でした。その事例として、他市で実施されている沖縄産業開発青年協会への入隊費用の補助が挙げられましたが、必要としている若者の数、要望については保護司会としても把握されていないということでした。本市におきましても生活困窮世帯の相談を受けておりますが、資格取得に関しての相談実績はございません。要請をいただいております費用の補助を導入するに当たり、どの程度必要とする者がいるのか、まずはニーズを把握する必要があると考えております。また、関係機関との意見交換を実施した上で、庁内において補助金の必要性含め調整を要すると考えており、まずは本事業の必要性について検討してまいりたいというふうに考えております。

◎山下 誠君

福祉部長、これ実際沖縄市とか、うるま市もだったかな、ごめんなさい、ほかの自治体が分かんないけど、これ費用が60万円ぐらいかかるということで、沖縄市の場合は全額補助もあれば半額補助もあっているいろいろやったりしているらしいです。だから、いろいろな自治体のものを調べてみて、宮古島からもやはり結構これ受けに行っている方いらっしゃるというふうに聞いていますので、まずその数字の把握していただいて、必要とあればやはりそこら辺手当てしなければなと思います。よろしくお願ひします。

次の省エネ家電製品買換促進補助金交付事業のことについては、もうこれも多くの議員が聞いていますので、割愛します。

次のスポーツ振興について、これは下地信広議員と共に何度も訴えていますけれども、クロスカントリー場の整備について、よろしくをお願いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

クロスカントリー場の整備についてでございます。クロスカントリー場の整備についてですが、今、山下誠議員からもご指摘ございましたように、6月定例会の下地信広議員のご質問にもお答えしたところでございますが、宮古島でキャンプを実施する実業団チームなどからクロスカントリー場の整備の要望があれば検討したいというふうを考えているところでございます。また、整備するに当たりましては、公共性や利活用頻度の見込み等も含めて費用対効果などを検証し、建設場所、活用する補助事業のメニューなど、これらに応じて所管する課と連携して整備することになるというふうを考えておりますが、今のところ整備についての、こういったキャンプなされるチームのほうから要望があるというふうには聞いておりませんので、今後こういった要望等を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

◎山下 誠君

要望があればどんどん応えていきたいということだけでも、一応そのプロのランナーの方々、よく宮古島に来て走っているそうなんです。陸上競技連盟の皆さんに聞くと、本当に最近世界陸上で走った田中選手とか、あの方なんかはしょっちゅう来てやっているらしいんですけども、やはりクロスカントリー場は欲しいというふうなことはおっしゃっていました。それで、学びの森が、あそこは一応クロスカントリー場みたいな位置づけで走っている方はいらっしゃるんですけど、やはり結構凸凹で狭くて、ちょっと危険があるので、できないということなんですけども、田中選手はそこを猛スピードで走って回っているわけで、そういうことを考えると、日本の宝なので、けがさせたらもう大変なので、やはり考えていただきたいなど。あと、陸上競技連盟の方々と話していると、中学駅伝とか高校駅伝とかを開催するときに、今もう交通規制が厳しくなって、1周道路を走っていったりでもうお客さんが見えないということを言っていて、やはり子供たちも、昔私らが走っていたところは城辺線を駅伝で走ったんです。そしたら、いろんな沿道の方が応援してくださって、やはりそれが励みにもなったし、応援の中で走るというのはとってもいいことだと思うんです。それで、陸上競技連盟の方が言っていたのが、例えば1周2キロぐらいのクロスカントリー場があれば、そこをぐるぐる、ぐるぐる回して駅伝させてあげるともう全部見えるでしょうということ言っていて、そのほうが子供たちにとってはいいのではないかと。しかも、クロスカントリー場だけではなくて一般の人がウォーキングする場所とか、そういうことも、ウォーキングはとっても人気がありますので、そういう複合的な利用の在り方をぜひ考えていただきたいなと思います。ただ、2キロの周回コースをつくるとなるとかなりの用地が必要になりますので、大変なことだとは思いますが、これは下地信広議員とともに今後も訴えてまいりますので、ぜひとも実現に向けて邁進していただきたいなと思っております。よろしくをお願いします。

続きまして、基幹作物の振興について。これは、一般質問初日の西里芳明議員の質問でもありましたけれども、私これはそういうことになるのかと、知らなかったんですけど、このインボイス制度の導入に伴って交付金の額の減額が生じてしまうというご答弁でしたね、農林水産部長。そういう答弁だったんです

けども、これ数を把握しているのかどうか分からないんだけども、農業所得1,000万円以上の方が一体宮古島にどれぐらいいるのかということというのはわかりますか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

すみません、把握しておりません。

◎山下 誠君

これは、私、本当に今回は西里芳明議員の質問で把握したんです、実はそんなことがあるんだなど。サトウキビの交付金が800円減額になると、今、1万六千四百円程度でしたっけ、だったと思うんだけど、大分減額になって、サトウキビを作れば作るほどマイナスになるということになってくると思うんだけども、これについて農家の皆さんから何か担当課に問合せとかは来たりしていますか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

現在のところ問合せはございません。

◎山下 誠君

農林水産部長、これは農家の皆さんも結構理解していない方ももしかしていらっしゃったりする可能性は高いかな。

◎農林水産部長（石川博幸君）

インボイス制度が10月から導入されますけども、農家の方々の多くが把握していないというふうを考えております。

◎山下 誠君

このインボイス制度、もう10月から始まるということで、特にこのサトウキビの交付金の減額については後々びっくりされる農家の方々もいらっしゃると思いますので、丁寧に説明のほうをよろしく願います。

続いて、交流都市行政についてであります。交流予算について、まず宮古島市にはどれぐらいの交流している都市があるのか、多分10ぐらいだったと思うんだけども、その数と、あとこの全体の予算額、交流都市に係る予算額どれぐらいあるのかお答えください。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

交流予算についてでございます。交流都市、友好都市、姉妹都市については正確を期するために再度確認させていただきたいと思いますので、後ほど答えさせていただきます。

宮古島市の交流関係予算でございますが、まず商工業振興事業補助金というのがございまして、商工業団体が実施する事業に対して交付する事業でございます。この事業ですが、本市の友好姉妹都市等で開催される物産展等へ参加し、本市の物産等を販売し、市の物産をPRしていく事業でございます。この事業で207万円、その他交流都市予算、これはその交流都市等に赴いて様々な交流イベント等に参加する予算でございますが、こちらが令和5年度で195万4,000円でございます。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午前11時46分）

再開します。

(再開＝午前11時47分)

◎山下 誠君

それでは、観光商工スポーツ部長、令和6年度、次年度の予算編成について、そのときにこの同額ほどを要求するのか、もっと増やす考えがあるのかどうかお聞かせください。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

次年度、令和6年度の予算要求の見込みについてでございます。まだ財政課のほうからは予算編成方針等示されていない状況でございますが、現在の交流関係に関しましては、引き続き姉妹、友好、交流都市と活発な交流ができるような体制で取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、財政課のほうの予算編成方針等が示されましたら、そちらのほうについては今後予算編成に向けて、予算要求に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

◎山下 誠君

観光商工スポーツ部長、これ何で取り上げたかという、最近、熊本県の山鹿市と友好都市を締結していますよね。それで、この山鹿市が宮古島市と交流したいという圧がとっても強くて、本当にもう何度も何度もいろんな人が来て交流をさせていただいているんですけども、宮古島市からも議会議員も行っているし、今度また議会運営委員会の皆さんが行かれるということで、とても活発な交流が今続いているんです。それで、山鹿市は予算どうしているのと聞いたら、彼らは宮古島市と交流するためだけの予算に280万円つけていると。このお金をそのまま民間の交流協議会に下ろして、彼らの旅費とか物販の運搬費とか、こういうのを全部やっているということなんです。それほど宮古島市と交流をしたがっている、あんまり何でか知らないけども、とにかく宮古島市が好きなんだということをおっしゃっていますので、これはぜひとも宮古島市もそこは手厚い予算で、宮古島と何か似ているではないですか、この歓迎、おもてなしなんかは。そこはやはり彼らと一生懸命交流していくという意味で、予算をしっかりとつけてほしいなと思っています。一応、民間の組織同士が今交流していて、それぞれこっちにも民間の組織があって、向こうにも民間の組織があって、もちろん官の交流もやっていますけども、民間の交流もすごく盛んなので、ぜひともここは考えていただきたいなと。あと、もちろんここだけではなくて、いろんな友好都市があって、積極的に前のめりで交流してくるところにはこちらからも行けばいいと思うけど、やはりどんどん交流しているんな彼らの持っているものを吸収して、宮古島市の行政運営にどんどん役立てていただければなと思いますので、ぜひともこれは副市長、市長、予算の倍増どころかそこら辺も考えていただいて、しっかり予算編成していただきたいなと思います。

1個飛ばしました、すみません。堆肥化事業について聞き漏れしていました。ごめんなさい。これは、市長の施政方針にある堆肥製造施設全域展開について、今の進捗状況をお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

堆肥化製造施設の進捗状況についてお答えいたします。

堆肥化製造施設について、市内全域の設置に先立ちまして、現在、狩俣自治会と施設設置に向けての調整を行っております。狩俣地区では自治会所有の字有地を所有していること、堆肥場設置予定地が集落からも離れており、堆肥製造に伴う臭いに対しても影響が少ないと考えられることや、狩俣自治会が主とな

り地域の協力体制が構築できると見込まれることから、他地区より先行し実施に向けて調整を行っているところでございます。

◎山下 誠君

農林水産部長、これは早ければ今年度からもうスタートできたりするんですか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

狩俣自治会と何らかの協定なりを結んで、早期の着工を目指していきたいと考えております。

◎山下 誠君

しっかり進めてください。

では、住環境の整備について、最後の質問です。空き家対策について、これ建設部長、6月定例会、6月定例会どころか私これもう何回も取り上げていると思うんだけど、空き家対策、具体的に何とか対策を打っていかねばいけないよってずっと訴えているんですけども、今考えていること、どこまで進んで考えているかお答えください。

◎建設部長（川平陽一君）

市の空き家対策につきましては、前回調査した空き家の追跡調査を現在行っております。空き家対策には、危険空き家の対策と空き家の有効活用の2面がありますので、これは全庁的に対応が必要となりますので、庁内委員会を開催し、空き家の状況などを確認し、今後の対応につきましてもこれから確認していきたいと考えております。また、今後、空き家の全島調査を行い、取り組んでまいります。

◎山下 誠君

建設部長、確認ですけども、庁内委員会を立ち上げて検討していきたいと聞いたんだけど、間違いありませんか。もしそうだとしたら、これいつ頃立ち上げるのかお聞かせください。

◎建設部長（川平陽一君）

これは、9月1日に空き家の対策庁内会議を開いております。この中で検討しております。

◎山下 誠君

では、6月からはちょっと進んでいるんですね。その中でいろんなところがやっている空き家新税とか、いろいろ最近は出てきているんだけど、そういうことも検討していくという理解でいいですよ。しっかり進めてください。これはもう早めに手を打ってください。よろしくお願いします。

それでは、5分か7分ほど、時間を残しましたけれども、一般質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（上地廣敏君）

山下誠君、観光商工スポーツ部長が答弁漏れあるということですから。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

申し訳ございません。宮古島市の姉妹都市、友好都市、交流都市、幾つあるのかというご質問にお答えしておりませんでした。12の都市と姉妹、友好、交流都市を締結しております。

◎議長（上地廣敏君）

これで山下誠君の質問は終了いたしました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

(休憩＝午前11時55分)

再開します。

(再開＝午後 1 時30分)

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎池城 健君

新政会の池城健です。一般質問の前に一言。実は今月の10日にマティダ市民劇場において室内楽のゆしみと題してプロの演奏家によるコンサートが開催されました。心癒やされる楽しいコンサートでした。企画、誘致した市教育委員会生涯学習振興課の職員の皆様に心から感謝いたします。その場でもう一つ心温まる情景がありました。障害者の方が車椅子で会場を訪れていたのですが、そこに市の担当職員が寄り添い車椅子の移動、車椅子から座席への移動と、しっかりとコンサートを最後までサポートしていました。会場内で遠くから見ていて、すばらしい心配りだなととても感動しました。この担当職員に心から称賛を送りたいと思います。

通告書に従い一般質問をさせていただきます。まず1、教育行政について、市内小中学校へのクーラーの設置について。昨年9月の定例会においてもクーラーの設置については質問しました。市教育委員会の努力のおかげで小学校6校の理科室と中学校2校の音楽室に追加設置されると聞いています。ありがとうございます。当該校の職員からもクーラーが設置されて安心して授業ができるとの喜びの声も届いております。ところが、まだクーラーの設置されていない教室やランチルームがあり、宮古島市内の一部の児童生徒は暑い中で授業を受けたり、給食を食べたりしていると聞いています。そこでお伺いします。宮古島市立幼稚園、小学校、中学校でクーラーの設置されていない教室やランチルームは幾つあるかお伺いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

今年度、特別教室につきましては小学校8教室、中学校が2教室において計13台のクーラーを設置しております。まだ設置されていない特別教室については小学校が40室、中学校が62室となっております。ランチルームにつきましては、狩俣小学校が未設置となっております。

◎池城 健君

小学校は42教室、中学校が62教室、そしてランチルームが1教室。今年の暑さは全国的に見ても非常に厳しいです。日本列島で年間真夏日日数が過去最多を記録する都市が増えています。宮古島地方気象台のリーフレットによると、宮古島の年平均気温はこの100年間で1.5度上昇しており、今後も上昇すると予想しております。今日、9月25日ですが、今日も32度近い気温になっています。このような劣悪な環境で児童生徒が授業を受けたり給食を食べたりしているのです。早急な対応が必要だと思うのですが、今後の設置予定についてお伺いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

お答えする前に、先ほど答弁の訂正なんですけど、設置されていない特別教室については小学校40室となります。

それでは、今後の設置予定についてお答えいたします。今後の設置予定としては、狩俣小学校ランチルームへのクーラー設置について、早急な設置へ向け財源確保に努めているところでございます。また、クーラー未設置の特別教室等につきましては、各学校で優先する教室は異なると思いますので、引き続き学校側と協議を行いながら、子供たちのよりよい教育環境整備に向けて取り組んでまいります。

◎池城 健君

市内の養護教諭に伺うと、5、6校時の授業を終えて体調不良を訴えてくる児童生徒に聞くと、そのほとんどがクーラーのない教室の授業の後に体調不良だよということで保健室に来る児童生徒がいるということを知っています。教育部長、計画的に次年度何教室にクーラー設置ができるのか、具体的に分かっていたら教えてください。

◎教育部長（砂川 勤君）

財源、予算の関係上、具体的には申し上げられませんが、我々としては計画性を持って3年ないし5年以内で特別教室に設置できればという方向で昨年お話し、詰めたところでございます。

◎池城 健君

財政の話はよく分かるんですけど、小学校、中学校の5校時が始まるのがちょうど午後2時前後です。もうちょっとですね。この時間に子供たちはクーラーのない教室で30名、40名集まって授業をしているんです。一回この議場のクーラーを切って議会やってみませんか。どんなに大変なことか。または教育長、教育部長、財政当局も一緒に平良中学校の理科室か北小学校の理解室、ここもまだクーラー入っていないと聞いています。そこに午後2時から行って50分間座ってみたら分かると思います。これ3年ないし5年という悠長なものではないんです。子供たちの健康にも関わることなので、ぜひもっともっと財政当局としっかりと話を詰めて、できたら来年。必要ない教室に入れる必要はないです。今、現に授業に使っている教室にしっかりと学校側と連携を取りながら、早めのクーラーの設置をしていただきたい。もう一度答弁をお願いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

学校側と協議をしながら、優先順位をつけて早めに対応していきたいと思います。

◎池城 健君

財政当局も子供たちの健康に関わることなので、ぜひ最優先でよろしくをお願いします。

次に行きます。市内小中学校の廃棄物の処理についてです。今年3月の定例会で教育部長は、小中学校の廃棄物について、業者を選定したので今後回収していくと答弁しております。現状はどうなっているかお伺いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

市内小中学校の産業廃棄物処理業務につきましては、現在、旧伊良部小学校の処理に取り組んでいるところです。それ以外の小中学校においては処理を完了してございます。

◎池城 健君

宮古島市においては約5,000名の児童生徒が毎日学校に通って、1日10時間ほど学校で活動しています。必然的にごみは毎日出てきます。この廃棄物を今後も処理していくことが必要と思われませんが、今後の取組についてお伺いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

市内小中学校の廃棄物の処理につきましては、現在処理を終えた学校においても追加の産業廃棄物の処理についての問合せがあります。それについても今後も引き続き取り組んでまいりたいと思います。

◎池城 健君

この廃棄物は、学校がある間も必ず生じるんです。ですから、単年度の処理費用ではなくて、継続的に予算化して毎年しておかないと、また学校のほうに負担が行きますので、その辺の予算編成よろしくお願ひします。

それと、教育部長、下地茜議員の蛍光灯の処理についても今のところ学校に一時保管と言っていますが、実は学校で、この10年間ずっと一時保管されているんです、蛍光灯。ほとんど処理されていないんです。ですから、これいつまで一時保管するのか、いつだったらどういうふうな処理ができるのか、しっかりと計画を立てて対応をお願いします。よろしくお願ひします。

次に行きます。市内の公園の管理についてです。市内の都市公園の管理についてお伺ひします。トイレなどの建築物や遊具などの点検の頻度について伺ひます。

◎建設部長（川平陽一君）

市が管理する都市公園については、都市公園における遊具の安全に関する指針に基づき、年1度公園施設点検技師に依頼して点検を実施しております。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

観光商工スポーツ部のほうでは、観光地並びに公園等のほうの維持管理を行っているトイレにつきましては13の施設がございます。トイレ設備等の維持管理につきましては、委託契約を結んでおまして、毎月1回の定期点検と点検時に確認された軽微な修繕を緊急性及び優先度を考慮し修繕を行っているところでございます。清掃業務につきましては、6月から11月の期間は週5回を砂山、西平安名崎、池間大橋、新城海岸の4か所、それ以外の期間には週3回の清掃を行っているところです。伊良部地区のトイレにつきましては3月から11月の期間で週5回、それ以外の期間には週3回の頻度での清掃を行っているところです。そのほか前浜海浜広場、吉野海岸便利施設につきましては指定管理者が管理しておりますので、指定管理者との協定に基づき、利用者が快適に使用できるよう常に清掃を行うことと規定されておりますので、ほぼ毎日清掃を行っているところです。また、軽微な修繕につきましても指定管理者で対応しているところです。

◎池城 健君

私も盛加越公園とかカママ嶺公園が近いので、整備状況が気になって散歩のついでにトイレや遊具を見に行きます。私、子供が小さい頃よくこの2つの公園使っていたんですが、二、三十年前に比べて非常にきれいに管理されています。トイレはきれいに清掃されて、トイレトペーパーもしっかりと完備されている。二、三十年前、この両方のトイレは開けたらもう便器は壊れている、汚れている、とてもではないが使いたいと思えるような状況ではなかったんですが、今は市民が利用しやすい状況になって、管理する皆さん、市の皆さんの努力に感謝します。ところが、気になる点が2点ありました。1つは盛加越公園のベンチの横板、これが外れていて、4台ぐらいだったかな、4つ、5つ。しかも、外されてそのねじだけが刺さった状態、危険な状態になっていて、それが気になりました。もう一つがカママ嶺公園の展望施設、

ここに板のようなものを敷き詰めてあります。あれは、木ではなくてプラスチックか何かみたいなものです。あれがすごく反り返ってしまって、ねじが外れて、これ小さな子供を歩かせたらすぐ転んでしまうなという状態で気になっていました。改修予算がなくて放置しているのかなと思っているんですけども、この改修予算の執行状況についてお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

ご指摘どうもありがとうございます。池城健議員ご指摘のカママ嶺公園展望台の床板につきましては、公園施設長寿命化計画に基づき令和7年度の改修予定をしておりますが、池城健議員が指摘したとおり、現場を確認したところ、床板の継ぎ目のビスが劣化してめくれておりますので、応急処置として早急にビスの取替えを行います。また、盛加越公園のベンチにつきましては、今年度修繕予定をしておりますので、現在業者に見積りを依頼しているところでございます。見積りが提示され次第、修繕を行ってまいります。

◎池城 健君

このカママ嶺公園の展望施設は、2012年4月に供用開始されていますよね。そうすると、今年で11年目。非常に何か少し劣化するのが早過ぎるような気もするんですが、ですからこういう施設を造るときにその材料が、私は太陽熱で反り返っているのかなと思って、ごめんなさい、素人判断なんですけど、見てはいるんです。ですから、宮古島の気候に合った材料をしっかりと持って造ってもらわないと、市民に対して負担が来るのかなと思っています。よろしくお伺いします。

続いて、介護リフォームについてお伺いします。宮古島市においては、令和4年4月から償還払いのみから受領委任払いも活用できるようになりました、介護保険を活用した住宅改修についてですね。市内の高齢者から介護のためのリフォームがしやすくなったとの歓迎の声が聞こえてきています。そこでお伺いしますが、令和3年度と令和4年度の介護保険による住宅をリフォームした件数をお伺いします。

◎福祉部長（松堂英彦君）

令和3年度、令和4年度の介護保険によりリフォームをした件数についてです。介護保険では、要介護者及び要支援者が安全で健康的な日常生活を継続的することができることを目的として手すりの取付け、段差の解消、洋式便器等への取替えなど、一定の工事に対して住宅改修費が支給されます。ご質問の令和3年度、令和4年度の介護保険によりリフォームした件数についてですが、令和3年度が118件、令和4年度が135件となっております。

（「ちょっと休憩お願いします」の声あり）

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後1時47分）

再開します。

（再開＝午後1時47分）

◎池城 健君

そのうちにトイレのリフォームは何件ありましたか、お伺いします。

◎福祉部長（松堂英彦君）

令和4年度に施工したトイレのリフォームの件数をお答えいたします。

トイレ内に手すり等を設置した件数が73件、トイレ内の段差解消10件、トイレの扉等の改修が6件、トイレの便器の改修が12件、合計101件となっております。

◎池城 健君

宮古島には屋外にトイレのある家がまだかなりあります。この屋外トイレを屋内に移動した際の介護保険の活用は可能かお伺いします。

◎福祉部長（松堂英彦君）

ご質問の屋外トイレにおいて、非水洗便器から屋内の水洗洋式便器に取り替える場合、便器本体とともに水洗化に係る工事も行われると思いますが、当該工事のうち水洗化に係る費用相当額は保険給付の対象とならないとあり、便器のみ対象となります。ただ、浄化槽の設置ということであれば、環境衛生局のほうで国の補助メニューがありますので、ご相談いただければと思います。

◎池城 健君

これ便器のみというと、和式を洋式に替えるこの便器の値段だけということになりますか。このトイレ自体を設置する工事には介護保険は使えないということですか。

◎福祉部長（松堂英彦君）

水洗化に伴う例えば給排水工事などについては、介護保険の給付の対象とならないということになります。

◎池城 健君

消費者庁の平成27年4月から令和3年3月までの調査によると、65歳以上の高齢者の転倒事故は、その49%が住宅で発生しているそうです。そして、高齢者が介護が必要となった主な原因として、骨折、転倒は、認知症、脳卒中、高齢による衰弱に次いで4番目に多い数字となっています。つまり転倒がなければ介護状態になる確率が改善されるわけです。介護状態の方が屋外のトイレに行くのは非常に危険が伴うということです。私も調べましたが、厚生労働省の介護保険における住宅改修のリーフレットには、住宅改修の種類で6項目、手すりの取付け、段差の解消、滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、その他前各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修という項目があります。この屋外トイレの問題というのは私、沖縄県、宮古島独特の問題ではないかなと認識しています。多分この文言をつくった人は、東京のほうでつくったのではないのかなと。結構、宮古島でも屋外トイレがあって、困っているお年寄りたくさんいるんです。これ介護業者の方から聞きました、リフォーム業者の方から。このトイレの改修になかなかお金が、介護保険が使えないと、屋内に移動させるときにということで困っているので、何とかしてもらえないかという要望が来ています。トイレというのは、本人のプライバシーに大きく関わる場所です。できる限り排せつを自力で行える環境をつくるということは、大げさではなく人権を左右する問題だと思っています。ぜひ県や、これは宮古島市だけではなくて石垣市、そして県全体で連携して、そこにできるだけ介護保険が使えるような仕組みづくりができないですか。

◎福祉部長（松堂英彦君）

介護保険における住宅改修費支給制度につきましては、日本全国的な指針があり、屋外のトイレを屋内に移設する際の水洗化の部分につきましては、県も同様に介護給付に含まない方針であります。まずは、

県内11市の福祉事務所で構成されます沖縄県支部福祉業務連絡協議会の中でトイレの改修に係る保険適用について協議、意見交換してまいります。

◎池城 健君

副市長、県でも福祉行政かなり携わってきたとお伺いをしていますが、県全体としてのこの要望することは可能ですか。

◎副市長（嘉数 登君）

介護保険を使った補助内容の拡充ができないかというご趣旨の質問かと思っております。池城健議員ご指摘の点につきましては、先ほど宮古島地域においてははまだ屋外の、なおかつ水洗化されていないトイレもまだあるというようなお話もございました。人数等把握の上で介護保険の対象事業の拡充が可能であるかどうか、それから先ほど福祉部長の答弁にもありましたけども、他の事業を活用できる事例がないかどうかというようなことについて調査してまいりたいというふうに考えております。その上で、やはり宮古島地域というのは地下水の保全というところも大きなテーマだというふうに思っておりますので、この水洗化に当たっての工事の必要性等々を勘案して検討してまいりたいというふうに考えております。

◎池城 健君

屋外トイレを家の中に移したいという要望は、今後とも増えていくことが予想されます。ぜひ丁寧な対応をお願いしたいと思います。

次行きます。若年者への就業支援についてです。宮古島市においては、中学校を卒業して高校に行かない、行けない生徒が毎年約10名から15名います。この子たちの多くは、職業訓練もしないまま土木業や建築業の仕事に就いています。ところが、就業訓練もしていないので、なかなか長続きしない。就いて辞めて、就いて辞めて、そういう失敗を繰り返して、結局挫折感だけを持って成長していくような子供がかなりいるんです。ですから、そういう子供たちを生まないためにも若年層への支援プログラム、必要ではないかなと思います。先ほど山下誠議員の質問に対して、福祉部長はニーズを把握してと言っておりますが、毎年10名から15名の子供たちがそういった訓練もしないままそういう仕事に就いているということは認識していますか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

若年者の方がそういった訓練を受けないまま就職している実情について知っているかということですが、把握しておりません。

◎池城 健君

例えば中学校から県立高校行ったら、この授業料は県の事業で毎年もう無料です。月約1万円、3か年で36万円の授業料無料。宮古島市から大学への奨学金、月3万円、4か年で144万円が支給されるなど手厚い支援があります。ところが、中学校卒業して高校に行かない子供たちに対する支援が一切宮古島市には見えないんです。この子たちの自立をどういうふうに行政として助けていくかというのはとっても大切なことだと思うんです。先ほど山下誠議員からもありました、やんばるにある沖縄産業開発青年隊、5か月ここに行って寮に入れば11の資格が取れると。この施設で5か月間で資格を取ってきて、建築業の中で働いて自己実現を果たしている人もいますよというのは私も保護司会の皆さんから話を聞いています。これって非常にいいんです。先ほど話のあったうるま市や沖縄市は、これについて生活保護世帯、市民税非課

税世帯には全額支給、それ以外の世帯には18歳未満は全額、18歳以上は半額かな、というふうにして支援金を給付して子供たちの自立を助けているんです。宮古島でも可能かどうか、もう一度お願いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

宮古島でも先ほどの更生保護に関する部分での支援が可能かということにつきましてですが、ご質問の中では若年者への就業支援プログラムということでございましたので、そこら辺についてお答えいたしたいと思います。

宮古島市におきましては、中学校を卒業し、無資格のまま就職を余儀なくされている方に限定した就業支援プログラムはございませんが、本市は平成25年に沖縄労働局と宮古島市雇用対策協定を締結し、重点施策として若年者の就職促進、自立支援対策の推進や職業能力開発支援の推進等を掲げて連携した取組を行っているところでございます。また、ハローワーク宮古におきましても公的職業訓練を受講料無料で実施しており、中卒者でありましても受講が可能となっているところでございます。職務に必要な知識や技術を習得するための訓練を受けることができますので、市としてもこの協定に基づいて積極的な受講を支援していきたいというふうに考えております。

◎池城 健君

観光商工スポーツ部長、この支援事業についてどのような広報活動を行っていますか。つまりちゃんと必要な方々にそういう情報が届いているのかどうか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

この協定に基づいた周知活動ということにつきまして、市のほうで活動が足りなかったなというところは否めないところでございます。今後ハローワーク宮古などと、公的機関とその他関係機関と協力して積極的な受講を呼びかけるような体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

◎副市長（嘉数 登君）

この件について補足的に答弁をさせていただきます。

先ほど池城健議員から中学卒業後、就職しなければいけなかった生徒が10名から15名ほどいるというお話がございました。これは、もう就職しなければならぬ特別な事情があったというふうに推察されておりまして、こうした方々の将来にわたる生活設計を支援することは非常に重要だというふうに考えております。若年者の能力向上、キャリアアップといえますか、そういったものですか就業機会の拡大を図ることは、市としても大変重要であるというふうに考えておりまして、市としてもその対象者の把握に努めまして公的職業訓練の受講を、これ単に紹介するだけではなくて、市としても働きかけていきたいということと、それから市としても若年者の資格取得を支援する方策、これ例えば他県の自治体の事例を調べてみますと各自治体に合った、自治体の課題に沿ったような支援策というものも取られているようですので、そういったものも研究してまいりたい、そうした中で国や県とも連携していきたいというふうに考えております。

◎池城 健君

中学校を卒業して何の支援も得られないまま本当にあがいている若者がいます。ぜひ教育委員会からしっかりとその辺の情報も福祉関係、いろんなところに上げながら、順調に高校に行く子供たちはいいんです、そこで頑張れるから。そうではない子供たちの支援をどうするかというのをぜひ各部の壁を取っ払っ

て、この子たちに支援ができるような仕組みづくりをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

次に行きます。農道の無許可工事についてです。久松地区の農道の無許可工事について違法性はないのか、市当局の見解を伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

これまでも何名かの議員に答弁しておりますけれども、農道の無許可工事に関しては、違法性も含めて弁護士に相談しております。施工業者及び工事に対して、法的な対応も含め検討中でございます。また、農道の施工箇所について、耐圧度試験等の調査を検討しているところです。

◎池城 健君

これは、この施工業者が工事費を請求した場合、市は支払う責務があるのですか、伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

市は、工事に対して許可を与えておりませんし、契約等一切そういうものを結んでおりませんので、支払う必要はないと考えております。

◎池城 健君

8月28日の宮古テレビのニュースの中で、この議員が災害の復旧について、前政権では行政と相談してできていたが、なぜ現政権ではできないかとの発言があったとのニュースが流れています。このように市の許可や見積りもしないまま業者が工事をしてきたことがこれまでもあったんですか、お伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

過去に市の許可を得ずに施工した事例は確認できませんでした。また、応急工事が必要な場合ですけども、水産関係の公共施設等災害復旧マニュアルにおきまして、漁業活動に重大な支障を来す場合、民生安定上甚大な影響があると考えられる場合、または当該施設の増破のおそれ大きい場合は応急工事が可能というふうになっております。今回の工事は、それには当たらないと考えております。

◎池城 健君

最後に副市長は友利光徳議員に対する公私混同についての答弁、もう一度お聞かせください。

◎副市長（嘉数 登君）

公私混同についての質問についてお答えいたします。

まず、公私混同とは公のことと私ごとをきちんと区別せずに扱うこととされております。公務員や議会議員は公人になりまして、その立場にある方が私的な事情により公務に影響を及ぼすことは、これはあってはならないことだというふうに考えております。仮にその地域からの嘆願があったことをもってしても、公共物に無許可かつ公然と工事施工したことを正当化するものではなく、加えまして市からの事前中止要請があったことも考え合わせますと、公人たる議会議員として求められる行為からは逸脱しているのではないかと。それから、この件については報道を見た市民からも反響もありまして、今後の行政運営に与える影響が小さいとは考えられず、非常に残念であるというふうに考えております。

◎池城 健君

今後の宮古島市の公共工事の在り方にも関わってくると思います。ぜひしっかりした対応をお願いいたします。

次に行きます。宮古島市の水道水の処理についてですが、現在、宮古島市浄水場において、水質管理の

ためにどのような処理が行われているのかを伺います。

◎水道部長（兼島方昭君）

水質管理についてお答えします。

宮古島市の水道水は、各水源地から送られてきた地下水を浄水場にある硬度低減化施設にてカルシウムやマグネシウム等の硬度成分除去を行い、その後緩速ろ過池にて微生物処理後、次亜塩素酸ナトリウムの注入により塩素消毒を行った上で各家庭などへ給水となっております。

◎池城 健君

前の定例会のときに水道部長は、僅かな量ではあるけれども、水道水にも農薬に由来するものが混入されているという話がありましたが、塩素による塩素処理の仕方で混入した汚染物質を除去できますか。

◎水道部長（兼島方昭君）

農薬の成分については、塩素処理では除去できません。

◎池城 健君

僅かな量であってもこの汚染物質は、子供たちの口の中に直接水道水を通して行くわけです。水道部長は、量が少ないから大丈夫だと、国の基準以下だから大丈夫だというお話をなさっていましたが、これ大丈夫かどうかはあと50年後ではないと分からないんです。そのためにも今できるだけ安全、安心な水道水を、もう私たちはいいですよ、あと20年も生きないから。今の若い子供たちに安心、安全な水道水を供給する必要は私はあるかなと思っています。この水道水に混入した汚染物質を除去するために、高機能活性炭浄化と同等の高度浄水処理設備を設置することはできないかお伺いします。

◎水道部長（兼島方昭君）

私は、これまで測定された農薬濃度については基準値よりはるかに大きく下回っているということをおっしゃっていますが、そのことについて健康上には問題ないと考えております。それを踏まえて、本市が水源として地下水は極めて清浄であることから、高度浄水処理施設で除去するほどの物質はありませんので、導入の必要性は検討しておりません。しかしながら、今後何らかの原因により地下水汚染が進むようであれば、こういった施設の導入の検討が必要になることも考えられますが、いずれにしろ地下水の保全を第一として取り組んでいくことが大事であり、継続した水質の管理を行うことが大切であると考えております。

◎池城 健君

水道部長、今、混入しているのは非常に微量だから大丈夫だという、そういう科学的な知見はあるんですか、教えてください。

◎水道部長（兼島方昭君）

これは、目標値ということで答えたいと思います。一般的に国の定める目標値は、国の設置する内閣府食品安全委員会において、毒性及び残留性などの科学的見地から得られたADI、1日摂取許容量を基に算出されるものであることから、その辺りにより導き出された水質管理目標値の安全性については十分に担保されているものと考えているのが妥当であると考えています。

◎池城 健君

これは、水道水は飲み水として、そして御飯を炊いたり、みそ汁を作ったり、そういう中で私たちはも

う日常的に摂取します。こういうのも勘案された数字なんですか。

◎水道部長（兼島方昭君）

先ほど言いましたADIという数字ですけど、ADI、1日摂取許容量とは人が毎日一生涯食べ続けても健康に悪影響が出ないと考えられる量で、多くのネズミやウサギ、猫、犬など動物への実験の結果、健康に悪影響が出なかった無毒性量、長時間食べ続けた場合の影響や妊娠中の胎児への影響についても試験を実施した量に対し、動物と人間の差や、子供などの影響を受けやすい人とそうでない人との個人差を考慮して設定された安全係数、100分の1を乗じた値をADI、1日摂取許容量としており、その値を基に水道水質管理目標値は設定されております。

◎池城 健君

つまりこのADIというのは動物実験で確認して、それを人間に換算して大丈夫だろうという数字だというわけですね。ということは、人間は実際毎日飲み続けて、50年たないと本当のところは分からないということだと私は思っています。ですから、そのためにも、安全、安心な水を獲得するためにも、ぜひこの高度浄水処理設備についてはしっかりと部内で検討をお願いしたいと思います。

次に行きます。宮古島市未来創造センターの外灯設置についてです。宮古島市未来創造センターの夜間の活用実績についてお伺いします。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

今年4月から8月までの夜間の利用状況は、月平均で45室の利用となっております。

◎池城 健君

月平均45室というと1日2つ、例えば研修室や調理室を利用したという場合もあるわけですね。実は私、宮古島市未来創造センターはできて何年かな、5年くらいかな、多目的ホールは何度も利用しています。特に夜間も利用していますが、この研修室や調理室、実は先月、夜間初めて会合があって利用しました。そのときびっくりしました。駐車場から研修室や調理室真っ暗で、斜めのスロープを上っていくとき見えなくて、転ばないかなと怖かったんです。正面から入って車を止めて、入っていきこうとしたら、斜めの芝生があるんですけど、これさえも見えないような暗い状況だったので、これは転びそうだなとびっくりして、携帯電話を取り出してライトを照らして行ったんですけども、特にこの宮古島市未来創造センター、私もう週1回は図書館を利用します。多目的ホールもこういうふうにご利用する。非常に坂が多くて利用しづらいなと思っているんですが、この夜間の暗い中で、私が先月行った集まりも十何名の集まりだったんですけど、そのうちに私は下から2番目の若いほうでした。ということは、みんな高齢者が多いんです。そういう皆さんがこういう場所を夜暗い中歩いたとき、非常に、転んだりしないか大丈夫かなど。その周辺の外灯設置についてはどういう予定がありますか、お伺いします。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

外灯設置についてお答えします。

今年度、駐車場から調理棟と研修棟の間の通路に外灯設置を予定しております。全体的な外灯の増設については、既設の外灯が公民館の進入路及び利用者の駐車場に24基設置してありますので、明るさ等の調査を実施した上で取り組んでまいりたいと思います。

◎池城 健君

今年度という、生涯学習部長、具体的に何月頃というのが分かっていたら、ぜひ教えていただきたい。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

大変申し訳ないですが、何月頃というのはまだ把握しておりません。

◎池城 健君

この宮古島市未来創造センター、図書館、非常に新しい施設ができて私も喜びましたが、使ってみてすぐ非常に使い勝手が悪い。特に雨の日、横側の駐車場からスロープを上って図書館に行こうとすると滑ったりする。正面玄関から入るときも斜めになっていて非常に怖いです。そういった部分を大きな事故が起きる前にしっかりと調べて、この夜間外灯も含めて、少しでも市民に使い勝手のいいような対応をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

10分残りでしたが、以上をもちまして私の一般質問といたします。ありがとうございました。

◎議長（上地廣敏君）

これで池城健君の質問は終了しました。

◎新里 匠君

7番、新里匠でございます。通告に従いまして質問してまいります。よろしくお願いいたします。

質問に入る前に要望したいと思います。今、宮古空港周辺に宅地が増えまして、建築物が建ち、人が住んできております。その中で、やはり飛行機の騒音というものが結構耳につくというような市民からの声があります。やはり騒音問題は、その場所に昔から人が住んでいなくても、人がたくさん住んでくれば結構問題になってくるんだらうと思っております。今後、宮古空港の待機場所の拡充も進められていると認識しておりますから、ぜひ騒音調査のほうはやっていただきたいなと思っております。

もう一つ、これはまた住民のほうから要望があったんですけども、以前、一般質問で、前里光健議員も質問しておりますけれども、自衛隊の救難ヘリの誘致のほうを市長のほうに質問をして、どういう形で救難ヘリの誘致をやっていただけるというような答弁だったと思うので、ぜひ、今回質問に入れていないので、引き続き救難ヘリのほうをやっていただけると市民の安全、安心につながるのかなと思っております。

続いて、質問をしてまいります。今回1番目に農林水産行政についてというところで、農業委員の選任についてお伺いをいたします。①、農業委員候補者の決定について、この過程について質問してまいりたいと思うんですけども、まずこの法律とか規則がたくさんあって、聞いている方もあんまり分からないなというところだと思うので、そこら辺もやりながらいきたいと思っているんですけども、今回この農業委員会委員の任命についての同意案について、結構問題になっている部分の理由は、評価委員会の評価結果と同意案の候補者に相違があるというところだと思っております。評価委員会での評価結果を市長は変更する権限があるのか、そしてそのプロセスは正しかったのか、様々な議論がされておりますけれども、農業委員会委員の任命は議会の同意を得る必要があります。つまり議会の納得が必要だということで、農業委員会候補者選定等上程のプロセス、その他法律、条例、規則、施行令、要領、要綱などについて確認をさせていただきたいと思っております。

まず、この農業委員会委員の任命に関わって法関係を体系図で確認をしたいんですけども、見えるか分からないですけども、まずこの一番上の部分に農業委員会等に関する法律、これは委員の任命の部分

の第8条と第9条をもって委員の任命をうたっております。そして、それを補完するものとして農業委員会等に関する法律施行令、そして農業委員会等に関する法律施行規則、ここでは認定農業者に準ずるものを明示しております。先ほどの法律施行令のほうでは農業委員定数の基準を明示しております。そして、農業委員会等に関する法律、省令でうたわれている農業委員の定数を定める条例、これは委員の定数は農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積その他事情を考慮して政令で定める基準に従い条例で定めるところのものであって、次に農業委員の定数を定める条例があります。その条例に基づいて農業委員の選任に関する規則というものがあまして、それを運用するために選任規則の事務の手順、評価基準を明示した選任に関する事務処理要領があつて、募集したときに募集人数が募集の数を超えたときに評価委員会を設置するということになっておりますから、その要綱があるということです。まず、いろいろ7つぐらいの法律から条例から規則、要綱まであります。もう一つ、この市長の権限に属する事務の一部を農業委員会の会長に委任する規則というところが、この農業委員会等に関する法律のほぼ全体を委任するわけですから、そこを含んでいるということだと認識をして質問をしてみたい。まず、その条例とか規則とかあったんですけども、この条例、規則というのは何のためにつくられて運用されるか、答弁をいただきたいと思っております。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後2時28分）

再開します。

（再開＝午後2時29分）

◎総務部長（與那覇勝重君）

まず、一般的に国の法律等がございます。法律と国の施行規則等ございまして、その下で必要があれば市の条例を策定していくということになるかと思えます。その中で各部局におきまして、その部局の要綱なりを作成して、法令に基づいた運用をしていくということになると思えます。

◎新里 匠君

法令に基づいて行うためということですね。これは、地方行政においてその法律というのが結構アウトな、広義な部分があつて、それを補うといいますか、この行政の中ではこういうルールをつくって、こういうプロセスを経て行政運営をしていくという部分ではないかなと思っております。

もう一つ聞きたいんですけども、市長の仕事ということなんでありまして、この質問をしているのは市長の権限に属する事務の一部を農業委員会の会長に委任する規則というものがあまして、事務の一部をという文言がありますので、聞いているんですけども、事務の一部というと、事務のほかにもいろいろあるんですけども、大概是事務ということだと認識をしています。地方公共団体の……。休憩をお願いします。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後2時31分）

再開します。

(再開＝午後 2 時32分)

◎新里 匠君

その部分は忘れてしまったんで、前に進めたいと思っておるんですけども、市長はこの事務を管理するというのが主な仕事だということだと思っております。その事務の一部を農業委員会の会長に委任する規則があるわけです。個別に質問をしていきたいんですけども、農業委員会等に関する法律施行規則第5条第2項において、公共性及び透明性を確保するために策を講じなさいとあるんですけども、今回、市長が行った透明性を確保するために講じた措置とは何でしょうか。

◎副市長（嘉数 登君）

必要な措置ということにつきましては、せんだって市長からも答弁させていただきましたけれども、市長自ら考案した方法を取ればよいのですが、一般的には次のような方法があるということで、例えば推薦を受けた者及び募集に応募した者や推薦者の意見を聞くこと、それから前任の農業委員または推進委員の意見を聞くこと、パブリックコメントを行うこと、それから評価委員会、選定委員会を設けることということで、今回市長が行ったのは、事務処理の要領に従いまして選考作業をお願いしたという点と、これはいろんな方からの推薦もあろうかと思っております、そういった意見もいろいろ聞きながら最終的な決定をしたものであるというふうに考えております。

◎新里 匠君

副市長、そうですね。今回は評価委員会をつくって、それで透明性を出しているということだと理解をします。

次に、宮古島市の農業委員会の農業委員候補者委員構成要件についてなんですけれども、今回中立委員が変えられていると、1名から2名になっているんですけども、いつ変更されましたか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

評価委員会を開催したのが7月26日でございます。それを受けまして、8月1日に市長への報告がなされております。それを受けまして、8月の下旬頃だと記憶していますが、その頃、市長が決定されたというふうに考えております。

◎新里 匠君

今、市長が8月30日頃に決定をしたと言っておりますけれども、どの権限で市長は変更したのでしょうか。

◎副市長（嘉数 登君）

どの権限で決定したかという質問についてお答えいたします。

先ほど新里匠議員のほうからもこの問題に関する法律の立てつけ、整理の話がございました。繰り返しの答弁になりますけれども、まず農業委員の選任につきましては農業委員会等に関する法律第8条の規定に基づき、これは市町村長が議会の同意を得て任命することとなっております。まずこれが前提となります。一方で、地方自治法第180条の2の規定におきまして、この一部の権限を農業委員会の会長に委任することができるというふうになっておりまして、それに基づいて農業委員会会長は委任された一部の事務を執行しているということになるかと思っております。では、その委任された事務は何かといいますと、まず募集要項の作成、それから募集の実施、さらに応募者の義務履行調査、さらには評価委員会による評価及

び選考作業、そこで評価委員長から市長への評価順位と経過報告というところまでが一部委任された事務であるというふうに考えております。今回、選任に関しましても評価委員会から評価順位、結果報告を受け、市長が総合的に勘案して最終的な候補者を選任しておりまして、新里匠議員から質問のありました、どの権限に基づいてということからいきますと、農業委員会等に関する法律第8条の規定に基づきまして、市町村長が議会の同意を得て任命するということになっておりますので、総合的な評価をして最終的な決定をしているということになるかと思っております。

◎新里 匠君

これは法律の第8条、先ほど見せたんですけれども、一番上の部分の市長はその任命をすると、農業委員の任命をすると、議会の同意を得てというところでやっているんですけれども、この農業委員会の委員構成要件は当てはまらないのではないですか。これは、先ほど募集から選任に係る事務の一部を委任しているという話があったんですけれども、それはその事務の一部について、農業委員会の、要は第8条、第9条の部分についても一部を委任したという答弁でしょうか。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後2時39分）

再開します。

（再開＝午後2時41分）

◎副市長（嘉数 登君）

先ほども答弁させていただきました委任した事務の内容ということで、私、5点を挙げさせていただいております、募集要項の作成、募集の実施、さらには応募者の義務履行調査、さらには評価委員会による評価及び選考作業、評価委員会から市長への評価順位と経過報告という内容が委任された事務であると、その第8条、第9条に基づいて委任された一部の事務であるというふうに理解しております。

それから、我々の法律の文理解釈ですけども、全国農業委員会職員協議会というようなところからQ&Aというものが出ておりまして、その中であって、例えばその地区バランス等は、農業委員会の任命に当たってこれは市町村長が配慮すべき事項ですというような記載もございました。これを読むと、最終的に評価結果を受けて、最終的な候補者の決定というのは市長のほうに権限として依然として残っているのかなというふうに考えております。それから、例えば今回は応募者が定数をオーバーしてきたということから、評価委員会のほうに評価の作業をお願いしておりますけれども、ではその募集人員が定数の枠内に収まった場合どうするかというようなこともありまして、これは定数の枠内であっても評価委員会を開催すべきか否かということについては、これはもういずれにしてもその当該市町村に任されているということと、では仮に開いた場合について、その意見はどうかということについては、これについても参考とすべきというような記載もございましたので、せんだっても私文理解釈で評価委員会の結果を受けてというふうなことになっておりましたので、これは基づきというようなことではないので、最終的な判断は市長のほうに権限として依然としてあるというふうに理解しております。

◎新里 匠君

まず、この委任の部分について話しますけれども、市長の権限に属する事務の一部を農業委員会の会長

に委任する規則というものがあるんですけども、これ趣旨を読むと、第1条、この規則は地方自治法第180条の2の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を宮古島市農業委員会の会長に委任することについて必要な事項を定めるものとする。この部分で農業委員会の会長に対する事務の委任というものがあって、第2条、市長は次に掲げる市長の権限に属する事務を農業委員会の会長に委任すると書いてある部分で、これ(1)から(5)まであります。その中で(5)にこう書いてあります。農業委員会等に関する法律第8条及び第9条に規定する農業委員会の委員の任命に関することと書いてあるんです。ということは、これは市長はこの第8条と第9条に規定する農業委員会の委員の任命に関することを移譲しているんです。権限移譲しているんです。その一部をというようなことを副市長おっしゃいましたけれども、その最初に(1)、農地法に基づく事務のうちという部分があって、これアからセまであるんです。これが農地法に関する一部委任の記載だと思っております。ということは、(5)に書いてある農業委員に関する法律第8条及び第9条に規定する農業委員会の委員の任命に関することは農業委員会の会長に委任されているので、この法律第8条をもって委員構成要件を変えることはできません。なおかつ、この委員構成要件については事務処理要領の部分に書いてありまして、委員構成数については別紙5のとおりとするというふうなものがあるんで、これ何かというと、さっき見せた表の一番下のほうなんですけれども、農業委員の選任に関する事務処理要領の中でこれは令和5年7月12日に告示をされているんです。みんなにこの方法でやりますよ、宮古島市の皆さんというふうに公に出してある部分です。そこに記載してあるものが、選考基準という部分があって、第3、選考基準、1、評価項目及び採点基準等については法第8条各項に基づき別紙4の宮古島市農業委員候補者評価項目及び採点基準のとおりとすると。そして、委員の選考については、以下に記載された各項目全てを満たし、委員構成数について別紙5のとおりとするという部分で1から4、書かれております。先ほど副市長に、これは今回の透明性、公平性を保つためのものは何かというところで評価委員の設置という部分をおっしゃっていただきました。その1から4の部分というのがこの評価表になります。明示されております。例えば経歴、資格及び農業経営の状況等による評価項目だったり、応募の内容等による評価項目だったり、例えば女性とか地域バランス、若者等という部分があるんですけども、ちゃんと例えば経歴、資格及び農業経営の状況等の評価項目という部分で青年であるか否かと、その中で40歳未満、45歳未満、50歳未満という部分がある。そして、女性の部分、委員のうち少ない比率の性別に属しているかという部分で女性は10点、6人いて60点です。そういう評価はこれです。というものを告示をして、何人採るんだという部分についても別紙5で平良地区5名、城辺地区5名、下地地区2名、上野地区も2名、伊良部地区も2名、中立委員1名で合計17人と書いてあるんです。明記してあるんです。先ほど副市長は、農業委員会等に関する法律第8条においてこれは変えたんだと、要はこの規定をもってこれを変えたと言っておりますけれども、これはできないんです。これに要件として書いてあるわけです。告示もされています。先ほど何のために規則、条例をつくるんだという話をしましたけれども、この条例、規則を宮古島市に合わせて運用するためにルールづくりをしてやっているんですよね。選考の部分で一番今使われているのが選任に関する事務処理要領です。これに基づいて告示をされた要件項目を変えた。これが本当に許されることかと、正しいことかという部分をお聞きしたいと思います。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

(休憩＝午後 2 時51分)

再開します。

(再開＝午後 2 時52分)

◎副市長（嘉数 登君）

私は、その法律には抵触していないものというふうに考えております。といいますのも、法律の命を受けて当然その事務処理要領等々がつくられているわけですし、この権限自体は市長に依然として残っているというふうに考えております。それから、あくまでも事務処理要領は農業委員の選任に関する事務処理要領というふうになっておりまして、最終的には議会の同意を得て任命するわけですが、最終的な同意案というのは市長が権限に基づいて総合的に評価をして提出するものであるというふうに理解しております。

◎新里 匠君

であれば、この要領とか要綱、規則は要らないですね。何でこれつくったんですか。

◎副市長（嘉数 登君）

先ほど一部事務委任した事務は何かということで1から5までお答えさせていただきました。それから、我々もその事務を進めるに当たっては条文だけの文理解釈ではなくて、全国的にどういう取扱いがされているかというようなことについても全国農業委員会職員協議会というところのQ&Aというものを参考にさせていただいておりまして、その中でやはりさっきも事例として挙げましたけども、評価委員会の評価結果について参考とするというようなことも書かれておりましたので、そういったことも受けまして、やはり文理上もそうですし、そういった取扱いについても実際はその評価委員会の評価結果を受けて、あるいは参考としながら、最終的には市長が権限に基づいて決定しているというふうに理解しております。

◎新里 匠君

事務処理要領の中ではこれはできないことにはなっております。

では、別の観点から質問しますけれども、これ議案として、要は8月30日に市長は要件を変えたという話がありましたけれども、宮古島の議会において、この議案というものはもう紙の配付はありません。タブレットに送られてきます。これが正式な議案書プラス附属の資料ということだと思うんですけども、そちらはどうでしょうか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

すみません、私、8月30日とは申し上げていないです。8月の下旬頃というお話をさせていただいております。

今、ご指摘のとおり、9月6日に議案書を送付しておりますので、それが議会に送付した日付ということになります。

◎新里 匠君

議長、休憩をお願いします。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

(休憩＝午後 2 時56分)

再開します。

(再開＝午後 2 時56分)

◎新里 匠君

総務部長、では今、議員に送られてきている附属資料の令和 5 年 7 月 12 日告示の宮古島市農業委員会農業委員選任に関する事務処理要領、もちろんこれ要件なんかも入っているんですけども、現在どうなっていますか。各議員、休憩で確認をさせてもらってよろしいでしょうか。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

(休憩＝午後 2 時56分)

再開します。

(再開＝午後 2 時57分)

◎総務部長（與那覇勝重君）

要領は変更されていない、そのままということを確認しております。

◎新里 匠君

要領は変えていない。とすると、先ほど私が言った選考基準の中の委員構成数、別紙 5 の部分も当然変えられていないんです。別紙 5、宮古島市農業委員会の農業委員候補者委員構成要件という部分が入っているんですけども、これには法第 8 条第 5 項に規定されている認定農業者等の過半数要件を満たしていること、宮古島市農業委員の定数 17 名、過半数 9 名以上が認定農業者等であること、2 番目に中立委員が 1 名以上であること、第 3 に女性の登用の部分がありまして、令和 5 年度までに 2 割と、3 人という部分と地域バランス必要性という部分があって、先ほど言ったものがあります。これ告示をされたものを変えずにこの中の数字を変えることってできるんですか。これ告示されているものですよ。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

(休憩＝午後 2 時59分)

再開します。

(再開＝午後 2 時59分)

◎副市長（嘉数 登君）

ただいまの質問は、市長によって総合的な評価、判断をするのであれば、この事務処理要領についてもこれは改正といいますか、それに合わせた形にしておくべきではなかったのかなという趣旨の質問かと思っております。あくまでもこれは宮古島市農業委員会の事務処理要領になりますので、これは農業委員会のほうで検討すべきかなというふうに思っております。我々は、あくまでも市長の権限に基づいて最終的な候補者を決定したというところでございます。

◎新里 匠君

市長の権限に基づいてやっているから大丈夫だと、市長だったら何でもできるんですか。これ令和 5 年 5 月ぐらいから農業委員会は動いて、今日までやってきているわけですよね。市長が独断でできるんだっ

たらこんなにつくらなければいいではないですか。やらせなければいいんです。これは、こういう感覚で行政をやっているということは本当に、今どきの言葉でいうとやばいです。今どきか分かんないですけど。ここにいらっしゃる行政マンのプロの方々、部長もメンバーですけれども、こういう運用をずっとしているんですか。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後 3 時01分）

再開します。

（再開＝午後 3 時02分）

◎副市長（嘉数 登君）

前回の選定と比較してどうかという趣旨の質問だというふうに理解しておりますけれども、まず農業委員の選出方法が公選制から任命制に変更された平成27年以降に選任された農業委員は、第5期と第6期の農業委員となります。3年前に選任されました第6期農業委員につきましては、評価委員会から市長へ報告された候補者名簿一覧表のとおり同意案が提出され、議会の同意を得て農業委員に就任しております。評価委員会から報告のありました評価順位一覧表と候補者名簿を照らし合わせたところ、地域別で評価点の低いほうが候補者となっていることは確認できましたが、評価委員会は原則非公開となっており、設置要綱第7条で秘密保持規定もあることから議事録等もなく、候補者決定に至った経緯については確認できておりません。評価委員会が評価結果を市長に報告後、候補者を変更した事例は確認できませんでしたが、宮古島市農業委員の選任に関する規則第9条において、市長は評価委員会からの報告を受け候補者を決定するとありますので、条文のとおり解釈しますと、市長が総合的に勘案し、候補者を決定することについては、法令に反するものではないというふうに考えております。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後 3 時04分）

再開します。

（再開＝午後 3 時05分）

◎副市長（嘉数 登君）

先ほどから答弁させていただいているように、農業委員会等に関する法律、それからそれに基づいてつくられた条例、そういったものについて整合的に運用しているものというふうに理解しております。

◎新里 匠君

先ほど体系図を見せたんですけれども、これ厳密に言えば、農業委員会等に関する法律を盾にしておりますけれども、この権限は移譲されているんです。ここでいう、先ほど副市長が言った、農業委員会の事務の一部と言っているんですけれども、これはそうではないです。これは、市長の権限に属する事務の一部である農業委員の任命、第8条、第9条を農業委員会の会長に委員にするという規則なんです。そう言っているのに、では法律第8条によってこれをやりますというようなことで規則、条例を吹っ飛ばしていく

という部分、これはこの議会、宮古島市の議会だけではなくて、これY o u T u b eで流れているんです。この議場では条例つくったりするんですよね。皆さんは、各権限を持った例えば教育委員会だったり、総務部だったり、そういうところに行って規則とか要領をつくって、それに伴って運営しているのではないんですか。こういう答弁まずいですよ。

次の質問行くんですけれども、先ほど変えても問題ないと言っていた要領、その中に農業委員の候補者選考一覧表があるんですけれども、これ下のほうを見ると決裁の欄があるんです。総務課長、みどり推進課長、農林水産部長まで。そして、事務局の農政係長から農業委員会事務局長まで。これは誰が作ったんですか。これ様式的には評価委員会のものですよ。評価委員会のものなのに、印鑑も押さずに議会に上がってきている、この決裁が。これいつ誰がやったんですか。これ評価委員に入っている農林水産部長、農政課長、畜産課長、農村整備課長、みどり推進課長、総務課長、これ了承したんですか。これ黒塗りされていますよね。これで順位の入替えがある。これを了解したんですか。これ一回市長のところに行っていますよね。戻ってきていないですよ、戻せないから。これって改ざんではないですか。文書偽造ですよ、こんなの。

◎総務部長（與那覇勝重君）

新里匠議員お持ちのものは7月26日に開催された評価委員会、そこで評価されたものを評価委員6名で合議をしたという内容で、確認をしたということでございます。これを市長に評価委員会の結果として上げてあるということでございます。報告してあるということでございます。

◎新里 匠君

何かもう質問するのが嫌だなと思っていますけれども、次行きます。認定農業者を過半数未満にした件について、この中立委員を権限もないのに増やしたことによって平良地区の認定農業者が候補者に選定されず、結果として認定農業者が過半数を割りました。これは、農業委員会等に関する法律、先ほど副市長がおっしゃった法律第8条第5項の記載にある法律要件なんですけれども、これは過半数を割っているんですけれども、これ大丈夫でしょうか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

結果的に市長が結果を受けて、任命を受けて、候補者選定した際に過半数を割っているということではございますが、新里匠議員おっしゃった農業委員会等に関する法律第8条第5項につきまして、ただし書がございます。その部分で、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1項の規定によると、当該農業委員会の区域内における認定農業者の数が委員の定数に30を乗じて得た数を下回る場合において、委員の過半数を認定農業者等、またはそれに準ずる者とするがあります。今回の同意案に当たっても、この例外規定を用いて農業委員候補者を選任しているところでございます。

◎新里 匠君

これは、あくまでも最初の応募の時点でこの認定農業者が過半数いない場合の話です。これを勝手に認定農業者を減らした、中立委員を上げるために認定農業者を減らしたんですよ。それが原因で過半数を割ったんです。法律の言っていることは、最初応募する時点で過半数を保ちなさいということを言っているので、答弁は当たらないです。これ法律違反です。昨日、平良和彦議員も話していましたけれども、全国農業会議所のほうにこれ確認をして、やはり認定農業者の応募者が過半数を上回っているのであれば、

法律要件である過半要件を満たすため、まずは認定農業者等を選考するべきではないかと言っているんです。ここで聞きたいんですけども、この平良地区の落とされた方はどういう方でしょうか。

◎議長（上地廣敏君）

総務部長、これ答弁できる。どういった方である。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後 3 時13分）

再開します。

（再開＝午後 3 時13分）

◎総務部長（與那覇勝重君）

認定農業者の方です。

◎新里 匠君

市長、逆にお聞きしたいんですけども、この中立委員に74点で選ばれる方はどういったところが優れていると思いますか。

◎市長（座喜味一幸君）

今までの議論の中で少し整理をせんといかんのがありまして、1つは……

（「答弁してください、ちゃんと」の声あり）

◎市長（座喜味一幸君）

いや、少し整理をしないと前に進まないものだから。

（「その人がどういう人かって聞いているんです」の声あり）

◎市長（座喜味一幸君）

個人的に点数が云々というのは表には出せないんじゃない。これは評価委員で、私も詳細に聞いておりませんけれども、そこは遠慮いただきたいと思います。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後 3 時14分）

再開します。

（再開＝午後 3 時15分）

◎市長（座喜味一幸君）

原則として過半数ということは存じておりまして、それに準ずるものも含めてトータルとして考えていく。それから、地域ごとにその辺を整理するとアンバランスもあったんだけど、先ほど議論しております要綱で地域割りがあるではないかというんですが、ちょっと失礼。要綱は一つの評価委員の要領というか、その辺の作業のしやすさというか、その辺を示していると思うんですが、農業委員会の全国協議会

の中で明確に農業委員の推薦、募集に当たり、旧制度の選挙区のように区域を設定することは可能か、これに関しては適当ではありませんと明確に答えているんです。そういう意味で、前農業委員の宮古島市区域における推薦募集においては全区域の中でバランス、公平、それから人材の登用等を総合的に勘案しなさいということだというふうに私は理解しておりますので、選定に当たっては私の裁量でできるだけのことを総合的に判断したということでございます。

(「議長、ちょっと休憩」の声あり)

◎議長(上地廣敏君)

休憩します。

(休憩＝午後3時17分)

再開します。

(再開＝午後3時18分)

◎市長(座喜味一幸君)

たしか中立委員の要望といいますか、中立枠で要望した人は2人だというふうに記憶しておりまして、昨日の議会でもありましたように農業委員会の突破力だとか、あるいは公正公平を含めた、こういう農地の流動化に対応していくためにはやはり中立の方、これまでの農業委員のやり方に少し異論を唱えて、あるいは法律的ないろんな経験等が示されるほうがいいということで中立委員枠2人を私は必要だというふうに判断いたしました。

◎新里 匠君

ということは、この中立委員の方は中立委員枠で上がってきた。中立委員枠は2人しか上がってこないから、この中立委員枠はこの人しかいなかったからこの人を入れたということですよ。この方が能力があつてということだったら分かるんですけども、これをそういう人かも分からないまま中立だから入れた、点数74点。こういうことが落ちた人、落ちたというか、選考されない予定の人たちにとってどう思われるのかというのは考えたほうがいいと思います。

もう一つ聞かせてください。この中立委員と市長は何か関係があるんですか。なぜかという、中立委員が入ったことによって、みんな認定農業者の部分の過半数の部分もなくなる、このような認定農業者が落ちる、平良地区の枠も1人減る、そういうことがあったわけです。なので、この中立委員を必ず入れたかったんだというようにも見れるわけです。これ関係あるんですか。関係なかったらいいと言ってください。

◎市長(座喜味一幸君)

公正公平ということではございますが、農業委員の意見、事業遂行能力、欠格事由、認定農業者等の要件、中立委員の任命、青年、女性の積極的な登用等々含めて考えておりまして、特段のしがらみとか、そういうものはなく、私は中立委員の必要性で判断いたしました。

◎新里 匠君

しがらみがなければ、この事務処理要領にのっとってやれば市長は何も言われなくてよかったんです。なのに、これをあえて変えた。評価委員会もないがしろにして、選考要領もないがしろにして、規則もないがしろにしてこれを変えた。その理由はないと言っている。いいかげんですね、本当にこういうところ

が。

次に、報告を受けの部分も議論したかったんですけども、そこは置いておいて、市長は政治的判断をしたのではないかという同僚議員への答弁に、いや、前市長の前例を参考にしたという部分を言っております。これは、聞いている流れからすると、前任者が手心を加えたから私もやったんだ、これは正しいよというふうに聞こえるんですけども、前任者が手心を加えたというところについて説明を願えますか。

◎市長（座喜味一幸君）

市町村長が公正公平でちゃんとした措置を講じなさいということが当然ですけども、必要な措置、公正公平で進めていく上での措置として市町村長が自ら考案した方法を取ればよいんですが、あとこれまで議論されているような推薦者の意見を聞くとか、前任農業委員の意見を聞くとかパブリックコメント、今の評価委員会に聞くとかというようなことをございまして、評価委員会の報告を受けて市長はどう大局的に判断すべきかということにおいては、前回の評価委員会においても点数の低い者が挙げられているな、そういう意味では全体としての地域割り、あるいは点数等も市長の裁量の範囲内で判断していいものだなという意味では私はもう一人中立委員をと。

◎新里 匠君

政治的介入をしたとは言わないがと、したとは言わないがということはしたと言っているようなものです。相手にとって失礼ではないですか。先ほど市長が答弁した、公正公平性を保つために、透明性を保つために市長が決めた方法でやるんだよと言っていたんですけども、今回その決めた方法は評価委員会なんです。履き違えないでください、これは。評価委員会をやると言って告示をしているわけです、こういうふうに。だから、再三言いますが、市長がやりたいからといってこれ通るものではないんです。これは、もうほかの宮古島の行政の条例、規則、規定、これをないがしろにするものです。これは改めるべきだと思っております。その上で言いますが、市長、前任者の政治的な介入はなかったということによろしいですか。

◎市長（座喜味一幸君）

行政ですから、行政は政治力で判断されていったらいけませんので、これはそのときの適切な行政判断をしたと思っております。

◎新里 匠君

質問を変えます。前任者は、評価委員会のその結果を曲げましたか。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後 3 時26分）

再開します。

（再開＝午後 3 時32分）

◎総務部長（與那覇勝重君）

まず、3年前に設置されました第6期農業委員会の件についてお答えをいたします。

まず、評価委員会から報告のありました評価順位一覧表と、あとは交付者名簿を照らし合わせたところ、地域別で評価点の低い方が候補者となっていることは確認できております。

◎新里 匠君

私が言っているのは前市長がそれをやったのかと、それをやると座喜味一幸市長がおっしゃるから、それを見せてくれと。今、総務部長が言っているのは、評価委員会が出したものを変更があったというふうに答えているんですか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

評価委員会から上がったものを変更したということではなくて、評価点数の一覧表がまず出ます。それで、高いほうから出ますけど、その中で、評価委員会が上げた名簿の中で、その一覧表から低い方が委員として候補者として挙がったということを申し上げております。

◎新里 匠君

その評価の部分で変更があったから、市長は前任者に倣ったということを言っているんですか。市長が教えてください。

◎市長（座喜味一幸君）

全く総合的な評価をしたということにおいて、私もその前例も見ながら、総合評価したというものにおいては一緒だと思います。

◎新里 匠君

市長、これは前市長が政治的判断をしたか、あえて言わないがって市長が言ったので、これが客観的にそうでなければ、これ否定する必要があるんです。明確に否定してください、これなければ。議長、答弁させてください。休憩をお願いします。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後 3 時34分）

再開します。

（再開＝午後 3 時36分）

◎市長（座喜味一幸君）

農業委員会が選挙制で進められていた頃から、また私たちの宮古島というのは農業委員会の選任等においても市民の間では結構政治的な影響があるんじゃないかという話もあったことは事実でございまして、その辺は狩俣勝成議員も言っていたように、農業委員会等の特別職の公務員に対しては政治的な関与というものはないほうがいい、中立公平であったほうがいいに決まっておりますが、こういうこれまでのやり方等も含めて総合的に評価されたものと思いますし、前のやったことに関して政治的な影響があったとは言わないということを申し上げておりますが、その辺についてはご理解をいただきながら、私も総合的に評価したということで、特に私の代になったらできるだけそういう影響力はなくしたい、なくすべきだというふうに思っております。

◎新里 匠君

大事なことはこの規則が、この体系図が守られたかどうかなんです。前任者がこれを客観的にやっていたらその人はやらなかったんでしょう。だけど、市長はやっているではないですか、こんな。この根拠も言えていないですよ、全然。当局の皆さん、これ規則、条例、市民は守らなくていいですか。行政の

働いている人守らなくていいですか。ばかばかしくてやられていかよという話になります。規則、条例をこの場で話すところです。これは不正ばかりあるとしか思えない、こんなだったら。これちゃんと調べる必要があるな。この部分について、いつの時点で誰が誰の指示でこれを動かしたか、これは条例、規則を曲げられるような、そんなものではないです。皆さん聞いたでしょう。公務員だったらこれたどっていけば分かります。これ1足す1は2、2足す1は3になるよ、これは。なので、これはちゃんと当局も、もし正当性があるというんだったら調査を受けてください、この流れについて。選任についていろんな方がいろんな方を連れてきて政治的介入をしていたという部分も聞こえておりますけれども、ただ聞こえているので言わないだけです、これは。なので、ちゃんと整理をしながら調査をする、これが私たち議員の役目でもあると思っておりますから、ぜひそういう部分、また受けていただきたいなと思っております。

以上です。ありがとうございます。

◎議長（上地廣敏君）

これで新里匠君の質問は終了いたしました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会いたします。

（延会＝午後3時40分）

令和5年

第4回宮古島市議会(定例会)会議録

9月26日(火) 7日目

(一般質問)

令和5年第4回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第7号

令和5年9月26日（火）午前10時開議

日程第 1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和5年第4回宮古島市議会定例会（9月）会議録

令和5年9月26日（火）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（24名）

（散会＝午後3時54分）

議長（22番）	上地廣敏君	議員（11番）	上地堅司君
副議長（18〃）	長崎富夫〃	〃（12〃）	仲間誉人〃
議員（1〃）	久貝美奈子〃	〃（13〃）	平良和彦〃
〃（2〃）	下地茜〃	〃（14〃）	下地信広〃
〃（3〃）	砂川和也〃	〃（15〃）	我如古三雄〃
〃（4〃）	狩俣勝成〃	〃（16〃）	前里光健〃
〃（5〃）	富浜靖雄〃	〃（17〃）	西里芳明〃
〃（6〃）	下地信男〃	〃（19〃）	友利光徳〃
〃（7〃）	新里匠〃	〃（20〃）	上里樹〃
〃（8〃）	狩俣政作〃	〃（21〃）	栗国恒広〃
〃（9〃）	山下誠〃	〃（23〃）	平良敏夫〃
〃（10〃）	池城健〃	〃（24〃）	山里雅彦〃

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	座喜味一幸君	会計管理者	儀間博君
副市長	嘉数登〃	水道部長	兼島方昭〃
企画政策部長	久貝順一〃	消防長	宮國和幸〃
総務部長	與那覇勝重〃	企画調整課長	前原敦〃
福祉部長	松堂英彦〃	総務課長	豊見山徹〃
市民生活部長	友利毅彦〃	財政課長	国仲英樹〃
農林水産部長	石川博幸〃	教育長	大城裕子〃
建設部長	川平陽一〃	教育部長	砂川勤〃
観光商工スポーツ部長	砂川朗〃	生涯学習部長	天久珠江〃
産業振興局長	下里盛雄〃	農業委員会会長	芳山辰巳〃
こども家庭局長	仲宗根美佐子〃	農業委員会事務局長	上地明弘〃
環境衛生局長	下地睦子〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	下地貴之君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人〃	議事係長	国吉たかよ〃

◎議長（上地廣敏君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は24名で、全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第7号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について、昨日に引き続き質問を行います。

本日は、上里樹君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎上里 樹君

日本共産党の上里樹です。

質問の前に所見を述べさせていただきます。辺野古新基地に関する埋立て変更不承認処分に係る国の裁判と是正の指示の2つの違法な関与を取り消すよう求めた訴訟について。去る9月5日、最高裁は県に弁明の機会なしの県敗訴の判決を言い渡しました。これは、県民が繰り返し表明してきた辺野古新基地建設反対の民意や憲法及び地方自治法において保障された地方自治の本旨を否定するもので、沖縄だけではなく、全国の自治体に向けられたものであり、断じて容認できるものではありません。誇りある沖縄の未来を市民と共に力を合わせて創造する決意を表明します。

それでは、通告に従いまして一般質問に入ります。まず最初に、農地整備事業について。竹アラ地区の農地整備事業ですけれども、工事は終了しましたかと簡単な通告ですけれども、さきにいただきました農村整備課に作成していただきました宮古島市の農林水産基盤整備事業概要、これによりますと事業採択を令和2年から令和6年までの工期、いわゆるこれはあんまり言いたくない言葉ですけれども、前政権が芽出した事業です。それで、事業進捗率が94%とこの資料ではなっておりましたが、令和5年度の記載がなかったものですから、工事は終わっているものと理解しました。何年度でこの工事が終了するのか、お聞きしたいと思います。いわゆる工期が遅れている、これは国や県にしてみれば予算執行ができなくなるということにつながりますので、重大事故としての取扱いになると聞いております。何年度で完成するのか、お聞きします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

上里樹議員ご提示の資料に関しましては、令和3年度時点の概要となります。現在の圃場整備の工事の進捗率は65%となっております。採択時の計画において、圃場整備工事の完了は令和6年度を予定しておりましたが、工事に遅れが生じているため、現在沖縄県と事業期間の延長を調整しており、令和7年度の完了を予定しております。

◎上里 樹君

現在県と事業期間の延長を調整中と、令和7年度の完了ということで、これではさらに農家の作付が伸びることになります。その補償として農家が求めている補償金、これについても県と協議されて約束がされております農薬や肥料の提供を確実に行うように求めて次の質問に移ります。

教育行政についてですが、就学援助について質問します。私は、かねてから就学援助制度の拡充と改善

について、継続的に提案をしてまいりました。生活保護の対象にならず、苦しい生活を余儀なくされている世帯に広くこの制度が活用できるように、制度の周知の徹底、申請をしやすくする、年度途中からの受給を可能にするなど、改善を図り、入学準備金として活用できるように就学前、中学校入学前の前倒しの支給を実現してまいりました。当局の努力と取組に対して敬意を表します。沖縄県が子供の貧困問題を全国に先駆けて光を当て、とりわけ就学援助制度についてテレビやラジオ、新聞、広報を通じて徹底して、受給率はその結果上がりました。しかし、国の生活保護費の削減の強行、それに連動して所得は変わらないのに生活保護基準の引下げの関係で、前年まで使えた就学援助は対象外になったり、消費税率の引上げによる負担増、そしてコロナ禍、物価高騰で収入は増えないのに、以前にも増して負担が増えて暮らしが困難になっています。いわゆる実質賃金が上がらない中で物価高騰です。給付金を支給する国の対策は一時的であり、持続性がなく、抜本的な解決になりません。そこで伺います。就学援助の準要保護認定基準の所得は、本市では生活保護基準に準ずる程度に困窮しているものと認める者という本市の基準認定になっています。その基準認定を係数を設けて1.5倍の係数に引き上げて設定し、所得枠を拡大すべきだと考えます。見解を伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

就学援助の準要保護認定基準につきましては、地域の実情に応じて自治体が基準を定めて認定を行っております。本市の認定基準は、生活保護基準の1.0倍となっております。この数値は、県内自治体の中でも低い基準であることから、引上げについては検討すべきであると考えております。しかしながら、財源として活用している沖縄県子どもの貧困対策推進交付金の補助率がこれまで4分の3であったものが令和4年度から2分の1に引き下げられ、一般財源の負担が増加している状況です。そのような状況である中、準要保護の基準額を引き上げた場合、一般財源の大幅な負担増が見込まれるため、引上げについては財政状況を見ながらどれくらいの水準まで引き上げられるのかを含め、慎重に検討して前向きに検討していきたいと考えております。

◎上里 樹君

1.0倍、これがずっと継続しているんですけども、私はこれまで1.3倍を要求してきました。けれども、もうこの間の物価上昇、コロナ禍、仕事を失う人もいます。そういう状況の中で、財産があっても収入がない、生活保護に該当しない、こういう事例もあります。ですから、今こそ生活保護、これに該当しない、苦しい生活を余儀なくされている世帯に対して対象枠を拡大する、これが求められます。県内では、沖縄市が1.3倍、那覇市で1.8倍という係数を掛けています。今財政問題がありましたけども、就学援助制度は教育を受ける権利と義務教育の無償を定めた憲法第26条と教育基本法に基づいて、経済的に困難を抱える小中学生のいる家庭に学用品や学校給食費等を市町村が援助する制度です。この自治体の努力もままならないこのコロナ禍で、子供の貧困が深刻になっていますけども、小泉政権の三位一体改革によって国の2分の1の補助金が廃止されて一般財源化されてしまいました。ですから、自治体によっては、非常に財政状況が厳しいところは実施すら困難になっているところもあります。ですから、このように市町村が単独で実施する、これは憲法の要請、教育基本法の要請、これに反すると思います。ですから、自治体の格差があってはならないと思います。そもそも制度にかかる費用、国の負担が2分の1でありましたから、これをみんなで力を合わせて国の2分の1の補助金、その復活を共に求めていきたいと思います。前向きの

検討をぜひよろしく申し上げます。

次に、福祉行政について、マイナンバーカードについて伺います。政府が求めるマイナンバーカード総点検の本市の取組について、作業と財政負担はどのようになっていますか。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

現在デジタル庁をはじめ、関係する各省庁から国のマイナンバーのひもづけに関する総点検で問題の見つかった分野ごとに、各市町村に対し、個別データの点検を求める要請がされております。また、各分野におけるマイナンバー関連事務において不具合が発生した際に、取りまとめて報告を行うよう通達も来ております。本市の各担当部局においては、問題となる個別データの該当はなく、データの不具合についても今のところ特に報告がないため、特段の作業及び財政負担は生じておりません。

◎上里 樹君

トラブルもなく、財政負担もないということで安心しました。

次に、国民健康保険証の廃止、これは保険証のマイナンバーカードとのひもづけで紙の保険証が廃止されます。そのことによって本市においてどのような影響があるのか、伺います。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和5年6月9日に公布されました。令和6年秋に紙の国民健康保険証が廃止され、マイナンバーカードと一体化されます。紙の国民健康保険証の廃止により、マイナ保険証を保有しない方への対応としてマイナ保険証を保有しない全ての方に、申請によらず資格確認書を交付することになります。本人の申請が難しい要配慮者等の場合には、家族や支援団体等の代理申請ができるようになります。また、マイナ保険証を保有していても、申請により資格確認書が交付された要配慮者等については、継続的に必要と見込まれる場合には資格確認書を申請によらず交付することになると思います。全ての被保険者が必要な保険診療を受けられるよう、市民の皆様へ制度に対する周知、広報を徹底して行い、紙の保険証廃止の影響が出ないように丁寧に取り組んでまいります。

◎上里 樹君

皆保険制度として世界に冠たる保険制度です。ですから、マイナンバーカードを所持できない人、マイナンバーカード取得は任意だという法律に基づく取組によれば、そういった人々を除外してはならないと考えます。これまで私に寄せられた情報では、市内で医療機関にカードを持っていった、ところが本人確認ができない、それで紙の保険証を持ってこいと言われた、そういう事例を聞いています。それから、パスワード、それを高齢者の方は大きな声でカウンターで言ったり、そういうプライバシーの保護の面からも問題点が指摘されました。

次に、ひもづけされない被保険者の人数について伺います。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

令和5年6月末現在でお答えいたします。国民健康保険加入の被保険者は1万6,241名で、うちひもづけされていない方が1万1,519名です。後期高齢者医療保険加入の被保険者は6,544名で、うちひもづけされていない方が5,360名となっております。国民健康保険加入者の70.9%、後期高齢者医療保険加入者の81.9%がひもづけをしていないこととなります。この数字は、マイナンバーカードを持たない方も含まれ

てございます。

◎上里 樹君

70%、80%と多くの保険証をひもづけされていない方々がいらっしゃいますので、やはり資格確認書が申請できない人は代理申請など何だのということがありますけども、今市民が求めているのは紙の保険証の存続です。資格確認書はいつまで発行されるのか、政府はまだはっきりさせていないと思いますけども、本市独自にこの国民健康保険証、これ被保険者全員に交付すべきだと考えますが、見解を求めます。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

法改正により紙の国民健康保険証が廃止されますので、本市独自に国民健康保険被保険者証を交付する予定はございません。

◎上里 樹君

独自の発行はないと。結局資格確認書で対応していくこととなりますけども、こういう代理申請をやってもなお難しい市民がいます。ですから、皆保険制度なんで、ぜひ支障が出ないように前向きな検討を強く要求します。それで、共同通信社が実施した6月17日、18日の両日に世論調査が行われていますけども、現在の保険証を来年秋に廃止してマイナンバーカードに一本化する、この政府方針に対して延期や撤回を求める声が72.1%に上っています。マイナンバーカード取得は任意で、当事者の判断に委ねるのが基本です。マイナ保険証への一本化は、立ち止まって考えるべきだというマスコミの社説も掲載されています。マイナンバーカードはあくまでも任意であること、このことを強調して次の質問に移ります。

個人情報保護についてです。自衛隊への名簿提出について。さきの定例会での名簿提出についての私の質問に、自衛隊法施行令第120条の法令に基づく法定受託事務として、自衛隊協力本部への名簿提供を紙媒体で行ってきたという答弁でした。自衛隊法第97条は、自衛隊員の募集の事務の一部を行うことを求めていることにすぎません。自衛隊法施行令第120条の必要な報告や資料を求めているにすぎず、求めることができるという表現にありますように、義務でも強制でもありません。ですから、18歳の市民の個人情報の提供を法定受託事務として規定しているわけではありませんから、そこで質問させていただきます。市民福祉の充実を図るためには平和でなければなりません。安保法制の具体化である安保3文書は、専守防衛を逸脱して敵基地攻撃能力を有し、日本の国が攻撃もされていないのに、アメリカの指揮のもとで自衛隊がアメリカ軍と共に戦うこととなります。そのような中、自衛隊への名簿提出は行うべきではありません。宮古島市は、自衛官等募集事務に係る募集対象者情報の除外申請に関する事務処理要綱を5月31日付で制定したとのことですが、憲法で地方自治の権限は国と対等とされていること、そして地方自治法に照らして市民の生命と暮らしを守る立場からきっぱり拒否すべきだと考えます。ご見解を伺います。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

今年度は、自衛隊協力本部側の要請により閲覧で対応したところでございます。来年度以降につきましては、要請があれば内容を確認した上で判断してまいりたいと考えてございます。

◎上里 樹君

今年度は閲覧でとどめると。要するに要綱の周知がされないということです。ですから、この要請があれば検討していくということなんですけども、この除外申請をどうするかも今後のことに関わってくると思いますけども、この周知も大変だと思うんです。この周知についてはどのように行っていく考えなのか、

伺います。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

自衛官募集事務に係る資料提供の根拠や提供した資料の利用目的のほか、情報の提供を望まない方へは除外申請の受付等についてホームページやSNS、広報誌等を通して広く周知していく考えでございます。

◎上里 樹君

これでも周知徹底をどう判断するかということなんですけども、結局漏れる方も出てくると思うんです。そういう煩わしいことはもうしないで、繰り返し指摘しているように法定受託事務ではない、そのような事務を行うべきではないと、きっぱり紙媒体での提供は拒否すべきだと考えます。この自治体による名簿提出は、かつての徴兵制度に似ていると言われます。役場の兵事係は、徴兵検査の1年前から戸籍を確認し、20歳になる青年を抽出して名簿や必要書類を軍に提供したという、そういう歴史があります。再び市役所を戦争する国造りの下請機関にさせてはならないと考えます。

次に、安保3文書について質問します。今憲法の条文を変える動きと同時に憲法を壊し、空洞化を進める動きがあります。有権者の3割台の得票で7割台の議席を獲得するという小選挙区制の下で、国会は国民の声との乖離が深刻になっています。マイナンバー制度の実施に伴うカード発行、紙の保険証を残せという世論が72%、これにも象徴されていると思います。国会で多数の議席を得ても憲法改正を許さない国民の大きな世論の前に、改正の発議ができずに、新たな安保法制が強行されて、新たな手段によって憲法第9条の下で憲法違反の法律の強行が繰り返されています。安保法制が強行されて、9月19日で8年目を迎えました。さらに、ウクライナ戦争に乗じて安保3文書の強行で安保法制を具体化する大軍拡の動きが加速しています。憲法第9条第1項が戦争と武力による威嚇、または武力の行使を放棄、2項で陸、海、空軍の戦力を保持しない、国の交戦権を認めないとうたう憲法第9条の下でこのような動きは許せません。そこで伺います。安保3文書による空港、港湾の軍事利用について、市民生活や経済活動の拠点、そして住民避難の大事な拠点になる空港、港湾は、平和のための大切な拠点です。軍事利用は認めるべきではありません。見解を伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

空港と港湾の使用についてお答えします。

平良港の使用につきましては、宮古島市港湾施設管理条例に基づき処理されているものと認識しております。また、空港の利用につきましては、管理をしている沖縄県空港課に確認したところ、空港の使用に関しては関係法令に基づき処理することになるとの回答を得ております。

◎上里 樹君

当然法令、条例に基づくこととなりますけども、空港、港湾が自治体管理になっている理由、これは戦前国の管轄にあって、自由にこれが戦争に使われ、また民間の貨物船があのだ馬丸の悲劇のように物資を運んだり、武器を運んだり、疎開にも利用される、そういうことから攻撃を受けて沈没するという、そういう悲劇も招いています。空港、港湾は、住民の平和のためにこそ使うべきであって、きっちりと軍事利用と民間利用は区別すべきと考えます。市長のご見解をお聞かせください。

◎副市長（嘉数 登君）

宮古空港、それから下地島空港、平良港は本市の人流、物流の重要な社会資本であります。軍事訓練等

により民間の航空機や船舶の利用が制限され、市民生活に支障を及ぼしてはならないというふうに考えております。港湾や空港の使用に関しましては、関係法令等に基づきそれぞれの管理者で処理することになるというふうに考えております。

◎上里 樹君

次の質問に移ります。

宮古島の国民保護計画と地下シェルター建設について。今市民の間で大きな関心と呼んでいます。けれども、きちんとした説明会が開かれていないことから、様々な不安や疑問が寄せられています。ぜひ説明会を開催すべきだと考えますけれども、見解をお聞かせください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

国民保護計画と地下シェルター建設についての住民説明会を開催すべきですということに関しまして、お答えいたします。

宮古島市国民保護計画は、平成20年3月に作成し、平成31年2月に変更を行っておりますが、市民に広く周知するため、市ホームページでも計画全文を掲載しており、同年3月に作成された避難実施要領のパターンにつきましても同様でございます。計画に関する情報伝達手段であります全国瞬時警報システム、通称Jアラート関連情報についても市ホームページへ掲載し、周知、啓発を行うとともに、定期的にJアラートを活用した訓練なども実施しているところでございます。国民保護計画に基づいた島外避難につきましても、現在沖縄県主導の意見交換会の場で国や県をはじめ、各航空会社及び船舶会社など、多くの関係機関で検討を重ね、具体化を図っているところでございます。今年度も取組を継続してまいります。今年の3月には県庁におきまして図上訓練が実施され、その内容については県のホームページやマスコミ報道等を通し、広く発信されております。住民説明会につきましては、規模や内容など、その在り方を検討してまいりたいというふうに考えております。

◎上里 樹君

そもそも国民保護計画も、また地下シェルターの話も、これは戦争準備のためのものです。ですから、このようなものは必要ないと指摘して次の質問に移ります。

自衛隊基地についてですが、自衛隊基地の建設について、この問題ももう新しい市長になって2年間、これまで国による自衛隊基地建設に基づく丁寧な説明を求めてきたにもかかわらず、実施がされておられません。防衛省が宮古島駐屯地に新たに用地を取得して基地を拡張し、電子戦部隊を配備することが報道で明らかになりました。防衛省からその説明は本市にありましたでしょうか。

◎企画政策部長（久貝順一君）

防衛省から本市に説明がありましたかということです。8月25日に沖縄防衛局より秘書広報課長へ説明があり、その後市長、副市長に報告を行っております。

◎上里 樹君

8月25日に説明があったということですが、その内容はどのような内容になっていますか。

◎企画政策部長（久貝順一君）

来年度の概算要求の中でこういった電子戦部隊とか、あとは保良地区の宿舍整備などに併せて、また保良訓練場のコンテナヤードの整備についての説明があったと聞いております。

◎上里 樹君

この新たな用地取得、県の条例では20ヘクタールを超えれば環境アセスを入れることになっていますけども、保良訓練場は19ヘクタールで用地を取得して、さらに拡大して今新たな施設を造る、また千代田もそうです。20ヘクタールからさらに拡張されます。このような新たな基地の建設になりますけども、こういう中できちんとこれまでの丁寧な説明を求めている市に対して説明もない。それで、新たな基地の建設の理解を求めるといふ、これに対して市長はどう対応されましたか。

◎企画政策部長（久貝順一君）

国防に関することは国の専権事項であり、必要な事業の実施について沖縄防衛局から説明を受けたところです。なお、市からは周辺住民の安全、安心への十分な配慮について沖縄防衛局に申し入れたところであり、今後の進展に応じて地元住民に対しても丁寧に説明していただくよう求めたところです。

◎上里 樹君

いまだに防衛は国の専権事項、そういう言葉が出ました。とんでもないことです。これは、憲法の本体に住民自治がうたわれていますから、自治法があり、また地方分権一括法で国と自治体は対等であると、そのことがうたわれています。ですから、辺野古の裁判にしても今この地方自治の本旨そのものが今問われているんです。ですから、住民の命と暮らしを守る観点に立って、自治体として空港、港湾の軍事利用も、基地を置くにしても、やはり自治を大切にす、こういう視点が大事だと思います。国の専権事項などではありません。ですから、この指摘をどう受け止めるのか、市長にお伺いします。

◎副市長（嘉数 登君）

宮古島市を含む自衛隊の島嶼配備につきましては、我が国の安全保障や地域の振興、それから住民生活への影響をめぐって様々な意見があるものと承知しております。市としても住民の理解のない配備というものはなかなか厳しいというふうにご考慮をいただき、引き続き国に対して地元の理解と協力が得られるよう十分な情報開示を行うなどを引き続き求めてまいりたいというふうにご考慮をいただいております。

◎上里 樹君

住民の理解のない配備では難しいというのですが、やはり住民の意思が大事だと思うんです。民主主義、地方自治、これを生かしていく取組が大切だと思います。不可能を可能にした、県民は歴史を持っています。サンフランシスコ平和条約の第3条に基づく、この要綱、沖縄が統治下時、これを住民の力、全国民の連帯の力で覆しました。復帰を勝ち取ったのです。日米地位協定の第5条がアメリカが求めれば拒否できないといいますが、住民の反対があればアメリカも簡単ではないと思います。基地が置けなくなる、その危機感から復帰を認めたんであり、SACO合意で1995年の少女暴行事件、ここでも基地は置けないと、日米両政府は震え上がったそうです。ですから、住民自治、憲法に基づく自治を大切にすることを強調したいと思っております。

次の自衛隊基地建設と自衛隊配備について、住民説明会を開催すべきと、もうこれはずっと継続して要求していることなんですけども、見解を求めます。

◎企画政策部長（久貝順一君）

自衛隊の活動等につきましては、市民の理解は必要であると考えております。今回の防衛省の概算要求においても、周辺住民の安全、安心への十分な配慮について沖縄防衛局に申し入れをしたところであり、今

後の進展に応じて地元住民に対し、丁寧に説明していただくよう求めたところです。住民説明会の開催につきましては、防衛省が主体的に判断するものと考えております。

◎上里 樹君

要求しているのに応じないということですが、今度の新たな基地建設についてももう既に概算要求がされている。本当に私たち住民からすれば乱暴の極みですが、この問題、しっかりと強力に、市長、要請が必要だと思いますけども、市長の見解を求めます。

◎市長（座喜味一幸君）

基本的には、やはり国の安全保障というものは、国民、あるいは地域住民の理解、協力がなくして安全保障というものはあり得ないというふうに思っております。今回の案件についても、情報の公開を含めて今後どのような形で市民のほうに周知徹底できるか、特に防衛省については十分に地元への説明はしてくださいというような申入れはしております。

◎上里 樹君

引き続き強力に要請していただきたいと思います。もう2年が過ぎています。

次に、地下水について伺います。地下水の保全について。地下水、水道水のモニタリング調査でネオニコチノイド系農薬等、複数の農薬成分が検出されています。6月定例会で環境衛生局長は、地下水水質汚染の認識はなく、複合汚染の認識もないとの答弁でした。そこで市長に伺います。現状のまま静観することなく、対策を講ずるべきだと考えますけども、いかがでしょうか。見解を求めます。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

去る6月定例会で昨年度実施いたしました地下水モニタリング追加調査結果についての答弁を行いました。通常の地下水調査に比べて、より厳しい条件下での調査を実施し、測定値の定量下限値を通常調査を行うミリグラムから10万分の1に精度を上げた単位となるナノグラムに設定し、実施しております。その調査結果が国が示す基準を大きく下回った数値となっていることから、現状では地下水質が汚染されているという認識がないと答弁いたしました。複合汚染については、複合汚染が示すものが不明なため、認識がないとの答弁は行っておりません。

今後の対策につきましては、水道部と環境衛生局が追加で実施したモニタリング調査のデータ、農林水産部から提供を受けた農薬供給量等に関するデータを基に、地下水審議会学術部会を開催し、提言を受けてまいります。

市としましては、市民の安全を確保するとともに、安心感を持っていただくため、これまでどおり地下水のモニタリング調査を実施することに加えまして、農薬についても地下水審議会学術部会の提言を踏まえ、調査を実施する考えです。

◎上里 樹君

国の基準を下回っているから水質汚染に該当しないといいますが、基準値の上限を超えて初めて汚染と認識するののかという疑問があります。それでは手後れになると思います。早急な対策が必要だと考えます。本年1月のこの環境衛生局が実施した農薬濃度追加調査においては、更竹のC井戸で検出されたフイプロニル濃度がこれまでで最高の値が出ています。既に国の水質管理目標値の上限の50分の1に入っています。今後さらに地下水濃度の増加が懸念されます。国際的な総合科学ジャーナル、ネイチャー誌によ

りますと、これに掲載された論文ですけれども、微量でも胎児が感受性の高い時期に暴露すると、発達神経毒性により発達障害のリスクがあると言われていています。本市の発達障害児童生徒が急激に増加している。その理由として、認知度の広がりや学級設置の緩和だけでは全国の5倍、県の2.8倍の増加、これは説明が付きません。ネオニコチノイド系農薬の健康影響が既に発生している可能性を心配します。このまま静観すれば、この率ではじき出していくと2030年には1,000人と、全児童数の2割まで増加する、これが推計されます。そこで、提案ですけれども、宮古島の水道水の農薬成分除去対策として池城健議員も先日提案なさいました。県に対して北谷浄水場で稼働しているPFOS除去のための高機能活性炭浄化と同等の高度浄水処理設備を浄水場に早急に整備することを要請すべきと考えます。見解を求めます。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午前10時44分）

再開します。

（再開＝午前10時45分）

◎水道部長（兼島方昭君）

昨日も池城健議員に答弁しましたが、本市が水源としている地下水は極めて清浄できれいでありますので、高度浄水処理施設で除去するほどの物質はないと考えております。今後いろんな状況が変われば、それは検討していく価値もあると思いますが、現在のところ考えてはいないということです。

◎上里 樹君

現時点では考えていないということですが、将来数値が増えればということですが、既にあってはならない汚染物質が検出されているんです。ですから、これを継続的にモニタリングすること、これが大切だと思います。同時に、この発達障害の発生率の高さ、全国の約5倍、県の2.8倍という数値、これを医学的な立場から宮古島地下水研究会の友利直樹先生は、実際に今生活習慣病、糖尿が多い、高血圧が多い、こういう病気とこの発達障害の関連も含めて既に影響が出ているのではないかという懸念を示しています。ですから、この被害を最小限にしていく、その観点からも、子供たちの健康を守っていく観点からも、現在県がPFOSの除去手段で北谷浄水場で活性炭による除去を進めているのです。宮古島に北谷浄水場の機器、これを置くとすると約2億円が必要ではないかということになりますけれども、これは対策をやってマイナスということにはならないと思います。きちんとしたモニタリング、科学的なこれからの検証も含めて、この対策としてこの浄水器の設置、これが必要だと考えますけれども、市長の見解を求めます。

◎水道部長（兼島方昭君）

農薬成分の結果が出たということなんですけれども、水道水からは2種類測定されたということになっております。ただ、水道部としましてはそれを踏まえて、毎月やっている22種類の農薬検査に加えて水道水から検出された2種類の農薬もサンプリングするということでもありますので、様子をうかがってまいりたいと思います。

◎上里 樹君

対策を講じる必要があるというのは、何も浄水器の設置だけではなくて、宮古島における農業の在り方

も問われていると思うんです。ですから、予防原則、これを6月定例会でも強調しましたけども、起こってからでは遅いのです。ですから、予防原則に基づいて日本の水道水の基準、これはEUに比べてもはるかに水準が緩過ぎます。ですから、そういう状況の下で安全対策を自治体独自に講ずるという取組は、地下水の特異な島ですから、必要だと考えます。この予防原則の立場でぜひ設置が必要だと思いますけども、直ちに設置といわなくても、県の環境科学センターでの水道水での活性炭素処理による高度浄水処理能力の確認のための実証試験、これを県に要請できないでしょうか。要するに浄水器の設置ではない実証実験です。市長の見解を伺います。

◎水道部長（兼島方昭君）

先ほどから申しているとおり、農薬成分の濃度についてはそういうレベルではないと考えておりますので、今は考えておりません。

◎上里 樹君

基準は誰がつくるんですか。世界各国基準が違います。水俣病にしてもPFOSにしても、PFOS濃度は日本は諸外国に比べてはるかに大きな、緩い規制でした。ですから、県が独自に金をかけてその除去に努めているのです。そういう懸命な努力が予防原則に基づく努力だと思います。市長としてどのような見解をお持ちか伺います。

◎市長（座喜味一幸君）

宮古島市は、おいしい水を提供するというような目標を持って、硬度低減化を長い間の努力で達成したというふうに思っております。今部長から答弁がありましたように、宮古島の水はおいしくて大変安全な水だということを市民には十分ご理解いただきたいというふうに思っております。その上で、近年における沖縄県のPFOS、PFAS等の問題、宮古島において今にわかにネオニコチノイド系の農薬等の問題等が上がっておりますが、1つは大きな立場でこの農薬の及ぼす影響、それから国としての判断等々含めて情報を注視しながら対応していかなければならないというふうに思っております。今おっしゃる活性炭等の活用による除去技術、果たしてそれだけなのかというようなこと等も含めて、やはり情報等については収集をする必要があるというふうに思っております。特に今上里樹議員おっしゃったような遺伝子等の攪乱等までの話になっちゃいますと、非常に慎重ではなければならなくて、これは臨床を含めているような技術的な、科学的な根拠をもってある程度今後議論されていくべきことだというふうに思っておりますから、その辺は大きな問題意識として我々はまずはこのモニタリングを増やしておりますから、その辺で監視をしながらしっかりと安全な水の供給に努めてまいりたいというふうに思います。

◎上里 樹君

科学的な雑誌、科学ジャーナルのネイチャー誌で掲載された論文で、いわゆる市が100万分の1のミリナノグラム単位で調査をした結果出てきた数値、これは答弁がありましたけども、学者の指摘は1兆分の1という数値でも胎児に影響が出ると指摘しています。予防原則の立場に立てば、対策を今から講じて遅くはないと思います。

次の質問に移ります。2019年の追加調査の1回きりの測定で、ネオニコチノイド系農薬成分の定期的モニタリングは必要ないと結論づけた根拠は何でしょうか。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

1回きりの測定でネオニコチノイド系農薬成分の定期的モニタリングは必要ないと結論づけたとのご質問の内容に関しましてですけれども、そのような発言はしておりませんし、会議録を確認してもそのような内容はございませんでした。

◎上里 樹君

話していないということで、私の誤解なのかどうか。会議録の6月定例会の180ページの環境衛生局長の答弁があります。「地下水について現段階で水質モニタリングを継続することはコストがかかることも踏まえ、市の農薬使用量、使用時期を調べるよう提言を受けました。ほかに、実際に農薬成分は検出されているものの、水道水質基準に合致した水であることを市民に理解いただくことが必要ではないかとの意見もございました」と。このコストがかかるという表現があることから私はそう受け止めましたけども、それでは角度を変えて質問しますけども、モニタリング調査は必要だというお考えですか。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

今上里樹議員がおっしゃっていた内容ですけれども、これは池城健議員のご質問に対して私が、地下水審議会学術部会での議論の内容はどのようなものだったかというご質問でしたので、議論の内容、あといただきました提言についての回答をした内容です。今後とも地下水モニタリングは継続していきたいと考えております。

◎上里 樹君

クロチアニジンは、年間15トンが宮古島市で補助金も含めて補助して供給されております。今後継続すれば、農薬成分は増加するのが当たり前といえば当たり前です。定期的モニタリング調査の実施、この経過を見ることなしに、基準値以下で安心ということは言えないと考えますから、ぜひ継続したモニタリング、年に何回するか、年に1回がまた継続していくのか、いろいろあると思いますけども、継続的なモニタリングが必要という認識でしたので、ぜひそれを継続して取り組んでいただきたいと思います。

次に、水道部長は水道水の水道水質管理目標数値の設定の考え方ではなくて、食品衛生法の食品残留基準から大人、子供の人体への影響は考えられない、全ての人に適用できるものだと答弁しています。その根拠について伺います。

◎水道部長（兼島方昭君）

これも昨日池城健議員に答弁した内容と一緒にですが、一般的に国の定める目標値は、国の設置する内閣府食品安全委員会において、毒性及び残留性などの科学的見地から得られた1日摂取許容量、ADIを基に算出されるものであることから、その値により導き出された水質管理目標値の安全性については、十分に担保されているものと考えております。

◎上里 樹君

食品の基準、これを水道の基準に当てはめるのは適切ではないと私は考えます。胎児や小児を含む人に適用できる根拠となった法令、それから科学的根拠、これが記載された出典等がありましたらご紹介いただけますか。

◎水道部長（兼島方昭君）

先ほども述べたとおり、1日摂取許容量、ADIが基になると思います。ちなみに、1日摂取許容量、ADIとは人が毎日生涯食べ続けても健康に悪影響が出ないと考える量で、多くの動物実験の結果、健

康に悪影響が出なかった無毒性量に対し、動物と人間の差や子供など影響を受けやすい人とそうでない人との個人差を考慮して設定された安全係数を乗じた値を1日摂取許容量、ADIとしており、その値を基に水道水質管理目標値は設定されています。

◎上里 樹君

科学的な根拠に基づく出典はないわけです。示せないわけです。ですから、国が示している、必要摂取量といいますけども、これは……

(何事か声あり)

◎上里 樹君

ちょっと待ってください。要するにそれは答弁を聞いた上で私は出典、新たな答弁を求めたわけですから、ADIしか出てこないわけです、答弁が。ですから、このADI、これは50キログラム以上の大人が対象です。しかも、人体実験の結果ではないんです。医薬品ではない農薬を人体で検証することはできませんから。モルモットを使った、小さな小動物を使った結果なんです。ですから、それを、最近の科学雑誌「ネイチャー」では1兆分の1という数字を示し、環境攪乱物質ということを指摘しているわけですから、これは食品基準を当てはめるのは妥当ではないと考えます。

それで、日本の基準は、世界では規制が進むのに、日本は規制が緩い国になってしまっています。更竹C井戸で検出されたフィプロニルは、2017年段階でEUで登録が失効となっています。ネオニコチノイド系農薬を使用して禁止になっているのがEU、フランス、オランダ、規制しているのがドイツ、イタリア、アメリカとなっています。ですから、予防原則に基づく市の対策、この必要性を強調し、基地の問題にしても、マイナンバーの問題にしても財界と大企業の言いなりの政治、それからアメリカ言いなりの政治、これが色濃く反映されているのが今の自治体に対する自治の否定につながっていると思います。ですから、憲法の示す地方自治の本旨、それを最大限生かして、公的な仕事をしっかりと住民に保障する。そのために私も共に力を合わせて頑張っていきたいと思います。

以上で質問を終わります。

◎議長（上地廣敏君）

これで上里樹君の質問は終了いたしました。

◎平良敏夫君

自民党、平良です。

早速ですけど、一般質問に移らせていただきます。まず、1番目に台風及び災害時の宮古島市の対応についてでありますけど、台風災害時、宮古島市はこれまでどのような対策を取ってきたのかということがあります。

◎総務部長（與那覇勝重君）

台風災害時に宮古島市はどのように対策を取ってきたかということについてお答えをいたします。宮古島市が実施する防災対策は、災害対策基本法に基づき作成された宮古島市地域防災計画により実施され、本計画において災害の状況に応じた配備体制や職員配置を行います。台風の場合には、気象庁及び宮古島地方気象台が発信する様々な情報が入手できますので、事前に備えることができます。市民への周知に関しては、これらの情報入手後に防災無線やSNSなどを利用して周知を行っております。

◎平良敏夫君

どうかしっかりとやってください。

次、2番目です。地震、津波等災害時にどのような対策を取ることになるかということですが、この宮古島市では1960年、チリ沖地震による津波被害があった以来、53年間地震、津波による災害はありませんが、1771年の明和の大津波で大きな被害を受けた記録があります。明和の大津波を発生させた八重山地震の周期は、150年から400年とされていて、前回の津波から252年たった現在はいつ地震が発生してもおかしくない状況です。また、12年前の2011年3月11日には東日本大震災が発生して、死者、行方不明者は2万2,318人、避難者は47万人という甚大な被害をもたらしました。この時々の津波状況を教訓に、宮古島市でも対策しなければならないと考えますが、地震、津波に対してどのような対策を取ることになるのかということでもあります。

◎総務部長（與那覇勝重君）

地震、津波等の災害時の対策についてお答えをいたします。

先ほどの台風、災害時での答弁と同様でございますが、地震、津波時にも宮古島市地域防災計画に基づきまして、災害の状況に応じた配備体制や職員配置を行いまして、情報収集や沿岸部へのパトロール、防災無線、SNS等を利用して注意喚起を行い、避難誘導等を行います。ちなみに、避難場所につきましては市内106か所を指定緊急避難場所として指定してございます。

◎平良敏夫君

宮古島市には、東日本大震災を教訓に津波災害避難施設が池間島、伊良部島と下地地域の与那覇地区に建設されておりますが、その活用はどのようにしているのかということと、もう一つ言うと、避難訓練等というのはしっかりと行っているのかということでもあります。よろしくお願ひします。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午前11時07分）

再開します。

（再開＝午前11時08分）

◎総務部長（與那覇勝重君）

池間地区につきましては、池間自治会で定期的に、自主的に訓練をされているということでございます。昨今コロナ禍でございまして、なかなか防災訓練も取組が弱いのかなという感じはしていますが、今後はしっかりと市を網羅した防災訓練というのは必要性を感じておりますので、取り組んでいきたいというふうに考えています。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午前11時08分）

再開します。

（再開＝午前11時10分）

◎平良敏夫君

災害なんてコロナ禍を気にして来るわけではない。コロナ禍だってあることはある。コロナ禍に即した対応の仕方ということもしっかりやっていかないといけないと思います。どうかよろしくをお願いします。

次に、宮古島市に戦争等の有事が及んだ場合、市はどのような対策を考えているかということでありますけど、もちろん国民保護法の下で動くことになると思うが、宮古島市の独自の方法、方針があるのかとの質問でありますけど、その答弁を市長にお願いしたいというのは、市長は前里光健議員の松野博一内閣官房長官への要請についての質問に、我々の考える、市は具体的に生命、財産を守るためにどうあるべきかということも練り上げながら国と連携していく必要があると思っていますから、しっかりとその辺は自分たちの考え、構想というものを持ちながら進めていきたいと答弁しています。また、今朝の新聞でも木原稔防衛大臣と座喜味一幸市長との面談があったと新聞に載っておりまして、そこで伺いますけど、答弁内容の市民の生命、財産を守るためにどうあるべきかという市長の考え、構想をお聞かせいただきたいと思います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

市は、どのような対策を考えているかということについてお答えします。

まず、国民保護事態が発生した場合には、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第1項に基づき作成されました宮古島市国民保護計画により、発生した事案に応じて担当者体制、緊急事態連絡室体制、市対策本部体制と段階的に体制を確立していく計画となっております。また、国が国民保護事態発生と判断した場合を事態認定とありますが、事態認定前と事態認定後の体制についても判断基準が定められております。安全確保につきましては、基本的にはその発生した事態に応じまして国の対策本部長より県を通して避難措置の指示があり、市は避難実施要領を作成しまして、市長が市の職員並びに消防団長を指揮し、避難住民を誘導することとなっております。

◎平良敏夫君

市長の答弁だったら、市長に本当にどういう思いをしているのかということの説明してほしいんですけど、今言っていることというのはいろいろ決められたこと、マニュアルです。だけど、そういう大災害時とか、そういうときには一瞬一瞬の判断が必要なわけです。市長の一瞬一瞬の判断が大きく決めることになるわけでありまして、例えばそういうことを一生懸命マニュアルとかどうか、調べてこい、どうのこうのと言っている場合ではないですから、ぜひ市長、自分の一瞬の判断で、そういうことによって市民の命も財産も守られることになると私は考えておりますので、ぜひよろしくお聞きしたいと思います。

次、台風災害時の、さっき災害時ですけど、今回は台風災害時、災害後の宮古島市の対応についてということであります。先月の台風6号で宮古島市は8月2日に暴風警報が発令されて、4日に解除されるまで、丸2日間吹き荒れました。農作物の被害は甚大となりましたが、海浜の被害も多くありました。そこで、5点ほど伺いたいと思います。まず、前浜の砂浜の浸食状況について、復旧作業についてです。今回の台風6号で宮古島東急ホテル&リゾートの前の砂浜が大きく浸食されましたが、宮古島東急ホテル&リゾート関係者によると、50メートルは浸食されていると話していました。波打ち際がホテル施設の目の前に迫っていて、浸食対策の護岸も壊れて、ホテル施設の建設基礎や配管等がむき出しになっておりました。前浜の栈橋からウィンディ前浜の砂浜には大量の漂着ごみや海藻が積もっていて、東洋一と言われる前浜ビーチの景観が大きく損なわれておりました。あのような状況を宮古島市としてはどうするのか、対策とか

いろいろ答弁できますか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

前浜の台風被害による浸食状況の対応についてでございます。前浜ビーチの浸食につきましては、8月に襲来しました台風6号の高波、高潮の影響により、前浜海岸の砂が大量に流され、大規模な海岸浸食が発生しております。また、背後地の遊歩道等にも被害が及んでいる状況となっております。その状況を確認し、8月14日には市では海岸保全を所管する沖縄県に対し、嘉数登副市長及び所管の職員で沖縄県庁に出向き、前浜海岸等の浸食に対する調査及び対策の実施についての要望書を照屋義実副知事に手交したところでございます。県からは、前浜海岸についての対応に関する調査費を計上している旨の報告を受けております。また、9月県議会には被害の拡大を防止する応急処置に関する予算を計上する予定であるというふうに報告を受けているところでございます。

また、漂着物につきましては、台風襲来後、翌日土曜日でございましたが、その日に前浜でマリンスポーツを展開する事業者に対して漂流物、海藻類等の撤去を要請しているところでございます。対応していただきました。

◎平良敏夫君

前浜の砂浜の浸食は、市議会でも以前から問題になっていて、2021年度に下地与那覇地区西浜・前浜ビーチ浸食による海浜保全対策を求める陳情を県議会に提出したが、採択されたのは提出から2年後の今年の7月と聞いております。何でそんなに対応が遅いのかと思っておりますけど、嘉数登副市長は県庁を訪ねて今回の被害状況を県と協議して対策を要請したと聞きますが、要望書を出しただけなのかと言ったら、今話していると。もうちょっと突っ込んで具体的な話はできましたかということでもありますけど、大丈夫ですか。そういう話はありませんか。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午前11時18分）

再開します。

（再開＝午前11時19分）

◎副市長（嘉数 登君）

8月14日にこの件について県のほうに要請に行っております。担当、照屋義実副知事のほうに要請いたしまして、照屋義実副知事のほうからも、東洋一と称されるような前浜の被災状況について、早急な対策が必要であるというような考え方が示されまして、その後環境部局のほうで9月補正に実際に予算が計上されているという状況でございます。要請の後に担当部局長が担当部のほうと細かい調整を行っておりますので、その細かい調整については後ほど答弁させていただきたいというふうに思います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

ただいま副市長のほうからお話のあったとおり、この要請後の翌週8月23日には沖縄県の海岸を所管する関係課、課長以下職員が来島いたしまして現場確認を行っております。その後市の、我々観光商工スポーツ部との意見交換、協議を行っているところでございます。その中でも、先ほども答弁したところなんですが、前浜海岸についての台風被害に関する調査費を計上している旨の報告も受けておりまして、県の

ほうとしても速やかに動いていただいで現場確認をしていただいたところでございます。

◎平良敏夫君

急いでおりますから、次に行きます。

与那覇湾南側農道崩落についてでありますけど、長崎の西浜崎遊歩道崩落現場の視察を自民党会派でやってきたんですけど、思った以上にひどい状態でした。砂浜が浸食されて遊歩道がなくなっていましたけど、遊歩道から砂浜までの落差が10メートルほどあったんです。非常に危険な状態だったんですけど、今回の台風6号で被害が大きく伸展しているようでありますけど、この事態は令和3年9月定例会で上地廣敏議員が、2年前から遊歩道崩落があるが、何ら対策がされていないと対策を求める質問をしております。しかし、その質問から2年、またさらに2年遡って4年間通行止めのポストコーンを置くだけで何の対策もされていないと思っております。担当者が現場を確認すると、危険で緊急を要することは一目瞭然だと思いますけど、なぜ修復工事が進まないのかということの答弁をよろしくお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

西浜崎海岸は、数年前から台風の影響による海岸浸食により遊歩道の崩落が見られ、危険性が指摘されておりました。市としましては、遊歩道の崩落の原因となっている海岸浸食について、海岸管理者である沖縄県に対し、美ぎ島美しゃ市町村会や沖縄振興拡大会議等、海岸の浸食対策について要望をしてきたところでございます。結果として具体的な対応、対策が進められていない状況がありました。今回の台風6号による深刻な被害状況に加えまして、現場の状況からも早急に対策を講じる必要があることから、早急な原因究明の調査、効果的な対策の実施について、去る8月14日に沖縄県知事に要望書を提出しているところでございます。現在市としては遊歩道の通行止めを行いまして、二次被害の防止対策を取っております。県のほうは、8月23日に県の関係機関と市において意見交換を行いまして、県としましては背後地の森林保全を対象としての復旧事業や他の事業メニューについて検討を行っているということでございました。

◎平良敏夫君

何かいろいろやはり協議しながらやっているんですけど、今からいろいろ原因究明もやる、どうのこうのと話しております。正直言って、4年たっている。何でその間に何もできなかったかという話でありますので、本当に、今から言いますけど、何度も何度も言いますけど、遅い。遅い、全てが。

時間がないから次に行きます。パイナガマビーチの大量漂着ごみについてでありますけど、台風6号は8月4日に暴風警報は解除されたんですけど、沖縄県建設業協会宮古支部がボランティアで重機を投入して清掃を行った日は9月6日でした。その間にはクルーズ船が2回寄港していて、多くのインバウンド客がパイナガマビーチを訪れて、また多くの日本人観光客もいました。私は、何度も何度もちょっと見に行っただけですけど、そういう大量のごみが散らかっていた砂浜で遊ぶ観光客は気の毒でなりません。沖縄県建設業協会宮古支部に確認すると、ボランティア清掃の依頼があったのは8月23日で、準備等含めて9月6日に実施したけれども、もっと早く依頼があれば早く清掃できたかもしれないと話してはいたんですけど、なぜパイナガマビーチの大量漂着ごみが1か月も放置されていたか、ちょっと説明してもらえますか。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

(休憩＝午前11時25分)

再開します。

(再開＝午前11時26分)

◎建設部長（川平陽一君）

議員からご指摘がありましたように、パイナガマビーチの大量漂着ごみにつきましては、市が要請を行いまして、沖縄県建設業協会宮古支部の皆さん、約60名が参加して複数の重機をビーチに入れて大量のごみを撤去して行っております。遅れた原因は、当初業者を予定して見積りを取っておりましたが、撤去方法について調整がつかなかったことから対応が遅れました。その間にいろいろ検討した結果、沖縄県建設業協会に依頼して対応を行っております。

◎平良敏夫君

いろいろ業者選定して、有償でやってもらうかとか、いろいろ考えたということではないかなと思っ
ているわけですが、沖縄県建設業協会宮古支部がやればもうちょっと早かった、沖縄県建設業協会宮古支
部としては、我々としてはもっと早く対応できたよという話があるんですけど、これは沖縄県建設業協会
宮古支部長の話です。そういう話がありますので、よく考えてほしいなど、対策を。

それで、今日の新聞に伊良部の佐和田自治会は24日、佐和田の浜で海岸清掃を実施したと。自治会会員
の20名と自衛隊員30名が参加して、台風6号後の清掃と浜に散乱した大量の岩石を重機等により撤去した
とありました。宮古島市は、パイナガマビーチの大量の漂着ごみの撤去に自衛隊に要請することは考えな
かったのかということで、自衛隊を要請することはできなかったんですか。伊良部島の佐和田自治会に対
する要請に対しては快く引き受けて、30名も出して、機械を出して、重機を出して清掃しているんです。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

(休憩＝午前11時28分)

再開します。

(再開＝午前11時29分)

◎副市長（嘉数 登君）

台風による被災後の海浜の清掃等について、自衛隊等をお願いすることはできなかったのかと、検討し
なかったのかという趣旨のご質問だというふうに思っております。被災といいますか、被害の状況の大き
さにもよりますけれども、今後関係機関を含めて連携していきたいということと、市が自衛隊に災害等に関
して要請できるのは要件が決まっております、今回自衛隊が佐和田の浜、そこで海岸清掃を地元の方々
と一緒になされたのは地域貢献活動の一環としてなされたものであるというふうに考えておまして、そ
ういった活動については市としてもできるところは連携していきたいというふうに考えております。

◎平良敏夫君

自衛隊に対する要請というのは、その災害の大きさにもよるよみたいな話なんですけど、そういうこと
ですか。あのときの、新聞にも載っていると思うんですけど、パイナガマビーチの状況というのは今まで
に見たことないような、どこから来たか分からないけど、ツミグル竹というんですか、すだれに使うよう
な細い竹がいっぱい来たわけ。どこから来たのか分かんない。本当に大量に来た。見た人は驚いて、担当

者も見たと思うんですけど、そういうのは、あれ意外と大きな災害です。ぜひやってもらえれば、もっと早く、もっときれいにさせてもらったのではないかなと思っておりますけど、パイナガマビーチは沖縄県建設業協会宮古支部のボランティア作業で大分きれいになっているんですけど、そのツミグル竹というの、何というの、そういう細かいごみが除去できずに残っていて、今朝も見てきたんですけど、本当にひどい。白い砂浜が汚れています。砂には細かく大量にまざっているの、除去は簡単ではない。自衛隊には、砂浜の細かいごみを除去する機械等もあると聞いております。あの状況では、その砂浜がいつきれいになるか全く分かんない、自然に置いておけば、波が来てこれ洗ってくれればと思っているかも分かんけども、見てくるとどんどん押し寄せてきてますますひどい状況になって写真撮ってきたんですけど、時間ないからちょっとやらないんですけど、その砂浜の細かいごみの除去は、そういう機械を持っているんだったら、自衛隊に要請して、それ全部取ってもらってきれいにするという、そういう考えはないですか。

◎建設部長（川平陽一君）

今後の対応につきましては、市民生活に影響が出ることがないようにスピード感を持って対応していきたいと考えております。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午前11時32分）

再開します。

（再開＝午前11時33分）

◎副市長（嘉数 登君）

今後の協力につきましては、その必要性に応じて対応してまいりたいというふうに考えております。

◎平良敏夫君

時間がないから進みます。久松赤浜漁港北側の農道の崩落についてですけど、そこで聞きたいのは、工事費用って日数と予算って大体幾らぐらいかかるのかということでありまして。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午前11時34分）

再開します。

（再開＝午前11時35分）

◎農林水産部長（石川博幸君）

まず、工事費用に関しましてですが、工事費用に関しましては査定結果という形になると思っておりますけども、工事費用は560万円を予定しております。これは補助、期間についてはちょっとまだ未定でございます。

◎平良敏夫君

この560万円というのは、災害復旧補助金になるのか。伊良部島佐和田のなかよね橋も歩道が陥没しております。そのときの、同じように予算は幾らで復旧時間ってどれだけかかったかということを教えてください。

◎建設部長（川平陽一君）

なかよね橋の歩道陥没につきましては、原因を調査したところ、擁壁の基礎部分に満潮時に海水が流入したことが確認できましたので、海水の干満差により3年から4年の間に路盤材の吸い出し防止材が陥没に至ったと考えられます。これは、9月15日に舗装を完了しておりますので、今検査を終えて資料の提出を求めて、工事費に関してはまだ出されておりますので、工事費はまだ確認しておりません。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午前11時37分）

再開します。

（再開＝午前11時37分）

◎平良敏夫君

赤浜の道路は、560万円しかかからないのに何であんな、今から言いますが、何か月もかかっているのかと。では、再質問で以上は台風による被害となっておりますけど、報道等で見ますと、佐和田のなかよね橋の復旧は早急に行われましたよね、早急に。早急に行われた、対応が早くて。しかし、反面赤浜の漁港前の農道は現在まで補修されずに通行止めになっているが、なぜそのような違いが出るかということをちょっとよろしくをお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

赤浜の船だまりの部分の農道については、護岸自体は被災をしておりますけども、農道については陥没等は確認されておられません。土砂の流出による空洞が擁壁背後の農道まで及んでいる可能性がありまして、沈下するおそれもあることから通行止めを実施しております。ここまで期間を有しているというのは、国の災害査定を受けるのを待っていたということになります。

（議員の声あり）

◎平良敏夫君

別に行きます。質問ですから、私の。

（「そのとこ伝えて」「ここをちょっと比較するのは」
の声あり）

◎平良敏夫君

比較するのは駄目なんですか。

（議員の声あり）

◎平良敏夫君

だから、その比較をやっているわけ。何で分からんか。前浜、長崎、赤浜の対応でパイナガマの漂着ごみ問題ですけど、非常に市の対応が遅いと。模合などでの集まりでそういう話題になると、行政のやることは遅いのが当たり前と諦め切った話になりますけど、市長、行政の動きは遅いのが当たり前と市民から言われることにどう思うかということですけど、市長、どうですか。答弁できませんか。

行きます。市長、これ市長の感性なんです。観光客を受け入れる感性が市職員、市長にも欠けているんじゃないかと私は考えている。観光客が宮古島市を訪れるのは、白い砂浜と青い海を求めて来るわけですけど、もともとの白い砂浜は黒くなっていて、前浜は砂浜がどんどん浸食されて小さくなっているんです

けど、現在何の手も打たれていないですね。宮古島市から白い砂浜を取ると何も残らない。観光客は来ません。市長、観光に対する感性を高めて美しい宮古島、美しい海を、砂浜を残すために、今よく言われているSDGsですけど、継続して残していきましょうよということでもありますけど、ちょっとやはり答弁できませんか。

◎市長（座喜味一幸君）

平良敏夫議員にお答えしますが、台風が明け、私もあちこち一応見ておりました。トゥリバーにおいても、プール用の安全ネットが海岸に打ち上げられたり、ごみが上がったり、パイナガマについてもそうでした。あれは、一体どこから来た竹だったんだろかというような、どこかの資材が集まったのかというようなことを含めて把握しましたが、各課においては、もう速やかにやろうやというようなことは言うまでもなく動いておりましたけれども、ご指摘の遅いではないかというようなことに関しては、できるだけ、できるだけそういうスピード感を持ってやろうということは一応共通認識として各部徹底しているところであります。おっしゃるように、台風後のそういう海浜等のごみの問題、それから美しい砂浜を確保する、私たち宮古島の観光振興の大きな目玉でありますから、今後とも、議員のご指摘はごもっともでございますので、迅速に対応していく、そういう仕組みをさらに検討していきたいと思っております。

◎平良敏夫君

次に行きます。

省エネ家電製品買換促進補助事業についてですけど、事業の内容について、この補助事業の補助内容は省エネ家電製品本体の購入に要した費用合計金額の40%以内に対し、補助金の額は12万円を上限とするとなっているが、この購入費用の40%、上限12万円とした根拠は何ですかということでもありますけど。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午前11時43分）

再開します。

（再開＝午前11時45分）

◎企画政策部長（久貝順一君）

補助率を4割以内、上限を12万円とした根拠ということですが、この補助率の設定につきましては、ゼロカーボンシティを目指す本市としまして、市民の皆さんに関心を持っていただき、共に脱炭素に向けて取り組む機運を高めるために4割以内となりました。これは、ほかの自治体のほうでもこういった同様の事業をやっているところもありまして、最高が3割というのがあったものですから、補助率を4割以内というふうに変更をしたところですが、上限に関しても、他の自治体では上限9万円というのがありましたので、そういった意味で4割に上げたということもあったものですから、上限を12万円というふうに変更したところであります。

◎平良敏夫君

昨日も狩俣政作議員から話があったんですけど、他の自治体といたらちょっと那覇市なんかももっとずっと安かったから、上限3万円だとか4万円だとか。今からちょっとさせてもらいますけど、第1回申請受付時の混乱というのがあったんですけど、7月9日、第1回申請受付を行っていますけど、受付は9時

からと告知したにもかかわらず、多くの市民が早朝から集まり、混乱があったと報道がありましたけど、どういふことか説明してくださいと言いたいんですけど、これはいいです。ちょっとやはり混乱させた責任は当局にあるわけです。12万円の補助金がもらえるとなると、市民は朝早くから並びます。何なら前日から並びたくもなる。私だって並びたい気持ちはあるが、道徳がそれは許さないと。うわさですけど、市の職員も並んでいたと聞きますが、市の職員がこのように並んで補助金申請することは問題ないかということでもありますけど、いかがですか。聞いています。

◎企画政策部長（久貝順一君）

市民が朝早くから並んで、2日間で合計200名の受付ということで先着順でやったところでもあります。ただ、想定を超える多くの市民が来たというのは、早く来たんだけど、受付ができなかったということに関しては反省をしているところでもあります。

また、職員の部分に関してですけども、原則的には職員も可能であるとは思っておりますけども、混乱も生じていたところもありますので、新聞等またその当日の受付等のあれを見ていく中で、市の対応としまして職員に対しては自粛の要請をしたところでもあります。

◎平良敏夫君

自粛の要請はしたんですか。さっき言ったそういう、例えば早朝から並ぶという方はいましたか、職員で。聞いています。そこでいい。

（「はい」の声あり）

◎平良敏夫君

そういうこと、市民からのみっともないとの指摘があるから私は話しているわけでもありますけど、市職員もしていいよという話もあったように聞こえたんですけど、そのような、言ってみたら、私で言ったら不道徳なこととして、市職員は補助金をあげる側ですから、やるべきではないと考えておりますけど、市長、どうですか、そういうことに対して。やるべきでないとは考えないですか。

次に行きます。いいです。事業成果についての見解はということで、この補助事業の趣旨として、本市のエネルギー自給率の向上に向けて、市民による電力使用量の合理化、促進と同時に電気料金の負担軽減を図ることを目的として、宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金の制度を創設したとあります。伺いますけど、市民による電力使用量の合理化、省エネ、また電気料金の負担軽減は試算できますかということでもありますけど、いかがですか、試算できますか。

◎企画政策部長（久貝順一君）

先ほど述べましたとおり、本事業は宮古島市全体のエネルギー自給率を高めるために、省エネ促進と電気料金の負担軽減を目的としております。そのため、補助申請時には省エネ効果の見込みを提出していただくこととなっております。これは、例で言いますと、テレビのほうだと裏面のほうに消費電力の記載がされております。それを比較すると消費電力の見込みが出てくるものだと思っておりますが、現在その受付をしている段階でありますので、受付が終了次第、そういった集計を基に成果を示していきたいと考えております。

◎平良敏夫君

そういう、例えばエコという観点で市民に啓蒙するよという観点ではすごくいいことだと思うんですけ

ど、ただこれによってどれだけ電気使用量が減ったかということは、ちょっと私は疑問に思うんです。ちょっと那覇市のことを話しますが、那覇市も同様な補助事業を来月から始めるということでもあります。概要を見たけど、全て省エネ性能の電化製品に買い換えて65歳以上の高齢者が同居する世帯の中から抽せんで購入費用の2分の1、上限3万円の補助金を交付するとなっているとさっきも言いましたけど、この那覇市の補助事業が本当は正解なんです。宮古島市が那覇市の内容で補助事業を取り入れたとして単純に比較すると、補助を受ける市民は今より4倍になり、電気使用量の合理化、負担軽減、CO₂排出の削減は4分の1になるということは単純な計算ではなりません。また、希望する市民の申請を受け付けた上で抽せんで決定することにより、朝早くから多くの市民が並んで混雑することも避けられた。このような事態は、平等の観点から広く浅くやるべきだと私は思っております。市民からは、金持ちの市民に対する補助金のばらまきだとか、また当然12万円の補助金を受けるためには30万円以上の買物をしなければならない。一般市民はなかなか買えない等々の不満が本当に多くありました。そのようなことを踏まえて、市長はどう考えておりますかということをお答えできますか、市長。

(何事か声あり)

◎平良敏夫君

やりませんか。分かりました。そういうことがありますので、本当に言っているように広く浅く、何であんなお金持ちにたくさん補助金をあげるかと。前回もそのようなことあったんですけど、そういうことを踏まえ、次やるときはしっかりと、広く浅く、いつも言っているように低所得者です。だからといって、もっともっと電気使用量の削減はできるよ。そこまで頭がいかなかったのかと思っておりますので、ぜひそういうふうにやってください。要望です。

次の結の橋学園のプール設備についてですけど、進捗状況。ちょっとそれは知っておりますから、答弁はよろしいです。

小中学校のプールについては、私はいろいろ考えるところがありますが、結の橋学園のプール建設は大いに賛成であります。できれば伊良部島にも一つ市民プールを建設すべきと考えております。宮古島には1か所民間のプールが市内にありますが、多くの伊良部島の市民、高齢者も遠いところから通っていると聞きます。整形外科のお医者さんから足腰のリハビリはプールがよいと聞いて通う方、また健康維持のために通う方がいろいろいますが、間違いないのは市民プールの必要性はその方々も強く訴えているということです。

小中学校の次に、プールの維持管理経費について年間幾らかかるかということでもありますけど、よろしくをお願いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

小中学校のプールの維持管理につきましては、専門業者により管理業務を行っております。管理経費につきましては、千円単位でお答えさせていただきます。これは、令和5年9月15日現在です。小学校で1,261万7,000円、中学校で405万9,000円となっております。修繕費、工事費につきましては、小学校で342万9,000円、中学校で330万円となっております。維持費、管理費、修繕費等を合わせまして、小学校1,604万6,000円、中学校で438万9,000円、合計2,043万5,000円となっております。

◎平良敏夫君

学校プールの活用は、いつからいつまでかということでもありますけど、冬はやらないでしょう。

◎教育部長（砂川 勤君）

学校により異なりますけれども、ゴールデンウィーク明けから7月の1学期間が多くなってございます。使用頻度としましては、クラスで10時間から12時間程度となります。

（議員の声あり）

◎教育部長（砂川 勤君）

1クラスです。

（「1クラス分」の声あり）

◎教育部長（砂川 勤君）

はい。

（「年間」の声あり）

◎教育部長（砂川 勤君）

そうです。

◎平良敏夫君

プールの耐用年数は30年と言われて、ネット等で調べると30年ほどだよと言われてはいるんですけど、本当にその耐用年数に近づいているプールはどこかということと、もう一つ言ったら耐用年数を過ぎたら再度プールを造るのかということでもありますけど。

◎教育部長（砂川 勤君）

市内の小中学校で老朽化といいますか、一番古い学校、北小学校、平良中学校が平成16年度完成で、今年度で19年目になります。また、プールの耐用年数は30年と言われておりますけれども、修繕などの対応をしながらまた状況によって判断していきたいと、そのように考えております。

◎平良敏夫君

小中学校のプールの費用対効果というのがすごく気になるわけでもありますけど、それはそれで気になりながら次に行きたいと思えます。市民プールの建設構想についてですけど、市民プールの建設の計画はあるかということでもあります。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

市民プール建設構想についてお答えします。

市民プールの建設については、現在のところ維持管理に係る財政負担が大きいと想定されるため、整備は容易ではないものと考えております。しかしながら、本市の現状に即した具体的な数値を上げた検討は行っておりませんので、いま一度市民プール整備に向けた調査の実施を検討したいと思えます。

◎平良敏夫君

私は、これまで何度も市民プールの必要性を訴えてきました。多くの一般市民が望んでいるのは、体育館ではなく、市民プールの建設を求めているのが現実であります。もちろん私は新総合体育館の早期の建設を望んではいますが、体育館に縁のない多くの一般市民や高齢者はなかなか利用することもなく、訪れることもないのが現状であります。新総合体育館の建設はやっと動き始めました。建設できるのは間違いないでしょう。市長、次の大型プロジェクトとして市民プール構想をどうか、どうかぜひ描いてほしいな

と考えております。屋内の一年中利用できる温水プール、幼児から小中学校、高校生、一般市民、高齢者、またアスリートから、健康維持、生活習慣病予防のため、誰もが思い思いに利用できる市民プールがぜひ必要と考えております。児童生徒の水泳授業は現在6月から9月まで、先ほどありましたけど、短い時間となっておりますが、市民プールですと一年中水泳の授業を受けることができます。今、沖縄本島を含め、内地では子供をスイミングスクールに通わせる親が多いそうです。文部科学省の水泳授業の趣旨は、水泳系で求められる身体能力を身につけること。また、水中での安全に関する知的な発達を促すこと、さらに水の事故を未然に防ぐ理論的な思考力を育むこととしております。身体能力は当然のことですけど、意外なのは知的な発達を促す、理論的な思考力を育むということはどういうことでしょうかということでもあります。東大生の6割は、子供の頃水泳教室に通っていたとの調査もあります。今学校では、先生の過重労働が問題になっていて、働き方改革が叫ばれております。学校からプールへ移動、水泳の授業も専門の指導員に委託すれば先生方の負担も軽くなるというものであります。一般市民、また高齢者等がプールに通って元気になると病院通いが少なくなり、市民から苦情の多い国民健康保険料が安くなり、子供たちがプールに一年中通えることで東大生がたくさん誕生することになるかもしれません。建設業界を支援するためにも、市民の実質賃金向上のためにも公共工事は必要であります。市民プール建設は、不要な箱物事業ではありません。市長の外交努力で新総合体育館及びシェルター建設を実現させようとしているところではありますけど、市民プール建設も地下シェルターを備える避難施設として要望することで防衛省の予算をつけられると考えますが、市長、以上を踏まえて市長の見解はいかがでしょうか。ぜひよろしくお願い致します。

◎市長（座喜味一幸君）

いっぱいメニューの入った質問をありがとうございます。1つは、プールについて、今おっしゃっていた議員のいろんな提言は私も同感だなと思っておりますので、先ほど部長から答弁しましたように、この学校統合によるプール、これから更新しなければならないプール等があるんで、学校のプールの在り方を地域統合できないかとか、あるいは市民プールとして、どういう形でのほうが最もベターなプールになるのか、今回調査費をしっかりとつけて、そういう情報の収集、先進事例の収集等を含めてその辺はしっかりと対応していきたいなと思っております。新総合体育館の中でのプールの話は、提案として一応受け止めておきたいと思えます。

◎平良敏夫君

市長、提案として受け止めるだけではなくて、ぜひ実現させる、本当に市民は今市民プールを熱望しているんです。ぜひよろしくお願いしたいと思えます。宮古空港駐車場についてですけど、駐車場の増設についてです。近頃は、増設されたと思っているんですけど、まだまだ足りていない現状がある。そういうことでありますので、答弁はいいです。ぜひまたしっかり増設してほしいなと思っております。

その中で、駐車料金についてでありますけど、駐車料金も電話で確認すると、現在のところは入庫した時点から料金加算されているという話がありました。それで、空港の乗降車場の混雑がひどい状況にあるということで、混雑緩和のために駐車料金を30分間無料にしてほしいと、身障者用駐車スペースも構わず車を止めているものだから、利用するべき方が利用できていない状況にある。駐車場のスペースが空いていないのが一つの原因でもあるんですけど、駐車料金を30分間無料にすることで降車場の混雑が解消され

るのではないかと考えておりますけど、いかがでしょうかということであります。

◎建設部長（川平陽一君）

簡単にお答えします。

混雑の緩和を図るためには、那覇空港において実施されている駐車後の30分間の無料化が有効と考えておりますので、この件につきましては有料化になっている駐車場の一部無料化を含めて、料金形態の見直しなどを含めて引き続き取り組んでいきたいと思っておりますと伺っております。

◎平良敏夫君

今まで検討してきているけど、実現していないよと、引き続きやるよと。あんまり前向きな答弁ではないので、ぜひ本当に今宮古空港というのはひどい状況になっているというのは知っていると思いますので、キャパが狭い、もういろんな問題がたくさんある。駐車場を大きくして駐車料金を30分無料にする、そのことが、その30分を無料にした場合どれだけ損害があるかみたいなことになるわけですから、ぜひ無料にしてください。

空港について、ちょっと私見として言いたいことがありますので、述べさせてもらいますけど、先月18日に那覇市に行くために宮古空港に行きましたが、台風6号から2週間もたっているというのに駐車場と歩道の路肩は台風後の清掃もされていなくて、ごみが散らかって見苦しい。また、ターミナルビルの1階のトイレに入りましたが、トイレ独特の臭さがありました。この頃珍しくて、何度も何度も出入りして確認しました。やはり臭う。今どき他の空港でトイレ独特の臭いを嗅ぐことがなく、すごく気になります。ごみの散らかりも、トイレの臭さも島民として恥ずかしくて、観光客にどのように見られているのか非常に気になりました。1つ加えますけど、宮古空港の出入口に石板の立派な看板がありますが、周りの雑草が伸び放題で、看板の文字も辛うじて見える状態です。そこで、観光客は記念写真を撮る方もいっぱいいるところであるんですけど、観光客が多く訪れる宮古島、観光がリーディング産業と位置づける宮古島市の玄関口がそのような状況であってはならない。この点について、ちょっと答弁はできますか。

◎副市長（嘉数 登君）

宮古空港ターミナルの件ですけども、私も宮古空港ターミナル株式会社の非常勤の取締役でありますので、二月ですか、三月に1回は取締役会に参加しております。今ありましたターミナルビル内の清掃、特にトイレの臭い等々につきましても、次回の取締役会のほうで取り上げて対応していただきたいというふうに思いますし、それからターミナルビル外の雑草というんですか、そういった部分につきましてもしっかりと現況確認していただいて、適宜対応してもらおうよう要望してまいりたいというふうに考えております。

◎平良敏夫君

トイレの臭いというのは、今度10月1日か、行くことになるから後で確認しますが、トイレの臭い、これは清掃したから取れるというわけではないということは分かると思うんですけど、配管の問題ですから、配管が臭いんです。そこを掃除しないとどうしようもない。ぜひやっていただきたいと思います。

あんまり時間ないから、荷川取線の道路工事、ちょっと話したんですけど、荷川取線のあの通りの中で地権者に道路工事に伴う用地買収に反対する者はいないと聞いております。それで、荷川取線は古い道路で、築四、五十年たっているんですけど、また住民は高齢化していて、一刻も早い用地買収、物件補償

の契約を望んでおります。コンクリートスラブが剥がれ落ちたり、はりが落ちる事故も発生していて非常に危険な状態です。また、ブロック塀が道路側に大きく傾いていて、いつ倒れてもおかしくない状態であります。家主は、立ち退き予定で修理、修繕することもできないと話しております。自分の命があるうちに問題解決したいという高齢者が多くて、そのような状況の中、地権者は早めの補償契約をしてほしいと訴えております。道路工事を早く進めるためにも、反対する者がいないのであれば、先に用地買収、物件補償をどんどん進めていってはいかがですかというお話がありますけど、どうか。質問ではなくて、いいや、もう。時間がない。本当にどんどん、どんどん進めていってほしいわけ。話を聞いたところで順序よくやってくれて話だったんですけど、ぜひどんどん用地買収のほうから進めていってほしいなど。後でまたやりますんで、どうかよろしくお願いします。

最後に私見を述べまして終わりたいと思います。久松の赤浜漁港前農道陥没無許可工事についてですけど、問題になっている企業は地域に密着した企業で、地域住民との距離が非常に近かったことが考えられます。その関係企業は、2学期が始まる前、久松小学校、久松中学校周辺道路をボランティアで清掃することが毎年新聞報道に載ります。道路清掃はもちろんですけど、道路にせり出した樹木の剪定など、児童生徒が安全に通学できる環境整備活動で地域住民に喜ばれていることも載っていたりします。5月の大型連休では、大型クレーン2台でこいのぼりを100匹以上も掲揚して宮古島市の子供たちを喜ばせている活動もしております。該当議員は、住民に頼まれると一生懸命動き、男気が強く、考える前に動き始める性格が、市がやらないのであれば私がやると、今回問題の応急工事もそういう流れで行動したのではないかと考えています。今回議員の行動のよしあしは取りあえず置いておきまして、行政側のいろいろな対応の遅さに対して一石を投じたものとその点は評価して、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

◎議長（上地廣敏君）

これで平良敏夫君の質問は終了いたしました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開いたします。

休憩します。

（休憩＝午後零時12分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎栗国恒広君

皆さん、こんにちは。一般質問最終日午後からの登壇残すところあと2人です。一般質問の前にちょっと私見を述べたいと思います。

9月8日、9日、私の地元であります久松地区、松原地区、久貝地区で盛大に敬老会が開催されました。この敬老会というのは、3年ぶりにお年寄りをみんな集めて開催する、新型コロナウイルスによる行動制限が解除され、ようやくこの先輩たちの長寿を祝うという集いが行われました。この敬老会のために、私たちの地域では島外から子供や孫、親戚もわざわざ駆けつけるなど、地域の一大行事であります。もちろ

ん地域の小中学生、子供たち、生徒の皆さんも余興を披露したり、そして久松の伝統であります久松五勇士の舞を演技したりと、会場は盛大に盛り上がりました。8日の松原地区の敬老会には、副市長も来賓として出席され、祝辞を述べられておりました。新敬老者を含め、171名の敬老者を本当に祝福されたと思います。副市長は、その状況を見てどう感じただろうか。本市では、新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられても、敬老祝金をいまだに金融機関に振り込むという、何とも何とも味気ない給付が続いております。久松地区の敬老会では、会場に訪れた敬老者が直接手渡される祝金に会場は大きな拍手に包まれ、受け取った本人はもちろん、会場にいる皆さんも笑顔で、笑顔がとても印象的でした。9日にも久貝自治会の敬老会が開催され、何と100回目の節目と、会合ということで参加者の顔は喜びに満ちあふれていました。しかしながら、8日の松原自治会とは異なり、久貝自治会の敬老会には当局から来賓は誰一人来ておりませんでした。非常に寂しいものです。そこで、ふと私は座喜味一幸市長が掲げる市民に寄り添う行政とは何かと考えました。久しぶりに皆さんが集まって開催された敬老会、私たち宮古島市の発展を支え、貢献してきた先輩方の長寿を祝う集いに、しかも100回目というこの記念日、記念開催において、なぜ誰もが当局から出席できなかつたのか。寄り添う行政サービスを前面に打ち出しながら、実際には寄り添うどころか顔すら見せない、突き放した対応でありませんか。本当に寄り添うという考えが少しでもあれば、少しの時間を割いてでも誰か行政の一員が出席は可能だっただろうと思っております。市長が掲げる市民に寄り添う行政とは、市長、いま一度心に問いただしてください。

通告に従いまして、要望、そして提案をしながら一般質問を行いたいと思います。まず初めに、福祉行政について。福祉行政について、令和4年度の民生費の不用額について聞きたいと思います。令和4年度の決算における歳出決算、462億9,600万円、そのうち418億1,200万円が歳出されたということでありまして、歳出されなかつた予算のうち30億8,700万円余り、これは翌年度に繰越しということで、そのうちの不用額13億9,600万円余り、そのうちの民生費が4億7,890万円、これ不用額の全体の33%ぐらい占めているという意見書がありました。当局は、委員会ではいろんな感じで、コロナで活動自粛、福祉施設の休館などがあり、事業が実施できなかつたということがありましたが、この予算、特にこども家庭局に新しく創って、これ1億3,000万円もあるんです、内訳からしたら。その辺に対してこの予算の不用額って、これからのこの予算の仕組みってどうお考えなのか、ちょっとお聞かせください。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

民生費の不用額のうち、こども家庭局関係の不用額は1億5,580万7,000円となっております。主な費目としましては、こども医療費助成、低所得の子育て世帯への給付金等の給付に係る扶助費、それから保育所等の運営に係る扶助費、委託料、補助金となっております。給付に係る扶助費については、社会情勢等の影響で想定していた給付対象数に変動があったことが不用額発生の主な原因となります。保育所等の運営に係る扶助費、委託料、補助金については、支援を十分に行き届けることが重要であると考え、各事業において前もって所要額調査等を実施しております。必要最大限の予算を確保しております。不用額発生の要因としましては、実績積算で交付する費用のため、各施設の運営状況等により不用額が発生する状況にあると考えております。今後も支援を十分に行き届けることが重要であるため、引き続き必要な予算を最大限確保することに努め、各事業を実施していきたいと考えております。

◎栗国恒広君

今こども家庭局長の話では、支援をしっかりとやっていくというような答弁ですけど、やはりこの保育所の保育料、今本市はゼロ歳児から3歳未満まではまだ保育料を徴収しているんです。なぜそれだったら1億5,000万円も、私1億3,000万円って自分で計算したけど、1億5,000万円ということで、2,000万円も私思ったよりも不用額が多いということですけど、こういう不用額をしっかりと支援するためには、零歳児から3歳児未満までの保育料に関してもしっかりと支援していく必要があるんじゃないですか。その辺についてちょっと見解をお伺いします。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

幼児教育、保育の無償化は、3歳児クラスから小学校入学前の児童と、ゼロ歳児から2歳児クラスにおいても住民税非課税世帯の児童等については無償化の対象となっております。現時点では、全ての児童の保育料無償化については検討しておりませんが、今後国のこども未来戦略方針でも示されておりますこども誰でも通園制度等も施行が始まることもありますので、施行状況等も見ながら改めて試算をしていきたいと考えているところです。

◎栗国恒広君

今こども家庭局長も述べられたとおり、国もこの子供支援に対しては倍の予算をつけると言っているんです。ですから、そういったことをしっかりとしながら今回令和4年度でこれだけ不用額が出た。どこにそういったものが充填できるかということ。予算審議のうちでしっかりとやって、この零歳児から2歳児、3歳児も支援できるようにしたほうがいいと思います。あまりにもこの不用額が大き過ぎるのには本当にびっくりしました。ちなみに、これ令和3年、令和4年と増えてきているんです。ですから、そこら辺はしっかりと支援の枠をいろんな感じで捉えて、しっかりと支援することが大事だと思います。

次に、福祉のほうで今年度、令和3年から令和4年、2年度において、福祉事業サービスにおける市民サービスにおいて新しくサービスした事業、あるいは廃止になった事業等があればお答えください。

◎福祉部長（松堂英彦君）

申し訳ありません。今ご質問の令和3年、令和4年の住民福祉のサービスで新規事業、廃止になった事業につきましては、ちょっと確認をして後で答弁をしたいと思います。

◎栗国恒広君

基本的にこれ扶助費も含め、民生費の不用額がこれだけ令和3年、令和4年と上がっている。もちろんコロナ禍でいろんな支援ができなかったというんですけど、これはある意味行政の柱である福祉と教育、その衰退だと思います。しっかりと予算を組みながらその支援ができない。行政の基本は、教育と福祉なんです。それがしっかりとできていないというのは、福祉部長はじめこども家庭局長はしっかりと対応すべきだと思います。よろしくお願ひします。

次に、政治姿勢について。本市の令和5年8月末までの予算執行率について伺いたいと思います。一般会計の中で、一般会計のみでいいですので、ちょっと執行率を教えてください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

令和5年度8月末までの予算の執行率についてお答えいたします。

本市の令和5年8月末までの一般会計における全体的な予算現額に対する支出済額の割合でお答えいたします。予算現額418億3,698万1,051円に対しまして、支払い済み額が107億1,512万9,230円となり、支払

い率は25.6%となっております。

◎栗国恒広君

今25.6%という話でしたけど、私がもらったデータには13.6%というのがあったんですけど、これ数字は合っていますか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

確認しましたので、正しい数字でございます。

◎栗国恒広君

25%がどういったものかという、他市でもいろいろ、石垣市のほうは、石垣市あたりはもう49%ぐらい出しているんです。宮古島市の倍なんです。私これなぜ質問するかというと、皆さんが行政に対するこの予算を使って事業執行するのが非常に遅いのではないかなと思うんです。ですから、今回の決算を見ても繰越額が30億円、ほかの自治体はあり得ません、これ。予算執行に対して、市長、市長聞いています。市長の見解ってどうですか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

栗国恒広議員が事業のお話をされていますけど、総務部としまして物件費と、あと普通建設事業費について8月末時点の支出済額というものを算出しております。14.9%となっております、先ほど議員おっしゃったように近い数字かなというふうには考えております。まず、この14.9%ということですけど、事業執行に当たりましては、やはり繰越事業というのがございまして、そこら辺のちょっと繰越事業が多いというのも一つの要因かなとは思っていますので、宮古島市の健全な財政運営の観点からしますと、やはり予算の執行といいますか、繰越しとにならないような、可能な限り速やかに事業を進めていくというのが大事だと思っていますので、そこら辺はしっかり検討しながらといいますか、年度内の予算を執行していくということが重要だというふうに考えております。

◎栗国恒広君

総務部長、これ当然です。皆さん、今年度しっかり1年間の予算を組みました。しかし、この8月、特に公共工事等、いろんなものに関して8月中、4月、3月に可決されると6月、7月中に発注しないと工期が延びるも目に見えているんです。市長、あなたが政策で訴えたことが予算に反映して、あなたは予算権限もあるんですから。それを実行できない。私は、何が言いたいかというと、これ市民サービスが低下しているということなんです。これがいろんな感じでこの竹アラ地区の圃場整備にもいろんな感じで響いてきているのかなというふうな感じで私は思います。総務部長、財政と相談しながらしっかり予算を組んだのはこの年度内での予算消化、それをしっかりやってください。もうこれ14%、11市で最低だと思いません。しっかり取り組んでほしいと思います。

次に、し尿処理施設の全工程ですが、昨日の狩俣政作議員の質問に環境衛生局長は、本当に答弁を聞いていても何か苦しいです。市長、市長が就任して計画を突然変更して、当初20億円ぐらいのこのし尿処理施設ができるということでした。ようやくこの姿が前を見てきて、9月には県の環境アセスもクリアしたと。もう10月に入札が予定されているということでもあります。そもそもこのし尿処理施設、私たちがこれ市の喫緊の課題だと。観光客200万人を迎えるために、観光客の増員で喫緊の課題として、環境アセスが要らないこの49キロリットルというアセスをクリアするためにも、伊良部島の佐和田地区という感じで、

ここにいる議員も全員が賛成でした。ところが、市長が就任したときに我々議会に言ったのは、20億できますと、15億円の経費が削減されるんだと。それ市民が聞いたら、それでみんな市民納得します。ところが、今蓋を開けてみると28億円。そして、今のこの世論、この世界情勢を見るとこの金額というのは、私の勘ではもうその金額では収まらないと思います。いろいろ私も個人なりに調査したところ、30億円確実に超えます。10月の入札、多分不調でしょう。何を根拠にするかという、これは私が勝手に集めたデータなので、根拠はありません。でも、市長、市長が当初から言われた、この描いた市民負担、財政軽減、これ市民負担は倍になります。その件に関して、市長、考えがあるなら答弁をお願いします。なかったらいいです。次に進みます。

答弁がないというのは、答弁がもらえないと。非常に残念です。市民をあれだけ、議会も巻き込んで、市長の不信任案も出ました、この事業に対しては。ある意味市長が事業をスタートする、もう10月、来月です。目の前にして答弁がないというのは、ある意味市民の意向を無視した行政運営だと私は感じております。この件についても、突っ込んでももう多分答弁はもらえないということで、次に進みたいと思いません。

次、本市の小中学校の建設予定についてですが、今西辺中学校で建設が予定されています。その後、平一小学校でも基本計画の中で予定されていますが、こども予算の執行がすごく遅いと思うんです。まだ入札も行われていません、これ。教育長、来月です、入札があるのは。この皆さんが基本計画で立てた、我々3月定例会で予算で、なぜそれができないのか。地盤に空洞があるとか、いろんな言い訳をしているんですけど、それは既に分かっていたことなんです。その辺について、なぜそこまで遅れているのか、教育長、答弁をお願いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

議員ご指摘のとおりでございます。西辺中学校改築工事の発注が遅れている要因としましては、里道の廃止申請の遅れ、あと建設予定地の土中に想定していなかった空洞が広範囲にわたって存在したことから、建築確認申請手続が遅れたことによるものでございます。

◎栗国恒広君

教育部長、それはもう答弁はそういう答弁しかできないと思うんですけど、やはり私が言いたいのは、先ほど言った民生費にしても教育費にしても予算執行が遅い。その被害を被るのは子供たちと福祉。一番行政がされるべき行政だと思います。しっかり取り組んで、もうこれ以上の遅れがないようにしっかり事業を遂行してほしいと思います。

それでは、先ほどから、午前中にも平良敏夫議員も言ったように、このシェルター、いろんな意味で公共施設にシェルターが必要ではないかなというふうな感じでうたわれています。その件に関して、やはり学校は町の核と、この地域の核となる存在だと思うんです。そういう意味では、こういった学校施設にはシェルターという機能を持った施設が必要ではないかなと思うんですけど、昨日、24日も木原稔防衛大臣と市長は面会しております、市の幹部の皆さんが。それを踏まえて答弁があればよろしくをお願いします。どういふふうな感じの計画でいくのか。計画がなかったらいいです。

◎副市長（嘉数 登君）

公共施設におけるシェルターの設置についてというご趣旨の質問かと思っております、地下避難施設

はミサイル攻撃による爆風等からの被害軽減効果がより高いとされておりまして、国も避難施設として指定するよう推奨はしております。また、非常時においても島外避難をされない方、また住民避難後も行政、警察機能等の維持のために在島する必要のある職員等の避難、またはその活動拠点として特に堅牢で安全性の高い地下避難施設は必要だというふうに考えております。今後この公共施設等における地下避難施設については、市の緊急一時避難施設の指定状況等も踏まえながら検討する必要があるものと考えております。

◎栗国恒広君

予想していた答弁だと、検討しますという感じで答弁をというのはいもう当たり前だと思うんです。やはりそこはいもう少し踏み込んだ答弁が欲しいんです。市長、副市長は会われているんです。せっかく防衛大臣が来ているんな感じで、今総合体育館の件で来ているんですけど、やはりこういった南西地域の今の現状を見ると、やはりこういった施設が必要だというふうなお話だったと思うんで、そこはいもう少し踏み込んだ答弁があれば、再度答弁をお願いします。

◎副市長（嘉数 登君）

緊急一時避難施設に関しまして、私は先ほどの市の緊急一時避難施設の指定状況等も踏まえという答弁をさせていただきました。現在市における緊急一時避難施設は74か所、これは人口のカバー率でいきますと399%というふうになっておりますけれども、堅牢な地下構造の避難施設は沖縄県内でも6か所しかない、宮古島においては無いということがございますので、そこはい今後検討していく必要があるというふうに考えております。先ほど栗国恒広議員が計画はないかというお話がありましたけれども、まだそのシェルターについては機能ですとか構造、そういったものについては現在内閣官房のほうにおいて検討しておるところですので、市としても計画的な整備というところには至っておりません。また、そこまでは検討できる状況にないものと考えております。

◎栗国恒広君

今検討はないということですけど、これも喫緊の課題だと思いますので、ぜひ前向きに取り組んでほしいなと思っています。

次に、法定外目的税、昨日の山下誠議員の答弁では、当局の答弁を聞くともう宿泊税ありきなんです。私たちは、この宿泊税に対しては伊平屋島、伊是名島の入島協力金も含めて自民会派でもいろいろ視察に行きました。県のホテル業界は、これ35%反対しているんです。そういう中でも市長は本市独自の観光を振興する観光振興税、法定外目的税、それを導入するに当たって、私たちは常にこの離島である、入り口が1か所しかないこの島においては、我々の地方団体において空港での入島税徴収が一番いいのではないかなということで、常に議会で発信しているわけです。観光商工スポーツ部と自民会派との意見交換会でもそれを前面に出してきた。しかし、昨日の答弁を見ると、もう宿泊税に決まったんだというような答弁が出ています。ここは、いま一度我々が発信しているものもしっかり受け止めてほしいと思います。最後は議会議決です、これも。その件に対して答弁があればよろしくをお願いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

宿泊税導入についての状況についてお答えいたします。

法定外目的税導入につきましては、令和3年度におきまして入島税、宿泊税、入島協力金という形の3

つに絞り込んで、どの税がいいのかということについて議論してきたところでございます。庁内の中におきまして、徴収体制や収入と使途のバランス、市民生活への影響等を考慮しながら議論し、令和3年度、宿泊税が最適ではないかと判断いたしました。法定外目的税を入島税として導入した場合、税の公平性の観点から住民のみを非課税とすることはできず、市民の負担が生じることとなります。また、沖縄県は宿泊税としての導入を検討しており、こちらも導入された場合、観光客に対して2つの税に対する納税義務が発生することなど、こういった観点から宿泊税がよいのではないかと判断をいたしましたところでございます。

◎栗国恒広君

観光商工スポーツ部長、その判断ですけど、ですからこれ沖縄本島と離島と違うのは、沖縄本島は那覇空港に着いたら、例えば浦添市、宜野湾市、名護市に行きます。宮古島は、空港に着いたら宮古島にしか行かないんです。ですから、税の徴収にしても、またいろんな宿泊料金に課税する、今宿泊料2万円から200円、2万円以上は500円というこの税の徴収にしても、すごすぎるです、これ。島外からこの島にいろんな感じで、例えば建設労働者、いろんな方が来ます。彼らは、5,000円以下の宿に泊まることが多いんです。そういった面で島に入る方々から、税率は今から検討してもいいんですので、まずは税の徴収を考えてください。ですから、我々自民党派でもしっかりもっと協議して、これ市独自でやって言っているんですから、市長は。県のところに合わせる必要ないと思います、私は。税で徴収したこの税金を、しっかり目的を市民に周知しながら、しっかり言えば理解は得ると思います。その辺をしっかりして、今度行われる会議でこういったことをしっかり捉えて会議に臨んでほしいなと思っております。

次に、揮発油税の軽減措置について、私これ6月にも質問しましたが、市長は関係者を、関係機関、業者を呼んで意見交換をしたいという答弁がありました。6月以降意見交換はやりましたか。市長、お答えください。

◎企画政策部長（久貝順一君）

事業者が販売するガソリン価格につきましては、事業者の様々な経費を踏まえて、経営状況を勘案しながら設定されるものであり、公正かつ自由な競争の観点から、行政が直接に商品の価格設定に介入し、誘導することは困難であると6月定例会でお答えしたところです。一方で、揮発油税軽減措置の継続をはじめとした離島におけるガソリン価格のさらなる低減へ向けては、県と離島市町村が連携した取組が重要とのことから、今月末に県の呼びかけにより、石油製品輸送等補助事業に関する意見交換会議の実施が予定されております。現状や今後の展開等を共有することで、県と離島市町村が連携した、効果的な取組の検討が進められるものと考えております。また、市としましては、離島のガソリンが割高となる原因につきまして、県による調査、分析を継続するよう求めるとともに、石油販売事業者を交えた議論も重要であると考えておりますので、今後事業者との意見交換会についても県と調整しながら実施を検討し、官民で協働しながら離島のガソリンの価格の低減を目指していきたいと考えております。

◎栗国恒広君

私は、市長がこれを業者と懇談会を持ちたいって、そこを聞いていたんです。別に対策は聞いていません。部長、市長が今この宮古島で行われているガソリン価格に対して、もうこのガソリン制度って分かりますよね。国税でやっているんだよ、国の税金で。私は言いました。携帯電話の料金が下がった。あの菅

総理大臣が。もちろん市場原理も分かります。行政がこういったとこに食い込んで、意見を聞いてしっかり国が措置しているのに市民生活に反映しない。インフレがずっと上がってきています。物価高騰。それに対して市民生活を守る市長は、6月定例会で答弁したとおり石油事業者を呼んでと。私は、これ値段下げると言っていない。市長が答弁したこの懇親会を持って、意見交換会を持ってどういうことができるのか。これ副市長も言っていました。答弁があれば。

◎副市長（嘉数 登君）

揮発油税に係る地域における市と事業者との話し合いということですが、まず次年度の税制改正大綱に向けて今作業が進められております。離島住民にとりまして、電力料金に関わること、それからガソリン料金に関わるこの揮発油税というのは非常に大きいというふうに考えておりました、美ぎ島美しゃ市町村会のほうにおいても、この揮発油税の軽減措置と石油石炭税の減免、免除というところについては最重要課題という形で要請をさせていただきました。現在の税制改正大綱に向けた国における検討状況というところでは、沖縄県は現在1年単位での更新となっていたものを3年延長してくれということで要望しておりました、議論はされているというところですが、この揮発油税に関しましては、復帰後激変緩和措置で適用されたものが50年たっても残っているというような非常に厳しい指摘があるというふうにも聞いております。ただ、一方でこの揮発油税の免除の恩恵といいますか、それを受けて宮古島、八重山、それから沖縄本島、周辺離島におけるガソリン価格が目標とした本島と同水準の価格というところまではいっていませんけれども、この恩恵で下がっているということも事実でございます。先ほど申し上げた、50年たってもまだこの軽減措置は必要かというような議論が沸き起こっているということがございましたので、1回は要請したものの、もう一回改めてといいますか、私まだ事業者とやっておりますけれども、こういった実情も事業者にも理解していただいて、改めて要請していきたいというふうに考えております。

◎栗国恒広君

副市長、50年たってもやはりその措置が必要かと言ったんですけど、離島はもう永遠にこれ大事だと思います。やはり本土には国の税金を使っているような支援ができて、鉄道にしてもしかりです。しかし、我々離島圏域はそういった制度はもう何年たっても必要なんです。50年たったから見直すとか、そんな感じではないです。一番大事なものは、国が国税で、国の税金でやっていることが我々離島市民にとって反映されていない。新聞記事では粗利が3.2%です。その実情をではどう考えているかと私は言っているんです。市長、あなたは6月定例会でちゃんと言ったのではないですか。今インフレが起こっている。

（「やっているじゃないですか」の声あり）

◎栗国恒広君

いやいや、あなたが答えないからこう言っているんです、私は。市長、自分の発言に対してはしっかり責任を持ってください。

◎市長（座喜味一幸君）

栗国恒広議員の激しい質問に恐縮しておりますけれども、揮発油税の問題は全国的な課題とはなっておりますけど、全体、沖縄県の揮発油税の問題に関しては副市長の話もあって、副市長から理路整然と説明したとおりであります。私は、美ぎ島美しゃ市町村会での要請の中において、特に沖縄の免税の1リットル当たり約7円、そのうちのおおむね5円が輸送費等で還元されているというふうに、ちょっと地域ごと

には単価違いますけど、その輸送費等が補助されているにもかかわらず、県内における、特に離島における石油の揮発油税の単価に還元されていないよねというようなこと等、これは県議会としても石油元売業者を含めた関係事業者の皆さんに、少し効果的な輸送費補助の低減の状況等をしっかりと検証していきながら、離島のハンディというものを克服しなければならないというふうなことで議長とその辺は話をしました。議会としてもその問題認識をしていただいたと思っておりますし、また我々もちょっとその辺はしっかりとどういう形で効果的な方法があるのか、ちょっと対応はやっていくべきだと思っております。

◎栗国恒広君

市長、厳しい質問ではないんです。今市民生活が、先ほど言ったようにこのインフレで、もう今宮古島は200円です、1リットル。本来ならこの恩恵を受ける市民がその恩恵を受けられない。半ば諦め状況です。だから、市長が6月で答弁したように、しっかりこの事業者として、これ今後こういった制度が、恩恵を受けなかったら廃止になる可能性大です、これ。目的がそういう目的ですから。離島の住民に対してこのガソリン輸送費は。それができないというのは、私は先ほど言いましたように行政の首長としては、国のトップも市場原理にはいろいろそれは一目置いています。それは当たり前です。しかしながら、そういった制度をしっかりと利用して、市民サービス、それをしっかりと守るのはこれ首長として当たり前なんです。粗利が3.2%、この措置している税金をこの小売業者がみんなもらっていると一緒です。そこをしっかりと認識して、議会で答弁するだけではなくて、しっかり実行してください。この質問に対しては、また12月定例会もやっていきたいと思っておりますので、ぜひよろしくをお願いします。

次に、ちょっと時間がないので、伊良部野球場の屋内練習場、あと外構部の整備計画について今後どういう計画があるのか、その辺をちょっとお聞かせください。

◎建設部長（川平陽一君）

伊良部屋外運動場整備につきましては、これまで防衛省予算により、メインスタジアム、スポーツ交流棟、投球練習場、サブグラウンドを整備し、10月には多目的運動場が完成となります。外構工事に関しては、現在予算確保に向け、国、県と調整を進めており、どのメニューが該当するのか、どのメニューがいいのかという検討をしており、引き続き早期完了に向けて取り組んでまいります。

◎栗国恒広君

早期完成に向けて取り組んでまいりますと。私予算はどうなっているんですかと聞いているんです。予算のめどはないんでしょう。これいつ頃まで調整できますか。教えてください。

◎副市長（嘉数 登君）

外構工事については、一日も早くというところは執行部も一緒でございます。検討できる事業メニューとしましては、我々が検討しているところではソフト交付金、それから沖縄振興特定事業推進市町村交付金、これはまだ宮古島市として活用した実績はございませんけども、そのほかに離島活性化推進交付金、さらには宮古島市は過疎地域でもありますので、過疎債を利用した事業というものが検討できます。私も何度かといいますか、内閣府のほうに行きました際に、まだ活用できていないこの沖縄振興特定事業推進市町村交付金、これソフト交付金を補完する意味で設けられた、国から市町村に対して直接交付される事業ですけども、それについての採択が可能かというところでいろいろと調整をさせてもらっております。

事務方含めて今鋭意調整を進めておりますので、何とかして一日も早い整備というところにこぎ着けてまいりたいというふうに考えております。

◎栗国恒広君

なぜ私とその整備について何度も質問するかというと、この事業というのはやはりプロ野球、あるいはいろんな社会人野球をすると、防衛費の予算で38億円ぐらい、かなり莫大な予算をつぎ込んでやっているんです。しかし、当初からこれ外構工事は予算がついていなかったんです。野球場、サブ球場、ブルペン、屋内練習場、ある程度の8割方は、もう10割できています。その中でやはり外構がと、そこはずっと言ってきて、もう施設が完成するのに、外構はできないと。これプロ野球、社会人野球を誘致できますか。ずっと言ってきていました。今副市長は沖縄振興特定事業推進市町村交付金、いろんな、直轄の交付金だと思うんですけど、それを当てにしているというような答弁かなと私理解しています。ぜひこれできるだけ早くこの施設一帯が完成しましたというようなことをやらないと、やはり今後、今オファーがいろいろ来ていると思うんですけど、アマチュア、プロ含めて誘致できません。ぜひそのことをしっかり念頭に置いて、早期の工事完了を目指してください。この件については、答弁があればどうぞ。

◎副市長（嘉数 登君）

議員ご指摘のとおり、我々もプロ野球、あるいはアマチュア等々含めたキャンプ誘致をいかに円滑に進めていくかという観点から、その整備を急いでいるという状況でございます。そのため、今沖縄振興特定事業推進市町村交付金というところで調整を進めておりますけれども、いろんな可能性というのは持ちながら、一日でも早く整備できるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎栗国恒広君

やはり行政の執行はスピード感です。しっかり国と調整して、予算確保にぜひ頑張ってもらいたいと思っています。

続きまして、ちょっと時間がないので、災害時における応急対策の協力に関する協定についてお伺いしたいと思います。本市は、令和2年度に沖縄県建設業協会宮古支部と災害時における応急処置対策協力に関する協定を結んでいるんです。この件に関して、今定例会でもいろいろ話題になっているこの赤浜地区の応急処置に対するのが議会でもいろいろ出ていますけど、これをちょっとおさらいしたいと思います。まず、問題となっている護岸は、5月31日から6月1日にかけて宮古島市を襲った台風2号により海岸の一部が崩れて壊れている。その横にある農道の下の方の部分は、一部浸食が見えたということです。このまま放置しておけば、もう空洞化は間違いありません。この一部護岸が崩落した中で、危険が伴うということでこの護岸部だけは通行止めされました。しかし、去る7月、8月に通過した台風5号、台風6号で浸食がさらに進んできました。私は、5月末から6月にかけて1回水産課に言っております。これどうしますかと。その中で、6月定例会で与党議員の方が質問して、早急な対応をして修復、しかしあの赤浜は要するに漁業協同組合が、漁港という関連ではないので、予算が厳しいという感じで答弁しています。あの赤浜が漁港ではないというのは、もう私もずっと分かっている。私は、1期目からずっとあのことをやっていますので。しかしながら、あの赤浜というのは、昔から地元の漁師たちが、風情ある港で、自分たちで造った浜なんです。ですから、行政がここに税金を投入するというのはかなり厳しい。そういう意味でも復元したものです、前政権の中で。いろんな団体から補助金をもらおうという感じで、最後は財団法

人日本船舶振興会、笹川平和財団に行って、いろんな感じで要請してきまして、それが実って今の復元になっています。なぜ5月に起きたものをこの9月まで何もしないんですか。その辺について答弁してください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

復旧にかかる時間を要していることについてお答えいたします。

台風2号により被害のありました赤浜船だまりの西側護岸の被災について、6月2日に現場を確認し、同日に県に災害報告を行っております。県との協議の上、県、国の災害査定を受けまして、補助金により復旧をすることを目指して設計書の作成等を行ってきて、9月7日、8日に査定を受けたところでございます。今後は、早期の復旧に努めてまいりたいと考えております。

◎粟国恒広君

農林水産部長、これ6月の初めに、写真見せます、これ。これ6月5日の写真です。この状況で対応していれば、皆さん、道路までの浸食はなかったはずなんです。その護岸というのは、先ほど言ったように歴史がある。これ私は文化財として、間知ブロック、これ石を削ったブロックを積んでいるんです。なぜそこを対応できなかったのかと。私副市長に言ったときにはもう3回目でした。副市長、あなたのところに空洞化された写真を持っていったのは3回目でした。なぜそこまで放置するんですかということ。宮古島市の災害協定では、これ令和2年に前市長と沖縄県建設業協会が締結している。この提携書は、災害時における市民の生命及び財産、安全生活を確保するために、応急対策による業務の提携なんです。二次災害が起こる前にその協定を基本にして、例えば地元の、別に地元の業者でなくていいんです。気づいているならば、6月9日、10日の2日間、与党県議団もみんな現地視察に行っているんでしょう。なぜ対策を取らないんですかということ。これ国の査定が9月、私はびっくりしました。それを受けて工事発注は来月です。今は、台風が来てなくていいんですけど、宮古島は台風銀座と言われ、7月、8月、9月、10月、それは応急処置をしてからでも、国の災害査定というのはデータをもってやれば、被害は食い止められるんです。それが災害に対する一番の備えなんです。市長、分かりますか。聞いているか、聞いていないか分からないけど。そういう意味では本市のこの災害に対する構え、今でも、午前中にも平良敏夫議員が言っていました。あのパイナガマ、宮古島観光協会から8月15日に副市長に来ているんですよ、要請が。それが行われて、もう1か月後です。そういった行政の怠慢。私から言えば、皆さん怠慢だと思います。災害というのは、二次災害も含め、あらゆる手段で抑える、それが行政の本来のあるべき姿なんです。私がこういうことをすると、与党議員を含め、いろんな感じで聞きます。いろんな批判もあるんですけど、私はこの場を通じ、私がやったことに関しては私は自信を持っています。あれは善意でやったことだと思っております。

（「だめだよ」の声あり）

◎粟国恒広君

駄目ではないです。それは……

（「無許可工事がいいわけじゃないですか。無許可で工事していいわけじゃないでしょう」の声あり）

◎粟国恒広君

これは、二次災害というものを防ぐために、私はそれを……

(「それを言っちゃ駄目だよ、そんなこと言ったら」の
声あり)

◎栗国恒広君

いやいや。それ……

◎議長(上地廣敏君)

静粛にしてください。

◎栗国恒広君

全員協議会で、農林水産部長、あなたは皆さんの前で、久貝自治会の自治会長が電話して、災害を受けたところを通行止めするよと、防災無線で地域住民に周知しましたと言いました。これもうそなんです。自治会長は、何も受けていないんです。放送もされていないんです。それを全員協議会の場で堂々と虚偽の答弁をやる。私が言ったと言ったら、部下が確認しましたと。あなたは、議員全員を前にしてこういった虚偽の、その謝罪はないんです。

(議員の声あり)

◎栗国恒広君

私が質問しているんです。それにはいろんな見方があるんですけど、私は……

◎議長(上地廣敏君)

静粛にしてください。

◎栗国恒広君

あなた黙っててください。私が権限あるんです。

(「議長に言っているんです。いいですか、議長。こ
う一般質問……」の声あり)

◎議長(上地廣敏君)

私は、いいと思います。これは全員協議会の、ちょっと休憩します。

(休憩＝午後2時27分)

再開します。

(再開＝午後2時27分)

◎栗国恒広君

あなたが答弁しないからトーンを落とせないんです。

(議員の声あり)

◎栗国恒広君

休憩をお願いします。

◎議長(上地廣敏君)

休憩します。

(休憩＝午後2時27分)

再開します。

(再開＝午後 2 時 28 分)

◎栗国恒広君

災害に対するこの応急処置に対して、許可を出す、許可を出さない、その境目というのは、行政を預かる皆さんがしっかりその判断をして、一刻も早く、こういったことにはしっかり地元の企業と協力しながら、二次災害を防ぐという意味でしっかりこの判断をしていくことを……

(「でも、無許可でやるのは駄目だ」の声あり)

◎栗国恒広君

許可が遅いんです。3 か月もかかっているんです。そういう意味でしっかり行政で進めてもらえたらと思います。

◎議長(上地廣敏君)

次に行ってください。

◎栗国恒広君

次に、時間がないので、農業生産力、農家所得アップについて。市長、この農業生産力、所得アップ、12 月定例会で予算可決されました。ようやく執行されたのは今月。この辺もしっかり予算措置をしながら、12 月定例会で必要ということで補正予算を組んだものも、いまだにこういうふうな感じで予算執行が遅れている。そういった行政運営が本当にいいのか。

(議員の声あり)

◎栗国恒広君

許可を出さないから無許可でやるんです。何度も何度も言ったんです。いろんな捉え方があると思うんですけど、私はこの件に関しては、私は自分たちで、自分は皆さんの、行政のこの怠慢が、こういった許可するに当たってもスピーディーな判断ができない、これをすごく指摘しておきたいと思います。

残りの質問は、最後にちょっと所見を述べたいと思います。私たち自民会派は、市長はこの3 月定例会で嘉数登副市長が提案したときには1 回否決しました。しかしながら、1 回否決した後の中で我々4 名でいろんな相談をしながら、やはり市長は副市長を必要とする、その理由はやはりこの行政のいろんな行政執行をしていく中では大事な人事ではないかということで、いろいろ意見も分かれてきましたが、この行政の遂行を速やかにするためには副市長制は必要だということで、2 回目で賛成しました。ところが、蓋を開けてみると、この行政、市長は停滞しているんじゃないか、スピード感が落ちているというような認識をすごく持っているんです。もっとスピーディーな行政運営が必要だと思います。その点について、副市長、答弁ありますか。

◎副市長(嘉数 登君)

副市長同意案件に賛同していただきまして、ありがとうございます。今栗国恒広議員からご指摘のありました、もっと行政をスピーディーにという点につきましては、これは様々な見方があるというふうに思っておりますけれども、行政は様々な指摘を受けてその都度検討し、見直していくという作業は必要であると思っております。本議会では、9 月の敬老会についても行政の対応についていろいろと苦言がございました。そういった苦言を真摯に受け止めて、しっかりと行政運営に生かしてまいりたいと考えております。

◎栗国恒広君

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（上地廣敏君）

福祉部長から、答弁漏れがあるようですから、それを認めたいと思います。

◎福祉部長（松堂英彦君）

先ほどのご質問で答弁漏れがありましたので、お答えをいたします。

令和3年、令和4年住民福祉サービスに係る新規事業、廃止となった事業についてです。まず、福祉部の事業につきましても、生活困窮者への支援に係る社会福祉総務費、高齢者支援に係る老人福祉費、障害者支援に係る障害福祉費となっており、必要な支援策を実施するため、必要な予算の確保、各事業の執行に努めているところです。

令和4年度、廃止事業です。高齢者PCR検査助成事業、通所介護事業、デイサービスを利用する高齢者を対象としてPCR検査キットを配布しておりました。これが廃止となっております。それから、もう一つ、新型コロナウイルスの影響により負担感が増している低所得者への支援金給付事業、市単独事業で行っておりました。これも廃止となっております。

それから、令和4年度新規事業です。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業価格高騰分、これは物価高騰により負担感が増している非課税世帯への支援金給付事業となっております。それから、もう一つ新規事業です。介護保険施設及び障害者福祉施設運営事業者支援助成交付金事業です。これも物価高騰により負担感が増している介護保険施設、障害者福祉施設への助成事業となっております。

今後も支援が必要なところに支援が行き届くように、十分な予算の確保、事業の執行に努めてまいります。

◎議長（上地廣敏君）

これで栗国恒広君の質問は終了いたしました。

◎山里雅彦君

私も質問の前に少し私見を述べたいと思います。

敬老会の開催について、ちょっとがつんと意見を言おうかなと思っていたら、先ほど副市長のほうからありました。通常開催として久しぶりに行われた敬老会において、主催者である市長が途中退席、地域の敬老会からも好ましくないとの苦情等がありました、多くの議員から。そういう意味では宮原自治会、敬老の日に池間自治会にも行きました、午前中。当局から一人も参加はありませんでした。自治会長からも、数名の先輩方からもちょっとお叱りを受けました。そして、その日の、同日2時から西原地区でありました。そのときも、まさかと思っていたんですが、参加がありませんでした。先ほど副市長が改善していきたいということでありますので、多くは申しませんが、ぜひ次年度以降からは先輩方に感謝の気持ちをしっかりと伝えていただければなというふうに思っております。

それでは、質問に入ります。市政運営について、全国市議会議長会基地協議会への加盟について。今定例会の全員協議会で、国への要請活動など連携して進めていくためには加盟が重要との意見があり、全会一致で全国市議会議長会基地協議会への加盟が決定いたしました。加盟に対する市長の見解を少し確認させていただきます。

◎企画政策部長（久貝順一君）

全国市議会議長会基地協議会の加盟に対する市長の見解です。全国市議会議長会基地協議会は、基地施設が所在することによる税収欠陥、特殊財政需要に関する対策や周辺整備対策等の基地関係都市共通問題の調査、研究並びに具体的解決方法を強力に推進することを目的とした組織であります。宮古島市議会には、宮古島市内における自衛隊配備について様々な意見がございますが、それぞれの立場から同会の目的に賛同したことによる全会一致での加盟決定だと聞いております。同協議会では、国や国会議員への要請活動を行っていることから、加盟により同協議会を通して宮古島市議会の要望や市民の声を国や国会議員の皆様へ届けていただけるものと考えております。

◎山里雅彦君

これは、通常の答弁であります。今回全会一致で、これは加盟に向けて賛成があったということでありますので、ちょっとこれ画期的なことだと思うんです。これまでなぜなかったのかなというふうな思いがしておりますが、加盟に対する市長の意見を私は聞いたと思うんですが、少しそれありませんか。

◎市長（座喜味一幸君）

沖縄は、全国の中でも基地負担の荷重というようなことで、特に基地問題に関する組織というのはたくさんありまして、全国の中でもこの危機問題に対する政治的な課題が多いというようなことでございまして、全国共通では全国知事会での沖縄のスタンス等も伝えておりますし、分科会等々もございまして。今回の全国議長会の中でこの基地を負担する地域に対するやはり配慮というのが少ない、国費等の投資が少ない等々、基地の抱える問題というものを共通の場で整理して、国等に働きかけるというようなことは大変大きいことかなと思っております。

◎山里雅彦君

市長、これ今私が質問しているのは、全国市議会議長会の基地協議会の話なんです。次に、市長会の話をしてますが、企画政策部長はそういう設立目的等の話をしておりました。活動内容について、そのほかにも基地関係対策予算確保のために、予算編成前の要望活動とか、衆参両院の基地関係に直接関わる委員会の要望懇談会とか、またそのほか基地交付金、調整交付金及び基地周辺対策経費、防衛省所管ですね、その所要額の確保に関しての要望陳情とか、それから基地対策関係施設の充実強化に対する要望とあります。そういった意味では本市にしっかりメリットがありますので、今後取り組んでいただければと思っております。

次に移ります。同じく基地関係施策、基地関係予算の確保のための対応、取組についての市長の見解でありますけれども、先ほどは、本当に先ほど言ったんですが、議長会の協議会でありました。全国市議会議長会、市長会の中にも全国基地協議会がありまして、米軍基地及び防衛施設の所在する全国232の市町村で構成されており、基地交付金に関する調査研究並びに具体的解決策の推進、関係予算の獲得行動などを目的としております。企画政策部長も今申し上げております。やはりそういう意味では、全国基地協議会への加盟について、今度市長の、加盟しているんであれば加盟してあるということと、まだであれば加盟についてどうなのか、この確認をさせていただきます。よろしく申し上げます。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

(休憩＝午後 2 時44分)

再開します。

(再開＝午後 2 時44分)

◎市長（座喜味一幸君）

沖縄県の市長会でも九州市長会を含めて全国市長会等々へるる課題は提案しておりますが、特に沖縄県の場合は沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会というのが大変大きな影響力を持っていて、この沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会そのものの中で基地問題の多くの課題が整理されている部分があるのかなというふうに思っておりますが、今後我が宮古島として全国市長会に入ることが特別に課題としてあるか、その辺ちょっと情報収集して整理してみたいと思います。

◎山里雅彦君

課題としてあるかという市長の答弁であります。市長、今回のこの新総合体育館、防衛省の予算で81億円の予算で、一時避難施設を兼ねたこの事業、新総合体育館が新年度から81億円の事業費でこの整備が進められます、今度。そういった意味ではメリットしかないものを、これから沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の話をしたり、これからの話をしたり。ですから、今現在で全国基地協議会への加盟について市長の意見というのは、そこら辺なんです。そういう思いではなくて、こういう組織に入るとこういうことができますよというのは先ほど言いました。そういう意味では、だから市長、東京にあります全国基地協議会の市長会には加盟はどうなんですかという答弁をいただきましたかったんですが、少しその辺いいですか。よければいいです。答弁しますか。

(何事か声あり)

◎山里雅彦君

それで理解しておくか、では。そういう意味では、市長、やはり議長会、それから市長会、様々な角度から予算の要求、基地関係のもろもろの対策であったり、施設の要望であったり、これ大事なことなんです。先ほどトップセールス話をしていました。やはり市長がやる気を出せばいろんな形で行動します。我々も基地の、今度の新総合体育館の件では保守系市議団で行ってきました。防衛省も行きました、国土交通省も行きました。離島不利性解消事業と安全保障、環境整備に向けて、国の支援拡充に市の経済産業連合会の皆さんと一緒にしてきました。そういう意味では、予算というのはそういう取組があったからこそなると思うんです。ぜひ市長、この全国基地協議会、市長会の中にありますので、ぜひ宮古島の課題も事業もしっかりと市長のリーダーシップで、その中において頑張っていただければと思っております。

そこで、そのほかに新総合体育館の事業以外、今年度本市がこの防衛省予算で整備をお願いした、要求したといいますか、その事業が新総合体育館事業のほかであれば、それを聞かせてください。説明をお願いします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

現時点でどのような事業を基地関係予算を活用してやっているのかということだと思います。現在市が進めている防衛予算の事業としましては、（仮称）新野原配水池と（仮称）新友利配水池の新設及び硬度低減化施設の整備を行い、安全な水道水を安定的に供給することを目的とした宮古島駐屯地等周辺水道整備助成事業と、あとは陸上自衛隊宮古島駐屯地等の整備等に伴い、し尿等が増加していることから、既存

受入れ施設側に新たな処理施設を設置し、安定処理の能力強化を図るし尿処理施設整備事業と、あと千代田自治会の地域活動など、地元関係者の民生安定と強化を図る拠点としてのコミュニティーセンターの建設を行う宮古島駐屯地等周辺コミュニティー供用施設整備助成事業の3事業となっております。

◎山里雅彦君

この中に池間島の漁業協同組合の加工施設は、今年度は入っていなかったんですか。新里匠議員が質疑の中でやっていたんですが、それもあると私は認識しているんですが、その辺どうなのか、ちょっと。

◎議長（上地廣敏君）

暫時休憩します。

（休憩＝午後2時50分）

再開します。

（再開＝午後2時50分）

◎企画政策部長（久貝順一君）

池間漁協加工施設設置事業に関しましては、現段階では相談事という形ではあるんですけども、この防衛省の予算を使って整備をするというのはまだ決まっていないということであります。

◎山里雅彦君

多くの予算を防衛省予算に要求しております。共に野原の硬度低減化施設、し尿処理、千代田の事業関係も。私は、池間島の加工施設もあるということのをこれまで認識していたんですが、だからそういう意味では、これ81億円の新総合体育館の予算があるので、池間島の事業はちょっと次回以降という話のニュアンスで私は理解しているんですが、そういう意味では……まあ、いいでしょう。

（「もう少し」の声あり）

◎山里雅彦君

もう少し……どうぞ。

◎農林水産部長（石川博幸君）

池間漁業協同組合の海業支援施設の予算が防衛省予算に含まれていないということですけども、沖縄防衛局としましては市町村への年度での事業採択は原則1件となっていることと、宮古島市では令和5年度に3件要望があって、今年度は新総合体育館の整備等が採択されていることで、一番ネックになっているのは池間漁業協同組合の加工施設整備に係る漁業協同組合の負担分が多額になるんですけども、この部分が漁業協同組合として総会で議決されていないということで、市のほうとしては総会で議決するようということをお願いしております。

◎山里雅彦君

それも農林水産部長、新里匠議員がした質疑の中と少しニュアンスが違うんですが、それで終わるとあれですので、やはり部長答弁では予算は自治体、市町村1件という話をしております。でしたら、もしそれであれば1件、これでいきましょうとやればいいのではないですか。4件ぐらいありました。矛盾している。これを優先的にやりましょうって予算を入れれば、1件だけといけますよね。ですから、そういうところに市長の、議長会も含めて、そういう概算要求前に行くんです、要請、要望活動に。陳情も含めて。大事なんです、そういう市長のトップセールスは。ぜひやっていただきたいというふうに思っております。

それと、この新総合体育館の話は皆さんからも意見がありまして、シェルター設置だと、山下誠議員でしたよね。シェルターという言葉が独り歩きしているということで、設置事業の話はちょっと離れているような形、ちょっと怖いみたいな話、長崎富夫議員も本定例会でありました。私は違うと思うんです。国民保護法の中でスタートしたのは事実なんですけど、今始まったことではないんです。我々先島地域だけではないんです。関係する都道府県、これ日本全国を網羅しての事業なんです。逆にやらないというよりは、やったほうが本市にとってメリットがあるんです。そこで、副市長、国民保護法はいつ、どのような形で制定されたのか、少し曖昧ですので、副市長の答弁をお願いします。

◎副市長（嘉数 登君）

国民保護法は、正式には武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律といいまして、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体、財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための国、地方公共団体等の責務、避難、救援、さらには武力攻撃災害への対処等の措置が規定されておりまして、これは平成16年6月に成立し、同年9月から施行されております。制定された背景としましては、米国での同時多発テロや我が国近海における武装不審船の出現、さらには北朝鮮による弾道ミサイル発射等により我が国の安全保障に対する国民の関心が高まるとともに、大量破壊兵器の拡散や国際テロ組織の存在が重大な脅威となっていることによるというふうにされております。

◎山里雅彦君

そういうことなんです。これ平成16年、約20年近く前に制定されているんです。遅いぐらいなんです。私が少し調べたら、この事業によって緊急一時避難所というのは全国に5万件以上あるんです。5万件。前回でしたか、山下誠議員が沖縄県の状況はどうですかという話をしております。沖縄県にもう一度確認いただければと思うんですが、副市長、沖縄県に幾つあって、宮古島は幾つあるんですかというのをちょっと答弁できますか。

◎議長（上地廣敏君）

暫時休憩します。

（休憩＝午後2時57分）

再開します。

（再開＝午後2時57分）

◎副市長（嘉数 登君）

沖縄県における避難施設は1,295か所あり、緊急一時避難施設は935か所、そのうち地下施設は6か所となっております。それから、宮古島市における緊急一時避難施設は74か所、これ県の試算によりますと人口カバー率では399%となっておりますので、数字的には足りているということになりますけれども、先ほどは地下施設で6か所と答弁しましたけども、宮古島市は堅牢な地下施設がないということで、今回体育館の整備に当たりまして堅牢な地下駐車場を活用しまして、緊急時の一時避難施設として活用したいということで対外調整をしているところでございます。

◎山里雅彦君

そういうことなんです。今我々がやらなければならないのはそういうことだと思うんです。池間島の津波避難施設も、伊良部島のその施設も、下地地域与那覇地区の施設もそういうことで十何年前、あれは自

然災害の対応でありました。それ以外の我々が意図しない災害といいますか、そういうのが予想されるから国民保護法の中でしっかりとそういう施設の整備という形で今国が進めているんです。ですから、それを放棄することは逆に、市長、市民の生命、財産を放棄しているようなものです。と思いますが、ですからそういう意味では万一の災害に備えて対応等の備えは重要だと思っておりますので、しっかり対応していただきたいというふうに思っております。

次に、順番を変えます。変更して、池間漁協加工施設設置事業についてであります。これまで基本計画は策定、出来上がっているということでした。池間漁業協同組合の加工施設について、現在の進捗、取組について説明をいただきます。よろしく申し上げます。

◎農林水産部長（石川博幸君）

池間漁業協同組合が要望する加工施設につきましては、令和4年度において池間地区海業支援施設基本計画策定業務委託として基本計画を策定しております。基本計画では、加工施設整備に係る事業費を約2億4,000万円と算定しており、国の補助金を活用した場合にも事業主体の池間漁業協同組合も多額の事業費負担が生じることになります。そのため、市としましては事業費負担が生じることについて、池間漁業協同組合の総会で議案審議し、議決するよう求めているところでございます。

◎山里雅彦君

何か違うんです。先ほど言った敬老の日の際、私も行きましたら組合長も参加、数えて昭和29年生まれの敬老者であるということでしたので、ちらっとその辺の話をしました。ニュアンス違うんです。この辺は、どう詰めたらいいのかなという思いがあるんですが、これは今後の課題ということで、最後に池間漁業協同組合の加工施設の現在の完成する際の事業費の総額等を教えてください、計画の中の。

◎農林水産部長（石川博幸君）

加工施設の設置費用となります。事業期間は、3年間を見込んでおります。1年目に実施設計、2年目、3年目に解体工事、建築工事、設備器具の設置となります。事業費は、2億4,300万円を予定しております。補助率は3分の2です。国が1億6,200万円、そして地元、市と漁業協同組合で8,100万円、これの2分の1ということで市が4,050万円、漁業協同組合が4,050万円の予定をしております。

◎山里雅彦君

農林水産部長、これ3年前後ほど、もうちょっと前に話が、もう少し前にあったんですが、今農林水産部長が答弁した基本計画等の策定は令和4年度ということでありましたが、当初は、その頃私らが変わったときには約1億円足りなかったんです。それから、ずっと先延ばしにしているうちに今では2億4,000万円にもなります。物価高騰の折もありますが、これ延びれば延びるほどお互いの負担も増えるんです。ですから、先ほど防衛省予算の話もしましたが、どの予算でやるかによって高率補助もあります。市長、議長の動きによってももっと高率にしてくれという要請、要望もできますので。農林水産部長は言いましたよね。自治体は、1年に1か所の事業を割り振れるという話をしておりました。それも改善されるかもしれません。これ市長にお伺いします。こういう意味では、市長、しっかりとこの事業を、池間島の皆さんにもうすぐできるようなニュアンスで言っている人もいますし、私もあと二、三年後はどうなのかなという話もしました。やはり早急に、池間島は少し人口減少、高齢化も進んでおりますので、卵が先か鶏が先かではないですけど、そういう意味ではしっかりと漁業協同組合の皆さんも頑張っている方がたくさんい

ます、漁師の皆さんも。しっかり取り組んでいただきたいという思いがあるんですが、市長、少しその方面をもらえますか、敬老会に参加しなかった理由について。

◎市長（座喜味一幸君）

これまでも防衛予算は多くもらっておりまして、水道整備事業、し尿処理等々、令和6年度の着工に向けて今新総合体育館の予算も要求しております。あと今回出ましたこの池間漁業協同組合の問題もしっかりと対応して要求、枠の中でお願いするということになります。今民生安定含めて宮古島のこういう大きな県関係の中で優先順位はまだまだ私は事業計画はいっぱいあると思っております、どう有利な予算を確保して地元負担を軽減していくか、最も現場にふさわしい事業というものはどうあるかということ等を総合的に検討しながらしっかりと対応する、多くの政府、国との連携をしながら振興、今ある意味ではまた議員が大変テーマにしております国民保護に関わる各省庁の動きも大変活発なものがありますので、この際は、離島の課題を早急に解決すべく対応していきたいと思っております。

◎山里雅彦君

今の答弁のように、市長は大概期待を持たせる答弁が多いんです。そういう意味では、区切って新年度どうやるんだと、だからこれぐらいで行けるという話をちょっと聞いたかったんですが。それでも池間島は離島なんです。先ほど離島の話をしたんですが、離島振興というのは沖縄県の一丁目一番地なんです、宮古島も含めて。池間島、伊良部島、いろいろありますが、しっかりと我々も対応しないといかんと思っておりますので、その辺は県にも言いやすいです。そうですね、副市長。そういう意味では、事業費等も含めて高率補助の事業等も含めて導入できればなと思っておりますので、口ばかりではなくて行動もぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に、農業に行く前にもう一つだけ。上野庁舎の利活用計画について。今回の上野庁舎の事業の内覧会があったということ、朝早く市民から電話、声がありました。この管理運営に関しての声でありましたが、事業計画、内覧会とかコーディネーターとかいろいろ話をしておりますが、事業計画が見えないのですが、そういう意味では庁舎内にプレハブの冷蔵庫を設置する、そして地元食材を安定供給するのに地産地消コーディネーターを配置して等々あります。そして、この内覧会に参加された事業者の皆様から非常用電源や水回り等の整備要求の意見がありました。市長、そこには事業費以外といえますか、前段の事業費も、それらも含めてかなり予算が発生するんです。今回の庁舎利活用に当たって、そこら辺全く見えないんです。やることだけ先に出て。私は、やることは宮古島の地産地消、いいと思っておりますが、六次産業化は。しかしながら、花火だけ打ち上げて、そういった底辺の、最初にやるべき、やらなければならない、そういった事業が見えないんです。そこで、事業費も含めてどのような管理運営になりますか。少し聞かせて、確認させてください。よろしく申し上げます。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

山里雅彦議員の上野庁舎活用に伴う管理運営についてのご質問にお答えいたします。

上野庁舎活用につきましては、これまでも答弁してまいりましたが、地産地消による地域内経済循環づくりの拠点として整備する方針で進めているところでございます。先般上野庁舎の利活用を希望する事業者を対象に内覧会を開催いたしましたところ、加工事業者をはじめ、ホテル、飲食店関係など10事業者が内覧されました。内覧された各事業者からは、利活用希望の価格や利活用計画などについての聞き取りを

行うとともに、市に対しての要望などを含め、意見を伺うことを目的に実施した次第でございます。これからいただいたご意見を加味しながら拠点施設の整備へ取り組んでまいりたいと考えております。なお、それに伴い、各種の手續や管理運営事項等につきましては、ただいま諸条件の内容確認と洗い出しを行いながら協議、検討を行っているところでございます。

◎山里雅彦君

答弁するときに名前は要らないのではないですか。私しか、自分しかいないので。それもそんな要らないと思いますので、議長、その辺対応よろしくをお願いします。

市がそれに発生する整備、周りに発生する予算、その管理運営をどうするかということは、これからという話であります。これからでは遅いんです。どうやって事業をするので、もうコンテナ整備して、ではコンテナ整備も、水回りの整備も、コーディネーターの予算も全部市が単費で払うんですか、この事業。これ何年もやりますよね。これ今からというのは、もうコンテナ置いてあるんですか、もう。今からというのは少し、これ議会で私の前回の一般質問に、数字と金額はなかったんですが、その後新聞にちらっと載っておりましたが、その意味での予算はどうなりますか。議員の皆さんは知っていますか、その予算、コンテナの予算、電気代、いろんな予算。知っていない。コーディネーターのが発生しますよね、募集しましたから。2人ですか。そのコーディネーターの報酬予算、その辺は総務部長ですか。財政課長。誰が答えるの。こういうのを出さないと、議会は今から上野庁舎の活用、もう我々が知らないところでそういう予算が発生して、出してあります、出しますと、これでいいんですか。この予算はどうなるのか、お願いします。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後3時12分）

再開します。

（再開＝午後3時15分）

◎産業振興局長（下里盛雄君）

失礼いたしました。地産地消コーディネーターの報酬につきましては、当初予算で2名計上してございます。残りの冷蔵庫の設置につきましては、補正のほうで計上してございます。両方とも一括交付金の事業ということになってございます。

◎山里雅彦君

一括交付金事業で、当初予算の話ですよ。このコーディネーターは、多分6月末かな、7月に公募してやっているんです。コーディネーター予算は、一括交付金で2人分ありました。これ単年で終わるわけではないです。これからずっと農家と、この出荷の調整等もコーディネーターがやるわけですから、我々はそれを何年でやるのか、どこまで区切ってそういった民間に移譲するのも含めて全く分からないんです。ですから、その辺を言っているんだ。管理運営。全部これは一括交付金、業者が出せばそれはほかに回せるんです。その辺は、こういうあり方でいいのか。では、その水回り、専門家がいて、そして設備の配電盤、分電盤はどれぐらいの予算がかかると思っているのか、かかるのか、ちょっとその辺お願いします。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

市のほうで施設整備をどのような内容で行うのかというご質問だと思うんですが、上野庁舎の利活用に当たりましては、市で全ての施設整備を行うとの内容を決定事項として周知、説明のほうはいたしておりません。あくまでも事業者が主体的に施設の整備を行っていただくわけですが、その中で庁舎利活用に当たり、問題、または妨げになっているようなことがあればお聞かせいただきたいとの趣旨で内覧会を開催し、聞き取りを行った次第でございます。庁舎につきましては、築37年余の庁舎でございますので、詳細な状態確認を行った際、市側においても幾らかの修繕等が必要になる可能性もあり、そのことも含め、十分に確認と検討を行いながら進めてまいりたいと考えております。また、事業者におきましては、事業者が主体的にどこまで行うかということなんですが、事業者の事業計画におきましては、庁舎の割当て区画からイメージする事業計画におきまして、ある程度の内容は固まっていると聞き取りにおいて確認された次第です。それによりまして、機器の配置や衛生空調設備等の設備など、それらを含めた中で改修するイメージということでございます。したがって、希望区画における内装全般においては、原則事業者が主体的に行っていただくことを考えております。ただ、市の施設整備の総合的な事業費につきましては、現在精査、検討中でございます。

◎議長（上地廣敏君）

暫時休憩します。

（休憩＝午後 3 時20分）

再開します。

（再開＝午後 3 時23分）

◎産業振興局長（下里盛雄君）

まず、産業振興局における事業の内容を説明いたします。冷蔵庫の設置というのは、もうこれまでも説明したとおりでございますが、予定といたしましては11月に設置に向けて事務手続を進めているところでございまして、今週業者選定委員会を開催し、10月上旬、入札を行って契約を取りまとめる予定となっております。今後は、今年中には実施されるという状況でございます。あと先ほどコーディネーターの予算で当初というふうに申し上げましたが、6月の補正予算で委託費のほうから会計年度任用職員へ流用したということでございます。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（上地廣敏君）

暫時休憩します。

（休憩＝午後 3 時25分）

再開します。

（再開＝午後 3 時29分）

◎産業振興局長（下里盛雄君）

失礼いたしました。コーディネーターの報酬と冷蔵庫のリース料についてお答えいたします。

コーディネーターは2名で326万2,000円、冷蔵庫は3年間リースで総額694万8,000円、月額19万3,000円となっております。

◎山里雅彦君

産業振興局長、これはコーディネーターと冷凍庫のリース代だけですよね。そうすると、先ほどから言っている水回り、電気系統、配電盤、分電盤、今のままでは入れても電力は来ません。沖縄電力との調整等も含めて幾らぐらいの予算がかかるのか試算しましたか。分かっていたらちょっとその辺教えてもらえますか。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長(上地廣敏君)

休憩します。

(休憩＝午後3時30分)

再開します。

(再開＝午後3時32分)

◎産業振興局長(下里盛雄君)

上野庁舎の運営に関する事業費ということのご質問でございますが、先ほど申しましたコーディネーターと冷蔵庫の設置につきましては、明確な金額は説明させていただきましたけど、先般行った内覧会において各事業者からの要望というのがございました。どこまで市が支援してもらいたいのかというところで、これ100%負担できるということではないんですが、今後事業者の事業計画の中身と本市の……

(議員の声あり)

◎産業振興局長(下里盛雄君)

事業者の事業計画、その中身を見て総合的なこの庁舎の設備の事業費、これは算定されるものと思っておりますので、現時点においてはその金額を明らかにちょっとできかねます。

◎山里雅彦君

では、ちょっと角度を変えまして、この庁舎の利活用については、去年でしたか、一昨年でしたか、サウンディング型市場調査をして、市が主導でやっている事業であるので、ちょっと無理があるということで、今度事業者を募って内覧会までしました。また、あれも事業者集めて要望をやるうとしていて、事業者の皆さんを集めてやるって、また今度も内覧会しました。これどういう流れがあるんですか。説明をお願いします。短めにしてくれないか。

◎産業振興局長(下里盛雄君)

上野庁舎活用につきましては、これまで令和3年度に山里雅彦議員おっしゃっていましたサウンディング型市場調査のほうを実施いたしました。それと加えまして上野庁舎利活用に向けた地域住民のアンケートの実施結果を踏まえて、上野庁舎活用に向けた基本的な方針を公表したところでございます。その後、見直しもありながら、さきの6月定例会において、市の活用ゾーンを除く残りのゾーンについては、民間活用ゾーンとして活用する旨の内容を説明させていただきましたけど、これまで庁舎の活用方針で一貫して変わらないのは4項目ありまして、農産物の集積、加工ほか、出荷等の流通拠点であること、直売、飲食等の商業拠点であること、複数事業者の連携によるブランディング……

(「それ聞いていない。議長、ちゃんと答弁するようにして」の声あり)

◎産業振興局長（下里盛雄君）

サウンディングによって民間事業所のいろんな企画提案をいただくということからの方向転換のように感じられるかも分かりませんが、今途中で止めましたけど、4つの柱がございまして、基本機能として位置づけてこの4本の柱は変わりなく進めてきておりますので、その内容に基づいて今後上野庁舎の整備計画は進めてまいりたいというふうに考えております。

◎山里雅彦君

今説明しているのは今の段階です。去年もほぼ同じ、サウンディング型市場調査したときに、宮古島初の試みということで、官民連携で事業策定と大々的に出ていました。また今同じような話をしているではないですか。また来年も今の調子だと同じ話をします。ですから、ちゃんとこの事業計画は今やるべきことからやらないで、上部だけ走って、基盤、底辺は何も整備していない、予定していない、調査していない。よくそれでこの事業が11月に入札にかけますと言えますね。もう既にコンテナは発注、準備してあるんですか。コーディネーターもいます、もう。この辺でこれは終わりました。

では、その件でもう一つだけこれについて。この庁舎の今回の利活用について、上野庁舎の耐震性能、建築基準評価等はどうなのか。やはり市民、事業者の皆さんが利用することになりますので、安心、安全面、これ一番大事です。それはどうなっているのか、少し庁舎の耐震を含めた建築基準評価含めた話を、短めをお願いします。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

上野庁舎は、昭和60年に建築され、現在37年余が経過しております。その後の市町村合併に伴い、合併前の旧市町村所有の類似施設の統合等による維持管理費の抑制を図るため、上野庁舎も解体、取壊しの対象施設となっておりますが、その後六次産業化を推進するため、地産農産物の加工、流通などの拠点施設として上野庁舎を活用する方針に至った経緯がございます。上野庁舎につきましては、庁舎建設から長年が経過しており、庁舎活用に当たっては建物の耐力度を確認する必要がございましたので、令和4年度に建物の耐力度調査を実施いたしております。調査の結果といたしましては、鉄筋コンクリート造の建物について耐力度1万点を満点とし、耐力度がおおむね4,500点以下になった建物が構造上危険な状態にある建物であるとしているところ、6,528点の耐力度を有する結果となっておりますので、以上のことから現在の上野庁舎につきましてはおおむね一定の基準耐力度を有していると認識しているところでございます。

◎山里雅彦君

これは、最後にしますが、産業振興局長、耐力度調査をしても耐力度調査チェック項目調査リスト等は大事なんです、どの部分がどうだということを言わないと。6,000点ありますから、大丈夫ですだけでは駄目なんです。ですから、ちゃんとどの部分がどうと、ちょっと資料もらえますかと言ったら何と言ったと思いますか。開示請求の案件ですって言ったんです。こういう体質なんです。だって、確認するだけで、別にこれをどうのこうのではない。今日時間があればみんな1から10まで聞きます、チェックリストを。聞けないんです、時間がないから。市長、そういう、私は初めて、長らく議員やっていますが、こういうので開示請求項目ですって言われたのは初めてです。開示請求をさせてもらったことないんですが。先輩がいますが、2人。そういう意味では、ぜひそれを見ないと我々も議論も審議もできないではないですか。市民の安全、安心面を言いました。これ万が一向こうで事故、万が一のことがあった場合には、これ当局

はちゃんと責任持たんといかんです。整備して10年使うんですか。20年使うんですか。30年ですか。耐力度調査の状況によっては補強事業が必要なんです。30年分のをやる。いつやるのか、大体30年ですが、それも分からないでしょう。ですから、そういう面で事業費はしっかりやるべき。事業というのは、基盤からやるべきです。思いつきでやっているような感じです。言葉の遊びで。本当は、市長、自分の一丁目一番地の六次産業化、地産地消ということで、市長も途中で入ってくるのかなと思ったら、そうではありませんでした。

次に移ります。1の3の農業委員の選任について。今定例会においても、私は要綱、評価、結果に基づいて選任すべきだと質問しました。これ答弁いいです。もう再質問へ移行しますから。これまでの答弁では、市長の権限に基づいて任命、そして任命は市長の裁量、そして客観的な判断、総合的な判断、公正、公平な判断。これまでこの一連の答弁を私これまで聞いていると、この宮古島市の農地行政、農業振興に対して、私が見ると真剣に取り組んでいる、考えている市長の発言と思えない部分がたくさんあるんです。今回の農業委員会委員の同意案、委員の選任方法、それについて疑問点、問題点があると思われるから、多くの議員が取り上げて質問しているんです。分かりますか、市長。新里匠議員は、昨日同意案、農業委員の選任について、それだけで質問時間、1時間の持ち時間全て費やしました。白か黒か分からないから、グレーゾーンの対応しているの、時間を費やしました。普通に分かりやすく、市長が議会に透明性を持った明確な判断を示していれば、1時間にほかの質問をします。そう思われる市長の出し方、不透明性が、明確な判断を示さないから今私もそれをやっているのではないですか。幾つもあるんですよ市長は。ちゃんと出していけば、今頃議会としても議員としても選任についてお疲れさまで、ありがとうまでいかない。それで普通終わるんです、市長。選挙制度は、公選制から選任制に法律が移行した。その中で副市長は、これまでも法律は明確に対応を示されなくて、今回の件は市長が権限を有している。私から見たら拡大解釈と思われるんですが、副市長、そうなんです。法律によって、各自治体、市町村では明確な対応はできない曖昧な法律とあります、内容によっては。副市長、我々は理解しています。言っていることは分かります。ですから、今回の件、この農業委員の選任については、法律に示されない部分を本市において、新里匠議員も言っていましたけど、条項、規則、要領、要綱などでこの事務処理、内部規律をつくって、それが職員の業務遂行、必要な事項を定めて、そして職員はそれに沿って様々な事務処理をやるのではないですか、これ。市長、これまでもそうやって進めていますよね。そうですね、皆さん。判断基準が不透明なこのグレーゾーンの中で、明確なこの判断基準、定義が示されない中で、その中で我々議員は議会で明確な判断を示すと、何の根拠もなく、それでもとにかく何でもいから認めてくれと。市長、我々はそれ認めないといけないんですか、市長、副市長。疑問点、問題点があるから質問しているんです、多くの議員が。時間がないんで、少しだけ、1点だけ確認します。農業委員の選任要綱を告示しているにもかかわらず、告示内容と違う対応をしておりますが、皆さんのこの告示についての認識、ちょっと確認できますか。告示とはどういうものか。

休憩をお願いします。

◎議長（上地廣敏君）

暫時休憩します。

（休憩＝午後3時46分）

再開します。

(再開＝午後 3 時48分)

◎総務部長（與那覇勝重君）

告示とは、例えば地方公共団体が一般的に広く公に示すことだというふうに認識しております。

◎山里雅彦君

総務部長、それに近い。私もちょっと調べてみました。告示、公示とは、条例、規則に基づいて示すもの、そういう類いであります。この告示事項が一般市民の利害関係に関するため、広く市民に周知させることにより公正な行政運営がそれによって担保できる、そういうふうに示しており、私もそう思っております。もし仮に告示事項を規定して事務処理要領の中で定めているにもかかわらず、事務処理要領を告示しなければ、その行為は市長が行った農業委員の構成人数変更は、市長の考えでは構成人数の変更今有効だと思えますが、無効だと思えますか。少しその辺だけでも確認させてもらいます。有効か無効だけでもいいです。友利光徳議員の感じになりましたが。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

(休憩＝午後 3 時49分)

再開します。

(再開＝午後 3 時50分)

◎市長（座喜味一幸君）

人数等の件の告示につきましては、告示についてはしっかりと基本として大事にすべき案件でございますが、若干うちの要領、要綱の中でも少し、今まで農業委員会の解釈の意味においてちょっと不適切というか、適当ではない部分がありまして、この農業委員会の数等の告示、これについて地域割をするというようなこと等は必ずしも適当ではないと明確に打ち出しておまして、そういう部分でこの管内全域で推薦募集を行うというようなこと、これはやはり全国農業会議所での取扱い、その辺を大事にすべき案件だというふうに思っております。

◎山里雅彦君

聞いていても余り理由が、意味が分かりませんが、やはり私の考えでは事務処理要領で示した農業委員会のこの選考一覧表、中立を1人。2人にするのであれば、告示において2人という形であるのが公正な行政を担保できると思うんです。これからもそういった不透明な中でやると、議会は幾らでもまたこういうことについて時間を費やすんです。ちゃんとやるというこの思いを私は市政運営をする市長に、市政運営は姿勢を正してやってください。いつも公平、公正っていろんな場所が出ますが、市長のいろんな市政運営に対するこの取組が、例えば副市長案件でも、その間いろんな順番が違おうだろうとか、サトウキビ、1トン当たり500円に対しても、私は人気取りだというふうに思っております。そのとき示した我々の農業に対する物価高騰の折、堆肥、肥料、農薬、それ農業だけではなくて施設園芸、農水産業、今やっているのは我々が言ったからやっているのではないですか。我々が言っているとおりやっているんです。そういう意味では、進まないから部長はああいうふうになりました。あと1年残して、参事になりましたが、私はそう思っています。この原因は、市長の市政運営の姿勢なんです。時間もありませんので、これで終わ

ります。ありがとうございました。

◎議長（上地廣敏君）

これで山里雅彦君の質問は終了いたしました。

これをもちまして一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

（散会＝午後 3 時54分）

令和5年

第4回宮古島市議会(定例会)会議録

9月27日(水) 最終日

(委員長報告、質疑、討論、表決)

令和5年第4回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第8号

令和5年9月27日（水）午前10時開議

日程第 1	議案第72号	宮古島市税条例の一部改正について	(委員長報告)
〃 第 2	〃 第73号	宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	(〃)
〃 第 3	〃 第74号	宮古島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	(〃)
〃 第 4	〃 第75号	宮古島市海業センター条例の一部改正について	(〃)
〃 第 5	〃 第76号	宮古島市火災予防条例の一部改正について	(〃)
〃 第 6	〃 第63号	令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）	(〃)
〃 第 7	〃 第85号	令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）	(〃)
〃 第 8	〃 第64号	令和5年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	(〃)
〃 第 9	〃 第65号	令和5年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第1号）	(〃)
〃 第10	〃 第66号	令和5年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）	(〃)
〃 第11	〃 第67号	令和5年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	(〃)
〃 第12	〃 第68号	令和5年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）	(〃)
〃 第13	〃 第69号	令和5年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	(〃)
〃 第14	〃 第70号	令和5年度宮古島市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）	(〃)
〃 第15	〃 第71号	令和5年度宮古島市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）	(〃)
〃 第16	〃 第77号	財産の取得について	(〃)
〃 第17	〃 第78号	字の区域の変更について	(〃)
〃 第18	〃 第79号	字の区域の変更について	(〃)
〃 第19	〃 第80号	市道路線の廃止について	(〃)
〃 第20	〃 第81号	令和4年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	(〃)
〃 第21	〃 第82号	令和4年度宮古島市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	(〃)
〃 第22	〃 第83号	令和4年度宮古島市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について	(〃)

日程第23	議案第84号	令和4年度宮古島市漁業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について (委員長報告)	
〃 第24	〃 第86号	損害賠償の額の決定及び和解について	(〃)
〃 第25	認定第1号	令和4年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について	(〃)
〃 第26	〃 第2号	令和4年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について (〃)	
〃 第27	〃 第3号	令和4年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について (〃)	
〃 第28	〃 第4号	令和4年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (〃)	
〃 第29	〃 第5号	令和4年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (〃)	
〃 第30	〃 第6号	令和4年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定について (〃)	
〃 第31	〃 第7号	令和4年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について (〃)	
〃 第32	〃 第8号	令和4年度宮古島市水道事業会計決算認定について	(〃)
〃 第33	〃 第9号	令和4年度宮古島市公共下水道事業会計決算認定について	(〃)
〃 第34	〃 第10号	令和4年度宮古島市農業集落排水事業会計決算認定について (〃)	
〃 第35	〃 第11号	令和4年度宮古島市漁業集落排水事業会計決算認定について (〃)	
〃 第36	陳情書第6号	小・中学校児童生徒の発達障害増加に関する実態調査及び原因究明と対策の実施の陳情書 (〃)	
〃 第37	〃 第7号	有事法制に基づき早急に全国に地下シェルター建設を求める意見書 (〃)	
〃 第38	〃 第8号	健康保険証の存続を求める陳情 (〃)	
〃 第39	諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (市長提出)	
〃 第40	〃 第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	(〃)
〃 第41	〃 第5号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	(〃)
〃 第42	〃 第6号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	(〃)
〃 第43	〃 第7号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	(〃)
〃 第44	〃 第8号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	(〃)
〃 第45	同意案第4号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第46	〃 第5号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第47	〃 第6号	農業委員会委員の任命について	(〃)

日程第48	同意案第7号	農業委員会委員の任命について	(市長提出)
〃第49	〃第8号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃第50	〃第9号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃第51	〃第10号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃第52	〃第11号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃第53	〃第12号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃第54	〃第13号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃第55	〃第14号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃第56	〃第15号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃第57	〃第16号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃第58	〃第17号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃第59	〃第18号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃第60	〃第19号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃第61	〃第20号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃第62	意見書案第7号	有事法制に基づき早急に全国に地下シェルター建設を求める意見書	(総務財政委員会提出)
〃第63	〃第8号	宮古島市に新たに配備予定の電子戦部隊に関する意見書	(議員提出)
〃第64	〃第9号	徳洲会伊良部島診療所を拠点とした伊良部島の医療・診療に係る課題解決、並びに体制強化を求める意見書	(〃)
〃第65	決議案第1号	徳洲会伊良部島診療所を拠点とした伊良部島の医療・診療に係る課題解決、並びに体制強化を求める決議	(〃)
〃第66	〃第2号	議会議員として政治倫理遵守の決意を表明する決議	(〃)
〃第67	派遣第1号	議員の派遣について	
〃第68	決議案第3号	農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の設置に関する決議	(議員提出)

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和5年9月27日

宮古島市議会
議長 上地 廣敏 殿

総務財政委員会
委員長 下地 茜

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案 第63号	令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）	原案可決
議案 第72号	宮古島市税条例の一部改正について	〃
議案 第73号	宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	〃
議案 第76号	宮古島市火災予防条例の一部改正について	〃
議案 第85号	令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）	〃
議案 第86号	損害賠償の額の決定及び和解について	〃
認定 第6号	令和4年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定

令和5年9月27日

宮古島市議会
議長 上地 廣 敏 殿

総務財政委員会
委員長 下地 茜

陳情書審査結果報告書

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果	措置
陳情書 第7号	有事法制に基づき早急に全国に地下シェルター建設を求める意見書	採択すべきもの	

◎採択の理由

陳情書第7号については、「いわゆる地下構造避難施設は日本国内においても少なく、ましてや沖縄県においては地下構造避難施設がほとんどない状況は理解しており、その必要性は認識しているが、特記事項における文言に一部過大な要求内容が含まれており、意見書内容を引き続き精査する必要があるので継続審査にしたほうがよいのではないか」との意見や、「有事の際に、どのように住民の安全を守るのかが現状置き去りにされていると感じており、シェルターを整備し住民の生命、安全を守るためにしっかりと取り組むべきだとの趣旨は理解できるので採択すべき」との意見があったため、まず継続審査について採決されたが、賛成少数で否決された。その後、陳情書の採択について採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決した。

令和5年9月27日

宮古島市議会
議長 上 地 廣 敏 殿

文教社会委員会
委員長 上 里 樹

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案 第64号	令和5年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案 第66号	令和5年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
議案 第67号	令和5年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
議案 第69号	令和5年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	〃
議案 第70号	令和5年度宮古島市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）	〃
議案 第71号	令和5年度宮古島市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）	〃
議案 第74号	宮古島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃
議案 第77号	財産の取得について	〃
議案 第82号	令和4年度宮古島市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃
議案 第83号	令和4年度宮古島市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃

議案番号	件名	結果
議案 第 8 4 号	令和 4 年度宮古島市漁業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について	原案可決
認定 第 2 号	令和 4 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定
認定 第 4 号	令和 4 年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定 第 5 号	令和 4 年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定 第 9 号	令和 4 年度宮古島市公共下水道事業会計決算認定について	〃
認定 第 1 0 号	令和 4 年度宮古島市農業集落排水事業会計決算認定について	〃
認定 第 1 1 号	令和 4 年度宮古島市漁業集落排水事業会計決算認定について	〃

令和5年9月27日

宮古島市議会
議長 上 地 廣 敏 殿

文教社会委員会
委員長 上 里 樹

陳 情 書 審 査 結 果 報 告 書

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果	措 置
陳情書 第 8 号	健康保険証の存続を求める陳情	不採択とすべきもの	

◎不採択の理由

陳情書第8号については、「国は、現在の健康保険証を廃止してマイナンバーカードと一体化する方針であり、一体化は推進していくべきと考えるため、その方針に逆行する健康保険証の存続を求める陳情には反対」、「マイナンバーカードに関するトラブルに対して、国は再発防止のためのガイドラインをしっかりと作成していくとしており、マイナンバーカードが普及することによって、国民一人一人に対してきめ細やかな支援ができる。現在の健康保険証の仕組みをずっと続けていると、大きな損失になる。また、本陳情の陳情項目には、『マイナンバーカードのシステムの運用を止めること』とあるが、システムを改修しつつマイナンバーカード自体の運用は進めていかなければならないと考えるため、本陳情には反対」との反対意見と、「現在の健康保険証を廃止することによって、多くの高齢者に影響が出てくるものと思われる。現在のマイナンバーカードの取得が任意であるように、健康保険証も廃止せずに残して、使いたい人が使えるようにすべきであるとするため、本陳情には賛成」、「マイナンバーカード自体トラブルも多く、全国的に返納する方も増えている。そういった中で、健康保険証との一体化を進めていくと混乱が生じるのではないか。また高齢者施設等でマイナンバーカードの管理が果たしてきちんとできるのか不安であり、もう少し議論が必要だと考えるため、本陳情には賛成」との賛成意見があった。採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決した。

令和5年9月27日

宮古島市議会
議長 上 地 廣 敏 殿

経済工務委員会
委員長 西 里 芳 明

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案 第65号	令和5年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案 第68号	令和5年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
議案 第75号	宮古島市海業センター条例の一部改正について	〃
議案 第78号	字の区域の変更について	〃
議案 第79号	字の区域の変更について	〃
議案 第80号	市道路線の廃止について	〃
議案 第81号	令和4年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃
認定 第3号	令和4年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定
認定 第7号	令和4年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定 第8号	令和4年度宮古島市水道事業会計決算認定について	〃

令和5年9月27日

宮古島市議会
議長 上地 廣敏 殿

経済工務委員会
委員長 西里 芳明

陳情書審査結果報告書

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果	措置
陳情書 第6号	小・中学校児童生徒の発達障害増加に関する実態調査及び原因究明と対策の実施の陳情書	採択すべきもの	

※陳情書第6号については、令和5年第3回宮古島市議会定例会（6月）からの継続審査事件。

◎採択の理由

陳情書第6号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

令和5年9月27日

宮古島市議会
議長 上地 廣敏 殿

予算決算委員会
委員長 下地 茜

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
認定 第1号	令和4年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について	不認定

◎認定第1号

認定第1号、令和4年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定については、「宮古島市肉用牛センター条例に違反があるのではないかと指摘に対し、当局から不適切だったとの回答があった。行政財産使用許可は、市長裁量でできる許可であり、公の施設がそういう形で使用許可ができるのであれば、指定管理者制度で管理している他の公の施設もそれができることになる。それでは、指定管理者制度が形骸化し、市長裁量で何でもできてしまうという制度に傾いていきはしないかという危機感がある。当局は、不適切を一部認め、是正していくとしているが、今回の決算については、不適切な部分があるので反対」、「条例に曖昧な部分がある。そのような状況では賛成できない」との反対意見と、「平成22年度から肉用牛センター賃貸料は発生しているが、この間議会から一度も指摘がされていないことについては、議会の問題でもあると考える。当局は、今後見直しを含めて検討するということであり、これまでの経緯も勘案して賛成」、「宮古島市肉用牛センター条例の規定にはそぐわないと思うが、地方自治法で目的外使用許可が認められている以上は、今回の決算が不認定とまではいかないと思う」との賛成意見があった。採決の結果、賛成少数で不認定された。

令和5年第4回宮古島市議会定例会（9月）会議録

令和5年9月27日（水）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（24名）

（自然閉会＝午後5時00分）

議長（22番）	上地廣敏君	議員（11番）	上地堅司君
副議長（18〃）	長崎富夫〃	〃（12〃）	仲間誉人〃
議員（1〃）	久貝美奈子〃	〃（13〃）	平良和彦〃
〃（2〃）	下地茜〃	〃（14〃）	下地信広〃
〃（3〃）	砂川和也〃	〃（15〃）	我如古三雄〃
〃（4〃）	狩俣勝成〃	〃（16〃）	前里光健〃
〃（5〃）	富浜靖雄〃	〃（17〃）	西里芳明〃
〃（6〃）	下地信男〃	〃（19〃）	友利光徳〃
〃（7〃）	新里匠〃	〃（20〃）	上里樹〃
〃（8〃）	狩俣政作〃	〃（21〃）	栗国恒広〃
〃（9〃）	山下誠〃	〃（23〃）	平良敏夫〃
〃（10〃）	池城健〃	〃（24〃）	山里雅彦〃

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	座喜味一幸君	こども家庭局長	仲宗根美佐子君
副市長	嘉数登〃	環境衛生局長	下地睦子〃
企画政策部長	久貝順一〃	会計管理者	儀間博〃
総務部長	與那覇勝重〃	水道部長	兼島方昭〃
福祉部長	松堂英彦〃	消防長	宮國和幸〃
市民生活部長	友利毅彦〃	総務課長	豊見山徹〃
農林水産部長	石川博幸〃	財政課長	国仲英樹〃
建設部長	川平陽一〃	教育長	大城裕子〃
観光商工スポーツ部長	砂川朗〃	教育部長	砂川勤〃
産業振興局長	下里盛雄〃	生涯学習部長	天久珠江〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長	下地貴之君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人〃	議事係長	国吉たかよ〃

◎議長（上地廣敏君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は24名で、全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第8号のとおりであります。

この際、日程第1、議案第72号から日程第38、陳情書第8号までの計38件を一括議題とし、各所管委員長から審査結果報告を求めます。

◎山里雅彦君

決議案と案件が数件出ているので、日程調整の時間をいただいて、20分ほど休憩をお願いしたいです。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午前10時01分）

再開します。

（再開＝午前10時20分）

◎総務財政委員会委員長（下地 茜君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、上地廣敏殿。総務財政委員会委員長、下地茜。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第63号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第72号、宮古島市税条例の一部改正について、原案可決。

議案第73号、宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第76号、宮古島市火災予防条例の一部改正について、原案可決。

議案第85号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第86号、損害賠償の額の決定及び和解について、原案可決。

認定第6号、令和4年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

陳情書審査結果報告書。

宮古島市議会議長、上地廣敏殿。総務財政委員会委員長、下地茜。

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

陳情書第7号、有事法制に基づき早急に全国に地下シェルター建設を求める意見書の採択の陳情、採択すべきもの。

採択の理由。陳情書第7号については、「いわゆる地下構造避難施設は日本国内においても少なく、ましてや沖縄県においては地下構造避難施設がほとんどない状況は理解しており、その必要性は認識してい

るが、特記事項における文言に一部過大な要求内容が含まれており、意見書内容を引き続き精査する必要があるので継続審査にしたほうがよいのではないか」との意見や、「有事の際に、どのように住民の安全を守るのかが現状置き去りにされていると感じており、シェルターを整備し住民の生命、安全を守るためにしっかりと取り組むべきだとの趣旨は理解できるので採択すべき」との意見があったため、まず継続審査について採決されたが、賛成少数で否決された。その後、陳情書の採択について採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決した。

◎文教社会委員会委員長（上里 樹君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、上地廣敏殿。文教社会委員会委員長、上里樹。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第64号、令和5年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第66号、令和5年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第67号、令和5年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第69号、令和5年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第70号、令和5年度宮古島市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第71号、令和5年度宮古島市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第74号、宮古島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案可決。

議案第77号、財産の取得について、原案可決。

議案第82号、令和4年度宮古島市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、原案可決。

議案第83号、令和4年度宮古島市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について、原案可決。

議案第84号、令和4年度宮古島市漁業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について、原案可決。

認定第2号、令和4年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第4号、令和4年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第5号、令和4年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第9号、令和4年度宮古島市公共下水道事業会計決算認定について、認定。

認定第10号、令和4年度宮古島市農業集落排水事業会計決算認定について、認定。

認定第11号、令和4年度宮古島市漁業集落排水事業会計決算認定について、認定。

陳情書審査結果報告書。

宮古島市議会議長、上地廣敏殿。文教社会委員会委員長、上里樹。

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

陳情書第8号、健康保険証の存続を求める陳情、不採択とすべきもの。

不採択の理由。陳情書第8号については、「国は、現在の健康保険証を廃止してマイナンバーカードと一体化する方針であり、一体化は推進していくべきと考えるため、その方針に逆行する健康保険証の存続

を求める陳情には反対」、「マイナンバーカードに関するトラブルに対して、国は再発防止のためのガイドラインをしっかりと作成していくとしており、マイナンバーカードが普及することによって、国民一人一人に対してきめ細やかな支援ができる。現在の健康保険証の仕組みをずっと続けていると、大きな損失になる。また、本陳情の陳情項目には、『マイナンバーカードのシステムの運用を止めること』とあるが、システムを改修しつつマイナンバーカード自体の運用は進めていかなければならないと考えるため、本陳情には反対」との反対意見と、「現在の健康保険証を廃止することによって、多くの高齢者に影響が出てくるものと思われる。現在のマイナンバーカードの取得が任意であるように、健康保険証も廃止せずに残して、使いたい人が使えるようにすべきであると考えため、本陳情には賛成」、「マイナンバーカード自体トラブルも多く、全国的に返納する方も増えている。そういった中で、健康保険証との一体化を進めていくと混乱が生じるのではないか。また高齢者施設等でマイナンバーカードの管理が果たしてきちんとできるのか不安であり、もう少し議論が必要だと考えるため、本陳情には賛成」との賛成意見があった。採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決した。

◎経済工務委員会委員長（西里芳明君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、上地廣敏殿。経済工務委員会委員長、西里芳明。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第65号、令和5年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第68号、令和5年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第75号、宮古島市海業センター条例の一部改正について、原案可決。

議案第78号、字の区域の変更について、原案可決。

議案第79号、字の区域の変更について、原案可決。

議案第80号、市道路線の廃止について、原案可決。

議案第81号、令和4年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、原案可決。

認定第3号、令和4年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第7号、令和4年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第8号、令和4年度宮古島市水道事業会計決算認定について、認定。

陳情書審査結果報告書。

宮古島市議会議長、上地廣敏殿。経済工務委員会委員長、西里芳明。

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

陳情書第6号、小・中学校児童生徒の発達障害増加に関する実態調査及び原因究明と対策の実施の陳情書、採択すべきもの。

陳情書第6号については、令和5年第3回宮古島市議会定例会（6月）からの継続審査事件。

採択の理由。陳情書第6号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

◎予算決算委員会委員長（下地 茜君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、上地廣敏殿。予算決算委員会委員長、下地茜。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

認定第1号、令和4年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について、不認定。

認定第1号、令和4年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定については、「宮古島市肉用牛センター条例に違反があるのではないかとの指摘に対し、当局から不適切だったとの回答があった。行政財産使用許可は、市長裁量でできる許可であり、公の施設がそういう形で使用許可ができるのであれば、指定管理者制度で管理している他の公の施設もそれができることになる。それでは、指定管理者制度が形骸化し、市長裁量で何でもできてしまうという制度に傾いていきはしないかという危機感がある。当局は、不適切を一部認め、是正していくとしているが、今回の決算については、不適切な部分があるので反対」、「条例に曖昧な部分がある。そのような状況では賛成できない」との反対意見と、「平成22年度から肉用牛センター賃貸料は発生しているが、この間議会から一度も指摘がされていないことについては、議会の問題でもあると考える。当局は、今後見直しを含めて検討するということであり、これまでの経緯も勘案して賛成」、「宮古島市肉用牛センター条例の規定にはそぐわないと思うが、地方自治法で目的外使用許可が認められている以上は、今回の決算が不認定とまではいかないと考える」との賛成意見があった。採決の結果、賛成少数で不認定された。

◎議長（上地廣敏君）

これで委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入りますが、議会運営に関する申合せ事項により、9月定例会での最終本会議における予算決算委員会委員長報告に対する質疑は行わないこととなっておりますので、ご留意願います。

それでは、質疑があれば発言を許します。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、日程第1、議案第72号、宮古島市税条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

これにて討論を終結します。

これより議案第72号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は可決されました。

次に、日程第2、議案第73号、宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより議案第73号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は可決されました。

次に、日程第3、議案第74号、宮古島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより議案第74号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は可決されました。

次に、日程第4、議案第75号、宮古島市海業センター条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより議案第75号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号は可決されました。

次に、日程第5、議案第76号、宮古島市火災予防条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより議案第76号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号は可決されました。

次に、日程第6、議案第63号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算(第3号)に対する討論の発言を許します。

◎友利光徳君

議案第63号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算(第3号)について反対の立場から討論をさせていただきます。一般質問でも一応お聞きはしたんだけど、少し理解不足がありまして、この解体に至ったその決定時期、それとまたその理由、解体をどこから、要するに市側からなのか、宝塚医療大学なのか。不動産鑑定評価というのがあると思うんだけど、これ実施をされたのかということと、いわゆる不動産残存価格、これはゼロなのか、あるのか。そして、話を聞くと要請があったという話ですけども、いつなのか。そして、その詳細については後日資料を提供することでよろしいですので、そして財源はどこから来ているのか。その全ての会議録があるのか、説明をいただきたい。

ですから、反対をします。

◎議長(上地廣敏君)

賛成の討論はありますか。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより議案第63号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(上地廣敏君)

挙手多数であります。

よって、議案第63号は可決されました。

次に、日程第7、議案第85号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算(第4号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより議案第85号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号は可決されました。

次に、日程第8、議案第64号、令和5年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより議案第64号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号は可決されました。

次に、日程第9、議案第65号、令和5年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第1号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより議案第65号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は可決されました。

次に、日程第10、議案第66号、令和5年度宮古島市介護保険特別会計補正予算(第1号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより議案第66号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は可決されました。

次に、日程第11、議案第67号、令和5年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより議案第67号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は可決されました。

次に、日程第12、議案第68号、令和5年度宮古島市水道事業会計補正予算(第1号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより議案第68号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は可決されました。

次に、日程第13、議案第69号、令和5年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算(第2号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより議案第69号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は可決されました。

次に、日程第14、議案第70号、令和5年度宮古島市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

これにて討論を終結します。

これより議案第70号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は可決されました。

次に、日程第15、議案第71号、令和5年度宮古島市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

これにて討論を終結します。

これより議案第71号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は可決されました。

次に、日程第16、議案第77号、財産の取得についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

これにて討論を終結します。

これより議案第77号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号は可決されました。

次に、日程第17、議案第78号、字の区域の変更についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

これにて討論を終結します。

これより議案第78号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号は可決されました。

次に、日程第18、議案第79号、字の区域の変更についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより議案第79号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号は可決されました。

次に、日程第19、議案第80号、市道路線の廃止についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより議案第80号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号は可決されました。

次に、日程第20、議案第81号、令和4年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより議案第81号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号は可決されました。

次に、日程第21、議案第82号、令和4年度宮古島市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより議案第82号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号は可決されました。

次に、日程第22、議案第83号、令和4年度宮古島市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより議案第83号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号は可決されました。

次に、日程第23、議案第84号、令和4年度宮古島市漁業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより議案第84号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号は可決されました。

次に、日程第24、議案第86号、損害賠償の額の決定及び和解についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより議案第86号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号は可決されました。

次に、日程第25、認定第1号、令和4年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

◎下地信男君

私は、この認定第1号、令和4年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、2点ほどあります。まず、37ページの財産収入の中の1節土地建物貸付収入の中の肉用牛センター一賃貸料35万7,990円が計上されておりますが、当局の説明では、この肉用牛センターの施設は貸付けではなく使用許可として使用させているということでありまして、もしそうであるならば、決算の充当項目が15款の使用料及び手数料に計上すべきだと思います。ところが、決算充当項目は18款の財産収入、土地建物貸付収入となっていて、充当項目が妥当でないというふうに考えています。さらに、この肉用牛センターというのは畜産の振興を目的にした公の施設であります。公の施設は、本来、公共の福祉あるいは市民サービスの向上という部分で市全体の福祉の向上に利用されるべきですけれども、実態は、民間企業に使用許可と称して使用させています。事業者の利益のために施設が使われているということで、行政財産の管理運営については不適切、踏み込んで言えば、管理運営は条例に反しているというふうに考えています。これらの不適正な行政財産の管理運営、それから充当科目が妥当でないという決算は認められません。したがって、認定第1号、令和4年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定については反対いたします。

◎長崎富夫君

私は、この決算認定、賛成の立場で討論します。

予算決算委員会で不認定の要因となった肉用牛センターの決算につきましては、これ数十年前から賃貸借料として決算認定されてきております。そのことからすれば、この間、決算認定した議会、監査委員会等含めて何らかの責任はあるべきものと思っております。確かに行政は継続であり、現在の担当課に説明責任はあるものの、この件1つを取って全体を不認定とすることはいかなるものか。私は、この件に関しては、今後このような事務処理がないよう、担当課には再度決算書を精査することを強く要望し、決算認定に賛成いたします。

◎議長(上地廣敏君)

ほかに討論はありませんか。

◎久貝美奈子君

委員長報告でもありました今回の決算認定が不認定となった理由は、肉用牛センターの使用許可に対し、議員の皆さんに疑義があったことだと、原因だと思えます。疑義の内容としまして、1つ目に、条例に曖昧な部分がある、2つ目に、行政財産の使用許可に関して、議会議決を必要とする指定管理との整合性についてという指摘が2点あったと思えます。この2点に対して賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

まず、今回の肉用牛センターは、旧城辺町のときの条例に沿った運営を断念している経緯があります。その後、この利用されていない施設の有効活用案として繁殖牛の生産農家に使用させるという現状になったと理解しています。その後、各議員の皆さんにも当局から説明があったと思えますが、現在の使用許可においては、地方自治法第238条の4第7項、行政財産は、その用途または目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる、また本市の財産管理規則第31条、第32条及び第34条、行政財産の使用許可の範囲において許可していると私は理解しております。また、指定管理者制度との整合性についてですが、設置当初の運用を断念している本施設においては、当初のような肉用牛センターとしての指定管理者制度上の委託ができないため、今回のような行政財産使用許可になったと理解しています。なので、この施設管理の整合性という議論には当てはまらないものと考えます。

それで、決算の不認定に関しては、本施設の利活用に関して議員の疑義が生じるような現状、また議員の質疑に対し納得できる当局の答弁が委員会の中で行われなかったことは改善すべきところだと思えますが、決算の不認定に関しては、法令に違反するなど、重大、明確な理由が必要と考えます。よって、宮古島市が令和4年度に行った事業、決算に関し、不認定とするほどの問題ではないと判断し、賛成いたします。

◎議長（上地廣敏君）

これにて討論を終結します。

これより認定第1号を採決します。

休憩します。

（休憩＝午前11時01分）

再開します。

（再開＝午前11時01分）

本件に対する委員長報告は不認定でありますので、会議規則第69条の賛成者先諮の原則に基づき、本件は挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

認定第1号は認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（上地廣敏君）

挙手多数であります。

よって、認定第1号は認定されました。

次に、日程第26、認定第2号、令和4年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより認定第2号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定されました。

次に、日程第27、認定第3号、令和4年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより認定第3号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は認定されました。

次に、日程第28、認定第4号、令和4年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより認定第4号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は認定されました。

次に、日程第29、認定第5号、令和4年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより認定第5号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は認定されました。

次に、日程第30、認定第6号、令和4年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより認定第6号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は認定されました。

次に、日程第31、認定第7号、令和4年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより認定第7号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は認定されました。

次に、日程第32、認定第8号、令和4年度宮古島市水道事業会計決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより認定第8号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は認定されました。

次に、日程第33、認定第9号、令和4年度宮古島市公共下水道事業会計決算認定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

これにて討論を終結します。

これより認定第9号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号は認定されました。

次に、日程第34、認定第10号、令和4年度宮古島市農業集落排水事業会計決算認定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

これにて討論を終結します。

これより認定第10号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号は認定されました。

次に、日程第35、認定第11号、令和4年度宮古島市漁業集落排水事業会計決算認定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

これにて討論を終結します。

これより認定第11号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第11号は認定されました。

次に、日程第36、陳情書第6号、小・中学校児童生徒の発達障害増加に関する実態調査及び原因究明と対策の実施の陳情書に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第6号は採択されました。

次に、日程第37、陳情書第7号、有事法制に基づき早急に全国に地下シェルター建設を求める意見書の採択の陳情に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第7号は採択されました。

次に、日程第38、陳情書第8号、健康保険証の存続を求める陳情に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより陳情書第8号を採決します。

本件に対する委員長報告は不採択でありますので、会議規則第69条の賛成者先諮の原則に基づき、本件については挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

陳情書第8号は採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手少数)

◎議長(上地廣敏君)

挙手少数であります。

よって、陳情書第8号は不採択されました。

次に、日程第39、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（上地廣敏君）

これにて討論を終結します。

これより諮問第3号を採決します。

本件はこれを適任と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第3号は適任と決しました。

次に、日程第40、諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

これにて討論を終結します。

これより諮問第4号を採決します。

本件はこれを適任と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第4号は適任と決しました。

次に、日程第41、諮問第5号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

これにて討論を終結します。

これより諮問第5号を採決します。

本件はこれを適任と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第5号は適任と決しました。

次に、日程第42、諮問第6号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

これにて討論を終結します。

これより諮問第6号を採決します。

本件はこれを適任と決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第6号は適任と決しました。

次に、日程第43、諮問第7号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより諮問第7号を採決します。

本件はこれを適任と決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第7号は適任と決しました。

次に、日程第44、諮問第8号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより諮問第8号を採決します。

本件はこれを適任と決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第8号は適任と決しました。

(「議長」の声あり)

◎前里光健君

動議を提出いたします。

日程の順序の変更をお願いします。日程第62、意見書案第7号から日程第68、決議案第3号までの7件を先に審議することを望みます。

(「賛成」の声複数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ただいま前里光健君から、日程の順序を変更し、日程第62、意見書案第7号から日程第68、決議案第3号について、先に審議することの動議が提出されました。この動議は2人以上の賛成者がありますので、

成立します。

日程の順序を変更し、日程第62、意見書案第7号から日程第68、決議案第3号を先に審議することの動議を議題とし、採決をします。

なお、この採決は挙手により行います。

なお、挙手のない者は否とみなします。

この動議のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（上地廣敏君）

挙手多数であります。

よって、日程の順序を変更し、日程第62、意見書案第7号から日程第68、決議案第3号を先に審議することの動議は可決されました。

次に、日程第62、意見書案第7号、有事法制に基づき早急に全国に地下シェルター建設を求める意見書を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎総務財政委員会委員長（下地 茜君）

意見書案第7号、有事法制に基づき早急に全国に地下シェルター建設を求める意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。令和5年9月27日、宮古島市議会議長、上地廣敏殿。総務財政委員会委員長、下地茜。

本文を読み上げて提案理由に代えさせていただきます。

有事法制に基づき早急に全国に地下シェルター建設を求める意見書

有事法制は平成15年6月に「武力攻撃事態対処関連法」として成立した。「事態対処関連法」は武力攻撃事態等における我が国の平和と独立、並びに国民の安全の確保に関する法律を指し、有事法制全体の基本的な枠組みを示した法律として、国防上の防衛費予算を向こう数年先は、約40兆円を超える予算を見積もっている。

いざ有事や事変の際、国民の安全で安心できる暮らしの議論が不十分である。現にウクライナとロシアの戦争では、ウクライナ国民は地下シェルターに避難し耐え忍び恐怖の中で生き延びている。

北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）は国連安保理決議を無視し、我が国のE E Z内外へ、ミサイル発射を連発している。今回は軍事偵察衛星と称しI C B Mの発射実験を繰り返し、そのため沖縄本島や南西諸島（与那国島、石垣島、宮古島）に迎撃ミサイル「P A C—3」を配備している。防衛大臣は万が一の場合、ミサイル破壊することを自衛隊に命令を出した。

又、先般中国は台湾を取り囲み軍事演習を数日間行った。演習中にミサイル数発が我が国のE E Z内外に落下した。

しかも与那国島の近海で島から約100k m内外との報道があり、もし与那国島に落下し多数の死傷者や被害が及ぶ可能性を考えれば恐怖が増すばかりである。

そこで南西諸島で自衛隊駐屯地を建設する以前に地域住民説明会において基地建設と同時に島民や県民、国民が安全で安心して生活できる堅牢なシェルター建設を約束すべきであり、基地建設ありきの議論では将来に多くの禍根が残りがねない。

したがって、県民、国民の信頼を得るため有事法制に基づき事変に対処すべく、安全で堅牢なシェルターを全国各地に速やかに実現するように下記事項を強く求める。

記

- ①南西諸島を優先第一にし、沖縄県内各地及び全国に堅牢なシェルターを建設すること。
- ②シェルター内には、生活に必要なすべての物資を備蓄すること。
- ③幼児から老人まで必要な医療設備等を完備すること。
- ④冷暖房、空気清浄機等を完備すること。
- ⑤病人、負傷者等の手当てをする医師、看護師等の確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年（2023年）9月27日

沖縄県宮古島市議会

宛先、内閣総理大臣、防衛大臣、沖縄県知事。

◎議長（上地廣敏君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎上里 樹君

今の意見書案第7号について質疑をさせていただきます。

全国各地に、それでしかも南西諸島最優先にとありますけれども、この有事法制に基づくシェルター建設が果たして、宮古島の住民の全員が避難できるような、そういったシェルター建設が可能なのかどうかの是非については、意見等は出ませんでしたか。どのようにこの点。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午前11時22分）

再開します。

（再開＝午前11時22分）

◎総務財政委員会委員長（下地 茜君）

このシェルターを宮古島に造れるのかというような議論があったかということですが、記の中には全ての必要な物資を備蓄する、あるいは医師、看護師等の確保を図ることという文言がありまして、ここに関しては難しい部分があるのではないかと、これをそのまま意見書として出していいものかどうかというような議論はありましたけれども、最終的には、採決を取って、採択の理由でも述べさせていただきましたが、過大な内容であったとしても要請を出すというのは必要ではないかということで、賛成多数となりました。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第62、意見書案第7号については、委員会提出の案件でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理します。

これより討論に入ります。

日程第62、意見書案第7号、有事法制に基づき早急に全国に地下シェルター建設を求める意見書に対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

ただいまの意見書案第7号、有事法制に基づき早急に全国に地下シェルター建設を求める意見書について、反対の立場から討論させていただきます。

この要求する中身は、まさに今国民が、医療の充実、介護の充実、求めている中身そのものなんですけれども、そういったものが今の政府の方針では病院をむしろ減らしていく方向、さらには保健所の統廃合を進める方向、こういった中において、財政上も厳しいという議論がある中で、これもシェルターを全国に造って、そういった医療や介護や全てが充実した中身ができるのであれば、これは大賛成なんですけれども、こういったことが有事法制に基づいてやられているという矛盾を感じます。同時に、宮古島において、地下水の島、ここで5万人を超える住民が避難する施設というのは建設不可能だと考えます。造ったとしても、制空権、制海権を握られているこの離島においては物資が不足する。これを何日間備蓄すればよいのか、こういったことも現実的ではありません。むしろ、やるべきことは、有事法制に基づくこういった施設建設ではなくて、憲法の9条を最大限に生かして外交を強めて、戦争にしない、その道を進むべきです。

よって、この意見書には反対いたします。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

これにて討論を終結します。

これより意見書案第7号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（上地廣敏君）

挙手多数であります。

よって、意見書案第7号は可決されました。

次に、日程第63、意見書案第8号、宮古島市に新たに配備予定の電子戦部隊に関する意見書を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎下地 茜君

意見書案第8号、宮古島市に新たに配備予定の電子戦部隊に関する意見書。みだしのことについて、別

紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第1項の規定により本案を提出します。令和5年9月27日、宮古島市議会議長、上地廣敏殿。提出者議員、下地茜。賛成者議員、上里樹、池城健、久貝美奈子。

本文を読み上げて提案理由に代えさせていただきます。

宮古島市に新たに配備予定の電子戦部隊に関する意見書

防衛省は、2024年度予算の概算要求の中で、宮古島市に電子戦部隊を配備するための経費などおよそ65億円を計上した。

宮古島市への陸上自衛隊ミサイル部隊および警備部隊の配備は2016年の沖縄防衛局の説明会により、宮古島市民に概要を示してきた。事前説明会においては「防衛省としても部隊配置にあたっては、市長を始め住民の皆様からの御理解・御協力を頂きながら進めていくことが重要と考えており、引き続き住民説明会等の場を通じ、丁寧な説明に努めてまいります」としている。

電子戦部隊の配備に関しては、2019年時点、離島における電子戦の訓練について、島内に携帯電話基地局があるため、携帯電話の通信の送受信に使う電波と混信する可能性があるとして、総務省の承認が得られなかったとの報道もなされてきた。自衛隊はレーダ妨害装置にかかる訓練等に、より制約の少ない海外訓練を活用してきた経緯があるとされ、今後、電子戦部隊を配備するとしている配備地において、防衛省は、市民へ想定しうる影響の範囲を明らかにすべきである。

加えて、近年、台湾有事を念頭に南西諸島の防衛強化の方針が示され、とくに先島諸島の島外避難計画やシェルター整備の必要性があるとして、内閣官房においての予算計上もなされている。国に有事を想定した動きがある一方で、市民への説明はなく、住民には有事における命と暮らしの保障について、心配の声が広がっている。

国および防衛省は、新たに配備される電子戦部隊をはじめ、昨今示している国の方針にともない、市民の生活および有事の際に島内外で避難をする市民への影響について、配備地の市民に説明を行う責務があるものとする。

よって、宮古島市議会は、新たに配備する電子戦部隊をはじめ、有事を想定した国の方針にかかる、本市を含む先島諸島等への影響について、市民への十分な説明を行い、市民の理解を得ない新たな配備等進めることがないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年（2023年）9月27日

沖縄県宮古島市議会

宛先、内閣総理大臣、内閣官房長官、防衛大臣、沖縄防衛局長。

◎議長（上地廣敏君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎前里光健君

1点お願いします。

「携帯電話基地局があるため、携帯電話の通信の送受信に使う電波と混信する可能性があるとして、総務省の承認が得られなかったとの報道もなされてきた」とあるんですが、私、関係する方に聞くと、電波自体が全く違う周波数のものということで、それがこのようなおそれがあるというのはなかなか考えにくいんですが、これは報道としてはどこをベースに、参考として抽出したのかお聞かせください。

◎下地 茜君

2019年3月26日の産経新聞で、「自衛隊、離島で電子戦訓練できず 携帯電話と混信恐れ、総務省が認めず」という記事名でこのような記事、少し読み上げますが、「電波法を所管する総務省は基地局の近くで同じ周波数を使った訓練を行えば、「混信を起し、周辺で携帯電話が使えなくなる可能性がある」（電波部）として宮古・石垣両島での妨害訓練を承認していないと説明する」と、総務省総合通信基盤局かと思いますが、電波部の取材と思われます。コメントを引用して紹介しています。2019年時点で防衛省は総務省の認可は得ているということではありましたが、電子戦部隊の訓練は懸念があったというところまでは否定はしていないんです。なので、後述する制約が少ない海外訓練を活用してきたことと併せて、島内で影響がないか、少なくとも防衛省は市民に説明をする必要があり、市議会としてもそれを求めていくのは市民への責任であろうと考えて、今回説明を求めているものです。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありますか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第63、意見書案第8号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

日程第63、意見書案第8号、宮古島市に新たに配備予定の電子戦部隊に関する意見書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

これにて討論を終結します。

これより意見書案第8号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第8号は可決されました。

次に、日程第64、意見書案第9号、徳洲会伊良部島診療所を拠点とした伊良部島の医療・診療に係る課題解決、並びに体制強化を求める意見書及び日程第65、決議案第1号、徳洲会伊良部島診療所を拠点とした伊良部島の医療・診療に係る課題解決、並びに体制強化を求める決議の計2件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎仲間誉人君

意見書案第9号、徳洲会伊良部島診療所を拠点とした伊良部島の医療・診療に係る課題解決、並びに体制強化を求める意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第1項の規定により本案を提出します。令和5年9月27日、宮古島市議会議長、上地廣敏殿。提出者議員、仲間誉人。賛成者議員、下地信広、新里匠。

本文を読み上げて提案理由とさせていただきます。

徳洲会伊良部島診療所を拠点とした伊良部島の医療・診療に係る課題解決、 並びに体制強化を求める意見書

伊良部島唯一の診療所である徳洲会伊良部島診療所は令和5年6月より、管理者（医者）の常勤配置が困難との理由により、診療時間を水曜日の13時から16時、木曜日の9時から17時までに短縮し、週5.5日から1.5日の診療となりました。それに伴い、徳洲会伊良部島診療所の対応力が大きく低下しております。

開所当初は医療機関として入院ベッド数19床を擁し、外来診療や各種検査の実施、24時間体制の救急診療を行っておりました。当時は医院長が島内に住み、普段から病院関係者と地域住民との交流が深く、現在より地域に寄り添った運営がされていました。入院や透析対応、台風時の救急受け入れも実施され、地域住民の安心を支える重要な拠点でした。しかし、現在では伊良部大橋の開通により医療機能が市内の病院へ集約され、診療のみとなっております。受診や薬の受け取りのため週5.5日診療の時は週130人ほどが利用していましたが、診療日数が短縮されたことで利用者の多くは、伊良部大橋を渡って市内で診療を受けることを余儀なくされ、通院コストや身体的な負担が増加しています。この状況は、利用者の大部分を占める高齢者への影響が特に大きく、受診や薬の受け取りを先延ばしにする高齢者もおり、病状の悪化に繋がる懸念されます。

宮古島市高齢者支援課の調査で、本市における65歳以上の高齢者人口は令和5年3月末現在1万5,265名となり、総人口（5万4,964人）に占める割合は27.8%と約4人に1人が高齢者であることが示されています。地域別（平良23.5%、城辺41%、上野23.3%、下地35%）で高齢化率が最も高いのは伊良部地域の43.2%であり、市平均より15.4%も上回っております。また、本市の高齢者の3人に1人が独居老人である状況、そして「老々介護」世帯も増加している状況は、今後も益々増加していくことは明らかです。このような超高齢化社会を地域住民が健康に、そして心豊かに過ごしていく為、いつでも安心して地元地域で診療を受けられる拠点が必要不可欠です。

『沖縄県地域医療構想（宮古島地区版）』において「離島・へき地医療の安定的な提供」と明示されております。宮古島市・沖縄県双方に行政としての積極的な取り組みを下記の通り強く求めます。

記

宮古島市及び沖縄県が主体となり、宮古島徳洲会病院（徳洲会伊良部島診療所）はじめ各医療機関や関

係者と連携し、住民や地域介護事業者等の意見やニーズを基に、伊良部島の医療・診療に係る課題の早期解決、並びに体制強化に向け迅速に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年（2023年）9月27日

沖縄県宮古島市議会

宛先、沖縄県知事、要請書として沖縄県議会議長。

引き続き、決議案第1号、徳洲会伊良部島診療所を拠点とした伊良部島の医療・診療に係る課題解決、並びに体制強化を求める決議。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第1項の規定により本案を提出します。令和5年9月27日、宮古島市議会議長、上地廣敏殿。提出者議員、仲間誉人。賛成者議員、下地信広、新里匠。

徳洲会伊良部島診療所を拠点とした伊良部島の医療・診療に係る課題解決、
並びに体制強化を求める決議

内容としては、意見書案と同じ内容となっております。

宛先として、宮古島市長。

◎議長（上地廣敏君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎前里光健君

意見書に対してですが、3点質疑をさせてください。

文書中段のほうに「利用者の大部分を占める高齢者への影響が特に大きく、受診や薬の受け取りを先延ばしにする高齢者もあり、病状の悪化に繋がることが懸念されます」と。この病状の悪化につながる懸念というのは、具体的に何か挙がっていることがあるのであれば教えてください。

2点目です。2点目に、こちらは伊良部島出身の島尻忠明県議会議員が沖縄県議会において、6月ですけども、この点に関して質問したところ、影響を注視していくという旨の沖縄県議会では答弁がありました。しかし、今現在も動いていないということなんですが、何か県からの動きも全くないということなんでしょうか。2点目です。

次、3点目なんですが、具体的に住民や地域介護事業者なんですが、この対応の中で具体的に何を望んでいるのか教えてください。

◎仲間誉人君

質疑の確認をさせてください。利用者が困っている、病状の悪化につながるものが懸念される具体的な理由が1点と、県議会においても質問がされたその後の動き、3点目が何を望むのかということですね。

◎前里光健君

はい。

◎仲間誉人君

1点目、具体的な理由として、診療の期間が週の5.5日から1.5日が変わったことによって、診療所が開

いている時間帯に病院に診察を受ける方が殺到します。これによって待つ時間も長くなります。そして、やはり1.5日となると開かない日数のほうが多いので、例えばどこか調子悪いんだけど、その日は病院が開いていないから、開いている日に行くようになると、病院に行きたいんだけど行けないというところにおいて、やはり我慢をしてしまう。我慢をすることによって、万が一命に関わる何かであったとするならば、これは体制強化、これをやはり宮古島市は訴えていかないといけないという点が1つです。

そして、県の動き、対応、議会の質問において出たうちの内容としては、島尻忠明議員が提案というか、医療制度において介護医療院というのがあるんですけども、それについて、徳洲会伊良部島診療所において介護医療院を検討してはどうかという質問があったんですが、その後の動きはありません。

そして、3つ目、島民が何を望むのか。これまでの経緯を踏まえて私も一般質問等で質問も行ってまいりましたが、やはり前に進まない状態。もう後退していつている状態なので、今回意見書を出すことによって市議会、県議会が何らかの動きを見せることに期待をしております。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第64、意見書案第9号及び日程第65、決議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

まず、日程第64、意見書案第9号、徳洲会伊良部島診療所を拠点とした伊良部島の医療・診療に係る課題解決、並びに体制強化を求める意見書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

これにて討論を終結します。

これより意見書案第9号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第9号は可決されました。

次に、日程第65、決議案第1号、徳洲会伊良部島診療所を拠点とした伊良部島の医療・診療に係る課題

解決、並びに体制強化を求める決議に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより決議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、決議案第1号は可決されました。

休憩します。

(休憩＝午前11時52分)

再開します。

(再開＝午前11時52分)

では、日程第66、決議案第2号については昼からの議題としたいと思います。

なお、午後の開始は、1時30分から再開したいと思いますので、よろしくお願いします。

休憩します。

(休憩＝午前11時53分)

再開します。

(再開＝午後1時31分)

次に、日程第66、決議案第2号、議会議員として政治倫理遵守の決意を表明する決議を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎池城 健君

決議案第2号、議会議員として政治倫理遵守の決意を表明する決議。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第1項の規定により本案を提出します。令和5年9月27日、宮古島市議会議長、上地廣敏殿。提出者議員、池城健。賛成者議員、長崎富夫、久貝美奈子、下地茜、上里樹、友利光徳、山下誠。

本文を読み上げて提案理由に代えさせていただきます。

議会議員として政治倫理遵守の決意を表明する決議

議会議員は、公正、公平に行動するための行動規範を有し、かつ政治倫理を遵守しなければならない。同時に、道義的責任を伴う存在であると解するべきである。

これに照らした場合、市公共物への無許可工事を、宮古島市議会所属の栗国恒広議員が指示して施工させたことは、当然に批判されなければならない。

台風2号の被災による平良久松地区の護岸の一部損壊については、市当局が国の災害復旧事業を活用して修繕する準備を進めてきた。栗国議員に対しては、災害査定に影響を与えかねないとして工事を行わないよう再三申し入れてきた。それにもかかわらず工事が強行されたことは極めて遺憾であり、事態を看過

することはできない。

さらに栗国議員は、市議会9月定例会の一般質問において、当局が許可しないから無許可で工事を施工したとする趣旨の発言を行った。適正な行政手続きの遵守を怠り、事業執行に少なからず遅延をもたらせたことは厳しく非難されなければならない。

議会議員は公人であり、常に有権者への説明責任が問われている。議員としての自覚と良識の欠如は、議会に対する市民の信頼をも失墜させかねない。栗国議員は、今こそ自らの政治生命を懸けて十分な説明を行うべきであると考えます。

よって、私たち宮古島市議会は、議員としての政治倫理を遵守し、公人として市民への説明責任があることを強く認識して行動していくとともに、市民からの信頼回復に向けて全力を尽くすことを、ここに表明する。

以上、決議する。

令和5年（2023年）9月27日

沖縄県宮古島市議会

◎議長（上地廣敏君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎栗国恒広君

提案者の今の決議文ですけど、文章にあるように、おっしゃるとおり私は再三当局に対して、5月末にこの護岸の一部が欠損したとき、ブロック5枚が欠損したんです。その修復を早くしてくれと。この護岸というのは、干潮、満潮時に、海の潮位によって中が、空洞化する懸念がありますということも3度言いました。しかしながら、当局は何の処置もしません。それについて、当局からどういった処置をするという具体的な説明がありましたか。その辺についてお答えください。だって、調査して再三その内容は分かっているでしょう。当局から聞いて。

（「それは当局に聞くべきじゃないか」の声あり）

◎栗国恒広君

いやいや、提案者が言っているわけだから、提案者が答えてください。5月末にこの台風が起きました。

◎議長（上地廣敏君）

休憩しますか。

◎栗国恒広君

はい、休憩をお願いします。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後1時36分）

再開します。

（再開＝午後1時37分）

◎池城 健君

この質疑に関しては、私のほうで答える必要はないと思っています。私たちが聞いているのは、当局は再三、県の災害申請をするから、それまで待ってくれ、手をつけなくていいと言ったということは聞いております。

◎栗国恒広君

国の査定が入るといのは、その次の話なんです。皆さん誤解していると思うんですけど、国の査定が入るといのは前浜の浸食、あるいは与那覇湾の遊歩道、波で浸食されたことを副市長が8月14日に沖縄県まで行っているんです。副知事のほうに。今回の久松護岸といのは、昨日の農林水産部長の答弁もありましたように、大体560万円ぐらいだと査定が出ている。本来、国の査定が入る以前にこの欠損した部分を穴埋めする。空いた部分を防げば被害拡大はないんです。それを再三お願いしたのに、なぜ許可をしないのか。行政として行政財産を守る、私も公人として行政の財産を守るべき当たり前の立場で、それを何度か申し上げたのではないですか。副市長分かりますよ。私が、空洞になったあの写真は、あれはもう被害が2次災害、3次災害まで起こるようなときになってこういうことをおっしゃっているんです。ですから、宮古島市が災害協定も結んでいるように、2次災害を防ぐためにはどういった手段が必要なのか、5枚の欠損したブロックを穴埋めすればそういった大きなことにはならないんです。それが応急処置なんです。ですから、私は今回に対する決議はあまりにも、国の査定を入れるというような手段ではなかったと。最初に、何度も言いますが、あのときに与党議員も見たときにすぐ当局が対応していれば、そういった道路までの被害拡大はなりません。そして、通行止めするようなこともありません。

もう一つ言わせてもらいます。皆さんが行った対策では不十分ということで、私たちは鉄板まで持ってきて……

◎議長（上地廣敏君）

質疑は簡潔にお願いします。

◎栗国恒広君

こういう鉄板の処置もしながら、しっかり守ったということです。ですから、皆さんが今答えられないというのは当たり前のことなんです。答弁できないんです。答えられないんです。

（「それは議員が決めることじゃなくて、当局が決める……」の声あり）

◎栗国恒広君

これは議員が決めるって、私は議員として皆さんに要請したんです。行政に。なぜそこが判断できなかったかということをお聞かせください。なぜ判断ができなかったか。災害が起きたときにすぐなぜ対応できなかったか、そこをお聞かせください。

◎議長（上地廣敏君）

栗国恒広君について申し上げますけれども、今、提案理由の説明について質疑を受けているということですから、提案者の池城健君に対する提案理由についての質疑を行ってください。簡潔にお願いします。

◎栗国恒広君

では質疑します。再三に申し入れましたと。この文章にあるように、被害を最小限に、2次災害を防ぐために、護岸の一部が欠損したときに、その修繕、応急処置を求めた後、なぜこれができなかったか、この文書の作成に当たってどういう説明を受けたかお答えください。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後1時42分）

再開します。

（再開＝午後1時43分）

◎池城 健君

この久松地区のことについては、全員協議会で説明を受けましたということです。現場には、現在、災害復旧事業による復旧工事に向け災害査定を受ける手続を行っており、災害査定実施までは現在の状況を保持する必要があります。つきましては、市管理公共施設を許可なく現状変更することを禁じます。また、この農道は沈下のおそれがあり、通行止めとさせていただきますので、農道利用者の方は迂回していただきますようお願いいたしますという貼り紙もあったと聞いております。

◎栗国恒広君

池城健議員、これは時系列ですよ。全員協議会で農林水産部長が話したのは、これまでの時系列なんです。私が言っているのは、再三の要請に関しても、行政財産と十分認識の中で、なぜその対応が遅れたかということを知っています。再三……

（議員の声あり）

◎栗国恒広君

いやいや、ですから再三私を止めた文書があるわけでしょう。だから、当局から聞いているでしょう。

（議員の声あり）

◎栗国恒広君

いや、ですからこの決議書に再三と、私も公人として、公共の財産を守る立場として、しっかり応急処置をやれば被害拡大がなく、それを再三申し入れたんです。それに対して、この文書で再三、逆にやらないでくださいという文書は、これどういうことですか聞いています。

（「休憩」の声あり）

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後1時46分）

再開します。

（再開＝午後1時46分）

◎池城 健君

これは、市当局が国の災害復旧事業を活用して修繕する準備を進めてきたため、災害査定に影響を与えかねないとして、工事を行わないよう再三申し入れてきたという話を伺っております。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎狩俣政作君

先ほど西里芳明議員がお話ししていた感じも私も受けるんですけど、このタイトルは議会議員としての政治倫理遵守の決意表明、これ議員全員に対する決議なのかなと思うんですけど、でも3行から14行まではもうほぼ栗国恒広議員に対する話ですよ。なのに、議会議員として私らも入っている。15行目に「よって、私たち宮古島市議会は、議員としての」ということは、これ全議員に言っているんですかね。本来であれば、3行目から14行目の栗国恒広議員のことであるならば、栗国恒広議員へ対する決議ではないですか。それはどう決めたんですか。

◎池城 健君

今回、議員が公共物を無許可で工事をするという、あってはならないことが起こりました。宮古島市議会議員として、私たちはこのことをしっかり捉え、私たち全員のことで受け止め、宮古島市議会で二度と同じことが起こることがないように、私たちはしっかりと考えを改め、行動していくことが大事かなというところでこの決議案を提出しました。

◎狩俣政作君

いや、私ら議員は常日頃そう思って行動していますよ。でも、今回は議員が、ここ何でトータルなんです。やるのであれば個人でいいのではないですか。この決議案は全員に関わってくるんです。そうではなくて、栗国恒広議員に言うのであれば、栗国恒広議員に対する決議のほうが妥当かなと思うんですけど、その辺の見解をお聞きします。

◎池城 健君

狩俣政作議員のおっしゃるように、議員の皆さんはしっかりと襟を正して議会活動しているものと私も認識しておりますが、今回、無許可で議員がこういう工事をしてしまった、市民もそれに対してたくさんの方々の非難の声もあります。私たちは、宮古島市議会議員として、二度とこういうことが起きてはいけない、これを全員でもう一回確認する必要があるということで提出しました。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎下地信男君

では、私も何点か質疑させていただきます。

今の狩俣政作議員の質疑にもつながるかもしれませんが、政治倫理の遵守というのは個人個人がしっかり取り組むべきことだと思います。これを決意を表明するという形にした意味というのを教えてください。

それから、今、決議の中で政治倫理に反する例として栗国恒広議員の例が挙がっていますが、この例を取って言えば、この問題は栗国恒広議員と当局の問題だと思います。今もう栗国恒広議員と、それから当局の主張がかみ合わないという状況で、この問題について何ら双方の間で解決あるいは問題の決着というのがない中で、この文面を見ると極めて個人的な強い批判を示している決議案になっています。これは少し決議案にそぐわないかと思うんです。もう一つ言わせてもらえば、本人が問題があるというのであれば、やはり双方の弁明の機会、これはそれがなくこういうふうに断じているということが、当然に批判されなければならないとか、事態を看過できないとか、信頼を失墜させかねないというのは、双方の弁論

を聞いて、しかるべき決着があったときに言うべきものであって、今の段階でこれ断定するということが一方的な非難としか私には捉えられません。その辺をどういうふうに思いますか。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後 1 時52分）

再開します。

（再開＝午後 1 時53分）

◎池城 健君

先ほどから言っていますように、無許可工事という、極めてこれまでであったことのないようなことを議会議員の指示の下に行われた。これは、市民からもかなりの非難の声が上がっております。この市民からの信頼回復に、私たちは信頼回復を得るための行動をしなければいけないと思っています。それでこの決議を出しました。また、この問題は無許可工事をしたという事実です。この事実は、市民の皆さんも驚いています。こんなことがあり得るのか。そのことを私たちは議会人としてしっかりと捉えて反省しなければいけない。それをこの議会の場でしっかりと市民に表明する必要があるということです。

弁明の場ですが、栗国恒広議員は議会の場でも、全員協議会の場で……全員協議会はなかったですね。議会の場でも何度も、一般質問の中でも自分の立場については話をなされていると私は思っております。

◎下地信男君

当然市民には説明は果たしていく。ただ、問題がまだ決着していない中で何をどう説明するんですか。今回の事案でいうと、これが定かでない部分を、双方との関係というのがまだ決着していないんです。では、これは皆さん方決着したという認識だったら、どういうふうに決着しているんですか。これ言ってください。

（議員の声あり）

◎議長（上地廣敏君）

静粛にしてください。

◎下地信男君

双方の問題解決がまだできていません。弁明で……

（議員の声あり）

◎議長（上地廣敏君）

静粛にしてください。

◎下地信男君

弁明を求めるとい話をしたら、一般質問でやっているという話は少し違いますね。これはしかるべき場でしっかりと双方の言い分というのはあって、やはりこうだったという結論を導き出していくためにこれ弁明というのは必要だし、一般質問でやっているからという話ではないと思います。文面の中で「今こそ自らの政治生命を懸けて十分な説明を行うべき」というのは、具体的にどういう行動を取ればいいんでしょうか。

◎池城 健君

これは、議会人として、社会人として、全ての面において法令遵守をして、しっかりと市民の納得のいく行動していただきたいということです。

◎下地信男君

答弁で弁明の機会を与えるべきではないかということで一般質問で言っていると言っていますが、弁明の機会と一般質問は違うと思いますけど、皆さんはこれ一緒だと思っているんですかという質疑。

◎池城 健君

弁明の機会と言っていますが、栗国恒広議員本人は、記者を呼んで、マスコミに対して記者会見をして、それが報道もされております。私たちは、そういうのもしっかりと見て、その上でのこの決議の提出になっております。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎前里光健君

質疑させてください。

この決議のタイトルに「議会議員として政治倫理遵守の決意を表明する決議」とあります。先ほど議長も宮古島市全体に係る決議と解しているというふうにおっしゃっております。その中で、実際にそういったながらも議員個人名、栗国恒広議員に対して当然に批判されなければならない、厳しく非難されなければならないと、個人の議員に向けた、ある意味これ決議、メッセージを送っている。これは社会的批判も伴う決議になるわけです。ある意味、社会的な非難も受ける可能性がある。しかしながら、当事者、行政と栗国恒広議員は真っ向から今その部分で対立をしています。台風の被害によって地域の住民の声を聞いた。それで栗国恒広議員は何回も行政に訴えた。しかし、やってくれなかったから、もうその中で行ったという善意、善意があったからといって何やっていいというわけではないんですよ。ただ、人を助けるという意味があって、地域の皆さんの声を聞いて、やるべきことをやりたいという思いがあったと。それに対して行政が遅かったという対立がありますけれども、その対立の中で、文章で、先ほどありますが、無許可工事、これ無許可工事というのは、一体具体的に何か違法性があるのかどうかお聞かせください。

◎池城 健君

私たちは、この社会の中で生活する中で、お互いの権利を守るためにも、お互いが気持ちよく生活するためにも、ルールに従って生活しているものと私は思っております。その中で、公共施設への工事は、ちゃんと市の許可を得てこれまでなされてきたものと認識しています。それを市が止めたにもかかわらず、そういう工事をしてしまう。いや、やらないでくださいと言っているのに、やってしまう。こういうことが許される宮古島市だと、もう宮古島市、何でもありになってしまわないですか。そういう意味で無許可工事、つまり市がまだ、やっていいですよと、緊急だったら緊急で、いや、ここはもうしばらく大丈夫ですよという判断の下やっているかなと思います。許可をしていないのにそれを強行すること自体が私は社会人としていかなものかと思っております。

◎前里光健君

その中で、無許可工事というのが実際に実害が出ているという説明を受けているのであれば、その実害の説明を教えてください。また、これが違法性があるのかどうかというのは、今、役所のほうは弁護士と

相談している。決着がついていないんです。その中で社会的にこれを断定する決議を宮古島市が判断していいのかという部分も出ますが、今その違法性の部分と実害あるのかどうか、その点教えてください。

◎池城 健君

違法性については、当局は今弁護士と相談しているということなので、私からは答えることはできませんが、議員として高い倫理観を持って行動しなければいけない立場の議員が、市の制止も振り払って無許可で工事をするということ自体が問題であると。そのことは市民の皆さんからも聞こえてきています。それに対して、私たちは議会議員としてちゃんと市民に応えなければいけないと思っています。

◎前里光健君

今答弁ありましたけども、まだ決まっていないんです、何も。実害もあるかどうかというのも、それをここで断定できないんです。だからといって栗国恒広議員が社会的に今これ非難を浴びる決議を世の中に発信する。そういうのであれば、議会議員として政治倫理を遵守する決意を表明する決議、議会議員は公正、公平に行動する、ここに書いてありますよ。これ、では司法の判断も何もないまま、それを我々が先に、これは栗国恒広議員が悪いんだ、いいんだという断定する決議を宮古島市が出すことが妥当ですか。

(「妥当だから出しているんだよ」の声あり)

◎前里光健君

では、これ違法性があるということ。

(「無許可工事を皆さんいいと思っているの。おかしい
と思っているでしょう」の声あり)

◎議長(上地廣敏君)

静粛にしてください。

◎池城 健君

社会人として、議会人として、市の公共物に対して無許可で工事をするということは倫理に反すると思っております。

◎議長(上地廣敏君)

ほかに質疑はありませんか。

◎平良敏夫君

無許可工事が問題になっているわけですけど、例を出しますけど、1つだけですね、例えば今回は海岸沿いの道路だったんですけど、別のところで、例えば山崩れで道路が塞がった、それをある善意を持った会社が来てきれいに、無許可ですよ、きれいにして通れるようにするというのもやはり違法なんですか。そのことに答えてもらえますか。同じことだと思うけど。

(議員の声あり)

(「質疑が逸脱している」の声あり)

◎平良敏夫君

いやいや。というのは、逸脱はしていないですよ。そういう工事、これ通じるところが私はあると思うから。市民が困っているんだから。そういうことを言っているように、状況、状況によって変わるということもあるわけですから、そのことに対して答弁してください。そのときはどうなるのかって。違反にな

るのか。

◎議長（上地廣敏君）

暫時休憩します。

（休憩＝午後 2 時06分）

再開します。

（再開＝午後 2 時06分）

ほかに質疑はありませんか。

◎下地信広君

法令を遵守するのは、これはもう当たり前の話であります。ただ、この場では栗国恒広議員、名指しでやっておりますが、では行政の責任というのは全くなかったのかどうか。そういったの今から判断されるわけでありますので、ちょっとこれ早いのかなという感想もありますが、その遅れた部分でもやはり行政にも責任がここは少しはあるのかなと思っておりますし、そういう意味で法的な部分、守らないといけな部分、もちろん行政というのは申請主義ですから、時間もかかります。それをまた待つてやるのが筋であります。ではなぜこんなに、栗国恒広議員が言っているように、長らく、申請しているけど、まだまだ許可が下りなかったのかなと。想像はできますけど。その行政の仕切りをどういうふうに皆さん捉えているのかなと。思っています。その辺を少しコメントいただけますか。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後 2 時08分）

再開します。

（再開＝午後 2 時08分）

◎池城 健君

当局の説明では、その道路は生活道路でもなく、住民の不便を、迂回道路もあるので、国からの災害復旧事業を活用するために査定を待っているという話を聞いています。ですから、慌てる必要はないという判断だったかなとは思っていますが、とにかく私が問題にしているのは、行政が今は待ってくれとお願いしているにもかかわらず、無許可でこの工事をしたという行為が人として、議会人として許せるのかということ。です。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎新里 匠君

当然、公共の建造物を勝手にすること自体は許されないと私も思います、これは。それがどのような状況だったかということは、やはりこれからという話でありますけれども、何も目的がなくとか、やはり勝手にルールを守らないということであれば、これはもうやらないほうが良いと私も考えています。その上で質疑をいたしますけれども、この決議書の意味、目的を教えてくださいと。思っております。これは宮古島市議会の全体のこれからの行動に対しての心意気といいますか、そういうことを書いているんですけども、先ほどからの質疑の内容を聞いてみると、これはもう栗国恒広議員に対する懲罰ではないかと

いうところがあるので、この決議書の目的は何なのか教えていただきたいと思います。先ほど信頼を回復するためとは言いましたが、ただこういう公の場でこれをさらすということは、やはり罰に値するのではないかなと思っているんですけども、そこら辺教えてください。

もう一つ、この決議というか、3行目からの話は、議員としての栗国恒広議員へのものなのか、個人としての栗国恒広なのか、そこを教えていただきたいと思います。

◎池城 健君

先ほどから言っていますように、このことはマスコミに報道されて以来、市民の方も高い関心を持って見ております。それを私たちや同じ宮古島市議会議員として、このようなことが二度とあってはならない、またこのようなことがあると市民の議会に対する信頼も失われてしまいます。それを、私たちはここでこれを決議することによって、市民に私たちの姿勢をいま一度しっかりと見せる、これはとても大事なことだと思います。私たちは議会人として市民のためにしっかりと頑張っていきますよということの決意の表れだと考えております。また、栗国恒広議員は公人であります。議員、公人としてのこういう行動が多くの市民に誤解を与えているものと考えております。

◎新里 匠君

今の答弁だと、決議書の目的は何かということに対して、やはり市民が関心を持って、これはいけないことだということであるから、私たちは栗国恒広議員を批判した上で規範を守りながらやりますよということというのは、やはり罰を与えていると等しいと思っております。

もう一つ、今の答弁だと、栗国恒広議員に対しての政治倫理遵守も話をしているということですよ。栗国恒広議員への。個人ではないですよ。要は私が言いたいのは、議員としての栗国恒広議員なのか、個人である栗国恒広氏なのかによって議会の取るべき姿が変わってくると思うんです。先ほどの答弁だと、議員としての栗国恒広議員への話であるならば、なぜ地方自治法第134条を使わないんですか。私たち議会ができることは、やはり議会のルールにのっとってやるべきだと思うんです。なので、議員としての栗国恒広議員をという対象であれば、第134条を使うべきではないかなと思うんですけど、そちらについてはどう考えますか。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後2時15分）

再開します。

（再開＝午後2時15分）

◎池城 健君

これは懲罰を求めるものではなくて、栗国恒広議員の無許可工事について、市民が今、議会に対して不信感を持っている。私たちは議会人としてしっかりとこれから頑張っていきますよという決意を示さないといけないと思っているんです。その決意を表明する決議です。よろしくお願いします。

◎新里 匠君

先ほど懲罰にはできないということは、やはりこの議会としてそれが懲罰に値するのは、この議場で起こったことであるし、議員としてやったことであります。個人に対しての不信感があるよというところで、

議会でのこのような決議という部分で批判をして決議をするというところはやはりそぐわないのかなど。もちろん私もこういう行動に対しては、これは慎むべきだと思っておりますよ。こういう無許可な部分であったとするならば。それは、市民とここにいる議員全員が思うところであります。けれども、やはりルールを守りなさいと、この趣旨やって書いてありますよね。ルールを守っていきましょうと言っているんだから、やはりここは議会のルールも守って、懲罰するんだったら懲罰するぞと言って第134条を使えばいいんです。それができないのであれば、これは個人に対するものなので、栗国恒広さんに直接言ったらいいかなと思うので、やはりここに対する今回の決議はあまりふさわしくないと思いますけれども、どう思いますか。

(議員の声あり)

◎議長(上地廣敏君)

静粛にしてください。何回言わせるんですか。

◎池城 健君

これは、昨日の一般質問においても、栗国恒広議員は議場において、当局が許可しないから無許可で工事を施工したんだという趣旨の発言をしております。市民もそれはみんな聞いております。それを議会として、では容認していいのか。私たちは、議員としてそれは違うよと、宮古島市議会議員としてしっかりとルールを守って、公人として市民に説明の納得がいく行動していきますよという決意を示したものだと思っております。

◎議長(上地廣敏君)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第66、決議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

日程第66、決議案第2号、議会議員として政治倫理遵守の決意を表明する決議に対する討論の発言を許します。討論がなければ採決に入ります。採決の前に討論はありませんか。

◎平良敏夫君

この決議に対する反対討論をしたいと思います。

いろいろ言っているんですけど、まず私もちょっと腑に落ちないのは、この決議案は栗国恒広議員を非難する決議書なのか、それともまた議員全員が襟を正すことの決議書かということで、よく分からないところがあります。それと、決議書の下3行は、「私たち宮古島市議会は」から「信頼回復に向けて全力を

尽くす」には賛同しますが、栗国恒広議員は十分な説明を行うべきであるとの文言がありますけど、これまで池城健議員も言っているように、一般質問も含めて十分な説明はしていると私は思っております。このおかしな文章の内容に納得できかねますので、決議案に反対したいと思います。

◎山下 誠君

決議案第2号、議会議員として政治倫理遵守の決意を表明する決議に賛成の立場から討論させていただきます。

この間、野党の皆さん大分質疑されていますけども、今回の一件は、もう本当単純な、ストレートな問題で、やはり栗国恒広議員が行った無許可工事、これは公人としてあかんだろうと、ただその1点なんです。だけど、皆さんの質疑を聞いていると、罪が確定してからでない駄目だとか、そうではなくて、まずは公人としての政治倫理としてしっかりとこれを守っていこうではないかと、みんなで守っていこうという決意表明なんです、文言のとおり。だから、それ何も反対することもなし、討論もないわけだから、別にこれはみんなで襟を正して頑張っていこうという決意表明なんだから、それはみんなで賛成しましょうよ。別にこれ栗国恒広議員を、さっき新里匠議員が言ったように懲罰委員会ではないので、これ懲罰ではなくて、今問題を言っているように違法かどうかの確定というのは、それは当局がもちろん何らか訴えて、そこから先もし何か白黒出たら、そのときはそのときの対応を取れば良いと思う。でも、今は無許可工事をしたという実態があるから、まずはそこをもって、この24人、議会議員24人でしっかりと襟を正す決意を表明しようではないかと、市民の皆様が決意を表明しようではないかということなので、ぜひともここはよろしくお願ひしたいと思います。賛成討論でした。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

これにて討論を終結します。

（「議長」の声あり）

◎下地信男君

この決議案、政治倫理を遵守するということを促すよりも、栗国恒広議員個人を強く非難する文言になっています。やはりこれは問題解決が図られた後に、これは栗国恒広議員と当局の問題だと思いますので、双方がこれから協議するのか、裁判に行くのか分かりませんが、まだ問題解決に至っていないという中でこういう個人を強く非難するような文面の決議案については、私は審議に加わることはできませんので、退席いたします。

（下地信男君、山里雅彦君、下地信広君、平良和彦君
栗国恒広君、退席）

◎狩俣政作君

公明会派も同理由で退席しますが、まだ決着がついていないことがあります。もしこれが仮に裁判をして何もなければ大問題になります。非難攻撃で。なので、これは退席します。

（狩俣政作君、富浜靖雄君、退席）

◎新里 匠君

本当に個人的には、与党の皆さん言うとおりに、やはりこれは批判をされるべき部分がたくさんあると思います。ですが、これは議会としてやるということにおいては、やはり個人攻撃が強いのかなという思いと、あと決議書の使い方、これはやはり栗国恒広議員へのものだということで、問題があるのであれば地方自治法第134条にあるとおりに懲罰をやるべきだと。必要ならですよ。必要なら。ただ、できないということは分かります。個人の議会外での行動なので。なので、今回の決議をこういうふうにするという部分はおかしい使い方だなと思っております。これはもう議会のルールに反しているやり方だなと思っておりますから、私も退席いたします。

(新里匠君、退席)

(「議長、ちょっと休憩」の声あり)

◎議長(上地廣敏君)

休憩します。

(休憩＝午後2時26分)

(平良敏夫君、我如古三雄君、前里光健君、退席)

◎議長(上地廣敏君)

再開します。

(再開＝午後2時28分)

これより決議案第2号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長(上地廣敏君)

挙手全員であります。

よって、決議案第2号は可決されました。

休憩します。

(休憩＝午後2時29分)

(山里雅彦君、下地信広君、下地信男君、平良和彦君

新里 匠君、前里光健君、栗国恒広君、平良敏夫君

我如古三雄君、狩俣政作君、富浜靖雄君、着席)

◎議長(上地廣敏君)

再開します。

(再開＝午後2時31分)

次に、日程第67、派遣第1号、議員の派遣についてを議題とします。

本件については、派遣第1号のとおり、本市で開催される令和5年度市議会議員・事務局職員研修会への参加のため、令和5年10月18日の1日間、議員全員24名を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、この際お諮りします。ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合は、これを議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

(「議長、休憩」の声あり)

◎議長(上地廣敏君)

休憩します。

(休憩=午後2時32分)

再開します。

(再開=午後2時40分)

次に、日程第68、決議案第3号、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の設置に関する決議を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎新里 匠君

決議案第3号、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の設置に関する決議。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、宮古島市議会会議規則第14条第1項の規定により本案を提出します。令和5年9月27日、宮古島市議会議長、上地廣敏殿。提出者議員、新里匠、賛成者議員、狩俣政作、栗国恒広、下地信男、前里光健。

本文を読み上げて提案理由に代えさせていただきます。

9月定例会に上程された同意案「農業委員会委員の任命について」における質疑や一般質問の答弁において、告示された宮古島市農業委員会の農業委員の選任に関する事務処理要領から逸脱した結果を上程している理由として、市長は「総合的な判断」によるとし、「公平性、透明性」も担保されているとしているが説明根拠が不十分である。「総合的な判断」「公平性、透明性」を明らかにするとともに、事務手続き等を確認するために調査特別委員会を設置する。

農業委員会委員候補者の選考に対する
調査特別委員会の設置に関する決議

次のとおり農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会を設置するものとする。

- 1 名 称 : 農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会
- 2 設置の根拠 : 地方自治法第109条、宮古島市議会基本条例第18条、及び宮古島市議会委員会条例第6条
- 3 目的 : 農業委員会委員候補者の選考に対する調査

4 委員の定数 : 9人

5 調査期限 : 上記特別委員会は、3に掲げる調査が終了するまでとし、閉会中もなお調査を行うことができるものとする。

6 調査費用 : 本調査に要する経費は、20万円以内とする。

よろしく願いいたします。

◎議長（上地廣敏君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎下地 茜君

提案理由の中に「総合的な判断」「公平性、透明性」を明らかにするとともに、事務手続き等を確認するために調査特別委員会を設置する」と書いています。事務手続等と書いてありますので、事務手続以外どういうことを想定されているのかというところをある程度明らかにしていただきたいなと思っております。というのも事務手続に問題があったかどうかということも一般質問で本当に連日問われて、当局のほうも説明を重ねていたと思います。それで、当局のほうは問題ないというような説明をしていたと思いますので、恐らくこの調査特別委員会の中ではそれ以外の部分ということも問われてくるのだろうかということを確認したいなと思っております。よろしく願いいたします。

◎新里 匠君

事務手続等とは何かということでありませけれども、この「等」というのはやはり、公明性、公平性、透明性を客観的に確認をすることが必要になれば、事務手続以外のものも出てくれば、必要ならばこれも調査をするということでありませ。この事務手続の公正性、透明性という部分において、下地茜議員が当局はちゃんとされていると、正当だということと言っていたと言っているんですけども、私どもはこれに公平性、透明性を見いだせない。なぜならば、事務処理要領からこれ公告されたものが、決められたものがそのとおりやられていないということで、公正性、透明性が保たれていないので、理由のほうにも書いてありますけれども、透明性を見いだすために行うということでありませ。

◎下地 茜君

今のご説明の中では、やはり事務手続を主として公平性、透明性、総合的な判断が保たれているのかということを確認したいということと捉えていいのか。「等」というところは、それ以外のものが出てくれば検討していくということで、主に事務手続の部分を考えたいということですかということを確認したいのと、それから調査期間について、いつまでというのが少し曖昧といいますか、延ばせるような形で書かれているのかなと思っております。これについては、今定例会の中でもこの案件が政治的ではないかというような話も一般質問の中でありませたので、またこの政治的ということにこの特別委員会も引きずられていってしまうことがないように、ある程度この期間というのは区切るべきではないかというふうに思っております。この期間についてはどのように、少しこれ事務的な質疑かもしれませんが、決められるのか、委員の中で決めていくのか、もうこれ行うことができるものとしているので、いつまでと決めずに行うものなのか、その辺りお聞かせいただきたいと思っております。

◎新里 匠君

期間については、やはりこの問題がもう、調査が終了するまでとしておりますので、終了しなければ続くということでもあります。評価委員会が提出した評価点はもう市長に報告されていますから、市長からの流れが不透明だというところでもありますから、その部分だけなので、そこまでかからないと。誠実に明らかにしてくれば、そんな時間はかからないんじゃないかなと思っております。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎山下 誠君

決議案第3号、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の設置に関する決議について、提案者の新里匠議員に質疑させていただきます。

提案理由で農業委員の選任に関する事務処理要領から逸脱した結果を上程しているという理由として市長は云々かんぬんと書かれていますけども、この市長のその次に来る言葉、「総合的な判断」による、これはいわゆる農業委員会等に関する法律第8条の規定に沿って、市長に権限が属しているという意味で市長は、その部分で総合的な判断を下しているというふうに理解をしています。その中で、上位法の農業委員会等に関する法律もここに入れなかった理由は、触れなかった理由は何かおありなんでしょうか、お聞かせください。

◎新里 匠君

農業委員会等に関する法律というのは、上位法のほうですね、は委任をされております。権限移譲されております。逐条地方自治法の第153条において、読みます。事務の委任というところを読みます。「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる」とあります。そして、ここにこう書いてあります。「委任をした普通地方公共団体の長においては、自らこれを処理する権限を失う」と書いてあります。

（「ちょっと休憩」の声あり）

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後2時52分）

再開します。

（再開＝午後2時53分）

◎山下 誠君

今の説明は分かりました。それでいきますと、この調査特別委員会、仮に設置された場合は、その上位法に関しては調べを尽くさないという理解でよろしいですか。これも触れながらこの上位法もしっかりと議論をしていくという理解でよろしいですか。どっちですか。

◎新里 匠君

上位法も含めての法律の中で、これは条例だったり、規則だったり、要領だったりというところについておりますので、基本は上位法である農業委員会等に関する法律であります。けれども、この権限が委任されておりますので、これは上位法の部分を根拠とする市長の答弁は、考えは当たらないよと。さらに言

うと、この要領というのはもう公告されているんです。宮古島市民にこうやりますよという、ルールはこれでやりますよということをやっているんで、これは途中から変えることはできないので、これはもう委任されている部分、権限移譲されているので、上位法は使わないと。使わないというか、それが理由には当たらないというところです。

◎山下 誠君

3回でしたよね。では、最後の質疑ですけども、今の新里匠議員のお話を聞く限りにおいてはですが、上位法である農業委員会等に関する法律については、もうその部分は、市長の権限はある意味、農業委員会のほうに行っているんで、市長の権限はもう剥ぎ取られているというふうに受け止めたんですけども、それでいくと、その説明、この提案理由にもあるんですけども、「公平性、透明性」も担保されているとしているが説明根拠が不十分であるという書き方をしているんですけども、市長はこの質疑とか、あるいは一般質問とか、そういうものに対する皆さんの質問に対して、農業委員会等に関する法律をやはり使って、自分としてはその中で判断をしてきたと。市長の権限は自分が持っているものだということで判断をしてきたということがありますので、やはりこれは上位法もここに記載して全てを調べ尽くすという理由のほうが私はよいかなとは思っています。その辺りもう一度ご答弁願えますか。

◎新里 匠君

当然これも入っております。これも含めての事務処理要領だと思っております。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎久貝美奈子君

私も確認したいことがありますので、質疑いたします。

事務の一部を委任するというものと権限を移譲するというものは変わってくると思うんですけど、事務の一部を委任するというのは、そのまま、宮古島市全ての事務が市長名で動いて、皆委任されて動いているわけです。決裁も部長までの決裁とか副市長までの決裁、それぞれ委任されている部分があるんですけど、その場合に全て市長の権限がなくなるという、私はその認識ではないんですけども、事務の一部委任と権限移譲というのがちょっと違う、権限まではなくならないと思う。それで、同意案を提出するということは、市長名で提出していますので、全て市長の責任で、だから逆を言えば、農業委員会で何か起こったときに、責任は農業委員会が取るわけではなくて、市長がもちろん責任取らないといけないと思っています。事務の一部を委任しているのであって、権限は市長に残るというふうに、地方自治法でやはり市長の権限というのは重いとなっています。それに対して公平性、透明性があるか、政治的なそういった不正があるとか、そういったものの調査になると思いますが、その辺の調査というのはどのように、権限についてどのように調査していくのか、少し難しいところかなと思っているんですけど、その辺教えていただきたいと思います。

◎新里 匠君

権限の確認をするとかではなくて、事務手続を調べるというところです。評価委員会が提出したのについて、これが出されたものと上程されたものについて異なっているので、これはどうして起こったのかということを確認をするという意味でございます。その手続としては、公告をして皆さんに、宮古島市民

に知らしめてスタートしているわけですから、それが逸脱されたというところを、なぜそうなったか、誰がやったのか、いつ指示したのかということも含めて調べるというところでもあります。

◎久貝美奈子君

では、地方自治法で市長の権限でできるかどうかというところを、昨日一般質問を聞いていますと、それだったら事務処理要領など要らないだろうというふうに新里匠議員おっしゃっていたんですけど、私は、一部事務を委任するということはやはり事務処理要領が必要なわけでありまして、権限は市長に残っているんですけども、内規といいますか、要領、事務を委任するに当たって、やはり事務をする側、事務を一部任された側は事務処理要領というのが内規で決まっているわけです。なので、昨日の答弁とか見ていますと、権限があるかどうか、勝手に何か市長がやっているのではないかとというようなところを調査していくのは違うかなと思うんですけど、要は不正があるかどうかということですか、今から調査していくというのは。権限については法律で決められていると思うんです。その辺はもう調査しなくても、法律で市長の権限というのは重いんです。それなので、何かあったときは市長が全部責任取らないといけないんです。それを全部その委任された人が責任を取るというのは違う。それなりに重い権限を市長というのはやはり与えられていると私は認識しているんですけども、なので調査していくのは不正があったかどうかということでしょうか。教えてください。

◎新里 匠君

権限を調べるということではなくて、手続がどう行われたかということでございます。不正があったかどうかということではないです。今、不正があったとは一言も言っておりません。この流れがどうやって起きたかということでもあります。

もう一つ、最初の質疑は、事務処理要領は要らないのではないかと言ったのは、事務処理要領を守っていないから、それがすっ飛ばされて農業委員会等に関する法律だよと根拠を言っているのだから、それだったら、条例も守らないんであればですよ、条例も規則も要領も要らなくなりますよ、だから守ってくださいねという意味でございます。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありますか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

これにて質疑を終結します。

お諮りします。

（「議長、休憩お願いしたいんですけども、自分は…
…」の声あり）

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後 3 時 02 分）

再開します。

（再開＝午後 3 時 20 分）

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第68、決議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

日程第68、決議案第3号、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の設置に関する決議に対する討論の発言を許します。

◎山下 誠君

では、この決議案第3号、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の設置に関する決議に反対の立場から討論させていただきます。

先ほどの質疑も踏まえてなんですが、今9月定例会において、この農業委員会の選考過程においては多くの議員の皆様からたくさんの質問があったと思います。それに対して当局の皆さんも真摯な姿勢でお答えになってきたかなと思っていますので、かつこの提案理由の中に、先ほど新里匠議員とやり取りしましたが、やはり上位法に触れていないということも含めて、どうも宮古島市農業委員会の農業委員の選任に関する事務処理要領、ここに随分こだわった提案理由になっているなということもありますので、総合的な判断から反対したいなと思っています。一応市長も常々総合的な判断、市長の権限の下にやってきたというふうに当局の説明は十分であったと思いますので、公平性、透明性は保たれていると考えています。

以上の理由から、決議案第3号、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の設置に関する決議に対しては反対させていただきます。

◎議長(上地廣敏君)

ほかに討論はありませんか。

◎下地信男君

私は、この決議案第3号、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の設置に関する決議について賛成の立場から討論をさせていただきます。

農業委員の選考過程においては公平性、透明性が確保されねばならないということが法律にしっかり明記されている中で、市長は総合的な判断という話をしてしていますね。では、総合的な判断とは何かという疑問が残ります。さらに、農業委員会の権限に属する事務処理要領なども一方的に改めて運用しているところがあって、これまでも一般質問を通してかかる疑義について質問しましたが、当局の説明はもう判然としない状況にあります。したがって、ここに特別委員会を設けて、かかる疑義について調査あるいは確認をして、やはり行政の公平性、透明性をしっかりと確保するために、しっかりとした調査が必要だということで、この決議案第3号、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の設置に関する決議については、特別委員会を設けることについては賛成をいたします。

◎議長(上地廣敏君)

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより決議案第3号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(上地廣敏君)

挙手多数であります。

よって、決議案第3号は可決されました。

ただいま農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会が設置されましたので、しばらく休憩し、全員協議会を開催し、同特別委員会委員についての協議を行いたいと思います。

休憩します。

(休憩＝午後3時24分)

再開します。

(再開＝午後3時39分)

この際、指名第1号、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員の選任を行います。

特別委員会の選任については、宮古島市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、久貝美奈子君、砂川和也君、富浜靖雄君、山下誠君、栗国恒広君、平良敏夫君、前里光健君、下地信男君、新里匠君、以上9名を指名します。

ただいま調査特別委員会委員を指名しましたが、しばらく休憩し、正副委員長の互選をお願いします。

休憩します。

(休憩＝午後3時40分)

再開します。

(再開＝午後3時48分)

ただいま農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会から正副委員長の互選の結果報告がありました。

農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員長に富浜靖雄君、同副委員長に砂川和也君がそれぞれ選任されました。

次に、日程第45、同意案第4号、農業委員会委員の任命についてを議題とし、討論の発言を許します。

(「議長」の声あり)

◎山里雅彦君

今回の同意案、農業委員会委員の任命については、農業委員会委員候補者の選定過程において、事務処理要領に反し、明確な判断基準も示されず、また公平性、透明性も担保されず、市長の独善的な判断となっており、市長は公正性及び透明性を持って審査した評価委員会の評価結果に基づいて候補者を提案すべ

きであると考えます。したがって、今回の農業委員の同意案については、審議に応ずることはできませんので、我々保守宮古未来会は退席いたします。

(山里雅彦君、下地信広君、下地信男君、新里 匠君
平良和彦君、前里光健君、退席)

◎狩俣政作君

公明会派も同理由で退席します。

(狩俣政作君、富浜靖雄君、退席)

◎栗国恒広君

自民会派も同理由で退席いたします。

(栗国恒広君、平良敏夫君、我如古三雄君、退席)

◎狩俣勝成君

我々市民創会も退席しますが、一言だけ申し上げます。

私たち中立2人、平良地区が4名になったということに対して反対ではありますけども、昨今の農地行政を取り巻く環境は極めて、責任もあつたり、大変厳しい、難しい状況になっています。ということで、人員は17名を確保したいという思いもありますので、私たち2人は退席します。

(狩俣勝成君、砂川和也君、退席)

◎仲間誉人君

私も同様な意見から退席をさせていただきます。

(仲間誉人君、退席)

◎議長（上地廣敏君）

ただいま出席議員数が定足数を欠きましたので、会議規則第12条第3項の規定により暫時休憩します。

(休憩＝午後3時51分)

(休憩中、議長は再開し、同意案17件を審議すべく、出席を求めたが応じなかった。会議時間の閉議時刻の午後5時が近づいたため、議長は午後4時57分、議場のブザーを鳴らし、会議時間の延長を諮るべく出席を求めた。しかし、午後5時となっても定足数に達せず、流会となった。なお、同日は、9月定例会最終日であったが、議長の閉会宣告が行えず、同定例会は自然閉会となった。)

(流会＝午後5時00分)

(自然閉会＝午後5時00分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

令和5年9月27日

宮古島市議会

議長 上地 廣 敏

議員 下地 信 広

” 狩 俣 勝 成